



| | |
|------------------|---|
| Title | ロシア・ウクライナ・ベラルーシの通商・産業比較：地政学危機の中の経済利害 |
| Author(s) | 服部, 倫卓 |
| Citation | 北海道大学. 博士(学術) 甲第12926号 |
| Issue Date | 2017-12-25 |
| DOI | 10.14943/doctoral.k12926 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/87642 |
| Type | theses (doctoral) |
| File Information | Michitaka_Hattori.pdf |



[Instructions for use](#)

ロシア・ウクライナ・ベラルーシの通商・産業比較
—地政学危機の中の経済利害—

北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士後期課程

服部 倫卓

目 次

第1章 序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

- 第1節 本研究の目的と方法／3
- 第2節 前提となるいくつかの基本点／6
- 第3節 凡例／11

第1部 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの通商と産業

第2章 ロシア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

- 第1節 概観／15
- 第2節 ユーラシア統合とロシアの利害／23
- 第3節 ロシアの輸入代替政策：自国市場というフロンティア／34
- 第4節 ロシアとEUの通商枠組み／46
- 第5節 ロシアの小括／52

第3章 ウクライナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

- 第1節 ウクライナの経済・貿易構造／54
- 第2節 ウクライナ・ロシア経済関係の軌跡／65
- 第3節 ウクライナ・EU関係／70
- 第4節 ウクライナの小括／76

第4章 ベラルーシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

- 第1節 国による指導下での投資主導経済／78
- 第2節 対外経済関係の志向性／79
- 第3節 ロシアおよびとユーラシア統合との関係／85
- 第4節 対EU関係の深層／91
- 第5節 ベラルーシの小括／94

第2部 産業部門別の分析

第5章 農業・食品産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

- 第1節 3国の食品貿易全般の問題／95
- 第2節 ロシアの食品貿易の構造／98
- 第3節 ロシアの食品禁輸と輸入代替の動向／101
- 第4節 ベラルーシの食品輸出とその問題／110
- 第5節 ウクライナの食品貿易構造／115
- 第6節 DCFTAがウクライナの食品輸出にもたらすもの／118
- 第7節 農業・食品産業の小括／129

第6章 石油精製業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131

- 第1節 3国の石油精製業の概況／131
- 第2節 ロシア石油精製業の課題／133
- 第3節 ウクライナ石油精製業の軌跡／137
- 第4節 石油レントをめぐるベラルーシとロシアの攻防／144
- 第5節 貿易データと3国の利益に関する考察／149
- 第6節 石油精製業の小括／155

| | |
|-------------------------------|------------|
| 第7章 肥料産業 | 157 |
| 第1節 肥料産業の特徴と3国の地位 | 157 |
| 第2節 再編と投資が進むロシアの肥料業界 | 163 |
| 第3節 混沌とするウクライナの肥料産業 | 164 |
| 第4節 ベラルーシの肥料産業とロシアとのカルテル | 166 |
| 第5節 肥料貿易の諸問題 | 168 |
| 第6節 肥料産業の小括 | 175 |
| 第8章 鉄鋼業 | 177 |
| 第1節 3国の鉄鋼業の概観 | 177 |
| 第2節 ドンバス紛争で加速するウクライナ鉄鋼業の斜陽化 | 185 |
| 第3節 3国の鉄鋼貿易の諸問題 | 189 |
| 第4節 鉄鋼業の小括 | 206 |
| 第9章 自動車産業 | 208 |
| 第1節 輸入障壁 | 208 |
| 第2節 ユーラシア統合を機に輸出に転じるロシアの自動車産業 | 209 |
| 第3節 ロシア市場に依存するベラルーシの自動車産業 | 216 |
| 第4節 自動車産業も対EU関係にシフトするウクライナ | 223 |
| 第5節 自動車産業の小括 | 228 |
| 第10章 家電産業 | 231 |
| 第1節 全般的状況 | 231 |
| 第2節 貿易動向 | 234 |
| 第3節 家電産業の小括 | 237 |
| 第11章 医薬品産業 | 239 |
| 第1節 概観 | 239 |
| 第2節 外資の現地生産が進むロシア | 241 |
| 第3節 ユーラシア市場に注力するベラルーシ | 243 |
| 第4節 ウクライナ製薬産業とDCFTAの効用 | 244 |
| 第5節 医薬品産業の小括 | 244 |
| ◆ | |
| 第12章 総括 | 246 |
| 第1節 本研究の要約 | 246 |
| 第2節 図式化の試みとそこから得られる示唆 | 249 |
| 第3節 本研究の独自性と今後の研究課題 | 254 |
| 【引用文献】 | 256 |

第1章 序論

第1節 本研究の目的と方法

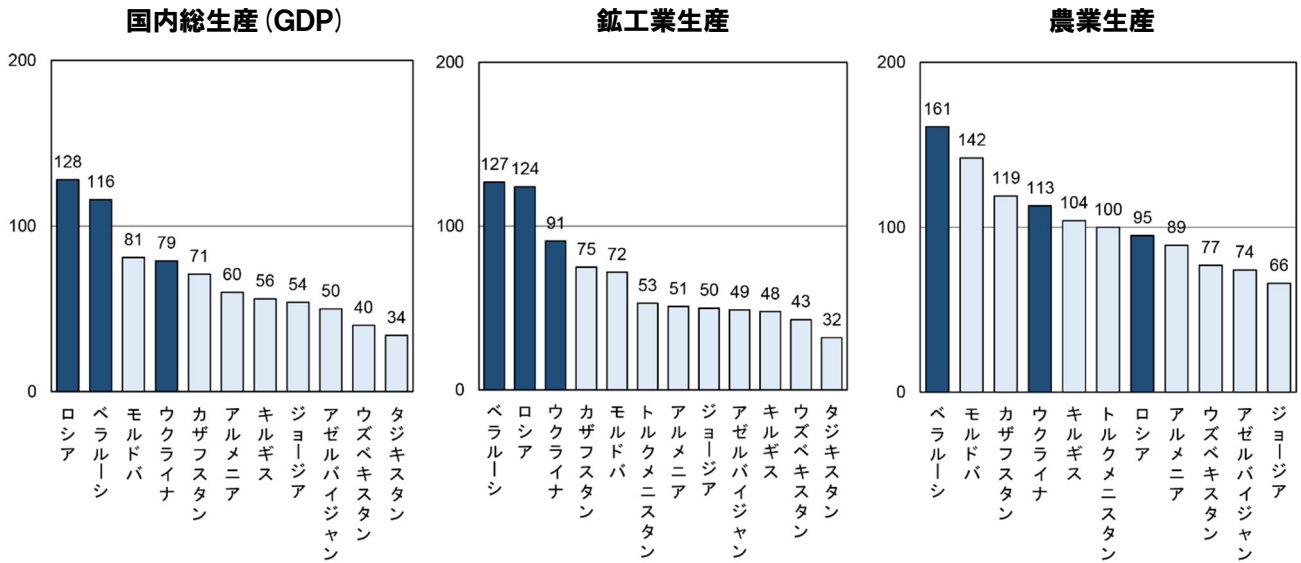
旧ソ連の独立国家共同体（CIS）の領域においては、2000年代の後半から2010年代の前半にかけて、ロシアを中核にユーラシア統合を推進しようとする潮流と、欧州連合（EU）が近隣諸国を対象に推し進める政策に呼応して欧州統合への合流を目指そうとする潮流との間で軋轢が生じ、世界を揺るがす地政学的な危機に発展した。2014年のウクライナ政変が重要なターニングポイントとなったことから、「ウクライナ危機」と呼ばれる。

以下本稿では、ロシア／ユーラシア統合か、EUへの参入かという二者択一の問題を、「東西選択」と呼ぶ（むしろ、現時点でウクライナやベラルーシがEUに加入できる現実的な可能性があるわけではなく、あくまでも方向性の選択の問題である）。本研究の目的は、まさにその東西選択の問題に直面し、地政学的危機の渦中に置かれることになるロシア・ウクライナ・ベラルーシという3カ国が（以下、本稿で「3国」と言った場合には、これら3カ国を指す）、経済面でどのような利害を有していたかに関する全体像を描くことにある。その際に、これら3国の産業と通商のありようを比較分析することに主眼を置き、とりわけユーラシア市場向け、EU市場向けの輸出の問題を主たる分析対象とする。現代の経済ではサービス産業とその貿易の役割が増大しているが、本研究の対象である3国に関して言えば、いまだモノの経済の重要性が高いことに鑑み、本稿の分析はモノの生産および貿易に限定している。

ロシア・ウクライナ・ベラルーシという3カ国を本研究の対象とした理由は、筆者がこれら東スラヴ系3国の研究をライフワークにしているからに他ならないが、それに加え、3国はソ連解体時点の経済発展水準が概ね同程度で、鉱工業も農業もともに一定の発展を遂げており、初期条件が似通っていた点が挙げられる（図表1-1参照）。そして、ウクライナとベラルーシはともに地理的にロシアと欧州の狭間に位置して東西選択に直面しており、自らがユーラシア統合を主導するロシアも実はEUが最大の貿易パートナーとなっている現実がある。こうしたことから、これら3国の経済利害を産業と通商に焦点を充てながら比較分析することには、大きな意義があると考えられる。なお、図表1-1に見るとおり、モルドバもこの時点では経済発展水準が低くなかったが、同国は国の規模が小さいだけに元々産業の広がりや欠き、しかも独立直後の紛争で重工業地帯の沿ドニエストル地域を実質的に失ったので、産業比較の対象に加えることは困難との結論に至った。カザフスタンの経済発展水準にも見るべきものがあるが、EUと地理的に隔絶した同国は、本研究の文脈には当てはまらないと判断した。

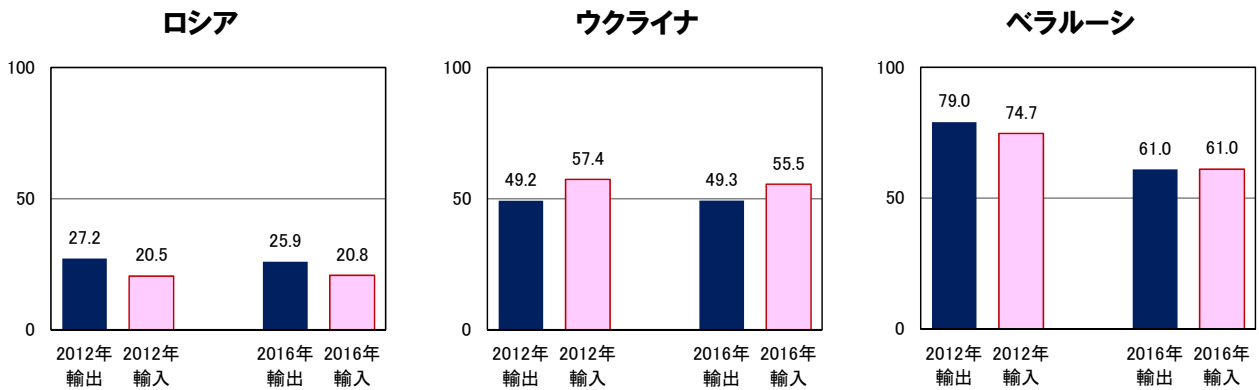
以下本稿では、第1部において、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ各国の貿易概況、ロシア／ユーラシア統合とのかかわり、対EU関係を概観する。先行研究にも依拠しながら、俯瞰的な整理を行うのが、ここでの目的である。2015年に成立したユーラシア経済連合の諸問題は、ロシア主導のプロジェクトであることに鑑み、ロシアに関する第2章の中で取り上げる。また、第2章においては、ロシアの輸入代替の問題も論じる。3国は経済規模に差があり、国際通貨基金（IMF）統計によれば2016年の国内総生産（GDP）はロシアが1兆2,807億ドル、ウクライナが933億ドル、ベラルーシが488億ドルとなっている。そして、国内市場規模が大きいロシアは貿易への依存度が低く、小国のベラルーシは逆に貿易依存度が高く、ウクライナはその中間という図式になっている（図表1-2）。自国市場の規模が大きいロシアは、輸入代替によって新規輸出市場開拓に劣らない効果を得られる可能性があり、本稿の問題意識の枠内で議論する価値があると考えられる。

図表1-1 1991年の各国の国民1人当たり経済水準（バルト3国を除く旧ソ連平均=100）



(出所) Статкомитет СНГ (2006), 49.

図表1-2 各国の商品・サービス輸出入の対GDP比(%)



(出所) 各国中央銀行発表の国際収支統計による輸出入額と、IMF発表のドル換算経常価格GDPをもとに、筆者算出・作成。

そして、第2部においては、章ごとに具体的な産業部門を取り上げ、3国を横断した分析を試みる。第1部が縦軸だとすれば、第2部は横軸のような位置付けとなる。対象とするのは、農業・食品産業、石油精製業、肥料産業、鉄鋼業、自動車産業、家電産業、医薬品産業の7部門である。産業の選定基準は、3国に共通して立地している重要性の高い基礎産業ということになる。石油・ガス採掘産業は、ロシアにとっては最重要産業ながら、3国共通の産業とは言えないので、独立した章としては取り上げない。ロシアの石油・ガス産業に関しては、膨大な先行研究や文献があり、それをめぐる利害関係も周知の点が多いので、本稿ではそれを正面から論じることはしない。しかしながら、石油・ガスを軽視しているということでは決してなく、ロシアからの石油・ガス輸出の問題、石油・ガスのウクライナおよびベラルーシにおける消費の問題などに絡み、随所で取り上げることになる。旧ソ連圏の経済研究、地域研究において、エネルギー以外の個別産業がアカデミックな議論の俎上に載せられることは稀であり、西側および現地の主要ジャーナルを紐解いても、自動車産業、鉄鋼業、農業などをテーマにした論考を時折見かける程度であることから、本研究は意義のある挑戦であると考えている。しかも3カ国の7つもの産業部門を、対EU関係・ユーラシア統合・輸入代替といった視点を設定しながら

分析する試みは、先行研究には見当たらない¹。

本稿第2部の各章においては、以下の3つの作業を共通して行う。①現状で3国が当該商品をどの地域に輸出しているかを把握する。②3国から当該産業の品目をロシア／ユーラシア市場に輸出する際の、またEU市場に輸出する際の、関税等の障壁を明らかにする。③当該産業につき輸入障壁以外に考慮すべき重要な要因を明らかにする。各章の末尾には①～③の分析をまとめた小括表を掲載する。これらの作業を通じて、3国の当該産業にとってロシア／ユーラシア市場およびEU市場が帯びている重要性を総合的に評価する。

このように、本研究の主要な着目点の1つが、②のロシア／ユーラシア市場およびEU市場の輸入関税の問題である。しかしながら、筆者は輸入関税の要因がこの地域の貿易の流れを決定付けているということを主張しようとしているのではない。むしろ逆であり、この地域においては輸入関税以外の要因（つまり③）がより重要である場合が多く、その意味でユーラシア統合にしても、ウクライナとEUの連合協定にしても、域内の輸入関税撤廃の側面を過大視するのは誤りだというのが、本研究の主たる論点となる。

①の輸出データに関しては（必要に応じて輸入データも追加で示す場合が多い）、本稿を通してなるべく共通様式の図表を作成して、比較をしやすいように工夫している。貿易データは基本的に2012～2016年を対象期間とするが、必要な場合にはそれ以前にも遡る。その際に、本稿ではあえてやや古い2012年をいわば「基準年」として設定し、同年の貿易データをクローズアップすることが多くなる。3国の貿易には2013年以降、2013年にロシアがウクライナに仕掛けた「通商戦争」、2014年のウクライナ危機を背景としたロシアと欧米およびウクライナの制裁合戦、ロシアによる輸入代替キャンペーン、石油価格の下落、3国通貨の減価、ユーラシア経済連合の発足、ウクライナとEUの自由貿易地域の成立など、貿易フローを歪曲または再分配する可能性のある大きな出来事が次々と起きた。本稿の主眼は、東西選択に直面していた時点で3国がどのような経済利害を有していたかを分析することにあるので、これらの出来事が起きる前の「本来の」状態にフォーカスすることにした。理想を言えば、2008～2012年の平均値などを用いるのが望ましいが、2011年以前のロシアの貿易統計には関税同盟パートナーのベラルーシおよびカザフスタンとの取引データが欠落しているという技術的問題があり、2012年の単年データを用いることにした。ただし、2012年はエネルギーや資源の価格が高かった年なので、そのバイアスを考慮する必要はあるかもしれない。

このように、本稿では貿易を中心に統計データを多用するものの、高度な計量分析等を意図するものではない。その大きな理由は筆者の能力不足に他ならないが、それに加えて、「3国が経済面でどのような利害を有していたかに関する全体像を描く」という本稿テーマの特質上、差し当たりプリミティブな統計データで事足り、本格的な統計分析以上に重要な作業があると判断しているからである。本稿では、特定の的方法論にとらわれるのではなく、ケースに応じて工業経済、経済地理、政治過程など様々な角度から定性的かつ柔軟に考察することを旨とする。端的に言えば、本研究は経済学の研究というよりも、むしろ経済を争点とする地域研究・国際関係研究と位置付けられると考えている。

筆者の研究者としての個性は、①現地語の能力を活かした情報収集力、②貿易促進団体に勤務するがゆえに、通商および産業についての一定のリアルな感覚を備えていること、③経済現象を、純粹に経済学的な観点というよりも、政治過程や国際関係のダイナミズムの中で捉えようとする志向を有していること、であると自己認識しており、本研究でもそれらを最大限に活かした分析を心がけたい。筆者は3国の経済・産業・貿易に関す

¹ 本稿に比較的近いアプローチの文献として、研究書というよりは教科書に近いが、Спартак и др. (2015) を挙げることができる。ただし、その分析対象はロシアに限られ、ウクライナ・ベラルーシとの比較などはもとより意図されていない。なお、個別産業への踏み込みはないものの、ユーラシア統合の文脈で産業部門ごとの課題を概観したものとして、S. トカチュクの一連の論考が挙げられる。Ткачук (2015a; 2015b; 2016)。

る論考を多数発表してきており、本稿ではそれらを集大成するとともに、アカデミックな先行研究はもちろん、国際機関・シンクタンク・コンサルタント会社等によるレポート、統計資料、条約・法令、政策文書および政治家の発言、新聞・雑誌報道、そしてインターネット情報など、多様な情報源を適宜利用して、3国の産業・通商の実像に迫ることを目指す。

ところで、本稿で考察しようとしている経済的な「利害」とは、自国製品を他国に輸出できたり、自国産業を他国の輸入品から守ったり、あるいは逆に自国で希少な物資を他国から有利な条件で輸入できたりといった、一次的な損得を主に念頭に置いている。当然のことながら、一国にとってのより本質的な利害は、国民経済全体のバランスシートで考えるべきであり、また長期的・構造的な観点から評価すべきである。本稿で取り上げる事例で言えば、たとえばロシアの輸入代替政策によってある商品の国内生産が増えたとしても、ロシアの消費者・需要家が従来よりも高価で粗悪な商品を購入せざるをえなくなるとしたら、賢明な政策とは言えない。また、ウクライナでは2014年の政変後にドンバス地方の石炭・鉄鋼産業が縮小しており、鉄鋼の輸出も急減しているものの、従来補助金で支えられていた産業のリストラが進んでいるという見方もでき、また鉄鋼業が天然ガスを浪費する度合いも低下しているため、一概に国にとっての経済的損失とは言えない面がある。一方、ベラルーシは近年ロシア向けの畜産品・乳製品輸出で「成功」を収めているものの、それは政府補助金の賜物であると指摘されており、国民経済にとってはドナーというよりもレシピエントと位置付けられよう。本稿は、こうした国民経済にとってのトータルな利害、より長期的・構造的な利害も常に意識はしつつも、一次的な接近として個別産業の当面の利益に着目するものである。ただし、本研究の締め括りに第12章において、3国の東西選択と短期・長期利益の関連について筆者なりに総括することにする。

第2節 前提となるいくつかの基本点

第2章以降の本編に移る前に、議論の前提となるロシア・ウクライナ・ベラルーシに共通にかかわるいくつかの基本点につき整理する。

WTO加盟問題 各国の通商体制にとって根幹的な問題となる世界貿易機関（WTO）への3国の加盟状況につき確認しておく。

3国の中では、ウクライナが最初に、2008年5月16日にWTO加盟国となった。ウクライナがEUと自由貿易地域を形成するためには、WTO加盟が前提条件とされており、それを1つクリアした形となった。

ロシアは、2012年8月22日にWTOに加盟した。なお、交渉過程で、ロシア・カザフスタン・ベラルーシのユーラシア関税同盟としてWTOに加盟するという構想が浮上した時期もあったものの、最終的にはロシア単独で加盟する形となった。

ベラルーシは、2017年8月現在、WTOへの加盟を果たしていない。しかし、ベラルーシはロシアのWTO加盟条件に合わせたユーラシア経済連合の共通関税率を受け入れているので、WTOの権利は享受できないままに、WTOの義務の一部はすでに実質的に受け入れているという、矛盾した状況にある。「2016～2020年のベラルーシ共和国の社会・経済発展プログラム」では、同プログラムの期間中にWTOへの加盟を実現することが目標に据えられている²。

なお、ウクライナがWTO加盟に際して約束した最終譲許関税率は、ユーラシア関税同盟の関税率水準を大幅に

² Совет Министров РБ (2016).

下回っていたので、ウクライナがユーラシア関税同盟に加盟することはそもそも技術的に困難という問題があった³。また、カザフスタンが2015年11月30日にWTOに加盟したことに伴い、ユーラシア経済連合の共通関税率に生じた矛盾については、第2章第2節で論じる。

ロシアの「通商戦争」 ロシアの通商政策と、対ウクライナ・ベラルーシ関係を考える際に、避けて通れないテーマが、ロシアがしばしば発動する通商上の制限措置であり、ロシアのマスコミなどでは「通商戦争(торговая война)」と呼ばれる。特に、G.オニシチェンコ氏がV.プーチン大統領～首相の指揮下で連邦消費者権利保護分野監督局長官を務めていた時代(2004年3月～2013年10月)に、諸外国からの食品の輸入を禁止する措置が猛威を振るった。ロシアの消費者保護を口実に、対象国に外交的圧力を行使していると疑われるケースが多かった⁴。むろん、CIS諸国産食品の衛生基準違反などは、実際に品質に問題を抱えている場合もあるだろうが、禁輸の発動されるタイミングには明らかに政治的意図が見て取れる。世界的には「通商戦争」と言えば自国産業を保護するための激しいせめぎ合いを指すことが多いが、ロシアの通商戦争は相手国の弱点を突いて外交的に屈服させようとする企図であることが否めない。

ロシアの有力誌『アガニョーク』は2013年8月に(ちょうどこの時、第3章第2節で取り上げるウクライナとの通商戦争がピークに達していた)、「ロシアの10大通商戦争」という記事を掲載したので、その内容を図表1-3にまとめた。これを見ると、ベラルーシおよびウクライナ向けの石油ガス供給の停止と、両国を含む様々な周辺諸国からの食品輸入の禁止に大別される。ロシアに最も近い同盟国と見なされているベラルーシが、実はロシアと最も多くのトラブルを経験していることが興味深い。第2章第4節で見るとおり、ポーランドとの食肉戦争は、ポーランドがEU・ロシア新協定交渉開始に拒否権を行使するという大きな問題に発展する。

図表1-3 ロシアの「10大通商戦争」

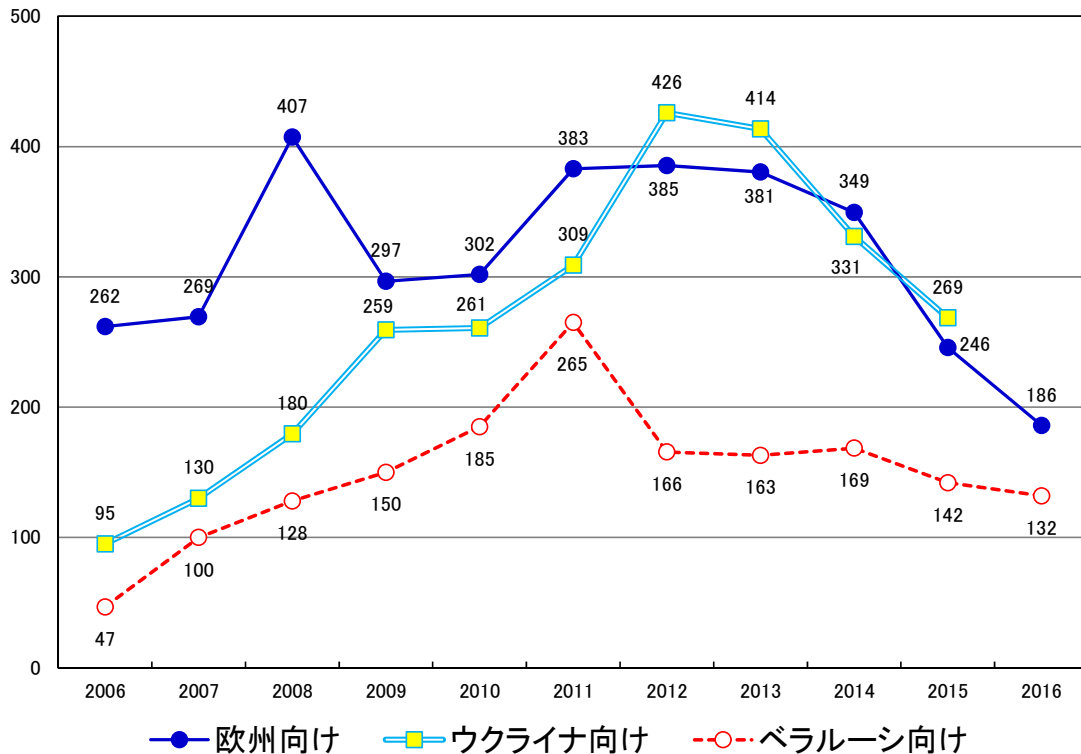
| 勃発時期 | 対象国・地域 | 戦争名 | 概要 |
|----------|--------|----------|----------------------------------|
| 2004年1月 | ベラルーシ | 石油ガス戦争 | パイプライン所有権等で対立し、ガス供給停止。2007年1月再燃。 |
| 2004年12月 | アブハジア | ミカン戦争 | 政治的理由でミカン等の農産物の輸入を停止。 |
| 2005年9月 | モルドバ | ワイン戦争 | ワインの輸入を停止。完全解除には4年を要した。 |
| 2005年11月 | ポーランド | 食肉戦争 | 書類不備を理由に食肉輸入停止。 |
| 2006年1月 | ウクライナ | ガス戦争 | 価格交渉決裂しガス供給停止。2009年1月再燃。 |
| 2006年1月 | ウクライナ | 食肉・乳製品戦争 | 上記ガス戦争を背景に衛生基準違反を理由に畜産品輸入停止。 |
| 2006年2月 | ベラルーシ | 砂糖戦争 | 産地偽装疑惑で輸入監視強化。 |
| 2006年3月 | ジョージア | ワイン戦争 | 衛生基準違反理由にワイン輸入停止。 |
| 2006年10月 | ラトビア | 魚戦争 | 違反物質検出理由に魚缶詰輸入停止。 |
| 2009年6月 | ベラルーシ | 乳製品戦争 | 許認可書類不備を理由に各種乳製品の輸入停止。 |

(出所) Информационный центр "Ъ" (2013).

³ 金野 (2012), 6.

⁴ 服部 (2013c).

図表1-4 ロシア・ガスプロム社の天然ガス輸出単価 (1,000m³当たりドル)



(出所) 欧州向けおよびウクライナ向けは、<https://ria.ru/infografika/20170228/1488929744.html>
ベラルーシ向けは、Маненок (2016)、ベラルーシ統計局データ等から作成。

ロシアからの天然ガス供給 すでに述べたとおり、石油・ガス採掘産業は3国共通の産業とは言えず、またロシアの石油・ガス産業に関しては膨大な先行研究や文献が存在することに鑑み⁵、本稿では石油・ガス採掘産業を第2部の独立した章としては取り上げない。ここでは、本稿全体にかかわる重要事項として、ロシアのウクライナおよびベラルーシ向け天然ガス供給の基本点のみを記すに留める。

ベラルーシのルカシェンコ政権は1990年代からロシアに対して、ロシアは国家統合パートナーであるベラルーシにロシア国内と同じ安い価格で天然ガスを供給すべきだと主張し続けてきた。一方、ロシア側は、ベラルーシがガス代金の未払いを起していることを問題視し、ベラルーシ領内の基幹ガスパイプラインを運営するベルトランスガス社をロシアのガスプロム社に身売りすることを要求した。ベラルーシ側は抵抗を続けたものの、ついに身売りを飲まざるをえなくなり、2007年に同社の株式の半分を、2011年に残りの半分を売却した。その結果、元々ガスプロムの所有だったヤマル～欧州パイプラインと合わせ、ベラルーシはガスプロムにとって欧州向けガス輸送の安定的なルートとなった。図表1-4に見るとおり、以前から割安であったベラルーシ向けのガス価格は、政治対立などから2011年に大幅に引き上げられていたが、ベルトランスガスの身売りを受けて、ガスプロムは2012年以降、再びベラルーシに優遇的な供給を開始した。その恩恵により、欧州向け価格との差が大きかった2012～2013年には、ベラルーシは年間40億ドルあまりを節約することができた。しかし、その後、欧州向け価格も低下に転じたため、ベラルーシの利得は2015年には20億ドル弱に、2016年には10億ドル弱に縮小したと見られる⁶。ただ、いずれにしてもベラルーシにとって優遇的なガス価格の恩恵は大きく、本件はロシアがベラルーシに実質的に提供している補助金の中でも最大であるという見方が一般的である。

⁵ 本邦における比較的近年の代表的な文献としては、田畑編著 (2008)、杉本編 (2016)、塩原 (2007) などがある。

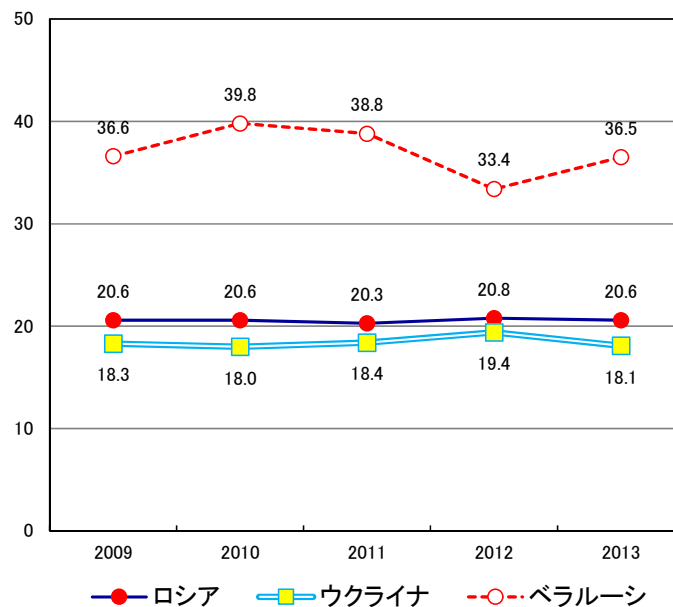
⁶ Равский (2016)。

一方、ソ連解体後長らく、ロシアの欧州向けガス輸出の80%前後は、ウクライナ領のパイプラインを經由して行われてきた。2002年には、ウクライナ領を通るガスパイプラインをウクライナ・ロシアで共同管理する旨の国際ガス・コンソーシアム設立に両国で合意した場面もあったが、具体的な進展を見なかった。その後、ロシア・ガスプロム社の対ウクライナ輸出と、同国を通過するトランジット輸送をめぐる対立が頻発し、2006年1月、2009年1月にはいわゆる「天然ガス戦争」と呼ばれる事態に至っている。ウクライナでV.ヤヌコーヴィチ大統領の政権が成立し総じて関係は改善したが、ティモシェンコ前首相の主導により2009年に結ばれた契約が原因でウクライナ向けの価格は上昇していき、図表1-4に見るとおり、2012～2013年には欧州向け価格をも上回るまでになった。詳しくは第3章第2節で改めて論じる。

投資姿勢に見る3国の違い 3国のGDPに占める総固定資本形成の比率を比較すると（図表1-5）、ベラルーシが際立って高く、ロシアとウクライナは低いという傾向がある。CIS諸国全体の中で見ても、ベラルーシが一貫して最高水準であり、ウクライナが常に最低水準である。3国の状況は、①国営石油ガス企業による投資や国家主導の大プロジェクトなどは盛んなものの、民間の投資が盛り上がりを欠くロシア、②オリガルヒが短期収益志向に走り、資本を国外に逃避させ、近代化投資に不熱心なウクライナ、③国家主導で旺盛な投資意欲を示すベラルーシと、大きく異なる。このことは、当然のことながら、3国の産業と通商のありように、多大な影響を及ぼすことになる。

1つのエピソードを挙げると、2015年9月にベラルーシ冶金工場で新たな圧延設備が稼働した際に、式典に駆けつけたA.ルカシェンコ大統領は、次のようにスピーチした。いわく、この追加的な設備の建設は必須だった。なぜなら半製品をそのまま販売することは犯罪的ですらあり、付加価値の高い完成品にシフトしなければならないからだ。完成品こそより多くの利益をもたらし、ひいてはより高い賃金と税収に繋がる。今すぐというわけにはいかないだろうが、将来的にはすべての半製品を加工して完成品を販売するようにしたい、と⁷。

図表1-5 3国のGDPに占める総固定資本形成の比率(%)



(出所) Статкомитет СНГ (2014), 26-30.

⁷ <http://www.belta.by/president/view/lukashenko-na-bmz-zapustil-novuju-proizvodstvennuju-liniju-164072-2015/> БЕЛТА, 25 сентября, 2015. (記事中の動画の中でそのように発言している)

半製品から完成品へのシフトは、旧ソ連を代表する鉄鋼業立国のウクライナが取り組むべきであるにもかかわらず、独立後四半世紀も放置されていた課題だ（第8章第2節参照）。ウクライナは鉄鉱石と石炭という資源と、ソ連から引き継いだ巨大設備がありながら、製鉄所を傘下に収めたオリガルヒたちは目先の利益を追い求め、延々と付加価値の低い半製品を生産・輸出し続けた。そして、付加価値は低くとも、大量輸出により莫大な収益を挙げたはずであるが、オリガルヒたちはその収益をどこかのオフショアに逃避させてしまった⁸。初期条件としては鉄鋼業の基盤が強いとは言えないベラルーシが、大統領の号令の下、設備投資を積み重ね、高付加価値化に取り組んでいるのを目の当たりにすると、ウクライナとベラルーシの国情の差が痛感される。

ロシアによる直接投資 ロシアとウクライナ、ベラルーシの経済関係において、見逃せない重要ポイントの1つは、ロシア企業による両国への直接投資であり⁹、貿易が直接投資の延長上で行われているパターンも見られる。この場合の直接投資は、先進国企業による投資などとは意味合いが異なり、元々ソ連という経済空間で機能していた一体的なインフラや経済連関を、国境を超えたM&Aによって回復するというニュアンスである場合が多い。連邦崩壊後の旧ソ連諸国の企業は単なる「生産単位」に留まり、市場経済における主体としては不適格なものだったので、私有化の過程でその状況を強引な手法を使ってでも最適化する必要があった（そしてその再編過程でコーポレート・ガバナンス違反が横行した）と指摘されているが¹⁰、そうした再編がロシア国内に留まらず国境を超えるパターンが、ロシアの対ウクライナ、ベラルーシ投資であり、その過程では紛争や国家間対立に発展することもある。本稿では、第6章で石油精製業の事例を、第8章で鉄鋼業の事例を取り上げる。

輸送の要因 意外と見過ごされがちな重要な要因が、商品輸送の問題である。実はバルト3国を除く旧ソ連諸国で外洋に面しているのはロシア、ウクライナ、ジョージアだけであり、それ以外はすべて内陸国である。興味深いのは、ユーラシア開発銀行のD.パンキン専務理事が、内陸国にとっては地域経済統合のメリットが大きいと主張していることである。専務理事によれば、内陸国の平均的な経済指標は海への出口を持つ国のそれに比べ1.5%ポイント低く、貿易量は30%低い。その原因は輸送費が割高なことであり、内陸国の輸送費は海に面した国と比べて最大で50%高くなる。その解決策こそ地域経済統合であり、国境・通関コストを引き下げ、労働力・資本の可動性を高めることによって、地理的な孤立を軽減できると、専務理事はその利点を強調している¹¹。

実際、本稿の以下の分析でも、ロシアとウクライナが外洋に面した海港を有していることの優位性と、その要因が貿易の流れを決定付けている側面があることが明らかにされる。その一方で、海への出口を持たないベラルーシが、統合パートナーのロシアではなく、EU圏のリトアニアおよびラトビアの港を積極的に活用しているという注目すべき事実もある。

ただし、内陸国のベラルーシが、一概に地理的に不利な状況に置かれているかと言えば、必ずしもそうではない。ベラルーシはロシアと欧州を結ぶ鉄道および道路の幹線上に位置しており、また石油およびガスの幹線パイプラインもベラルーシ領を通過していることから、いわばトランジット立国とも言うべき地位を占めてい

⁸ こうした批判は枚挙に暇がないが、一例として、Adarov et. al. (2015) 参照。

⁹ ロシアの対CIS諸国投資全般についてはLibman и Хейфец (2006)、ロシアの対ウクライナ投資については服部 (2010)、対ベラルーシ投資については服部 (2012a) 参照。

¹⁰ 安達 (2016)。

¹¹ <https://ria.ru/economy/20170524/1494940816.html> РИА Новости, 24 мая 2017.

る。ベラルーシ政府は2016年7月に「2016～2020年のロジスティクスシステム・トランジット潜在力発展共和国プログラム」を採択しており、ロジスティクスサービスによる収入を5年間で1.5倍に拡大することを目論んでいる¹²。ウクライナも、同様に貨物のトランジットサービスで収益を挙げてきた国であるが、最大の荷主は従来ロシアであっただけに、同国との対立で大幅な事業縮小を余儀なくされている¹³。

EUによる政策の展開 本稿の分析の前提となるEUのCIS諸国に対する政策の展開を確認しておく。EUは1990年代の半ばに、国情が不安定だったタジキスタンを除くすべてのCIS諸国と「パートナーシップ・協力協定」を締結し、政治・経済面での協力関係の基本原則を規定した。また、通商面での措置としては、EUは1993年からすべてのCIS諸国からの輸入に対して一般特惠関税（GSP）を適用した点が重要である¹⁴。

EUでは、2003年に「欧州近隣諸国政策」が浮上し、2004年に正式発表された。その対象国は、EUの加盟候補となっていない近隣諸国、具体的には、旧ソ連の西NIS諸国およびコーカサス諸国、そして南地中海諸国であった。これらの国が政治・経済の改革に取り組むことを条件に、相互に合意した行動計画にもとづいて、EUが支援を提供するというものである。2004年にEUが東方に拡大することをにらんだ政策であり、EUと近隣諸国の間に新たに境界線を引くのではなく、むしろ拡大EUの利益を周辺諸国とも共有するという理念にもとづいていた。

しかし、欧州近隣諸国政策は、思うような成果を挙げられなかった。その一因は、条件が異なる旧ソ連諸国と、南地中海諸国を、同一のプログラムで扱おうとしたことにあった。ポーランド、スウェーデンなどの主張により、旧ソ連の西NIS諸国およびコーカサス諸国に特化した新たな政策枠組み「東方パートナーシップ」が2008年頃に浮上し、2009年5月に正式に発足した。東方パートナーシップの柱は、①自由貿易協定、②ビザ制度の緩和、③民主化、④エネルギー安全保障、⑤セクター改革・環境保護、⑥人的接触の拡大、などであるとされている。他方、ロシアは東方パートナーシップを、EUの勢力圏拡大を意味するものとして警戒するようになる。EUは、EU加盟を希望している近隣諸国に対し、その前段階として、「安定化・連合プロセス」を適用する方針を打ち出した。「連合協定」を結ぶことによって、当該国における政治・経済・貿易・人権改革を図り、その見返りに加盟希望国はEU市場との関税の減免や財政的・技術的支援を受けられるという制度である¹⁵。

第3節 凡例

本稿における技術的な諸点について触れておく。

本稿では、ウクライナの固有名詞（地名、人名）は、ウクライナ語読みで表記する。ベラルーシの固有名詞は、同国ではロシア語およびベラルーシ語が同格の国家言語とされており、うち使用頻度が高いのは前者なので、ロシア語読みで表記する。

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンは2010年7月に関税同盟を結成するが、本稿ではこれを便宜的に「ユーラシア関税同盟」と呼ぶ（正式名称ではない）。この関税同盟が発展して、2012年1月には「共通経済空間」

¹² 「ベラルーシのロジスティクス・トランジット戦略」（2016年8月13日）。

<http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/48205369.html>

¹³ 「ウクライナのトランジット減は戦争のせいではない」（2015年3月24日）。

<http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/43323234.html>

¹⁴ 百濟（2003）、72-84。

¹⁵ 以上の欧州近隣諸国政策および東方パートナーシップについては多数の文献があるが、代表的な概説として、蓮見（2005）、六鹿（2005; 2013）、植田（2014）等参照。

が、2015年1月1日には「ユーラシア経済連合」が発足するが、本稿では関税同盟に始まるこの一連の統合過程を「ユーラシア統合」と総称する。本稿ではその参加国を念頭に置き、「ユーラシア圏」、「ユーラシア市場」、「ユーラシア諸国」といった表現を使うことがあり、これらの表現は地理的なユーラシア大陸全体を指すものではない。

本稿では、3国の輸出入の相手地域を、数年間にわたる時系列のデータで図示するケースが多くなる。その際に、ロシアの輸出入相手地域として、「ユーラシア経済連合」が登場する場合には、同連合が結成された2015年以降だけでなく、2014年以前にも遡って、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアの4カ国との取引データを記すことにする。また、常にではないが、輸出入相手地域として、アジア太平洋経済協力(APEC)と、北米自由貿易協定(NAFTA)を取り上げることがある。その場合には、重複を避けるために、便宜的にAPECのデータからロシアとNAFTAのそれを除外して示している。

本稿では、3国の統計局が発表している公式統計を頻繁に使用することになる。ロシアの貿易データは、統計局だけでなく、ロシア連邦関税局が発表している資料も使用している。さらに、3国とも、国連機関の国際貿易センター(ITC)のデータベースによってもデータを補っている。これらの貿易統計は、更新時期等の要因により多少齟齬がある場合もあるものの、基本的に同一の統計である。本稿では多くの場合、複数の刊行物、ウェブサイト、データベースを利用して図表を作成しており、それらの典拠をすべて明記するのはあまりにも煩雑になるので、これらの公式統計にもとづく場合には、具体的な典拠は省略している。なお、3国の統計局の正式名称は、ロシア連邦国家統計局、ウクライナ国家統計局、ベラルーシ共和国国民統計委員会であるが、本稿ではすべて「統計局」と略記する。関連するウェブサイトは以下のとおりである。

- ロシア連邦国家統計局 <http://www.gks.ru>
- ロシア連邦関税局 <http://customs.ru>
- ウクライナ国家統計局 <http://www.ukrstat.gov.ua>
- ベラルーシ共和国国民統計委員会 <http://www.belstat.gov.by>
- ユーラシア経済連合の統計 http://www.eurasiancommission.org/ru/act/integr_i_makroec/dep_stat/union_stat/Pages/default.aspx
- 国際貿易センター <http://www.intracen.org>

なお、2014年3月にロシアがウクライナ領クリミアを併合し(国際的には承認されていない)、また同年春以降ウクライナ南東部のドンバス地方で紛争が始まった関係で、2014年以降のウクライナの統計データにはクリミアおよびドンバス占領地における経済活動が反映されていない。

また、本稿で引用するEUおよびユーラシア経済連合の関税率の出所は、以下のとおりである。

- EU <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1001>
- EUの一般特惠関税 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc_150025.pdf
- ユーラシア経済連合 <http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx>

本稿では、貿易商品の分類に、国際的に広く普及しているHSコード(Harmonized System Code)を用いている。本稿で、たとえば鉄鉱石(2601)のように、品目名に付してカッコ内に数字を示す場合には、すべてHSコード番号を意味している。

本稿で引用しているインターネットのURLは、別途明記した場合を除いて、すべて2017年8月現在有効のものである。

本稿の各章・各節と、既発表論文の対応関係は、図表1-6のとおりとなっている。ただし、いずれについ

ても加筆・修正・再構成の作業を行っており、大幅に改稿しているケースもある。

図表1-6 初出一覧

| 章 | 節 | 初 出 |
|----|-------|---|
| 2 | 1、2 | 服部(2017b)「ロシアの通商・産業政策におけるユーラシア経済連合の意義」『ロシア・東欧研究』第45号、135-155頁。(査読有) |
| | 3 | 服部(2017e)「ロシアの『輸出志向輸入代替』は奏功するか」『ロシアNIS調査月報』第62巻第5号、48-59頁。(査読無) |
| 3 | 1、3 | 服部(2015e)「ウクライナ経済の実相と対EU関係」『日本EU学会年報』第35号、137-163頁。(査読有) 服部(2014a)「ウクライナの東西選択と経済的利害」『ロシアNIS調査月報』第59巻第1号、10-25頁。(査読無) |
| | 2 | 服部(2017i)「ウクライナ・ロシア『通商戦争』の再考」『ロシアNIS調査月報』第62巻第9-10号、58-65頁。(査読無) |
| 5 | 3 | 服部(2016g)「ロシアの食品禁輸と輸入代替の動向」『ロシアNIS経済速報』10月5日号、No.1706。(査読無) |
| | 4 | 服部(2017c)「農業・食品産業から読み解くベラルーシ」『ロシアNIS調査月報』第62巻第1号、25-33頁。(査読無) |
| | 5、6 | 服部(2017g)「ウクライナの農産物・食品輸出とEU市場」『ロシアNIS調査月報』第62巻第7号、52-72頁。(査読無) |
| 6 | 1、3-5 | 服部(2016b)「対照的なウクライナとベラルーシの石油精製業」『ロシアNIS調査月報』第61巻第3号、32-47頁。(査読無) |
| 7 | 1-5 | 服部(2016f)「ロシア・ウクライナ・ベラルーシの肥料産業と輸出」『ロシアNIS調査月報』第61巻第8号、26-53頁。(査読無) |
| 8 | 1 | 服部(2015g)「ロシア・ウクライナの鉄鋼業の比較」『比較経済研究』第52巻第2号、21-32頁。(査読有) |
| | 2 | 服部(2015a)「ドンバス紛争とウクライナ鉄鋼業の行く末」『ロシアNIS調査月報』第60巻第4号、54-64頁。(査読無) |
| | 3 | 服部(2017d)「データで見るロシア・ウクライナの鉄鋼業 ―世界的な供給過剰の中で」『ロシアNIS調査月報』第62巻第3号、52-65頁。(査読無) |
| 9 | 2 | 服部(2017b)「ロシアの通商・産業政策におけるユーラシア経済連合の意義」『ロシア・東欧研究』第45号、135-155頁。(査読有) 服部(2016h)「経済統合と通貨安が促すロシアの自動車輸出」『ロシアNIS調査月報』第61巻第12号、42-51頁。(査読無) |
| | 3 | 服部(2016h)「経済統合と通貨安が促すロシアの自動車輸出」『ロシアNIS調査月報』第61巻第12号、42-51頁。(査読無) |
| | 4 | 服部(2016i)「東西の狭間のウクライナ自動車市場」『ロシアNIS調査月報』第61巻第12号、62-66頁。(査読無) |
| 10 | 1-2 | 服部(2016c)「ロシア・NISの家電市場で生じる地殻変動 ―テレビと冷蔵庫のデータを検証」『ロシアNIS調査月報』第61巻第4号、27-41頁。(査読無) |
| 11 | 3-4 | 服部(2016a)「ウクライナとベラルーシの医薬品産業・市場」『ロシアNIS調査月報』第61巻第2号、60-65頁。(査読無) |

最後に、本稿で頻出する略語の一覧を以下に示す。

- AD：アンチダンピング
- APEC：アジア太平洋経済協力
- AvtoVAZ：ヴォルガ自動車工場
- BelAZ：ベラルーシ自動車工場
- BKK：ベラルーシ・カリ会社
- CIS：独立国家共同体
- DCFTA：深化した包括的な自由貿易圏
- EBRD：欧州復興開発銀行
- EU：欧州連合

- FTA：自由貿易地域（協定）
- GAZ：ゴーリキー自動車工場
- GDP：国内総生産
- GMP：適正製造基準
- GSP：一般特惠関税
- IMF：国際通貨基金
- ITC：国際貿易センター
- KAMAZ：カマ自動車工場
- MAZ：ミンスク自動車工場
- MTZ：ミンスク・トラクター工場
- NAFTA：北米自由貿易協定
- NATO：北大西洋条約機構
- WTO：世界貿易機関
- ZAZ：ザポリージャ自動車工場

第1部 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの通商と産業

第2章 ロシア¹⁶

第1節 概況

ロシアの貿易構造 ロシアの商品輸出入取引に着目すると、図表2-1、2-2に見るように、EUがほぼ一貫して最大の相手地域となっている。ロシア自身加盟国であるAPECも近年、ロシアの貿易相手地域としての地位を高め、2016年にはついにロシアの輸入相手地域としてEUを凌ぐに至っている。単一の国としては近年ロシア最大の貿易相手国に躍り出ている中国がAPECに属すことも、その一因である。

一方、ロシアはバルト三国を除く旧ソ連諸国から成るCIS諸国の再統合を主導し、2015年にはそれがCISのうち5カ国の参加する「ユーラシア経済連合」の形成という形でひとまず結実した。しかし、図表2-3に見るように、ロシアの輸出入総額に占めるCIS域内取引の比率は、ソ連解体直後には20%以上に上っていたものの、その後趨勢的に低下しており、2016年には12.2%と過去最低を記録した。図表2-1、2-2に見るように、より緊密な協力を前向きなはずの5カ国が参加しているユーラシア経済連合でも、域内取引が拡大しているとは言いがたい。

もし仮に、現状の貿易量がそのままロシアにとっての重要性を意味するとしたら、CIS域内取引の重要性は対EU取引や対APEC取引に比べてはるかに低く、ロシアがユーラシア経済連合を対外経済政策の柱の一つに据えていることは経済合理性に反するという結論が導き出されかねない。しかし、管見によれば、必ずしもそうとは言えない。

良く知られているように、ロシアの輸出は鉱物資源、とりわけ石油・ガスを中心としたエネルギーに偏重している。逆に輸入では、機械・設備・輸送手段をはじめ、加工度・付加価値の高い製品が主流である。そうした構図は、図表2-4、2-5からも確認できる。こうした垂直的な貿易構造は、かねてからロシアの政策担当者や有識者が問題視してきた点である。一方、図表2-6、2-7は、2012年を例にとり、ロシアの輸出および輸入の商品構成を、EU、APEC、中国、CISという主な貿易相手地域に分けて示したものである。図表2-6から明らかなように、対EU輸出では鉱物資源への偏重がより一層際立っている。東シベリア・極東の石油ガス開発および輸送インフラ整備が進捗したことを反映し、近年はAPEC向けの輸出でも石油・ガスが大半を占めるようになっている。

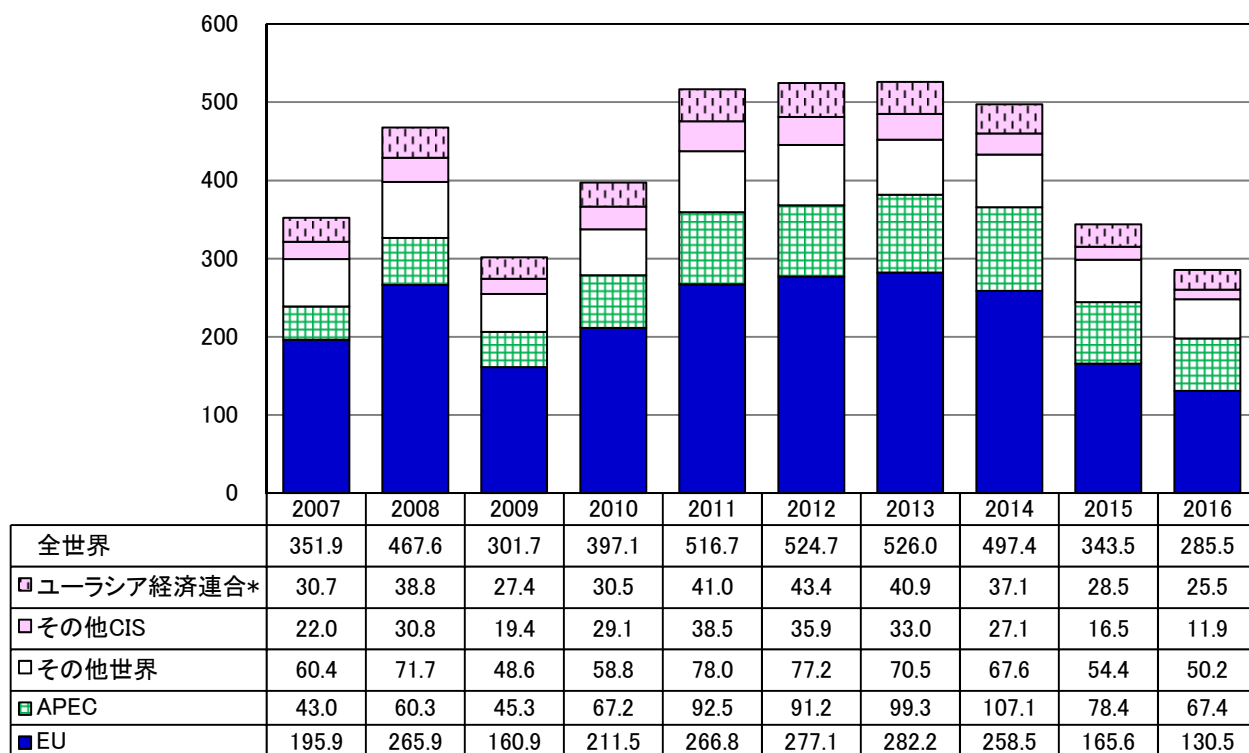
昨今ロシアの政策路線として脚光を浴びているものに、「東方シフト」がある。しかし、もし仮にそれが、石油・ガス産地が西シベリアから東シベリア・極東に比重を移し、その輸出先が欧州から中国をはじめとするアジアに部分的に移ることを意味するにすぎないのなら、世界経済におけるロシアの境遇はあまり変わらないことになってしまう。単に地理的な重心が東にスライドするだけで、ロシアは相変わらず原燃料を供給し、加工製品や高度技術を輸入に依存する国のままだろう¹⁷。

¹⁶ 本章の第1、2節は、服部 (2017b) をベースに、また第3節は 服部 (2017e) をベースに、加筆・修正して構成している。

¹⁷ ロシア・エネルギー部門の東方シフトに関しては、杉本編 (2016) 参照。なお、実際には、ロシアの東方シフト政策は単にエネルギーの輸出先をアジアに転換するだけでなく、アジア・太平洋地域の活力をロシアの東部開発のために取り込み、またアジアの先進地域に劣らないような投資環境を実現してロシア極東の発展に繋げ、もって脱資源依存を図るといった政策的理念を内包していると、筆者は理解している。堀内 (2017)、齋藤 (2016) 等参照。

図表2-1 ロシアの輸出地域構造

(単位 10億ドル)

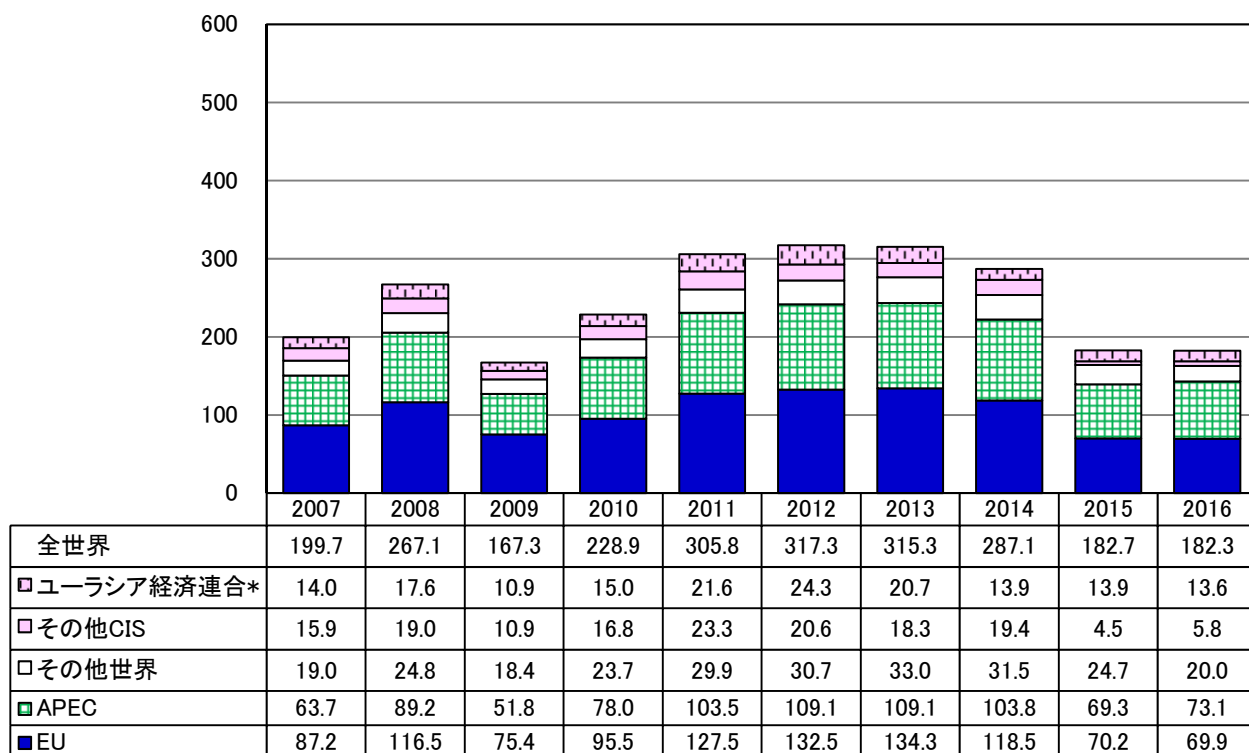


(注) *ここでは便宜的に、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアとの貿易額の合計を過去にも遡って示している。図表2-2も同様。

(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

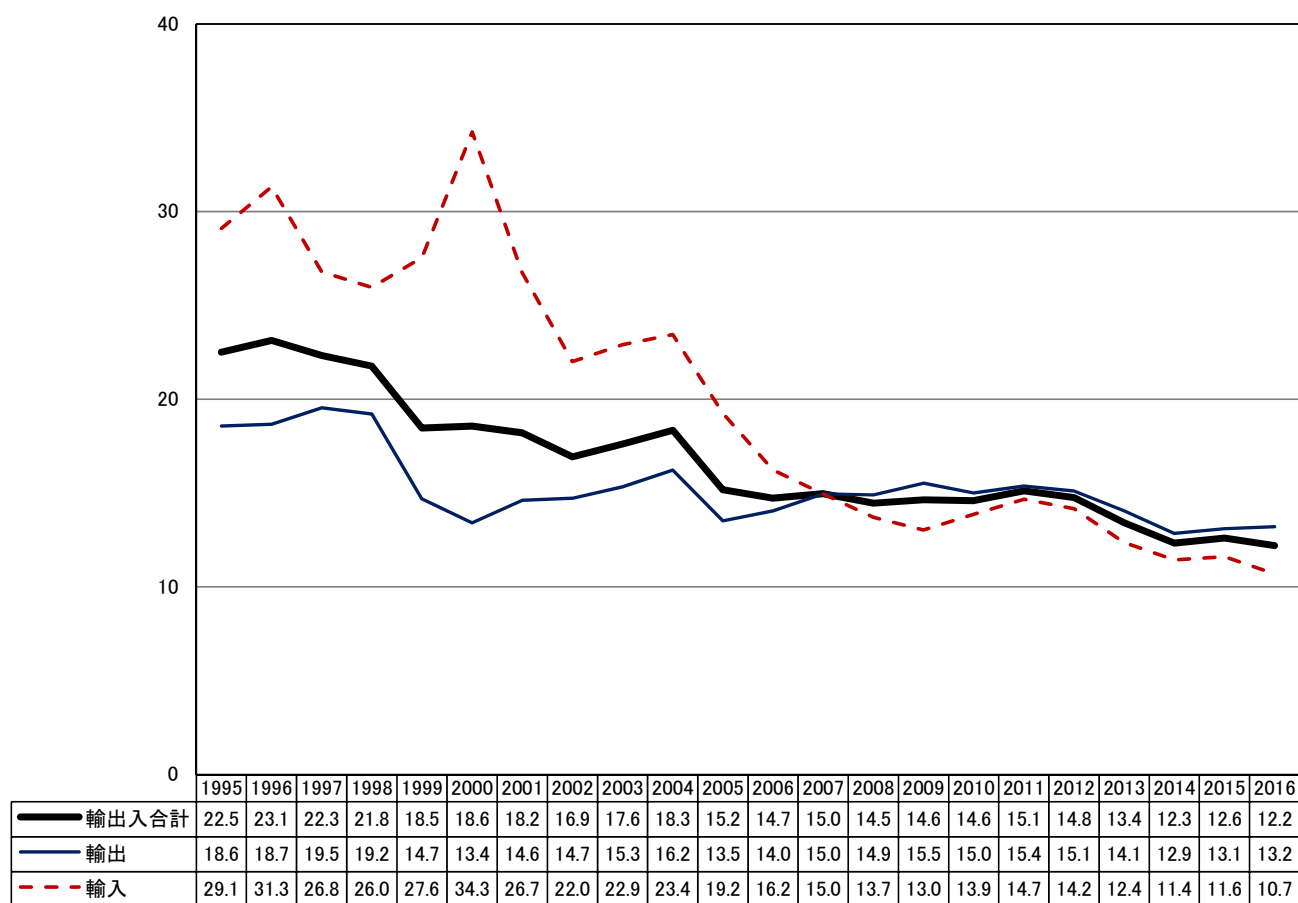
図表2-2 ロシアの輸入地域構造

(単位 10億ドル)



(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

図表2-3 ロシアの商品貿易に占める対CIS諸国取引の比率(%)



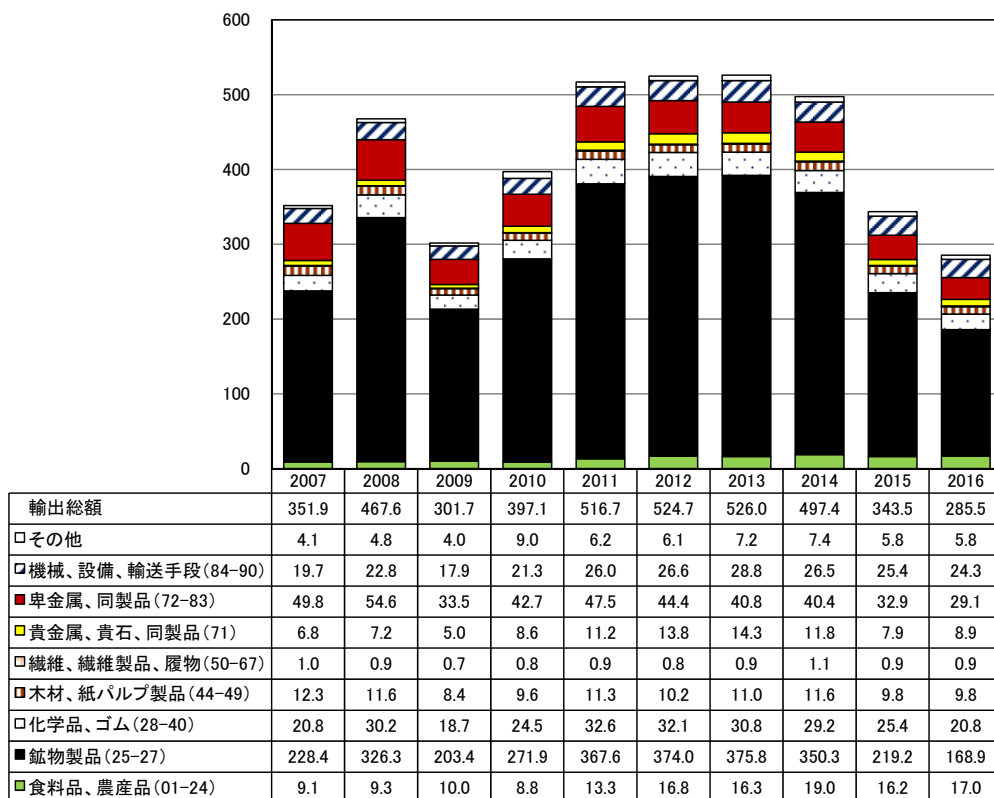
(出所)ロシア統計局。

その点、CIS市場はロシアにとって質的に異なる存在である。以前から、先進国には販路を持たないロシアの機械製品も、CIS市場では総じて比較優位を有し、輸出実績を挙げていることが指摘されていた¹⁸。実際、図2-6を見ても、ロシアの対CIS輸出では機械・設備・輸送手段（第84-90類）が13.7%と、一定の水準を達成している。2012年のロシアの機械・設備・輸送手段輸出の40.8%が、CIS諸国向けだった。図表2-8ではさらに詳細に、ロシアにとって重要性が特に高いと思われる品目をピックアップし、輸出相手地域をEU、その他、CISの3つに区分し、その内訳を示している。やはり、機械類でCIS向けの比率が総じて高いことが確認できる。また、原料とその加工品の輸出を比較すると、後者の方がCIS向けの比率が高い傾向がある。たとえば、動物性生產品（第1部）、植物性生產品（第2部）よりも、加工食品（第4部）の方がCIS向けの比率が高い。合成ゴム（4002）とタイヤ（4011）、鉄鋼（第72類）と鉄鋼製品（第73類）に関しても然りである。こうしたことから、ロシアが石油・ガス依存を軽減し、産業構造を高度化・多角化させ、付加価値の高い製品の輸出を拡大する上で、CIS市場は無視できない意義を帯びていると考えられ、基本的にCIS諸国をターゲットとしているユーラシア経済連合は、その観点から吟味するに値する枠組みと言える。

¹⁸ 上垣 (2005), 46-49; 金野 (2008), 59-69.

図表2-4 ロシアの輸出商品構造

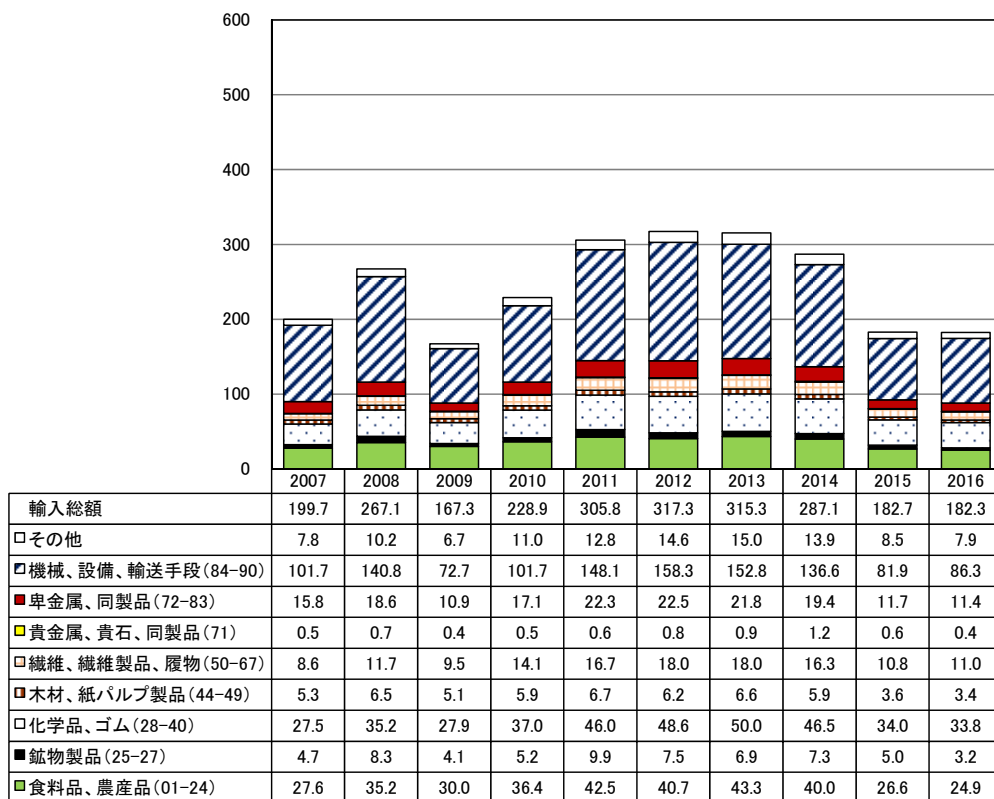
(単位 10億ドル)



(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

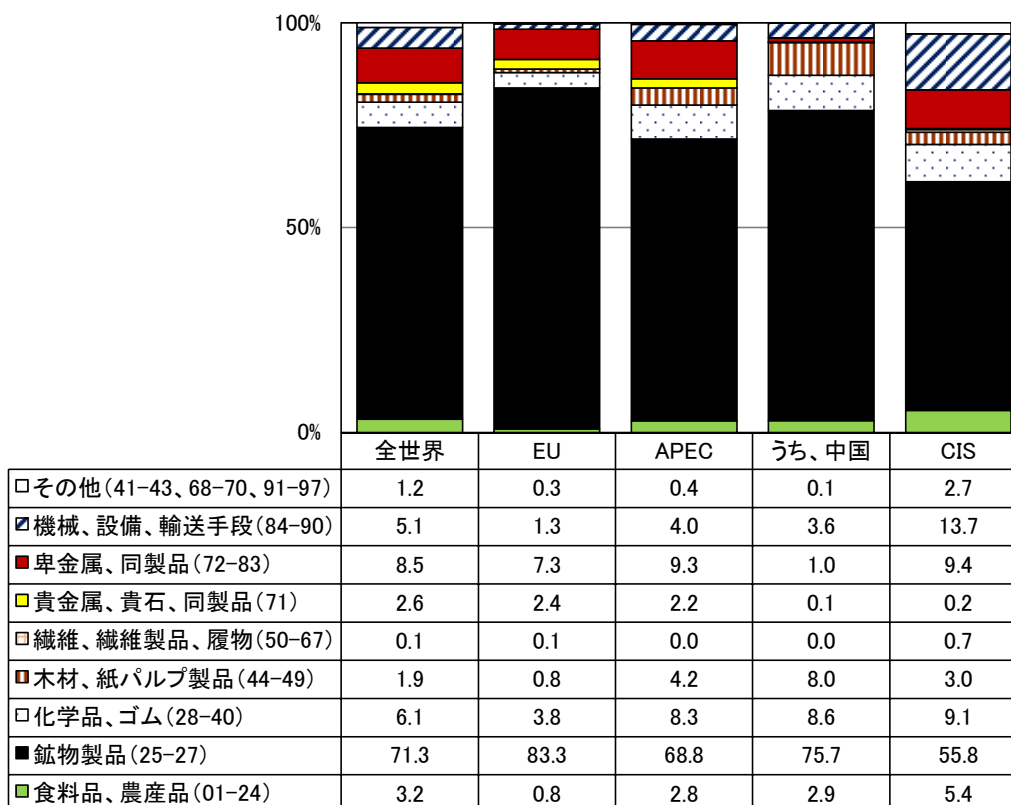
図表2-5 ロシアの輸入商品構造

(単位 10億ドル)



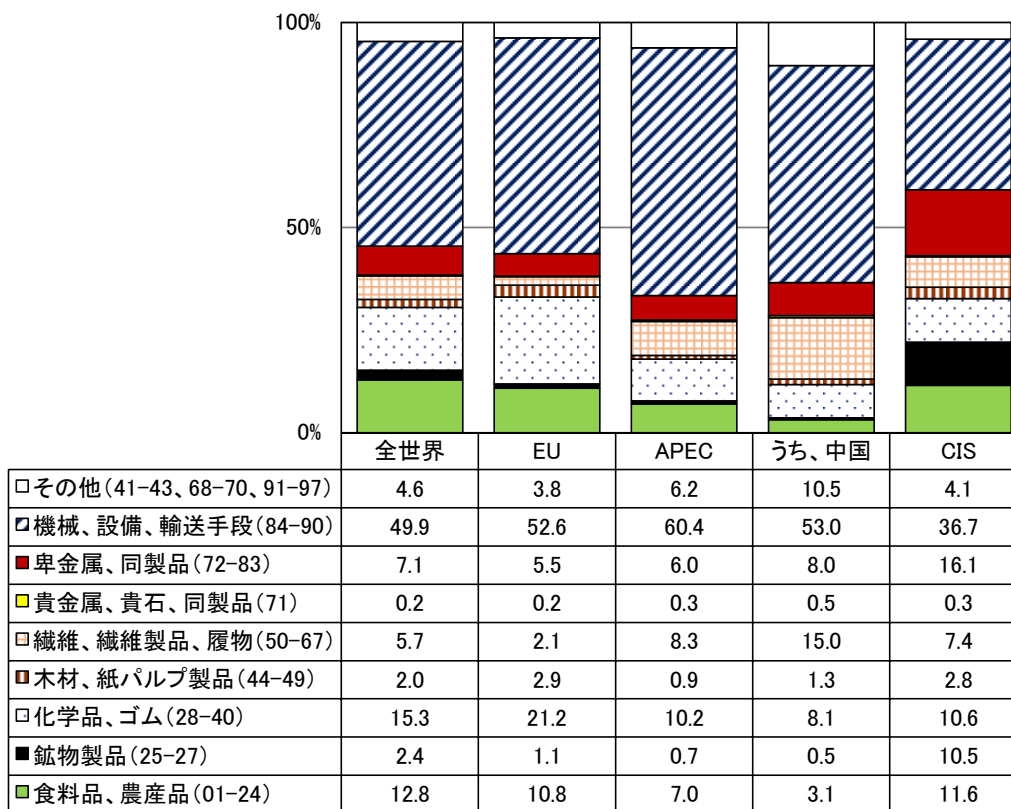
(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

図表2-6 ロシアの相手地域ごとの輸出商品構成 (2012年、%)



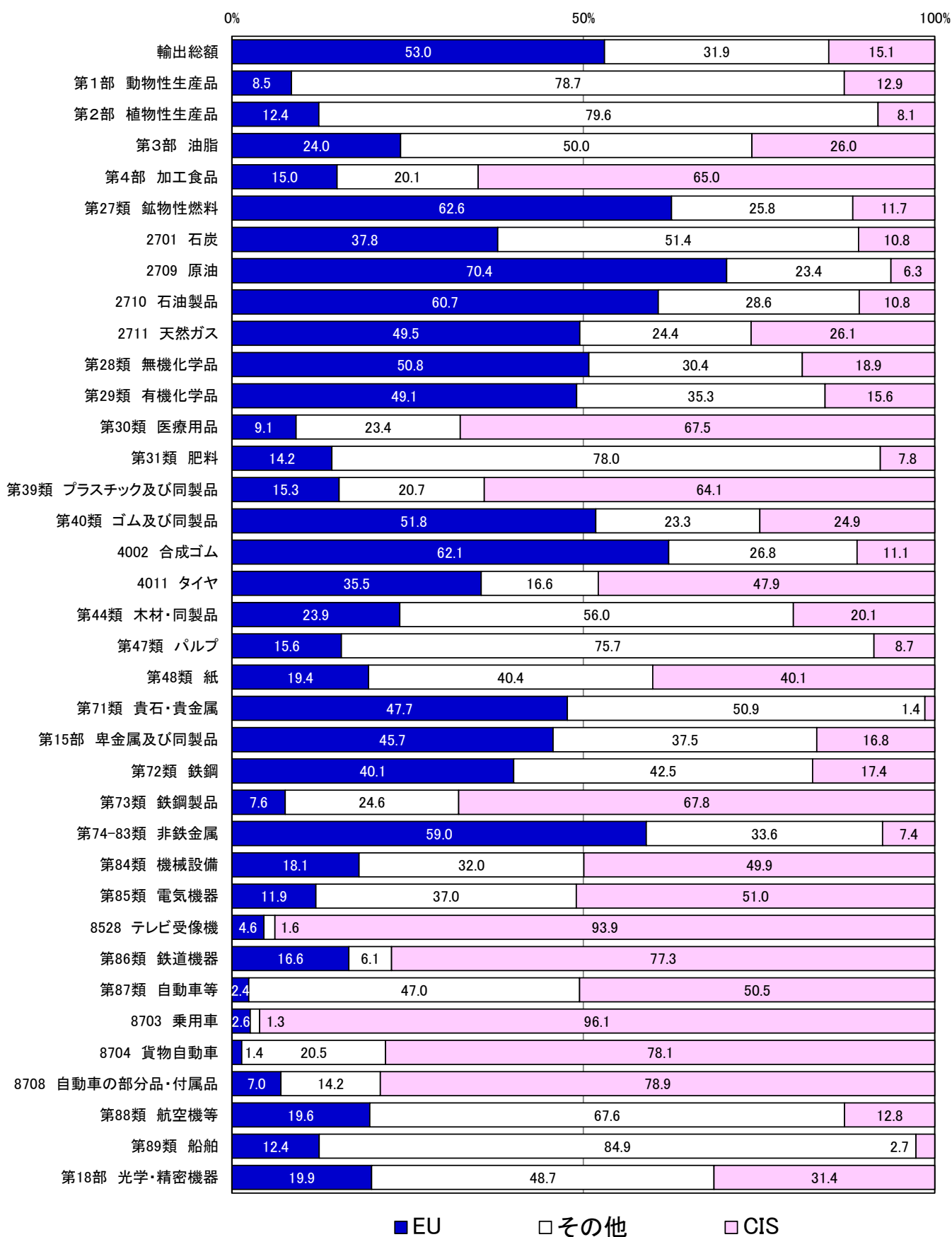
(注)番号は、HSコードの「類」。
(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

図表2-7 ロシアの相手地域ごとの輸入商品構成 (2012年、%)



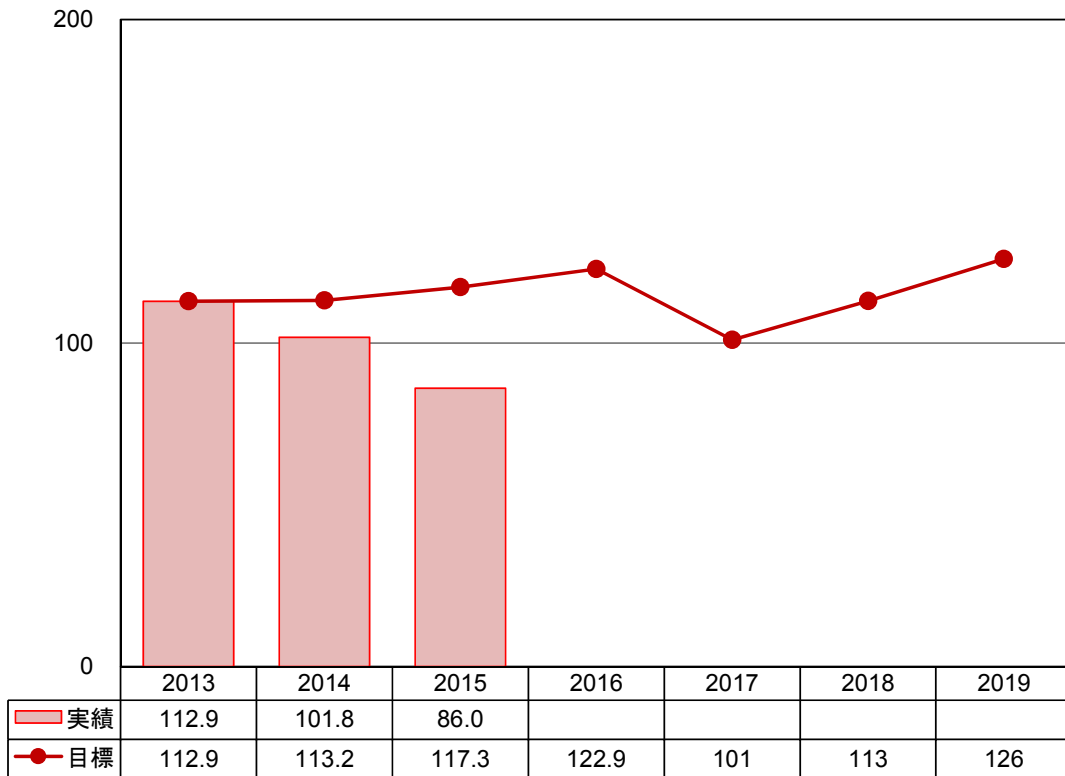
(注・出所)図表2-6に同じ。

図表2-8 ロシアの主要商品の輸出相手地域 (2012年、%)



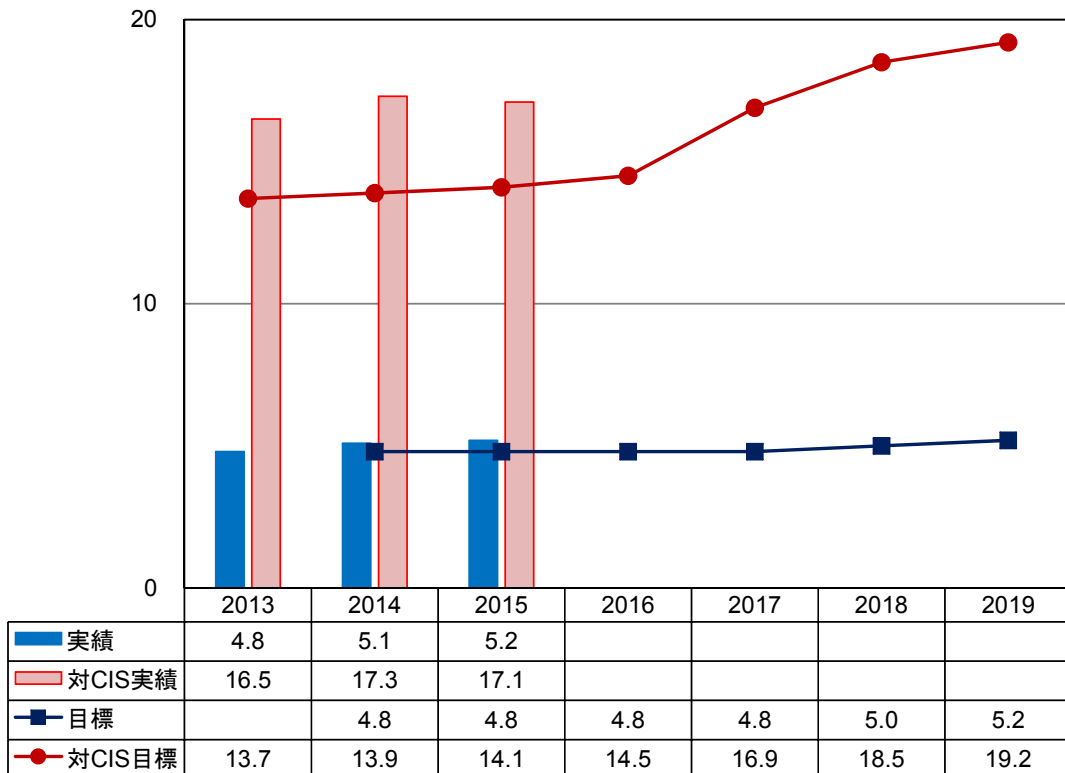
(出所)ロシア関税局。

図表2-9 ユーラシア関税同盟域内貿易での非資源商品・サービス取引の伸び(2011年=100)



(出所) Правительство РФ (2017).

図表2-10 ロシアの商品輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率(%)



(注) 2011年固定価格。

(出所) Правительство РФ (2017).

国家プログラムに見る戦略 ロシアの政権当局がユーラシア経済連合に込めたそのような狙いがうかがえるのが、ロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」である。経緯を整理すると、V.プーチン氏が4年間にわたる首相在任を経て2012年5月に大統領に返り咲いたことを受け、ロシアでは実に42本に上る国家プログラムを策定して新体制の政策課題を示すこととなり¹⁹、その一環として2013年3月18日付のロシア政府決定によってロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」が採択された²⁰。プログラムは2013～2018年を対象期間としており、その間の政策的な取り組みを明記するとともに、付属文書では各種の数値目標を示している。プログラムはその後、2014年4月15日付のロシア連邦政府決定により改訂された²¹。数値目標の項目自体が差し替えられた箇所もあり、かなり広範な修正となっている。さらに、プログラムは2017年3月31日付のロシア連邦政府決定により、再度改訂された²²。2017年版の内容は概ね2014年版を踏襲しているものの、プログラムの対象期間が1年間延長され2019年までとなった。

そして、国家プログラム「対外経済活動の発展」は、輸出に関し明確な戦略目標を打ち出しており、その方向性は2013年版、2014年版、2017年版と基本的に継承されている。具体的には、第1に、資源・エネルギー以外の輸出拡大を目標に掲げていることである。第2に、輸出増を果たす相手地域としては、CIS/ユーラシア経済連合の市場と²³、アジア・太平洋諸国に重点が置かれている。特に、非資源輸出の重点市場として想定されているのが、CIS/ユーラシア経済連合の市場である。

2013年版では、プログラムの期待される効果として、「ユーラシア関税同盟域内貿易での非エネルギー商品の取引が1.8～1.9倍拡大する」とされていた。2014年版になると数値目標の指標が変わったため、対比が困難であるものの、プログラムが終了する2018年までにユーラシア関税同盟域内貿易での「非資源商品・サービス」の取引が35.0%伸びるとされており、トーンダウンした印象がある。2017年版になると、図表2-9に見るように、その目標はさらに引き下げられた。これは、2014年以降のCIS圏の景気後退により域内の貿易量が大幅に低下してしまったため、2017年以降の目標値をその実態に合わせて下方修正したものだだろう。いずれにせよ、ロシアが重視する非資源貿易の伸びをユーラシア市場が牽引するという基本的な想定は、3バージョンを通じて維持されている。

もう一つ、注目すべきは、ロシアの商品輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率という指標である。非資源輸出の中でも、付加価値の高い機械類は、当然のことながらロシアとして伸ばしていきたい分野であり、国家プログラム「対外経済活動の発展」にその目標値が明記されている。ただし、これに関しては不可解な経緯がある。2013年版のプログラムでは、2011年現在4.7%であった輸出に占める機械類の比率を、2018年までに6.9%にまで向上させるという目標が示されていた。ところが、2014年版では、2018年の目標値が4.9%と、ほぼ横這いの図式に書き換えられているのである。2017年版でも、その慎重な見通しが踏襲されている。ただ、いずれのバージョンにおいても、CIS諸国向けの輸出では、機械比率が右肩上がりでも上昇していくという見通しが示されている。2017年版のプログラムにもとづいて、ロシアの全世界向け輸出と、うちCIS諸国向け輸出に占める機械比率の実績と目標を図示したのが、図表2-10である。なお、データは2011年固定価格で示されているので、この間の石油価格の乱高下には影響を受けていない。2017年版のプログラムにおけるCIS向け輸出

¹⁹ 服部 (2013b)。なお、その後の曲折を経て、2017年8月現在では、国家プログラムは全44本となっている。服部 (2017h)。

²⁰ Правительство РФ (2013)。

²¹ Правительство РФ (2014)。

²² Правительство РФ (2017)。

²³ 2013年版のプログラムでは、ロシアの貿易総額に占めるCIS域内取引の比率は、2011年の15%から、2018年には19%に高まるとの見通しが示されていた。

の機械比率は、2014年版から上方修正された。図表2-10に見るように、2013～2015年に目標を超過達成している状態だったので、その水準に合わせて2017年以降の目標値を引き上げたものだろう。2013～2015年にCIS向けの輸出で機械の比率が高まった最大の原因は、ユーラシア経済連合諸国への乗用車輸出が盛んになった点にあると考えられる（第9章参照）。

一方、国家プログラム「対外経済活動の発展」では、EUは単に貿易関係を発展させていくべきパートナーの一つであるとされているだけで、それ以上の踏み込んだ意義付けはなされていない。また、アジア・太平洋市場に関しては、APEC向け輸出の拡大を見込み²⁴、アジア諸国との関係がロシアの極東・シベリア開発に果たす役割に期待が表明されているものの、APECをロシアの貿易の高度化に資するようなパートナーと捉えるくぐりは見当たらない。このように、ロシアはCIS諸国をターゲットにユーラシア統合を推進し、それをテコに機械をはじめとする非資源輸出の拡大を遂げることを目論んでいたということが、国家プログラムからも読み取れる。

第2節 ユーラシア統合とロシアの利害

ユーラシア統合とその問題点 2015年1月1日に発足したユーラシア経済連合には、2017年3月現在でロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアの5カ国が加盟している。ユーラシア経済連合の公式見解によれば²⁵、加盟諸国間ではすでに共通の貿易統計品目表と関税率表が発効して商品貿易の関税同盟が成立していることに加え、ユーラシア経済連合への拡大発展に伴いサービス・資本・労働力の自由移動も実現しているとされている。さらに、中長期的には幅広い分野で加盟国の政策・法令を共通化していくとしており、より高い統合度を備えた経済同盟に進む方針を示している。ユーラシア経済連合の広報資料にもとづいて、2016年までの統合の進捗状況と、今後のスケジュールを整理すると、図表2-11のようになる。

だが、現実には経済統合が整然と推進されているとは言いがたく、現状ではユーラシア経済連合はロシアが標榜するような本格的な共同市場とはなりえていない。統合の深化にとって障害となったり、経済統合がもたらす恩恵を掘り崩してしまう恐れがある問題として、以下の諸点を挙げることができる。

第1に、地政学的要因の否定的な影響を指摘しなければならない。当初から、ロシア主導のユーラシア統合を、経済政策というよりは、自国の勢力圏を維持・拡大しようとするロシアの地政学的野心の表れと見なす向きは、少なくなかった²⁶。実際、ウクライナ危機が深刻化するにつれ、ロシアの対外政策では欧米およびウクライナへの対抗策が目立つようになり、ユーラシア統合もその一つの戦線であるかのような様相を呈しており、経済的合理性が二の次にされがちであることは否めない。

²⁴ 国家プログラムの2017年版では、2013年時点で18.9%であったロシアの商品輸出に占めるAPEC向けの比率を、2019年までに26.5%に高めるとしている。詳しくは、服部（2017h）。

²⁵ ЕЭК（2016c），10，57，102。

²⁶ 典型的には、Starr and Cornell（2014）。

図表2-11 ユーラシア経済連合のクロノロジー

| 年 | 主な出来事・予定 |
|------|--|
| 1995 | 1月6日 ロシア・ベラルーシの関税同盟協定。 |
| 1996 | |
| 1997 | |
| 1998 | |
| 1999 | |
| 2000 | 10月10日 ユーラシア経済共同体創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・タジキスタン)。 |
| 2001 | |
| 2002 | |
| 2003 | |
| 2004 | |
| 2005 | |
| 2006 | 1月12日 ロシアとカザフスタンがユーラシア開発銀行を創設(後に他のユーラシア諸国も参加)。 |
| 2007 | 10月6日 関税同盟創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。 |
| 2008 | |
| 2009 | |
| 2010 | ◎協調マクロ経済政策 |
| 2011 | 7月1日 ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの関税同盟が全面的に始動(◎ユーラシア単一商品市場)。 |
| 2012 | ◎単一技術規制政策 1月1日 単一経済空間成立(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。 2月2日 関税同盟(後にユーラシア経済連合)の事務局であるユーラシア経済委員会が発足。 |
| 2013 | ◎協調農業政策 |
| 2014 | 5月29日 ユーラシア経済連合創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。 |
| 2015 | ◎ユーラシア単一サービス市場 ◎ユーラシア共同労働市場 ◎協調労働移民政策 ◎協調知的所有権政策 ◎協調度量衡政策 ◎協調衛生植物検疫政策 ◎協調消費者保護政策 1月1日 ユーラシア経済連合創設条約が発効。 1月2日 アルメニアがユーラシア経済連合に加盟。 5月29日 ユーラシア経済連合とベトナムが自由貿易協定。 8月12日 キルギスがユーラシア経済連合に加盟。 |
| 2016 | ◎ユーラシア単一会計サービス市場 ◎ユーラシア単一取引所空間 ◎ユーラシア共同医薬品市場 ◎ユーラシア共同医療製品市場 |
| 2017 | ◎電子形態で実施される政府調達への単一アクセスシステム |
| 2018 | ◎ユーラシア諸国の行政・刑事責任法令の統一化 |
| 2019 | ◎ユーラシア共同電力市場 |
| 2020 | ◎ユーラシア単一物品税対象品目(アルコール・タバコ製品)市場 |
| 2021 | |
| 2022 | |
| 2023 | ◎ユーラシア統合為替市場 |
| 2024 | |
| 2025 | ◎ユーラシア共同金融市場 ◎ユーラシア共同ガス市場 ◎ユーラシア共同石油・石油製品市場 ◎協調金融市場 |

(出所)EЭК (2016) 等にもとづき作成。2016年以降は予定。

第2に、ユーラシア経済連合ではロシア一国の存在があまりにも突出している。図表2-12では、ユーラシア経済連合の主要指標に占める加盟5カ国のシェアを整理している。ここに示されているように、人口の80.2%、国内総生産（GDP）の86.6%をはじめ、いずれの指標でもロシアが連合全体の8割前後を占めている。ロシアにとってみれば、ユーラシア統合で拡大できた経済規模は15.5%止まりであり（2016年のロシアのGDPとユーラシア経済連合のGDPを比較）、単純にこの数字だけをとれば、ロシアにとっての経済効果は限定的と言わざるをえない。ロシアという突出した一国があり、それに中小国が寄り添うという構図こそユーラシア統合の大きな特徴であり、その点で欧州連合（EU）などとはかなり様相を異にしている。もしもウクライナがユーラシア経済連合に加われば、ロシア一国の突出は若干緩和されるものの、統合の成否を握る存在としてロシアが加盟を働きかけていたウクライナは、2014年の政変でロシアとは決別した。

第3に、第2の点の必然的な帰結として、ユーラシア経済連合の域内貿易ネットワークはきわめていびつである。ユーラシア経済連合には現時点で5カ国が加盟しているので、域内には10通りの二国間貿易取引関係が存在するが、図表2-13、図表2-14に見るように、域内貿易は一部の二国間貿易に極端に偏重している。具体的には、ロシア・ベラルーシ貿易、ロシア・カザフスタン貿易が圧倒的に多く、この2つの二国間貿易だけで域内貿易の9割強を占めている。それに次ぐのがロシア・キルギス貿易、ロシア・アルメニア貿易で、これらのロシアを軸とした二国間取引が全体の96.6%を占めているわけである。逆に、ベラルーシ、キルギス、アルメニアといった小国同士の二国間取引は、微々たるものである。こうした状況では、各国にはロシアとの二国間交渉で自国の問題を解決しようとする志向が生じるはずで、多国間の枠組みであるユーラシア経済連合の求心力は働きにくいだろう²⁷。

図表2-12 ユーラシア経済連合全体に占める各加盟国のシェア（%）

| | ロシア | ベラルーシ | カザフスタン | キルギス | アルメニア |
|-----------------|------|-------|--------|------|-------|
| 面積 | 84.4 | 1.0 | 13.4 | 1.0 | 0.1 |
| 人口(2017年1月1日現在) | 80.1 | 5.2 | 9.8 | 3.3 | 1.6 |
| GDP(2016年) | 86.6 | 3.2 | 9.1 | 0.4 | 0.7 |
| 鉱工業生産(2016年) | 88.4 | 4.6 | 6.3 | 0.3 | 0.3 |
| うち、鉱業 | 86.1 | 0.2 | 13.4 | 0.1 | 0.3 |
| うち、製造業 | 89.2 | 6.1 | 4.0 | 0.4 | 0.3 |
| 農業生産(2016年) | 78.6 | 7.1 | 9.9 | 2.6 | 1.8 |
| 固定資本投資(2016年) | 86.4 | 3.6 | 8.9 | 0.8 | 0.3 |
| 建設作業(2016年) | 86.3 | 3.6 | 8.8 | 0.9 | 0.3 |
| 商品小売販売高(2016年) | 90.2 | 3.9 | 4.4 | 0.9 | 0.6 |
| 輸出(2016年) | 81.9 | 6.7 | 10.5 | 0.4 | 0.5 |
| 輸入(2016年) | 75.4 | 11.2 | 10.5 | 1.6 | 1.3 |

(出所)ユーラシア経済連合の統計資料にもとづき作成。

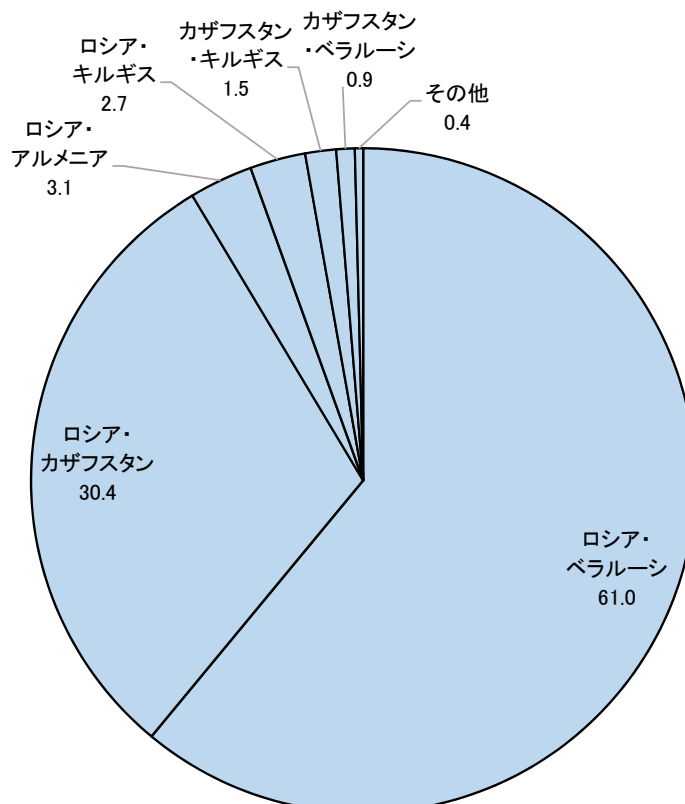
²⁷ たとえば、旧ソ連の低開発諸国にとって、自国民がロシアで就労する上での権利を擁護できるようになることは、ユーラシア経済連合加盟の利点となりうるだろう。しかし、ユーラシア経済連合に非加盟のウズベキスタンは、2017年4月にミルズィヤエフ大統領がロシアを訪問した際、39本もの文書にロシア側と署名し、その一環としてウズベキスタンからロシアへの労働移民の問題も調整が図られた。<http://kremlin.ru/supplement/5181> Кремль, 5 апреля 2017. これは、ウズベキスタンの労働移民の大多数はロシアに向かうため、ウズベキスタンにとって労働移民の問題はロシアとの二国間交渉で解決すれば事足りることの表れであろう。

図表2-13 ユーラシア経済連合の加盟諸国の域外・域内貿易額 (2016年、100万ドル)

| | | ユーラシア 域外との貿易 | ユーラシア 域内との貿易 | 相手国 | | | | |
|--------|----|-----------------|-----------------|-----------|----------|----------|---------|---------|
| | | | | ロシア | ベラルーシ | カザフスタン | キルギス | アルメニア |
| ロシア | 総額 | 429,993.3 | 41,394.2 | | 25,965.0 | 12,936.1 | 1,164.9 | 1,328.2 |
| | 輸出 | 260,907.6 | 26,554.1 | | 15,144.3 | 9,426.9 | 1,025.7 | 957.2 |
| | 輸入 | 169,085.7 | 14,840.1 | | 10,820.7 | 3,509.2 | 139.2 | 371.0 |
| | 収支 | 91,821.9 | 11,714.0 | | 4,323.6 | 5,917.7 | 886.5 | 586.2 |
| ベラルーシ | 総額 | 24,368.4 | 26,448.7 | 25,965.0 | | 395.6 | 52.0 | 36.1 |
| | 輸出 | 12,162.5 | 11,255.1 | 10,820.7 | | 363.7 | 48.7 | 22.0 |
| | 輸入 | 12,205.9 | 15,193.6 | 15,144.3 | | 31.9 | 3.3 | 14.1 |
| | 収支 | ▲ 43.4 | ▲ 3,938.5 | ▲ 4,323.6 | | 331.8 | 45.4 | 7.9 |
| カザフスタン | 総額 | 48,366.9 | 13,989.2 | 12,936.1 | 395.6 | | 651.2 | 6.3 |
| | 輸出 | 32,858.0 | 3,917.6 | 3,509.2 | 31.9 | | 376.2 | 0.3 |
| | 輸入 | 15,508.9 | 10,071.6 | 9,426.9 | 363.7 | | 275.0 | 6.0 |
| | 収支 | 17,349.1 | ▲ 6,154.0 | ▲ 5,917.7 | ▲ 331.8 | | 101.2 | ▲ 5.7 |
| キルギス | 総額 | 3,500.4 | 1,869.1 | 1,164.9 | 52.0 | 651.2 | | 1.0 |
| | 輸出 | 1,126.0 | 417.5 | 139.2 | 3.3 | 275.0 | | 0.0 |
| | 輸入 | 2,374.4 | 1,451.6 | 1,025.7 | 48.7 | 376.2 | | 1.0 |
| | 収支 | ▲ 1,248.4 | ▲ 1,034.1 | ▲ 886.5 | ▲ 45.4 | ▲ 101.2 | | ▲ 1.0 |
| アルメニア | 総額 | 3,560.5 | 1,371.6 | 1,328.2 | 36.1 | 6.3 | 1.0 | |
| | 輸出 | 1,390.8 | 392.1 | 371.0 | 14.1 | 6.0 | 1.0 | |
| | 輸入 | 2,169.7 | 979.5 | 957.2 | 22.0 | 0.3 | 0.0 | |
| | 収支 | ▲ 778.9 | ▲ 587.4 | ▲ 586.2 | ▲ 7.9 | 5.7 | 1.0 | |

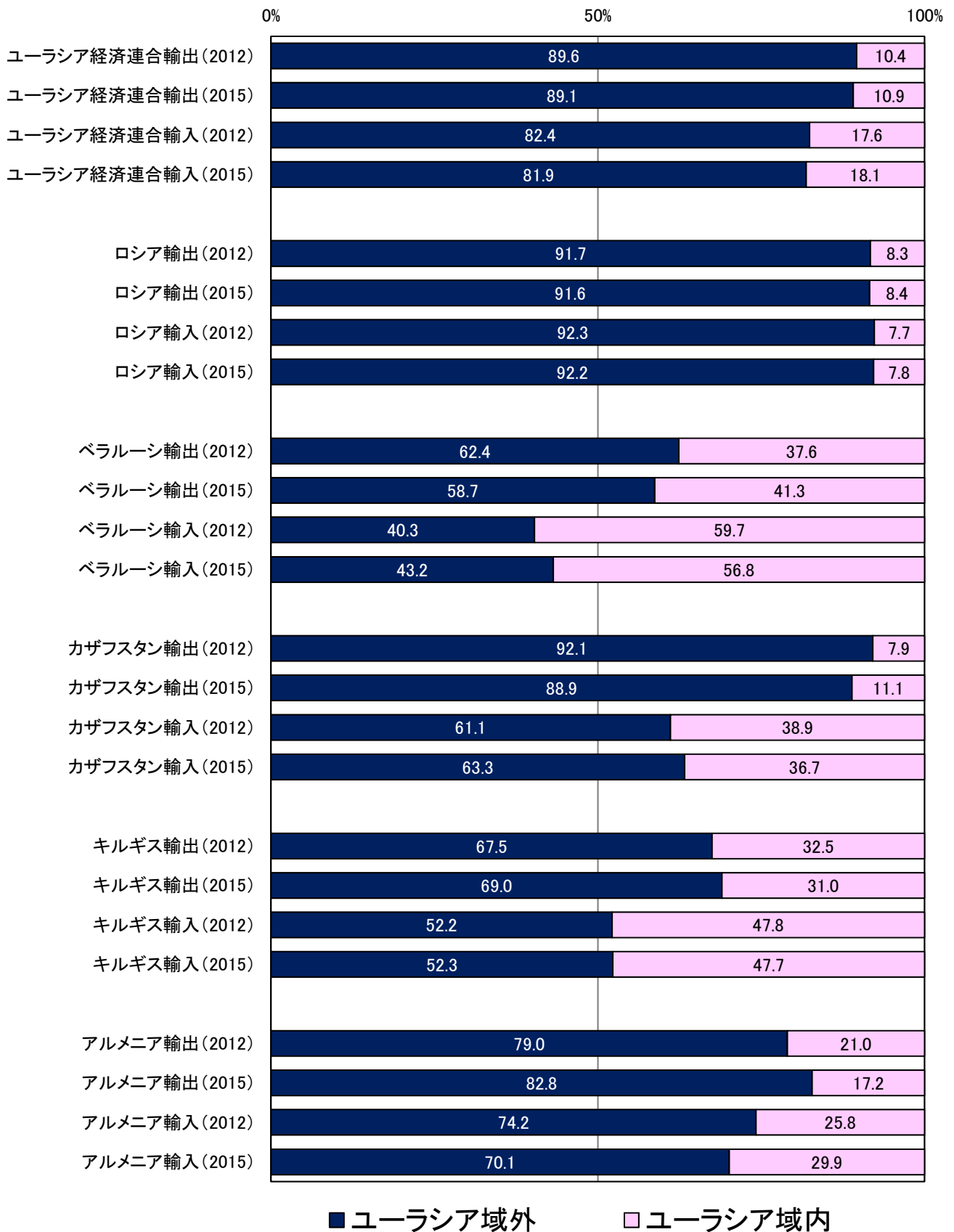
(出所)ユーラシア経済連合の統計資料にもとづき作成。

図表2-14 ユーラシア経済連合の域内貿易にそれぞれの二国間貿易が占めるシェア (2016年、%)



(出所)ユーラシア経済連合の統計資料にもとづき作成。

図表2-15 ユーラシア経済連合と加盟諸国の域外・域内貿易比率(%)



(出所) CIS統計委員会の貿易統計にもとづき作成。

図表2-16 ユーラシア経済連合とカザフスタンの最終譲許税率

| | 全品目 平均 | 農産品 | 工業製品 |
|------------|-----------------|------|-------|
| | ユーラシア経済連合の共通関税率 | 7.8% | 10.8% |
| カザフスタンの関税率 | 6.9% | 7.6% | 6.0% |

(出所) Тоцицкая (2016), 3.

第4に、図表2-15に見るように、加盟国の貿易に占めるユーラシア経済連合域内取引の比率は決して高くなく、趨勢的にも顕著に高まりつつあるとは言いがたい。ユーラシア経済連合の貿易パターンは、域内貿易比率が6割前後に上るとされるEUなどとは、かなり異なっている。輸出志向の資源産業が経済の中核を成していることは、地域経済統合の深化にとって不利な条件であり、ユーラシア統合の場合はロシアおよびカザフスタンがまさにそれに該当することが、域内貿易比率の低さに繋がっていると指摘されている²⁸。

第5に、ユーラシア経済連合では、石油・ガスなどのロシアにとって死活的な部門ほど、市場統合の例外として扱われたり、先送りされたりする傾向がある。図表2-11に示したように、ユーラシア共同ガス市場および石油・石油製品市場が成立するとされているのは、ユーラシア経済連合発足から10年後に当たる2025年である²⁹。すでに一連のエネルギー共同市場に関するコンセプトと称するものは承認されているが³⁰、ロシアの専門家が指摘するように、たとえば共同ガス市場と言っても、それが何を意味するのかについての加盟国間のコンセンサスすらなく、これから中身を詰める段階である³¹。ロシアはベラルーシやアルメニアに優遇的な条件で石油・ガスを供給しているが、それはユーラシア経済連合の制度的な取決めというわけではなく、それらの国が示す忠誠度に応じてロシアが個別的・裁量的に提供するものとなっている。

第6に、カザフスタンが2015年11月に世界貿易機関（WTO）に加盟したことによって生じた問題がある。カザフスタンはWTO加盟に伴い、基本的にロシアの税率に合わせて設定されているユーラシア経済連合の統一関税率よりも全般的に低い関税率を導入することになった。カザフスタンの関税率は、全品目の約3分の1に当たる約3,500品目でユーラシア経済連合の税率よりも低くなり、両者の平均関税率には図表2-16に見るような隔たりが生じる。

第7に、ウクライナ危機を受け、関税同盟としてのユーラシア経済連合に矛盾が生じてしまっていることも指摘しなければならない。欧米による対ロシア制裁への対抗措置として、ロシアは2014年8月から欧米産の主要食品に対する輸入禁止措置をとっているが（第5章参照）、これは時限的とはいえ、ユーラシア経済連合としてではなくロシア単独の措置である。また、ロシアは2016年1月1日からウクライナからの輸入に関税を導

²⁸ Стрежнева (2013), 42-43.

²⁹ ちなみに、ロシア政府は最初から石油・ガスを例外扱いする予定では必ずしもなかったと推察される。というのも、前出の2013年3月採択の国家プログラム「対外経済活動の発展」のサブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」の中で、2013～2014年の第1段階の課題として、「単一エネルギー市場を形成するための法基盤を構築する」という項目が示されているからである。Правительство РФ (2013). 最初から石油・ガス市場統合を10年も先送りするつもりなら、これほど早い時期にロシア国内の法整備をする必要はないはずだ。つまり、2011年にプーチンがユーラシア経済連合の構想を発表した段階では、EUのような網羅的な市場統合が漠然とイメージされていたが、その後政府の担当者レベルで具体的に中身を詰めていく過程で、石油・ガス市場の統合はロシアの財政にあまりにも影響が大きいことが認識され、棚上げという判断になったのではないだろうか。

³⁰ ВЕЭС (2015; 2016a; 2016b).

³¹ Белогорьев (2016).

入しているが、これもベラルーシやカザフスタンの意向を無視してロシアが単独で行っていることである（第3章参照）。当然のことながら、2014年のユーラシア経済連合創設条約（第25条）では、第三国に対して単一の関税率および通商レジームを適用することをうたっており、ロシアのこれらの措置はその原則への重大な違反であり、ユーラシア統合の盟主が自らその価値を毀損しているに等しい。

上述のように、ユーラシア経済連合の公式見解によれば、加盟諸国間ではすでに商品貿易の関税同盟が成立していることに加え、サービス・資本・労働力の自由移動も実現しているとされている。バラッサの古典的な経済統合発展論に従えば、ユーラシア経済連合は①自由貿易地域、②関税同盟の段階を過ぎて、すでに③共同市場（商品だけでなく生産要素の移動制限も撤廃）に到達し、さらに④経済同盟（経済政策の調整にまで踏み込む）への移行を見据えている、ということになる³²。しかし、本節で見たように、加盟諸国にとって重要性の高い石油・ガスの取引において、共同市場の形成は先送りされている。さらに、カザフスタンがWTO加盟に伴い共通関税率よりも低い関税率を導入したこと、ロシアが欧米およびウクライナに独自の通商レジームを適用していることにより、ユーラシア経済連合は関税同盟としても形骸化し、「自由貿易圏以上、関税同盟未満」の存在に後退したと言わざるをえない。

新プーチン体制と近代化の文脈から 前節で見たように、経済統合に関する一般的な尺度に照らすと、ユーラシア経済連合が抱える課題が少なくないのは事実である。それに対し本節では、ユーラシア経済連合の誕生に至るCIS域内の国際関係、ロシア国内の政治経済的文脈に着目して、そこからユーラシア経済連合が帯びている含意を探ることを試みたい³³。

旧ソ連空間では、1991年暮れのソ連邦崩壊後、ロシアを中心に、再統合を目指す様々な試みが続けられてきた³⁴。経済の面では、2001年誕生のユーラシア経済共同体が最も包括的な枠組みであり、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタンが加盟していた（ウクライナ、モルドバ、アルメニアはオブザーバーに留まり、ウズベキスタンは2006年に加盟したが2008年にそれを停止している）³⁵。ユーラシア経済共同体の中で、比較的経済水準が高く統合の準備が整ったロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3国は、2007年10月に関税同盟条約に調印し、3国関税同盟は2011年7月に全面的に始動した³⁶。ソ連解体後のCIS諸国による経済統合は、掛け声倒れに終わることが多かったが、その点ロシア・ベラルーシ・カザフスタン3国のユーラシア関税同盟は初めて実質的な統合の成果を挙げた枠組みと評価された。

ロシアのプーチン首相（当時）は2011年10月4日付の『イズベスチヤ』紙に「ユーラシアにとっての新たな統合プロジェクト ― 今日生まれる未来」と題する論文を寄稿した³⁷。この中でプーチン首相は、旧ソ連空間で「ユーラシア連合」と称する新たな国家統合の枠組みを主導していく考えを表明し、内外で話題となった。2011年9月24日の「統一ロシア」党大会でプーチンが2012年の大統領選に出馬することが決まった直後の論文であり、来たる大統領選に向けてのマニフェスト第一弾と受け止められた。論文の中でプーチンは、3国の関税同

³² バラッサ (1963), 4-5.

³³ プーチン体制の下でユーラシア経済連合の構想が浮上してきたロシア国内の政治的な背景と、それをめぐる国際関係をバランス良く叙述した文献に、佐藤 (2012), 146-157 がある。

³⁴ 田畑・末澤編 (2004).

³⁵ なお、後述のユーラシア経済連合の創設決定を受け、2014年10月10日の関係国合意により、ユーラシア経済共同体は同年末をもって廃止することが決まった。<http://www.evrazes.com/news/view/958>

³⁶ より詳しい事実関係や経緯に関しては、金野 (2012) 参照。また、ユーラシア関税同盟に関連する動きとして、CISの8カ国、すなわちロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アルメニアが2011年10月18日に自由貿易地域条約に調印していることも重要である。田畑 (2012).

³⁷ Путин (2011a). なお、拙稿に論文の全訳を採録している 服部 (2011f).

盟とその次のステージである「共通経済空間」の枠組みでの統合を今後さらに深化させ、その関係を「ユーラシア経済連合」へと、さらには「ユーラシア連合」へと発展させるという構想を語っている。

むしろ、欧州統合の場合でもそうであったように、「共同体」よりも「連合（ロシア語ではソユーズ）」の方がより強い一体性を感じさせる。プーチンがこの局面で新たに「連合」という言葉を使ったのは、欧州連合（EU）に比肩する地域統合体を築いていくという意欲の表れと受け取れる。「我々が提案しているのは、現代世界の極の一つとなりうる、しかもヨーロッパとダイナミックなアジア太平洋地域の効果的な『結節点』の役割を果たせるような、強力な超国家的統合モデルである」といったくぐりには、野心的な姿勢が見て取れた。

そしてプーチンは論文の中で、関税同盟に加わっていない他のCIS諸国にも、ユーラシア連合への参加を呼びかけている。名指しこそしていないものの、最も期待をかけていたのは、ウクライナの参加であった。それに関連して、論文では以下のように述べられていた。

我々のいくつかの隣国は、それが欧州選択に反するという理由で、旧ソ連空間で推進されている統合プロジェクトには参加したくないとしている。これは、誤った二者択一であると思う。我々は誰とも絶縁しようとはしていないし、対立しようともしていない。ユーラシア連合は、単一の自由・民主主義・市場の法の価値観によって結び付けられた「大ヨーロッパ」の不可分の一部として、普遍的な統合原則で構築される。……今後はEUとの対話当事者となるのは関税同盟であり、将来的にはユーラシア連合となる。このように、ユーラシア連合に加入することは、直接的な経済的恩恵の他にも、各参加者により迅速で、またより強固な基盤での欧州への統合を可能とするのである。

プーチン首相が10月4日に『イズベスチヤ』紙上でユーラシア連合を提唱したのに続いて、11月18日にはメドヴェージェフ・ロシア大統領（当時）、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領、ナザルバエフ・カザフスタン大統領がモスクワで首脳会談を開き、ユーラシア統合をさらに前進させた。3大統領は「ユーラシア経済統合宣言」を発表³⁸、既存の関税同盟を超えて、統合の次の段階である「共通経済空間」の創設に着手することを宣言した。そしてそれは最終目標ではなく、2015年までにはユーラシア経済連合が誕生することになり、今回の文書調印はそれに向けた第一歩であるとされた。また、「ユーラシア経済委員会」と称する常設統合機構を立ち上げる条約への調印もなされた³⁹。報道によれば、3国首脳会談は当初12月末に開催される予定だったものの、12月4日投票のロシア下院選の前に開催することが急遽決まったのだという⁴⁰。このようにユーラシア経済連合の構想は、2012年にロシアで発足するプーチン大統領、メドヴェージェフ首相の新体制の政策的な目玉とすべく、急ごしらえで打ち出されたという様相が色濃かった。

他方、この時期のロシアでは国の近代化が至上命題とされ、それを実現するために産業構造の高度化・多角化、イノベーション化、新たな工業化といった課題が叫ばれていた⁴¹。当初はメドヴェージェフ大統領が近代化政策を看板としていたが、2012年の大統領選返り咲きに向けて動き出したプーチンも、メドヴェージェフのお株を奪うかのように、そうした路線を公約として掲げるようになる⁴²。

ただし、ロシア経済の現実に目を転じると、近代化政策は難航していた。経済特区、「ロシア・ナノテクノロジー

³⁸ <http://kremlin.ru/supplement/1091> Кремль, 18 ноября 2011.

³⁹ <http://www.eurasiancommission.org/ru/Lists/EECDocs/Договор%20o%20EЭК.pdf> Евразийская экономическая комиссия, 18 ноября 2011.

⁴⁰ <http://www.kommersant.ru/doc/1820390> Коммерсантъ, 19 ноября 2011.

⁴¹ 溝端 (2013) 等参照。

⁴² 服部 (2012c), 6.

ジー・コーポレーション（ロスナノ）」、イノベーションセンター「スコルコヴォ」など、経済近代化のための政策ツールは出揃ったものの、問題はその成果である。スコルコヴォに入居する企業はそれなりの数に上ったものの、知的所有権の申請数の少なさに表れているように、研究開発の成果は捗々しくなかった⁴³。また、経済特区も、4つある種類のうち、観光・レクリエーション特区と港湾特区は完全に失敗に終わり、研究開発を目的とした技術導入特区も成否は微妙で、工業生産特区だけが工場建設の受け皿として一定の成功を収めるに留まった⁴⁴。

そうした中で、カルーガ州の成功に触発される形で、2000年代の後半からロシアでは地域行政の主導による工業団地の造成ブームが起き⁴⁵、これが折からの外資メーカーの進出ラッシュと重なり、自動車、建設機械、タイヤ、家電などの外資系工場の建設が進展した。その結果、ロシアの経済近代化・新工業化は、ロシア政府が目論見た独自のイノベーションというよりは、外資系企業の現地生産によって実質的に担われる度合いが強まっていった。2011年12月8日付ロシア連邦政府指令により承認された「2020年までのロシア連邦のイノベーション発展戦略」においても、「自動車工業、機械工業、製菓産業、電子工業、エンジン製造部門、エネルギー機器製造部門および工作機製造部門など一連の部門に関しては、世界の主要メーカーとの合弁会社の設立、最終組立品のモデルの改善および生産拠点の現地化の促進が重要な課題となる」と記されている⁴⁶。つまり、外資系企業による現地生産が質・量ともにどれだけ広がりを見せるかが、ロシアの経済近代化の成否を握る状況となっていたわけである。

2011年12月に開催された実業ロシアの総会で演説したプーチンは、次のような主張を示した。すなわち、資源部門ではなく、強力なハイテク部門、生産部門を原動力として新経済を形成し、2,500万人に上る現代的な職を創出することが課題である。そのためには、2010年のロシアのGDPに匹敵する43兆ルーブルの投資が必要である。こうした巨額の投資を、国庫資金や、開発機構の資金だけで賄うのは不可能だ。このジレンマを解決する方法は、民間の投資を呼び込むしかない。ただ、世界的な金融不安で、外資には多くを期待できない。したがって、ロシア国内の投資エンジンを稼働させることが必須である。翻って、そのためには、ロシア国内のビジネス環境を改善しなければならず、具体的な措置を盛り込んだ工程表作りが急務である。プーチンはこのように訴えた⁴⁷。

大統領選に正式に立候補したプーチンは、実質的に自らの選挙綱領に相当する一連の論文を新聞紙上で立て続けに発表し、投票日までに計7本の論文が発表された。そのうち、経済政策を論じたのは、2012年1月30日付『ヴェードモスチ』紙に掲載された第3弾論文「我々の経済的課題について」であった⁴⁸。この中でプーチンは、「実業ロシア」での演説で示した基本認識をさらに発展させ、以下のように資源依存経済からの脱却の課題を語った。

資源輸出を主力とし、消費財や技術を輸入に依存するような経済を続けることは許容できない。……ロシアは国際分業において、資源・エネルギーの供給者としてだけでなく、少なくともいくつかのセクターにおいてはハイテクの保有者として、最大限に高い地位を占めなければならない。さもなければ、自分たちでは生産できない複雑で高価な工業製品、物資、医薬品への支払のために、資源を失い続けるだろう。……技術的

⁴³ 服部 (2013a), 15.

⁴⁴ 服部 (2011c; 2015b).

⁴⁵ 大橋 (2015) .

⁴⁶ РОТОВО (2013), 152.

⁴⁷ Путин (2011b).

⁴⁸ Путин (2012).

優位を取り戻すためには、優先分野を注意深く選定する必要がある。その候補となりうるのは、医薬品、ハイテク化学、混合・非金属素材、航空機、ICT、ナノテクといった分野である。むろん、原子力、宇宙といった伝統的な分野でも、我が国は優位を失っていない。このリストは閉じられたものではなく、世界の経済状況と各企業の創意次第で変わりうる。

また、この時期のロシアで焦点となっていた外資系工場の誘致に関連してプーチンは、次のように述べた。

技術的近代化の〔訳注：ロシア独自の開発と並ぶ〕もう1つの側面は、輸入された技術を極力迅速に体得することである。先進的な技術文化を輸入した顕著な事例が、すでにいくつか存在している。自動車の工業アセンブリではかなり良い経験を重ねており、今日では「外車」の半分はロシア人工員の手によって組み立てられていて、ロシアの消費者は国内産か外国産かによる品質の違いのことなどはや考えなくなっている。現時点での問題は、現地調達化と、ロシアに技術開発センターを設けることである。有名メーカーの家電の大部分はロシアで生産され、大手食品メーカーがロシアで販売している商品ももっぱら現地生産品である。我が国にとって重要なのは、世界の技術市場のリーダーたちがロシアを重要で大きな市場だと捉える第1ステージと、生産の現地化のために投資を行う第2ステージから、ロシアで新技術・新製品を開発する第3ステージへと移行してくれることである。

プーチンはさらに、新たな生産、雇用を生み出す投資を活性化するためになすべきこととして、次のような見解を示した。

第1に、国内市場の規模を拡大し、それを直接投資にとってより魅力あるようにする。これに関してはすでに、できることはすべてやっている。ソ連崩壊後初めて、我々は宣言、意向の表明から、実際の統合へと歩を進めた。最近、関税同盟、共通経済空間、CIS自由貿易圏が創設された。技術規則の共通化が進んでいる。ロシアは近隣諸国と単一の市場を形成することを一貫して推進している。むろん、その際に我々はパートナーの利益を考慮し、譲歩も行っているが、近いうちにその譲歩を上回るだけの恩恵を享受する。我々の立場は、共通経済空間の大市場は、すべての加盟国の競争力を高めるというものである。

第2に、ロシアのビジネス環境、長期的投資の魅力は、いまだに満足すべきものではない。過去数年、メドヴェージェフ大統領のイニシアティブで、ビジネス環境の改善に向けた一連の改革が始動しているが、特筆すべき前進は得られていない。我々は「管轄競争」に敗れており、ロシアで仕事をしている企業はしばしば、資産や取引を国外に登記することを選好している。……世銀のビジネス環境ランキングではロシアが120位、カザフスタンが47位であり、数年間でそうした良い指標に近づくことを課題とすべきである。

かくして、ロシアの近代化という要請と、ユーラシア統合というイニシアティブが、プーチンの選挙マニフェストの中で融合することになったわけである。つまり、ロシアの近代化のためには経済イノベーションや新たな工業化が必要で、そのためには外資を含む民間の投資を拡大しなければならない。翻って、投資拡大のためにはロシアの投資環境・魅力を向上させる必要があり、ユーラシア統合による市場の拡大、ユーラシア諸国

間の切磋琢磨はそうした投資環境・魅力向上に向けた取り組みの一環である、という論理である⁴⁹。

2012年3月4日、ロシア大統領選の投票が行われ、プーチン首相が第1回投票で当選を決めた。プーチンは5月7日に就任式を挙行し、2018年までの新たな政権をスタートさせた。プーチンは大統領に就任した当日の5月7日に早速、一連の大統領令に署名し、新政権の各政策分野に関する指針を示している。

このうち、「長期的な国家経済政策について」と題する大統領令では、①2020年までに生産性の高い雇用を2,500万人分創出・現代化する、②GDPに対する投資の規模を、2015年までには25%に、2018年までには27%に拡大する。③GDPに占めるハイテク・科学集約部門の製品の比率を、2018年までに2011年比で1.3倍に拡大する。④労働生産性を、2018年までに2011年比で1.5倍に向上させる。⑤世銀のビジネス環境ランキングにおけるロシア連邦の順位を、2011年の120位から、2015年には50位に、2018年には20位にまで引き上げる、といった数値目標を掲げていた⁵⁰。また、「対外政治路線の実現のための措置について」と題する大統領令では、外務省に対し、ベラルーシおよびカザフスタンとの関税同盟／単一経済空間の枠組みでの統合進化を促すことと、2015年1月1日までにユーラシア経済連合を創設することが指示された⁵¹。前節で述べたとおり、ロシア政府は2013年3月18日付で国家プログラム「対外経済活動の発展」を採択⁵²、そのサブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」の中で今後のユーラシア統合の工程表を示した。

かくして、ユーラシア経済連合の形成は、新プーチン体制の基本政策の一つとして正式に位置付けられることになった。むろん、政治家が選挙を前に有権者向けに述べたことを、額面どおりに受け取ることに限っては、慎重であるべきだろう。プーチンがユーラシア統合を主導した主たる動機が、大衆迎合的に有権者の歓心を買うことや、あるいは地政学的な野心にあった可能性は捨てきれず、ユーラシア統合が投資環境・魅力の向上を通じてロシアの近代化に貢献しようという主張は後付けで加えられたという疑いも否定できない。

しかし、仮にそうであったとしても、当然のことながら、ロシアの政策はプーチンのマニフェストによって大なり小なり方向付けられていくことになる。前節で見たように、ロシア政府が2013年3月に採択した国家プログラム「対外経済活動の発展」でも、ロシアはCIS諸国をターゲットにユーラシア統合を推進し、それをテコに機械をはじめとする非資源輸出を拡大していくという方向性が打ち出されていた。こうしたことから、ユーラシア統合を評価する際に、ロシアの経済近代化・高度化への貢献という分析視角を据えることは、意義があると考えられる。本稿では、第9章で自動車産業を、第11章で医薬品産業を取り上げ、その点に関する検証を試みる。

ユーラシア経済連合の変質の予兆 2015年に発足したユーラシア経済連合はその後、第三国との経済連携を推進している。ロシアにとっては、自国単独よりも、ユーラシアというより大きな枠組みで交渉に当たることにより、自らの魅力を高め、有利な立場で交渉に当たれると期待できよう。

ユーラシア経済連合は2015年5月にベトナムと自由貿易協定を締結した。その効果で、ロシアからベトナムへの自動車輸出が促された点に関しては、第9章で触れる。さらに、ユーラシア経済連合は2017年現時点で、シンガポール、イスラエル、エジプト、インド、イラン、韓国、セルビアといった国々と自由貿易協定を交渉している⁵³。

⁴⁹ ただし、プーチンの一連の論文に対しては、ロシアの有識者から内容の矛盾や虚飾性を批判する辛辣なコメントが相次いだ。服部 (2012b), 96-99.

⁵⁰ <http://kremlin.ru/events/president/news/15232> Кремль, 7 мая 2012.

⁵¹ <http://kremlin.ru/events/president/news/15256> Кремль, 7 мая 2012.

⁵² Правительство РФ (2013).

⁵³ Девятков (2017).

そうした中で、ユーラシア経済連合の今後の行方を大きく左右すると思われるのが、中国との関係である。2015年5月のロ中首脳会談後に発表された共同声明では、ロシアを中心としたユーラシア経済連合と、中国が主導する「シルクロード経済圏」とから成る共通の経済空間を創設していく目標が掲げられ、その一環として将来的にユーラシア経済連合と中国による自由貿易圏の形成を検討していくことが表明された⁵⁴。プーチン大統領は、2015年9月の国連総会演説（Путин 2015a）や、2015年11月のアジア太平洋地域との関係に関する論文（Путин 2015b）でも、ユーラシア経済連合と新シルクロードを融合させる構想について語っている。ロシアまたはユーラシア経済連合が中国とFTAを締結し、それを足掛かりにさらにインドやパキスタンなども巻き込んで大ユーラシア経済パートナーシップを形成する、といった構想も取りざたされている⁵⁵。

しかし、ロシアをはじめとするユーラシア諸国はこれまで、本音では中国とのFTAに後ろ向きだった。下斗米は、ロシアは中国主導の自由貿易圏、経済圏がユーラシアに成立するようなことは是が非でも避けたく、ユーラシア経済連合には中国の攻勢を阻止するための防波堤という狙いが込められていた旨指摘している⁵⁶。ロシアの専門家のN.メントコヴィチも、ユーラシア経済連合が域外の諸外国とFTAを形成しようとする動機は、自らの工業製品の販売を強化することだが、中国とFTAを形成することは逆に中国産工業製品に席卷される危険をはらんでおり、ユーラシア諸国が中国と経済協力をするにしても、FTA以外の形態をとることになるとの見方を示している⁵⁷。A.ジェヴャトコフも、中国とのFTAはユーラシア連合加盟諸国の鉱工業および農業への脅威になるとの点で全加盟国の認識は一致しており、ユーラシア諸国側が中国との関係に関心を寄せるのは自国の投資・インフラプロジェクトへの中国の協力を取り付ける点で、2017年初頭に新シルクロード構想の枠内でユーラシア諸国によって実施される輸送インフラプロジェクトの一覧が制定されたのもその表れだと論じている⁵⁸。

実際、もし仮にユーラシア経済連合と中国がFTAを形成するようなことになったら、その時点でロシアをはじめとするユーラシア諸国は製造業立国として生きることを断念せざるをえないだろう。それは、本節で論じてきたロシアがユーラシア統合に寄せる思惑とは、まったく異なるありようである。ユーラシア経済連合と中国のFTAが成立するようなことになったら、それはユーラシア経済連合が地政学的な側面に重点を置いた、当初の青写真とはまったく異なるものに変貌することを意味しよう。

第3節 ロシアの輸入代替政策：自国市場というフロンティア

第1節で見たとおり、ロシアの輸出入に占める対EU取引の比率は非常に大きく、一見するとロシア経済のEUへの「依存度」は深甚であるようにも見える。ただし、その際に大前提として把握しておくべき点は、ロシアは国内市場規模が比較的大きな国であり、前掲の図表1-2に見るように、輸出入の対GDP比は、本稿の研究対象3カ国の中で最も小さいことである。ロシアの産業・企業にとって、自国市場を保持すること、あるいはさらに進んで、従来輸入品によって占められていた市場を国産品によって置き換えることは、輸出増に劣らない効果を発揮する。ロシア政府にとっても、国内市場は、政策的な裁量によってコントロールする余地が、外国市場のそれと比べて大きい。ある意味でロシアにとっては、自国市場こそが最大のフロンティアとも言えるのではないだろうか。さらに言えば、ロシア国内市場もユーラシア域内市場と考えるならば、ロシアにとっ

⁵⁴ <http://www.kremlin.ru/supplement/4971> Кремль, 8 мая 2015.

⁵⁵ <http://tass.ru/mezhdunarodnaya-panorama/3692894> ТАСС, 10 октября 2016.

⁵⁶ 下斗米 (2014), 174-175.

⁵⁷ Мендкович (2015), 149.

⁵⁸ Девятков (2017).

てのユーラシア統合の重要性はまた違った様相を呈することになる。

折りしもロシアでは、2014年以降のウクライナ危機を背景に、官民挙げての輸入代替の試みが続けられている。本節では、ロシアの輸入代替をめぐる状況と政策展開について論じる。また、重要性の高い軍需産業と石油ガス機器の事例に言及する。なお、ロシアの輸入代替で最大の焦点となっている農業・食品産業に関しては、第5章で詳しく取り上げる。

ウクライナ危機を背景に 2014年以降、ロシアで輸入代替が叫ばれるようになったのには、ウクライナ危機を背景として、いくつかの契機があった。

第1に、ウクライナのユーロマイダン革命後、ロシアとウクライナの対立が尖鋭化し、これまでウクライナから輸入していた安全保障上機微な製品（特にヘリコプター・エンジンに代表される軍需製品）を、ロシア国産に切り替えていくという方針が打ち出された。

第2に、ウクライナ危機をめぐるNATO、EU諸国との関係悪化、同諸国によるロシア軍需産業への制裁導入で、ロシア国内の軍需産業へのテコ入れ、脱欧米技術依存の必要性が、従来以上に強く意識されるようになった⁵⁹。

第3に、西側諸国による経済制裁への報復措置として、2014年8月にロシアが同諸国からの主要な農産物・食料品の輸入を禁止する措置をとったため、それによって生じる国内市場の空白を埋める可能性と必要性が生じた。

第4に、欧米が2014年7～9月に導入した対ロシア経済制裁には、石油ガス開発関連機器のロシアへの供給制限が含まれていた。そこでロシアとしては、自国の浮沈を握る石油ガス産業で、欧米の機器や技術に依存している状況からの脱却を迫られた。

第5に、ロシア経済が危機に陥ったことにより、景気対策、マクロ経済政策として、輸入代替が要請された。国内の需要増が期待できず、財政出動の余地も限られる中で、政策的に輸入を抑制して純外需を拡大し、それによって景気の悪化に歯止めをかけようという志向が生じた。

そして、第6に、2014年暮れからロシア通貨ルーブルが大幅に下落し、期せずしてこれが国産化の推進に与ったの大きな追い風となった。

かくして、ロシア政府の輸入代替政策は、特定部門・商品を対象とした個別的なものから、全産業部門を網羅した基本戦略へと転じていったと言える。

政府の政策展開 ロシア連邦政府内で輸入代替促進の推進役となったのが、製造業のほぼ全域を管轄する産業・商業省である。同省は以前から、保護主義、政府主導の産業政策を志向する傾向があり、輸入代替ブームの追い風に乘った形であった。

D.マントゥロフ産業・商業相らが自ら解説しているところによれば、ロシアが現在推進している輸入代替促進策の出発点となったのが、2014年9月30日付のロシア連邦政府指令第1936-r号であり、この文書によって「鉱工業部門輸入代替促進計画（工程表）」が示された。ただし、政府指令は「政治的な諸要因」に鑑み部外秘となった⁶⁰。ともあれ、工程表により、①銀行融資の金利補助、②研究開発費の一部に対する補助、③発展支援機構を通じた資金供給、④融資に対する国家保証の提供、⑤特別投資契約、という輸入代替の促進に向けた5つ

⁵⁹ その経緯や概況に関しては、Мальцев и Азаров (2014) が的確に整理している。

⁶⁰ 実際、筆者が確認したところ、当該の政府指令は法令集にも、ロシア政府機関紙の『ロシア新聞』にも、ロシア政府および産業・商業省のウェブサイトにも掲載されていない。

の政策ツールが打ち出された⁶¹。そして、これらの支援策を実施する主体として、2014年に設立されたのが、「産業発展基金」であった⁶²。

ウクライナ危機を背景に、ロシア経済がにわかに危機の様相を深めたことを受け、ロシア政府は2015年1月27日付の政府指令で、「経済発展および社会安定化を確保するための緊急措置プラン」と題する経済危機対策を策定した。注目すべきことに、対策の主たる方向性として真っ先に挙げられていたのが、「ハイテク商品を含む広範な非資源商品の輸入代替および輸出を支援する」という課題であった。その上で緊急措置プランは、産業・商業省をはじめとする関係省庁に対して、2015年3月までに産業部門別の輸入代替プログラム(プラン)を策定するように命じた⁶³。

そして、産業・商業省は実際に2015年3月末までに、20本に上る産業部門別の輸入代替プランを採択し、同省のウェブサイトに掲載した⁶⁴。一連のプランを紐解いてみると、これ自体は政策措置というよりも、品目ごとの輸入代替の数値目標をひたすら列挙した一覧表になっている。ある品目の輸入浸透度が、現時点では何%で、それを2020年までに何%に引き下げるかという具体的な数字が示されている。

輸入代替の進捗状況 産業・商業省では、自らが管轄する主な産業部門につき、輸入浸透率(国内消費に占める輸入品の割合)を図表2-17のように描いていた。輸入代替政策に大胆に舵を切る前の2013年の原状値と、2020年時点の目標を対比したものである。原状では、産業機械、医薬品・医療機器などで、輸入に依存している部分が非常に大きい。国産比率が高い部門は、付加価値の低い素材系の産業と、軍需や、鉄道・電力機械のように規格の壁で守られているものに限られていた。

次に、図表2-18は、その後実際に部門ごとの輸入浸透率がどう変化していったかを、2014年と2016年1～9月とで比較したものである。図表2-17も、図表2-18も、ともに産業・商業省のデータが原典とされているので、同じ系統の統計だと思われるが、扱われている部門の数と対象年が微妙に異なるので、対比が困難である。ただ、全体として、すべての製造業部門で輸入浸透率を引き下げていくことが基本方針であり、実際にそれが進展しつつあることは確認できる。

他方、ロシア統計局は、ロシアの小売市場で販売されている消費財と食料品に占める輸入品の比率という指標を発表しているので、その推移を図表2-19に示した。ここでも、輸入品比率の低下、言い換えれば国産品比率の拡大というトレンドが見て取れる。

ロシアの政策担当者は、こうした輸入浸透率の低下をもって、輸入代替が順調に進展していると強調する傾向が強い。マントウロフ産業・商業相らも、鉄道車両・機器、農業機械、建設・道路機器、重機械、医薬品といった分野で、ロシアは2015年の輸入浸透率低下の目標値を超過達成したとして、成果を誇示している⁶⁵。

しかし、様々な統計データを突き合わせてみると、国内生産そのものは決して増えておらず、ロシアの景気後退、購買力の低下、ルーブルの下落などで単に輸入量が低下したにすぎず、その結果として国産品の比率が高まっているだけというケースが少なくない。輸入品を置き換える形で国産生産が増加してこそその輸入代替のはずだが、必ずしもそうはなっていない。輸入代替政策が本格化したはずの2015～2016年に、各製造業部門がおしなべて生産を伸ばしているわけではなく、食品産業などでは成果も確認できるものの、機械関連の部門で

⁶¹ Мантуров, Никитин и Осмаков (2016).

⁶² <http://frprf.ru/o-fonde/> Фонд развития промышленности.

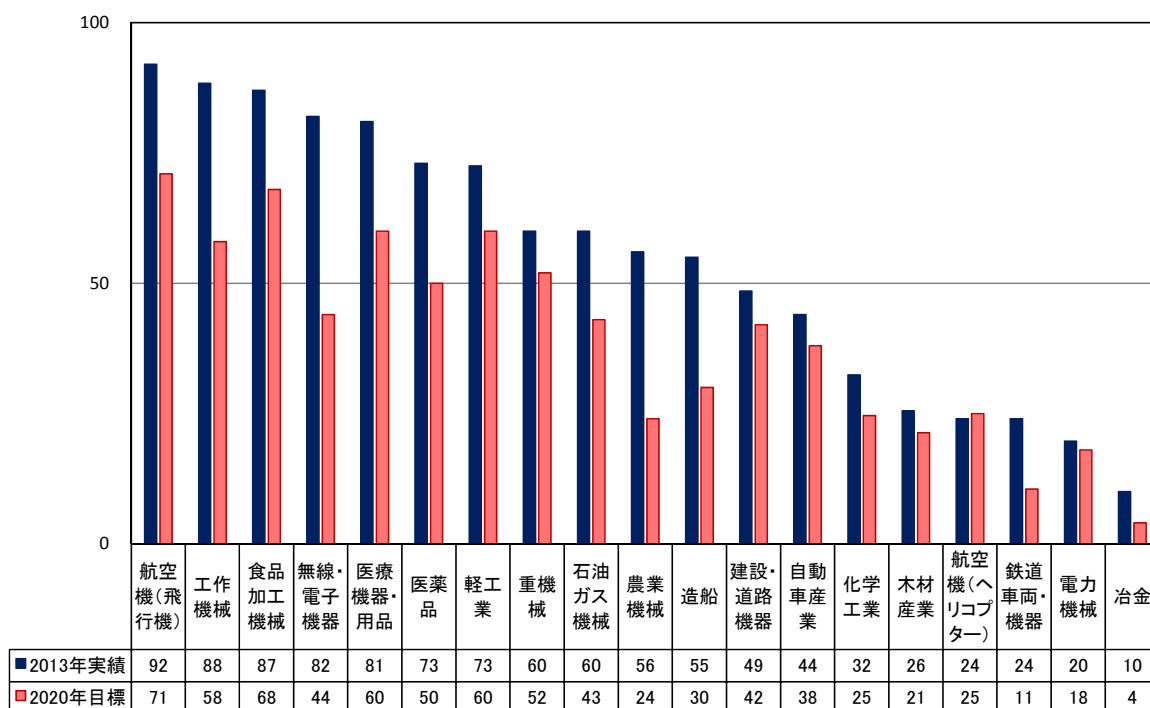
⁶³ <http://government.ru/media/files/7QoLbdOVNPc.pdf>; 服部 (2015d).

⁶⁴ その一覧は、服部 (2017e), 49で整理した。

⁶⁵ Мантуров, Никитин и Осмаков (2016), 47.

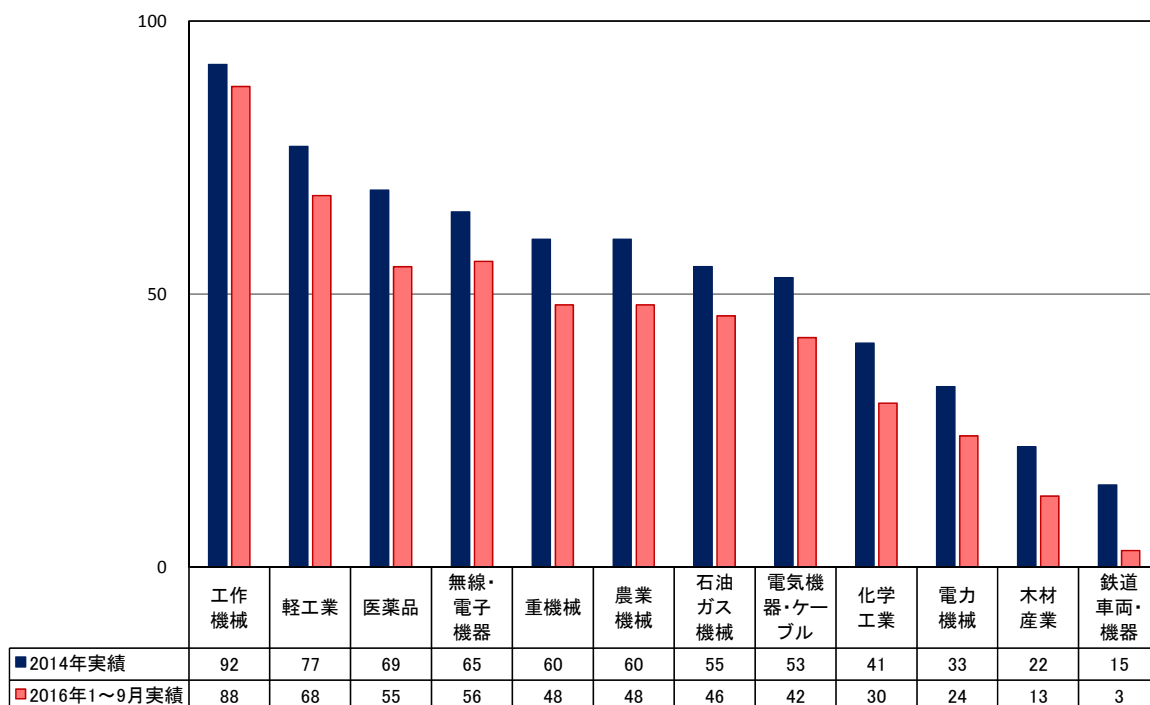
は一進一退という様相となっている⁶⁶。

図表2-17 ロシアにおける産業部門ごとの輸入浸透率(原状と目標、%)



(出所) Данилов-Данильян (2015). 原出所はロシア連邦産業・商業省。

図表2-18 ロシアにおける産業部門ごとの輸入浸透率(2014年と2016年の実績、%)

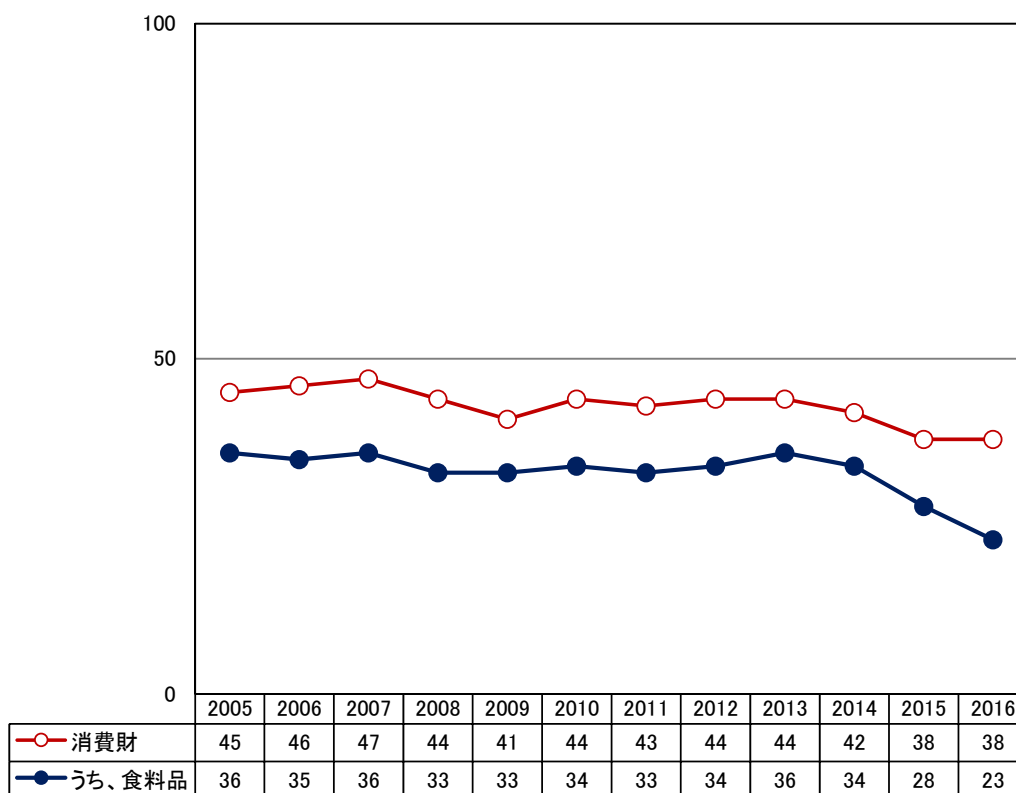


(注) 原典では棒グラフとデータラベルとの間に明らかに矛盾が散見されたので、そうした場合には棒グラフの方を優先し、グラフを判読してデータラベルを修正した。

(出所) Российская газета, 15 декабря 2016. 原出所はロシア連邦産業・商業省。

⁶⁶ 服部 (2017e), 49.

図表2-19 ロシアで小売販売されている消費財と食料品に占める輸入品の比率(%)



(出所)ロシア連邦国家統計局。

マントゥロフ大臣らも、上述のとおり、すでに輸入代替の即効的な成果も生じているとしながら、より本格的な効果が表れるのは今後であるとしている。すなわち、2015年に800以上の輸入代替プロジェクトが始動したが、それが量産段階に達するのは2017～2018年頃になるので、その時期になってようやく、輸入浸透率は顕著な低下を示すことになるだろうとの見通しを示している⁶⁷。

生産の輸入依存度 前掲の図表2-17、図表2-18は、各産業部門のいわばアウトプットに着目したものだ。それに対し、産業部門に投入されているインプットに着目することも可能である。

ロシアの経済学者のO.ベレジンスカヤ・A.ヴェージェフ・D.ラリオノヴァは、まさにそのような角度からの分析を試みている。図表2-20に示されている「生産の輸入依存度」とは、各産業部門が生産・販売活動を行う上で、原料、物資、半製品、ユニットなどの財をどれだけ輸入に依存しているかという指標である。ロシア統計局の統計と、筆者らによる試算によって弾き出されている。全体的なトレンドは明瞭であり、データが得られる2013年まで、生産の輸入依存度が上昇する傾向が明確に生じていた。これは主として、過去十数年の産業発展が、外資系企業によるロシア現地生産に牽引される形で進んできたからだろう。ロシアでの完成品の国産比率は高まったものの、それらの生産を輸入原料・部品・ユニットで賄う度合いが高まってきたわけである。実際、その端的な例である乗用車生産では、輸入依存度が2005年の21.5%から、2013年の75.2%へと急増している⁶⁸。

⁶⁷ Мантуров, Никитин и Осьмаков (2016), 47.

⁶⁸ Березинская и Ведев (2015); Березинская, Ведев и Ларионова (2015).

図表2-20 ロシア経済における生産の輸入依存度

(%)

| | 2006 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|--------------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| ロシア経済全体 | 8.5 | 10.0 | 10.6 | 11.6 | 13.7 | 14.1 | 14.7 |
| 鉱工業 | 9.0 | 11.3 | 11.5 | 12.8 | 14.7 | 15.6 | 15.9 |
| 鉱業 | 4.1 | 4.0 | 3.7 | 3.8 | 4.9 | 6.5 | 6.8 |
| 製造業 | 9.6 | 12.0 | 12.6 | 13.8 | 15.8 | 16.4 | 16.8 |
| 消費財生産 | 17.7 | 18.2 | 18.8 | 18.6 | 18.0 | 17.0 | 17.6 |
| 食品・飲料・タバコ | 18.2 | 18.3 | 19.3 | 18.8 | 18.0 | 16.3 | 17.0 |
| 繊維・縫製 | 14.8 | 19.8 | 20.7 | 19.6 | 20.4 | 23.6 | 27.5 |
| 紙パルプ、出版・印刷 | 15.8 | 17.3 | 14.5 | 16.9 | 17.7 | 20.6 | 20.0 |
| 資源部門 | 4.8 | 6.5 | 6.8 | 7.5 | 8.2 | 7.2 | 7.4 |
| 木材加工 | 5.8 | 7.3 | 9.6 | 10.1 | 10.2 | 9.7 | 9.8 |
| コークス・石油製品 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.8 | 0.5 | 0.5 |
| 化学工業 | 10.6 | 10.8 | 12.5 | 12.6 | 14.1 | 15.2 | 17.3 |
| 基礎化学品 | 4.1 | 6.0 | 4.9 | ... | 6.8 | 6.6 | 8.2 |
| 殺虫剤等の農業化学品 | 67.9 | 96.4 | 91.1 | ... | 65.5 | 77.3 | 74.2 |
| 塗料・ニス | 18.0 | 20.3 | 19.4 | ... | 28.5 | 26.6 | 29.8 |
| 医薬品 | 25.2 | 29.2 | 32.7 | ... | 43.6 | 45.2 | 48.4 |
| 生活化学品・化粧品 | 23.9 | 26.6 | 29.4 | ... | 35.8 | 34.6 | 35.7 |
| 人造・合成繊維 | 23.8 | 22.3 | 34.8 | ... | 33.2 | 43.8 | 42.8 |
| ゴム・プラスチック製品 | 16.5 | 28.6 | 23.8 | 27.9 | 25.5 | 25.9 | 25.7 |
| その他の非金属鉱物製品 | 7.6 | 8.6 | 9.2 | 10.2 | 10.6 | 10.1 | 11.2 |
| 冶金・金属製品 | 5.2 | 6.7 | 9.2 | 9.6 | 10.3 | 8.7 | 9.2 |
| 銑鉄・粗鋼・フェロアロイ | ... | ... | 10.4 | ... | 9.9 | 8.1 | 8.5 |
| 鋼管 | 1.5 | 4.2 | 4.2 | ... | 7.0 | 1.5 | 1.7 |
| その他の鉄鋼一次加工 | ... | ... | 0.9 | ... | 1.2 | 3.7 | 6.4 |
| 非鉄金属 | 5.4 | 6.2 | 9.3 | ... | 14.4 | 16.8 | 15.9 |
| 完成金属製品 | 5.4 | 6.6 | 12.0 | ... | 12.1 | 8.6 | 9.6 |
| 機械部門 | 13.4 | 19.7 | 20.3 | 25.5 | 31.8 | 35.8 | 36.5 |
| 機械・設備 | 14.9 | 17.6 | 22.4 | 20.5 | 25.7 | 29.3 | 30.1 |
| 一般設備 ¹⁾ | 13.1 | 15.6 | 17.2 | ... | 19.2 | 18.5 | 16.6 |
| その他一般設備 ²⁾ | 17.4 | 20.4 | 11.0 | ... | 18.0 | 16.8 | 20.2 |
| 農林業用機械 | 8.6 | 20.7 | 48.4 | ... | 55.5 | 61.6 | 59.0 |
| 工作機械 | 10.0 | 17.4 | 7.3 | ... | 19.6 | 16.1 | 16.7 |
| その他の特殊機械設備 ³⁾ | 10.0 | 5.8 | 7.6 | ... | 7.5 | 9.9 | 9.5 |
| 生活家電 | 33.0 | 44.8 | 61.1 | ... | 70.5 | 80.0 | 84.7 |

(続く)

(続き)

| | 2006 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 電力設備、電子・光学機器 | 15.3 | 17.8 | 17.5 | 23.3 | 23.3 | 25.5 | 24.1 |
| OA機器 | 45.6 | 69.1 | 72.6 | … | 65.0 | 54.9 | 42.0 |
| 電子計算機 | 2.3 | 6.4 | 22.3 | … | 41.6 | 33.5 | 35.4 |
| 発電機・変圧器 | 6.3 | 8.5 | 7.6 | … | 13.3 | 26.0 | 20.5 |
| 配電・調整装置等 | 12.9 | 13.6 | 12.6 | … | 18.7 | 15.6 | 24.0 |
| 電線・ケーブル | 2.6 | 4.4 | 3.7 | … | 4.8 | 8.6 | 7.5 |
| 電池 | 13.0 | 15.1 | 5.9 | … | 7.2 | 4.7 | 4.9 |
| 電灯・照明 | 11.4 | 22.3 | 28.0 | … | 29.7 | 35.4 | 30.6 |
| エンジン・輸送機器用電装品 | 7.4 | 9.5 | 7.9 | … | 11.9 | 22.9 | 28.1 |
| 音声・映像の記録・再生装置 | 89.5 | 79.7 | 77.2 | … | 93.3 | 79.9 | 82.6 |
| テレビ受像機、通信機器 | 14.5 | 10.3 | 11.8 | … | 15.6 | 18.3 | 15.2 |
| 医療機器 | 18.5 | 17.0 | 18.5 | … | 17.4 | 19.6 | 19.7 |
| 計測・管理・実験機器 | 8.6 | 8.5 | 7.8 | … | 11.8 | 9.1 | 10.8 |
| 制御・調整機器 | … | 15.7 | 29.8 | … | 2.8 | 0.0 | 7.4 |
| 光学機器、写真・映写機器 | 26.1 | 37.8 | 16.9 | … | 9.2 | 8.7 | 6.2 |
| 輸送機器 | 11.9 | 21.2 | 20.6 | 28.4 | 36.8 | 41.3 | 42.4 |
| 自動車・トレーラー | 14.2 | 27.1 | 27.9 | … | 49.1 | 56.8 | 59.9 |
| 自動車 | 15.5 | 30.6 | 31.4 | … | 52.2 | 60.5 | 63.7 |
| 自動車エンジン | 5.5 | 17.5 | 1.8 | … | 7.8 | 15.5 | 26.3 |
| 乗用車 | 21.5 | 39.0 | 46.7 | … | 64.7 | 72.1 | 75.2 |
| バス・トロリーバス | 9.5 | 9.9 | 6.1 | … | 18.8 | 15.5 | 30.9 |
| トラック | 6.5 | 10.4 | 9.9 | … | 19.8 | 34.2 | 37.0 |
| 車体・トレーラー | 2.5 | 9.9 | 9.4 | … | 28.0 | 24.0 | 13.7 |
| 自動車部品 | 7.8 | 6.5 | 12.7 | … | 25.9 | 30.1 | 35.5 |
| 鉄道車両 | 3.9 | 8.8 | 4.4 | … | 7.8 | 6.9 | 7.5 |
| 航空・宇宙機器 | 4.8 | 5.8 | 14.4 | … | 9.4 | 8.1 | 6.3 |
| バイク・自転車 | 8.8 | 65.3 | 42.3 | … | 85.2 | 78.9 | 70.7 |
| 電力・ガス・水道業 | 2.0 | 1.9 | 2.2 | 3.0 | 3.1 | 3.2 | 2.1 |
| 建設 | 6.0 | 5.0 | 6.7 | 6.6 | 10.5 | 8.1 | 7.0 |
| 商業 | 6.6 | 7.3 | 12.7 | 14.9 | 12.5 | 14.2 | 20.4 |
| 通信 | 7.0 | 6.9 | 10.1 | 12.8 | 37.0 | 26.8 | 22.3 |
| 運輸 | 12.4 | 5.8 | 6.7 | 4.0 | 8.4 | 7.8 | 16.3 |

(注) 1) 機関・タービン、ポンプ、コンプレッサ、軸受等。2) ボイラ、運搬・昇降装置、産業用冷蔵・暖房機器、浄化装置等。3) 冶金・鉱山用設備、食品・繊維産業用機械、製紙設備等。

(出所) Березинская и Ведев (2015); Березинская, Ведев и Ларионова (2015)。

他方、Yu.シマチョフらは、2015年9～10月にロシアの製造業企業を対象に大掛かりなアンケート調査を実施し、入手できた658社のデータをもとに、ロシアにおける生産の輸入依存度の実態と輸入代替の課題を、より克明にあぶり出している。その分析によると、ロシア製造業における生産の輸入依存度は、西欧の主要国に比べると必ずしも高くはない。ただし、生産コストに占める輸入製品・サービスの比率がそれほど大きくなくとも、鍵となるテクノロジーを外国企業に頼っているなど、輸入への依存が死活的である場合もある。ロシアの製造業で輸入への依存度が量的・質的に特に高いのは、軽工業、医薬品、自動車、電子産業などである。逆に依存度が相対的に低いのは、鉄道車両、冶金・金属製品、設備（工作機械を除く）、造船、航空機産業などである⁶⁹。

生産の輸入依存度が過度に高いと、ルーブル安が進んでも、生産に必要な輸入品のルーブル価格が上昇するので、完成品の輸入代替の進展にブレーキがかかってしまう恐れがある⁷⁰。逆に言えば、輸入に頼ってきた原料・部品・ユニットを国内生産で代替する余地は、少なくとも理論的には、非常に大きいということにもなる。

輸入代替にとっての障害 ロシア『ジェーニギ』誌は、2016年2月29日号において、「ロシアの輸入代替に関する10の神話」という記事を掲載している⁷¹。執筆しているのは、前出のダニロフ＝ダニリヤンと、産業・商業省のG.ニキチン第一次官である。この両名はロシアの輸入代替政策に関する論客としてたびたび名前が登場し、この「10の神話」という議論も様々な場で披露しているようだ。

2人がこのような論陣を張っているのも、ロシアの輸入代替政策に関する批判論や懐疑論が内外で根強いからだだろう。懐疑論の一例として、たとえばガイダル研究所のS.ツフロは2015年暮れの論文で、輸入代替の動きが鈍化しており、輸入代替ならぬ「輸入保持」が生じていると指摘した⁷²。格付け機関のムーディーズは2015年8月に発表したレポートの中で、ロシアではいかなる産業部門においても輸入代替が国内生産を刺激している兆候は一切見て取れず（唯一の例外は食品産業）、もしも国民の所得が安定し需要が増大したあかつきには輸入が再び増加に転じることが予想されるとの見方を示していた⁷³。

経済学者のV.マウは、ルーブル安にもかかわらず、それが必ずしも輸入代替の進展に直結しない原因について、以下のように論じている⁷⁴。

- 長年続いた「オランダ病」の時代に、製造業が衰退し、そうした部門は条件が好転したからといって直ちに回復することはない。したがって、まず生産が回復するのは、大掛かりな投資なしでも既存の基盤を活かして生産を拡大できる輸出セクターとなる。
- 遊休生産能力が存在しない場合には、輸入代替には投資を要し、翻ってそれには健全な投資環境が求められる。通貨切り下げは、ある程度は事業環境のリスクを補ってくれるものの、投資をすとなれば長期的な判断となり、ルーブル安は決め手ではなくなる。
- ルーブル安は外資がロシアに投資を行う魅力を高めるが、ロシアの現状は経済制裁によって損なわれている。
- ロシアも国際的なバリューチェーンに組み込まれているので、ルーブル安によってコンポーネント輸入のコ

⁶⁹ Simachev, Kuzyk and Zudin (2016).

⁷⁰ 実際、2017年3月のロシアの工業企業に対するアンケート調査で、どのような為替レートの水準が望ましいかを尋ねたところ、全産業平均では1ドル＝52ルーブルという結果になったが、輸入原料・有効成分に依存する医薬品産業では1ドル＝42ルーブルと、ルーブル高への期待が大きかった。Цухло (2017).

⁷¹ Данилов-Данильян и Никитин (2016). なお、両名が挙げている10の神話と、それぞれについての反論は、服部 (2017e), 58 で整理した。

⁷² Цухло (2015).

⁷³ <http://www.rbc.ru/finances/18/08/2015/55d2269b9a79470b8cb0dd70> РБК, 18 августа 2015.

⁷⁴ Mau (2016), 14.

ストが上昇する。したがって、通貨安の効果は、個別部門ごとに具体的に検討する必要がある。

前出のシマチョフらの製造業企業アンケート調査で、ロシア国産品ではなく輸入品を選好している企業にその理由を尋ねたところ（複数回答）、①ロシア製の代替品が存在しない：60.9%、②ロシア製の代替品の品質が低い：41.6%、③ロシア製の代替品が技術的な基準を満たしていない：35.0%、④ロシア製の代替品の方が高価：23.9%、⑤ロシアのサプライヤーの納期・支払等の条件が劣る：12.0%、⑥ロシアのサプライヤーはメンテナンス・サポート体制が不十分：9.3%、⑦ロシアのサプライヤーは契約条件を守らないリスクがより高い：8.5%、⑧ロシアのサプライヤーは知的所有権を侵害する恐れがある：3.5%、という結果となった⁷⁵。一方、ガイダル経済研究所が2015年8月のロシア製造業企業を対象に実施したアンケート調査で、機械設備および材料・物資を輸入代替していない理由を尋ねたところ（複数回答）、①ロシア製の代替品が存在しない：62%、②ロシア製の代替品の品質が低い：31%、④ロシア製の代替品の方が高価：13%、⑤ロシア製の代替品の生産量が不足：12%、⑥政府の代替品生産支援が充分でない：11%、⑦輸入品の価格が依然として許容可能：5%、⑧外国製品に対する行政的な輸入制限が不十分：1%、⑨国産品への切り替えを先延ばししている：0%、という結果となった⁷⁶。両調査とも、概ね似通った傾向を示していると言えよう。

輸出志向型輸入代替という新潮流 輸入代替政策は、国内市場を人為的に保護することにより、産業の国際競争力を低下させ、結局は当該国経済の衰退をもたらす恐れが強いというのが、一般的な評価であろう。ロシアの政権当局も、ウクライナ危機を背景に輸入代替路線に舵を切った当初から、同政策の内包するそうした陥穽を強く意識していた。

たとえば、2014年12月の教書演説でプーチン大統領は、「我が国のサプライヤーの製品は、品質だけでなく、価格面でも、厳しい条件を満たさなければならない。国内独占を許してはいけない。合理的な輸入代替こそが必要だと強調したい。輸入代替プログラムは、国内だけでなく、国際的にも競争力を持つ生産企業の広範な層をロシアに作り出さなければならない」と述べていた⁷⁷。

こうした問題意識にもとづき、ロシアの政策エリートによってしばしば唱えられるようになったのが、「輸出志向型輸入代替」(export oriented import substitution/экспортноориентированное импортозамещение) という標語である。輸出志向工業化と輸入代替工業化は対極の方向性として論じられるのが一般的だが、それが真に二者択一的なものなのかという点に関しては開発経済学の世界で以前から論争があり、たとえば韓国の経済発展戦略を「輸出志向型輸入代替」と評する議論も1970年代から登場していた⁷⁸。ロシアにおいては、筆者の確認した限り、「実業ロシア」の共同議長の一人名であるA.ダニロフ＝ダニリヤンがその言葉を使ったのが最初と思われる。すなわち、2015年5月26日にプーチン大統領も出席して開催された実業ロシア主催のビジネスフォーラムにおいてダニロフ＝ダニリヤンは、ロシアで販売されている商品が外国市場でも良く売れているような場合には、品質が良い証拠であり、そうした現象を指す新語として「輸出志向型輸入代替」という言葉を提唱したいと発言した⁷⁹。

それに続き、V.マウのような学者も輸出志向型輸入代替という概念を用いるようになった⁸⁰。メドヴェージェフ首相も2016年秋に発表した論文の中でその概念・用語を使っている。すなわち、今日のロシアの輸入代替

⁷⁵ Simachev, Kuzyk and Zudin (2016), 36.

⁷⁶ Цухло (2016), 96.

⁷⁷ <http://kremlin.ru/events/president/news/47173> Кремль, 4 декабря 2014.

⁷⁸ Liang (1992), 447-449.

⁷⁹ <https://www.business-gazeta.ru/article/133250> Бизнес Online, 26 мая 2015.

⁸⁰ Mau (2016), 20.

政策は20世紀的なモデルとは本質的に異なり、第1に輸入品を締め出すというよりは国内市場のみならずグローバル市場でも競争力のある生産者を生み出すことに主眼があること、第2に為替操作や行政裁量よりも制度やマクロ経済条件の創出によって競争力のある企業を創出することを旨としていると、メドヴェージェフ首相は論じている⁸¹。

軍需産業の輸入代替 ロシアの輸入代替政策の中でも、国家安全保障と直結した軍需産業は特有の地位を占めており、産業・商業省に加えて、発注を行う側の国防省が主体的な役割を果たしている。そして、2014年以降のウクライナ危機を背景に、軍需産業の輸入代替は、喫緊の課題となった。ただ、国家機密に属す分野だけに、他の産業部門と異なり、網羅的なデータや数値目標が正式に発表されることは稀であり、断片的な数値や情報が飛び交う傾向がある。

2015年1月にYu.ボリソフ国防次官（装備担当）が述べたところによると、同時点でロシアの軍需生産では8～10%の部品が外国産となっており、特にNATO諸国からの調達品はエレクトロニクス関連が多いので代替の難易度が高いということだった⁸²。これに対し、V.ファリツマンによれば、ロシアの軍需産業は深刻な輸入依存に陥ることは回避し、ロシアとNATOで技術標準が異なることもその一因となった。ただし、エレクトロニクス分野はロシア軍需産業のボトルネックで、ロケット・宇宙関連機器では電子コンポーネントに占める輸入品の比率が65～79%に上ると、ファリツマンは論じた⁸³。他方、A.フロロフによれば、ロシアの軍需産業は1990年代～2000年代に、欧米企業から供給される部品・ユニット・素材等を利用するようになった。欧米からの輸入の規模自体は必ずしも大きくないものの、コアとなるユニットを輸入品に頼っているケースは多く、また軍需製品を高精度で加工する工作機械は、先進国メーカーによる供給に依存していたと、フロロフは指摘している⁸⁴。

もう一つの難問が、軍需産業をめぐるウクライナとの関係である。前出のフロロフによれば、ウクライナからロシアへの輸出のうち、統計上、純粋に軍需輸出として記録されていたものは年間5,000万～6,500万ドルにすぎなかった。しかし、実態ははるかに多く、たとえば2012年にはロケット・宇宙関連機器だけで2億6,000万ドルが輸出され、また年間5億ドル強の航空機・ヘリコプター用のエンジンがコンスタントに輸出されていたという⁸⁵。また、A.バジャンによれば、ウクライナ危機の前の状況として、ロシアの軍需産業の生産の80%強はウクライナ企業との協業によって行われており、それを全面的にロシア国産に置き換えるには200億ドル強の資金と4年ほどの期間を要するとされていた⁸⁶。

ウクライナ危機を受け、欧米が軍需および軍民汎用製品のロシア向け供給を制限したことにより、ロシアの2011～2020年の国家軍備プログラムの実施と、外国向けの武器輸出契約の履行が不安視される事態となった。ロシア国防省が2015年夏に発表したところによると、2014年から2025年にかけて、少なくとも826品目の軍需製品を輸入代替することが計画された⁸⁷。ロシア政府は2015年8月4日付の政府決定第785号により「輸入代替

⁸¹ Медведев (2016), 11-13.

⁸² <http://www.rosinform.ru/mic/370255-vpk-bez-nato-rossiya-ukhodit-ot-importa/> Росинформбюро, 14 января 2015.

⁸³ Фальцман (2015), 118-119.

⁸⁴ Фролов (2016).

⁸⁵ Фролов (2016).

⁸⁶ Бажан (2014), 18. ただし、その一方で、ウクライナ側の軍需生産および輸出も、ロシアからの部品供給に重度に依存していたという現実がある。塩原 (2011), 18. それゆえに、現在ウクライナ側も従来ロシアから調達していた軍需産業向けユニット・物資の輸入代替に取り組んでおり、ロシアからの調達品8,000品目を輸入代替する計画を進め、2017年初頭の時点ですでにその52.5%を完了したという。ウクライナは2020年までに自国の軍需産業を全面的にNATOの標準に移行させることを計画している。 <http://interfax.com.ua/news/economic/417249.html> Интерфакс-Украина, 21 апреля 2017.

⁸⁷ Фролов (2016).

政府委員会」を設置、その下部に「国防産業問題小委員会」を設け、D.ロゴジン副首相が小委員会の長を務めることになった⁸⁸。なお、ロシア政府は2016年5月16日付の政府決定により国家プログラム「国防産業の発展について」を採択しており（2017年3月31日付の政府決定により改訂）、軍需産業の増産、生産に占めるイノベーション製品の比率向上といった数値目標を掲げているものの、輸入代替についての言及は見られない⁸⁹。

その後の情報によれば、2016年10月の時点で、NATOおよびEU諸国の製品の輸入代替が55件（予定件数の43%）、ウクライナの製品の輸入代替が65件（予定件数の64%）、進捗したという。ロシア政府は、ウクライナ製の軍需製品の輸入代替計画を2018年までに完了し、NATOおよびEU諸国製については2018年までに90%の代替を達成した上で、遅くとも2021年までには全面的に完了する意向である⁹⁰。他方で、従来ウクライナから調達していたユニット、エンジンの輸入代替が難航していることが一因となり、国家プログラム「航空機産業の発展」の履行が深刻に滞っているとの情報がある⁹¹。

石油ガス機器 石油ガス機器の輸入代替に関しては、産業・商業省に加え、エネルギー省も政策に関与している。現在、エネルギー省が主体となって「2035年までのロシアのエネルギー戦略」を策定する作業が進められているが、最新の2017年2月版の草案によれば、ロシアの燃料・エネルギー企業による調達のうち国産品の比率が現状では60%程度となっているところを、2020年までに75%以上に、2035年までには85%以上に引き上げるという目標値が示されている⁹²。同戦略を検討する政府幹部会合でD.メドヴェージェフ首相は、「エネルギー部門は、現代的な機器、新技術・素材に対する安定的で、肝心なことには支払能力のある需要を生み出すべきである」と発言している⁹³。2015年には産業・商業省とエネルギー省が共同で、「燃料・エネルギー産業の輸入代替における12の枢要な方向性」をとりまとめ、ボーリング、水圧破碎、ポンプ・コンプレッサー、大陸棚プロジェクト、ポンプ・コンプレッサー用のフレキシブル管などが対象となった⁹⁴。関連する動きとして、2012年12月採択の国家プログラム「造船の発展」が、2015年6月のロシア政府指令により、「造船と大陸棚鉦床開発機器の発展」に改名されたことも注目される⁹⁵。

エネルギー省のデータによれば、ロシアの石油ガス産業で用いられている機器のうち、ロシア製（外国企業製品のロシア国内生産も含む）の割合は、40%程度であるとされている（前掲の図表2-17、2-18とは若干異なるが）。そのうち、在来型の鉦床での石油ガス採掘では80%弱、開発困難鉦床では40~60%、大陸棚では20%強程度が国産であるという⁹⁶。ロシアでは、従来主力だったハンティ・マンシ自治管区等の既存油田が枯渇に向かうことが確実視されており、新規油田、開発困難層、大陸棚での生産を拡大することでそれを補うことが必須とされている（図表2-21参照）。ところが、開発困難層や大陸棚で用いられる石油採掘機器で輸入

⁸⁸ <http://government.ru/docs/19160/> Правительство РФ, 5 августа 2015.

⁸⁹ <http://government.ru/media/files/iZ4uqvL9mUDskW9PchNt043CW0AuuYQN.pdf> ;

<https://programs.gov.ru/Portal/files/download?id=D8449C60-B463-4EE7-8B1F-4EDE4FD200F7> その紹介は、「ロシアの国防産業発展プログラム」（2017年5月6日）。<http://hatorimichitaka.blog.jp/archives/49979965.html>

⁹⁰ Фролов (2016).

⁹¹ <http://kommersant.ru/doc/3267794> Коммерсантъ, 11 апреля 2017. なお、持ち株会社「ロシア・ヘリコプター」を傘下に収める国家コーポレーション「ロステフ」のS.チェメゾフ総裁が2017年3月に語ったところによると、ロシアは軍用ヘリコプターのエンジンはすでに全面的に国産に切り替えたものの、民間用および輸出用のヘリコプター向けにはウクライナ・モトルシチ社からの調達を継続しており、ただしそれらも段階的に打ち切っていくとのことである。

<https://ria.ru/economy/20170314/1489948745.html> РИА Новости, 14 марта 2017.

⁹² <https://minenergo.gov.ru/node/1920> Министерство энергетики РФ, 1 февраля 2017.

⁹³ <http://government.ru/news/17269/> Правительство РФ, 1 марта 2015.

⁹⁴ Яковлева-Устинова (2016), 40.

⁹⁵ <http://government.ru/docs/18422/> Правительство РФ, 6 июня 2015.

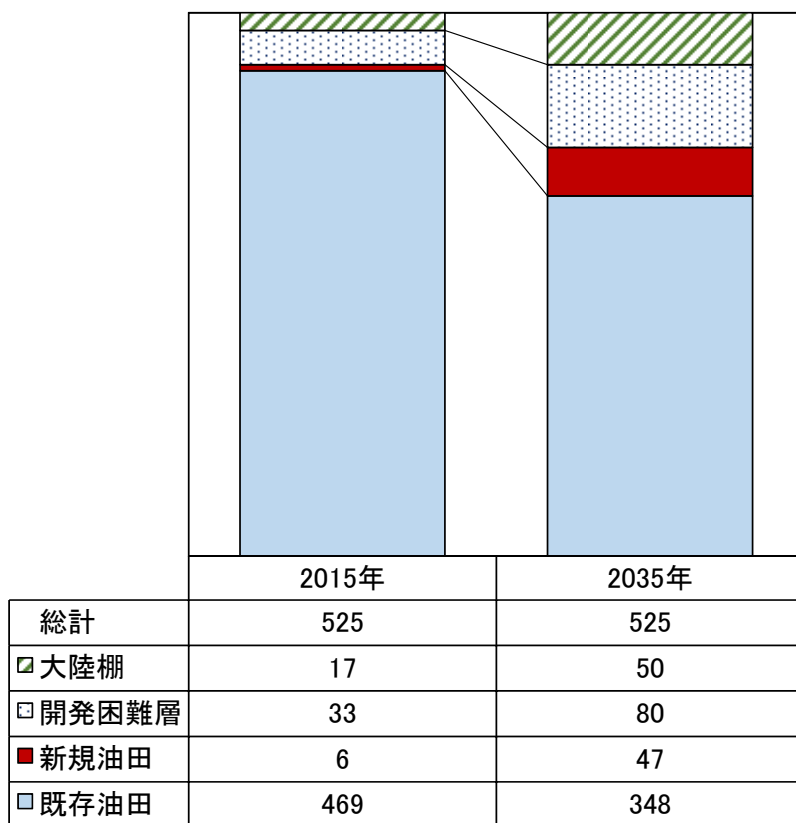
⁹⁶ Лабыкин (2015).

への依存度が高く、2014年7～9月に打ち出された欧米の対ロシア制裁はまさにそうした機器の輸出を制限する内容だったわけである。ある調査によれば、従来ロシアの石油ガス部門が行っていた輸入のうち、68%が制裁対象品目に該当したという⁹⁷。

この制裁の影響に関し、ズベルバンクKIBのアナリストであるV.ネステロフは、次のような見通しを示した。すなわち、制裁の影響は、向こう2～3年に限れば最小限であり、その間に制裁が撤廃されれば、状況は正常に戻る。制裁が長期化・拡大すると、2020年までに石油生産量が年間1,000万～2,000万t減少するような影響が生じるかもしれない。ただし、制裁の影響は、ロシアの石油会社が中国等のアジアの機器メーカーにシフトすることによって、軽減される可能性がある。また、今日の状況は、ロシアに輸入代替生産を促す強力な刺激になる⁹⁸。

2016年半ば時点の報告によれば、ロシアでは2016年中にも水圧破碎の独自技術が登場する可能性があり、2018年までには開発困難層に関連した技術が、2020年以降には大陸棚プラットフォームおよびその他の海底油田開発関連技術が登場する見通しとなっているという⁹⁹。

**図表2-21 「2035年までのロシアのエネルギー戦略」(草案)が想定する
ロシアの石油産地のシフト(石油生産量、100万t)**



(出所) <http://www.rbc.ru/business/18/03/2015/5509a5a59a79475e48ad5f44>
РБК, 18 марта 2015.

⁹⁷ Фальцман (2015), 118. むろん、そのすべてが制裁実施国からの輸入というわけではない。2013年の場合、ロシアの石油ガス機器の輸入に占める制裁実施国の比率は64%であり、残りの36%は中国、ベラルーシ、ウクライナ、韓国、日本等が供給していた。 <http://www.kommersant.ru/doc/2594215> Коммерсантъ, 21 октября 2014.

⁹⁸ <https://ria.ru/economy/20140729/1018062224.html> РИА Новости, 29 июля 2014.

⁹⁹ Яковлева-Устинова (2016), 40.

第4節 ロシアとEUの通商枠組み

パートナーシップ協力協定 ロシアとEUの関係は、グローバルな重要性を帯びており、様々な角度から論評・分析され、先行研究や文献も枚挙に暇がない。ここでは、関税障壁等の通商枠組みに主眼を置いて、両者間の関係の概要を記すに留める。言うまでもなく、一口にEUと言っても、現実にはEUの各機構、各構成国、産業界、個別企業ごとに利益や立場は様々であるが¹⁰⁰、ここでは統一的な主体としてのEUを主に念頭に置いて議論を進める。

ロシア・EU関係の前史として、1989年12月18日調印、1990年4月1日発効の欧州共同体（EC）ソ連間の貿易・通商・経済協力協定に着目することができる¹⁰¹。この協定の第3条で両者は、お互いに通商上の最恵国待遇を付与することを取り決めた。ソ連が解体に向かっていった時期に当たる1991年に、ECはバルト三国を除く旧ソ連の諸共和国を対象とした技術支援プログラムTACISを立ち上げた。1991年暮れのソ連邦解体とCIS発足を経て、1993年からECはすべてのCIS諸国に一般特惠関税（GSP）を適用した¹⁰²。

そして、ECから発展したEU（1993年11月1日発足）は、CIS諸国との「パートナーシップ協力協定」の締結を推進し、その一環としてロシア・EU間のパートナーシップ協力協定が1994年6月24日に結ばれ、1989年のEC・ソ連協定は新協定によって置き換えられることになった。協定は、前文において「ロシアはもはや国家貿易国ではない」と認定している。特筆されるのは、第1条において、協定の主要目標の一つとして、両者間で「実質的にすべての商品の取引を網羅する自由貿易地域を将来的に設立するために必要な条件を形成すること」を挙げている点であろう。第10条ではお互いに最恵国待遇を供与することを再確認し、第15条では相互の貿易に数量制限を課さないことを取り決めている。ただし、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約にかかわる品目の石炭および鉄鋼は例外とされ（第21条）、核物質に関しては暫定規定が設けられ（第22条）、繊維製品に関しては1993年に両者間で別途結ばれた協定によって取り決めるとしている（第20条）¹⁰³。協定は10年間有効とされ、いずれかの申し出がない限り1年ずつ延長されることになっている。ただし、ロシアの専門家も指摘するように、協定はEU側の批准手続きに3年あまりを要し、発効したのは1997年12月1日で、両者間の協力は出だしから困難なものとなった¹⁰⁴。

接近と離反 その後、ロシアとEU間では接近と離反の力学が交錯し合うことになる。2000年にV.プーチン氏の新政権が成立し、その下でロシアが国力を回復していくと、ロシアでは国家の主権が重視されるようになり、国際場裏における自立的な主体として振る舞おうとする志向が強まっていく。折しもEU側は2004年、2007年と東方拡大を遂げ、EU拡大自体が北大西洋条約機構（NATO）拡大と相まってロシアに地政学的警戒感を呼び起こすとともに、ポーランドをはじめとする新規加盟諸国とロシアの年来の対立がロシア・EU関係全体に影を落とすことになる。さらに、EUは東方拡大の延長上で近隣のCIS諸国への働きかけを強化、ロシアとしても自らの死活的な影響圏と見なすCISにおいて再統合を推進しようとしていただけに、ロシア・EU間で次第に利害の食い違いが明白になっていく。

¹⁰⁰ 象徴的な事例を挙げれば、在ロシア欧州系企業のロビー団体である「欧州ビジネス協会（AEB）」は、EUによる対ロシア制裁措置に断固反対する姿勢を明確にしている。中居（2016）参照。

¹⁰¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/july/tradoc_139580.pdf European Commission.

¹⁰² EUのCIS諸国向けGSP適用に関しては、差し当たり、百濟（2003）、76-84.

¹⁰³ ロシアEU間の鉄鋼・核物質・繊維製品の特別な貿易枠組みに関しては、Алексеев（2003）で事実関係が詳しく整理されている。

¹⁰⁴ Громыко（2013）、5.

協調と反目が複雑に入り混じったこの間のロシアEU関係の主な動きを整理すると、まず1999年6月にEUは対ロシア共通戦略を採択、それに応じるようにロシア側も2000～2010年の対EU関係中期戦略を制定し同年10月にEU側に提示した¹⁰⁵。このロシア側の中期戦略では、ロシアはEUに加盟することも連合協定を結ぶことも想定しておらず、ロシアは2つの大陸にまたがる大国として行動の自由を保持し、ロシアとEUは同格のパートナーとして行動していく旨の基本方針が示されている¹⁰⁶。ロシアの第2次チェチェン紛争を受け、1999～2000年頃にEUがロシア向けのGSPの停止（ロシアの対EU輸出の10%が影響を受けるとされた）、さらには最恵国待遇の停止までも検討する動きがあったが、この時にはEU側が自重し、GSP対象品目の拡大を見合わせるに留まった¹⁰⁷。2001年にはプロディ欧州委員会委員長がEUとロシアによる汎欧州経済空間の形成を提唱、その後ロシアの政権幹部もしばしば「リスボンからウラジオストクまでの大欧州の構築」という理想を口にするようになる。2002年5月にはEUがロシアを市場経済国と公式に認定するという前進があった¹⁰⁸。ただ、2003年に欧州委員会が発表した「ワイダー・ヨーロッパー 近隣：東と南の隣国との関係のための新しい枠組み」には、ロシアは参加を見合わせた¹⁰⁹。2003年5月にサンクトペテルブルグで行われたEU・ロシア首脳会議では、経済、自由・安全・司法、対外安全保障、研究・教育・文化の4分野で共通空間を目指すことが合意されるというきわめて重要な進展があり¹¹⁰、2005年5月にはそれに向けた工程表も公表された¹¹¹。その一方で、EUは1994年のパートナーシップ協力協定を改定し、エネルギー協力を含む新たな戦略的パートナーシップに関する協定をロシアと結ぶ予定だったものの、ロシアとの二国間対立を抱えるポーランドが2006年11月にロシアとの交渉開始に拒否権を行使、ロシアとEUによる正式な交渉開始は2008年7月までずれ込んだ¹¹²。

本稿の分析視点から、特に注目したいのが、2010年6月にロシア・EUの首脳会談を受けて発表された「近代化のためのパートナーシップ」である¹¹³。第2節で見たとおり、ロシア主導のユーラシア統合は、ロシアの最優先課題に浮上していた経済近代化路線を背景としており、ユーラシア統合のパートナー諸国は、ロシアが経済イノベーションや新工業化で生み出す商品を販売する市場という期待がかけられていたことがうかがえる。ただ、販売先としてはユーラシア市場を有望視するにしても、ロシア経済の高度化を進めるための資本や技術は先進国との協力で取り付けることが現実的であり、2010年のEUとの近代化パートナーシップもそのような文脈から出てきた¹¹⁴。

しかし、ロシアの専門家らによれば、ロシア側が近代化パートナーシップにEUからの技術移転やEUとの共同技術開発を期待しているのに対し、EU側はロシアに政治改革や投資環境改善の自助努力を求め、思惑のずれがあった¹¹⁵。ロシアの専門家A.アクリシナによれば、近代化パートナーシップで打ち出された一連の協力メカニズムは、現実には思うような成果を挙げられなかった。また、EUの第7次フレームワークプログラムにお

¹⁰⁵ 百濟 (2003), 16-23.

¹⁰⁶ <http://docs.cntd.ru/document/901773061>

¹⁰⁷ Portela and Orbie (2014), 70.

¹⁰⁸ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-02-775_en.pdf European Union, 29 May 2002.

¹⁰⁹ ロシアのA.グロムイコ欧州研究所副所長は、EUの構想は実質的に、「改革と引き換えの支援」という原則でEUのソフトパワーを伝播させようとするものであり、ロシアにとっての死活的な利益圏へのEUの影響力浸透に繋がるものと見なしたことが、ロシアが参加を見送った理由であったと解説している。Громыко (2013), 8.

¹¹⁰ 4分野の共通空間の概要に関しては、http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-04-268_en.pdf European Union, 23 November 2004.

¹¹¹ http://eeas.europa.eu/archives/docs/russia/docs/roadmap_economic_en.pdf European Union External Action.

¹¹² 蓮見 (2012), 19, 23-25; Бусыгина (2013), 65-66.

¹¹³ <http://www.ru-eu.org/en/info/partner.php>

¹¹⁴ Громыко (2013), 16.

¹¹⁵ Кулик и Юргенс (2011), 26.; Белов и Потемкина (2014), 470-475. ただし、ベロフとポチョムキナは、ロシア・EU共同の研究開発には宇宙・核分野をはじめ一定の成果もあること、近代化のためのパートナーシップを補完すべくロシアとEU加盟諸国が二国間の合意を結んでおり、特にドイツとの協力では実を結んでいる事例もあることを指摘している。

いて、ロシアは自国を同プログラムの「提携国」に認定してほしい旨をEUに要請したものの、その交渉は前述のパートナーシップ協力協定の更新交渉と絡み合ったことなどから難航し、結局2011年2月に断念することとなった。ロシアが「提携国」に該当しない「第三国」という扱いに留まったこともあり、第7次フレームワークプログラムによる欧州委員会からロシアの企業・組織への助成は2007年から2011年にかけて大幅に縮小した¹¹⁶。こうしたことから、経済近代化のための必要欠くべからざるパートナーとしてEUに期待を寄せるような機運は、ロシア側でしぼんでいったと推察される。

新プーチン体制の下で メドヴェージェフ氏による4年間の中継ぎ政権を経て、2012年に新たなプーチン政権が成立するに当たっては、ユーラシア統合が戦略的に重視され、対EU関係もそれに従属するかの様な様相を呈した。

上述のとおり、大統領選立候補を表明したプーチン首相は、2011年10月にユーラシア統合の構想を語ったが、その中では「今後はEUとの対話当事者となるのは（ユーラシア）関税同盟であり、将来的にはユーラシア連合となる。このように、ユーラシア連合に加入することは、直接的な経済的恩恵の他にも、各参加者により迅速で、またより強固な基盤での欧州への統合を可能とするのである」と主張している¹¹⁷。つまり、ロシアの専門家Ye.イリインも指摘するとおり、EUとCISから成る大欧州の共通経済空間を最終的に目指す方針は変わらないものの、CIS諸国が個別にEU主導の経済圏に加わるのではなく、まずユーラシア統合を遂げて足場を固めた上で、そののちにより強い立場でEUと対等の統合を遂げるという志向であろう¹¹⁸。

2012年2月にプーチンが大統領選に向けて発表した対外関係に関する論文では、リスボンからウラジオストクに至る協調的な経済空間の創出、自由貿易圏の形成という従来からの主張が繰り返されている一方、それによってロシアが成長著しいアジア・太平洋地域にシフトすることが促されるという新しい視点が打ち出されたり、ロシアは困難に陥っているEU加盟国への国際的な支援に加わる用意がある旨が表明されたりと、ロシアにとってのEUの位置付けが変質していることもうかがわせる内容となっている。また、欧州委員会が推進している第3次エネルギー・パッケージがロシアEU・関係を損なうこと、ロシアEU間で相互に査証を免除すべきであることなどが改めて主張されている¹¹⁹。

プーチンが大統領に返り咲いて、2012年5月7日に出された対外政策に関する大統領令では、対EU関係に関して、大西洋から太平洋に至る経済的・人的空間を形成すること、ビザなし協定を結ぶこと、新たな戦略的パートナーシップ協定交渉において同権・互惠原則を主張すること、近代化のためのパートナーシップの効果的な実現を促すこと、互恵的なエネルギー・パートナーシップを発展すること、といった課題が外務省に課せられている¹²⁰。同大統領令を受けて2013年2月12日に採択された「ロシア連邦の対外政策のコンセプト」¹²¹でも、同様の路線が掲げられている。ただし、2013年3月18日付で採択されたロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」、2013年3月20日付で採択されたロシア連邦国家プログラム「対外政治活動」では、EUとの関係について踏み込んだ記述は見られなかった¹²²。

¹¹⁶ Акульшина (2013), 35-36. なお、「フレームワークプログラム」とはEUの多年度にわたる研究開発助成プログラムで、EUだけでなく世界に門戸が開かれているのが特徴であり、第7次は2007～2013年を対象だった。

¹¹⁷ Путин (2011).

¹¹⁸ Ильин (2015), 81-82.

¹¹⁹ Путин (2012b).

¹²⁰ <https://rg.ru/2012/05/09/vn-polit-dok.html> Российская газета, 9 мая 2012.

¹²¹ http://www.mid.ru/foreign_policy/official_documents/-/asset_publisher/CptfCkV6BZ29/content/id/122186 Министерство иностранных дел РФ, 18 февраля 2013.

¹²² <http://www.rotobo.or.jp/info/documents/gp27.pdf>; <http://www.rotobo.or.jp/info/documents/gp41.pdf>

この時期の重要な動きとして、2012年8月22日にロシアが世界貿易機関（WTO）の加盟国になったことが挙げられ、ロシアとEUの通商関係もWTOのルールにより規律されることとなった。たとえば、ロシアとEUは1990年代から鉄鋼協定を累次締結していたが、ロシアのWTO加盟に伴い鉄鋼協定は効力を失い、EUがロシア産の鉄鋼薄板および条鋼に課していた輸入数量制限は撤廃されることになった¹²³。他方で、EUがロシアに1993年から適用してきた関税上の優遇措置であるGSPは、2013年末をもって終了となった。これは、EUのGSP改革に伴うもので、EUは世銀の基準で3年間にわたり高所得または中高所得国に分類されている国をGSPの対象から外すことを決め、ロシアは他の30カ国あまりとともにEUのGSPを卒業したものだ¹²⁴。EUがロシアを途上国ないしは移行国として特別な取り扱いをする時代は、過去のものとなったと言えよう。

ウクライナ危機を受けて 2014年2月にウクライナで政変が起き（ユーロマイダン革命）、同3月にロシアがウクライナ領クリミアの併合を強行、4月以降はウクライナ南東部でロシアが水面下で支援する分離主義運動が台頭した。この未曾有の地政学危機を受け、EUは他の先進諸国と歩調を合わせて対ロシア経済制裁に乗り出し、これによりロシア・EU間の通商・経済関係の様相も一変することになる。

クリミア併合への対応として、EUはまず2014年3月17日に、クリミア併合に関与したロシア・ウクライナの21人の人物を対象とした資産凍結と渡航禁止の制裁を導入した。EUはその後、数次にわたって制裁対象の人物と企業を拡大する措置をとり、その中にはプーチン体制のキーパーソンも数多く含まれていた。ロシアが水面下で分離派を支援するウクライナ南東部ドンバス地方の紛争が深刻化したことを受け、7月にはEUが意思決定に影響力を有する欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州投資銀行が、ロシア向けの新規融資を凍結する方針を決めた。

さらに状況を悪化させたのが、真相は不明であるものの、7月17日にドンバス上空でマレーシア航空機が撃墜される事件が起きたことである。欧米による従来の対ロシア制裁措置が、どちらかというとならざるを得ない意味合いが強かったのに対し、7月末に欧米が導入した制裁措置は、経済への実質的な影響が小さくないものだった。7月31日にEUが発表したいわゆるセクター別の制裁は、①ロシアの国営銀行との90日間を超える金融の禁止（国の出資比率50%以上の銀行、具体的にはズベルバンク、VTB、ガспロムバンク、ヴネシエコノムバンク、ロスセリホズバンクが対象）、②ロシアとの間での武器および汎用製品の売買の禁止、③深海、北極圏での石油開発およびシェールオイル開発にかかわる機器および技術の供給禁止という内容だった¹²⁵。

欧米の対ロシア制裁に対する対抗策として、ロシアは8月6日、欧米産食品の主要部分を輸入禁止にする措置をとった（この問題は第5章で詳しく論じる）。一方、EUによる対ロシア・セクター別制裁の適用期間は2015年7月31日までとされ、EUとしてはロシアの出方を見極めた上で制裁の早期撤廃も延長もありうるとの立場を示していたが、実際にはロシアの善処が得られなかったため、その後EUは対ロシア制裁を数次にわたって延長している。2017年半ば現在、ロシアと欧米による制裁の応酬が解消される見通しは立っていない。

米国務省が2017年1月に発表した試算によれば、直近のロシアのマイナス成長の要因は、80%が油価の下落、20%が欧米の制裁であり、後者の影響は二次的であるという¹²⁶。それに対し、ロシアの経済学者らの評価によれば、EUによる対ロシア制裁が及ぼす打撃は、①取引関係の途絶による喪失（一部は輸入代替によって補われるにしても）、②短・中期的な問題としての欧州金融機関によるロシア大企業向けの融資停止、③長期的な問

¹²³ <http://www.blog.sibiz.eu/blog/2012/08/30/russias-accession-to-the-world-trade-organization-wto-part-3/> Sibiz, 30 August 2012. なお、鉄鋼部門に関しては第8章で詳しく論じる。

¹²⁴ European Commission (2013).

¹²⁵ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32014R0833> EUR-Lex, 31 July 2014.

¹²⁶ U.S. Department of State (2017), 20-27.

題としての開発困難油田向けの機器・技術の供給禁止、に大別され、これらを合計したマイナスの経済効果はGDPの8～10%に及ぶ恐れがあるという。特に制裁が長期化するという最悪シナリオでは、ロシアの石油生産量の落ち込みが次第に顕著となり、2030年時点の石油生産量が制裁がない場合と比べて15%低下する恐れがあるとしている。それに対し、EUのGDPへのマイナス効果は、0.5%程度であると見積もられている¹²⁷。

それでは、現時点でロシアは、EUとの関係につきどのような意向を有しているのだろうか。プーチン大統領が2016年11月30日付で署名した大統領令により、「ロシア連邦の対外政策コンセプト」の改訂版が採択されている¹²⁸。現時点でのロシアの公式的な対外政策路線が、ここに表明されていると理解していいだろう。この中で、対EU関係につき重要と思われる条項を訳出すると、以下のとおりとなる。

61.過去四半世紀、欧州・大西洋地域においてシステム的な問題が蓄積しており、そのことは北大西洋条約機構(NATO)と欧州連合(EU)が汎欧州安全保障・協力体制についての政治的な宣言を実施に移すのを渋る一方、地政学的な拡張を推進していることに表れており、それらのことはロシアと西側諸国との関係に深刻な危機を招来している。ロシアを抑制し、政治的・経済的・情動的その他の圧力を行使しようとする米国およびその同盟諸国の路線は、地域およびグローバルの安定を破壊し、全当事者の長期的利益を損ない、今日の条件下で増大している協力および国家横断的な挑戦・脅威への対抗の必要に反するものである。

63.ロシアにとってEUは、重要な通商・経済パートナー、対外政治パートナーであり続けている。ロシアは、同権と利益の相互尊重の原則にもとづいたEU諸国との建設的、安定的で予見可能な協力の構築に、関心を有している。EUとのさらなる関係発展のためには、エネルギー分野をはじめ、相互利益の保証とパートナー関係の最適な構築を図るべく、条約・法律基盤だけでなく、協力の制度的メカニズムの改善が求められる。EUとの関係における戦略的な課題は、欧州統合とユーラシア統合のプロセスを調和化・結合化することにもとづき、大西洋から太平洋に至る共通経済・人的空間を形成することであり、それによって欧州大陸における分断線の出現を回避できる。

65.ロシアとEU間で接触を活発化する上で、主たる障害の一つとして残っているのが、査証制度である。相互主義にもとづいて査証制度を段階的に廃止していくことは、ロシア・EU間で経済・人的・文化・教育その他の協力を強化していくために、強い刺激となる。

このように、現時点でもロシアのプーチン政権は表向き、EUとともに共通経済空間を形成するという理念を、総論としては放棄してはいない。しかし、この2016年の対外政策コンセプトを、前回2013年のそれと比べてみると、ロシアが対EU関係について示している公式的な立場は、明らかに後退している。2013年版にあった新たなロシア・EU基礎協定を締結すべきとのくだりは削除され、4分野(経済、自由・安全・司法、対外安全保障、研究・教育・文化)での共通空間という目標も明記されておらず、近代化パートナーシップへの言及もなくなっている。その一方で、2013年版にはなかった欧州統合とユーラシア統合の連結という新たな主張が、2016年版では唱えられている¹²⁹。

「ロシア連邦の対外政策コンセプト」の変遷を跡付けると、ロシアの姿勢の変化は、対EU関係だけでなく、対外政策全般に見て取れる。プーチン氏が大統領に復帰した直後の2013年2月に採択された対外政策コンセプ

¹²⁷ Широ́в, Янговский и Потапенко (2015).

¹²⁸ Президент РФ (2016).

¹²⁹ なお、2015年10月にはユーラシア経済委員会が欧州委員会向けに書簡を送付し、ユーラシア経済連合とEUによる共通経済空間の創設に向けた交渉を開始することを正式に提案している。<http://tass.ru/ekonomika/2380019> ТАСС, 26 октября 2015.

ト¹³⁰では、リベラルなメドヴェージェフ前大統領の下で採択された2008年版¹³¹を踏襲した部分が部分が大きかった。すなわち、「(対外政策の主要目的の一つは) ロシア経済の安定的・ダイナミックな発展、その技術的な近代化およびイノベーション的な発展路線への転換のための良好な対外条件を創り出すことである」、「対外政策は、国の順調な発展、グローバル化する世界における国の競争力を確保する、最重要な手段の一つである」といったくだりが見られた。それに対し、ウクライナ危機を経て2016年11月に採択された最新版の対外政策コンセプト¹³²では、国家主権および安全保障の論理が前面に出る内容となっており、対外開放や国際協調を通じてロシア経済の近代化を推進するといった発想は大幅に後退している。

ウクライナ危機が続く中、ロシア(またはユーラシア経済連合)とEU間で実際に共通経済空間を創設するための具体的な作業が近い将来に着手されるとは、想像しがたい。かくして、ロシアとEUの関係を規定する国際条約は現時点でも、すでに内容的に古び時代の要請に合わなくなった1994年のパートナーシップ・協力協定のままとなっている(2007年以降、自動延長されて今日に至る)。新協定の交渉では、通商・投資法令、競争政策、政府調達などを含め、なるべく網羅的な経済条項を制定しようとするEU側と、協定自体は枠組み的なものに留め、経済の具体的問題は追加協定で個別に取り決めるべきだと主張するロシア側との間で、溝が埋まらなかった。後述の第3次エネルギー・パッケージの問題も、交渉をもつれさせた。ロシアとEUの新協定交渉は、ウクライナ危機を受けて2014年春に中断しており、再開の目処は立っていない¹³³。

石油ガスをめぐる関係 以上で論じてきた関税障壁等をはじめとするロシア・EU間の通商枠組みの諸問題は、一般的な商品についてのものである。ロシアの対EU輸出の大宗を占める石油および天然ガスの取引は、他の商品とはかなり異なる様相を呈している。ロシアは商品輸出総額の30%前後を、EU向けのエネルギー輸出だけで稼いでいる国であり、まさにその死活的な分野において、一般的な貿易とは異なる特有の秩序や力学が存在していると言える。

EUの石油(HSコード2709)および天然ガス(27111100)の輸入関税率はゼロであり、またEUがロシア産の石油・ガスの輸入を制限したような事例も知られていない。逆に、ロシア側が石油・ガスの輸出に輸出関税を課している。もし仮にロシアとEUがFTAを形成することになったら、ロシアはEU向けの石油・ガス輸出に課している輸出関税の撤廃を迫られる可能性がある。ロシアの国家財政上は不利益を被る恐れもある(現在ロシアが石油分野で輸出関税を廃止する方向の税制改革を推進していることは事実だが)。2014年以降のウクライナ危機下で、欧米が対ロシア制裁を導入した際も、ロシアにとって最も痛手となるであろうロシア産石油・ガスの輸入禁止といった措置をEUが打ち出すことはなかった。こうしたことから、ロシアの対EU石油・ガス輸出が、輸入側による市場開放が焦点となるような性格の取引でないことは、明らかであろう。

しかしながら、ロシアの対EUエネルギー輸出、とりわけ天然ガス輸出においては、供給者と需要家という相互依存関係を前提としながらも、輸送や契約条件といったゲームのルールをめぐって、両者間で熾烈な駆け引きが繰り広げられる。ロシアとEU双方のエネルギー安全保障政策がせめぎ合い、しばしば地政学的な対立の様相を呈し、関税率の設定などよりもはるかにシビアな国家戦略的意義を帯びることとなる。

具体的に言えば、欧州では天然ガス輸入の大部分がパイプライン経由でもたらされており、鉄道や船舶での輸送が可能な石油と比べ取引関係が硬直的な上、ソ連解体後はロシアの欧州向けガス輸出の80%が情勢不安定

¹³⁰ Президент РФ (2013).

¹³¹ Президент РФ (2008).

¹³² Президент РФ (2016).

¹³³ 以上のような交渉の難航については、Белов и Потемкина (2014), 466-470; Арбатова (2013), 32-33; Бусыгина (2013), 66.

なウクライナ領を通過することになり、天然ガス供給・輸送の問題が政治化しやすかった。また、ソ連時代以来のロシアとEUの天然ガス取引は、長期契約、天然ガス価格の石油価格連動、転売禁止、最低支払義務を課すテイク・オア・ペイ条項などを特徴とし、資源国側の大規模な開発を可能にするもので、パイプラインの敷設が両者の利害を繋いでいた。ところが、1980年代から進められた欧州の市場統合深化がエネルギーにも及び、2009年には第3次エネルギー・パッケージが発効、エネルギー産業の垂直統合を排除し、活動分野ごとに解体して競争原理を導入することを目指した。その結果、新たな産地開発のために膨大な投資を必要とし、従来の方式を選好するロシアとの間で、原理的な対立が生じた。旧ソ連および東欧のエネルギー部門を拡大ヨーロッパおよび世界市場に組み込むことを目的とする「エネルギー憲章に関する条約」（1994年調印）についても、ロシアは批准を見送り、生産国の利益を考慮した見直しを求めている¹³⁴。

現時点で、ロシアのエネルギー政策の基本文書となっているのは、2009年11月13日にロシア政府が採択した「2030年までのロシア・エネルギー戦略」である¹³⁵。そのエネルギー戦略を紐解くと、エネルギー資源を未加工のまま欧州に輸出する取引に過度に偏重している現状への問題意識が示されている。むしろその取引はロシア経済を支える根幹として維持していくにしても、今後それを積極的に伸ばしていくことが可能であるとか、あるいは伸ばしていくべだといった立場はとられていない。むしろ、①経済がエネルギー輸出に依存する度合いは低下していく、②エネルギーを輸出するにしても、より付加価値の高い商品（石油製品、液化天然ガス、圧縮天然ガス、ガス・石油化学製品、電力）の比率を拡大して商品構成の多様化を図る、③エネルギー輸出の相手地域も欧州からアジア・太平洋諸国へ一定程度シフトしていく（天然ガスの液化を進めることには、輸送の柔軟性を通じた市場多様化の効果もある）、という方向性が描かれている。

第5節 ロシアの小括

ロシアは石油・ガスを中心とするエネルギーおよび低付加価値の資源・素材の輸出を主力としており、これまでのところEUがその最大の市場となっている。しかし、欧州向けの石油・ガス輸出がロシアにとって死活的な重要性を帯びていることは間違いないものの、それはある意味で「打破すべき現状」であり、ロシアは輸出商品の多角化・高度化、輸出先の地理的多様化を図ってそれへの過度な依存から脱却することを戦略的目標に据えている。

ロシアとEUは1990年代から、リスボンからウラジオストクに至る大ヨーロッパの共通経済空間を形成するという理念を表明し合い、現在でもその究極の目標が取り下げられたわけではない。しかし、エリツィン大統領の時代には、ロシアはEUをはじめとする欧米諸国の支援を仰ぐ立場であり、欧米主導の国際秩序に順応するという様相が強かったのに対し、プーチン政権の下では国際場裏における自立的な主体として振る舞おうとする志向が強まった。ロシア経済の多角化・高度化が課題になる中で、ロシアとしては自国の製造業および農業への打撃が大きいEUとのFTAを急ぐよりも、まずはユーラシア統合を遂げて産業競争力を高めた上で、より質的に高く規模的に大きな経済を備えた後にEUとの共通経済空間形成に臨むべきだという思潮が強まった¹³⁶。

2014年以降のウクライナ危機を受け、ロシアのそのような方向性は、より一層明確化した。ユーラシア統合は、3国関税同盟の段階では、純粋な通商政策という度合いが強かった。ところが、プーチンが2012年に大統

¹³⁴ 以上に関しては、蓮見 (2016), 82-85によつて的確に整理されている。

¹³⁵ Правительство РФ (2009)。なお、その後、「2035年までのロシア・エネルギー戦略」を新たに策定する作業が進んでおり、何度か草案が公表されたものの、2017年8月現在、最終的に採択されるに至っていない。

¹³⁶ Бажан (2015), 17 等参照。

領に復帰するに当たって、統合の大胆な深化・拡大を目指すユーラシア経済連合の構想が表明され、それがEUの東方パートナーシップとぶつかり合ってウクライナ危機が発生、ユーラシア統合の地政学的な色彩が濃くなった。ユーラシア経済連合が中国をはじめとする諸外国と経済連携交渉をいささか性急に進めているのも、ロシアがユーラシア統合の地政学的な重要性を誇示しようとしている表れとも受け取れる。

ユーラシア統合の内実を見ると、ユーラシア経済連合が地域経済統合体としていくつかの問題点を抱えていることは否定できない。カザフスタンのWTO加盟、ロシアによる単独での欧米およびウクライナに対する報復的な通商レジーム設定により、ユーラシア経済連合は「自由貿易圏以上、関税同盟未満」の存在に後退した感が強い。ロシアの近代化のためには経済イノベーションや新たな工業化が必要で、そのためには外資を含む民間の投資を拡大しなければならず、ユーラシア統合による市場拡大はそのための投資環境・魅力向上に向けた取り組みの一環であるというプーチン政権の立場は括目に値し、本稿の第2部で論じるとおりその萌芽も見られないわけではない。しかし、現実にはロシアは、ウクライナ問題をめぐって欧米と制裁を応酬する事態となり、その結果ロシアの投資環境・魅力が大きく損なわれている。

ユーラシア経済連合は、国際的な統合プロジェクトではあるが、ロシアにとって歴史的・死活的な利益圏において再統合を遂げるという特質上、拡張的というよりは内向きな政策路線とも言える。そして、ウクライナ危機を契機に、より明確に内向的な路線としてロシアの基本政策となったのが、輸入代替であった。ロシア政府が輸入代替を推進するに当たって、国内市場の人為的保護ではなく、自国産業の競争力向上に重点を置き、その延長上で「輸出志向型輸入代替」という路線が台頭してきたことは、政策理念としてはポジティブな方向性と言えよう。他方で、現下のロシアは、輸入代替政策が欧米との地政学的な対立と表裏一体のものとして推進されているという点で特異であり、経済的合理性が置き去りにされるリスクがつきまとう。

第3章 ウクライナ¹³⁷

第1節 ウクライナの経済・貿易構造

独立後の歩みと経済の迷走 ウクライナは元々、人口および経済力の点から見て、ソ連の中でロシアに次ぐ存在であった。穀物生産に適した肥沃な黒土地帯を擁し、農業国としてポテンシャルが高い。また、石炭や鉄鉱石の資源に恵まれており、国の東部には鉄鋼業を中核とした重工業地帯が広がり、軍需産業の一大拠点でもあった。1991年の時点で、(バルト三国を除く)ソ連の主要経済指標に占めるウクライナの比率は、人口:18.3%、国内総生産(GDP):14.5%、鉄工業生産:16.7%、農業生産:20.7%と非常に大きく、いずれの指標においてもロシアに次ぐ2位であった¹³⁸。ウクライナがソ連からの独立に傾いていった背景に、自らの経済力への自信があったことは、疑いない¹³⁹。

1991年12月にソ連邦は解体し、連邦を構成していた15共和国はすべて独立国家となる。その際に、バルト三国を除く12カ国は、「独立国家共同体(CIS)」という枠組みを形成し、緩やかな結び付きを維持していくことになった。ただし、ウクライナは1993年の「CIS憲章」には調印せず、これをもってCISの正式な加盟国ではないとの立場をとるなど、当初からロシア主導の統合には距離を置く姿勢を見せていた¹⁴⁰。

ウクライナが実際に独立を果たすと、同国経済の脆弱性が浮き彫りとなった。ウクライナはほぼ石油資源を持たず、天然ガスも一部しか自給できないため、ソ連解体後は石油・ガスの供給を外国たるロシアに依存することとなった。また、社会主義体制の需要に合わせていたウクライナの工業製品は、国際的な競争力を持たなかった。大統領と歴代首相の対立、政府の腐敗と非効率、そして「オリガルヒ」と呼ばれる新興財閥の領袖たちによる産業支配などで、改革は進まなかった。ウクライナではソ連末期に体制転換が開始されてから、1990年代を通じてマイナス成長が続き、旧ソ連諸国でも最も長期化した不況を経験した。

2000年代に入ると、国際的な石油・資源価格の高騰で隣国ロシアの経済が成長に転じ、その結果ウクライナからロシアその他の外国市場向けの鉄鋼・鋼管の輸出が急増したため、ウクライナ経済もようやくマイナス成長を脱した。だが、ウクライナ経済は構造的な問題を抱えたままであった。当国の産業は、鉄鋼や化学肥料などの付加価値の低い商品の生産を主力とし、その品質・生産性・エネルギー消費効率には大いに問題がある。それでも、2000年代に入って以降の中国特需、新興国ブーム、エネルギーおよび資源価格の高騰、投機マネーの暗躍などを背景に、品位の低いウクライナ製品に対しても旺盛な世界的需要があり、ウクライナは旧態依然とした産業構造を抱えたままで成長を謳歌できた。

ところが、2008年に世界的な経済危機が起きると、主力輸出品である鉄鋼の国際価格が急落した。元々、ウクライナの鉄鋼業には、生産に占める輸出向けの比率が7~8割と極端に高く、輸出はスポット契約が主流で、製品は低付加価値の半製品が中心といった難点があった。スポットで半製品を大量輸出するビジネスは、景気の良い時には収益を確保できるが、いったん市況が悪化すると脆弱性を露呈する。市況の暗転を受け、2008年

¹³⁷ 筆者は、日本EU学会2014年度第35回研究大会において「ウクライナ経済の概要と対EU関係」と題する共通論題報告を行い、その報告内容を『日本EU学会年報』に投稿した(服部(2015e))。本章の第1、3節は、その服部(2015e)を中心に、その他一連の拙稿、服部(2014a; 2014b; 2014c; 2014d; 2015h; 2017i)も加えて、加筆・修正して構成している。また、第2節は、服部(2017i)をベースにしている。

¹³⁸ Статкомитет СНГ(2006), 48.

¹³⁹ 藤森(2006), 330.

¹⁴⁰ 末澤(2004), 162-168.

暮れ頃にはウクライナの高炉の半数近くが停止する事態となった（鉄鋼業については第8章で改めて論じることとする）。外国の資金が一斉にウクライナから引き揚げ、通貨グリブナも下落、2009年にウクライナ経済はGDPが前年比マイナス14.8%という世界屈指の落ち込みに見舞われた。

その後、マクロ経済はある程度持ち直したものの、経常収支の悪化、対外債務の増大、金・外貨準備の縮小、国際的な格付け機関による格下げ、為替の下落などが生じた。ウクライナの国際収支がこのように悪化していったのには、いくつかの原因が考えられる。そもそも、2010年2月に成立したヤヌコーヴィチ政権の下で、大統領一家が国の資産を篡奪していたとする看過できない指摘がある¹⁴¹。それに加え、すでに述べたようにウクライナの主力輸出品である鉄鋼の市況が低迷していたことや、後述のとおり2013年にロシアがウクライナに対する通商面での圧迫を強めたことが挙げられるだろう。さらに、ロシアから輸入する天然ガスの値上がりがウクライナ経済を圧迫してきたことも見逃せず、ヤヌコーヴィチ政権はより柔軟な価格設定を求めてロシア政府およびガスプロム社との交渉を重ねたが、ロシア側は頑なな姿勢を崩さなかった。

ヤヌコーヴィチ政権は一般的に「親ロシア」のレッテルを貼られることが多かったが、同政権にしても、どこまで真摯であったかは別として、欧州統合への参入を対外戦略の機軸に据えていたことに変わりはない。ロシアを中心としたユーラシア関税同盟とは、終始距離を置いていた。ただし、同政権の場合はロシアともプラグマティックに協力する用意があり、他方でEUとの協力深化に必要な国内改革の実施には及び腰だった。

結局、2013年11月の欧州連合（EU）の東方パートナーシップ・サミットの直前になって、ヤヌコーヴィチ政権はEUとの連合協定交渉を棚上げした。その背景には、デフォルトも懸念される深刻な経済難があり、政権としては欧州統合という未来の夢はひとまず先送りして、目先の「冬を越す」ために、やむをえずロシアとの接近を図った格好だった。だが、国民はその決定だけでなく、ヤヌコーヴィチ政権自体にノーを突き付けることになる。協定棚上げに反発した市民が同年暮れから首都キエフなどで抗議行動を続け、2014年2月22日にはヤヌコーヴィチが首都から逃亡、地域党政権は崩壊した。「ユーロマイダン革命」と呼ばれる政変である¹⁴²。

ただ、ウクライナ危機はこれだけでは終わらなかった。ウクライナ南部のクリミア自治共和国で2月27日、議会が武装集団によって取り囲まれる騒然とした状況の中で、S.アクショーフという人物が自治共和国の新首相に任命された。それとほぼ時を同じくして、ロシア軍と見られる集団がクリミアに展開。3月1日にプーチン大統領は、ロシア系住民の保護を理由に、ウクライナへのロシア軍投入の承認を上院に求め、上院はこれを全会一致で承認した。さらに、3月6日にクリミア議会は連邦構成主体という資格でロシア連邦に加入することを決定し、その上でクリミアの国家的帰属を問う住民投票を3月16日に実施することを決めた。投票結果は、クリミアで投票率81.4%、賛成率96.8%、セヴァストポリで投票率89.5%、賛成率95.6%と発表された。これを受け、3月18日にロシアとクリミアの間で連邦への編入に関する条約が締結をされ、同日をもってクリミアはロシア連邦に編入されたとロシアは主張した。

2014年4月に入るとウクライナ南東部の諸地域でキエフ中央政府に反旗を翻し親ロシアを掲げる動きが広がった。4月6日、ドネツィク、ルハンシク、ハルキウにおいて、大規模な集会や暴徒による行政庁舎の占拠

¹⁴¹ スウェーデン人エコノミストのオスルンドは、ヤヌコーヴィチ・ファミリー（一族および出入りの政商）は主に3つのルートを通じて国の富を篡奪していたと指摘している。具体的には、①天然ガス取引、②インフラ整備プロジェクト、③税務および関税業務である。ファミリーは、こうしたルートを通じて毎年80億～100億ドルを我が物にしていたというのが、オスルンドの見立てである。Åslund (2014), 65-66.

¹⁴² ウクライナ語で広場のことを「マイダン」と言う。2004年のいわゆる「オレンジ革命」の際に、首都中心部の広場を震源とした不正選挙への国民的な抗議運動が結実したことから、その後「マイダン」という言葉は反政権の街頭示威行動を意味するものとして定着した。今回の反政府デモは、EUとの協定の問題が発端となったので、「ユーロマイダン」と名付けられた。

などが発生。翌7日、ドネツィク州では「ドネツィク人民共和国」の樹立、ルハンシク州では「ルハンシク人民共和国」の樹立が、それぞれ宣言された。5月11日にはそれぞれの人民共和国で事実上の独立を問う住民投票が実施され、ドネツィク人民共和国では投票率74.9%、賛成率89.7%、ルハンシク人民共和国では投票率75.0%、賛成率96.2%で賛成多数と発表された。この結果にもとづき、両人民共和国は翌日に自らの国家主権を宣言した。その後ウクライナ政府軍と分離派の戦闘が激化し、民間人を含む多数の死傷者が出た。ドイツのメルケル首相の精力的な仲介により、2015年2月12日にドンバス和平に向けた新たなミンスク合意（ミンスク2）が成立し、その後散発的な衝突などを時に伴いながらも、2017年8月現在でも大枠では停戦が維持されている。

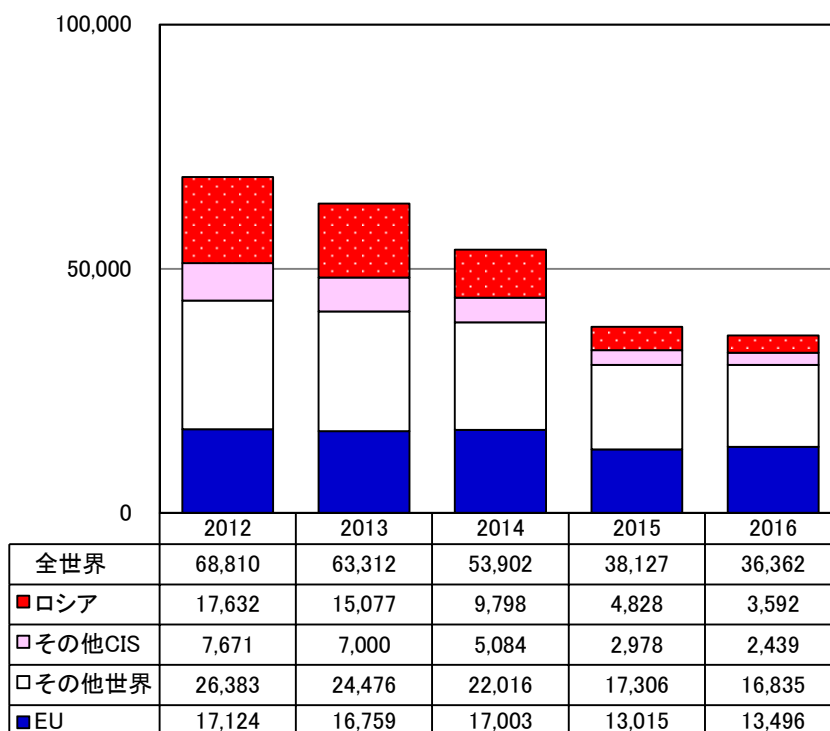
東西の選択肢 近年ウクライナは、欧州統合への参入の方向を目指すべきか、あるいはロシアを中心とするユーラシア統合に加わるかという選択に直面してきた。図表3-1、3-2には、ウクライナの輸出入の相手国・地域構造が示してある。2012年の時点で、ウクライナの輸出入において、ロシア1国との取引額と、EU全体との取引額が、ほぼ同程度であったことが確認できる。その他のCIS諸国も含めれば、この時点ではウクライナの貿易の重心は、まだ若干は東にあったと言える。このように、単純に貿易額だけをとれば、西（欧州）・東（ロシア）のいずれの選択にも、それなりの理があるようにも思われる。

一方、ウクライナの商品輸出入構造を示したのが、図表3-3、3-4である。ウクライナでは、2014年の政変に至るまで長年にわたり、卑金属・同製品（第72-83類）が最大の輸出品目であり、特に鉄鋼（第72類）が最大の稼ぎ頭であった。機械類（第84-90類）の輸出実績もそれなりに大きいものの、全体としては鉄鋼に加え食料品・農産物（第01-24類）、鉱物製品（第25-27類、石炭や鉄鉱石が中心）、化学品・ゴム（第28-40類、窒素肥料が最大品目）といったプリミティブな商品が主流の輸出構造となっていた。そして、ウクライナ危機後は、鉄鋼業をはじめとする重厚長大産業がじり貧になる中で、食料品・農産物の輸出は比較的安定しているため、食料品・農産物が最大の輸出商品グループに躍り出ている。特に、穀物および採油用種子・植物油の輸出国として、ウクライナは世界に冠たる存在となりつつある。

ここで、2012年のウクライナの貿易相手地域の構造を、同国の西部・中部・南部・東部とマクロリージョン別に分けて図示すると、図表3-6のようになる。この時点で、西部の輸出入においては、すでに「欧州」との取引が過半を超えていた。なお、この場合の「欧州」とはCISを除いた欧州大陸のことであり、EUと完全にイコールではないが、ほぼそれに近いと考えて差し支えない。重工業地帯の東部においては逆に、地理的にも隣接したロシアとの取引比率が比較的高い。中部はその中間で、全国平均に近いが、これは地理的に中央に位置することに加え、最大の貿易地域であるキエフ市を抱えていることから、数字が全国平均に近くなりやすいという要因もある。最後に、南部においては、欧州・CISという2大市場以外との取引が多いのが特徴である。これは、南部の諸地域は黒海に面し港湾を擁しているので、遠隔地との取引に有利であるからと考えられる。総じて言えば、ウクライナの各地域は、地政学的な志向性から西または東を選好しているだけでなく、対外経済関係の実態によってそれが裏打ちされている面もあるということである。

図表3-1 ウクライナの輸出地域構造

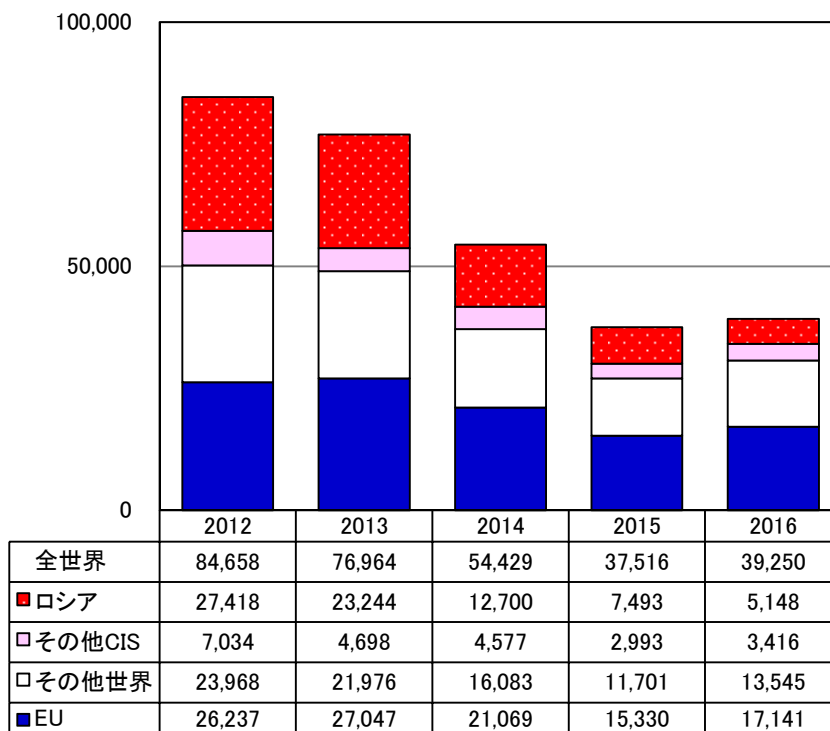
(単位 100万ドル)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表3-2 ウクライナの輸入地域構造

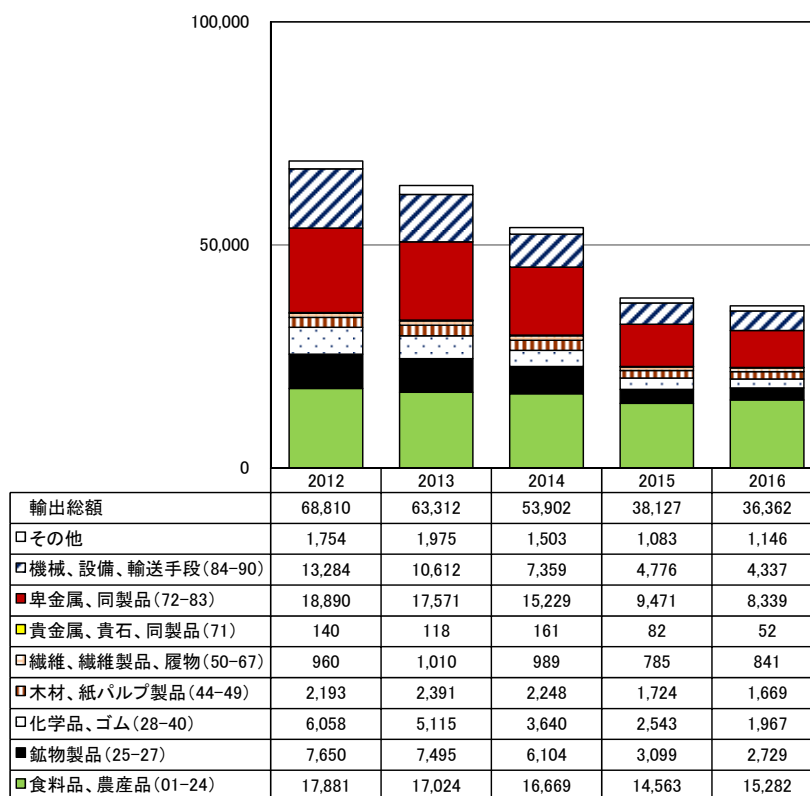
(単位 100万ドル)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表3-3 ウクライナの輸出商品構造

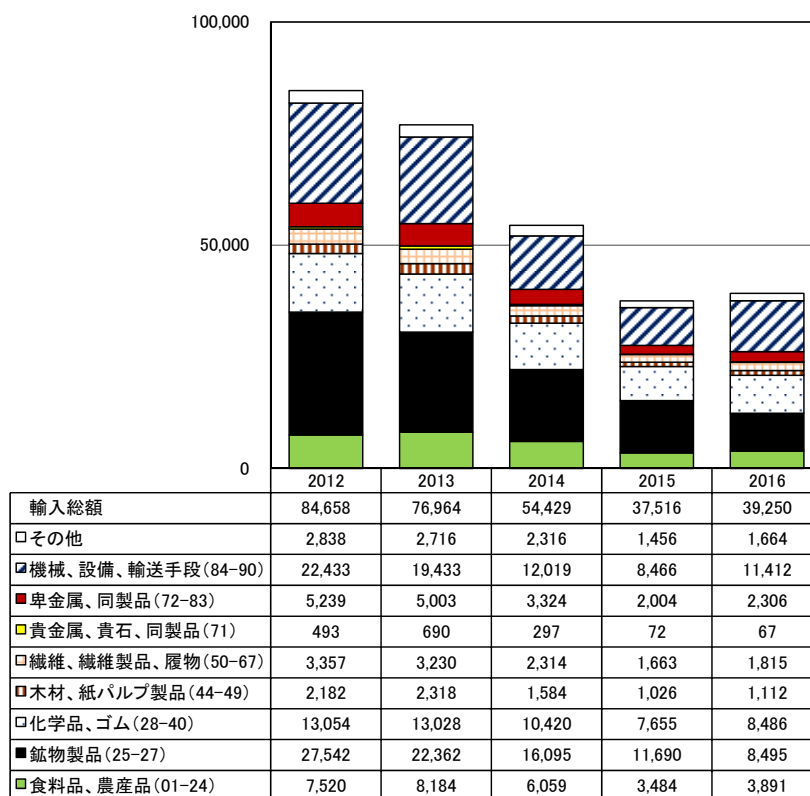
(単位 100万ドル)



(出所) ウクライナ統計局およびITCデータベース。

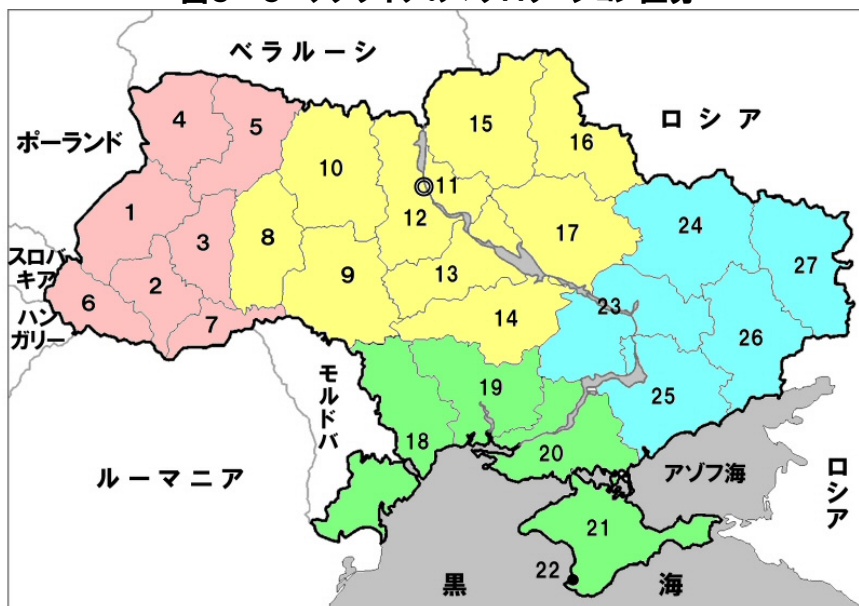
図表3-4 ウクライナの輸入商品構造

(単位 100万ドル)



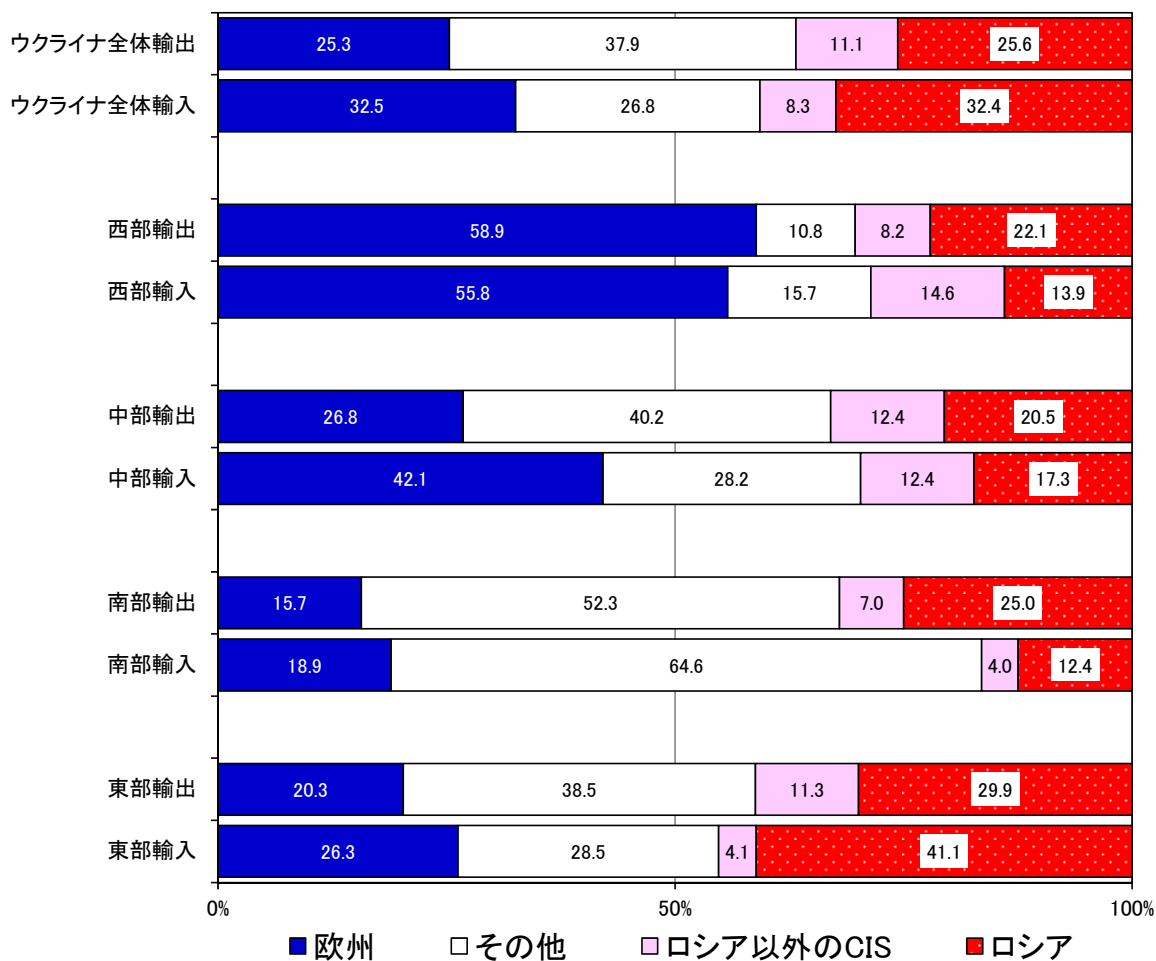
(出所) ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図3-5 ウクライナのマクロリージョン区分



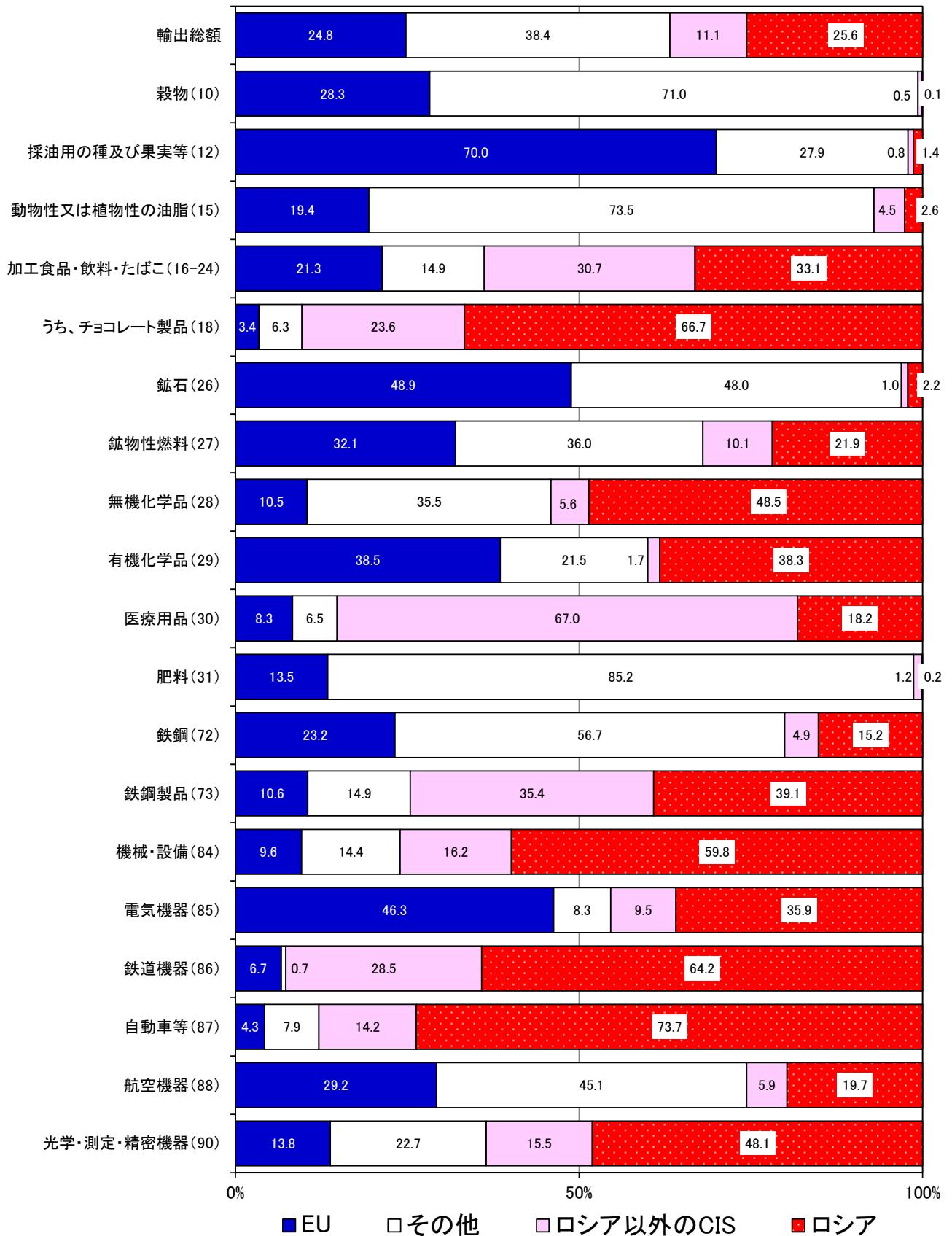
(注)ウクライナの民間シンクタンク「ラズムコフ・センター」による区分。1～7が西部、8～17が中部、18～22が南部、23～27が東部。

図3-6 ウクライナの輸出入の相手国・地域(2012年、%)



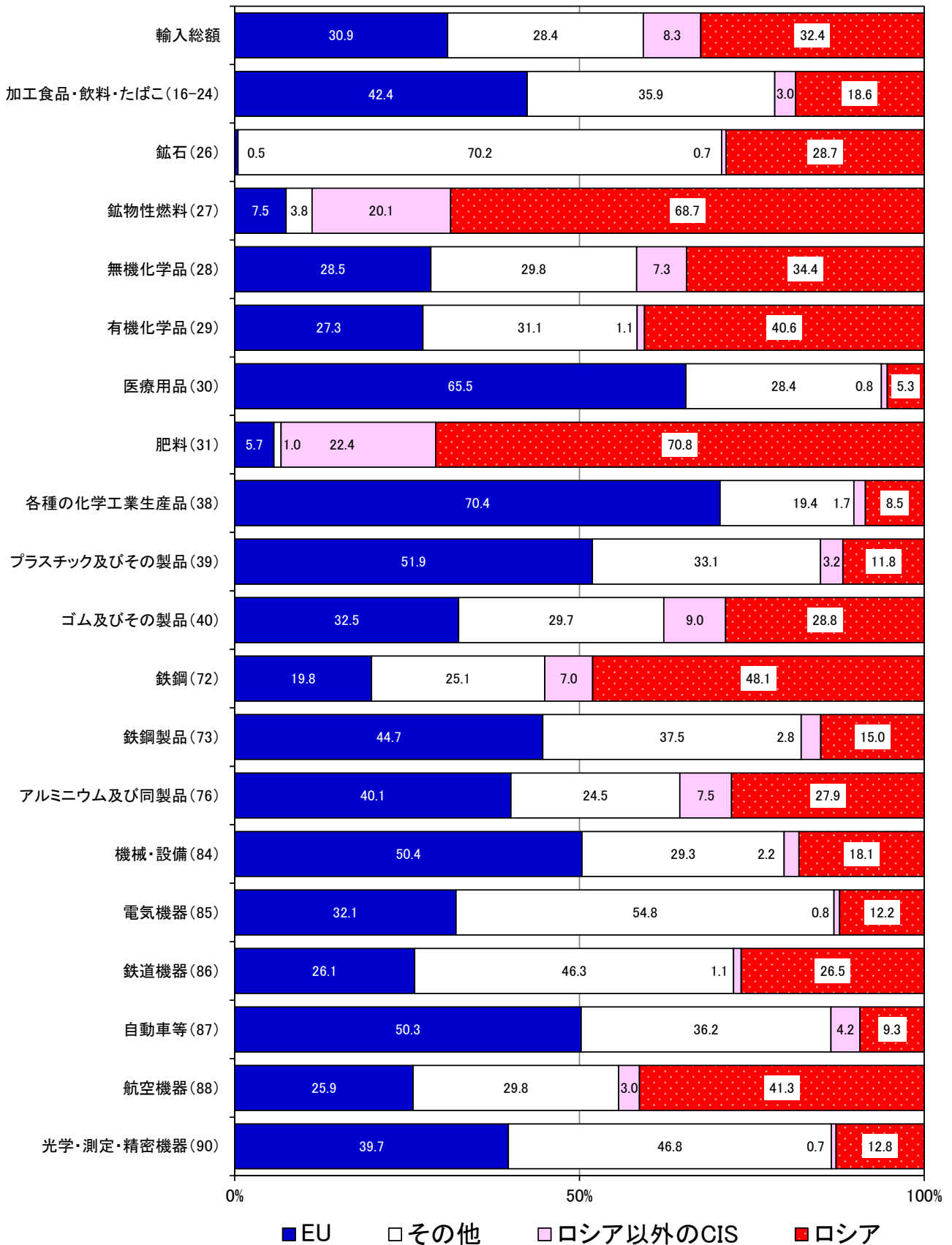
(注)マクロリージョン区分は図3-5参照。
 (出所)ウクライナ統計局の資料にもとづき筆者算出・作成。

図表3-7 ウクライナの品目別の輸出相手地域(2012年、%)



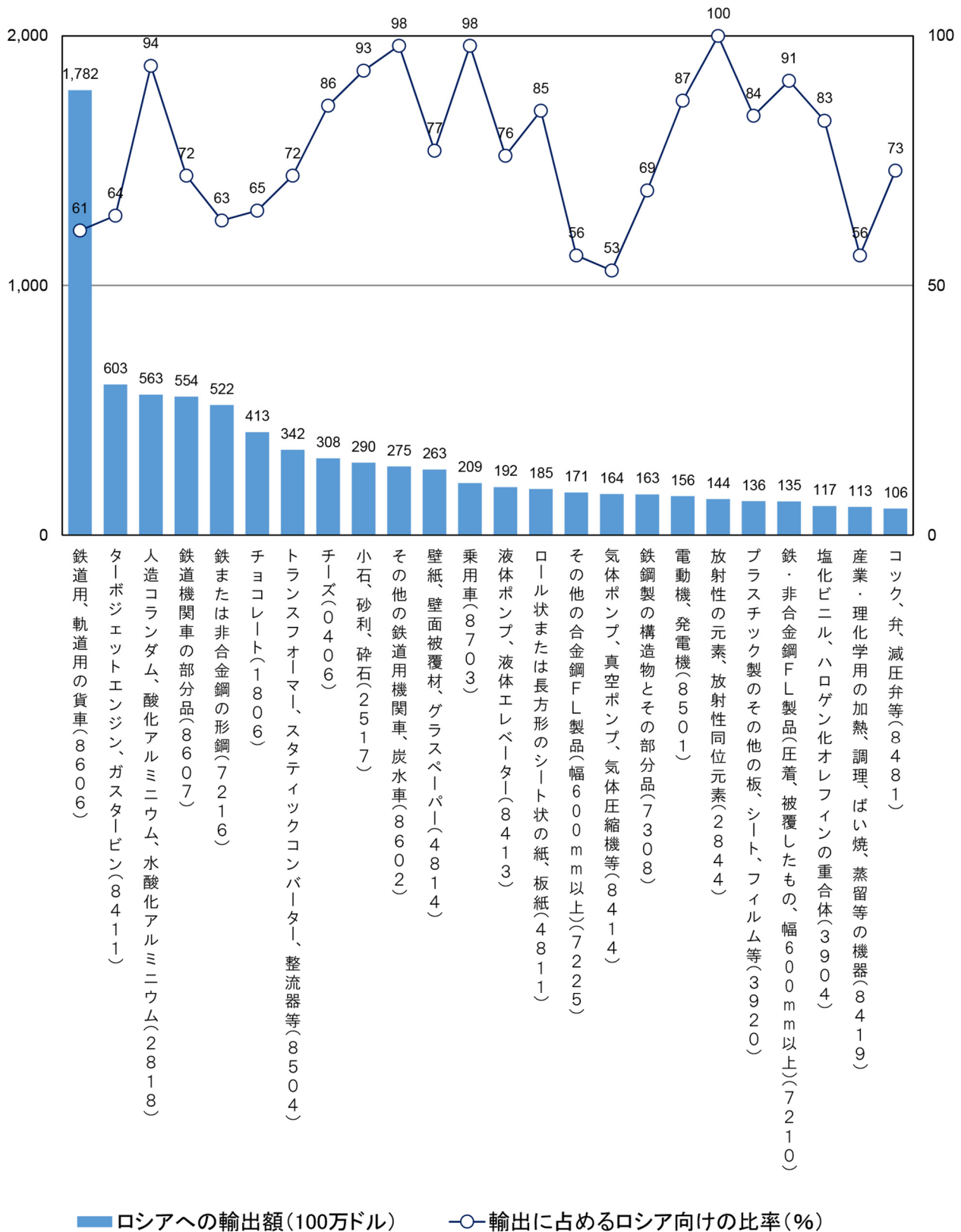
(出所)ウクライナ統計局の資料にもとづき筆者算出・作成。

図表3-8 ウクライナの品目別の輸入相手地域(2012年、%)



(出所)ウクライナ統計局の資料にもとづき筆者算出・作成。

図表3-9 ロシアへの依存度の高かったウクライナの輸出品目(2012年)



(注)2012年のロシアへの輸出額が1億ドルを超え、なおかつ輸出に占めるロシア向けの比率が50%を超えた品目を選定。なお、各品目のHSコードは筆者が調べて付記した。
 (出所) <http://rian.com.ua/columnist/20160629/1012387889.html> РИА Новости Украина, 29 июня 2016.

次に、より具体的に、品目別に掘り下げてみることにしよう。図表3-7では、ウクライナの主要輸出品目をピックアップし、その輸出相手国・地域を示している。一般論として言えば、図表3-7において、たとえばEUへの（あるいは逆にロシアへの）輸出実績が大きい産業セクターからは、EUと（あるいは逆にロシアと）統合しようとする志向が生じてくる可能性がある。ただし、当然のことながら、現実にはそう単純ではない。一例を挙げれば、肥料（第31類）の輸出先として、ロシアはわずか0.2%しかない。しかし、ウクライナの産出する肥料は窒素肥料であり、その原料はロシア産の天然ガスに他ならない。ロシアへの輸出はわずかであっても、実は肥料産業こそロシアとの統合を最も切実に必要としているとも言える（第7章参照）。

ともあれ、図表3-7から全体として言えるのは、第10類、第12類、第15類、第26類、第31類などで、ロシアへの輸出はごくわずかであることである（なお、ウクライナの場合、第12類の主力はひまわりの種であり、第15類はそれから造られる植物油）。また、ウクライナの基幹産業である第72類も、ロシア向けはそれほど突出して多くはない。ロシアとウクライナの重要産業および主要産品は、かなり重なり合っているため、それゆえこれらの加工度・付加価値の低い商品に関しては、ウクライナからロシアへの輸出が多くなかったのだと解釈できる。これらの品目は、EU市場か、またはその他外国に向かっている。逆に、第16-24類、第28類、第29類、第73類など、加工度・付加価値が一定程度認められる商品ほど、ロシアおよびCIS市場への依存度が大きいという傾向が読み取れる。

つまり、ごく大掴みに言うと、ウクライナがロシアと決別してEUとの統合に進んだ場合、ウクライナは加工度・付加価値の高い産業を失い、プリミティブなコモディティの生産に従来以上に特化することを余儀なくされるリスクがあると考えられる。航空・宇宙産業、軍需産業、原子力産業などは、ロシアとの協業関係によって成り立ち、また主としてロシアを市場として想定している。政治色の濃い分野であるだけに、ウクライナがEUへの統合を選択したあかつきには、産業としての存続が危うくなるだろう。

実際、図表3-9を見ても、ロシア市場への依存度が高かった輸出品目は、多岐にわたる。図表3-7、3-9から、全般に鉄道機器（第86類）はロシアおよびその他のCIS市場への依存度が高かったこと確認できる。図表3-7によれば、鉄道機器は一部EU向けの輸出実績もあるものの、従来その大部分は、軌道などの規格を同じくする旧ソ連のバルト3国向けであり、EU市場全般で競争力が高かったわけではない。図表3-9で2番目に額の多い「ターボジェットエンジン、ガスタービン（8411）」とは、具体的にはヘリコプター・航空機・船舶用のエンジンであり、ウクライナのコルシチ社がロシアの軍需企業に供給していたものだった（第2章第3節参照）。図表3-9で3番目に額の多い「人造コランダム、酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム（2818）」とは、要するにアルミニウムの原料のアルミナのことであり、ロシアのアルミ大手のルサル社が、ウクライナのコライウ・アルミナ工場を買収し、従来は同工場のアルミナを独占的に調達していたものである¹⁴³。

図表3-7に戻ると、高付加価値製品でロシア・CIS市場への依存度が一般的に高い中で、航空機器（第88類）ではCIS域外向けの比率が大きいのが、これは大部分が軍需であると見られる¹⁴⁴。もう一つ、電気機器（第85類）でEU向けの実績が挙げられているが、その大部分は自動車用のワイヤーハーネス（854430）であり、これについては第9章で詳しく論じたい。

それでは、ウクライナが戦略的なパートナーとして西（EU）または東（ロシア）を選択した場合に、ウクラ

¹⁴³ 服部（2010）等参照。ただし、ユーロマイダン革命後にウクライナの裁判所がコライウ・アルミナ工場を国有に戻す判決を下しており、ルサルが損害賠償を求めウクライナを相手取り国際仲裁裁判所に提訴、今後の分業関係の維持は絶望的となっている。 <https://www.epravda.com.ua/rus/news/2016/10/26/609085/> Экономика правда, 26 октября 2016.

¹⁴⁴ それを直接裏付けることは困難だが、関連する情報として、ストックホルム国際平和研究所の報告書によれば、2011～2015年の世界の武器輸出国ランキングで、ウクライナは9位となった。 <http://rian.com.ua/economy/20161205/1019354639.html> РИА Новости Украина, 5 декабря 2016.

イナのマクロ経済にはそれぞれどのような影響が及ぶと予想されるだろうか。これに関しては、様々な予測が示されているが、容易に想像されるように、それぞれの政治的立場によって対極的な分析が示される傾向がある¹⁴⁵。ここではその中から、2012年に発表されたウクライナ科学アカデミー経済・予測研究所とロシア科学アカデミー国民経済予測研究所による共同研究の報告書を参照してみることにする¹⁴⁶。この調査の発注者が、ユーラシア統合を推進する国際金融機関であるユーラシア開発銀行と見られる点は考慮すべきだが、ウクライナの公的な研究所が参加した共同調査であることから、一定の中立性・客観性は期待できるのではないかと思われる。

図表3-10 シミュレーション:ウクライナの選択によって同国の経済指標はどう変わるか？

(「基礎シナリオ」からの増減、%)

| シナリオ | 指標 | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 |
|--|-----|--------|--------|--------|---------|
| 1. ウクライナがCIS自由貿易圏に加入した場合(ただし農産物・エネルギー・冶金には例外的に障壁が保持されると想定) | 輸出 | 2.38 | 2.07 | 1.77 | 1.51 |
| | 輸入 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.05 |
| | GDP | 0.65 | 0.56 | 0.48 | 0.40 |
| 2. ウクライナがロシア等の共通経済空間に加入した場合(同諸国との貿易条件改善の効果だけを考慮) | 輸出 | 4.15 | 3.66 | 3.14 | 2.68 |
| | 輸入 | 0.16 | 0.16 | 0.20 | 0.26 |
| | GDP | 1.15 | 0.99 | 0.85 | 0.73 |
| 3. ウクライナがロシア等の共通経済空間に加入し、技術接近効果を考慮した場合 | 輸出 | 4.35 | 4.35 | 3.73 | 3.09 |
| | 輸入 | ▲ 2.19 | ▲ 5.70 | ▲ 5.41 | ▲ 5.28 |
| | GDP | 2.81 | 5.94 | 6.65 | 6.57 |
| 4. ウクライナがロシア等の共通経済空間に加入し、共通通貨政策を採った場合 | 輸出 | ▲ 2.83 | ▲ 6.62 | ▲ 8.99 | ▲ 10.54 |
| | 輸入 | 0.73 | 2.17 | 3.71 | 5.37 |
| | GDP | ▲ 0.75 | ▲ 2.11 | ▲ 3.07 | ▲ 3.93 |
| 5. ウクライナがロシア等の共通経済空間に加入し、共通通貨政策を採り、技術接近効果を考慮した場合 | 輸出 | 2.51 | 1.56 | ▲ 1.35 | ▲ 3.40 |
| | 輸入 | ▲ 1.49 | ▲ 3.44 | ▲ 1.26 | 0.79 |
| | GDP | 2.56 | 5.78 | 3.87 | 1.98 |
| 6. ウクライナがEUの自由貿易圏に加入した場合 | 輸出 | ▲ 0.19 | ▲ 0.08 | 0.09 | 0.27 |
| | 輸入 | 4.22 | 4.03 | 3.83 | 3.54 |
| | GDP | ▲ 1.28 | ▲ 1.22 | ▲ 1.03 | ▲ 0.94 |

(注)シナリオ4の2030年の輸出は、原典では「10.54」とされているが、この数字だけ全体の趨勢に反しており、「▲10.54」の誤りであると判断した。

(出所)Евразийский банк развития (2012) から抜粋して筆者作成。

この調査は、ウクライナが選択する対外戦略によって、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3国と、そして当のウクライナの経済パフォーマンスが、どのように推移していくかをシミュレーションしたものである。そのうち、ウクライナについての予測値を抜き出したのが、図表3-10である(シナリオの順番は原典とは入れ替えてある)。この調査においてはまず、関係国の通商体制が原状のまま留まった場合に、各国の輸出・輸入・GDPが辿ると予想される水準を「基礎シナリオ」として設定している。そして、ウクライナが選択する路線によって、各国の指標が基礎シナリオからどれだけ増減するかを試算しているわけである。たとえば、シナリオ1であれば2015年のウクライナの輸出は基礎シナリオよりも2.38%多くなるが、シナリオ4であれば2.83%少なくなるということである。

¹⁴⁵ Мироненко (2015), 63-65. ただし、ミロネンコも論じているように、ウクライナとEUの連合協定は、短中期的にはウクライナのマクロ経済にネガティブな影響を及ぼす恐れが強いという点に関しては、ある程度のコンセンサスがあるように思われる。

¹⁴⁶ Евразийский банк развития (2012).

全体として、ウクライナがEUの自由貿易圏に加入するよりも、ユーラシア統合を選択した方が、ウクライナに有利という傾向が出ている。ただし、シナリオ1の、ウクライナが単にCIS自由貿易圏に参加するだけでは、効果は限定的である。2011年10月のCIS自由貿易条約は、自由化の例外品目を認めており、農産物・エネルギー・冶金といった重要品目の障壁が残ると考えられるからである。2・3・4・5のシナリオのように、ウクライナがユーラシアの共通経済空間に参加した方が、より本格的な効果が期待される。その際に、シナリオ2のように単に貿易障壁の撤廃に着目するのではなく、シナリオ3のように技術接近効果を考慮すると、さらに大きな効果が見積もられる。技術接近効果とは、域内取引の活発化により、技術水準が底上げされ、経済の効率・競争力が高まる。ただし、シナリオ4に示されているとおり、域内で共通通貨政策を適用すると、ウクライナは通貨安政策をとれなくなるので、同国の利益にはならない（共通通貨政策はロシアやカザフのような資源国に有利となる）。以上のことから、ウクライナにとっては3のシナリオが最も有利である。これに対し、ウクライナがEUの自由貿易圏に組み込まれると、シナリオ6のように、マイナスの経済効果が予想される。以上がロシアとウクライナの研究所による共同シミュレーション結果であった¹⁴⁷。

第2節 ウクライナ・ロシア経済関係の軌跡

ウクライナでは、2010年2月にV.ヤヌコーヴィチ大統領の率いる地域党政権が成立した。一般的に「親ロシア」のレッテルを貼られることが多かったが、次節で見ると、同政権にしても欧州統合への参入を対外戦略の機軸に据えていたことには変わりなかった。ロシアを中心としたユーラシア統合とは、終始距離を置いていた。ただし、ヤヌコーヴィチ政権の場合はロシアをイデオロギー的に拒絶するようなことはなく、同国ともプラグマティックに協力する用意があった。その最たる事例が、2010年4月21日のハルキウ協定であろう。ロシアのガスプロム社がウクライナのナフトガス社に供給する天然ガスに値引きを適用するのと引き換えに、ロシアの黒海艦隊がウクライナ領クリミア半島のセヴァストポリ港に駐留する期限を延長するという内容であり、ウクライナ内外で物議を醸した¹⁴⁸。

ウクライナは、2011年10月18日調印のCIS自由貿易条約については、参加に踏み切った。しかし、ロシアはそれには飽き足らず、ウクライナとのより緊密な関係の構築を目指した。2011年にユーラシア経済連合の構想を発表したロシアのV.プーチン首相（当時）は、歴史的・文化的にロシアに近い上に、人口が多く経済的なポテンシャルも大きいウクライナを巻き込むことをこのプロジェクトの成否を握るものと捉え、ウクライナへの働きかけを強めた。

ヤヌコーヴィチ政権のウクライナは、EUとの連合協定調印に向けた交渉を進める一方、2011年に調印したCIS自由貿易条約に留まるとともに、ユーラシア関税同盟とは「3+1」という枠組みを設けてオブザーバーという資格を取り付けようとした。それに対しロシアは、本件をあくまでも二者択一の問題と捉え、ウクライ

¹⁴⁷ Евразийский банк развития (2012), 134-145.

¹⁴⁸ 正式名称は「ロシア連邦黒海艦隊のウクライナ領駐留の諸問題に関するウクライナ・ロシア連邦間の協定」。第1条では、2017年5月28日に期限が切れることになっていたロシア黒海艦隊の駐留を同日から25年間延長すること、その後は有効期間満了の1年以上前に効力の停止につき一方が他方に書面で通知しない限り自動的にさらに5年間延長されことをうたっている。第2条では、「ロシア連邦黒海艦隊のウクライナ領駐留に対する賃借料は、2017年5月28日以降、ロシア連邦のウクライナに対する年間1億米ドルの支払いと、ウクライナ国民会社『ナフトガス』と公開型株式会社『ガスプロム』の現行契約でうたわれた優遇的な供給量にもとづきウクライナ側に供給されるガスの価格を本協定の発効時から1,000m³当たり最大100米ドルを値引きすることによって得られる追加的資金から成ることとする。その際の方式は、価格が1,000m³当たり333米ドル以上の場合は値引きは100米ドル、価格が333米ドル未満の場合は値引きは同価格の30%とする」とうたっている。協定の原文は、<http://www.hattorimichitaka.com/20100421blackseefleet.pdf>

ナにユーラシア統合を選択するよう迫った。2013年5月31日には、「ユーラシア経済委員会とウクライナ間の連携強化に関するメモランダム」という文書が調印され、そこには「関税同盟、単一経済空間諸国との連携を深化し、その後にユーラシア経済連合のオブザーバーになりたいというウクライナの希望に留意し」との文言が盛り込まれた。しかし、ユーラシア側はあくまでもウクライナの希望をテイクノートしただけであり、しかも同文書の末尾には、本文書は国際条約ではなく、何らの権利も義務も発生しない旨が明記されていた¹⁴⁹。

ユーラシア統合を選択することを渋るウクライナに対し、2013年を通じてロシアは通商上の圧力をかけ続け、ロシア側の容赦ない姿勢からそれらは「通商戦争」と総称された。主な動きを整理すると、ウクライナ産の鋼管に与えられていたロシア向けの無関税輸出枠が、2013年7月16日に廃止され、以降は18.9～37.8%の関税支払を余儀なくされた。7月20日からロシア税関はウクライナからの貨物に対する徹底した検査を開始し、両国国境でトラックや貨物列車の通過が大幅に遅延する状況となった。7月31日にはロシアの保健所が、衛生基準違反を理由に、ウクライナの製菓最大手のロシェン社（そのオーナーは1年後に大統領になるP.ポロシェンコ氏）の製品のロシア輸入を禁止、本件は特に「チョコレート戦争」と呼び称された。ウクライナ側ではこの時期、ロシアによる圧迫に憤った愛国派が、ロシア製品不買運動を開始している。ロシア当局は8月14日から、ウクライナからロシアに輸入されるすべての商品を「リスクのある商品のリスト」に掲載し、1週間にわたってウクライナ貨物の流入を差し止めた。8月20日には両国関税当局間で通商戦争の終結を確認し合う場面もあったものの、実際にはその後も国境でウクライナ貨物の通過が認められない事態がたびたび発生した。9月1日にはすべてのウクライナ産自動車に対してリサイクル税が導入され、ロシア市場での価格が平均で2万ルーブル値上がりした。9月29日からはウクライナ製の磁器に特別関税が導入され、主力のロシア市場での競争力を失った¹⁵⁰。

一方、ウクライナ・ロシア間で引き続き最大の対立点となっていたのが、ロシアのガスプロム社がウクライナのナフトガス社に天然ガスを供給する価格の問題である。ただし、本件はしばしば取り沙汰されるロシアによるウクライナへの圧迫という側面に加えて、ウクライナ国内の事情に起因するところも大きかった。ガスプロムとナフトガスによる2009年の供給協定は、Yu.ティモシェンコ首相（当時）が来たる大統領選をにらんで、仲介業者のロスウクルエネルゴ社の利権を排除してV.ユーチェンコ大統領（当時）の資金源を断つことを主眼の一つに置いて、調印を主導したものだ。しかし、2010年2月の大統領選でティモシェンコは敗れ、ヤヌコーヴィチ新大統領には2009年協定によるガス値上がりが負の遺産として残った。上述のとおり、2010年4月に黒海艦隊駐留延長と引き換えにガス値引きを取り付けたものの、その値引きを適用しても、2012～2013年のウクライナ向け価格は欧州向け価格を上回っている状態だった（前掲の図表1-4参照）。その一方でヤヌコーヴィチ政権は産業向けおよび家庭向けのガス料金をコストに見合った水準に値上げすることを政治的な理由で避けたため、その逆鞘で国営ナフトガス社の赤字が累積していった。ヤヌコーヴィチ政権が2009年の協定を、当時のティモシェンコ首相が職権を乱用して結んだ不当なものに見なし、あたかもそれが無効であるかのような立場をとったため、ロシア側の態度を硬化させ、ロシアは契約条件の見直しに簡単には応じようとしなかった¹⁵¹。

ところが、2013年11月21日にヤヌコーヴィチ政権がEUとの協定棚上げを決めると、ロシアはウクライナへの対応を一変させる。12月17日モスクワで開かれたロシア・ウクライナ的首脳会談に際して、両国間で14本に上

¹⁴⁹ <http://www.eurasiancommission.org/ru/Lists/EECDocs/635058728985113807.pdf> Евразийская экономическая комиссия.

¹⁵⁰ 以上、「通商戦争」のクロノロジーは、基本的に以下のウェブサイトにもとづいてまとめた。

<http://www.aif.ua/politic/965575> AIF.UA, 11 сентября 2013.

¹⁵¹ 以上、天然ガス供給をめぐるウクライナ・ロシア対立の深層については、藤森 (2017), 22-23.

る各種協力文書への調印が行われた。その一環として、ガスピロムとナフトガス間の追加協定により、この時点で1,000m³当たり400ドルを超えていたロシアからウクライナへの天然ガス供給価格を、2014年1月1日から268.5ドルへと大幅に引き下げることが決まった。また、プーチン大統領は、財政難に苦しむウクライナを支援する目的で、ロシアの国民福祉基金を原資にウクライナの政府債150億ドル分を引き受ける方針を表明した。このほか、二国間の通商制限措置の解決に向けた工程表作り、輸送機アントノフ70の共同開発の継続、軍需産業での協力拡大、「黒海沿岸穀物委員会」の創設に向けた作業継続などが主な合意事項だった。なお、公式発表によれば、この首脳会談では、ウクライナのユーラシア関税同盟加入問題およびEUとの連合協定調印問題は取り上げられなかったとされている。ただし、発表文書には「双方は、ユーラシア経済統合とEUの枠内で実施されている統合プロセスの両立性に関する自らの立場を再確認した」という意味深長な文言があり、むしろロシア側の働きかけにもかかわらずウクライナがユーラシア統合参加には引き続き慎重な姿勢を崩さなかったと解釈するのが自然であろう¹⁵²。

プーチン政権のテコ入れも実らず、2014年2月の政変で、ヤヌコーヴィチ政権は崩壊する。暫定政権を経て、6月7日に発足したポロシェンコ政権は、6月27日にEUと連合協定を締結した。これを受け、ロシアの対ウクライナ経済政策は、2013年までの圧迫というレベルを超えて、より攻撃的、報復的な色彩の濃いものへと転じていった。ガスピロムは2013年12月に取り決めたガス価格の値下げを撤回した。さらに、ロシアはクリミアが自国領になったとの立場をとったため、黒海艦隊のセヴァストポリ駐留延長に関するハルキウ協定も意味を失ったとして2014年4月2日にこれを破棄、ハルキウ協定に伴う値引きも取り下げた。その結果、ウクライナへの供給価格は2014年第2四半期から1,000m³当たり485ドルへと跳ね上がった。

旧ソ連のモルドバとジョージアも、ウクライナと同日の2014年6月27日にEUと連合協定を結んだ。このうちモルドバはCIS自由貿易条約の参加国であるにもかかわらず、ロシア政府は2014年7月31日付の政府決定で、モルドバからの輸入に対し一方的に関税を導入した¹⁵³。そしてロシアは、EU・ウクライナのFTAが成立すれば、安価で競争力の強いEU産品がウクライナに溢れ、それがウクライナ産品と偽装されCIS自由貿易条約の枠組みにより無税でロシアに流入し深刻な被害が発生する恐れがあるので、連合協定発効のあかつきにはロシアはCIS自由貿易条約の例外措置としてウクライナ産品に関税を導入すると警告した。

しかし、ロシアのこの姿勢は、あまりにも一方的かつ強引なものだと指摘せざるをえない。CIS自由貿易条約第18条第1項には、「本条約は、締約国が、WTOの規則に沿って、関税同盟や、自由貿易圏および／または国境貿易圏に参加することを妨げるものではない」と明記されており、ウクライナがCIS自由貿易条約に参加しつつEUとFTAを形成することは同条約上、問題ないはずである。確かに、条約の付属文書6では、「締約国の一つが第18条第1項でうたわれた協定に参加することが、(ユーラシア) 関税同盟の産業に深刻な損害を与えるか、その脅威があるほどの数量での当該締約国からの輸入増に繋がっている場合には、関税同盟参加諸国は、本条約第8条および第9条にかかわらず、締約諸国によるしかるべき協議を行った後に、当該締約国からの該当する商品の輸入に対して、最恵国待遇の税率で、関税を導入する権利を留保する」とうたわれている。しかし、本件損害の恐れはロシア一国が提起しているものであり、関税同盟パートナーのベラルーシおよびカ

¹⁵² 以上、2013年12月17日の首脳会談の合意については、以下のウェブサイトにもとづいてまとめた。
<http://kremlin.ru/supplement/1585> Кремль, 17 декабря 2013; <http://mignews.com.ua/politics/inukraine/132001.html> MIG NEWS, 17 декабря 2013. なお、ロシア政府はウクライナ政府債購入の第1弾として2013年12月23日に30億ドルを買い上げたものの、その後ウクライナで政変が起きたため、購入は結局この1回だけで終わった。

¹⁵³ これは、ユーラシア関税同盟としての措置ではなく、ロシア一国の措置である。すべての品目が対象ではなく、ロシア政府決定で対象品目リストが制定されている。適用される税率は、ユーラシア関税同盟の共通関税率である。
<http://government.ru/media/files/41d4f6cb7402068ecc9c.pdf> Правительство РФ, 31 июля 2014.

ザフスタンは同調していなかった¹⁵⁴。当然のことながら、2007年のユーラシア関税同盟創設条約（第2条）でも、2014年のユーラシア経済連合創設条約（第25条）でも、第三国に対して共通の関税率および通商レジームを適用することをうたっており、ロシアが一国でウクライナに関税を導入することは明らかにその原則の重大な違反である。

さらに、競争力のあるEU産品がウクライナ産と偽装されてロシア市場に流入するという脅威が実際にあるのかという点に関しては、ロシアの経済学者の間でも否定的な見解が目立つ¹⁵⁵。ある試算によれば、EU産品がウクライナ産と偽装されてロシア市場に流入する可能性があるにしても、最大に見積もって年間せいぜい5億ドル程度であり、これは2013年のウクライナの対ロシア輸出の5%に相当する水準にすぎない。そして、それを防止するためにウクライナからの輸入に関税を導入するというのは理に合わず、原産地証明規則を適切に運用すれば充分であると指摘されている¹⁵⁶。ロシア科学アカデミー・ヨーロッパ研究所のA.バジヤンは直截に、ロシアはEU産の安く高品質な商品がウクライナ経由で流入することを本気で恐れているのではなく、ウクライナとEUの関係構築がNATOとの関係拡大にまで発展することこそが核心的な懸念なのだと論じている¹⁵⁷。

2014年6月27日にEUとウクライナが連合協定に調印して以降も、ロシア政府は自国経済に悪影響が及ぶと主張し、EUおよびウクライナに協定の見直しを要求、議論は紛糾した。それでも、8月27日にEU・ウクライナ・ユーラシア関税同盟の首脳会談が開かれ、東ウクライナ・ドンバス地方で続いていた紛争の和平実現で前進したことなどから、連合協定の問題についても妥協に向け動き出した。9月12日に開催された3者間の閣僚級会合で、EU・ウクライナの連合協定のうちFTAにかかわる条項の適用を延期することが決まった。FTAは2016年1月1日からの施行となり、その間、EUは2014年4月から片務的に適用してきたウクライナ向けの優遇関税を2015年末まで延長し、ウクライナが引き続きその恩恵に被れるようにする。これにより、ウクライナがEU向けに市場を開放するのが1年あまり先に延びるので、ウクライナ企業がEU企業との競争に備える時間的余裕が生じる。また、その間はウクライナ市場にEU商品が溢れるということもなくなり、その流入でロシアが打撃を受けるといった懸念も解消されるので、ウクライナが引き続きCIS自由貿易条約に参加しても問題ないことになる。実際、EU・ウクライナ・ロシアの閣僚による共同声明には、ロシアとウクライナは引き続きCIS自由貿易条約の条件を適用すると明記されている¹⁵⁸。

ところが、9月19日にロシアのD.メドヴェージェフ首相が、ウクライナ産品に関税を導入する政府決定に署名したことを突如発表した。モルドバに対する措置と同じように、対象品目をリストアップした上で、その品目に対しロシア単独で関税を課すという内容である（税率はユーラシア関税同盟の共通関税率）。ただし、政府決定によれば、この関税を即座に適用するというのではなく、EU・ウクライナの連合協定実施状況をモニターし、ウクライナがロシアの利益を損なう形で連合協定を履行した場合に関税を施行するとしていた¹⁵⁹。対するウクライナ側も10月3日付で、ロシア産品に関税を適用する品目の一覧表の草案を発表した。ロシアが9月19日付のロシア政府決定を実行に移した場合に、それへの対抗措置として、今回リストを発表したロシア産品

¹⁵⁴ Дынкин и Кобринская (ред.) (2014), 12-13. A.クノベリも、ロシアが単独でウクライナに関税を適用したり、欧米に経済制裁を導入したりすることは、それらの相手国との対立を望んでいない他のユーラシア諸国を当惑させるだけでなく、共通の対外経済政策というユーラシア経済連合の基本原則に反するものであると批判している。Кнобель (2015), 97-102.

¹⁵⁵ Дынкин и Кобринская (ред.) (2014), 19-20; Борко (2015), 23-26; Мироненко (2015), 67-68.

¹⁵⁶ Дынкин и Кобринская (ред.) (2014), 19-20.

¹⁵⁷ Бажан (2015), 18.

¹⁵⁸ http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-14-276_en.htm?locale=en European Commission, 12 September 2014.

¹⁵⁹ <http://government.ru/media/files/1dG08nzgoEE.pdf> Правительство РФ, 19 сентября 2014.

への関税を適用するとしている¹⁶⁰。さらに、ロシアは2014年8月から欧米産の主要食品のロシアへの輸入を禁止する措置をとっていたが、2015年8月13日付のロシア政府決定によりウクライナもその対象国に加えられた。ただし、上記の2014年9月19日付ロシア政府決定にもとづいてウクライナ産品に対する関税が導入される時点をもって、主要食品についての禁輸を発動するというものだった（ただし遅くとも2016年1月1日から適用するとされていた）¹⁶¹。

その後もEU・ウクライナ・ロシア間の交渉が続けられたものの、解決には至らなかった。ロシアのプーチン大統領は2015年12月16日付の大統領令で、「ロシア連邦の利益と経済安全保障に抵触し、緊急措置採択を要する例外的な状況に関連して」、ウクライナをCIS自由貿易条約の適用から除外するとの決定を下した¹⁶²。それを受け、ウクライナをCIS自由貿易条約の適用除外とする法律を連邦議会が採択し、2015年12月30日に大統領署名により成立した¹⁶³。上述のとおり、2016年1月1日よりウクライナとEUのFTAが全面発効することになっていったわけだが、同日をもってロシアはウクライナからの輸入に関税を導入するとともに（税率はユーラシア経済連合の共通関税率）、主要食品の輸入は禁止されることが正式に決まったことになる。その際に、2014年9月19日付のロシア政府決定では、関税対象となるのはあくまでも一覧表に示された一部の品目だけだった。それに対し、2015年末に成立したロシア連邦法は、ウクライナをCIS自由貿易条約の適用から完全に除外するものなので、すべてのウクライナからの輸入品に対してユーラシア経済連合の共通関税率表が適用されることになったという点が重大である。さらに、ロシアは2016年1月1日から、カザフスタンに輸出されるウクライナ貨物が自国領を通過することを禁止する挙に出た¹⁶⁴。

ウクライナの側も、報復措置をとった。2015年12月24日に成立したウクライナ法により、侵略・占領国家と位置付けられる国に対しては、関税上の優遇措置を取り下げるなどの措置を講じることが定められた¹⁶⁵。この法律にもとづき、ウクライナ政府は2015年12月30日付の政府決定により、侵略国たるロシアがCIS自由貿易条約を甚だしく侵害していることに鑑み、2016年1月2日からロシア産品に関税を導入することを取り決めた¹⁶⁶。また、2015年12月30日付の政府決定で、ウクライナは広範なロシア産農産物・食品に対する輸入禁止措置を導入した¹⁶⁷。

さらに、ウクライナとロシアの間では、一連の製品をめぐってアンチダンピング（AD）関税の応酬が続いている。ロシア主導のユーラシア経済連合では、2017年8月現在、ウクライナ製の圧延機用ロール、ステンレス管、条鋼、ある種の鋼管、フェロシリコマンガンをAD関税を適用している¹⁶⁸。それに対しウクライナ側は、ロシア産の窒素肥料、スレート板、ファイバーボード、フロートガラス、メタノール、苛性ソーダ、鉄道の分岐器、医療用ガラス瓶、チョコレートなどにAD関税を適用しているか、またはその調査を行っている¹⁶⁹。

¹⁶⁰ <http://www.me.gov.ua/Documents/Detail?lang=uk-UA&id=d2e1067b-529a-465a-b315-c825aab7f8e7&title=PovidomlenniaProOpriiudnenniaProektuPerelikuTovariv-YakiMozhutButiVilucheniZRezhimuVilnoiTorgivliPriImportiZRosiiskoiFederatsiiDoUkraini> Міністерство економічного розвитку і торгівлі України, 3 жовтня 2014.

¹⁶¹ <http://government.ru/media/files/OIOYYCB4dOYF4qvhVmkM4UJoNRzqutac.pdf> Правительство РФ, 13 августа 2015.

¹⁶² <http://kremlin.ru/acts/bank/40310> Кремль, 16 декабря 2015.

¹⁶³ <http://kremlin.ru/acts/news/51091> Кремль, 30 декабря 2015.

¹⁶⁴ ウクライナ側も報復し、両国間の「トラック戦争」と呼ばれた。詳しくは、服部（2016d; 2017a）参照。

¹⁶⁵ http://search.ligazakon.ua/l_doc2.nsf/link1/T150905.html ЛІГА Закон.

¹⁶⁶ <http://www.kmu.gov.ua/control/uk/cardnpd?docid=248748957> Урядовий портал.

¹⁶⁷ http://search.ligazakon.ua/l_doc2.nsf/link1/KP151147.html ЛІГА Закон.

¹⁶⁸ Исполком СНГ (2016) 8-9; http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/podm/mery/Pages/measures_list_applied.aspx Евразийская экономическая комиссия.

¹⁶⁹ Исполком СНГ (2016) 10.

第3節 ウクライナ・EU関係

連合協定に至るまで ウクライナとEUの関係に関しては、無数の文献があり、様々な角度から論じられてきたが¹⁷⁰、ここでは両者の関係の全体的な枠組みと、通商レジームの問題に絞り、まずは連合協定に至るまでの前史を概観する。

ソ連解体後のウクライナとEUの関係枠組みは、第2章第4節で見たロシア・EU関係と概ね共通したものであった。ただし、ウクライナの場合、ロシアとは異なり、独立後のかなり早い時期から、欧州統合への参入という理念が表明される場面があったことは、注目すべきだろう。たとえば、1993年7月2日にウクライナ最高会議が採択した決議「ウクライナの対外政策の主要な方向性について」では、「ウクライナの将来的な目標は、それが国益に反さない限りにおいて、ウクライナが欧州諸共同体、またその他の西欧および汎欧州の機構に加盟することである」とうたわれていた¹⁷¹。

1994年6月16日には、ウクライナ・EU間でパートナーシップ・協力協定が締結され、これが両者間の基礎協定となった。ただし、ウクライナ側が同年中に批准を済ませたのに対し、EU側の批准にはかなりの期間を要し、協定の発効はロシア・EU協定のそれよりもさらにずれ込み、1998年3月1日となった。

EUは、他の旧ソ連諸国に対するのと同様、1993年からウクライナを一般特惠関税（GSP）の対象に加えた¹⁷²。後に、ウクライナ・EUの連合協定に伴い「深化した包括的な自由貿易圏（DCFTA）」が成立し、ウクライナにとっての関税上のメリットが強調されたが、DCFTAの成立を待つまでもなく、以前からEUの関税率は少なからぬウクライナ産品に対して優遇的であったことは理解しておくべきだろう。GSPの優遇関税は自動的に適用されるわけではなく、ウクライナの生産者が「Eur.1A」という原産地証明を地元の商工会議所で取得してEU側に提示する必要がある¹⁷³。EUのGSP制度自体に変遷があるものの、2013年のウクライナの対EU輸出に関しては、GSPが利用可能だった輸出29億7,245万ドルのうち、ウクライナが実際にGSPの枠組みで輸出したのは21億5,929万ドルであり、利用率は72.6%だった。この利用率は、対象国の中でも高い部類だった¹⁷⁴。

一方、ウクライナにとっての最重要輸出品である鉄鋼に関しては、ロシア・EU間と同じく、ウクライナ・EU間の個別協定で調整が図られることになった。すなわち、1994年6月8日に石炭・鉄鋼に関するウクライナ・EU間のコンタクト・グループが設置され、1997年9月5日には最初の鉄鋼協定が調印されて、ウクライナからEUに輸出される鉄鋼の数量割当が設定された。以降、数次にわたって協定は更新され、最後の協定が調印されたのが2007年6月18日のことであった（その鋼材輸出の年間割当量は132万t）。ただし、その後、2008年5月16日にウクライナがWTOに加盟したことをもって、鉄鋼協定は廃止され、EU向け鉄鋼輸出の数量割当も撤廃された（鉄鋼輸出に関しては第8章参照）。

2000年代に入ると、ウクライナ・EU関係を取り巻く環境は大きく変容し、ウクライナの政策エリートの間でEU加盟の目標がより明確に語られるようになる。EUでは、2003年に「欧州近隣諸国政策」が浮上し、2004年に正式発表された。2004年のウクライナのオレンジ革命を経て、EUとウクライナの行動計画も2005年2月に結

¹⁷⁰ 概説的な文献として優れているものに、藤森（2013）がある。

¹⁷¹ Верховна Рада України（1993）。なお、「欧州諸共同体」とは、欧州経済共同体（EEC）、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧州原子力共同体（Euratom）の総称である。

¹⁷² 百濟（2003）、76-84。

¹⁷³ <http://ukraine-eu.mfa.gov.ua/en/Ukraine+-+EU+export-import+helpdesk+/trade+arrangements/GSP>

¹⁷⁴ European Commission（2016）、16。なお、後述のとおり、ウクライナ・EUのDCFTAは2016年1月1日に全面発効することになるが、ウクライナ向けのGSPはDCFTA発効から2年後、つまり2017年末をもって停止されることが決まっている。WTO（2016）、31。

ばれた¹⁷⁵。しかし、欧州近隣諸国政策は、思うような成果を挙げられず、旧ソ連の西NIS諸国およびコーカサス諸国に特化した新たな政策枠組み「東方パートナーシップ」が2008年頃に浮上し、2009年5月に正式に発足した。EUは、EU加盟を希望している近隣諸国に対し、その前段階として、「安定化・連合プロセス」を適用する方針を打ち出した。「連合協定」を結ぶことによって、当該国における政治・経済・貿易・人権改革を図り、その見返りに加盟希望国はEU市場との関税の減免や財政的・技術的支援を受けられるという制度である。EUは2008年7月22日、ウクライナとの間で安定化・連合型の協定を結ぶ方針を表明し、翌月交渉を開始した。

ウクライナ・EU間の連合協定の経済条項の交渉に当たっては、農産物・食品の割当、衛生植物検疫、知的所有権保護、原産地名称などの問題が争点となった。他方で2008年のウクライナのWTO加盟により、EU市場はすでにある程度ウクライナに開放されていたため、FTAによってウクライナが追加的に得られる利益はさほど大きくなく、かえってウクライナ経済がEU企業による競争圧力に圧迫されるという問題もあった。また、ウクライナはEUのGSPの対象国であったものの、鉄鋼や農産物などのEUにとってセンシティブな商品の関税障壁は高い傾向があった。そうしたことから、ウクライナ国内では、鉄鋼業界ではEUとのFTAへの支持が大きかったものの、自動車産業、軽工業、化学工業からは反対意見も聞かれた¹⁷⁶。

2010年2月にウクライナでV.ヤヌコーヴィチ政権が誕生し、前政権で首相だったYu.ティモシェンコが職権乱用のかどで逮捕され、2011年10月11日に禁固刑の判決が下るに及んで、これが連合協定への障害として立ち塞がるようになる。協定のテキスト自体は2012年の時点で合意に至り、同年3月30日に仮調印がなされたものの、ヤヌコーヴィチ政権下の民主化や人権面での状況が問題視され、正式調印への歩みは困難なものとなった。また、前節で見たとおり、ロシアが自国主導のユーラシア統合にウクライナを巻き込もうと働きかけたため、ウクライナは東西2つの地政学的プロジェクトの板挟みとなった。

なお、EUはこの時期、ウクライナがEUと連合協定を締結しても、それによってウクライナがロシア/ユーラシア関税同盟をはじめとする第三者とのFTA形成を妨げられるものではなく、EUとしてはウクライナがロシア/ユーラシア関税同盟とのパートナー関係を継続することを望むと説明していた¹⁷⁷。ロシア側も、当初表向きは二者択一的な論理は極力排し、CIS諸国はユーラシア経済連合に結集することによってこそEUとの交渉力が強まり、それによってリスボンからウラジオストクまでの自由貿易圏をより大きな主導権をもって形成できるといったロジックを強調していた¹⁷⁸。しかし、実際には、EUとの連合協定は対象国によるEUスタンダードの導入を前提としたものであること、ユーラシア統合に参加すればロシアに合わせた高目の関税率導入が求められることなどから、法的・制度的に連合協定締結とユーラシア統合参加は両立不可能であり、西CIS諸国およびコーカサス諸国には二者択一が突き付けられていた¹⁷⁹。そして、2013年から2014年にかけてウクライナをめぐる国際的な緊張が高まっていく中で、まさにその二者択一が焦点となっていったのである。

2013年11月28～29日にEUの東方パートナーシップ・サミットが開催されることになり、これがウクライナにとって連合協定調印のメルクマールとなった。しかし、ティモシェンコを解放するために必要とされた法改正を、議会は可決できなかった。また、前節で見たように、自国主導のユーラシア関税同盟の拡大を図るロシアが、2013年に入ると巻き返しを強め、ウクライナを経済的に圧迫した。結局、ヤヌコーヴィチ政権は2013年11月21日、EUとの連合協定締結を当面棚上げすることを表明した。

¹⁷⁵ http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/994_693/print1500613001168728 Законодавство України.

¹⁷⁶ Стрелков (2011), 32.

¹⁷⁷ European Commission (2014), 7.

¹⁷⁸ EESC (2012), 11-12.

¹⁷⁹ EESC (2012), 26-30.

ウクライナ・EU連合協定の成立 連合協定棚上げに端を発したウクライナの反政府デモ、治安維持部隊とデモ隊の衝突は、2014年2月22日のヤヌコーヴィチ政権の崩壊にまで発展した。それを受け、O.トゥルチノフ大統領代行、A.ヤツェニウク首相による暫定政権が成立した。上述のとおり、ヤヌコーヴィチ政権にしてもEUとの連合協定締結を望んでおり、実はデモ隊を突き動かしていたのもEU統合への希求というよりは、腐敗したヤヌコーヴィチ体制に対する拒絶感だった。それでも、国際的に評判が芳しくなかったヤヌコーヴィチ政権が倒れ、欧州統合をより前面に掲げる暫定政権が成立したことで、EUはウクライナ支援の姿勢を明確にした。

3月21日、ウクライナとEUは、政治条項に限定した形で連合協定に調印した。他方、EUは協定の経済条項に含まれるDCFTAを先取りする形で、4月16日付の欧州議会・理事会規則（4月23日発効）により、ウクライナ産品に対する関税を片務的に減免する措置を打ち出した¹⁸⁰。その後、5月25日投票の選挙でP.ポロシェンコが当選し、6月7日に第5代ウクライナ大統領に就任する。これを受け、6月27日のブリュッセルにおけるEUサミットの席で、連合協定（残されていた経済条項）への最終的な調印が行われた。EUとウクライナは9月16日、ストラスブールの欧州議会とウクライナ最高会議を中継で結んで、同時に連合協定の批准投票を行い、それぞれ可決された。ただし、協定が発効するためには、さらにEUの全構成国による個別の批准も必要となり、それが難航することになる。

EU・ウクライナ連合協定¹⁸¹の第1条には、協定の経済面での目的が、以下のようにうたわれている。

本協定の第4編「通商および関連問題」に明記された深化した包括的な自由貿易圏を創設することによるものも含め、ウクライナが漸進的にEU共同市場に統合されることに向け、経済・通商関係を強化するための条件を整備する。また、とりわけウクライナの法制をEUのそれに段階的に接近させていくことを通じ、機能的な市場経済への移行を完了することに向けたウクライナの努力を支援する。

連合協定の一つの柱は、第4編で打ち出されているDCFTAの創出である。連合協定の付属文書に示された相互の関税減免を筆者が集計したのが、図表3-11である。「関税撤廃」の欄に見るように、即座に関税が撤廃される品目と、移行期間を設けて段階的に関税が撤廃される品目とがある。EU側の一覧表は、トータルで9,699品目から成り、そのうち96.0%に相当する9,307品目の関税が撤廃され、その大多数（8,675品目）は即時の撤廃となる。EU側の移行期間は、最大で7年である。残りは、概ね関税割当（一定の量までは無関税で輸入でき、それを超えると関税が課せられる仕組み）が適用される品目であり、その対象になるのは主に農産物・食品である（第5章で詳細に論じる）。一方、ウクライナ側の関税撤廃割合は97.1%と、EU側の96.0%よりも微妙に高いが、図表に見るように、EU側よりも全般的に長めの移行期間が設けられており、最長で10年に及ぶ（10年の移行期間の対象は、第9章で取り上げる自動車産業）。さらに、ウクライナ側では関税の撤廃ではなく、関税率の削減に留まる品目も239確認できる。

ここで注意すべきは、EUが全品目の96.0%の関税を撤廃すると言っても、それにはEUの基礎関税率がそもそも0%である品目も含まれていることである。図表に示したとおり、それは2,408品目と、全体の24.8%に及ぶ。また、前述のとおり、EUはウクライナに一般特惠関税（GSP）を適用してきたので、正確な品目数の把握は困難であるものの、ウクライナが少なくとも制度上は無関税または低関税でEUに輸出できた品目はさらに多かったことになる。これらは、DCFTAのウクライナへの恩恵を推し量る際に、割り引いて考えるべき要因で

¹⁸⁰ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0374&from=EN> EUR-Lex, 22 April 2014.

¹⁸¹ そのテキストは、https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/association_agreement_ukraine_2014_en.pdf European External Action Service, 29 May 2014.

あろう。

他方でDCFTAは、途上国向けの一時的な優遇措置であるGSPよりも、より本質的な効果をウクライナ経済に及ぼす可能性もある。たとえば、DCFTAでは相互に関税を撤廃するので、EU圏から部材をウクライナに無関税で持ち込んで、ウクライナの安価な労働力を活用してそれを加工し、完成した製品を再び無関税でEUに供給するようなビジネスモデルが可能になるだろう。それによって、ウクライナがEU経済圏のサプライチェーンに参入していくことが期待できるはずだ。本稿の第9章で見るように、自動車用の電装品の分野で、すでにその萌芽と思われる動きが見られる。また、駐EUウクライナ通商代表のN.ミコリシカが説明しているところによると、今後ウクライナ産品はEUの通商体制上、EU産品と同等に扱われる。たとえば、EUとチュニジアの間にはFTAが成立しているが、EUからチュニジアに無関税で機械を輸出するためにはEU域内の現地調達率が50%以上でなければならないところ、DCFTAの効力により、ウクライナ産の鉄が材料に使われていても、それをEU域内調達比率に算入することができる。つまり、ウクライナはEUとの関係を深めることによって、それに付随する新規市場も獲得できるのだと、ミコリシカ代表は強調している¹⁸²。加えて指摘すれば、連合協定およびDCFTAには、鉄鋼をはじめとするウクライナの商品がEUのAD関税の適用を受けにくくなるという効果があると考えられ、これについては第8章で論じる。

図表3-11 ウクライナ・EUの連合協定による相互の関税減免

| EUのウクライナに対する関税減免 | | | ウクライナのEUに対する関税減免 | | |
|------------------|-------|--------|------------------|--------|--------|
| 区 分 | 品目数 | 構成比 | 区 分 | 品目数 | 構成比 |
| 全品目数 | 9,699 | 100.0% | 全品目数 | 10,692 | 100.0% |
| 関税撤廃 | 9,307 | 96.0% | 関税撤廃 | 10,377 | 97.1% |
| 即座に撤廃 | 8,675 | 89.4% | 即座に撤廃 | 7,664 | 71.7% |
| (うち、基礎税率が最初から無税) | 2,408 | 24.8% | (うち、基礎税率が最初から無税) | 3,774 | 35.3% |
| 1年をかけて撤廃 | 0 | 0.0% | 1年をかけて撤廃 | 20 | 0.2% |
| 2年をかけて撤廃 | 0 | 0.0% | 2年をかけて撤廃 | 4 | 0.0% |
| 3年をかけて撤廃 | 317 | 3.3% | 3年をかけて撤廃 | 1,752 | 16.4% |
| 5年をかけて撤廃 | 149 | 1.5% | 5年をかけて撤廃 | 576 | 5.4% |
| 7年をかけて撤廃 | 166 | 1.7% | 7年をかけて撤廃 | 341 | 3.2% |
| 10年をかけて撤廃 | 0 | 0.0% | 10年をかけて撤廃 | 20 | 0.2% |
| | | | 関税削減 | 239 | 2.2% |
| | | | 5年をかけて60%削減 | 2 | 0.0% |
| | | | 5年をかけて50%削減 | 58 | 0.5% |
| | | | 7年をかけて50%削減 | 25 | 0.2% |
| | | | 10年をかけて50%削減 | 3 | 0.0% |
| | | | 5年をかけて30%削減 | 9 | 0.1% |
| | | | 5年をかけて20%削減 | 117 | 1.1% |
| | | | 10年をかけて20%削減 | 25 | 0.2% |
| 関税割当 | 361 | 3.7% | 関税割当 | 73 | 0.7% |
| その他 | 31 | 0.3% | その他 | 3 | 0.0% |

(出所)ウクライナ・EU連合協定の付属文書の一覧表を集計し筆者作成。

¹⁸² http://www.ukrrudprom.ua/news/Blagodarya_Soglasheniyu_ob_assotsiatsii_s_ES_ukrainskaya_stal_na.html УкрПудПром, 22 июня 2015.

いずれにしても、EU側が大部分の品目の関税を撤廃すると言っても、EUはセンシティブな特定の品目を対象に高目の関税率や、さらには非関税障壁を課す傾向がある。他方、本章第1節でも述べたように、ウクライナの輸出は特定の商品に偏重する傾向がある。こうしたことから、「全品目のうち、どれだけの割合の品目の関税が撤廃されるのか」ということには、実はあまり本質的な意味がない。むしろ、焦点となる具体的な品目にスポットをあて、当該の品目で対EU輸出がどうなっているか、そしてDCFTAによりどのような影響が及ぶのかを個別に検証することの方が有益であると考えられる。本稿の第2部は、まさにそうした作業を試みるものである。

DCFTAと並ぶ連合協定の経済面でのもう一つの柱が、ウクライナをEUのモデルに沿って構造改革するとともに、技術規制などのEUスタンダードを導入することであろう。協定の第5編「経済およびセクター別の協力」の付属文書では、ウクライナが2～7年間をかけて、300以上のEU規則およびEU指令を受け入れて法改正を行うことをうたっている。EUの側はその実現を金融支援などで支える。

連合協定成立後の紆余曲折 ウクライナのポロシェンコ大統領は2015年1月12日に「安定的な発展の戦略：ウクライナ2020」を採択し、国の中長期的な発展の方向性を示した。この文書では、EUとの一体化を軸にウクライナの変革を図っていくという方向性が、改めて明確に打ち出されている。EUとの直接的な関係に関しては、以下のように記されている¹⁸³。

ウクライナは、ウクライナと欧州連合、欧州原子力共同体およびその加盟諸国との間の連合協定を批准し、それにより自らを改革するためのツールと指針を得た。連合協定の要求を履行することは、将来的にEUの正式加盟国となる可能性を、ウクライナに与える。そうした要求とは、EU加盟諸国がその指標に対応しなければならぬところのコペンハーゲン基準への準拠である。

注目すべきことに、ポロシェンコ大統領は、ウクライナの欧州選択とは、すなわち「文明の選択」であるとする発言を繰り返している¹⁸⁴。確かにこの問題は、「日本は環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に参加すべきか？」といった、地域的な経済連携への参加の是非論などとは、次元が異なる。自らの地政学的な帰属、国のありようそのものにつき、旗幟を鮮明にすることに他ならないだろう。

しかし、現実には、ユーロマイダン革命後、ウクライナで不安定な国情が続き、改革の進展も遅かったことから、EU側にはウクライナへの失望が広がっていった。シリア難民問題や英国のEU離脱といった困難が多発する中で、ウクライナ問題の優先順位は低下していった。難問となったのは、オランダによる連合協定の批准である。オランダ議会も2015年4月に下院が、7月に上院が批准法を可決したものの、それを不服とする勢力による請願を受け、批准の是非を問う国民投票が実施されることになった。2016年4月6日に投票が行われたオランダ国民投票では、32.3%の有権者が投票に参加し（成立に必要なのは30%）、批准に反対が61.0%、賛成が38.2%という結果となった。この投票結果は勧告的な意義を有するもので、法的拘束力はなかったが、連合協定の正式発効に暗雲が垂れ込めた。オランダ国民の多数派は、ウクライナでいまだに腐敗が蔓延していること、連合協定によってウクライナがEU加盟候補国になりかねないことを懸念し、反対票を投じたという評価が一般的である。

¹⁸³ Президент України (2015).

¹⁸⁴ 一例として、<http://www.president.gov.ua/news/komentar-prezidenta-shodo-rishennya-senatu-niderlandiv-pro-r-41650>
Адміністрація Президента України, 30 травня 2017.

オランダ国民投票の結果、連合協定をめぐる状況が袋小路に陥り、EU側は対ウクライナ関係をトーンダウンさせることでその收拾を図った。すなわち、2016年12月15日に開催されたEU首脳会議で、連合協定に制限事項を明記することで合意したものである。その合意点は、同日付の欧州理事会決定の付属文書として発表された。「欧州連合、欧州原子力共同体およびその加盟諸国とウクライナとの間の連合協定に関する、欧州連合加盟28カ国元首または政府長と、欧州理事会会合の決定」と題する文書に示された合意は、以下のとおり。

欧州連合、欧州原子力共同体およびその加盟諸国とウクライナとの間の連合協定にその政府が署名した欧州連合加盟28カ国元首または政府長は、

EU・ウクライナ連合協定批准法案に関する2016年4月6日のオランダ国民投票の結果と、オランダ王国首相によって国民投票に先立ち表明された懸念に留意し、

EU・ウクライナ連合協定およびEUの諸条約を完全に遵守し、そしてウクライナとの関係を深めたいとのEUの目標に沿いつつ、これらの懸念に対応することを望み、

2016年12月15日付の欧州理事会の結論を重んじ、

共通理解として以下のことを決定した。それは、オランダ王国が連合協定を批准し、欧州連合が批准作業を完了したことをもって発効する。

A. 共通の価値にもとづいて連合協定の当事者間の緊密で持続的な関係を構築することを目標としつつ、連合協定はウクライナにEU加盟候補国としての資格を与えるものではなく、将来においてウクライナにそのような資格を与えるコミットメントを成すものでもない。

B. 連合協定は、安全保障、とりわけ紛争回避、危機管理、大量破壊兵器の不拡散といった分野でのウクライナとの協力関係を再確認するものである。それは、EUおよびその加盟諸国に、ウクライナに集団安全保障またはその他の軍事援助・支援を提供することを義務付けるものではない。

C. 連合協定は、市民の移動性を高めるという目標を掲げてはいるものの、ウクライナ市民とEU市民の相互に、互いの領土内で自由に居住・労働する権利を付与するものではない。連合協定は、被雇用か自己雇用であるかにかかわらず、EU加盟諸国の領土で求職するウクライナ国民への許可割当を決定するEU加盟諸国の権利に影響を及ぼすものではない。

D. 連合協定は、ウクライナにおける改革プロセスを支援するEUのコミットメントを再確認するものである。連合協定は、EU加盟諸国のウクライナに対する追加的な金融支援を求めるものではなく、二国間の金融支援の性格と規模を決定するEU加盟各国の独占的な権利を変更するものでもない。

E. 腐敗との闘争は、連合協定の両当事者間の関係を高める上で、中心的である。連合協定の下で両当事者は、民間および公的の両セクターにおいて、腐敗と闘争しそれを防止する上で協力することになる。法の支配に関連した両当事者間の協力は、とりわけ、司法の強化、その効率の改善、その独立と公平性の確保、腐敗との闘争に向けられる。

F. 民主的諸原則、人権および基本的な自由の尊重、上記E項で言及されたものをはじめとする法の支配の尊重は、連合協定の本質的な要素である。両当事者はそれらの義務の完全な履行を要請され、その履行と執行はモニターされることになる。義務が不履行となった場合には、各当事者は連合協定第478条に則って適切な措置をとりうる。適切な措置の選択に当たっては、連合協定の機能を乱すことが最も少ないものが優先される。これらの措置は、やむをえない場合には、連合協定の条項で規定された権利・義務の停止を含みうる。

この決定を受け、オランダ国内の批准手続きは2017年6月1日に完了した。なお、連合協定の正式な発効日は、2017年9月1日となる¹⁸⁵。しかし、将来的なEU加入を公式政策として掲げるウクライナにとって、2016年12月のEUの決定で実質的にその門戸が閉ざされたことは、大きすぎる代償となった。

その後のウクライナ・EU関係では、2017年5月17日に両者間でビザ免除協定が結ばれたことが特筆される。協定の発効した6月11日から、ウクライナ国民はEUのシェンゲン協定諸国に、180日のうち90日間、商用、観光、親族訪問の目的で滞在できることとなった。ただし、ウクライナ国民がビザなしでEU圏で就業することはできない（正規ではなく非合法的な形でEUで就労するウクライナ国民が増える可能性はあるだろう）。

第4節 ウクライナの小括

EUは東方拡大後に、欧州近隣諸国政策から東方パートナーシップに転じ、連合協定およびDCFTAを通じて、新たに国境を接することになった旧ソ連の新興独立諸国との関係を強化しようとした。時をほぼ同じくして、プーチン体制の下で国力を回復しつつあったロシアも、自らが主導するユーラシア統合への参画を得るべく、ウクライナへの働きかけを強めた。ウクライナの歴代政権は、基本的には欧州統合への参入の方向性を選好し、それは「親ロシア」というレッテルを貼られがちなヤヌコーヴィチ政権にしても同じであった。ヤヌコーヴィチ政権は、ユーラシア関税同盟にはオブザーバーという立場での参加に留めようとしたが、ロシアからの経済的圧迫に耐えかね2013年11月にEUとの連合協定を棚上げし、ロシアとの協力で当座の経済難をしのぐ道を選んだ。しかし、それが発端となり反政府デモが激化して、2014年2月にヤヌコーヴィチ政権は崩壊した。ポロシェンコ新政権の下で、ウクライナはEUとの連合協定に正式に調印した。ただし、オランダによる連合協定の批准が難航したことから、EU側は2016年12月に妥協策として、連合協定が発効してもウクライナがEU加盟候補国になるわけではない旨を申し合わせ、EU加入を国是として掲げるウクライナには痛手となった。

ウクライナの東西選択が焦点となっていた2010年代初頭の時点で、ウクライナの対EU貿易と対ロシア貿易の規模はほぼ拮抗しており、どちらも死活的な貿易パートナーであった。鉄道車両やエンジンなどを筆頭に、ロシア市場への輸出に深く依存している産業・商品が存在し、地域的にもウクライナ東部ではロシアとの貿易比率が特に高かった。もちろん、ウクライナがユーラシア統合ではなくEUとの連合協定を選択したとしても、本来はロシアへの輸出自体は可能であり、しかもCIS自由貿易条約があるので、制度上はウクライナは引き続き無関税でロシアに商品を輸出できるはずだった。しかし、ロシアは実質的な報復措置として2016年からウクライナ商品に関税を課しており、その他にもウクライナ産食品の禁輸や鉄鋼等に対するAD関税を適用している。ウクライナ側もそれに応戦し、もはや両国の相互の通商措置は経済政策の枠を逸脱して、二国間対立における武器へと変質している。もっとも、二国間のこうした全面对立を経てもなお、2016年現在、国単位で見れば、ウクライナにとって最大の貿易相手国は依然としてロシアであり、それだけ両国の元々の経済関係が密接だったことを逆説的にも物語っている。

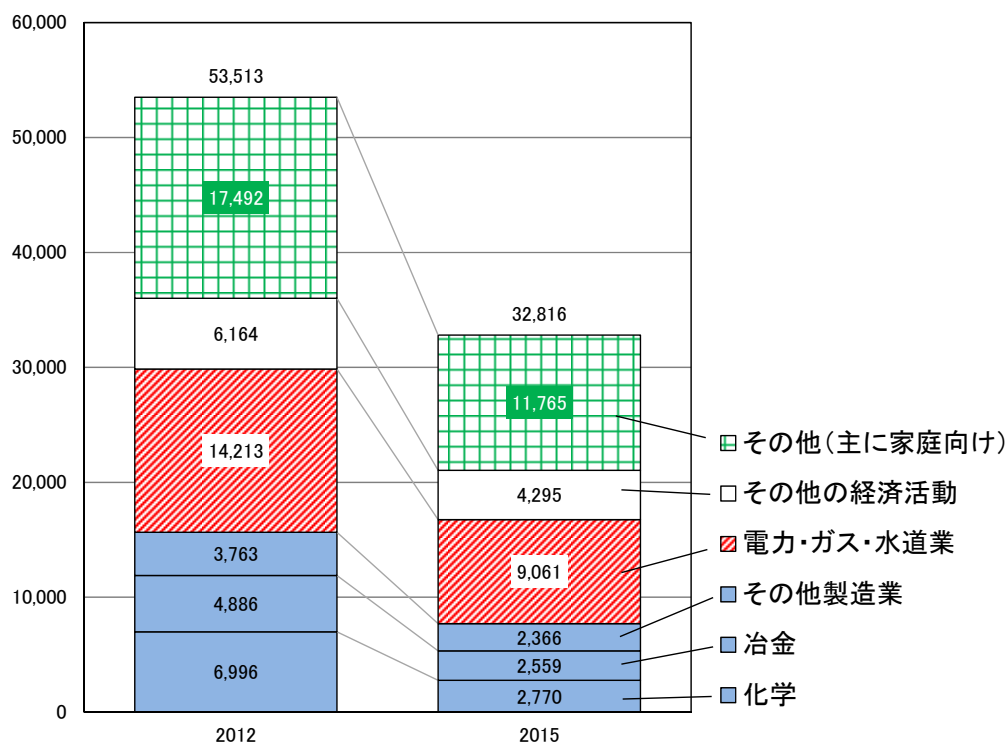
ウクライナの東西選択が及ぼす影響に関しては、短期的には東（ロシア）との提携が、長期的には西（EU）との提携が利益になるという図式で語られることが多い。ウクライナ・EUの連合協定に付随するDCFTAにより、EU側は96.0%の品目につきウクライナ産品に対する関税を撤廃することになった。しかし、それにはそもそもEUの一般関税率が無税である品目も含まれており、ウクライナが以前からEUのGSP対象国であったこと

¹⁸⁵ https://eeas.europa.eu/delegations/ukraine/30478/eu-ukraine-association-agreement-enters-force-1-september-2017_en
Delegation of the European Union to Ukraine, 28 July 2017.

も考慮すると、DCFTAの関税面での効果を過大視することはできない。EUにとってセンシティブな農産物・食品では、小さからぬ障壁が残る。当然のことながら、ウクライナの側もEU商品に市場を開放する必要があり、直近の貿易統計によれば（図表3-1、3-2）、ウクライナの対EU輸出よりも輸入の方がDCFTAに敏感に反応していると思しき兆候も見られる。そのことは、高品質なEU商品をより安価に購入できるようになるウクライナの消費者・需要家にとっては歓迎すべきことであるものの、EU商品との競争にさらされて淘汰されるウクライナの生産者も出てくるに違いない。そして、EUとの連合協定を選択した政治的な帰結として、ウクライナはロシア市場から排除されつつある。ウクライナがEUとの連合協定を選択したことによるトータルでの損益は、これらのことすべてを勘案した上で評価すべきであろう。

その際に、ウクライナにとってのトータルな損益を弾き出す上で、考慮に入れなければいけない重要な点がある。政変後、ウクライナはロシアからの天然ガス輸入を大幅に削減し、ついに2016年には対ロシア・ガス輸入ゼロを達成した。欧州からのリバース輸入の拡大に負うところも大きかったが、消費削減、とりわけ産業需要家による消費の削減がそれを可能にしている¹⁸⁶。実際、図表3-12で2012年と2015年の天然ガス消費構造を比較すると、製造業、とりわけ化学と冶金部門の消費減が顕著である。第7章と第8章で論じるとおり、窒素肥料と鉄鋼の生産が大幅に減少していることが、その背景にある。一部の産業部門が斜陽化したとしても、国際収支が天然ガス輸入で圧迫される度合いが低下し、悲願の「エネルギー安全保障」に一步近付いたのだとしたら、現下ウクライナの価値観からすればそれはポジティブなことと見なされる。

図表3-12 ウクライナの経済部門別の天然ガス消費量(100万m³)



(出所)ウクライナ統計局の資料をもとに筆者作成。

¹⁸⁶ 藤森 (2017b), 40-42.

第4章 ベラルーシ

第1節 国による指導下での投資主導経済

1994年7月にA.ルカシェンコが大統領に就任すると、ベラルーシでは1990年代後半に、政治面での民主化の後退、経済面での市場化の後退、ロシアへの接近、欧米との対立が、同時並行的に進行した。2000年代に入ると、それ以上の劇的な動きは見られなくなり、ルカシェンコ政権自体もある程度穏健化していった。それでも、1990年代後半に形作られたベラルーシの政治経済体制と対外政策路線は、長期化するルカシェンコ政権の下で、今も大枠では変わっていない。

ルカシェンコ大統領の下で構築されてきた「ベラルーシの社会経済発展モデル」は、「社会的志向の市場経済」を標榜する。その原則は、国家の役割を重視し、無条件な市場経済化は拒み、漸進的・選択的に市場原理を導入するというものである。マクロ経済安定化を最優先することはせず、生産部門をはじめとするリアルセクターの強化を通じ、経済・社会の諸課題を解決しようとする。大企業の民営化はきわめて慎重に進められ、株式会社化されても株式は国有のままであることが多く、産業部門ごとに設けられた「国営コンツェルン」が大企業を統括する体制が構築された¹⁸⁷。したがって、ベラルーシの産業および通商について論じる場合には、そもそもの前提として、政策の方向性もさることながら、個別事案への国家の関与の度合いが、ウクライナはもちろん、ロシアよりもずっと強いということを理解する必要がある。

ベラルーシにおける国家の経済活動への介入については、ルカシェンコ政権のやや異端的なブレンとなっているK.ルディという経済学者も、「ベラルーシにおける国家資本主義」と題する論考の中で論じている。これによると、ベラルーシのGDPに占める国営企業の役割は2013年現在で49.5%程度と推計され、ロシアのそれとほぼ同程度であるが、国営企業での就業比率は49%と、ロシアの39%より高い。ベラルーシ政府は、数値目標の設定、事業計画の立案、販売促進、融資、社会貢献など様々な形で個別企業の経営に関与する。地方行政政府もそれを下達する役割を果たし、しばしば非国営企業も政府による指導を受ける。2013年にベラルーシ企業経営者800人を対象に実施したアンケート調査の結果、就業時間のうち少なくとも20%以上を役人とのやり取りに費やしていると答えた経営者が71%に上り、その大部分が政府が設定した数値目標の達成に関するものであったという¹⁸⁸。

ベラルーシでは、ルカシェンコ大統領が再選されるたびに、その任期に合わせた5カ年の「社会・経済発展プログラム」が採択され（内閣が策定したものを大統領が最終的に承認）、それがすべての政策の指針となる。プログラムは、「ピャチレートカ（Пятилетка）」と正式に呼ばれており、これは社会主義時代に5カ年計画のことを指した言葉に他ならない。プログラムに示された経済指標は、諸外国におけるようなマクロ経済予測とは異なり、内閣がその達成を半ば義務付けられるものである。最新のものは、2016年12月に採択された「2016～2020年のベラルーシ共和国の社会・経済発展プログラム」である¹⁸⁹。

このように国家主導の経済発展を目指すベラルーシは、企業の設備投資についても国が関与する度合いが大きく、国がリードする形で投資主導の経済発展を遂げようとしてきた。2011～2015年の社会・経済発展プログ

¹⁸⁷ ベラルーシ経済の全般的な特徴に関しては、差し当たり、服部（2011e; 2017i）参照。特に、企業の民営化等については、服部（2012a）、55-62。

¹⁸⁸ Рудый（2016）。なお、ルディが明言しているわけではないが、ベラルーシで国営企業での就業比率がロシアよりも高いのは、ロシアの国営企業で存在感が大きいのは石油ガス系であるのに対し、ベラルーシは機械産業部門で多くの国営大企業を抱えているからだろう。

¹⁸⁹ Совет Министров РБ（2016）。

ラムでは、5年間で固定資本投資が90～97%も増大するとされ、これはGDP成長見通しの62～68%を上回っていた¹⁹⁰。ただし、直近の経済不振を反映してか、2016～2020年の社会・経済発展プログラムでは、5年間の固定資本投資の伸びが12.0～14.9%と、だいぶ控え目に見積もられている（GDP成長見通しは12.1～15.0%）¹⁹¹。いずれにしても、図表1-5で見たとおり、ベラルーシがロシアやウクライナと比べ投資志向が強いのは、国家の主導性によるところが大きい。そして、自国市場の規模が小さなベラルーシだけに、国の主導による投資プロジェクトは、当該品目を対象とした積極的な輸出促進策に直結することにもなる。

ただし、政治が下す投資判断が、経済的に合理的である保証はない。第9章で見る自動車産業の分野では、ルカシェンコ大統領が国民車生産構想を「私の夢」とまで呼んで主導しているが、プロジェクトの成否は不透明となっている。

第2節 対外経済関係の志向性

ベラルーシが、ロシアにとって最も近い同盟国であることは、間違いない。ベラルーシはソ連解体後に、旧ソ連空間でロシアが主導する多国間統合の枠組みのすべてに参加してきたし、ベラルーシとロシアの二国間レベルでも統合の試みが重ねられてきた。対照的に、ベラルーシと欧米の政治関係は険悪であり、象徴的な事実を挙げれば、1995年に調印されたEUとベラルーシのパートナーシップ・協力協定は発効すらしなかった。そうしたベラルーシが、ウクライナとは異なり、ロシア主導のユーラシア統合を選択し、EUとの連合協定締結という方向に進まなかったことは、順当であろう。筆者自身かつて、ベラルーシが多くの中東欧諸国や旧ソ連諸国と異なり、ナショナリズムを原動力にロシア離れ、欧州参入、民主・市場改革に邁進するようなこととは無縁であることに着目し、その背景としてのベラルーシ国家・国民のありようを、歴史や文化にまで立ち入り掘り下げて考察したことがある¹⁹²。

しかし、こと今日の経済関係においては、ベラルーシは決してロシア一辺倒の国ではないし、EUと没交渉であるわけでもない。実際、図表4-1に見るように、本稿で「基準年」と位置付けている2012年には、ベラルーシの対EU輸出は、対ロシア輸出をわずかながら上回っていた。また、2012年のベラルーシの対EU輸出額175億ドル、対EU輸出比率38.0%は、同年のウクライナの対EU輸出額171億ドル、対EU輸出比率24.9%を上回っていた。欧州願望の強いウクライナよりも、ベラルーシの方が対EU輸出でより大きな実績を挙げているというのは、興味深い事実であろう。もっとも、ベラルーシの対EU輸出は、本稿の第6章で取り上げる石油製品の輸出によって成り立っている部分が大きく、ロシアからの石油輸入と裏表の関係にある。図表4-3、図表4-4で、輸出入のいずれにおいても鉱物製品の割合が大きくなっているのは、主にそのためである。いずれにしても、ベラルーシとEUは経済的に決して関係が浅いわけではないことは、見逃してはならない。

ベラルーシの貿易を地域別にブレイクダウンすると、さらに興味深い構図が見えてくる（図表4-6）。EUと接する西ベラルーシのグロドノ州、ブレスト州では、輸入はEUからが多く、輸出はロシア向けが多い。逆に、ロシアに面している東ベラルーシのヴィテプスク州、ゴメリ州では、輸入はロシアからが圧倒的に多く、輸出はEU向けが多くなっている（ただし、東ベラルーシでもモギリョフ州のパターンは異なる）。西ベラルーシのグロドノ州、ブレスト州は、食品産業の中心地であり、自国産の原料のみならず、EU等の外国からも食品原料を輸入し、それを加工してロシアおよびその他のCIS市場に販売するビジネスが盛んである。一方、ヴィテプ

¹⁹⁰ Совет Министров РБ (2011).

¹⁹¹ Совет Министров РБ (2016).

¹⁹² 服部 (2004a).

スク州にはナフタン製油所が、ゴメリ州にはモズィリ製油所が所在し、ロシアから輸入した原油を加工して、主にEU市場に輸出している（第6章参照）。やはりゴメリ州に位置するベラルーシ冶金工場も、ロシアから輸入した鉄スクラップを製品に加工し、その相当部分をEUに輸出するビジネスに従事している（第8章参照）。つまり、図表4-6の地域別の貿易データは、ベラルーシがロシア市場とEU市場を橋渡しするような形で加工貿易に従事していることを、端的に表している。第3章で見たとおり、ウクライナでは、東ウクライナは輸出入ともロシアとの取引が多く、西ウクライナでは輸出入ともEUとの取引が多いという基本パターンがあり、それが地域ごとに異なる対外戦略の志向性にも繋がっていた可能性があるが、ベラルーシではそうした地域的な利害の隔たりは生じにくいだろう。

東西の狭間に置かれているベラルーシは、その両者を繋ぐ加工貿易だけでなく、非合法的な中継貿易の拠点になることもある。1990年代に問題になった「ベラルーシ回廊」が想起され（後述）、また第5章で見るとおり、2014年にロシアが欧米産の主要食品の輸入を禁止すると、欧米産の食品がベラルーシ産と偽装されてロシア市場に流入する現象が生じた。

今日のベラルーシにおいて最も根幹的な政策文書となっている2016～2020年の社会・経済発展プログラムを紐解いても、ロシア／ユーラシア市場一辺倒の通商政策路線が採られているわけではない。むしろ、貿易相手地域を意図的に多角化していき、2020年までには、ユーラシア経済連合、EU、その他世界との貿易割合をそれぞれ3分の1ずつにするという目標が明記されている。むろん既存の獲得市場は維持を目指すものの、それに加えて新規市場を開拓して、多角化を達成するとの方針が掲げられている。ユーラシア経済連合についても、域内の統合深化の課題には触れつつも、ユーラシア経済連合と第三国のFTAがベラルーシにとっての新市場獲得に繋がることや、国際市場におけるベラルーシ企業の利益を擁護するためにユーラシア経済連合を活用することへの期待が表明されている¹⁹³。

また、ルカシェンコ大統領をはじめとするベラルーシの政権幹部、政策エリートからは、ベラルーシが欧州とアジア、EU圏とユーラシア圏を結ぶ結節点になりうるとの理念が表明されることがしばしばある。たとえば、2015年4月にルカシェンコ大統領が行った年次教書演説では、次のように述べられている¹⁹⁴。

ベラルーシとは、東と西を結ぶ、頼りがいのある結節点である。

我々の共通の課題は、欧州における新たな境界線を回避し、建設的な協業の可能性を諸国民の幸福のために用いることである。

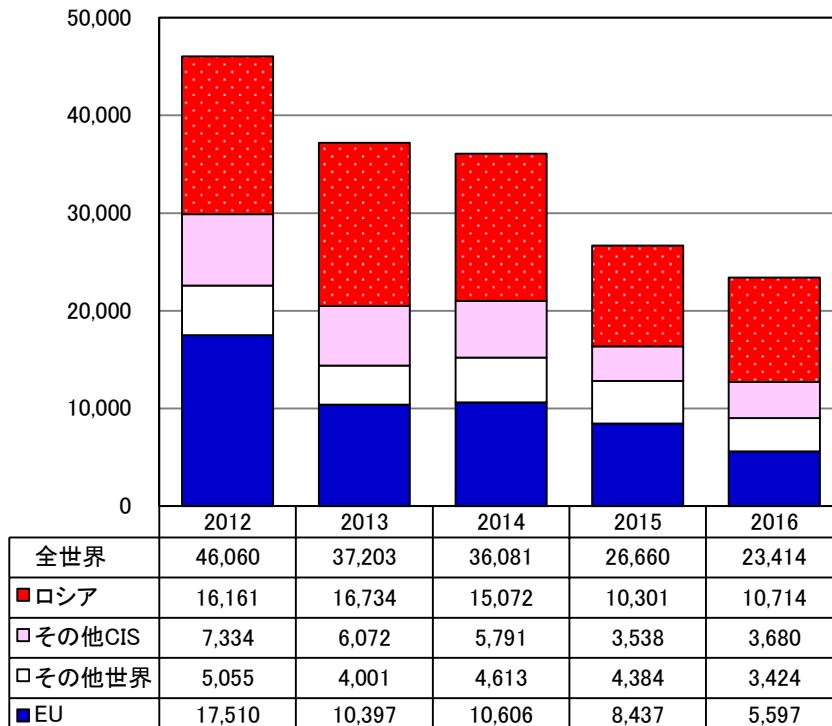
今日の地政学的な尖鋭化にもかかわらず、統合の統合という我々の理念は依然として今日的であり、また将来性がある。最終的には、我々はEUとユーラシア経済連合の実際的な接近へと、大西洋から太平洋までの大ヨーロッパの構築へと進んでいくことになる。（2015年に）ベラルーシがユーラシア経済連合の議長国であることは、この理念の具現化を促すことになるだろう。

¹⁹³ Совет Министров РБ (2016).

¹⁹⁴ Президент РБ (2015).

図表4-1 ベラルーシの輸出地域構造

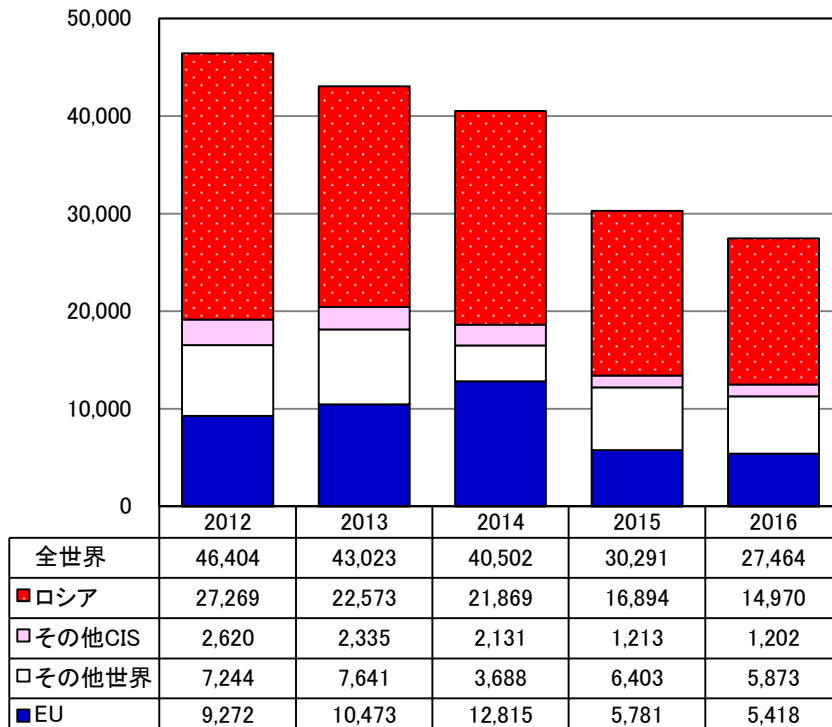
(単位 100万ドル)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表4-2 ベラルーシの輸入地域構造

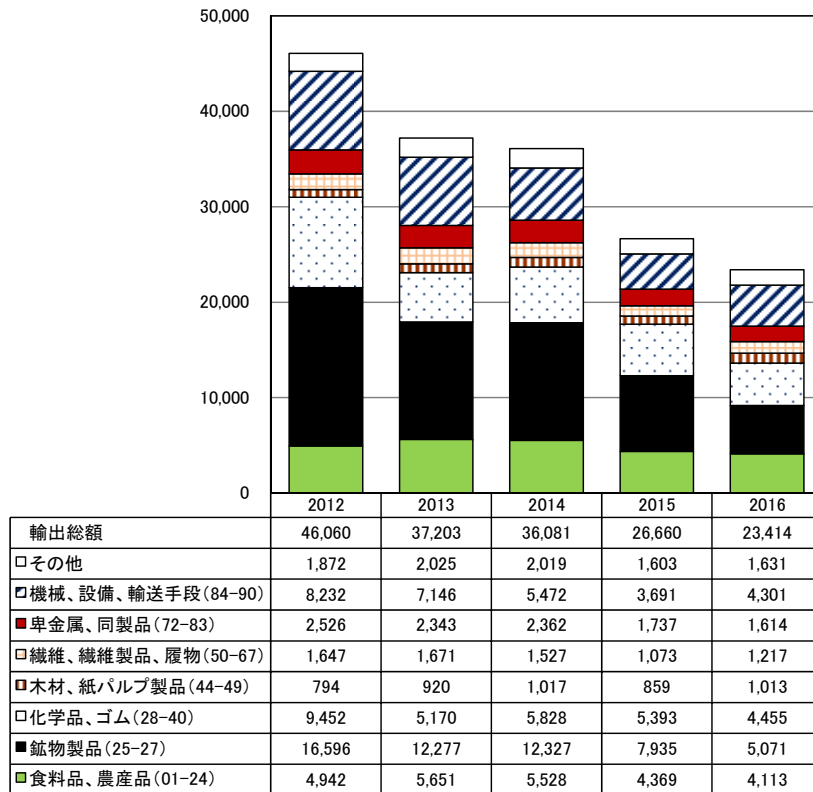
(単位 100万ドル)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表4-3 ベラルーシの輸出商品構造

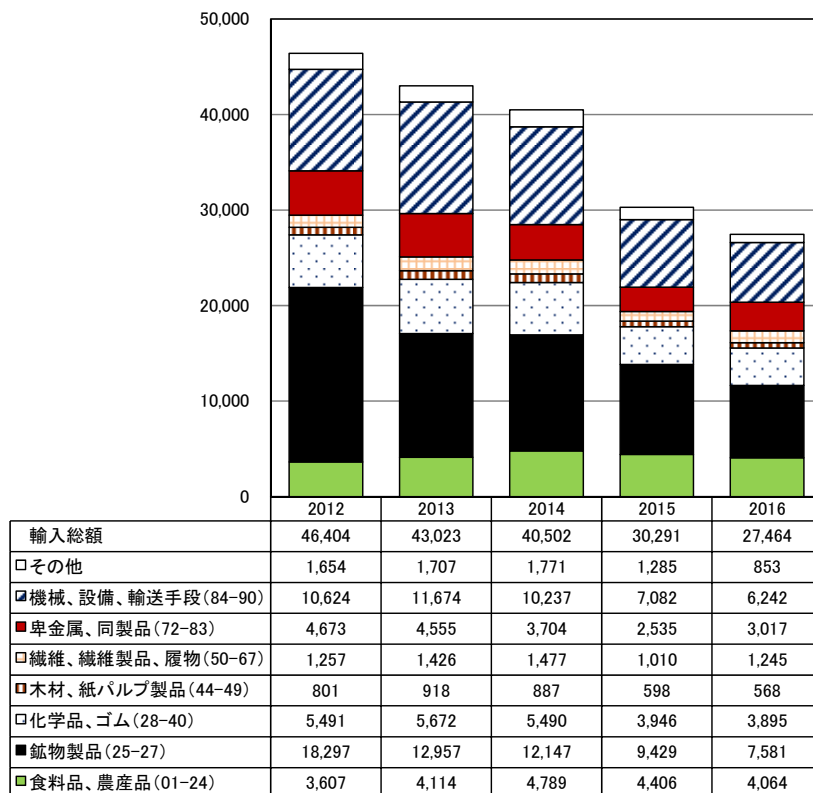
(単位 100万ドル)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表4-4 ベラルーシの輸入商品構造

(単位 100万ドル)

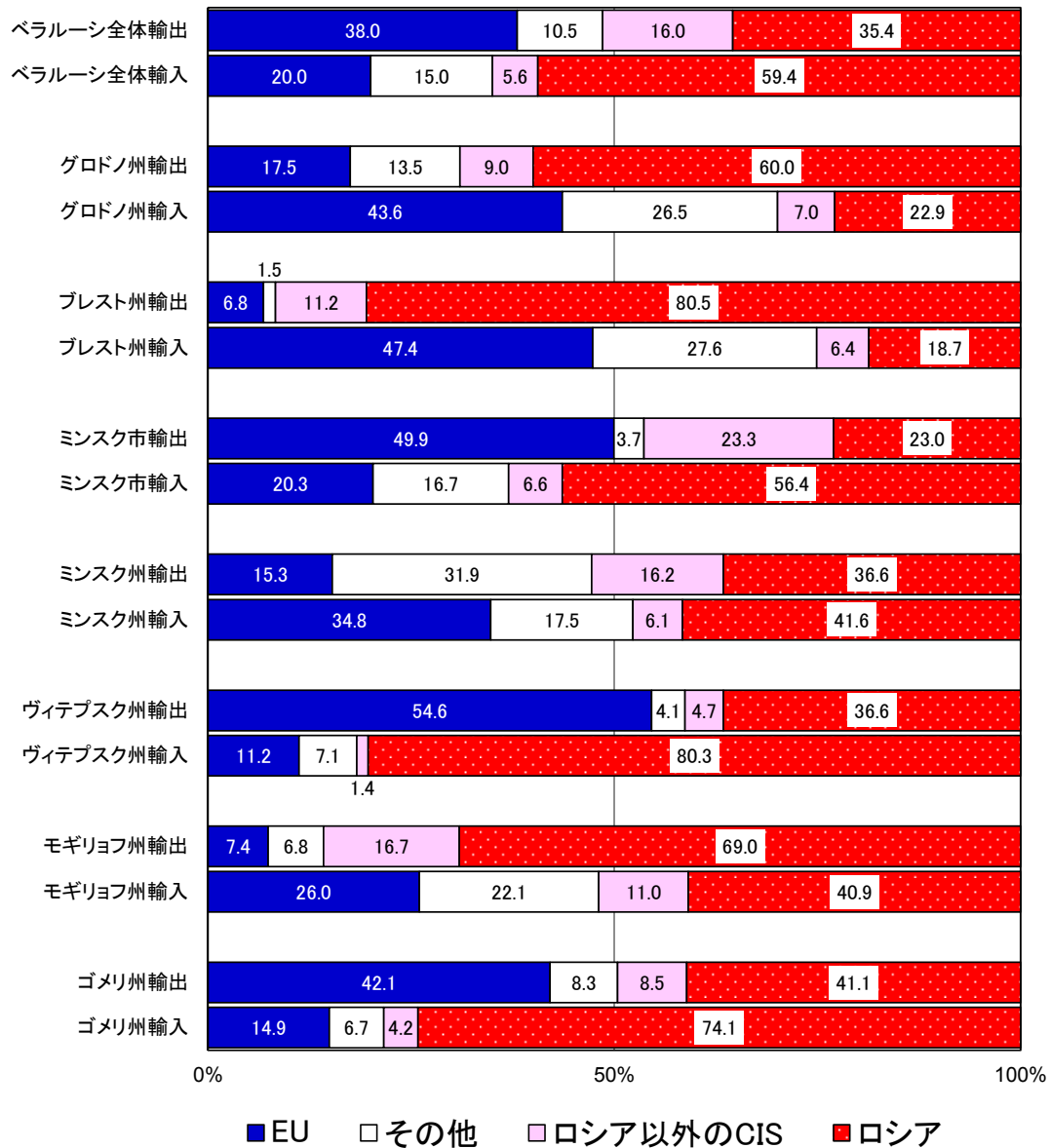


(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表4-5 ベラルーシ地域地図

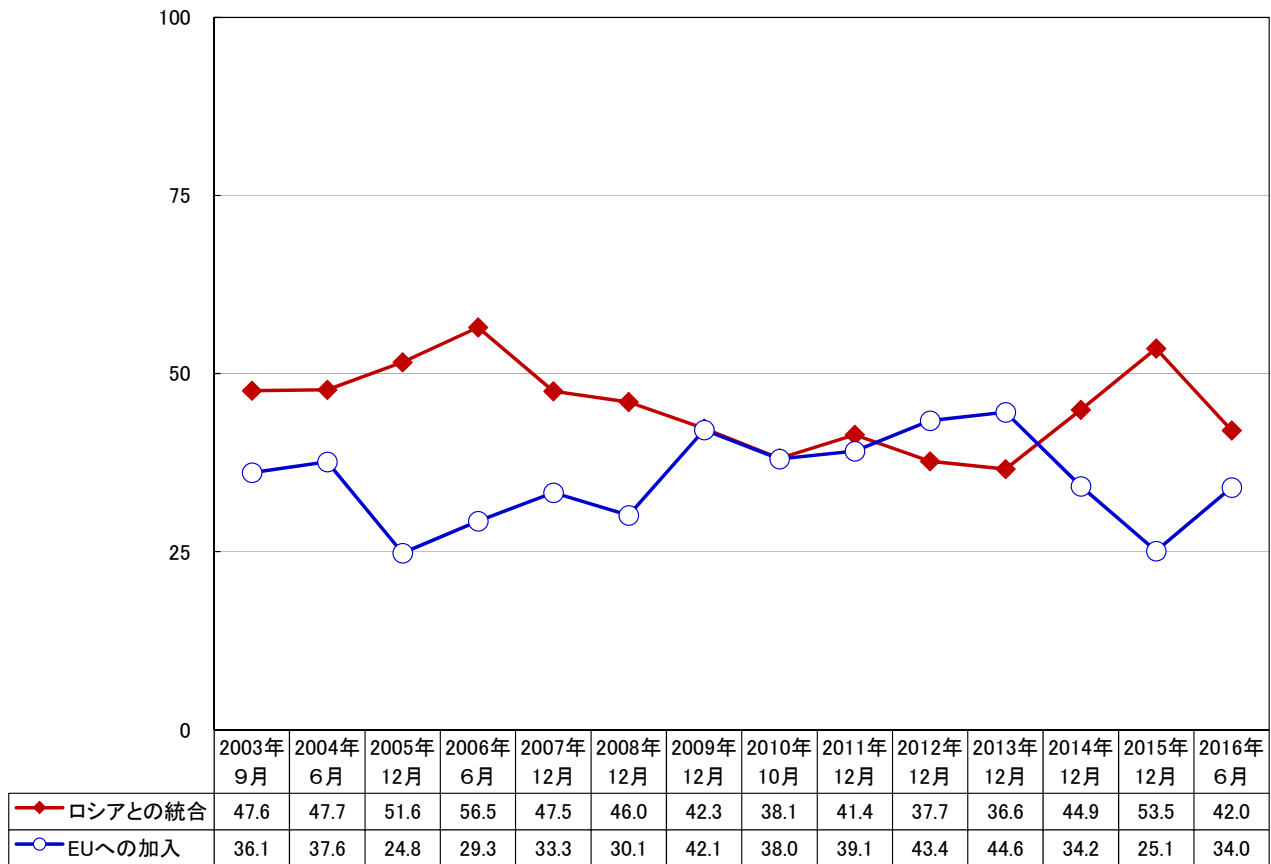


図表4-6 ベラルーシ各地域の輸出入地域構造 (2012年、%)



(出所)ベラルーシ統計局資料から筆者算出・作成。

図表4-7 ベラルーシの世論調査結果
ロシアとの統合とEU加入の二者択一を迫られたら、どちらを選ぶか？ (%)



(出所)ベラルーシの民間シンクタンク「社会経済政治独立研究所(IISEPS)」が定期的に行っている全国世論調査の結果の推移。Новости НИСЭПИ(各号)から作成。

ベラルーシの政策は必ずしも世論で決まるわけではないが、対ロシア関係、対EU関係についての一般国民の価値観も確認しておこう。図表4-7は、ベラルーシの民間シンクタンク「社会経済政治独立研究所(IISEPS)」が定期的に行っている全国世論調査で、「ロシアとの統合とEU加入の二者択一を迫られたら、どちらを選ぶか？」という設問の回答状況の推移を示したものである。なお、より穏便に、ロシアとの関税同盟や、ユーラシア経済連合への加入の是非を問えば、東ベクトルの支持率はさらに上がると推測されるが、ここでの設問は「ロシアとの統合」という、ベラルーシの独立喪失を伴いかねないような強い表現となっている点は斟酌すべきであろう。

全体的な傾向は明らかであり、ベラルーシでは当初は対ロシア統合論が優勢だったものの、そのピークはこの図の範囲内では2005～2006年頃であり、それ以降は趨勢的に低下してきた。そして、それと反比例してEU加入論が広がり、2012～2013年頃には対ロシア統合論を上回るまでになった。それが一変するのが2014年以降であり、これは明らかにウクライナ危機でベラルーシ国民が保守化し、ロシアを盟主とする地域秩序を従来以上に受け入れるようになったのと同時に、ウクライナに介入して同国を崩壊させてしまった(ベラルーシ国民の目にはそう見える)EUへの反発が強まったことを反映している。ただし、その効果は2016年になると幾分薄らいでいる様子であり、EU加入支持がやや盛り返している。

第3節 ロシアおよびユーラシア統合との関係

対ロシア統合の軌跡 ベラルーシとロシアは1990年代の後半、二国間統合に向けた大胆なイニシアティブを積み重ね、CIS全体の統合を牽引するかのような積極姿勢を示していた。両国間では、1995年の関税同盟協定の調印を皮切りに、1996年の「共同体 (Community/Сообщество)」、1997年の「連合 (Union/Союз)」、そして1999年の「連合国家 (Union State/Союзное государство)」と、毎年のように新たな統合の枠組みが打ち出された。

改めて経緯を整理すると、ロシア・ベラルーシの関税同盟形成に向けた取り組みは、1995年1月の関税同盟協定の調印に端を発する¹⁹⁵。この協定により、二国間貿易における輸入関税、割当、ライセンス制等の制限措置は、基本的に廃止された。同年7月からは、両国間国境における通関が廃止された。これにより、関税同盟に向けた第一段階としての自由貿易地域は、ひとまず成立を見たことになる。ただ、関税同盟創設に必要な外国貿易管理制度（関税・非関税管理）の共通化、第三国に対する共通の貿易レジームの適用、関税率の統一などは進んでいなかった。実際、関税同盟協定の調印後、ベラルーシとロシアの関税差を利用して、より関税の低いベラルーシを経由してロシアに大量の商品が流入する事態が発生、年間20億ドル規模に上るとされる関税収入の取りはぐれがロシア側に生じ、「ベラルーシ回廊」と呼ばれ問題視された。そもそも、当時のベラルーシ経済は国家統制色の濃いものだったので、ベラルーシ・ロシア間の障壁が制度上は撤廃されたからといって、それが真の「自由貿易地域」であったかという点については、慎重に評価すべきだろう。

1999年12月の連合国家創設条約¹⁹⁶においても、ロシア・ベラルーシ両国が第三国に対して共通の通商政策および関税率を適用し、両国が単一の関税空間を形成することが改めてうたわれた。しかし、関税率の共通化をめぐる両国の交渉は難航した。ロシア側は、ベラルーシで適用されている輸入関税水準が低すぎると見なし、税関のない両国国境を通して安い商品がロシアに流入し、自国の生産者が圧迫されることを警戒した。他方、ベラルーシは天然資源に恵まれていないので、ロシア側が強硬に主張する高目の輸出関税の維持に難色を示した。結局、食い違いのあった品目は調整がつかず、これらの品目を例外品目として残した上で、両国は2001年1月に共通関税率（輸出関税および輸入関税）に関する政府間協定に調印、2001年12月に発効した¹⁹⁷。協定は、付属文書で明記されている品目で異なる関税率が一時的に適用されることを除いて、両国が第三国との貿易に際して共通関税率を適用するとしていた。

エリツィン時代のベラルーシ・ロシア関係は、確かに総論レベルの合意を見る限り、CISの他の枠組みには例を見ないほど野心的な統合を標榜していた。連合国家は、形式論から言えば国家連合にほぼ該当しよう。両国は、通貨統合を目標に掲げ、金利を含むマクロ経済指標も接近を目指していることなどから、経済同盟への移行過程にあると見ることもできなくはなかった。しかし、通貨主権の所在が曖昧なまま通貨統合に合意したり、自由貿易地域が未完なまま関税同盟を強行的に形成しようとしたりといった具合に、着実さを欠いていた。それゆえに、成果が乏しく、同じ合意を何度も繰り返すという現象が見られた。ルカシェンコ政権のある幹部は、ベラルーシ・ロシア間で取り交わされた1,300の文書のうち、90%が機能していないと指摘していたほどである¹⁹⁸。

こうした迷走の原因は、端的に言って、統合に関する両国の認識・思惑がずれていた点にあった。政治的な

¹⁹⁵ そのテキストは、<http://www.customsunion.ru/info/2528.html> Таможенный союз.

¹⁹⁶ そのテキストは、<http://www.soyuz.by/about/docs/dogovor5/> Постоянный Комитет Союзного государства.

¹⁹⁷ そのテキストは、http://legalacts.ru/doc/soglashenie-mezhdu-pravitelstvom-rf-i-pravitelstvom-respubliki-belorussija-ot_3/

«Законы, кодексы и нормативно-правовые акты в Российской Федерации».

¹⁹⁸ Селиванова (1998), 335.

問題はここでは置くとして、経済面に限っても、両国は同床異夢と言うべき状況にあった。ルカシェンコ政権は、国内経済の構造改革を拒否し、社会主義時代に築かれた生産力を基盤に国家主導の経済再建を遂げようとしてきた。ロシアとの経済関係においても、国家権力の主導性に依拠しようとした。ロシアにも、左派野党や一部の地方リーダーのように、ルカシェンコ流のソ連復古路線に共鳴する向きがなかったわけではない。また、エリツィン時代のロシア政権幹部には、ベラルーシの「戦略的価値」を重視し、ルカシェンコ政権の経済的な甘えを大目に見る風潮もあった。しかし、ロシア側で実際に政策を取り仕切る経済閣僚・省庁は、市場経済・自由貿易の原則論を採り、ベラルーシ側が求める国家主導の経済協力には冷淡だった。両国の経済関係でこの路線を貫徹すれば、ベラルーシがロシアの法令・政策を無条件に受け入れ、ロシア資本がベラルーシ経済に浸透することに繋がらざるをえず、それはルカシェンコ政権の許容できるものではなかった。総論で合意しながら各論ですれ違ふというパターンの根本的な原因がここにあった。このように、統合の具体的中身となるべき経済の面で、路線が異なっているにもかかわらず、そのことは置き去りにしたまま、折々の政治的なニーズに応じて、統合合意が大々的に発表されてきたというのが真相である。そして、エリツィン、ルカシェンコ両政権とも、統合が自国の国家体制と自らの権力への脅威になりそうになると、それに急ブレーキをかけるということの繰り返しであった¹⁹⁹。

ベラルーシ・ロシア関係のパターンは、ロシア側でプーチン大統領が登場したことにより、大きく変貌することになる。両国の合意が単なる宣言に終わるのではなく、矛盾をはらみながらも、それを実施しようとする取り組みが強化された。実は、エリツィン大統領の退陣間際の1999年12月に結ばれた連合国家創設条約にも、その萌芽が見られた。条約は、政治統合という観点では代わり映えのしない文書だったが、共同市場の形成、つまり透明かつ市場原理に即した共通の経済ルールを両国関係に適用するという方向性を明確に打ち出していた。また、条約と同時に、(特にベラルーシ側の) 具体的な取り組みを明記した「連合国家創設条約の規定を実現するための行動計画」が採択されており、こうした路線は当時ロシア首相として条約の起草に当たったプーチンが主導したものだ²⁰⁰。

その後ベラルーシ側の対ロシア統合路線は、大幅にトーンダウンした。ロシアの国益を精力的に追求するプーチン大統領の下では、もはやルカシェンコ・ベラルーシ大統領がロシア政界に進出してその最高位に登り詰めることはもちろん(荒唐無稽ながら、ルカシェンコの対ロシア統合の主要動機の1つであったと考えられている)、ロシアから経済的便宜を引き出すことも難しくなった。むしろ、プーチン政権の攻勢により、ベラルーシ国内でのルカシェンコの政権基盤が掘り崩される恐れが強まった。2000年代以降ルカシェンコは、ベラルーシの主権・独立を強化することで自らの政権を守り抜くという路線に傾いていった。特に、2010年12月のベラルーシ大統領選に際しては、ルカシェンコ政権が欧米に接近する動きをちらつかせたこともあり、ロシアからの圧迫がかつてなく強まった。とはいえ、ロシアとしてもルカシェンコを過度に追い詰めて、貴重な同盟国を失うリスクを犯すつもりはなかったと見られる。2011年夏頃になると、ロシアは再選を果たしたルカシェンコ大統領への支援を再開した模様であり、ベラルーシ側もそれに応えるようにロシアに歩み寄った²⁰¹。2014年のウクライナ危機後は、ベラルーシ国民は保守化し、ルカシェンコ体制や、ロシアを盟主とする地域秩序を、これまで以上に支持するようになり、その効果もあってルカシェンコは2015年10月の大統領選を比較的容易に

¹⁹⁹ Дракохруст и Фурман (1998).

²⁰⁰ 以上、プーチンが登場する時期までのベラルーシ・ロシア関係については、服部 (2004b) 参照。

²⁰¹ 服部 (2012d).

乗り切って5度目の当選を果たすことができた²⁰²。

1999年12月に連合国家創設条約が締結されたのを最後に、その後ベラルーシ・ロシア間で新たな二国間統合スキームが打ち出されることはなかった。条約に則って両国の国家・経済統合が深化するという事は特になかったが、かといって条約が破棄されることもなく、現在も両国は「ベラルーシ・ロシア連合国家」を形成しているという建前になっている。そうした中、プーチン政権のロシアはむしろ、CIS域内の多国間経済統合に重点を置くようになり、その成果が、2001年のユーラシア経済共同体条約、2007年の3国関税同盟条約、2011年のCIS自由貿易条約、そして2014年のユーラシア経済連合創設条約であったと言える。なお、ユーラシア統合が本格化する直前の2008年の時点で、ベラルーシとロシアの関税率の一致率は、約95%であったとされている²⁰³。

ユーラシア統合の受益者 ベラルーシにとって、ロシア市場、またロシアを中核としたCIS市場の重要度はきわめて高く、ベラルーシはユーラシア統合の最大の受益者だとする議論が一般的である。

端的なデータとして、図表4-7を掲げる。前掲の図表1-2で見たように、ベラルーシは全般的に輸出依存度の高い国であるが、図表4-7に示されているとおり、個別の重要品目ごとに見てもやはり輸出比率は高く、しかも機械製品を中心に販路は圧倒的にロシア・CIS向けが多い。カリ肥料、ガソリンおよび軽油・重油、鋼管といった品目では、必ずしもロシア・CIS向けが主流というわけではないものの、これらの品目でも原料確保などでのロシアとの協力関係が鍵を握っていることは、本稿の第2部で詳しく分析する。

一般に、中間財の貿易量は生産分業による地域の経済統合レベルの指標になると指摘される²⁰⁴。ベラルーシの貿易構造には、ロシアやカザフスタンといったユーラシア統合のパートナーと比べて、まさにその中間財の比率が顕著に高いという特徴があり、ベラルーシが他のどの国にも増してCIS域内貿易の恩恵で製造業を発展させていることを物語っている²⁰⁵。

2012年にユーラシア開発銀行の機関誌は、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンによるユーラシア統合が、各国に及ぼす経済効果につき行ったシミュレーションの結果を発表した。その結果、統合後の最初の15年間に各国が得られる追加の経済効果は、ベラルーシがGDPの15%、カザフスタンが4%、ロシアが2%、とされた。ロシアは経済の規模が大きく、またカザフスタンは資源輸出が主体なので、ベラルーシの経済効果が最も大きくなると説明されていた²⁰⁶。

これらの分析やデータを踏まえれば、ベラルーシがロシアを中心としたユーラシア統合に参加しないという選択はおよそ非現実的と思われ、実際にも同国はユーラシア経済連合に加盟する道を選んでいる。しかし、ここで注意しなければならないのは、ベラルーシは1995年の関税同盟以来、長年にわたりロシアとの経済統合を積み重ねてきているので、必ずしもユーラシア経済連合によって追加的な便益を獲得できるわけではないという点である。ロシアは旧ソ連空間の統合に際して石油・ガスのような自国にとって死活的な分野ほど例外扱い

²⁰² 服部 (2015i)。なお、同レポートで紹介しているとおり、ベラルーシの民間シンクタンク「社会経済政治独立研究所」が2016年3月に実施したベラルーシ全国世論調査によれば、回答者の57.8%はロシアによるクリミア併合を「ロシアの土地の返還、歴史的正義の回復」と評価しており、「帝国主義的な併合、占領」と答えた向きは27.1%しかいなかった（残り15.1%は回答困難・無回答）。

²⁰³ 繊維製品の輸入関税率の一時的な不一致を除いた割合。 <http://www.belaruspartisan.org/enjoy/120387/> Белорусский партизан, 15 января 2008.

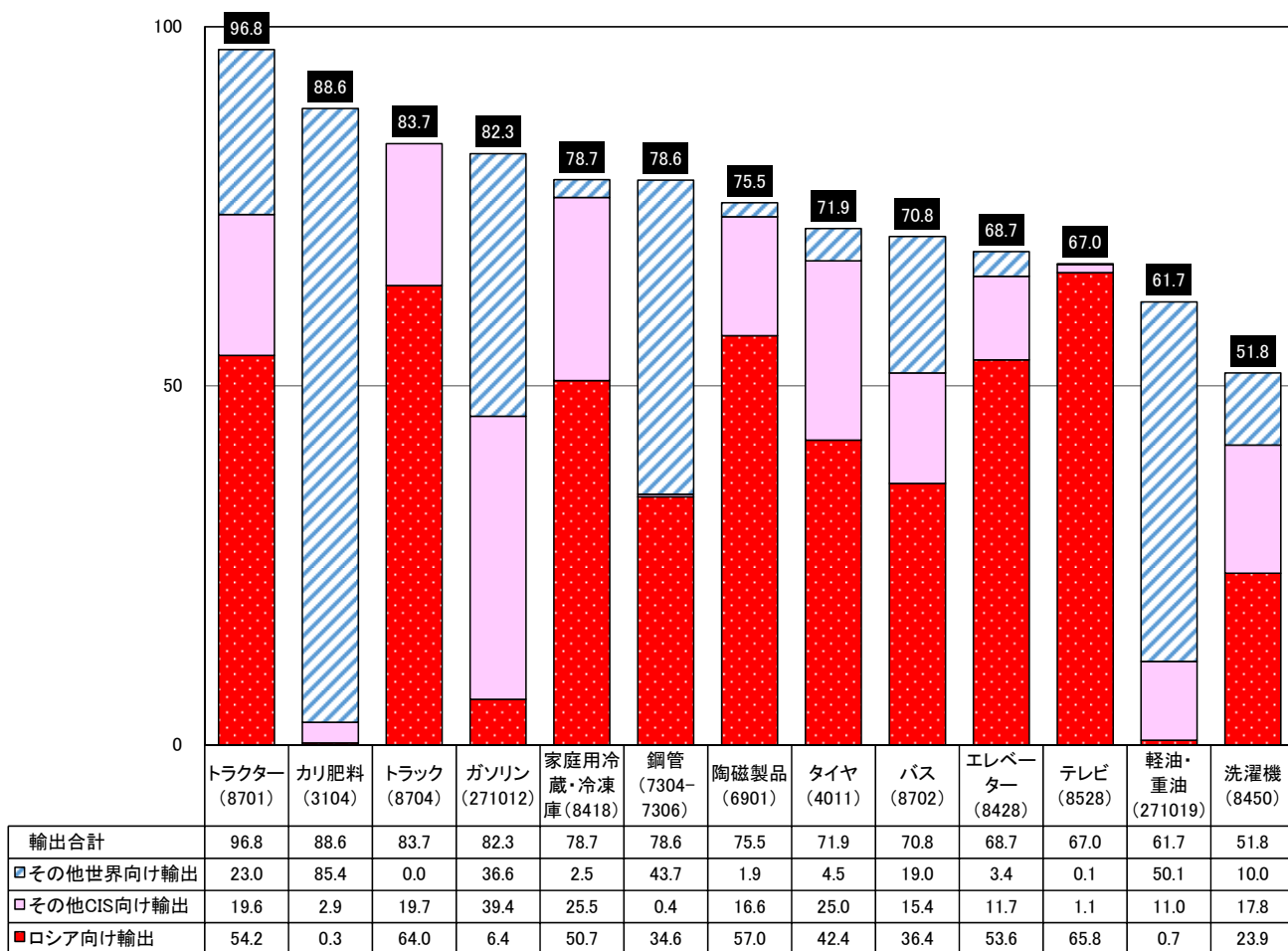
²⁰⁴ エスカット・猪俣 (2011), 78.

²⁰⁵ Дайнеко (2013), 117; Мендкович (2015), 79.

²⁰⁶ Ивантер и др. (2012), 9-10.

にしようとする傾向が以前からあり²⁰⁷、第2章第2節で見たとおりユーラシア経済連合の枠内でもそのスタンスに基本的に変化はなく、ベラルーシはロシアから有利な条件で石油・ガスを調達するために引き続きロシアと困難な個別交渉を強いられている。また、第9章で検討する自動車産業では、ロシアがWTO義務履行に伴う市場開放を進めている結果、ユーラシア市場におけるベラルーシ産トラックの競争力が低下していることを示唆する現象も生じている。さらに、多くの先行調査・研究が、ユーラシア関税同盟／経済連合は、カザフスタンおよびベラルーシの関税を従来よりも引き上げることで、両国の中国やEUからの輸入を減らし、その分ロシアからの割高な製品の輸入を拡大する効果がある旨を指摘していることも、押さえておくべきポイントであろう²⁰⁸。

図表4-7 ベラルーシの重要工業製品の生産に占める輸出向けの比率(2011年、%)



(出所)トータルの輸出比率は、Институт экономики НАН РБ (2012), 11. ただし、ガソリン、軽油・重油、鋼管はその重要性に鑑み筆者が試算して追加したもので、2012年のデータ。また、輸出に占めるロシア向け、その他CIS向け、その他世界向けの内訳は、ベラルーシ統計局資料およびITCデータベースにもとづき筆者が算出した。カッコ内のHSコードは筆者が判断し付記した。

ユーラシア統合の方向性とベラルーシの利益が必ずしも一致しないことを改めて印象付けたのが、ユーラシア経済連合の新たな関税法典の問題だった。関税法典の採択は、2016年12月に開催されたユーラシア経済連合

²⁰⁷ 田畑 (2004), 66-67.

²⁰⁸ Carneiro (2013), 1-3; Daly (2014); Isakova et al. (2013). ただし、イサコヴァらは、ベラルーシとロシアの関税率は以前から共通率が高かったため、ユーラシア関税同盟の共通関税率導入でベラルーシが受けた影響はカザフスタンよりは軽微だったと指摘している。

の首脳会議の目玉とされていたが、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領はサミット出席をボイコットし、ベラルーシ抜きで4カ国での署名となった。ルカシェンコが関税法典に署名したのは、ようやく2017年4月11日のことだった²⁰⁹。その後の各国の批准の問題もあり、新たな関税法典が発効するのは、2018年1月1日までずれ込む見通しとなっている²¹⁰。ベラルーシが今回の関税法典の採択に反発した理由は、石油・ガスの供給をめぐるロシアとの対立に加えて、経済特区における自動車の現地生産に関する新ルールが自国にとって不利であったからだと推察される（第9章参照）。ルール変更を見据え、ベラルーシは経済特区の追加的な優遇措置を制定することを余儀なくされた²¹¹。

ロシアの輸入代替とベラルーシの利益 第2章第3節で論じたように、ロシアはウクライナ危機を背景に2014年からあらゆる産業分野での輸入代替政策を強力に推進しようとしている。そのロシアの輸入代替政策において、ベラルーシをはじめとするユーラシア経済連合諸国の産品がロシア国産品と同等に扱われるのか、それとも外国産品という扱いになるのかは、微妙な問題である。ベラルーシにとっては、ロシアがユーラシアの共同市場の枠組みで輸入代替政策を推進してくれれば、自国商品の販売拡大の絶好の追い風になるが、ロシア一国の輸入代替となれば逆風となる。ベラルーシのL.ザヤツ農相は2016年6月に、一国単位ではなく、共同市場を構成諸国の産品で満たすことこそ輸入代替であり、ベラルーシ市場とロシア市場は相互補完が可能である旨力説している²¹²。

プーチン・ロシア大統領は2016年5月、他のユーラシア経済連合加盟諸国の首脳らに対し、ロシアの輸入代替政策に参加するよう呼びかけた²¹³。しかし、ここでプーチン大統領が言っているのは、ロシアの輸入代替が成功裏に進展するよう、ロシアの生産・開発プロジェクトにユーラシア諸国が積極的に参加してくれることを歓迎するという趣旨である。ユーラシア諸国の産品をロシア産品と同等に扱うという意味ではなからう。

その後、ユーラシア経済連合加盟諸国がロシアの輸入代替プログラムに参加するという取り組みは、ある程度進展しているようである。2017年5月の情報によれば、すでにロシアの輸入代替プログラムに参加する意向を表明しているユーラシア経済連合加盟諸国の鉱工業企業の暫定リストが制定されている。17の鉱工業部門に及ぶ62品目の輸入代替プログラムが選定された。工作機械、軽工業、化学工業、電力機械等が対象になっている。実際にユーラシア諸国の企業がロシアの輸入代替プロジェクトにどのようなメカニズムで参加するかは、今後専門家が検討する。諮問委員会のS.シドルスキー委員長（元ベラルーシ首相）は、輸入代替、産業協業のアプローチはユーラシア統合のポテンシャルを考慮し足並みを揃えるべきであり、ある加盟国で生産されている品目を別の加盟国が国庫を投じて輸入代替するのは無意味であって、一本化された政策手段を策定して既存のポテンシャルを活用すべきだ、などとコメントした。ロシアの輸入代替プロジェクトへの参加を希望しているユーラシア企業リストには、ベラルーシ企業が多いという²¹⁴。

²⁰⁹ <https://ria.ru/economy/20170412/1492085334.html> РИА Новости, 12 апреля 2017.

²¹⁰ <http://www.eurasiancommission.org/ru/nae/news/Pages/28-04-2017-3.aspx> Евразийская экономическая комиссия, 28 апреля 2017.

²¹¹ 2016年12月30日付ベラルーシ大統領令第508号で追加的な優遇策が制定された。具体的には以下のとおり。①特区入居企業が生産に用いる製品を輸入する際に、付加価値税を免除する。②特区入居企業がベラルーシの国有地を賃貸する際に、地代を免除する。③特区の存続期間を、2049年12月31日まで延長する。④3つの特区（ブレスト、グロドノインヴェスト、ヴィテプスク）の領域を拡張する。⑤特区の入居企業として認定されるための最低投資額を、100万ユーロから、50万ユーロに引き下げる。<http://www.pravo.by/document/?guid=12551&p0=P31600508&p1=1> Национальный центр правовой информации Республики Беларусь, 30 декабря 2016.

²¹² http://milknews.ru/index/novosti-moloko_5180.html MILKNEWS.RU, 7 июня 2016.

²¹³ <http://kremlin.ru/events/president/transcripts/52049> Кремль, 31 мая 2016.

²¹⁴ <http://iz.ru/news/710735> Известия, 22 мая 2017.

なお、ロシアの輸入代替政策において、ロシア政府の意向が直接的に反映されやすいのが、政府調達分野である。それに関連して、前出の「2016～2020年のベラルーシ共和国の社会・経済発展プログラム」には、「ベラルーシの生産者がロシアの政府調達に全面的に参加するための障壁を除去することに向けた作業は、優先的な性格を有する」とのくだりが見られる²¹⁵。

ロシアと石油に過度に翻弄される体質 一般的には、ベラルーシは対ロシア統合から大きな利益を享受していると考えられている。しかし、ロシアとの深い関係には、功罪の両面がある。

第6章で検討するように、ベラルーシは1999年頃から自国の製油所におけるロシア産原油の加工を拡大し、そこで発生した石油レントを享受し、高度成長への足掛かりを得ることになった。まさにこの要因こそが2000年代のベラルーシの経済成長を支えたことは、疑いを容れない。それによって生活水準を向上させ、ルカシェンコ政権は体制への国民の支持を繋ぎとめてきたのである²¹⁶。

しかし、この間にベラルーシの産業構造、輸出構造は深甚な変容を余儀なくされた。元々ベラルーシは「ソ連の組立工場」と呼ばれ、トラクター、トラック、ダンプカー、冷蔵庫、テレビなどの機械製品こそが当国の主要輸出品だった。ところが、2000年代の石油精製業の伸長および油価高騰とともに、燃料・エネルギー（第27類）を中心とした鉱物製品の輸出割合が肥大化した（図表4-3）。これは、石油・ガスの供給を全面的にロシアに依存しているベラルーシのような国にとっては、異常なことと言わざるをえない。実際、ベラルーシでは石油精製業以外の産業競争力が衰退し、産油国がかかるはずの「オランダ病」を患っているとする指摘もある²¹⁷。

ロシアの経済成長率が油価の増減率と強い相関関係を示していることは、広く指摘されている²¹⁸。そして、図表4-7に見るように、ベラルーシのGDPもロシアのそれとほぼ連動して動いており、必然的に油価に左右される度合いが大きい。ベラルーシの場合は、石油価格が下がると、二重のショックが生じると言える。1つは、油価下落→ロシアの景気後退→ロシアへの輸出低下およびロシアでの出稼ぎ収入低下、というメカニズム²¹⁹。もう1つは、油価下落→自国の石油精製業がもたらす外貨収入の縮小、というメカニズムである。

ベラルーシとドイツの経済学者による共同研究によれば、石油価格が15%上昇すると、その1年後までにベラルーシのGDP成長率が1%上積みされる効果が発揮され、それによる経済効果は逓減しつつも3年ほど持続するという（ただし、ロシアと比べると、ロシアの方がより長く効果が持続する）²²⁰。この研究では、逆に油価が下落した場合にはどのようなマイナス効果が及ぶかは示していないが、おそらくはその下落幅に応じてマイナス成長効果をもたらすということであろう。

ブルームバーグが2014年に発表した「石油輸出の対GDP比を急増させている国」というランキングで、ベラルーシはリビア、シンガポールに次いで世界第3位になった。ベラルーシの場合、1993年時点では石油輸出の対GDP比は0.5%にすぎなかったが、2018年には13.9%に上ると予測されている。これについてIPM研究センターのI.トツツカヤは、我が国に比較優位のない石油精製産業に特化して経済発展を遂げることは理に適ってお

²¹⁵ Совет Министров РБ (2016).

²¹⁶ Balmaceda (2013), Conclusion.

²¹⁷ Balmaceda (2015), Charter 5.

²¹⁸ 代表的な研究には久保庭 (2011)、第1章があり、油価が10%上昇するとGDPが2%程度押し上げられることを明らかにしている。

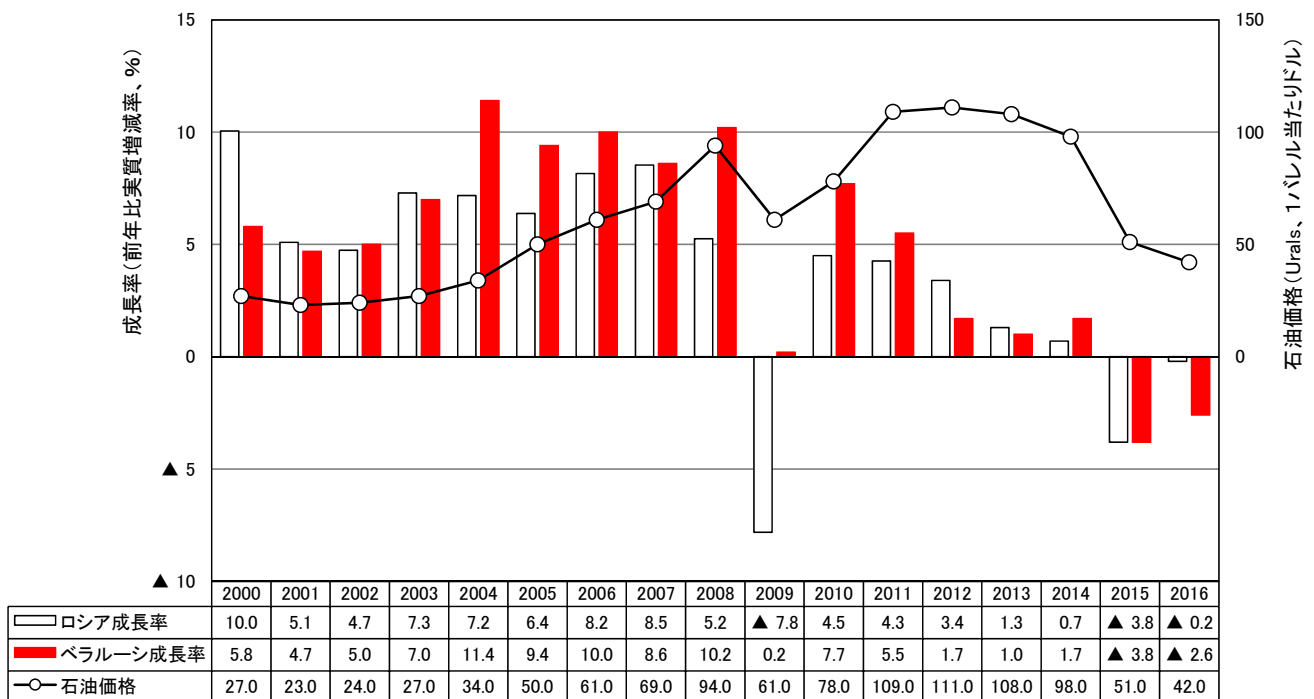
²¹⁹ 欧州復興開発銀行は、この2つに、さらにロシアからの直接投資流入減の要因を加え、ロシアの経済危機から受ける打撃の度合いがCIS諸国の中で最も高いのがベラルーシである旨の分析を示している。EBRD (2014), 108.

²²⁰ Пелипась и др. (2016), 14.

らず、その他の生産部門を犠牲にすることになるとして、警鐘を鳴らしている²²¹。

確かに、石油精製業をテコに、巨大な隣人ロシアの成長の波に上手く相乗りし、ベラルーシの経済水準を引き上げたことは、ルカシェンコ大統領の功績である。マイナス成長の渦中にあっても、2015年10月の大統領選挙で、国民がルカシェンコ氏の再選を選択したのは、ウクライナ危機を発端とする情勢変化に加えて、国民が自国の経済的境遇を決して最悪ではないと評価していることの表れと受け取れる。しかし、やはりベラルーシの負った代償も小さくない。ベラルーシはロシアと一体の関係を築いた結果として、CIS諸国の中でロシアのネガティブ・インパクトを最も受けやすい国となり、産油国ではないにもかかわらず、石油相場に翻弄されがちな経済が形成されてしまったのである。

図表4-7 石油価格とロシア・ベラルーシの経済成長率



(出所)成長率は、ロシア統計局およびベラルーシ統計局。石油価格は、*Нефтегазовая Вертикаль* (各号)。

第4節 対EU関係の深層

ベラルーシは、他のCIS諸国と同様に、EUとの間で「パートナーシップ・協力協定」を締結した。1993年1月から交渉が始まり、1995年3月6日にルカシェンコ大統領がブリュッセルを訪問した際に調印したものである。しかし、同年の10月12日、欧州議会は民主化に逆行するベラルーシの国内情勢に関する懸念を表明する最初の決議を採択しており、その後ベラルーシ内政が緊迫化するにつれ、EU側がそれを非難しベラルーシが反発するという応酬がエスカレートしていった。通商関係については、1996年3月25日にベラルーシ・EU間で「貿易およびそれに関連した諸問題に関する暫定協定」が結ばれ、最低限の関係調整がなされた。結局、EUは1997年9月15日の欧州連合理事会の決議で、ルカシェンコ政権が民主化に応じなければ、EUおよびその加盟諸国はベラルーシとの協力関係を基本的に停止する旨の方針を下した。これによりベラルーシとのパートナーシッ

²²¹ http://naviny.by/rubrics/economic/2014/01/29/ic_articles_113_184403 Naviny.by, 29 января 2014. なお、ベラルーシの場合、正確には石油というよりも石油製品であろう。

プ・協力協定の批准手続きも停止され、協定は発効するに至らなかった²²²。

かくして、ベラルーシとEUの関係は最低限のレベルに留まることになった。EUはベラルーシを非市場経済国として位置付けたため（2017年現在も同じ）、ベラルーシは鉄鋼、カリ肥料、ポリエステル短繊維、ポリエステルフィラメント紐、尿素・アンモニア混合物などを対象にたびたびEUによるAD関税の対象となった²²³。それでも、EU側はベラルーシの地政学的な位置、ベラルーシの経済安定化が地域に有する意義、ベラルーシの市場としての潜在的価値などに鑑み、ベラルーシに一定の関心は示し続けた²²⁴。ベラルーシ側も、公式的にはEUに対して対立的な姿勢を示しながら、最低限の技術的なレベルでのEUとの接触は維持した²²⁵。

EUは2003年に東ヨーロッパ・地中海諸国を対象とした「欧州近隣諸国政策」を打ち出したが、ベラルーシは地理的にはその範囲に入っていたものの、政策のプログラムからは除外された。2006年の非民主的な大統領選挙を受け、EU当局はEU領への入国が禁止されるベラルーシ公職者のリストを拡充し、そこには他ならぬルカシェンコ大統領も含まれていた。もっとも、EUは一貫してルカシェンコ体制の民主化の遅れに批判的であったものの、制裁措置は銀行口座の凍結など象徴的なものが多く、ベラルーシ産石油製品の輸入禁止といった本格的な措置は検討されなかった²²⁶。

EUは他の旧ソ連諸国に対するのと同様、1993年からベラルーシを一般特惠関税（GSP）の対象に加えた²²⁷。しかし、EUは、ベラルーシが国際労働機関（ILO）条約に反して労働者の結社や団体交渉の自由を侵している旨の告発にもとづき2003年から調査を開始し、改善が見られないとの結論を2006年に下して、2007年6月からベラルーシ向けのGSPを停止した。EUがGSPの適用を停止したのは、1997年のミャンマーに次いで、ベラルーシがわずかに2例目であり、きわめて稀なケースである²²⁸。これにより主に影響を受ける輸出品目は木材、繊維、金属であり、ベラルーシは年間4,000万～5,000万ドルの損害を被っていると指摘された²²⁹。なお、EUは2013年末をもってベラルーシを最終的にGSP対象国から除外した。これは制裁ではなく、高所得または中高所得国に上昇した国をGSPの対象から外すというEUのGSP改革に伴う措置であり、ベラルーシはロシアなど他の30カ国あまりとともにEUのGSPを卒業したものだ²³⁰。

1997年9月の欧州連合理事会の決定後、ベラルーシ・EU関係はほとんど進展しなかったが、ベラルーシ側の政策イニシアティブという観点から見ると、興味深い動きも生じていた。ルカシェンコ大統領は1997年に、隣接するEU諸国・加盟候補諸国を念頭に「善隣の帯」と称する対外政策コンセプトを打ち出し、その概念は2001年にベラルーシ外務省によってより具体的に定式化された²³¹。その柱の一つが「経済安定の帯」というものであり、①産業および研究開発、②農業・食品産業への投資誘致、③欧州と東方を結ぶ輸送インフラ開発とそのための資金調達、④ベラルーシ企業による欧州海港の利用、⑤国境通過ポイントおよび国境インフラの発展、⑥ユーロリージョンおよび経済特区の枠組みでの地域経済協力、などの分野でEUと協力することを想定していた²³²。①～⑥の項目を見ると、ベラルーシ・EU関係の現状を踏まえ、それなりに現実的な協力路線が示されていると評価でき、特に④の要因は以下本稿で見るとおり実際にベラルーシ経済にとって大きな意味を持つよ

²²² 以上、初期のベラルーシ・EU関係のクロノロジーは、Manaev (red.) (2007), 370-409. より。

²²³ Улахович (2013), 297-298.

²²⁴ Dumasy (2003), 179-185.

²²⁵ Стрелков (2011), 27.

²²⁶ Valmaceda (2015), Charter 3.

²²⁷ 百濟 (2003), 76-84.

²²⁸ Portela and Orbie (2014), 67-68; http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-222_en.htm European Commission, 27 March 2014.

²²⁹ Yeliseyeu (2013).

²³⁰ European Commission (2013).

²³¹ Симановский (2014), 12.

²³² Улахович (2013), 295.

うになる。「善隣の帯」は、その後2002年に「善隣政策」へと、さらに2004年にはそれを発展させたノンペーパーへと進化していったとされる²³³。EUが2003年に打ち出す「欧州近隣諸国政策」を先取りするかのようになり、ベラルーシがそれと一脈通じるような「善隣の帯」を提唱していたのは、注目すべき事実であろう。ただし、国内の民主・市場改革を置き去りにしたまま、欧州との協力の果実だけ得たいというのは、御都合主義以外の何物でもなかった。

ベラルーシ・EU関係が大きく転換したのは、2008年のことであった。この年、EUがベラルーシを含む旧ソ連6カ国を対象とした新たな協力枠組み「東方パートナーシップ」を打ち出したのである。EUがこのプログラムにベラルーシを含めたことは、いわば「北風政策」から「太陽政策」に転換したことを意味する。ルカシェンコ政権との対話に乗り出し、ベラルーシ国内の民主派を見捨てることになる危険もはらんでいるわけで、EUにとっては大胆な方針転換であった。

ベラルーシは、国際的孤立を打破し、ロシアへの依存度を軽減することを望んでおり、EUによる東方パートナーシップを歓迎するのは当然である。しかし、ルカシェンコ政権は、自由貿易協定や共同プロジェクトのような恩恵に期待はしても、体制の根幹にかかわるような義務を負おうとするはずはない。2009年5月の東方パートナーシップ立ち上げの首脳会合に、他の旧ソ連諸国からは軒並み国家元首が出席する中で、ベラルーシは第一副首相を派遣するに留まった。ベラルーシは東方パートナーシップの協議の枠内で、運輸や貨物トランジットに関する具体的なプロジェクトを積極的に提案したものの、EU側がベラルーシとの関係で準備していた共同暫定計画案がベラルーシの各分野での改革を迫る内容であったことは、ベラルーシ側に警戒感を呼び起こした²³⁴。2010年12月のベラルーシ大統領選後に野党・市民が弾圧されたことを受け、EUはベラルーシに制裁を導入し、銀行資産の凍結、ルカシェンコ大統領ら特定人物のEU入国禁止などの措置が打ち出された。2011年9月にワルシャワで開催された東方パートナーシップのサミットに、ベラルーシは駐ポーランド大使をトップとする低いレベルの代表団しか派遣しなかった。同サミットでEUは、ベラルーシにおける民主化の後退への憂慮を表明する声明を発表し、反発したベラルーシが東方パートナーシップからの離脱を表明する場面もあった（後に撤回）²³⁵。

しかし、ベラルーシと欧米の関係は、2015年10月の大統領選の前後から、改善に向かうことになる。この選挙でルカシェンコ大統領は実に5回目の当選を成し遂げるわけだが、筆者の見るところ、今回の選挙が2006年や2010年に比べて大幅に民主的になったといったことは、特になかったはずである。にもかかわらず、欧米諸国がベラルーシへのアプローチを変えたのは、国際環境の変化によるものと言う他はない。つまり、隣国のウクライナが、2014年の政変をきっかけとして大混乱に陥ったことから、保守的ではあっても国情が安定しているベラルーシが相対的に好感されるようになったという面があった（ベラルーシはウクライナ東部ドンバス紛争の和平交渉の舞台も提供しており、その面でも評価された）。2015年10月のベラルーシ大統領選直後、EUは対ベラルーシ経済制裁の適用を4ヵ月間にわたって停止することを決定した。さらに、2016年2月にEUは、対ベラルーシ制裁を大部分撤廃することを決定、これによって銀行資産の凍結、特定人物（170名）のEU入国禁止などの措置が解除された（武器禁輸、政治犯暗殺・失踪への関与が指摘される4名に対する入国禁止措置は維持）。これを受けベラルーシ外務省は、「EUの決定を歓迎する。本件は全面的な関係正常化に向けた重要な一歩だ」、などとする声明を発表した²³⁶。

²³³ Улахович (2013), 297-298.

²³⁴ Улахович (2013), 313.

²³⁵ 服部 (2012d).

²³⁶ 服部 (2015i).

ただし、2016年12月に採択された前出の「2016～2020年のベラルーシ共和国の社会・経済発展プログラム」では、EUとの関係における今度の重要な課題の一つが、「関係の全面的な正常化と、パートナーシップ・協力の基礎協定の締結に進むこと」であるとされている²³⁷。言ってみれば、EUとの公式的な協力関係において、ベラルーシは他の旧ソ連諸国から20年ほど遅れをとっているということになる。

第5節 ベラルーシの小括

ベラルーシでは、国の指導下で投資主導の経済発展が目指されてきた。そのことは、自国市場の規模が小さなベラルーシだけに、積極的な輸出促進策に繋がることにもなる。

ベラルーシは、ロシアとの経済関係がきわめて深く、原燃料および中間財の輸入相手国、機械製品等の輸出相手国であるロシアは死活的な経済パートナーである。ベラルーシはユーラシア統合の最大の受益者であるとの見方が一般的であり、実際にもロシアを中心としたユーラシア統合への参画を対外経済政策の基軸としている。ただし、約20年にわたり対ロシア二国間統合を積み重ねてきたベラルーシが、ユーラシア経済連合という多国間統合によってさらに追加的メリットを享受できるかは不確かであるし、ユーラシア経済連合の新たな関税法典の調印を一時ボイコットしたように、個々の争点をめぐっては利害の食い違いも浮き彫りとなっている。また、いわば「資源なき石油立国」として、ロシア産原油を加工して輸出するビジネスで成長を遂げてきたものの、産油国が患うはずの「オランダ病」に陥っているとも指摘され、また油価が下落するとロシアと連動して経済難に陥る構造が形成されてしまった。

他方で、ベラルーシの貿易では実はEUとの取引比率も相当に高く、その際にEUとロシア／ユーラシア市場を媒介するような形の加工貿易に従事している。政権幹部や政策エリートは、理念的にはEUとユーラシアを結ぶ結節点としてのベラルーシの役割を自任し、さらにはEUやユーラシア以外の新規市場開拓にも意欲を示している。一般国民の間でも、ウクライナ・ショックを受けた反動こそあったものの、趨勢的には、対ロシア統合論が退潮し、EU加入論者が増加する傾向が見られる。このように、ベラルーシは決してロシア一辺倒の国ではなく、ルカシェンコ体制の下では政治面で対EU関係が大幅に前進することは望めないまでも、少なくとも経済面ではEU市場とも密接に結び付いている。

²³⁷ Совет Министров РБ (2016).

第2部 産業部門別の分析

第5章 農業・食品産業

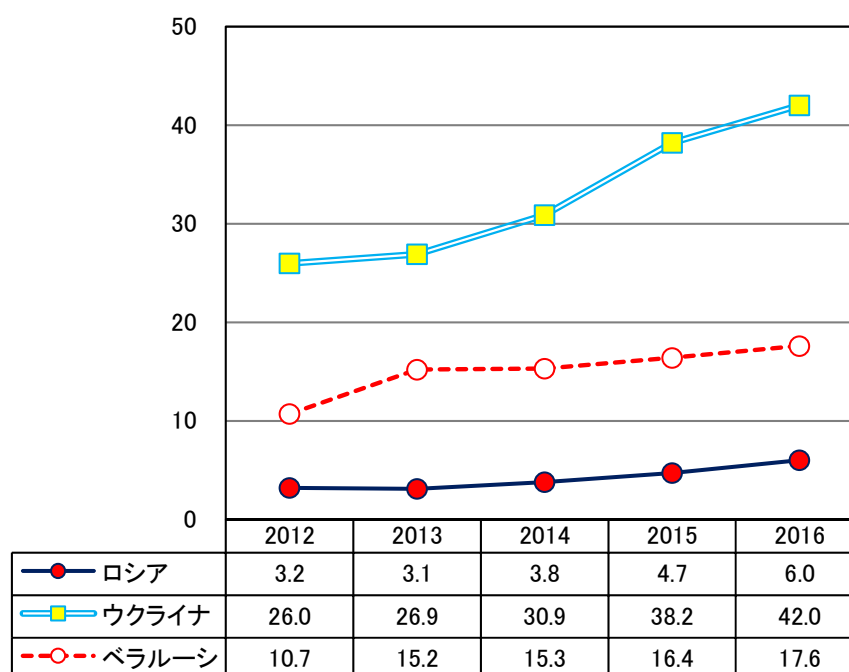
第1節 3国の食品貿易全般の問題

この章では、農産物・食品（第1～24類）の貿易にかかわる諸問題を論じる。ロシアに関しては、欧米産食品の輸入禁止措置と輸入代替にフォーカスする。また、ウクライナの対EU輸出の問題は重要性がきわめて高いので、特に詳細に論じる。

HSコードの分類では、農産物・食品（第1～24類）は大きく4つの「部」に大別される。第1部：動物性生産品、第2部：植物性生産品、第3部：油脂、第4部：加工食品、という区分である。以下本稿でもこの分類に沿って基本的な構図を描いていくが、その際に、付加価値が比較的高いのが第1部と第4部、比較的低いのが第2部と第3部であるという前提に立つ。第2部も比較的高価な果物なども含んでいるが、本稿の対象国の場合は第2部はほとんどが穀物であり（しかも品質が低いため食用というよりも飼料用である場合が多い）、第3部も大部分がひまわりの種を絞っただけの植物油であるため、いずれも低付加価値商品という位置付けになる。なお、第1部は一般的には食肉や乳製品が主流であり高付加価値商品であるものの、ロシアの場合には後述のとおりその大部分が魚であり、生産物というよりは天然資源に近い商品であることに注意する必要がある。

注目すべきことに、ロシア・ウクライナ・ベラルーシといずれも、ここに来て輸出に占める農産物・食品の比率が上昇している（図表5-1）。ロシアとベラルーシは油価の下落で結果的に食品の比率が増大した形だが、ウクライナは重化学工業が崩壊している分、農産物・食品への依存度が急上昇している。

図表5-1 各国の商品輸出に農産物・食品（第1～24類）が占める比率（%）



（出所）各国統計局、ロシア関税局、ITCデータベース。

図表5-2 ロシアとEUの農産物・食品輸入障壁比較 (2016年)

| | ロシア | EU |
|-------------------------|------|------|
| 農産物の単純平均最恵国待遇適用関税率 | 11.0 | 11.1 |
| 商品グループごとの単純平均最恵国待遇適用関税率 | | |
| 動物性製品 | 23.7 | 15.7 |
| 乳製品 | 15.2 | 35.4 |
| 果実・野菜 | 8.2 | 10.5 |
| コーヒー・茶 | 5.9 | 6.1 |
| 穀物・同調製品 | 9.7 | 12.8 |
| 採油用種子、油脂 | 6.7 | 5.6 |
| 砂糖・菓子類 | 10.4 | 23.6 |
| 飲料・タバコ | 22.8 | 19.6 |
| 綿花 | 0.0 | 0.0 |
| その他の農産物 | 4.9 | 3.6 |
| 魚・魚製品 | 7.6 | 12.0 |
| 農産物輸入に占める関税割当の割合 | 3.2 | 13.2 |
| 農産物輸入に占める特別セーフガードの割合 | 0.0 | 23.0 |

(出所)WTOのデータベースをもとに筆者作成。

<http://stat.wto.org/TariffProfile/WSDBTariffPFHome.aspx?Language=E>

さて、本稿では基本作業として、EUとユーラシア経済連合の輸入障壁を比較するという課題を設定しているが、こと農産物・食品に限っては、その作業は至難の技である。農産物では多くの品目に従価税ではなく従量税が設定されている上に、関税割当（一定量までは無税または低関税で輸入できるが、それを超えると高目の関税率が課せられる制度）の役割が大きい。輸入関税率の単純平均値を出すこと自体は可能であるものの、実際の障壁の高さを反映した具体的な数字として出すには、技術的な困難が伴う²³⁸。

ロシアの農産物の輸入障壁についての大まかな流れを述べると、同国では2000年代に農産物の輸入関税率が大幅に引き上げられ、平均関税率が2000年の10%から2008年初頭には18%にまで高まった。ただ、この関税水準にしても、EUをはじめとする主要先進国と比べて特に高いものではなかった。その後は低下に転じ、農産物平均関税率は2012年にWTOに加盟する直前の時点では13.2%となっており、それがWTOの最終譲許関税率では10.8%に設定された²³⁹。そして、このロシアのWTO加盟条件に合わせて、ユーラシア関税同盟／ユーラシア経済連合の共通関税率も設定されている。

²³⁸ <http://capreform.eu/will-the-right-tariff-average-stand-up/> CAP Reform.eu, 31 May 2012.

²³⁹ Liefert et al. (2009), 12; Wegren (2012), 298; 金野 (2012), 4-5.

図表5-3 ユーラシア経済連合とEUの主要農産物・食品の輸入関税率比較(2017年8月現在)

| HS コード | 商 品 名 | ユーラシア経済連合の 共通関税率 | EUの関税率 | | |
|------------|-----------------------------|---|---------------------------------|------------------|------------------|
| | | | 最恵国待遇 | 一般特恵関税 | ウクライナとの DCFTA |
| 020120 | 牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したもの) | 15.0% | 12.8%+ €1.768~2.652/1kg | — | 関税割当 |
| 020210 | 牛肉(冷凍したもの) | 15.0% | 12.8%+€1.768/1kg | — | 関税割当 |
| 0203111009 | 豚肉(生鮮のもの及び冷蔵したもの) | 65.0% | €0.536/1kg | — | 関税割当 |
| 0203211009 | 豚肉(冷凍したもの) | 65.0% | €0.536/1kg | — | 関税割当 |
| 0207119009 | 鳥肉 | 80%、ただし€0.7/1kgを 下回らない | €0.325/1kg | — | 関税割当 |
| 0401209109 | ミルク及びクリーム | 15.0% | €0.227/1kg | — | 関税割当 |
| 0402101900 | 粉乳 | 15.0% | €1.188/1kg | — | 関税割当 |
| 040510 | バター | 15.0%、ただし€0.22/1kgを 下回らない | €1.896/1kg | — | 関税割当 |
| 0406909909 | チーズ | 15.0%、ただし€0.3/1kgを 下回らない | €2.212/1kg | — | 無税 |
| 04090 | はちみつ | 15.0% | 17.3% | — | 関税割当 |
| 100190 | 小麦 | 5.0% | €95.0/1t | — | 関税割当 |
| 100290 | ライ麦 | 5.0% | €93.0/1t | — | 無税 |
| 100390 | 大麦 | 5.0% | €93.0/1t | — | 関税割当 |
| 100490 | オート | 5.0% | €89.0/1t | — | 関税割当 |
| 100590 | とうもろこし | 無税 | €94.0/1t | — | 関税割当 |
| 120600 | ひまわりの種 | 5.0% | 無税 | — | 無税 |
| 15121191 | ひまわり油 | 15.0%、ただし€0.11/1kgを 下回らない | 6.4% | 3.5%ポイント 引き下げ | 無税 |
| 1514119009 | なたね油 | 13.0% | 6.4% | 3.5%ポイント 引き下げ | 無税 |
| 1601009900 | ソーセージその他これに 類する物品 | €0.25/1kg | €1.005/1kg | — | 無税 |
| 16024919 | その他の調製をし又は保 存に適する処理をした豚肉 | 20.0%、ただし€0.25/1kgを 下回らない | €0.857/1kg | — | 無税 |
| 1602509501 | その他の調製をし又は保 存に適する処理をした牛肉 | 20.0%、ただし€0.5/1kgを 下回らない | 16.6% | — | 無税 |
| 170199 | 砂糖(白糖) | \$ 340/1t | €419/1t | — | 関税割当 |
| 2002 | 加エトマト | 10.0~11.0%、ただし€0.05 ~0.055/1kgを下回らない | 14.4% | — | 関税割当 |
| 200961-69 | ぶどうジュース | 概ね12.0% | 22.4%+€1.31/hl+€ 0.206/1kgなど | — | 関税割当 |
| 200971-79 | りんごジュース | 8.0~14.0% | 18.0%など | — | 関税割当 |

(出所) ユーラシア経済連合とEUの関税率ウェブサイトにもとづき筆者作成。

WTOのデータベースにもとづいて、ロシアとEUの農産物・食品の輸入障壁を比較すると、図表5-2のようになる²⁴⁰。農産物関税率の単純平均値を見ると、この時点でロシア11.0%、EU11.1%とほとんど同じであり、EUの農業保護主義に関する一般的なイメージとは若干食い違っている。ただし、図表に見るとおり、関税割当および「特別セーフガード」に訴える割合は、ロシアよりもEUの方がずっと高くなっており、やはり関税率の平均値では量りきれない障壁の存在を示唆している。なお、「特別セーフガード」とは、WTO農業協定第5条にもとづき、ウルグアイ・ラウンド合意において輸入数量制限等の「非関税措置」を関税化した農産品について関税化の代償として認められているもので、特定の条件で自動的に発動される緊急措置である。

図表5-3では、ロシア・ウクライナ・ベラルーシにとって重要性が高いと思われる品目に対してユーラシア経済連合とEUが設定している関税率を比較している。このように、個別品目のレベルで見ても、やはり比較は困難である。

第2節 ロシアの食品貿易の構造

2012～2015年のロシアの農産物・食品の貿易構造を、商品別、相手地域別に整理したのが図表5-4である。

輸出商品構成を見ると、第1部：動物性生産品でも一定の輸出実績を挙げている。しかし、ロシアの場合、その85%前後は魚介類（第3類）であり、畜産品はごくわずかである。次に、第2部：植物性生産品は、80%以上が穀物（第10類）となっており、その主な輸出先は本稿の主たる分析対象であるCIS市場でもEU市場でもなく、「その他世界」である。第3部：油脂は、ロシアの場合ひまわり油が中心であるが、こちらは「その他世界」向けが多いものの、EU向けの輸出も盛んである。一方、比較的付加価値が高いと考えられる第4部：加工食品の輸出は、CIS諸国向けが全体の3分の2程度を占めている。

ロシアの輸入に目を転じると、第1部：動物性生産品の中の食肉および酪農品、第2部：植物性生産品の中の野菜・果物、さらに第4部：加工食品の全般で輸入額が大きくなっている。そして、特に付加価値が高いと考えられる第4部：加工食品の輸入の半分程度が、EUからの輸入となっている。付加価値の低い穀物およびひまわり油を主にCIS域外に輸出し、付加価値の高い食肉・酪農品、加工食品、青果物を輸入に依存、トータルで収支は赤字基調というのが、ロシアの農産物・食品貿易の構造である²⁴¹。

ユーラシア経済連合の事務局であるユーラシア経済委員会の農業政策局は2015年に、穀物、植物油、じゃがいも・野菜、砂糖、牛肉、豚肉、鳥肉、乳製品という品目を取り上げ、それぞれの域内市場を概観したレポートを公表している²⁴²。これらのレポートが明らかにしているとおおり、こうした基礎農産物でロシアがユーラシア経済連合の域内市場を重要な輸出先としているような事例は、皆無である。そもそも、ロシアから諸外国への輸出が盛んな農産物は穀物、植物油に限られ、その主たる輸出先がCIS市場でないことは、上述したとおおりである。ユーラシア経済連合の創設がロシアの農業部門に及ぼす影響は、ごくわずかなものに留まるだろう。ただし、加工食品の輸出先としてCIS市場は重要なので、ユーラシア統合でその維持・拡大を図るというメリ

²⁴⁰ ロシアの農産物単純平均関税率11.0%は、上記のWTO最終議許関税率10.8%を微妙に上回っているが、その原因に関する究明はできなかった。また、同じデータベースでベラルーシの農産物単純平均関税率を引き出すと11.2%とされており、関税同盟パートナーであるはずのロシアと微妙にずれがあり、この点も疑問として残った。

²⁴¹ 野部も、穀物に比べ畜産品が高価である中で、穀物を輸出し、それを飼料として飼育されるのに等しい量の畜産物を輸入しているロシアは、「経済的に不利な形で世界市場に組み込まれている」と指摘している。野部 (2012), 111.

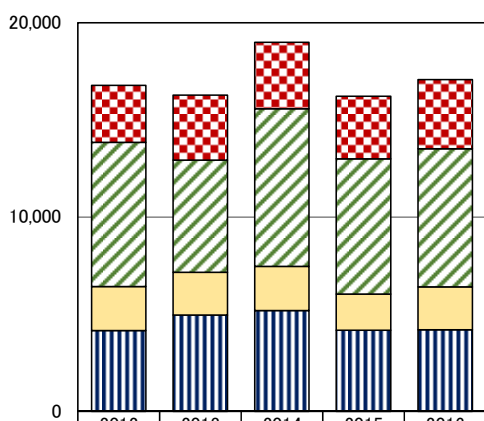
²⁴² 穀物についてはEЭК (2015e)、植物油についてはEЭК (2015g)、じゃがいも・野菜についてはEЭК (2015f)、砂糖についてはEЭК (2015b)、牛肉についてはEЭК (2015d)、豚肉についてはEЭК (2015h)、鳥肉についてはEЭК (2015i)、乳製品についてはEЭК (2015a)。

ットは認められよう。

別の角度から見ると、アルメニアやキルギスといった小国にとっては、穀物消費に占めるロシア（アルメニアの場合）およびカザフスタン（キルギスの場合）からの輸入の比率が高いことが注目される²⁴³。ロシアは自国の食糧安全保障を最優先し、後述のとおり穀物輸出にたびたび制限措置を導入しているが、穀物の輸出関税ではユーラシア経済連合のパートナー諸国をその対象外としている²⁴⁴。キルギスやアルメニアにとってみれば、ユーラシア経済連合に身を置くことによって、自国の食糧安全保障の一定の強化を期待できるわけで、この要因がユーラシア統合の求心力を高める可能性はあるだろう。

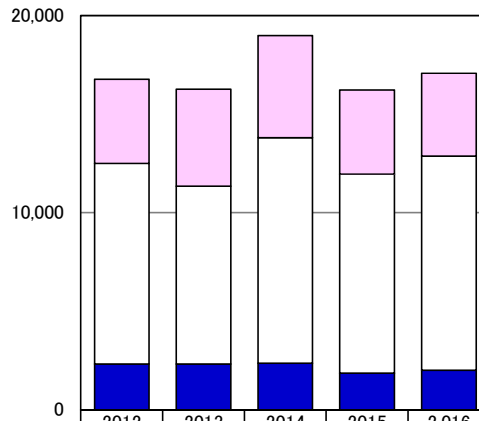
図表5-4 ロシアの農産物・食品の輸出入(100万ドル)

(1)ロシアの農産物・食品輸出の品目構造



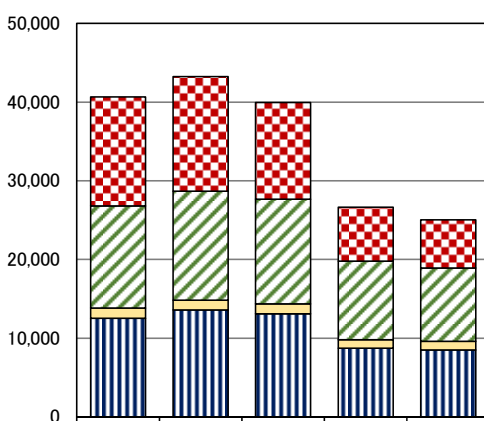
| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 16,769 | 16,262 | 18,982 | 16,215 | 17,070 |
| 第1部:動物性生産品 | 2,930 | 3,335 | 3,403 | 3,228 | 3,562 |
| 第2部:植物性生産品 | 7,419 | 5,775 | 8,118 | 6,943 | 7,092 |
| 第3部:油脂 | 2,259 | 2,187 | 2,270 | 1,873 | 2,209 |
| 第4部:加工食品 | 4,162 | 4,966 | 5,191 | 4,171 | 4,207 |

(2)ロシアの農産物・食品の輸出相手地域



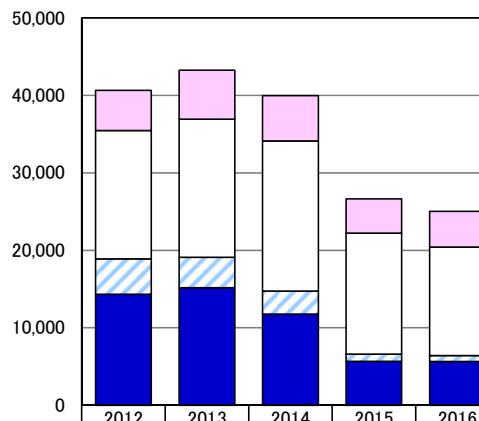
| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全世界 | 16,769 | 16,262 | 18,982 | 16,215 | 17,070 |
| CIS | 4,268 | 4,913 | 5,173 | 4,264 | 4,197 |
| 其他世界 | 10,172 | 9,018 | 11,442 | 10,093 | 10,865 |
| EU | 2,329 | 2,331 | 2,366 | 1,859 | 2,008 |

(3)ロシアの農産物・食品輸入の品目構造



| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 40,655 | 43,255 | 39,957 | 26,650 | 25,031 |
| 第1部:動物性生産品 | 13,862 | 14,573 | 12,291 | 6,871 | 6,103 |
| 第2部:植物性生産品 | 12,964 | 13,869 | 13,318 | 9,978 | 9,337 |
| 第3部:油脂 | 1,303 | 1,236 | 1,242 | 1,065 | 1,089 |
| 第4部:加工食品 | 12,526 | 13,577 | 13,107 | 8,736 | 8,503 |

(4)ロシアの農産物・食品の輸入相手地域

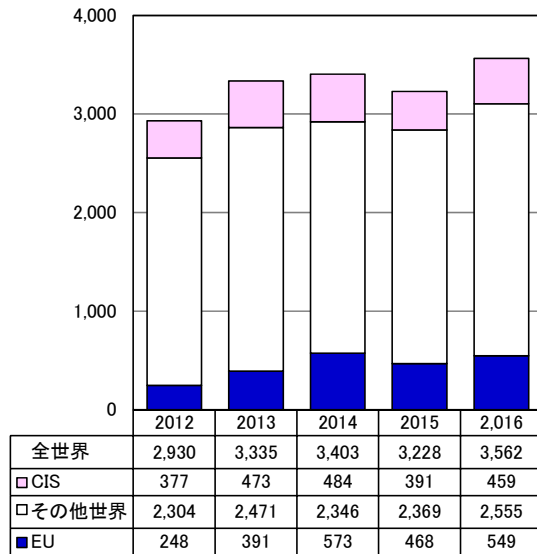


| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全世界 | 40,655 | 43,255 | 39,957 | 26,650 | 25,031 |
| CIS | 5,196 | 6,337 | 5,853 | 4,436 | 4,603 |
| 其他世界 | 16,545 | 17,813 | 19,376 | 15,617 | 14,019 |
| 其他制裁対象 | 4,579 | 3,910 | 2,960 | 907 | 773 |
| EU | 14,335 | 15,195 | 11,768 | 5,690 | 5,636 |

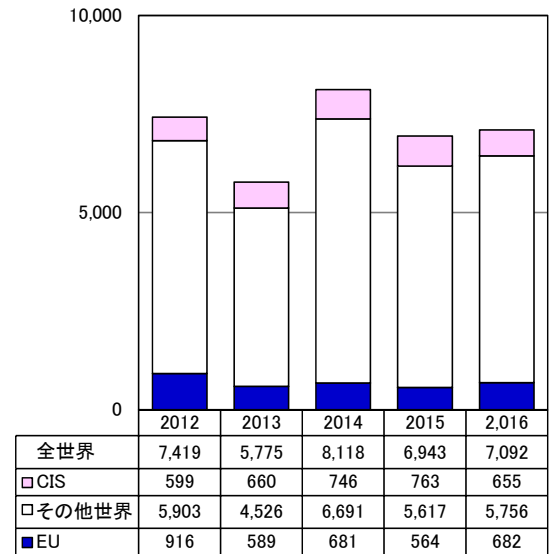
²⁴³ EЭК (2015e), 7-8.

²⁴⁴ 穀物の輸出関税について定めた2013年8月30日付ロシア政府決定第513号を見ると、「ロシア連邦から（ユーラシア）関税同盟加盟諸国の領域外に持ち出される商品に対する輸出関税」と明記されている。

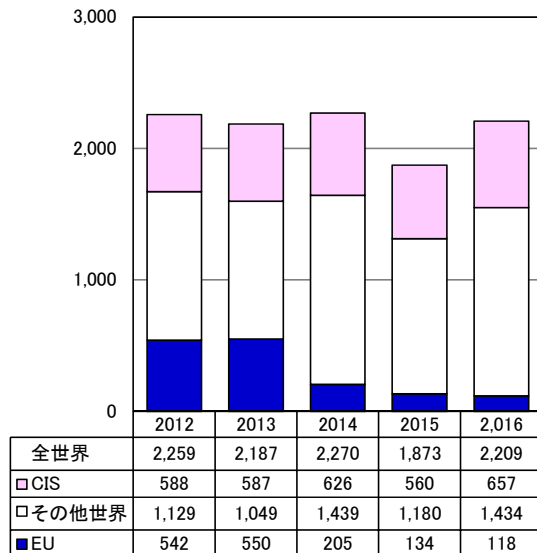
(5)ロシアの第1部:動物性生産品の輸出相手地域



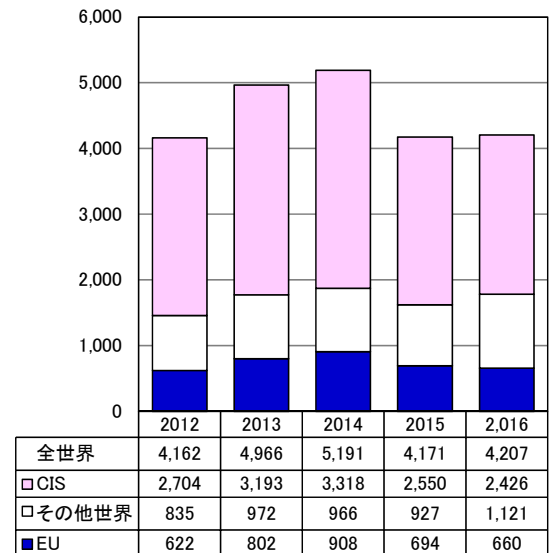
(6)ロシアの第2部:植物性生産品の輸出相手地域



(7)ロシアの第3部:油脂の輸出相手地域



(8)ロシアの第4部:加工食品の輸出相手地域



(注) (4)の制裁対象国については、次節参照。
(出所)ロシア関税局、ITCデータベース。

2000年代に入り、ロシアは穀物輸出国として急激に台頭することになる。その際に、EUが2003年以降、旧ソ連地域産の低品質小麦をターゲットに関税割当制度を適用したこともあり、ロシアにとっての主要市場はエジプトおよびトルコを中心とした中近東、北アフリカ諸国となった。ロシア最大の穀倉地帯は、黒海に隣接した南部一帯であり、ロシアは自国から海上輸送するのに便利な黒海および地中海沿岸諸国の穀物市場を開拓し、それが同諸国の市場性にもマッチした²⁴⁵。それに対し、EUの農産物市場は全般に関税・非関税障壁が高く、ロシアにとって参入難易度がきわめて高い。

そもそも、「食糧安全保障」を重要視するロシア政府は、基礎食品の国内供給を安定させることを最優先し

²⁴⁵ 長友 (2017), 25-26; 服部 (2017a), 334-335.

ており、輸出は「余力に応じて許容する」というのが基本姿勢である。現に、2000年代以降、凶作や内外価格差の拡大で国内の穀物供給に不安が生じた際に、ロシア政府は穀物の輸出制限措置をとってきた。具体的には、数次にわたって輸出関税を導入しており、2010年8月から数ヵ月間は穀物輸出を禁止したこともあった²⁴⁶。本稿の基本的な着眼点は、当該国がいかにして輸出市場を確保するかというものだが、ロシアの穀物輸出はそれとはやや異なる論理で動いていることになる。

注目すべきは、図表5-4(7)に見る油脂の輸出である。ロシアの場合、その大部分はひまわり油(1512)である。ひまわり油はEU市場で不足気味なので、以前からEUはひまわり油には食品としては低目の関税率を設定し、特にロシアは一般特惠関税(GSP)の枠内で優遇的な課税率で輸出ができたので、EU向けの油脂輸出には一定の実績があった。しかし、第2章で述べたとおり、ロシアは2013年末をもってEUのGSPから卒業し、2014年からはEUの最恵国待遇の関税率へと移行、その結果たとえば非精製食用油の税率は2.9%から6.4%へと上昇した²⁴⁷。図表5-4(7)で2014年以降、EU向けの油脂輸出が激減しているのは、この点に起因していると考えて間違いないだろう。一方、ウクライナは2014年以降もEUのGSPの対象に留まるとともに、その後はDCFTAでひまわり油輸出は無関税となったので、EUのひまわり油輸入はロシアからウクライナにシフトしていったと考えられる。筆者が今回の研究に取り組んだ範囲内では、本件はEUの関税政策がロシアおよびウクライナとの貿易フローを左右したことが認められる最も端的な事例と思われる。ただし、図表5-4(7)に見るように、ロシアはEUに代わる市場への輸出に切り替えただけとの感もあり、またウクライナのひまわり油輸出も必ずしもトータルで大きく伸びているわけではないことから、本件は貿易創出効果というよりも、貿易再分配効果である疑いが強い。

第3節 ロシアの食品禁輸と輸入代替の動向²⁴⁸

第2章で見たロシアの輸入代替政策の中でも、農産物・食品の分野は特有の重要性を帯びている。第1に、ロシアにおいても食糧安全保障の要請が以前から叫ばれており、2010年には「ロシア連邦食糧安全保障ドクトリン」を採択²⁴⁹、食糧の自給率向上が国是とされてきた。第2に、ロシアは欧米の制裁に対抗して2014年8月から多くの欧米産食品品目に対する輸入禁止措置をとっており、このように輸入品を強制的に排除しているような事例は他の産業部門には見られないことである。第3に、一般的に言って、畜産や食品産業は、本格的な製造業と比べて必要とされる投資規模が小さく、投資回収期間も短い傾向があることから、ルーブル安や輸入代替政策への感応性が高いと想定される。

ここで改めてソ連崩壊後の経緯を振り返ると、ロシアでは1990年代に畜産が壊滅状態に陥り、輸入品への依存度が高まった。プーチン政権の下、2000年代から畜産部門の輸入代替生産を目指す取り組みが始まり、2003年には食肉に対する関税割当が導入された。これは、牛肉・豚肉・鳥肉のそれぞれに対し、比較的低い関税率で輸入できる割当量を設定する一方で、それを超過した分については高関税を適用するものである。その後、ロシアは自国の優位性の低い牛肉については市場開放を進める一方、豚肉と鳥肉では国内生産の保護を堅持しようとした。しかし、WTO加盟に向けたEU等との交渉で、豚肉についての譲歩を迫られる。2012年のWTO加盟後も、ロシアは食肉の関税割当制度を維持したものの、豚肉については割当の枠内・枠外双方で関税率を引

²⁴⁶ 長友 (2017), 160-175.

²⁴⁷ http://soyaneews.info/news/es_povysit_vvoznye_poshliny_na_maslo_dlya_rossii.html SoyaNews, 10 декабря 2013.

²⁴⁸ 本節は、服部 (2016g) をベースに、加筆・修正して構成している。

²⁴⁹ <http://kremlin.ru/events/president/news/6752> Кремль, 1 февраля 2010.

き下げ、2020年には関税割当そのものを撤廃することに同意せざるをえなかった。もっとも、ロシアは欧米産の豚肉に衛生検疫措置を講じて輸入を制限したため、ロシアのWTO加盟後もEU等からの豚肉の輸入は増加しなかった²⁵⁰。

ロシア政府は2012年7月に「2013～2020年の農業発展、農産物・原料・食品市場管理国家プログラム」を採択し（担当は農業省）、その主要目的として食糧安全保障ドクトリンの指標達成、ロシア産農産物の内外市場における競争力向上がうたわれ、その付属文書では主要農産物の自給率向上の具体的な数値目標も示された²⁵¹。なお、同国家プログラムは2014年4月に改訂されているものの、主要農産物の自給率向上の数値目標に変更は見られない²⁵²。

このように、従来も畜産を中心に農業・食品産業の輸入代替の取り組みが見られた中で、ロシア政府のその路線をさらに決定的にしたのがウクライナ危機であった。2014年のロシアによるウクライナ領クリミアの一方的な併合、東ウクライナ・ドンバス地方への介入を受け、EUおよび米国はロシアに対する経済制裁を発動した。ロシアのプーチン大統領はこれへの対抗策として、2014年8月6日付の大統領令第560号で、ロシアの国益を守るため欧米諸国に対し対抗策を講じることをロシア政府に指示、具体的には欧米産の一部の農産物・食品の輸入を1年間にわたって制限する措置をとるよう政府に命じた。

図表5-5 2014年8月7日付ロシア政府決定第778号の対象品目

| HSコード | 品名 |
|---|------------------------|
| 0201 | 牛肉(生鮮・冷蔵) |
| 0202 | 牛肉(冷凍) |
| 0203 | 豚肉 |
| 0207 | 鳥肉 |
| 0210(その一部) | 食肉(塩蔵、乾燥、燻製したもの) |
| 0301, 0302, 0303, 0304, 0305, 0306, 0307, 0308 | 魚 |
| 0401, 0402, 0403, 0404, 0405, 0406 | 牛乳・乳製品 |
| 0701, 070200000, 0703, 0704, 0705, 0706, 070700, 0708, 0709, 0710, 0711, 0712, 0713, 0714 | ジャガイモ、野菜、根菜 |
| 0801, 0802, 0803, 0804, 0805, 0806, 0807, 0808, 0809, 0810, 0811, 0813 | 果実・ナッツ |
| 160100 | ソーセージ類 |
| 1901901100, 1901909100 | チーズ等の加工食品(植物油にもとづくもの) |
| 2106909200, 2106909804, 2106909805, 2106909809 | 加工食品(牛乳を含有し植物油にもとづくもの) |

(注)その後、2015年6月25日付ロシア政府決定第625号で、対象品目の細目に微修正が加えられた。
(出所)2014年8月7日付ロシア政府決定にもとづき筆者作成。

²⁵⁰ 長友 (2017), 175-184.

²⁵¹ <http://www.rotobo.or.jp/info/documents/gp25.pdf>

²⁵² <https://programs.gov.ru/Portal/files/download?id=7E0411D6-EE08-441A-B17B-942F969C32C1> Портал госпрограмм РФ.

図表5-6 制裁対象国からの対象品目の輸入

(1,000ドル)

| 国 | 2013 | 2014 | 2015 |
|---------------------------|-----------|-----------|---------|
| 2014年8月7日付のロシア政府決定で指定した国 | | | |
| ノルウェー | 1,146,246 | 581,685 | 9,725 |
| ポーランド | 1,142,985 | 650,300 | 20,379 |
| スペイン | 794,360 | 431,497 | 7,895 |
| 米国 | 789,457 | 567,992 | 54,693 |
| オランダ | 768,529 | 420,652 | 23,481 |
| ドイツ | 761,542 | 320,554 | 105,998 |
| デンマーク | 531,538 | 181,789 | 14,521 |
| フランス | 386,855 | 192,784 | 23,370 |
| カナダ | 373,460 | 394,437 | 419 |
| フィンランド | 359,387 | 231,114 | 2,296 |
| リトアニア | 302,620 | 191,313 | 10,903 |
| ベルギー | 296,743 | 183,394 | 4,568 |
| イタリア | 296,637 | 183,088 | 11,624 |
| ギリシャ | 237,487 | 158,658 | 36 |
| アイルランド | 189,383 | 113,055 | 31,370 |
| オーストラリア | 182,126 | 102,891 | 193 |
| ハンガリー | 93,012 | 44,445 | 17,295 |
| エストニア | 92,416 | 34,383 | 1,252 |
| オーストリア | 87,104 | 53,702 | 27,491 |
| 英国 | 62,006 | 60,582 | 11,030 |
| ラトビア | 54,016 | 56,222 | 6,815 |
| スウェーデン | 26,191 | 14,329 | 4,681 |
| ポルトガル | 22,095 | 12,478 | 7 |
| チェコ | 16,831 | 14,497 | 461 |
| スロベニア | 13,280 | 5,968 | 7,268 |
| クロアチア | 9,967 | 5,496 | 2,043 |
| スロバキア | 8,137 | 2,972 | 869 |
| ルーマニア | 7,109 | 4,953 | 508 |
| ブルガリア | 6,370 | 3,129 | 2,081 |
| ルクセンブルク | 330 | 228 | 0 |
| 2015年8月13日付のロシア政府決定で指定した国 | | | |
| アイスランド | 169,702 | 231,648 | 89,311 |
| アルバニア | 989 | 10,097 | 4,243 |
| モンテネグロ | 153 | 40 | 0 |
| リヒテンシュタイン | 0 | 0 | 0 |
| 制裁対象国合計 | 9,229,063 | 5,460,372 | 496,826 |
| 参考:ウクライナ | 727,503 | 414,502 | 143,254 |
| 参考:トルコ | 1,068,229 | 1,101,047 | 900,471 |
| 制裁対象品目の輸入にトルコからの輸入が占める比率 | 18% | 21% | 27% |

(出所) Аналитический центр при Правительстве РФ (2016) をもとに、
筆者が若干アレンジ。

これを受ける形でロシア政府は、2014年8月7日付政府決定第778号で、ロシアへの輸入が1年間にわたって禁止される品目の一覧表と、その対象国を発表した。品目一覧は、図表5-5のとおりである。対象国は、EU諸国、米国、カナダ、ノルウェー、オーストラリアとされた。また、2014年10月2日には、農業分野の輸入

代替に向けた政策ロードマップが示された²⁵³。

その後、2015年6月25日付ロシア政府決定第625号により、制裁の適用が1年間、すなわち2016年8月5日まで延長されることになった。また、対象品目の細目に若干の微修正が加えられた。さらに、2015年8月13日付ロシア政府決定第842号により、食品禁輸の対象国が追加された。EUの対ロシア制裁に同調するアルバニア、モンテネグロ、アイスランド、リヒテンシュタイン、そしてウクライナが、新たに対象に加えられたものである。このうちウクライナについては、第3章ですでに述べたとおり、EU・ウクライナの連合協定の経済条項が施行された時点から食品禁輸を適用する（ただし遅くとも2016年1月1日から適用する）とされていた。2016年6月30日付ロシア政府決定第608号により、欧米に対する食品禁輸は、2017年12月31日まで延長された。さらに、2017年7月4日付の政府決定第790号により、食品禁輸は2018年12月31日まで延長された。

なお、欧米に対する食品禁輸とは別枠ながら、2015年11月24日に発生したトルコによるロシア軍機撃墜事件を受け、同年11月30日付ロシア政府決定第1296号により、ロシアは2016年1月1日から一部のトルコ産食品の輸入も禁止することになった。その対象品目は図表5-5とは異なっており、鳥肉および青果物が中心であった。トルコはロシアに青果物を供給している代表的な輸出国であり、欧米産食品に加えてトルコ産青果物の供給も途絶えたことは、ロシア市場に多大な影響を与えた。2016年夏にロシアとトルコの政治関係が修復されたことを受け、2016年10月9日付ロシア政府決定第1020号により、一部の品目（オレンジなどのロシアでは生産されていない果物）が禁輸対象から解除された。

ロシア政府付属分析センターは2016年4月、『食品禁輸：2015年の総括』と題する報告書を発表した²⁵⁴。禁輸によって生じた貿易量の変化、国内市場への影響などの分析が示されている。この中に、図表5-6のような表が掲載されている。これは、図表5-5で輸入禁止品目とされているHSコードの品目が、制裁対象国からどれだけロシアに輸入されているかを示したものである。なお、表はHSコードをベースに作成されているものの、実際には同じHSコードでも細目レベルで例外的に認められている品目も存在するため（図表5-5ではそうした細部は省略している）、図表5-6では制裁発動後も輸入額はゼロにはなっていない。2014年8月7日付のロシア政府決定で制裁の対象となった30カ国は、前年2013年の実績で、禁輸対象品目をロシアに90.6億ドル輸出していた。また、2015年8月13日付のロシア政府決定で追加された4カ国は、前年2014年の実績で、当該品目をロシアに2.4億ドル輸出していた。その2つを合計すると93億ドルとなり、ロシア政府付属分析センターではこの年間93億ドルという額がロシアの食品禁輸に伴う欧米諸国の損害額であるとしている。ただし、図表5-6に見るとおり、同じHSコードでも細目レベルで例外的に輸入できる品目が2015年現在でも5億ドル弱輸入されているので、厳密に言えば欧米諸国の損害額は88億ドルということになるはずである。

一方、欧米諸国のうち、EU側の損害については、2017年8月に欧州委員会がその規模について発表している。それによると、EU諸国は2013年の時点で、その後ロシア側が輸入を禁止することになる商品を、50.6億ユーロ輸出しており、これは同年のEUの対ロシア食品輸出の約40%に相当した。50.6億ユーロの主な内訳は、乳製品が13億ユーロ、果物が13億ユーロ、食肉が12億ユーロ、野菜が8億ユーロであった。国別では、リトアニアの9億ユーロ、ポーランドの8億ユーロ、ドイツの6億ユーロなどの損害が大きかった。かつてEU諸国の食品輸出相手国としてロシアは第2位の市場だったが、現在は第4位に後退している²⁵⁵。

ロシアの禁輸対象品目の輸入数量の推移を跡付けると（欧米だけでなく全世界からの輸入量）、図表5-7

²⁵³ <http://government.ru/docs/15135/> Правительство РФ, 2 октября 2014. なお、この政府サイトには、食肉の輸入依存率を現状の21.6%から2020年までに7.7%に、牛乳・乳製品では23.6%から16.6%に、野菜では14.6%から10.1%に引き下げるとの目標が記されているが、これらの数字は前掲の農業発展国家プログラムの目標値と若干異なっている。

²⁵⁴ Аналитический центр при Правительстве РФ (2016).

²⁵⁵ <https://ria.ru/economy/20170806/1499848337.html> РИА Новости, 6 августа 2017.

のようになる。生鮮・冷蔵の牛肉（0201）、乾燥・塩蔵・燻製した魚（0305）のように、ウクライナ危機後に輸入がむしろ増加を示した品目もある。しかし、全体としてはやはり2014～2016年に縮小している品目が目立ち、欧米産食品の禁輸に加えて、ルーブル下落やロシア国民の購買力低下の影響をうかがわせる。

ロシアの農産物・食品輸入の商品構成、輸入相手地域を図示すると、前掲の図表5－4(3)(4)のようになる。(4)の輸入相手地域は、EU、その他制裁対象国（米国、カナダ、ノルウェー、オーストラリア、アルバニア、モンテネグロ、アイスランド、リヒテンシュタイン）、CIS、「その他世界」という区分になっている。これを見ると、やはりEUおよびその他の制裁対象国からの輸入減は顕著である（むろん、禁止されていない食品もあるので、一定量の輸入は残っている）。CISでは、ベラルーシが欧米産禁輸で生じたロシア市場の空白を埋めようと懸命の努力を重ねているものの、政治関係の悪化でウクライナからの食品輸入が激減したこともあり、CISトータルでは目立った伸びはない。「その他世界」も含めて、2015～2016年にはすべての地域からの食品輸入が低調であった。

結局、2015～2016年の時期には、欧米からの輸入減が他の国からの輸入で補われるというよりも、ロシア国内の生産増によって補われるか、あるいは不況下でロシア国民の消費量が縮小するというパターンの方が主流であったと見られる。実際、図表5－8に見るように、一連の畜産品において、輸入減と反比例する形で生産増が進んでいる。こうした状況を受け、図表2－19、図表5－9に見るように、ロシアで小売販売されている食品に占める輸入品の比率は、低下傾向を辿っている。ただし、ロシアの優位性が低く、投資回収期間の長い牛肉では、輸入減で国産品のシェアこそ増大しているものの、国内生産の伸びはまだそれほど顕著ではない。また、2015年までは国内生産の拡大が総じて順調に進んでいたが、2016年になると図表5－8(4)バターのように生産が低下に転じる品目も出てきた。

図表5－7 禁輸対象品目の全世界からの輸入

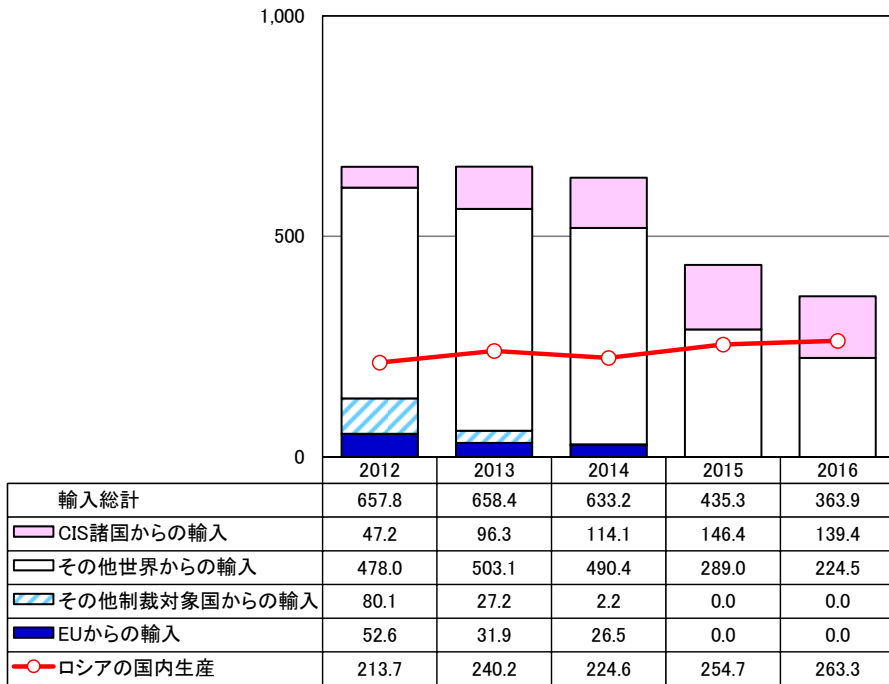
(t)

| HSコード | 品名 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 0201 | 牛肉(生鮮・冷蔵) | 59,898 | 87,247 | 101,545 | 102,876 | 92,046 |
| 0202 | 牛肉(冷凍) | 597,889 | 571,195 | 531,658 | 332,458 | 271,841 |
| 0203 | 豚肉 | 735,450 | 619,765 | 372,254 | 304,500 | 258,719 |
| 0207 | 鳥肉 | 529,885 | 527,013 | 454,512 | 253,408 | 223,728 |
| 0302 | 魚(生鮮・冷蔵) | 180,638 | 142,319 | 86,265 | 29,700 | 25,739 |
| 0303 | 魚(冷凍) | 433,667 | 512,973 | 438,043 | 301,314 | 270,706 |
| 0304 | 魚のフィレ | 123,729 | 119,625 | 125,360 | 69,772 | 61,913 |
| 0305 | 魚(乾燥・塩蔵・燻製) | 13,484 | 12,032 | 17,690 | 22,254 | 22,798 |
| 0401 | ミルク及びクリーム | 230,373 | 266,972 | 300,507 | 246,384 | 234,258 |
| 0402 | ミルク及びクリーム(濃縮・乾燥) | 163,174 | 220,184 | 194,058 | 200,030 | 230,240 |
| 0405 | バター等 | 117,537 | 144,359 | 150,375 | 94,345 | 102,064 |
| 0406 | チーズ | 399,230 | 438,498 | 316,095 | 200,595 | 216,637 |
| 0701 | ジャガイモ | 461,124 | 448,203 | 687,740 | 549,244 | 285,490 |
| 0706 | にんじん、かぶ等の根菜 | 250,191 | 332,575 | 310,209 | 225,710 | 186,380 |
| 0808 | りんご、梨 | 1,692,906 | 1,740,390 | 1,422,239 | 1,140,976 | 925,283 |

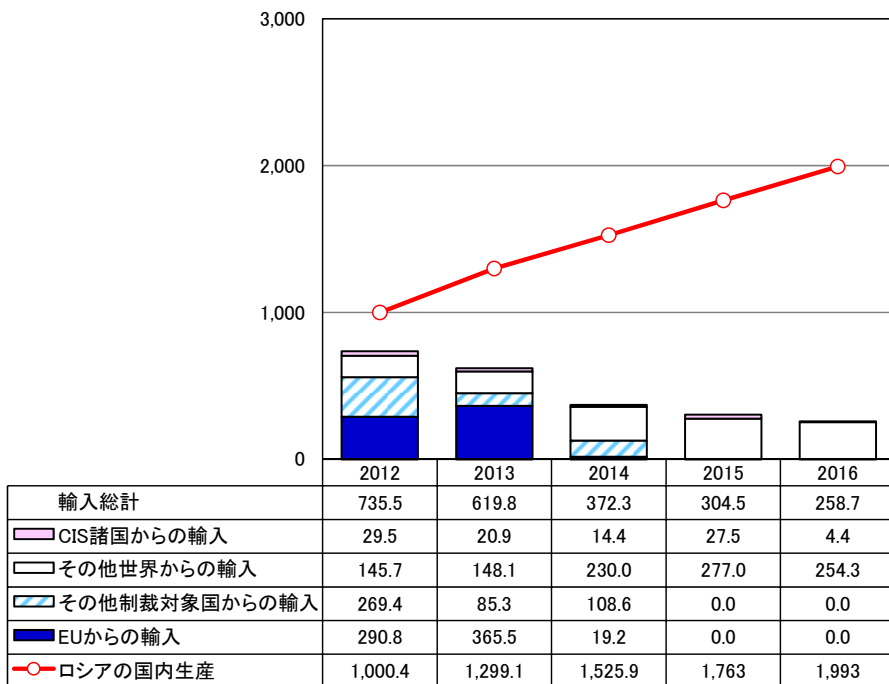
(出所)ITCデータベース。

図表5-8 ロシアによる主な畜産品の輸入と国内生産(1,000t)

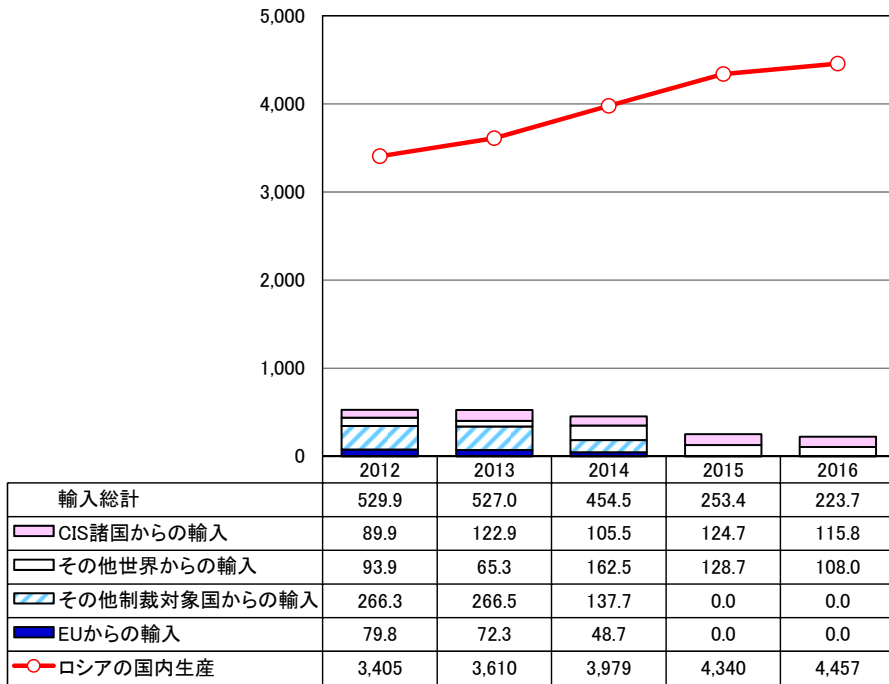
(1) 牛肉(HSコード:0201-0202)



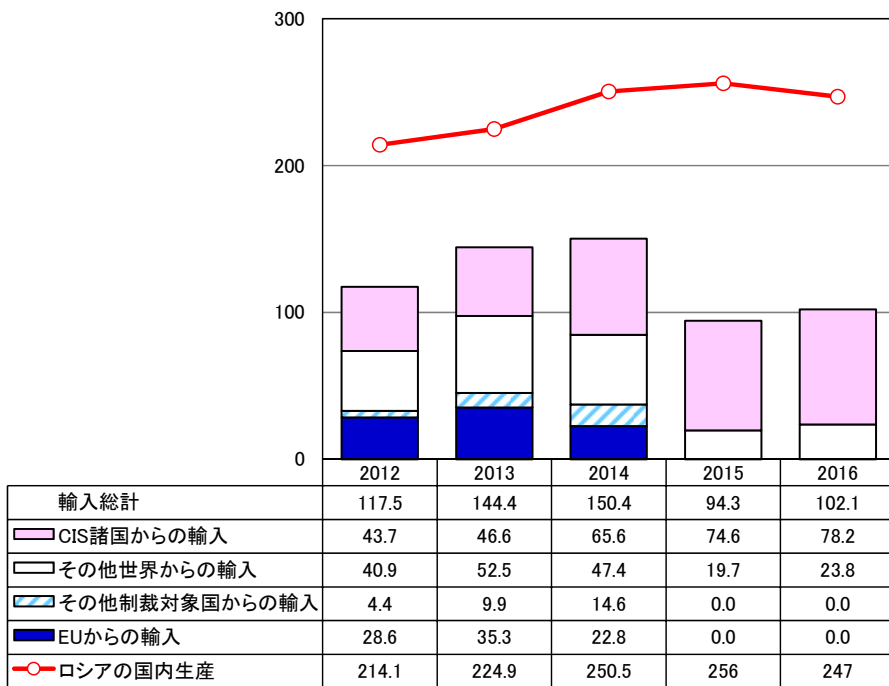
(2) 豚肉(HSコード:0203)



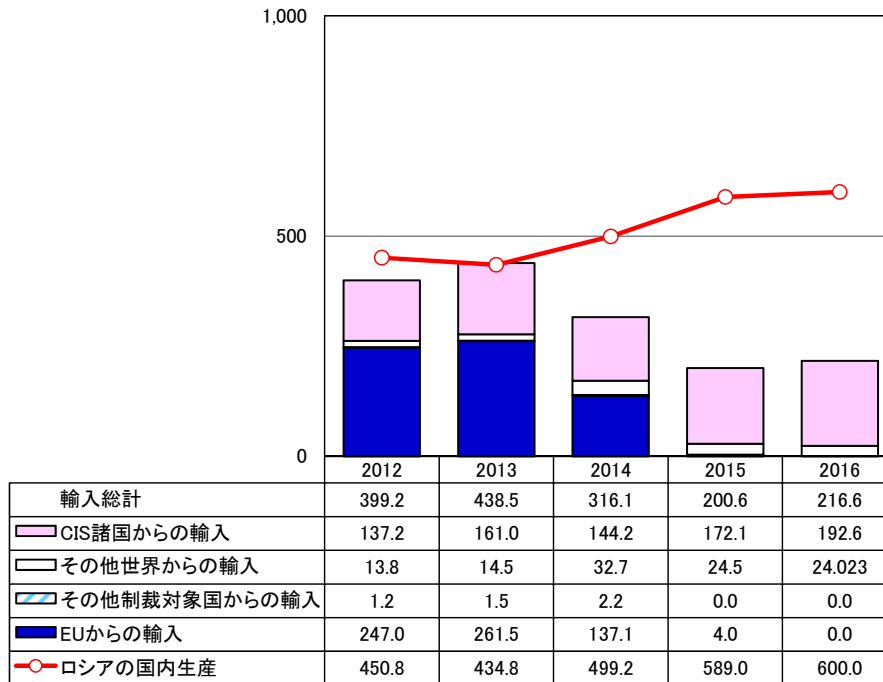
(3) 鳥肉 (HSコード:0207)



(4) バター (HSコード:0405)



(5) チーズ (HSコード:0406)



(出所)ロシア統計局および関税局のデータにもとづき筆者作成。

図表5-9 ロシアで小売販売されている主要食品に占める輸入品の比率

(%)

| | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 食肉 | 43.8 | 38.2 | 33.7 | 30.0 | 30.3 | 26.2 | 19.6 | 13.4 | 11.0 |
| 牛肉 | 61.7 | 61.8 | 64.5 | 59.5 | 59.9 | 59.0 | 57.3 | 48.1 | 40.2 |
| 豚肉 | 56.5 | 41.6 | 46.8 | 42.8 | 41.3 | 31.0 | 16.6 | 12.5 | 9.5 |
| 鳥肉 | 33.3 | 26.1 | 18.2 | 12.5 | 14.0 | 12.8 | 10.0 | 5.5 | 5.0 |
| 肉の缶詰 | 18.8 | 16.5 | 17.1 | 22.0 | 25.1 | 20.0 | 13.7 | 9.0 | 9.1 |
| ソーセージ | 1.1 | 1.3 | 1.3 | 1.7 | 3.4 | 3.2 | 2.2 | 1.0 | 1.4 |
| バター | 27.0 | 27.1 | 32.3 | 32.2 | 34.2 | 35.9 | 34.3 | 25.5 | 26.3 |
| チーズ | 41.3 | 41.2 | 47.4 | 46.1 | 47.8 | 48.0 | 37.3 | 23.3 | 22.8 |
| 小麦粉 | 0.2 | 0.1 | 0.9 | 1.0 | 0.7 | 1.5 | 0.9 | 0.8 | 1.9 |
| 穀物の挽き割り | 4.2 | 2.1 | 2.2 | 2.0 | 1.4 | 1.8 | 0.5 | 0.3 | 0.2 |
| 植物油 | 31.2 | 18.5 | 23.9 | 22.0 | 16.3 | 19.0 | 14.4 | 17.4 | 16.3 |
| 粉乳・クリーム | 30.0 | 37.3 | 60.1 | 40.7 | 48.4 | 60.5 | 49.4 | 56.4 | 59.6 |
| 菓子 | 10.3 | 6.8 | 11.1 | 11.6 | 12.5 | 12.0 | 9.3 | 5.9 | 5.9 |
| 砂糖 | 2.7 | 4.8 | 5.4 | 3.7 | 5.3 | 8.2 | 7.4 | 6.2 | 5.5 |

(出所)ロシア統計局。

図表5-10 ロシアの農産物・食品市場で流通している商品に占める国産品の比率

(%)

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 農業発展 国家プロ グラムに よる2020 年目標 | 食糧安全 保障ドク トリンの基 準値 |
|--------------|------|------|------|------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 穀物 | 98.4 | 98.9 | 99.2 | 99.2 | 99.7 | 95 |
| 植物油 | 81.4 | 85.0 | 82.5 | 83.6 | 87.7 | 80 |
| 砂糖(テンサイ糖) | 84.3 | 81.9 | 83.3 | 88.7 | 93.2 | 80 |
| ジャガイモ | 97.6 | 97.1 | 97.1 | 97.7 | 98.7 | 95 |
| 牛乳・乳製品(牛乳換算) | 76.5 | 77.0 | 79.4 | 81.5 | 90.2 | 90 |
| 食肉・肉製品(食肉換算) | 77.3 | 81.9 | 87.2 | 89.7 | 88.3 | 85 |
| 食塩 | 55.8 | 55.2 | 66.9 | 64.2 | … | 85 |

(出所) Минсельхоз РФ (2017), 19; <http://programs.gov.ru>

かくして、ロシアで消費されている食品に占める国産品という尺度で見れば、ウクライナ危機後にロシアは前進を遂げた。そのことは、ロシアの農産物・食品市場で流通している商品に占める国産品の比率を示した図表5-10からも明らかであろう。ロシア農業省は、前掲の国家プログラムの実施状況に関する報告書を毎年発表しており、図表5-10はその最新版に示されている数値である。過去数年で、国産品の比率が確実に高まっている上に、牛乳・乳製品と食塩を除けば、すでに2010年の食糧安全保障ドクトリンで設定された基準値を超過達成している状態である。

しかし、2010年の食糧安全保障ドクトリンの主眼は、実は自給率を高めること自体にあるのではなく、国民に安全な食品を十分に提供することこそが主眼であり、国内生産はどちらかと言うとそのための手段と位置付けられている²⁵⁶。現実には、2015～2016年にロシア国民の消費は大きく低下しており²⁵⁷、単に輸入が激減したことによって国産品の比率が上昇したというのが真相であろう。そのことをもって、ロシアの食糧安全保障が向上したとは評価しがたい。

いずれにしても、ロシアで輸入代替政策が本格化してから3年程度が経過したにすぎず、その成否はより長期間にわたる経過観察を踏まえ評価を下すべきであろう。特に、ロシア・ルーブルが増価に転じた場合に、ロシアの農業および食品産業の輸入代替のトレンドが変調を来すことはないかという点は、注視していく必要がある。

²⁵⁶ 野部 (2012), 109. の指摘による。

²⁵⁷ ロシア統計局によれば、2015年のロシアの食品の小売販売高は前年比実質9.0%減、2016年は同5.0%減であった。

第4節 ベラルーシの食品輸出とその問題²⁵⁸

ユーラシア経済連合の主要な加盟国であるロシア・ベラルーシ・カザフスタンの食品自給率を比較したのが、図表5-11である。ベラルーシが国内需要を満たし、なお国外に供給する余力が大きいのは、食肉・肉製品、牛乳・乳製品、卵などの畜産物であることが分かる。

ベラルーシでは2003年に、乳業・畜産業を強力な輸出部門に育成することが優先的な国家政策の一つと位置付けられた²⁵⁹。その後、ベラルーシの乳製品の生産に占める輸出の比率は拡大傾向にあり、直近では60%程度が輸出されている。ベラルーシは世界有数の乳製品輸出国であり、EU域内取引を除くと、ベラルーシは世界で4位のバター輸出国で（世界シェア7.6%）、ハードチーズ輸出でも世界5位となっている（世界シェア5.5%）。ホエイパウダー（乳清を粉状にしたもの）、粉乳の輸出でも世界屈指の存在である²⁶⁰。また、食肉の輸出も趨勢的に拡大を続け、直近で生産の3分の1程度が輸出に供されている。ベラルーシの食肉生産者は、国内では政府の意向に沿い商品を安く供給することを迫られており、輸出収入で国内の赤字をカバーするという構造になっている²⁶¹。

図表5-11 ユーラシア経済連合諸国の種類別の食品自給率(%)

| | ロシア | ベラルーシ | カザフスタン |
|--------|-----|-------|--------|
| 穀物 | 108 | 106 | 218 |
| じゃがいも | 98 | 100 | 99 |
| 野菜 | 89 | 97 | 91 |
| 果物 | 30 | 50 | 20 |
| 砂糖 | 86 | 94 | 6 |
| 植物油 | 209 | 74 | 84 |
| 食肉・肉製品 | 76 | 116 | 78 |
| 牛乳・乳製品 | 80 | 246 | 83 |
| 卵 | 98 | 130 | 93 |

(出所) Ушачев и др. (2014), p.9. なお、2014年の資料だが、何年のデータかは明記されていない。

図表5-12に見るように、ベラルーシの農産物・食品の輸出入構造は、前掲のロシアや、後掲のウクライナとはまったく対照的である。ベラルーシでは、付加価値が比較的高い第1部：動物性生産品、第4部：加工食品の輸出が主流となっており、付加価値が低い第2部：植物性生産品、第3部：油脂はごくわずかである。また、図表5-12(2)を見ると、輸出先は極端にロシアに偏重し、それにその他のCISが若干加わる形であり、EU市場およびその他世界への輸出はごくわずかとなっている。むろん、EU市場も潜在的に有望な未開拓市場という位置付けも、できなくはない。しかし、同市場に進出するためには、追加投資を行ってEU基準・認証をクリ

²⁵⁸ 本節は、服部 (2017c) をベースに、加筆・修正して構成している。

²⁵⁹ ФАО (2012), 13.

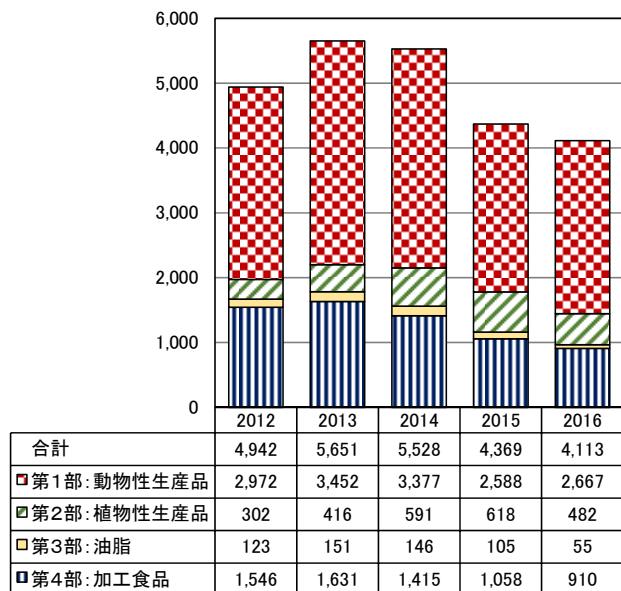
²⁶⁰ ЮНИТЕР (2015c), 4. なお、2015年の資料だが、何年のデータかは明記されていない。

²⁶¹ ЮНИТЕР (2015d), 4.

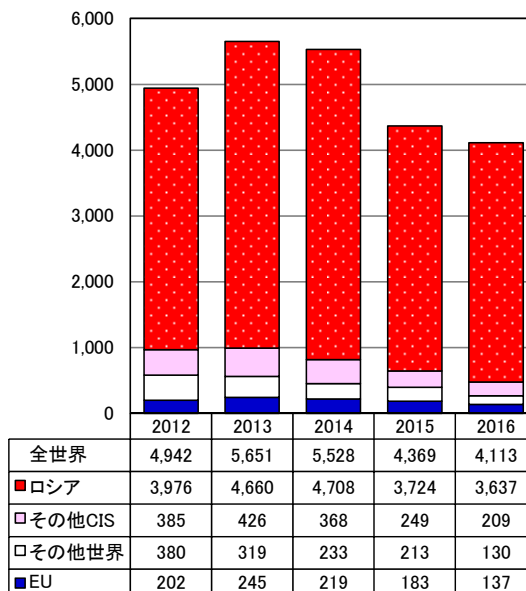
アし、マーケティング・営業など多大な努力を払わなければならない²⁶²。そうした難易度が高く成果が不確実な挑戦よりも、規格、言語、食文化などが共通した既知のロシア・CIS市場でのビジネスを強化することの方が、ベラルーシの生産者にとっては現実性が高いということなのだろう。

図表5-12 ベラルーシの農産物・食品の輸出入(100万ドル)

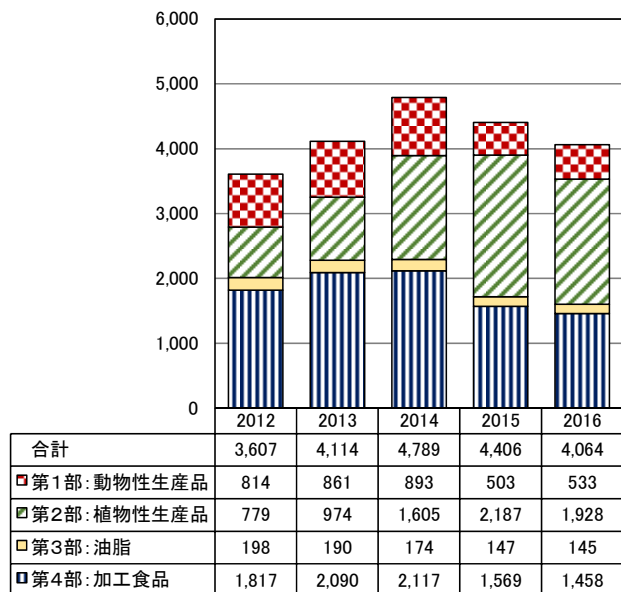
(1)ベラルーシの農産物・食品輸出の品目構造



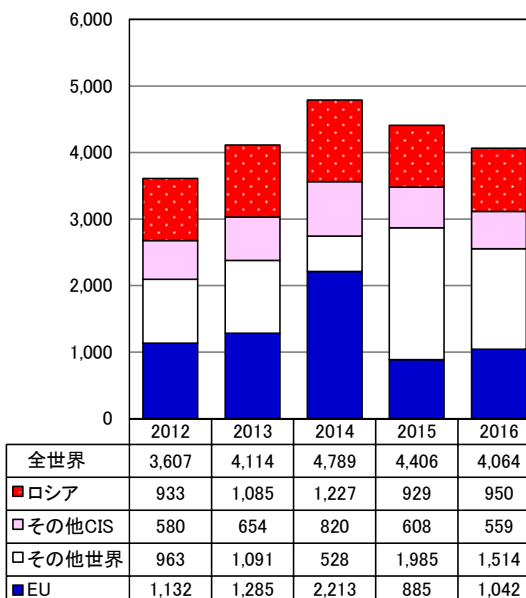
(2)ベラルーシの農産物・食品の輸出相手地域



(3)ベラルーシの農産物・食品輸入の品目構造

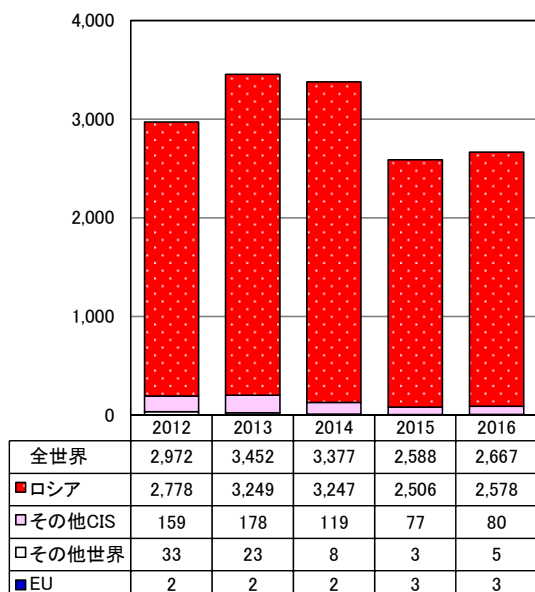


(4)ベラルーシの農産物・食品の輸入相手地域

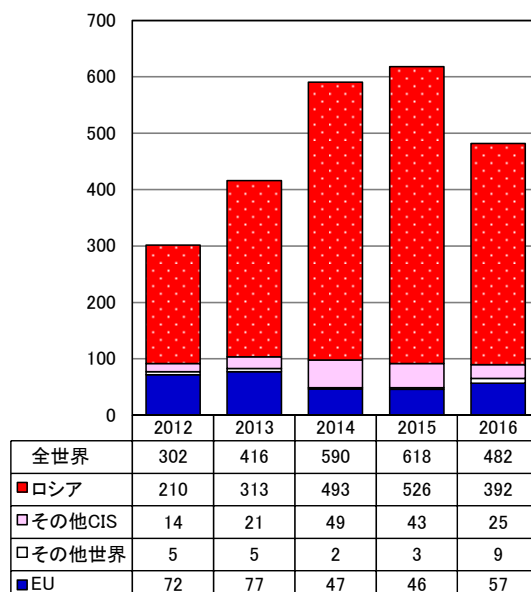


²⁶² 2015年に発表されたレポートによれば、厳格な規制が存在する分野で、EUへの輸出認証を取得しているベラルーシの食品メーカーは4社しか存在せず、そのうち実際にEU市場に本格的に輸出を行っているのは2社だけだという（具体的には乳製品のサヴシキン・プロダクト社と魚製品のサンタ・ブレモル社で、経営主体は同じ）。ベラルーシ食品部門における国家介入の大きさゆえ、EUのアンチダンピング措置の対象になる恐れがあることが、ベラルーシ企業がEU市場と距離を置く一因とされている。なお、同レポートでは、ベラルーシからEUへの輸出が有望視される例外的な品目として、EU側で需要が大きく、輸入障壁もそれほど大きくない、なたね油が挙げられている。IPM Research Center (2015), 20-21, 57, 60.

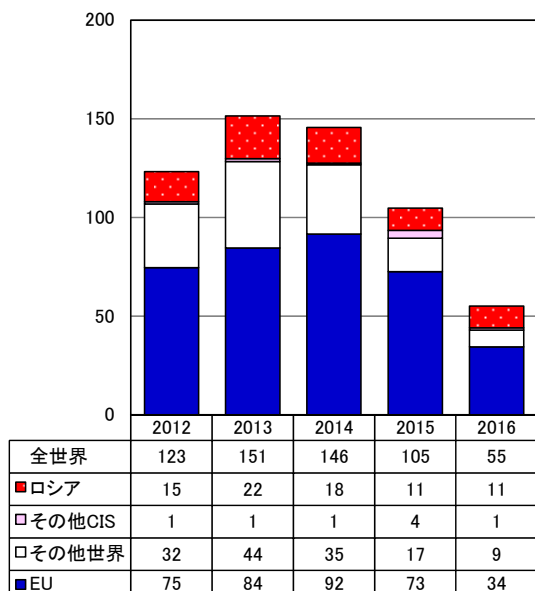
(5) ベラルーシの第1部: 動物性生産品の輸出相手地域



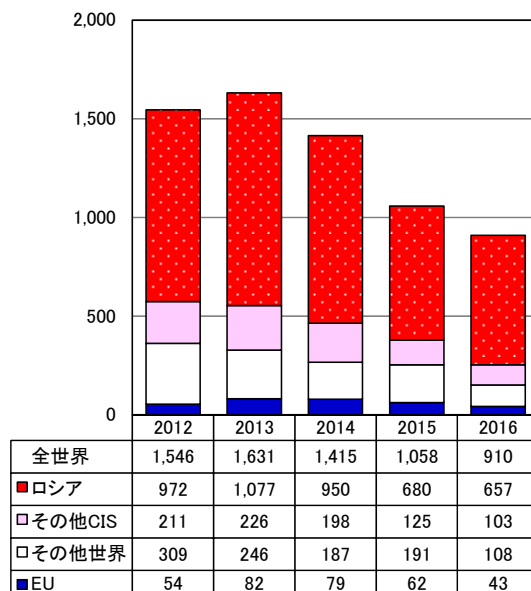
(6) ベラルーシの第2部: 植物性生産品の輸出相手地域



(7) ベラルーシの第3部: 油脂の輸出相手地域



(8) ベラルーシの第4部: 加工食品の輸出相手地域



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

ベラルーシの第4部: 加工食品の輸出について触れておくと、その20~30%程度を占めるのは肉・魚等の調整品(第16類)であり、大部分をロシアに輸出しており、具体的にはハム・ソーセージ等に加え、当国の隠れた名物である魚加工品(前出のサンタ・ブレモル社の製品)が主力となっている。それに次ぐのが砂糖(第17類)、タバコ(第24類)²⁶³、飲料(第22類)といった品目であり、いずれもロシア・CIS市場向けが大部分である(飲料だけはEU向けにも若干の実績がある)。第4章で述べたとおり、ベラルーシの食品加工産業の中心と

²⁶³ 厳密に言えば、統計上は、ベラルーシのタバコ(第24類)の輸出先は大部分が「不明」となっている。しかし、これはベラルーシ・ロシア間で関税国境が存在しないから把握できないだけで、実際にはタバコの輸出先も圧倒的にロシア向けが多いと指摘されている。ЮНИТЕР(2015f), 3.

なっているのが同国西部のブレスト州およびグロドノ州で²⁶⁴、両州には輸入はEUからが多く、輸出はロシア向けが多いという特徴がある。つまり、ベラルーシは自国産の原料だけでなく、一部はEUからも食品原料を輸入し、それを加工してロシア向けに販売しているわけで、ベラルーシ特有の東西架橋型加工貿易の代表的な事例となっている。

2010年代の前半には、ユーラシア関税同盟の域内貿易に占めるベラルーシの輸出のシェアは(数量ベース)、牛肉で97%、豚肉で93%、鳥肉で79%、乳製品で84%に上っており²⁶⁵、その大部分がロシア向けであった。ユーラシア関税同盟の共通関税率で、乳製品の税率が引き上げられたのは、ベラルーシの主張によるものだった²⁶⁶。また、2012年頃にユーラシア関税同盟とニュージーランドがFTAを形成しようとした際に、ニュージーランドからの乳製品流入を懸念したベラルーシはそれを阻止し、その後ロシアがベラルーシ産のバターを一定量買い付けることを確約したことで、ようやくベラルーシの態度は軟化した²⁶⁷。

もう1つ、ベラルーシにとって大きな関心事となるのが、ユーラシア経済連合の砂糖の市場である。ベラルーシ国内には4箇所の精糖工場があり、国内で生産されるテンサイを原料に利用するだけでなく、サトウキビ由来の原料糖も輸入し、白糖への加工が行われている。ベラルーシの白糖の輸出余力はユーラシア経済連合で最も大きく、ロシアを中心としたユーラシア域内市場に輸出することで高い稼働率を維持している²⁶⁸。

このように、ベラルーシはユーラシア経済連合の共同農産物市場における最大の受益者だと言っているだろう。ただし、ベラルーシの農産物・食品輸出に関しては、留意すべき重大な問題がいくつかある。

第1に、ベラルーシの農産物・食品輸出は、ロシアやウクライナに比べれば高付加価値構造を有しているものの、世界的に見れば加工度・付加価値・品質が十分に高いとは言えない。2000年から2014年にかけて、ベラルーシの農産物・食品輸出総額は約11倍に拡大したが、うち数量による増加が4.0倍、価格による増加が2.7倍であり、こうした質よりも量による拡大は世界全体のトレンドに反していたと指摘されている²⁶⁹。

第2に、ベラルーシの農産物・食品輸出は、必ずしも商品そのものの競争力だけで成り立っているわけではなく、国からの手厚い支援策に支えられている面がある。ベラルーシ科学アカデミー農工コンプレクス・システム研究所の報告によれば、近年のベラルーシにおいて、講じられている国家支援策の規模を100とすると、農産物・食品輸出で挙げている利潤は概ね60程度に留まるということである。ベラルーシの農業への国家補助の水準はロシア、カザフスタンという他のユーラシア経済連合加盟国のそれよりも顕著に高く、しかもその内容は貿易を歪曲する効果を及ぼす措置が大部分である。具体的には、農業生産者に対する金融面での支援策がその柱となっている²⁷⁰。つまり、ベラルーシの農業・食品産業は、有力な輸出産業のようでありながら、現実には国民経済の重荷になっている度合いが強いのである²⁷¹。翻って、農村は元々ルカシェンコ現大統領の有力な支持基盤であり、農業支援が体制維持の目的で機能している側面も否定できない。

第3に、ベラルーシはエリートの腐敗が比較的少ない国ながら、農業・食品産業については利権構造が生じている模様で、それだけこの部門が国にとって基幹的な意義を有していることをうかがわせる。具体的に言う

²⁶⁴ ベラルーシ統計局のデータによれば、2015年現在、ブレスト州の製造業生産に占める食品加工産業の比率は57.5%、グロドノ州の製造業生産に占める食品産業の比率は44.0%に上る。

²⁶⁵ 出所は、牛肉がEЭК (2015d), 5、豚肉がEЭК (2015h), 6、鳥肉がEЭК (2015i), 5、乳製品がEЭК (2015a), 10。

²⁶⁶ Маненок и Паньковский (2013), 79。

²⁶⁷ Кнобель (2015); 96; Kostitsin (2015), 8-9。

²⁶⁸ EЭК (2015b), 5。

²⁶⁹ ФАО (2016), 40-41。

²⁷⁰ ФАО (2016), 40; Шпак и Киреенко (2014); Шпак (2015)。ただし、ユーラシア関税同盟の2010年の協定により、ベラルーシは農業への補助を段階的に縮小していく義務を負っている。商品価格に対する補助金の比率の上限は、2011年の16%から、1年ごとに1%ポイントずつ引き下げられ、2016年に10%となる。Дайнеко (2013), 169。

²⁷¹ Лавникевич (2016a)。

と、最近になりベラルーシ大統領官房が酪農企業を多数傘下に収めているものであり、これは政権エリートによる利権の篡奪である疑いが否定できない。ベラルーシ大統領官房は以前から不動産などの商業活動を手掛けていたが、ルカシェンコ政権の黒幕的な存在であるV.シェイマン氏が2013年1月に大統領官房長に就任して以来、従来にも増して商業活動への進出に熱心になった。その一環として、大統領官房は一連の酪農企業を傘下に収め、年産30万tを誇るCIS最大の牛乳生産者になった²⁷²。

第4に、ベラルーシは対ロシア経済統合路線を歩んでいるものの、それでもロシアによる食品禁輸の対象になることがしばしばある。しかも、ロシアの生産者や消費者の利益を守るためというよりも、ベラルーシのルカシェンコ政権に対する政治的締め付けの手段として禁輸が発動されている疑いが濃いケースが散見される²⁷³。とりわけ、前掲の図表1-3に見るとおり、2009年6月にロシアとベラルーシの間で発生した「乳製品戦争」は、『アガニョーク』誌が「ロシアの10大通商戦争」の1つに挙げたほど、深刻な事態だった。これは、ベラルーシ側がロシアの新技术基準に対応した許認可文書を取得していなかったことを理由に、ロシア連邦消費者権利保護分野監督局が500品目に上るベラルーシ産乳製品の輸入を禁止した事件だった。禁輸そのものは2週間で解除されたものの、一時はルカシェンコ大統領がモスクワでのCIS集団安全保障機構サミット出席をボイコットするなどの激しい政治対立に発展した²⁷⁴。2015年のユーラシア経済連合成立後も、ロシア消費市場監督局がベラルーシの特定の生産者を対象にロシアへの輸出禁止措置をたびたび発動している²⁷⁵。

第5に、ロシアの輸入代替政策の展開次第では、ベラルーシの農業・食品産業は窮地に陥る危険性がある²⁷⁶。第2章で論じたとおり、ロシアはウクライナ危機を背景に2014年からあらゆる産業分野での輸入代替政策を強力に推進しようとしており、前節で見たとおり農産物・食品はその中心的分野である。ベラルーシ農業・食品産業にとっては、ロシアがユーラシア共同市場の枠組みで輸入代替政策を推進するのか、それともロシア一国の輸入代替となるのかという点が、死活的になってくる。

第6に、ロシアの欧米からの食品輸入禁止措置を受けて、ベラルーシの対ロシア食品輸出にもきわめて錯綜した状況が生じている。上述のとおり、ロシアは2014年8月から欧米産食品の輸入を禁止したが、その直後から欧米由来の食品をベラルーシを抜け道としてロシアに輸出しようとする動きが広がった。それには、欧米産の食品原料をベラルーシで加工した上でロシアに輸出する合法的なビジネスだけでなく、欧米産食品をベラルーシ産または第三国産と偽装してロシアにトンネル輸出する非合法的取引も少なからず含まれていた。実際、ベラルーシの貿易統計を駆使してその問題を告発した報道も見られたし²⁷⁷、合法・非合法を合わせるとベラルーシは2014年だけで20億ドルの追加収入を得たといった推計も伝えられた²⁷⁸。

しかし、ロシア動植物検疫監督局がベラルーシからの輸入品につき原産地の確認を厳格化したことや、欧米ブランドの食品をベラルーシで現地生産してロシアに供給する交渉が不調に終わったことなどから、制裁で生じた空白をベラルーシからの供給で埋めようとするベラルーシの狙いは、全体として空振りに終わったと論評されている²⁷⁹。確かに、非合法取引の横行ゆえに公式統計の正確性自体を疑う必要があるが、図表5-12(4)を見ても、ロシアが欧米産食品禁輸を打ち出した2014年にベラルーシは対EU食品輸入を急増させたものの、

²⁷² Сехович (2015); Сехович (2016), 304-305.

²⁷³ Елисеев (2014).

²⁷⁴ Информационный центр "Ъ" (2013).

²⁷⁵ 前掲の図表2-10に見るとおり、ユーラシア経済連合では2015年に「協調衛生植物検疫政策」が始動したとされている。しかし、ユーラシア経済連合創設条約第56条第4項によれば、各加盟国は独自に一時的な衛生植物検疫措置を策定・導入する権利を有する。

²⁷⁶ ЮНИТЕР (2015c) 5; ЮНИТЕР (2015d) 5.

²⁷⁷ <http://www.rbc.ru/business/31/03/2015/5519640f9a79472b603f5e14> RBC, 31 марта 2015.

²⁷⁸ <http://vz.ru/infographics/2015/4/17/740693.html> ВЗГЛЯД, 17 апреля 2015.

²⁷⁹ Лавникович (2015).

2015年以降は旧状に復している。なお、ロシア連邦関税局による取締活動の結果、2014年8月7日から2015年12月31日までに550件の食品禁輸違反例が摘発されたが、そのうち圧倒的に最多の256件がベラルーシ領からロシア領に輸送されてきた貨物に対する摘発であり²⁸⁰、ロシアが制裁の実効性を確保する上でベラルーシが鍵を握っていることが見て取れる²⁸¹。

このように、一見するとベラルーシはロシア向けの農産物・食品輸出で大きな収益を挙げているように見えながら、内実は多くの矛盾と不確実性を抱えている。確かに、ベラルーシの生産者にとってロシアは最も開拓しやすい身近な市場だが、その市場に依存しすぎることは、リスクと背中合わせである。それでも、現体制の下では、ベラルーシ農業・食品産業がロシア・CIS市場から急激にEUおよびその他の世界市場に方向転換することは考えにくい。ロシアの輸入代替政策や欧米産食品禁輸の行方など、不透明な要素はあるにせよ、今後もベラルーシの政権当局と生産者はロシア市場の恩恵に浴すべく、したたかに立ち回り続ける公算が大きい。

第5節 ウクライナの食品貿易構造²⁸²

ウクライナは肥沃な黒土に恵まれた世界屈指の穀倉地帯であり、世界の黒土の4分の1ほどが当国にあると言われている。干ばつやウィンター・キルなどのリスクは抱えているものの、農地および気候の特質から、小麦、大麦、とうもろこし、ひまわり、テンサイなどの栽培に適している。ロシア等と同様、ソ連崩壊後の混乱から1990年代に農業も大幅な減産に見舞われたものの、2000年前後からようやく回復に転じた。ただし、回復が見られたのは穀物や工芸作物を中心とした耕種部門であり、畜産部門の回復は立ち遅れている。耕種部門の生産動向にもばらつきがあり、小麦、大麦といった伝統的な作物よりも、とうもろこし、ひまわり、テンサイなどの生産増が目覚ましい。ソ連崩壊後の畜産の崩壊に伴う国内飼料需要の低下と、2000年代に入ってから穀物生産回復が相まって、ウクライナは穀物輸出大国へと転じた。ウクライナは、農業国としての規模ではロシアに劣るものの、国内市場がロシアと比べれば小さいだけに、輸出力ではロシアのそれに比肩しうる²⁸³。

ソ連解体後の混乱期や、利権・汚職構造に支配されたV.ヤヌコーヴィチ大統領の体制下では、ウクライナ農業はその輸出ポテンシャルをフルに発揮することができなかった。主力の穀物および採油用種子（ひまわりの種）に関して言えば、2010年代の初頭まではロシアと同様に、輸出を促進するというよりも、国内の商品不足や価格の高騰に対処するため、輸出を管理・抑制しようとする動きの方が目立っていた。2008年にウクライナがWTOに加盟して以降も、WTO原則に反し、ウクライナは2008年、2010年、2011年と穀物およびひまわりの種に対する輸出割当を設定し、輸出量を制限した。輸出割当は2011年5月の政府決定で廃止されたものの、それに代わるように、2011年7月からは穀物に対する輸出関税が導入された。ただ、穀物に対する輸出関税は2011年末をもって廃止され、それ以降ウクライナでは穀物の輸出に対する割当および輸出関税は適用されていない。2017年8月現在では、農作物で輸出関税が残っているのは、ひまわりの種（120600）および亜麻の種（120400）だけで、現時点で税率は10%である²⁸⁴。ひまわりの種への輸出関税を残しているのは、原料ではなく国内の工

²⁸⁰ http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=22499:2016-01-27-10-44-29&catid=40:2011-01-24-15-02-45&Itemid=2094&Itemid=1835 ФТС России, 27 января 2016.

²⁸¹ АгроВзб (2016).

²⁸² 筆者は、2016年9月25日に上海の華東師範大学で開催された第7回スラブ・ユーラシア研究東アジアコンフェレンスで、「Is the DCFTA Effective in Expanding Ukraine's Food Exports to the EU?」と題する報告を行い、その報告内容をもとに服部 (2017g) を執筆した。本節および次節は、服部 (2017g) をベースに、加筆・修正して構成している。

²⁸³ 以上、ウクライナ農業の基本点は、山村 (2012) にもとづいてまとめた。

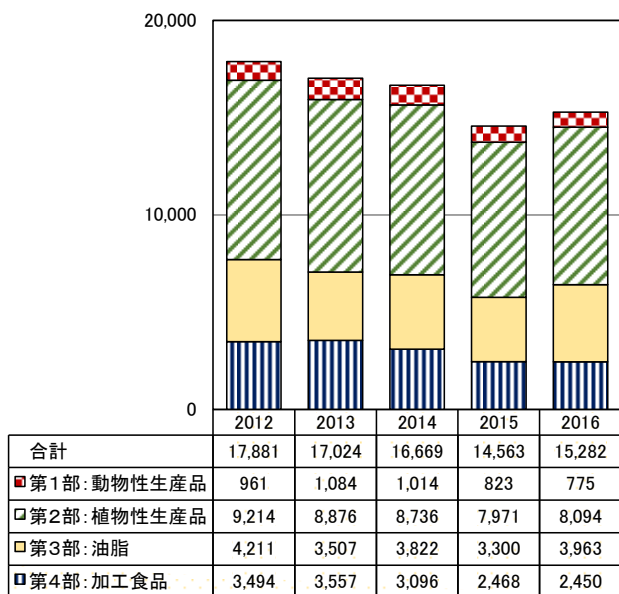
²⁸⁴ Кобута (2015), 7-8; WTO (2016), 91-92. なお、EUとの連合協定に伴う「深化した包括的自由貿易協定 (DCFTA)」の発効を受け、ウクライナはEU向けの輸出に対しては輸出関税を撤廃することが決まっている。WTO (2016), 55-58.

場で抽出した油の輸出を拡大しようとする政策的意図にもとづくものである²⁸⁵。

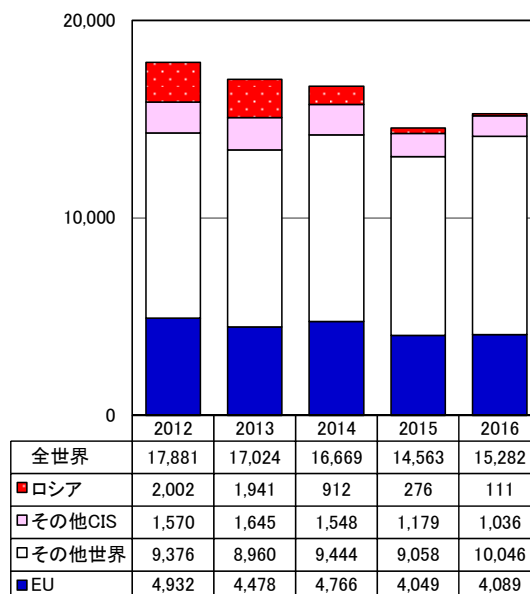
2014年の政変後、ウクライナでは重化学工業の斜陽化が決定的となり、図表5-1で見たとおり、輸出における農産物・食品の比率は高まる一方である。しかしながら、主力の穀物の国際相場低迷や、ロシア市場の喪失などが響き、農産物・食品の輸出額自体は2012年をピークにその後は縮小を余儀なくされ、ようやく2016年に多少盛り返したところである（図表5-13(1)(2)参照）。そうした中で、今日のウクライナは欧州統合への参入を国是としているものの、ウクライナの食品輸出に占めるEU向けの比率は、2012年27.6%、2013年26.3%、2014年28.6%、2015年27.8%、2016年27.0%で、ほとんど横這いである。

図表5-13 ウクライナの農産物・食品の輸出入(100万ドル)

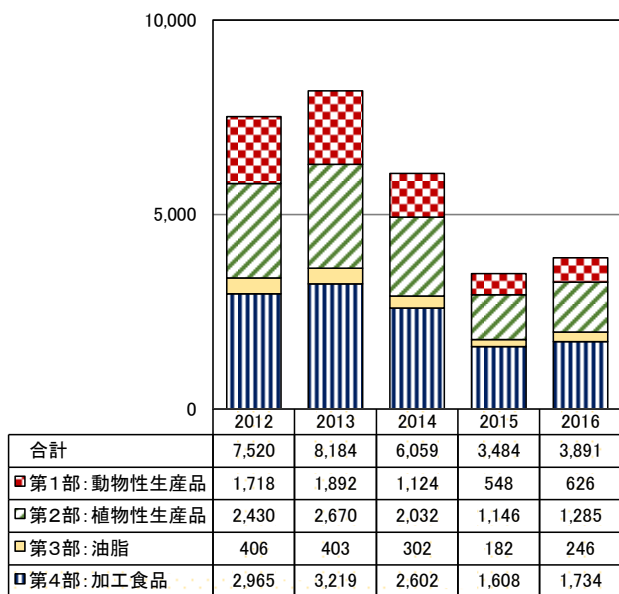
(1)ウクライナの農産物・食品輸出の品目構造



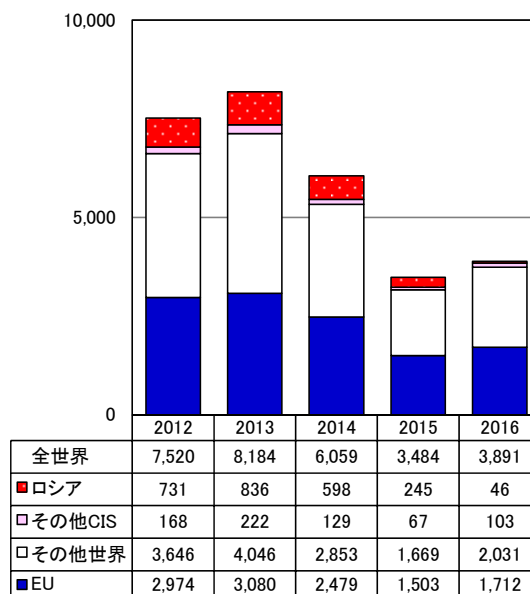
(2)ウクライナの農産物・食品の輸出相手地域



(3)ウクライナの農産物・食品輸入の品目構造

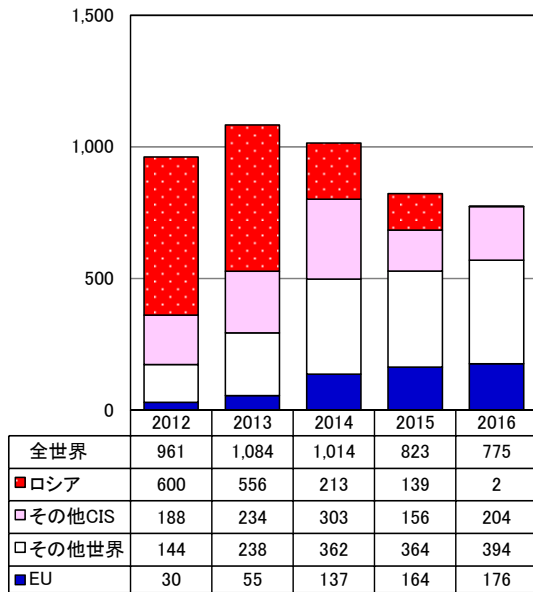


(4)ウクライナの農産物・食品の輸入相手地域

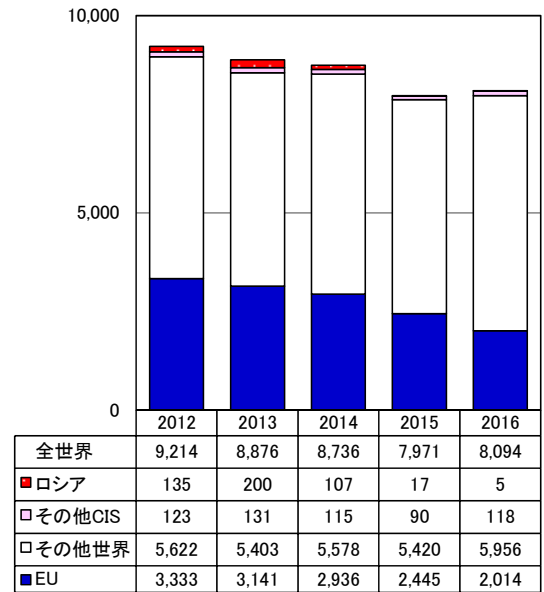


²⁸⁵ 山村 (2012), 138.

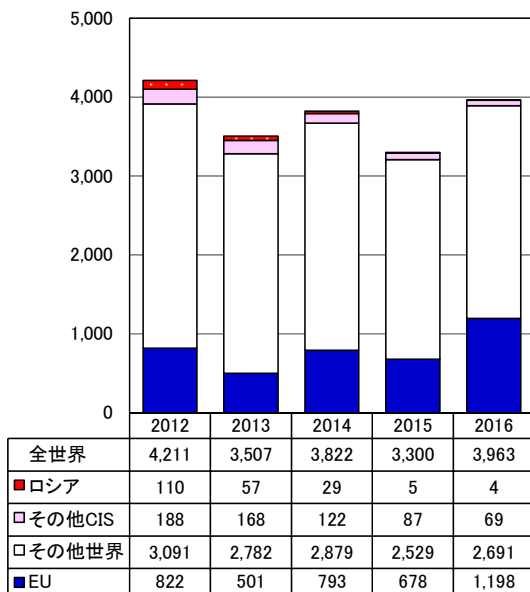
(5) ウクライナの第1部：動物性生産品の輸出相手地域



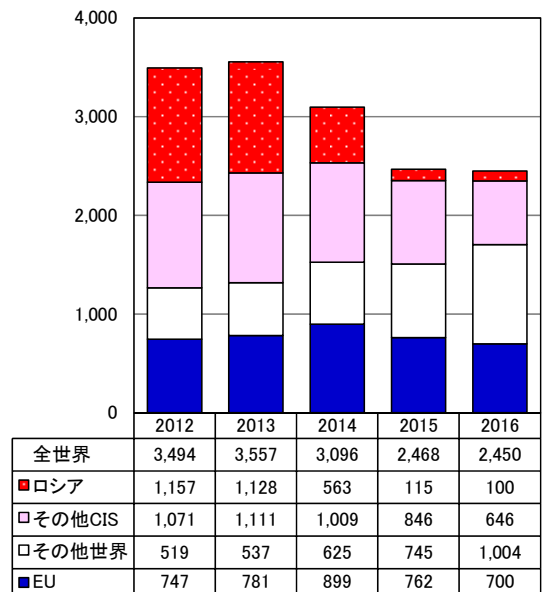
(6) ウクライナの第2部：植物性生産品の輸出相手地域



(7) ウクライナの第3部：油脂の輸出相手地域



(8) ウクライナの第4部：加工食品の輸出相手地域



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

第2節で見たとおり、ロシアの食品輸出には、付加価値が比較的高い第1部：動物性生産品、第4部：加工食品が弱く、付加価値が比較的低い第2部：植物性生産品と第3部：油脂の比率が過度に高いという傾向があった。そして、ウクライナはその構造をさらに極端にしたものと言うことができる。図表5-13(1)に見るように、ウクライナでは第1部、第4部の比率が大きくない上に、ここ数年はむしろ減退傾向にあり、第2部、第3部への偏重はより一層顕著になっている。ただし、低付加価値構造は顕著であるものの、ロシアの食品貿易(図表5-4)が大幅な入超で、ベラルーシの食品貿易(図表5-12)が輸出入ほぼ均衡状態だったのに対し、ウクライナの食品貿易(図表5-13)は大幅な出超であることは特筆されよう。

ウクライナの穀物(主に小麦、大麦、とうもろこし)やひまわり油は、ロシアの場合と同様に、グローバル

な商品である。ただ、ウクライナの黒海港湾から海送しやすい黒海、地中海沿岸諸国、中東諸国などが、自ずと主力市場となる。確かにEU向けの輸出も相当規模に上るものの、経済圏としてのEUに輸出しているというよりは、スペインやイタリアといった環地中海諸国への輸出というニュアンスの方が強いだろう。これらの地域で、ウクライナとロシアの穀物は競争し合い、輸出先の需要や海運面での諸条件に応じて勢力図が決まってきた²⁸⁶。

ウクライナの第2部：植物性生産品、第3部：油脂がグローバルな性格を持つのに対し、第1部：動物性生産品、第4部：加工食品はローカルな商品であったと位置付けられよう。図表5-13(5)(8)に見るように、これらの商品は元々はロシア・CIS市場を主な輸出先としており、ウクライナの食品メーカーは食文化が似通っており自分たちにとっての取引難易度の低い近い外国の市場に注力してきたということを物語っている。チョコレート(1806)、チーズ(0406)などでロシアへの輸出依存度がきわめて高かったことは、前掲の図表3-9で確認したとおりである。ところが、図表5-13(5)(8)に見るように、2014年のウクライナ政変後は、ウクライナはほぼ完全にロシア市場を失いつつある。その喪失は、他の市場への輸出増で一定程度は補われているものの、逆説的にも、戦略パートナーであるはずのEUよりも、「その他世界」への輸出増の方が目立つ。

ウクライナ駐EU代表部のN.ボビツィキー通商・経済協力担当参事官は、2013年のウクライナとフランスの食品輸出構造を比較して、ウクライナの場合には第1部：6.4%、第2部：50.8%であったのに対し、フランスは第1部：29.8%、第2部：15.0%であったとして、彼我の格差を指摘している。そして、ウクライナ食品産業の現状の低付加価値構造は、外的ショックに対して脆弱であり、ウクライナとしては土地市場の自由化、EU基準の検疫および食品安全基準の導入に努め、食品産業の体力強化に繋げるべきだと、参事官は主張した²⁸⁷。ただ、政変後の貿易パフォーマンスを見る限り、ウクライナは単にロシアという高付加価値商品の市場を失っただけで、低付加価値商品の輸出に従来以上に特化するようになっていく印象が否めない。果たして、EUとの連合協定およびDCFTAは、ウクライナの食品輸出の拡大と充実に繋がるのだろうか。次節でその問題を検討することにする。

第6節 DCFTAがウクライナの食品輸出にもたらすもの

DCFTAと関税割当 第3章で述べたとおり、ウクライナとEUは2014年6月27日に最終的に連合協定に調印した。EU側はそれに先立ち、DCFTAを先取りする形で、2014年4月16日付の欧州議会・理事会規則（4月23日発効）により、ウクライナ産品に対する関税を片務的に減免する措置を打ち出した。

しかし、DCFTAにおいてEUは、ウクライナ産農産物・食品に対する関税を原則的には即時撤廃しつつも、多くのセンシティブな品目に「関税割当（TRQ）」という制限措置を残している。関税割当とは、一定量までは無関税で輸入できるが、それを超えると関税が課せられるという仕組みである。対象となる品目と割当量は、連合協定の付属文書に明記されている。

²⁸⁶ 山村 (2012), 153-156.

²⁸⁷ <http://www.euractiv.com/section/agriculture-food/interview/ukrainian-diplomat-eu-association-agreement-major-opportunity-for-agri-trade/> EURACTIV, 14 June 2016. なお、数字はボビツィキー発言のママ。

図表5-14 ウクライナのEU向け農産物・食品輸出動向(1,000ドル)

| 品目(番号はHSコードの類) | | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| ウクライナのEU向けの輸出総額 | | 17,123,694 | 16,758,615 | 17,002,907 | 13,015,210 | 13,444,208 |
| ウクライナのEU向けの農産物・食料品輸出額(第1~4部、第1~24類) | | 4,931,366 | 4,478,237 | 4,765,528 | 4,049,063 | 4,088,795 |
| 第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品 | | 30,115 | 55,195 | 136,967 | 163,960 | 176,094 |
| 1 | 動物(生きているものに限る。) | 245 | 112 | 310 | 131 | 398 |
| 2 | 肉及び食用のくず肉 | 161 | 1,156 | 51,974 | 66,507 | 69,963 |
| 3 | 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物 | 3,975 | 7,227 | 9,134 | 8,613 | 9,089 |
| 4 | 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 | 21,960 | 41,897 | 69,424 | 84,299 | 92,421 |
| 5 | 動物性生産品(他の類に該当するものを除く)。 | 3,774 | 4,803 | 6,125 | 4,410 | 4,224 |
| 第2部 植物性生産品 | | 3,333,148 | 3,141,076 | 2,936,271 | 2,444,656 | 2,014,483 |
| 6 | 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 | 26 | 354 | 257 | 1,277 | 1,414 |
| 7 | 食用の野菜、根及び塊茎 | 33,516 | 22,748 | 23,915 | 11,891 | 19,872 |
| 8 | 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 | 78,602 | 82,466 | 88,905 | 87,537 | 85,031 |
| 9 | コーヒー、茶、マテ及び香辛料 | 2,971 | 2,734 | 3,110 | 2,481 | 2,715 |
| 10 | 穀物 | 1,982,985 | 1,722,594 | 1,805,432 | 1,625,850 | 1,255,697 |
| 11 | 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン | 6,001 | 8,298 | 10,205 | 14,331 | 15,591 |
| 12 | 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 | 1,227,896 | 1,248,432 | 919,003 | 645,289 | 607,056 |
| 13 | ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス | 73 | 128 | 322 | 254 | 210 |
| 14 | 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 | 1,078 | 53,323 | 85,122 | 55,748 | 26,897 |
| 第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう | | 821,551 | 500,503 | 792,967 | 678,336 | 1,198,301 |
| 15 | 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう | 821,551 | 500,503 | 792,967 | 678,336 | 1,198,301 |
| 第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 | | 746,552 | 781,463 | 899,323 | 762,111 | 699,918 |
| 16 | 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物の調製品 | 1,500 | 1,900 | 3,019 | 3,961 | 6,481 |
| 17 | 糖類及び砂糖菓子 | 44,469 | 29,170 | 20,863 | 32,912 | 53,083 |
| 18 | ココア及びその調製品 | 22,781 | 19,448 | 25,756 | 21,145 | 28,979 |
| 19 | 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 | 23,381 | 26,290 | 29,599 | 39,251 | 44,425 |
| 20 | 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 | 87,947 | 160,956 | 157,205 | 114,147 | 77,956 |
| 21 | 各種の調製食料品 | 18,210 | 21,061 | 22,845 | 23,568 | 28,044 |
| 22 | 飲料、アルコール及び食酢 | 24,474 | 25,391 | 28,556 | 29,523 | 21,284 |
| 23 | 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 | 520,697 | 496,988 | 605,714 | 490,584 | 437,103 |
| 24 | たばこ及び製造たばこ代用品 | 3,095 | 258 | 5,767 | 7,020 | 2,562 |

(出所)ウクライナ統計局発表のデータをもとに筆者作成。

図表5-15 EUがウクライナ産品に設定している関税割当の一覧

| Order No | HSコード | 品名 | 年間割当量(t) | | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021以降 |
| 2015年11月18日付規則第2076号(方式:ライセンス制) | | | | | | | | |
| 09.4271 | 0203 | 豚肉 | 20,000 | | | | | |
| 09.4272 | 0203 | | 20,000 | | | | | |
| 2015年11月18日付規則第2077号(方式:ライセンス制) | | | | | | | | |
| 09.4275 | 0407-0408 3502 | 卵 | 1,500 | 1,800 | 2,100 | 2,400 | 2,700 | 3,000 |
| 09.4276 | 0407 | | 3,000 | | | | | |
| 2015年11月18日付規則第2078号(方式:ライセンス制) | | | | | | | | |
| 09.4273 | 0207 | 鳥肉 | 16,000 | 16,800 | 17,600 | 18,400 | 19,200 | 20,000 |
| 09.4274 | 0207 12 | | 20,000 | | | | | |
| 2015年11月18日付規則第2079号(方式:ライセンス制) | | | | | | | | |
| 09.4270 | 0201-0202 | 牛肉 | 12,000 | | | | | |
| 2015年11月18日付規則第2080号(方式:先着順) | | | | | | | | |
| 09.4600 | 0401-0403 | ミルク及びクリーム | 8,000 | 8,400 | 8,800 | 9,200 | 9,600 | 10,000 |
| 09.4601 | 0402-0404 | 粉乳 | 1,500 | 2,200 | 2,900 | 3,600 | 4,300 | 5,000 |
| 09.4602 | 0405 | バター等 | 1,500 | 1,800 | 2,100 | 2,400 | 2,700 | 3,000 |
| 2015年11月18日付規則第2081号(方式:ライセンス制) | | | | | | | | |
| 09.4306 | 1001 99 00 | 小麦 | 950,000 | 960,000 | 970,000 | 980,000 | 990,000 | 1,000,000 |
| | 1101 00 15-90 | | | | | | | |
| | 1102 90 90 | | | | | | | |
| | 1103 11 90 | | | | | | | |
| 09.4307 | 1103 20 60 | 大麦 | 250,000 | 270,000 | 290,000 | 310,000 | 330,000 | 350,000 |
| | 1003 90 00 | | | | | | | |
| | 1102 90 10 ex 1103 20 25 | | | | | | | |
| 09.4308 | 1005 90 00 | とうもろこし | 400,000 | 450,000 | 500,000 | 550,000 | 600,000 | 650,000 |
| | 1102 20 10-90 | | | | | | | |
| | 1103 13 10-90 | | | | | | | |
| | 1103 20 40 1104 23 40-98 | | | | | | | |
| 2015年12月18日付規則第2405号(方式:先着順) | | | | | | | | |
| 09.6700 | 0204 | 羊肉 | 1,500 | 1,650 | 1,800 | 1,950 | 2,100 | 2,250 |
| 09.6701 | 0409 | はちみつ | 5,000 | 5,200 | 5,400 | 5,600 | 5,800 | 6,000 |
| 09.6702 | 0703 20 | にんにく | 500 | | | | | |
| 09.6703 | 1004 | オート | 4,000 | | | | | |
| 09.6704 | 1701 12 | 砂糖 | 20,070 | | | | | |
| | 1701 91-99 | | | | | | | |
| | 1702 20 10 | | | | | | | |
| | 1702 90 | | | | | | | |
| 09.6705 | 1702 30-40 | ぶどう糖 | 10,000 | 12,000 | 14,000 | 16,000 | 18,000 | 20,000 |
| | 1702 60 | | | | | | | |
| 09.6706 | 2106 90 | シロップ | 2,000 | | | | | |
| 09.6707 | ex 1103 19 20 | 穀物のひき割り等 | 6,300 | 6,600 | 6,900 | 7,200 | 7,500 | 7,800 |
| | 1103 19 90 | | | | | | | |
| | 1103 20 90 | | | | | | | |
| | 1104 19 | | | | | | | |
| | ex 1104 29 1104 30 | | | | | | | |

(続く)

(続き)

| Order No | HSコード | 品名 | 年間割当量(t) | | | | | |
|------------|---------------|---------------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021以降 |
| 09.6708 | 1107 | 麦芽、小麦グルテン | 7,000 | | | | | |
| | 1109 | | | | | | | |
| 09.6709 | 1108 11 | 穀物のでん粉 | 10,000 | | | | | |
| | 1108 12 | | | | | | | |
| | 1108 13 | | | | | | | |
| 09.6710 | 3505 10 | スターチ | 1,000 | 1,200 | 1,400 | 1,600 | 1,800 | 2,000 |
| | 3505 20 | | | | | | | |
| 09.6711 | 2302 10 | 食品産業の廃棄物等 | 17,000 | 18,000 | 19,000 | 20,000 | 21,000 | 22,000 |
| | 2302 30 | | | | | | | |
| | 2302 40 10 | | | | | | | |
| | 2302 40 90 | | | | | | | |
| | 2303 10 11 | | | | | | | |
| 09.6712 | 0711 51 | きのこ | 500 | | | | | |
| | 2003 10 | | | | | | | |
| 09.6713 | 0711 51 | | 500 | | | | | |
| 09.6714 | 2002 | 加エトマト | 10,000 | | | | | |
| 09.6715 | 2009 61-69 | ぶどう・りんごジュース | 10,000 | 12,000 | 14,000 | 16,000 | 18,000 | 20,000 |
| | 2009 71-79 | | | | | | | |
| 09.6716 | 0403 | バターミルク、ヨーグルト等 | 2,000 | | | | | |
| 09.6717 | 0405 20 | デイリースプレッド | 250 | | | | | |
| 09.6718 | 0710 40 | スイートコーン | 1,500 | | | | | |
| | 0711 90 30 | | | | | | | |
| | 2001 90 30 | | | | | | | |
| | 2004 90 10 | | | | | | | |
| | 2005 80 | | | | | | | |
| 09.6719 | 1702 | 砂糖製品、チョコレート | 2,000 | 2,200 | 2,400 | 2,600 | 2,800 | 3,000 |
| | ex 1704 90 99 | | | | | | | |
| | 1806 10 | | | | | | | |
| | ex 1806 20 95 | | | | | | | |
| | ex 1901 90 99 | | | | | | | |
| | 2101 12 98 | | | | | | | |
| | 2101 20 98 | | | | | | | |
| 3302 10 29 | | | | | | | | |
| 09.6720 | 1903 | 穀物の加工品 | 2,000 | | | | | |
| | 1904 30 | | | | | | | |
| 09.6721 | 1806 20 70 | 生クリーム製品 | 300 | 340 | 380 | 420 | 460 | 500 |
| | 2106 10 80 | | | | | | | |
| | 2202 90 99 | | | | | | | |
| 09.6722 | 2106 90 98 | その他の食品調整品 | 2,000 | | | | | |
| 09.6723 | 2207 10 | エチルアルコール | 27,000 | 41,600 | 56,200 | 70,800 | 85,400 | 100,000 |
| | 2208 90 91 | | | | | | | |
| | 2208 90 99 | | | | | | | |
| | 2207 20 | | | | | | | |
| 09.6724 | 2402 10 | たばこ | 2,500 | | | | | |
| | 2402 20 90 | | | | | | | |
| 09.6725 | 2905 43 | マンニトール | 100 | | | | | |
| | 2905 44 | ソルビトール | | | | | | |
| | 3824 60 | | | | | | | |
| 09.6726 | 3809 10 | モルト・スターチ加工品 | 2,000 | | | | | |

(出所)一連のEU規則をもとに筆者作成。

前掲の2014年4月16日付の欧州議会・理事会規則を受け、欧州委員会は4月23日付の一連のEU規則によって、同年10月31日までウクライナの該当産品に関税割当を暫定的に適用することを決めた。さらに、2014年10月31日付の一連のEU規則によって、関税割当の適用期間が2015年12月31日まで延長された。当初は暫定的かつ片務的に適用されていたDCFTAだったが、2016年1月1日からは全面的に施行されることになった。それを前に、欧州委員会は2015年11月18日付EU規則第2076号、2077号、2078号、2079号、2080号、2081号、2015年12月18日付EU規則第2405号という7本の規則で、2016年以降のウクライナ産農産物・食品に対する関税割当を改めて設定した。それを一覽にまとめたのが、図表5-15である。なお、HSコードと品名は、原典ではさらに仔細に記載されているが、細かすぎてかえって分かりづらいので、図表5-15では整理・簡略化して示した。

EUがウクライナ向けに設定している関税割当は、36の商品カテゴリーを対象としている。基本的に図表5-15の左列に示されている「オーダーナンバー」が1つの商品カテゴリーに対応しているが、09.4271と09.4272、09.4275と09.4276、09.4273と09.4274、09.6712と09.6713はそれぞれ同類の商品を扱っているため、合わせて1カテゴリーとカウントされる。割当量には、09.4271のように固定されているものと、09.4275のように毎年一定量拡大してくものがある（ただし、拡大は2021年で完了し、以降は固定）。

また、EUの関税割当には、ライセンス制、先着順という2つの管理方式があるので、図表5-15では規則ごとにその区分も示している。ライセンス制とは、無税枠で輸入を行うためのライセンス取得を輸入者が当局に申請し、申請状況に応じて、無税輸入権が配分される方式である。先着順は、文字どおり、先に輸入取引を行った輸入者が無税枠の恩恵に浴し、無税枠が切れた時点から関税を支払う通常の輸入に移行する方式である。

前掲の図表5-3に見るように、ひまわり油（HSコード15121191）は、DCFTAでは関税割当ではなく、数量制限なしの無関税になった。ウクライナの最重要輸出品であるひまわり油が無関税になったことの意味は大きい。図表5-14に見るように、2016年にウクライナからEUへの第3部（第15類）油脂の輸出が大幅に伸びたのも、その恩恵である可能性がある。

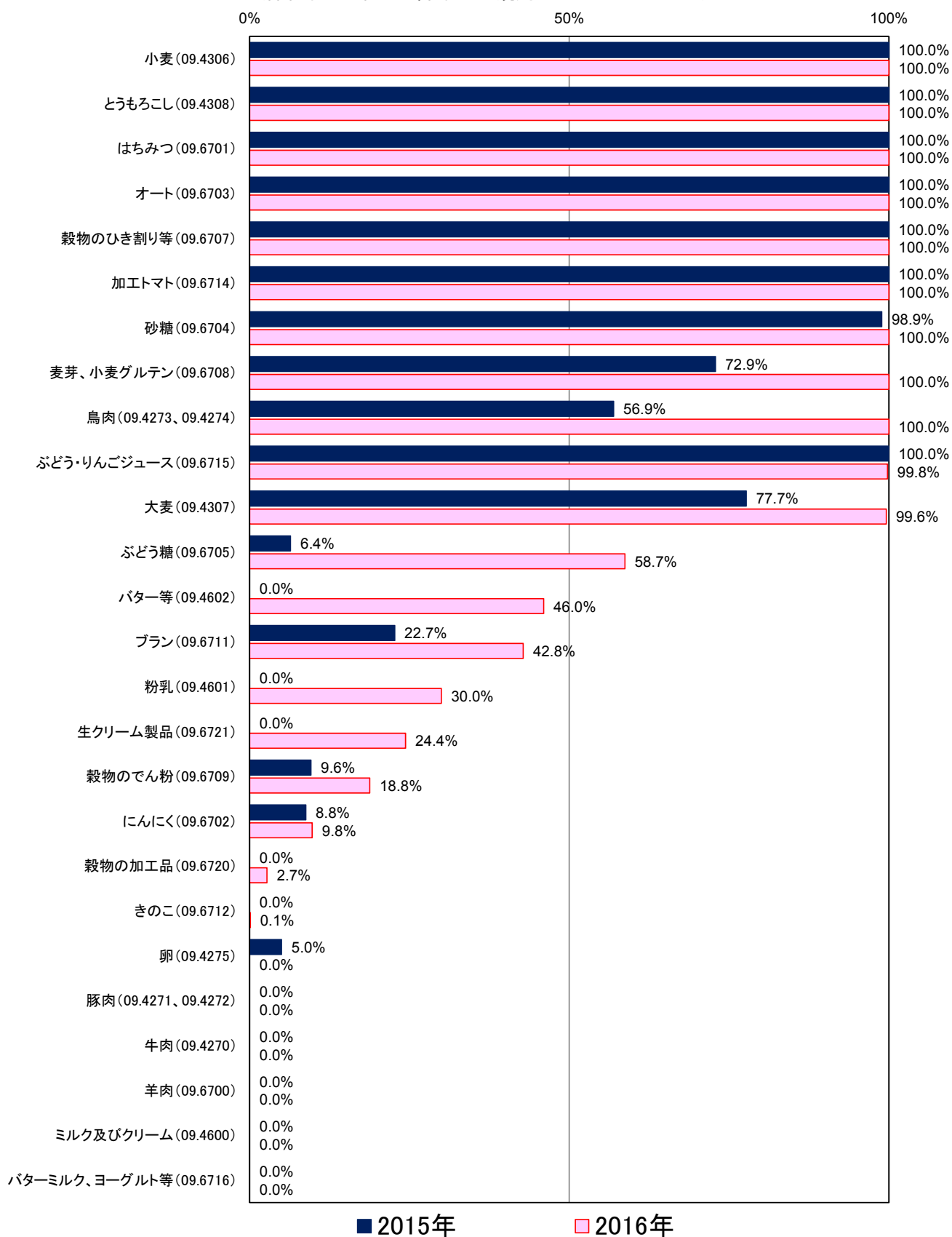
関税割当の2つの問題 2014年からEUがウクライナに対して施行している関税割当制度の利用状況を見ると、きわめて明瞭なトレンドが生じている。早々に無税枠が使い切られる品目と、逆に無税枠がまったく活用されていない品目とに、ほぼ二分化されているのである。

全体像を確認すべく、2015～2016年の主な品目の関税割当消化状況をまとめたのが、図表5-16である。これを見ると、割当が活発に利用されているのは、小麦、とうもろこしに代表される穀物と、はちみつ、加工トマト、ぶどう・りんごジュース、砂糖などである。それに対し、豚肉・牛肉・羊肉ではまったく利用されない状態が続いており、一連の乳製品の利用率も総じて低い。

つまり、現在ウクライナがこの分野で直面している問題は、2つあると言える。第1に、一部の品目については、EUの設定する関税割当の規模が不十分であるため、DCFTAの恩恵が限定的になってしまっている点である。第2に、ある種の品目においては、関税割当がほとんど活用されない状況が続いていることである。具体的には、無税枠が設定されているにもかかわらず、ウクライナの畜産・乳製品の生産者がEU市場に輸出するのに必要な認証を取得するのが遅れており、現状で輸出がほぼ不可能になっている問題である。障害になっているのは、認証取得に要する高額な費用だとされる。2016年7月時点で、認証を取得済みのウクライナの乳製品生産者は、わずか12社だったという²⁸⁸。

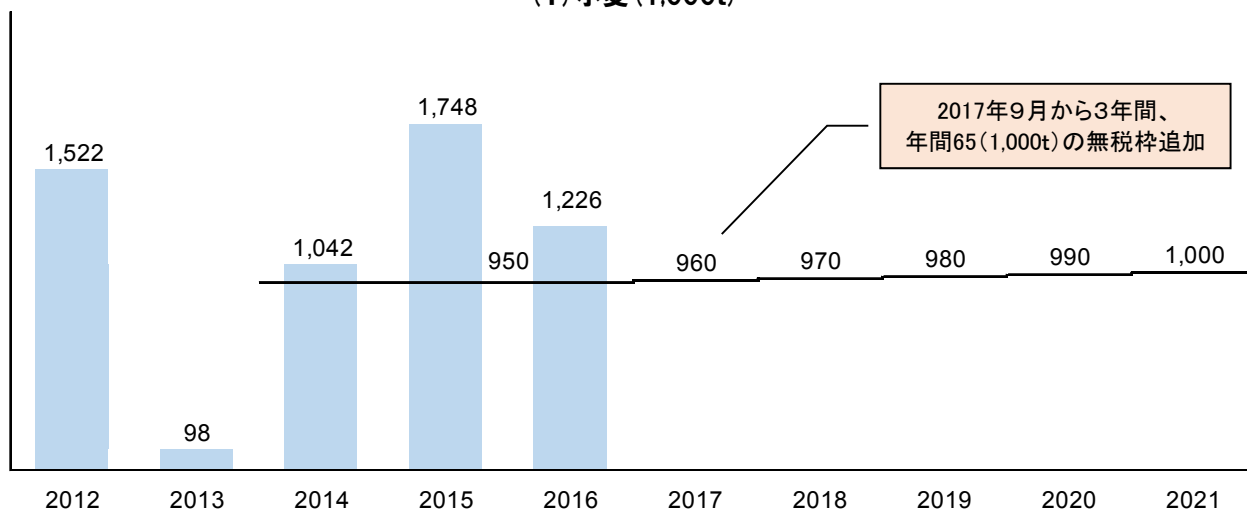
²⁸⁸ <http://interfax.com.ua/news/economic/355057.html> Интерфакс-Украина, 6 июля 2016.

図表5-16 EUがウクライナ産品に設定した関税割当の2015~2016年の利用状況
(品目名に付記した番号はEU規則のオーダーナンバー)

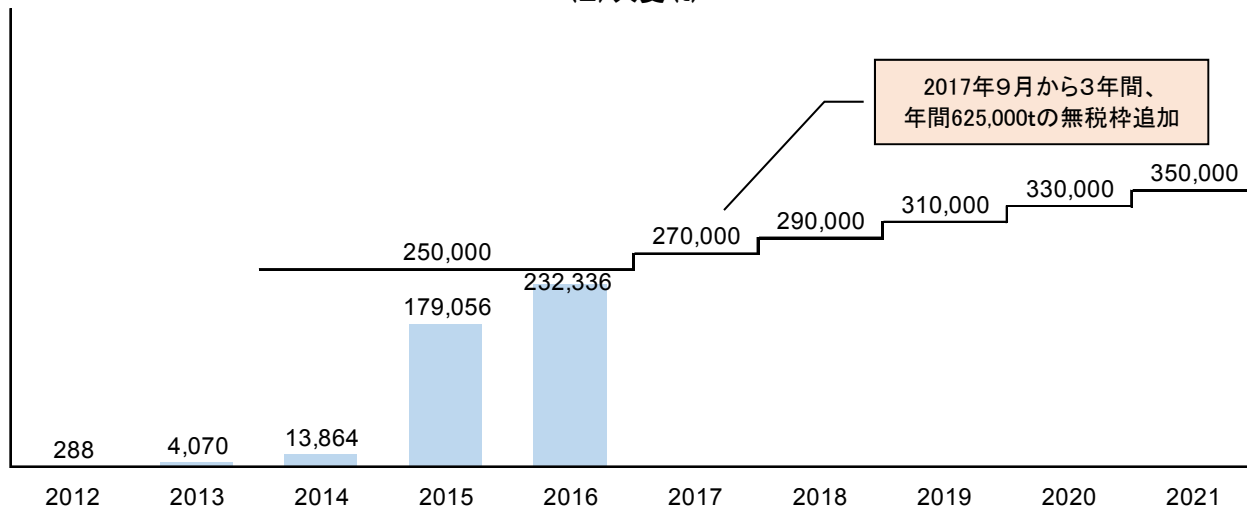


(出所) <http://businessviews.com.ua/ru/business/id/kak-ukraina-ispolzovala-kvoty-na-eksport-v-es-1148/>
<http://aggeek.net/ru/news/id/infografika-ispolzovanie-eksportnyh-kvot-v-strany-es-v-2016-godu-252/>

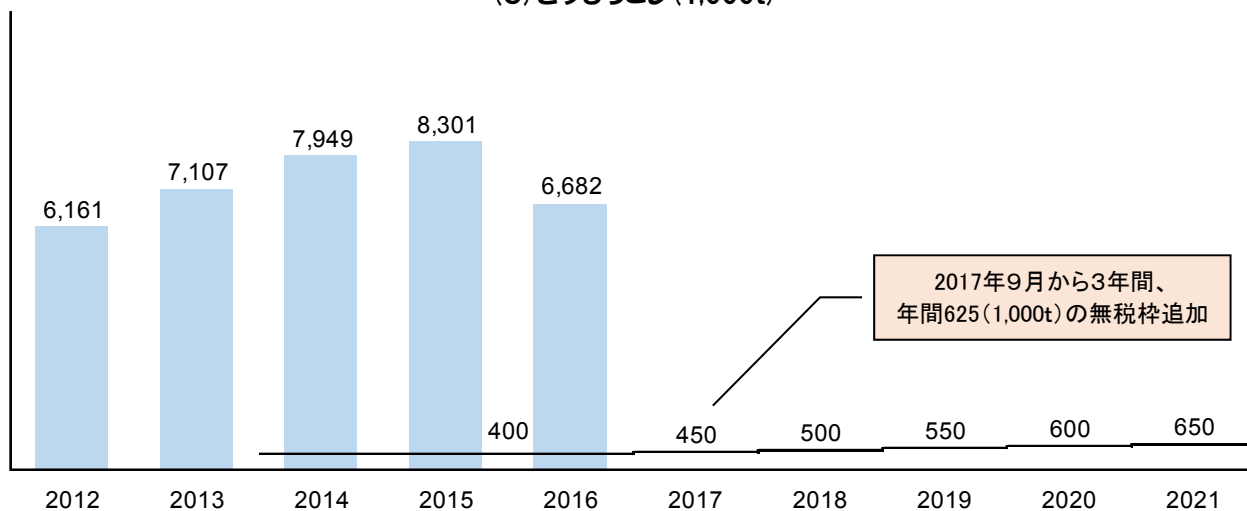
図表5-17 EUがウクライナに設定した関税割当(2014年以降)と実際の輸出量(2012~2016年)
 (折線が関税割当量、縦棒が輸出量)
 (1)小麦(1,000t)



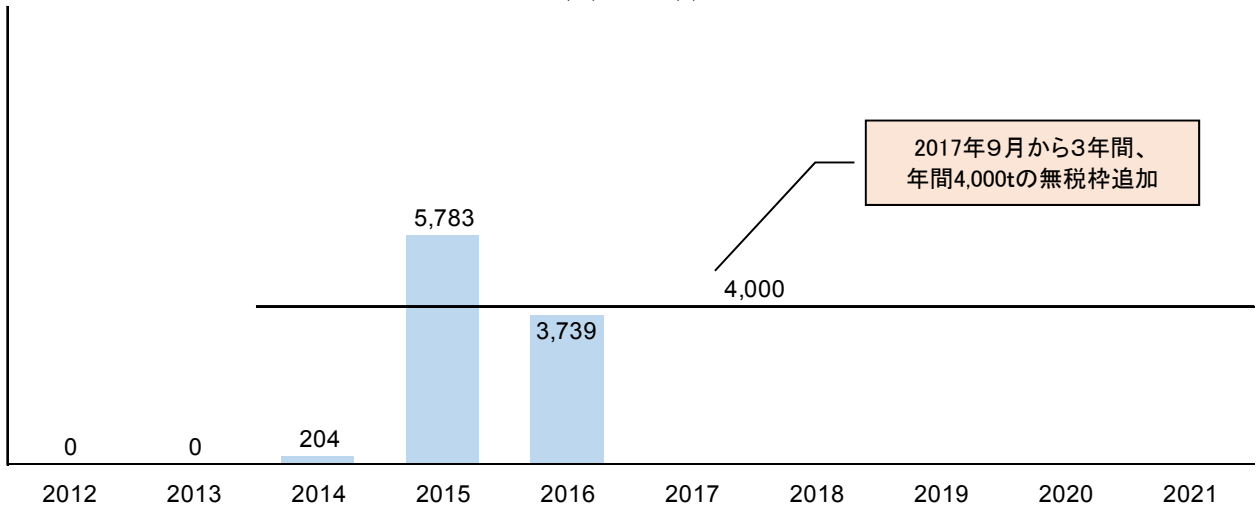
(2)大麦(t)



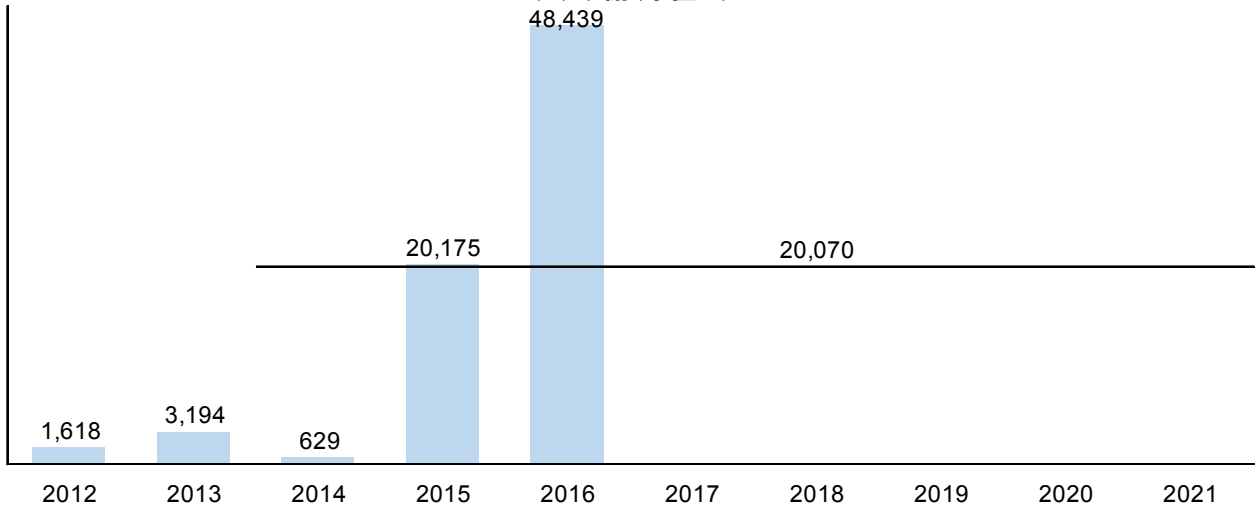
(3)とうもろこし(1,000t)



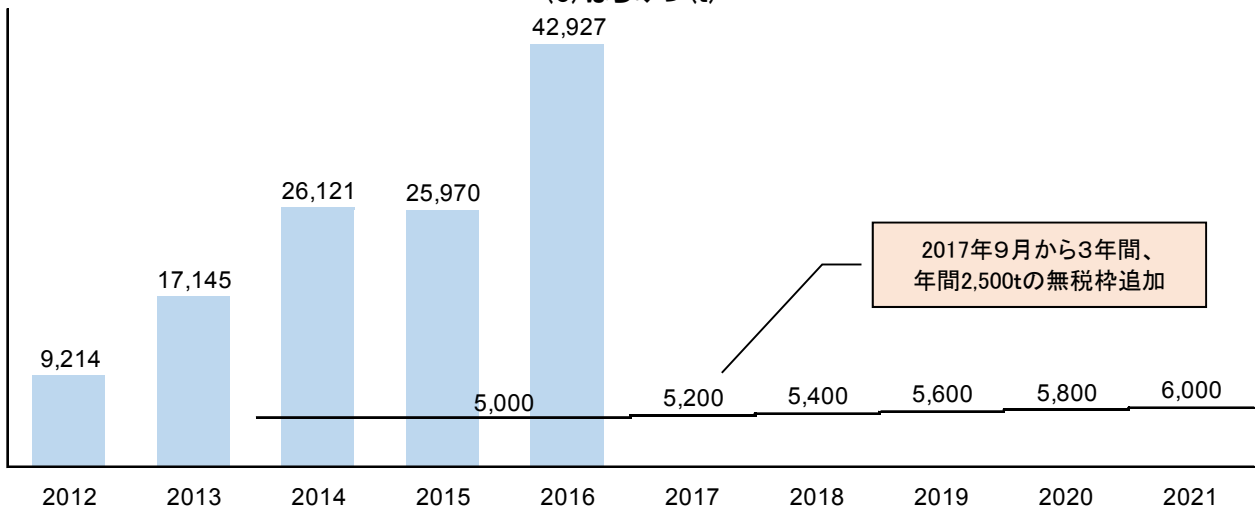
(4) オート (t)



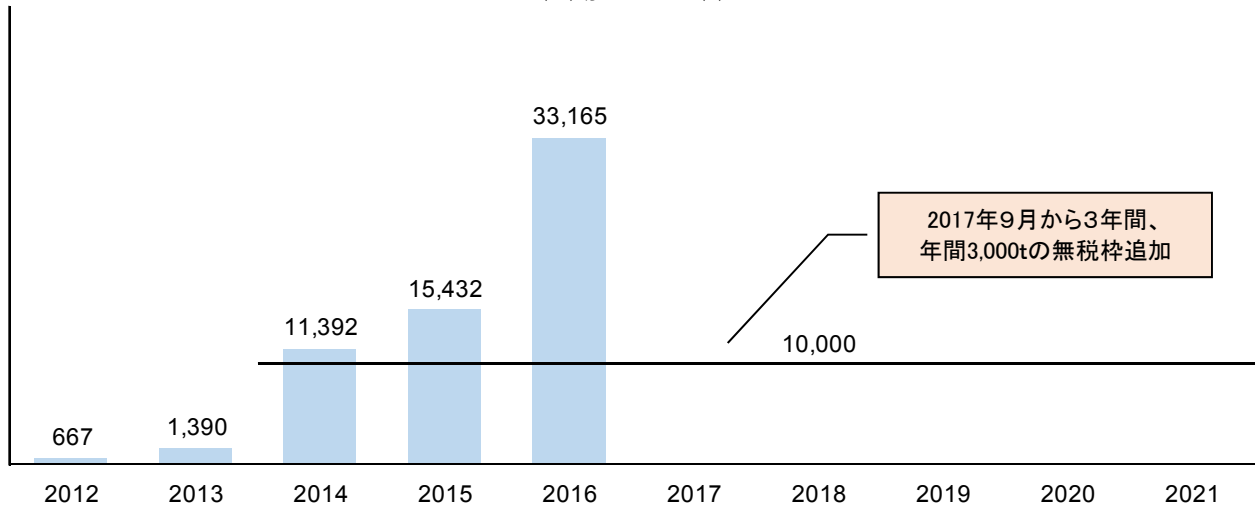
(5) 砂糖 (単位:t)



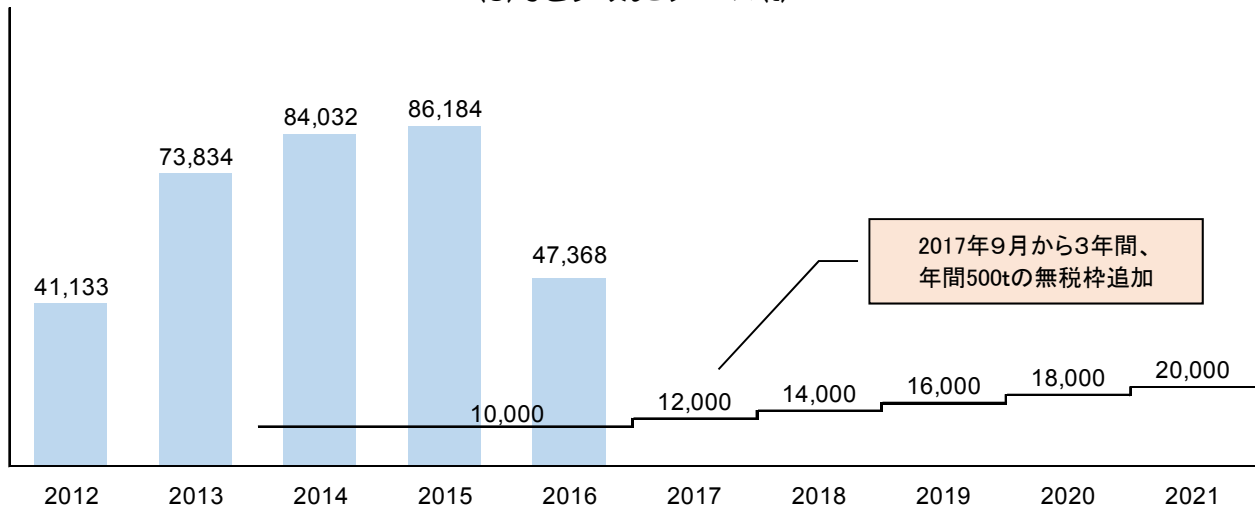
(6) はちみつ (t)



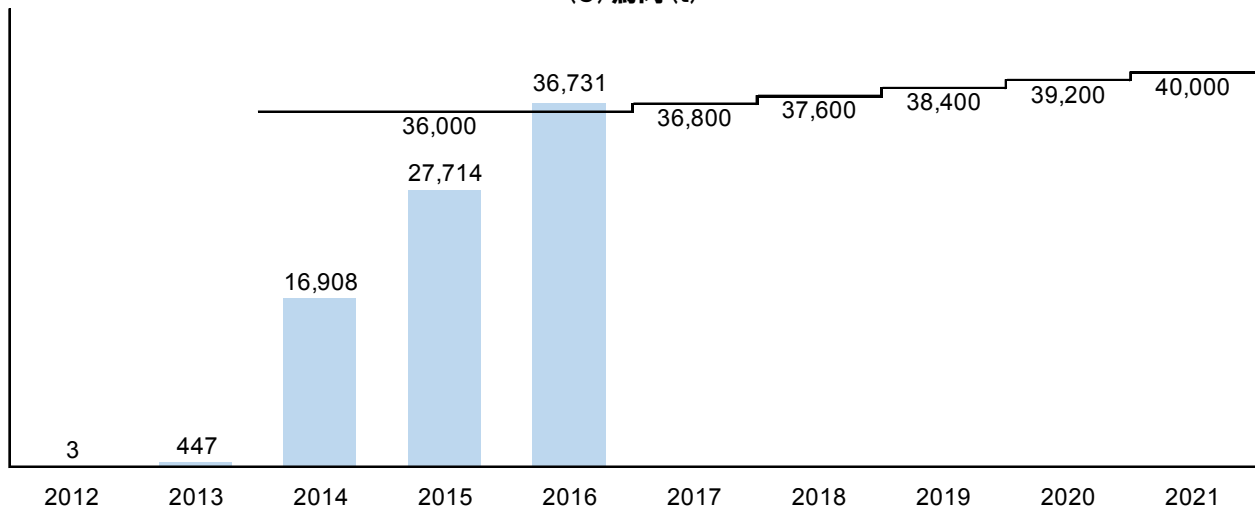
(7) 加工トマト (t)



(8) ぶどう・りんごジュース (t)



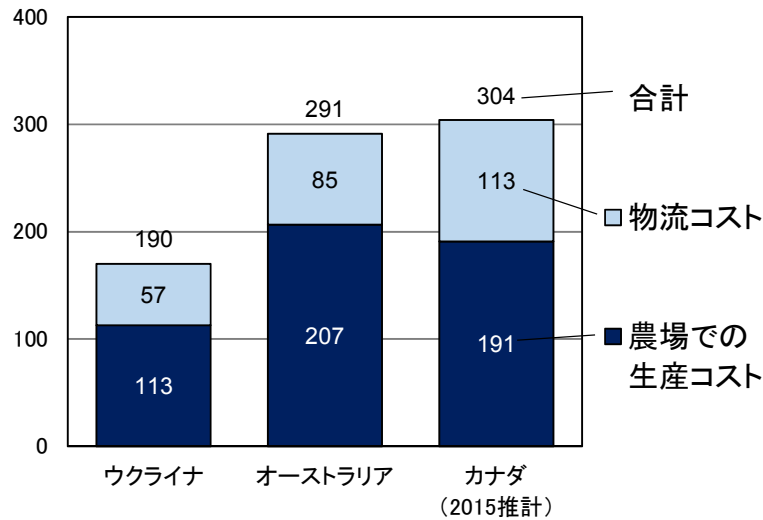
(9) 鳥肉 (t)



(出所)関税割当は、一連のEU規則。輸出量は、ウクライナ統計局発表の貿易統計をもとに筆者算出。なお、無税枠の追加については本文参照。

図表5-18 2015/16年の小麦1t当たり輸出コストの比較

(単位:オーストラリア・ドル)



(出所)AEGIC (2016), 65.

第1の点を、より掘り下げてみることにしよう。すでに見たとおり、ウクライナ産の穀物、加工トマト、ぶどう・りんごジュース、砂糖、はちみつなどの商品では、無税枠がほぼ完全に消化されている。むしろ、無税枠を使い切った後でも、関税が支払われれば、EUへの輸出自体は可能である。その状況を確認するため、割当の消化率の高い重要品目をピックアップし、EUが設定している関税割当の水準と、ウクライナからEUへの実際の輸出量を対比しつつ示したのが、図表5-17である。これを見ると、(3)とうもろこし、(6)はちみつ、(8)ぶどう・りんごジュースなどは、実際の輸出量が関税割当をはるかに上回っており、これらのウクライナ産品は輸入関税が加算されてもEU市場で十分に価格競争力を発揮できることをうかがわせている。その一方で、一部の品目では、2014年の関税割当制導入後にいったん輸出量が増えたものの、その後、関税割当量の近辺で輸出が頭打ちになっており、これらの品目については割当消化後の関税が輸出拡大の足枷になっている可能性がある。あるレポートでは、(1)小麦、(7)加工トマト、(8)鳥肉にそうした疑いがあると指摘されている²⁸⁹。

ただし、同レポートが発表された後の2015~2016年に、(1)小麦、(7)加工トマトの輸出は拡大傾向を示しており、若干分析を修正する必要があるかもしれない。図表5-18に見るように、2015/16年度の時点で、ウクライナで小麦を生産し輸出するコストは、オーストラリアおよびカナダよりも大幅に低い。別のレポートでも、2014年の時点でウクライナの小麦の生産コストが、世界の主要産地の中で最も低いことが報告されている²⁹⁰。コスト面でこれだけの優位があれば、無税枠を使い切って関税支払義務が生じて、ある程度までは吸収できそうである。もっとも、今後仮にウクライナの経済危機が収束し通貨グリブナが増価に転じると、内外の生産コスト差が縮小し、EUの関税がウクライナの輸出にとって現在よりも深刻な障害となる恐れがある。

一方、第2の点に関しては、前出のウクライナ駐EU代表部のボビツィキー通商・経済協力担当参事官が、次のような重要な点を指摘している。すなわち、確かにウクライナの生産者がEUの食品規則・基準を導入するにはコストを要するが、それによってEUのお墨付きを得れば、ウクライナ産食品をEUだけでなく全世界の市場に販売拡大することが促される、ということである²⁹¹。実際、欧州統合というウクライナの選択が不可逆的

²⁸⁹ Movchan, Kosse and Gucci (2015).

²⁹⁰ Möllmann (2015).

²⁹¹ <http://www.euractiv.com/section/agriculture-food/interview/ukrainian-diplomat-eu-association-agreement-major-opportunity-for-agri-trade/> EURACTIV, 14 June 2016.

なものであるとすれば、ロシアとの対立は長期化すると予想され、畜産品や加工食品を再びロシア市場に輸出することは期待薄であろう。ウクライナの生産者としては、いかに困難であろうと、対EU輸出に必要な認証を取得し、現在は未消化となっている畜産品・乳製品・加工食品の関税割当を活用していく以外に、発展の道はあるまい。

関税割当の見直し 上述のように、一部の品目の関税割当が早々に使い切られてしまう現実を受けて、ウクライナの各層から、EUに関税割当の無税枠の拡大を求める声が高まった。ウクライナのEU駐在代表であるM.トチツィキーは2016年6月、「ウクライナ産農産物の欧州市場へのアクセスを拡大することが、現時点でウクライナ・EU関係の最優先課題の一つである」と発言している²⁹²。有力な養鶏業者「ミロニウカ・パン製品」のオーナーであるYu.コシュークは2016年1月に、DCFTAは「欺瞞だ」とまで言い切り、割当量が過小であることを批判した²⁹³。右派政党である急進党のO.リャシコ党首も、割当量が小さすぎるせいで、ウクライナ産品は実質的に欧州市場に参入できておらず、自由貿易協定は机上だけのフィクションであったと、手厳しく批判している。ウクライナのはちみつ年間生産量が7万5,000tであるのに対し、EUの設定した関税割当はわずかに5,000tであり、同様に鳥肉については110万tに対し1万5,000t、砂糖に対しては100万tに対し2万tにすぎず、このような状況ではとても自由貿易圏とは言えないというのが、リャシコの主張であった²⁹⁴。

こうした批判・要望を受け、EU側も一定の譲歩に乗り出した。ただし、関税割当の割当量は連合協定の付属文書に明記されており、それを拡大するとなれば協定そのものを修正しなければならず、非現実的である。そこでEU側は、協定とは別枠で、ウクライナへの一方的な優遇措置として、追加的な関税割当枠を提供するという方針を打ち出した。その交渉は2016年半ば頃から始まり、同年9月に欧州委員会がウクライナ向け追加優遇措置を承認、2017年6月1日に欧州議会が可決、6月28日に欧州連合理事会が最終的に承認した。

EU側が追加的な関税割当を認めたのは、ぶどう・りんごジュース（年間500tを追加、以下同様）、はちみつ（2,500t）、とうもろこし（625,000t）、大麦（325,000t）、オート（4,000t）、穀物のひき割り（7,800万t）、小麦（65,000t）、加工トマト（500t）という8品目に対してである。適用は2017年9月から始まる。ただし、無税枠の追加は3年間の時限的な措置である。なお、ウクライナ側が枠の拡大を求めていた品目のうち、鳥肉と砂糖は交渉の初期段階で却下された。小麦と加工トマトも（また工業製品の尿素も）欧州議会の審議段階で却下されたと伝えられていたが、最終的な決定で復活した。今回の措置は連合協定を見直すわけではなく、あくまでもEU側による一方的な追加優遇措置であり、したがってウクライナ側が何らかの見返りを求められるものではない。EU側は今回の措置を、政治・経済難に直面しているウクライナを支援する目的であると説明している。ウクライナ農業・食品省の試算によれば、無税枠の拡大によって、年間1.8億ドルの利得を得ることになり、3年間では5億ドル程度の利得となる²⁹⁵。

図表5-17を参照しながら追加枠の規模を吟味してみると、大麦、とうもろこし、オートなどでは無関税枠が2倍以上になっており、一定の効果が期待できそうである。しかし、小麦、ぶどう・りんごジュースは名目的な追加にすぎず、全体としてEU域内の生産者保護を大前提とした限定的な譲歩であったことをうかがわせる。

²⁹² <http://www.pravda.com.ua/rus/news/2016/01/18/7095781/> Українська правда, 18 января 2016.

²⁹³ <http://www.globalmeatnews.com/Products/Ukraine-growing-chicken-business> GlobalMeat, 12 July 2016.

²⁹⁴ <http://svpressa.ru/economy/article/155024/> СвободнаяПресса, 24 августа 2016, なお、数字はすべてリャシコ発言のママ。

²⁹⁵ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/06/28-ukraine-trade-preferences/> European Council, 28 June 2017; <http://www.eurointegration.com.ua/rus/experts/2017/05/12/7065620/> Европейская правда, 12 мая 2017.

第7節 農業・食品産業の小括

本章では、第1部：動物性生産品、第4部：加工食品が高付加価値商品、第2部：植物性生産品、第3部：油脂が低付加価値商品という基本的前提に立ち、3国の食品貿易を分析した。

ロシアとウクライナは、第2部の中の穀物、第3部の中のひまわり油の輸出に強みを持つ。これらの商品はグローバルな性格を有し、両国の黒海港湾から輸出しやすい国、両国産の低品質な穀物がマッチする国が主な輸出先となっている。穀物の場合は、EU向けの輸出も確かに多いものの、必ずしも関税等の通商体制が貿易の流れを決定付けているわけではなく、輸送や現地の市場特性の要因が大きい。その一方、ひまわり油はEU側の関税措置がロシア産からウクライナ産への大掛かりなシフトを促したことが認められる例外的な事例である。

それに対し、グローバルな商品を持たないベラルーシの農業・食品産業は、ロシア向けに第1部：動物性生産品、第4部：加工食品という高付加価値商品を輸出することにほぼ特化している。ベラルーシがロシアを中核としたユーラシア統合に参加していることは、農業・食品産業の利益からしても、まったくロジカルなことである。また、一部の原料をEUから輸入し、それを加工してロシアに食品を輸出していることは、ベラルーシ特有の東西架橋型加工貿易の代表的な事例の1つと言える。ただし、ベラルーシ農業も補助金依存などの構造的問題を抱えており、ロシアとの関係でもトラブルが絶えず、ベラルーシ産食品が長期的・安定的にユーラシア統合の利益を享受できるかについては不透明な部分もある。他方、ロシアの側から見ると、対欧米食品禁輸の実効性を確保する上で、ベラルーシが攪乱要因となっている。

ロシアの輸入代替政策、ウクライナ・EUのDCFTAはともに、両国の農業・食品産業にとってのパラダイムシフトと言うべき大きな転機である。ロシアでは、確かに食品の国産比率は高まっているものの、現在のところ大幅な輸入減に起因するところが大きい。畜産品などでは実際に国内生産が伸びているが、今後通貨高に転じた場合にもそのトレンドが持続するののかという疑問がある。ウクライナとEUの関係では、上述のひまわり油のような即効的な効果も認められる一方、関税割当の2つの問題（①割当が過小、②ウクライナの生産者が認証を取得できずにそもそも割当を活用できない）などがネットとなって、EU向けの食品輸出が直ちに急増する兆候は見られない。ロシア、ウクライナとも、パラダイムシフトが今後の貿易にどう影響していくか、長期的な経過観察が必要であろう。

図表5-19 「第5章 農業・食品産業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|-------------------|---|---|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 3.2% | 13.9% | 25.5% |
| | ウクライナ | 26.0% | 27.6% | 20.0% |
| | ベラルーシ | 10.7% | 4.1% | 88.2% |
| 輸入障壁 | EU | 農産物の単純平均最恵国待遇適用関税率は11.1%。ただし、関税割当を多用し、その他の非関税障壁もきわめて高い。ウクライナとのDCFTAでは、基本的に関税は撤廃されるものの、センシティブな品目の関税割当は残り、割当は全般に過小。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 農産物の単純平均最恵国待遇適用関税率は11.0%(ロシアの場合)。 | | |
| 考慮すべき その他の重要要因 | <p>ロシア、ウクライナは、穀物およびひまわり油というグローバル商品を、主に黒海港湾から輸出、輸送の要因で貿易フローが決まる度合いが大きい。</p> <p>ウクライナ政変後、ロシアは欧米およびウクライナ産の主要食品の輸入を禁止、それと軌を一にした輸入代替政策を推進。</p> <p>ベラルーシは自国産だけでなくEUから輸入した食品原料も用いてロシア向けの食品加工に従事。ロシアによる欧米食品禁輸導入後はベラルーシが抜け穴になる現象も。</p> | | | |

(注)この場合の「当該品目」は、第1～24類。

第6章 石油精製業²⁹⁶

第1節 3国の石油精製業の概況

ロシア・ウクライナ・ベラルーシの3国にとって、石油精製業は元々重要性の高い産業である。ただし、石油精製業の直面している状況と課題は、国ごとに大きく異なる。

ロシア経済に石油輸出が果たしている役割は、言うまでもないだろう。大まかに言うと、近年のロシアの商品輸出総額の30%前後が原油（2709）、20%前後が石油製品（2710）によって占められており、合計で輸出全体の約半分が石油という構図になっている。ただし、以下で論じるとおり、ロシアの石油精製業にとっては、本稿の主たる着眼点であるEUおよびCISの市場を軸とした通商体制の構築は、必ずしも一義的な重要性を帯びておらず、むしろロシア自身の税制改革と企業による設備投資が喫緊の課題となっている。

一方、ウクライナとベラルーシの石油精製業は、似通った初期条件を抱えていた。両国は独立に際して、ロシア産原油の加工を担う製油所を、ソ連から遺産として引き継いだ。両国ともに、国内で一定量の原油は産出するものの、既存の石油精製キャパシティを稼働させるためには、ロシアからの原油輸入が欠かせない。そして、多くが内陸部に所在するロシアの製油所と異なり、欧州に近接するウクライナとベラルーシは、石油製品を欧州市場に販売する上で有利な地理的条件を備えている。

図表6-1は、2012年のCIS諸国の石油精製設備・生産データを比較したものである。やはり石油大国ロシアは、精製キャパシティおよび生産規模がCISの中で図抜けている。そして、顕著なのが、ウクライナとベラルーシの石油精製業が正反対の状況に置かれていることである。ウクライナは、CISで2番目に大きな石油精製キャパシティを擁しながら、生産量がそれに見合っておらず、最低の稼働率を示している。それに対し、ベラルーシの製油所はほぼフル稼働であり、稼働率はCISでトップである。ベラルーシは、自国の原油産出量はわずかであるにもかかわらず、カザフスタンやアゼルバイジャンといった名だたる産油国よりも、現状では石油下流産業を発展させることに成功しているわけである。

図表6-1 CIS諸国の製油所のキャパシティと実際の石油精製実績

(100万t)

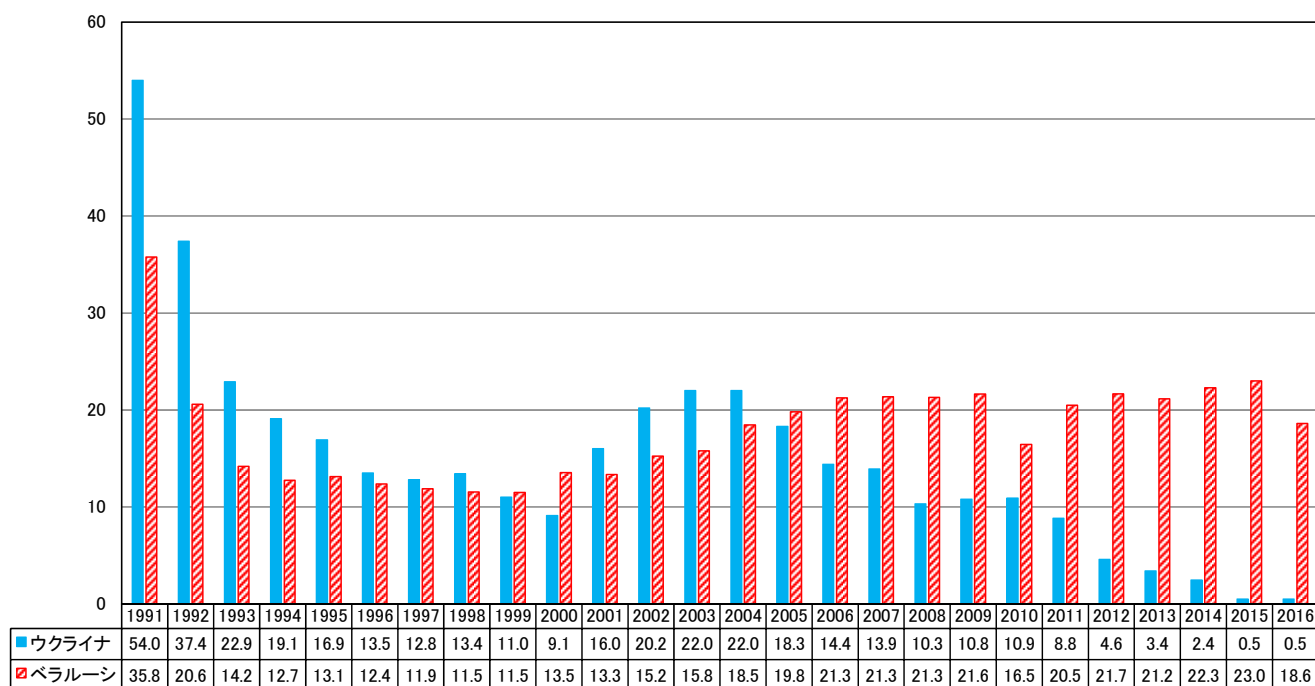
| | 精製 キャパシティ | 2012年 生産実績 | 稼働率 |
|----------|--------------|---------------|-------|
| ロシア | 299.0 | 270.0 | 90.3% |
| ベラルーシ | 22.8 | 22.3 | 97.8% |
| カザフスタン | 19.4 | 13.7 | 70.6% |
| トルクメニスタン | 20.0 | 6.4 | 32.0% |
| アゼルバイジャン | 22.0 | 6.3 | 28.6% |
| ウクライナ | 50.3 | 4.3 | 8.5% |
| ウズベキスタン | 11.0 | 3.2 | 29.1% |
| キルギス | 0.5 | 0.1 | 20.0% |
| タジキスタン | 0.2 | 0.1 | 23.8% |
| CIS合計 | 445.2 | 326.4 | 73.3% |

(注) 出所が異なるので、ベラルーシの生産実績が図表6-2と微妙に異なる。
(出所) Исполком СНГ (2015), 13-14.

²⁹⁶ 本章は、服部 (2016b) をベースに、加筆・修正して構成している。

図表6-2 ウクライナとベラルーシの石油一次精製量(原油処理量)

(100万t)



(出所) CIS統計委員会、ウクライナ統計局、ウクライナ・エネルギー・石炭産業省、ベラルーシ統計局。

かつてソ連時代に、ウクライナ共和国の石油精製業のキャパシティはロシア共和国のそれに次ぐ規模を誇り、(ソ連を除く)ワルシャワ条約機構全加盟国の合計をも凌ぐ生産能力があった²⁹⁷。ところが、図表6-2に見るように、1991年暮れの独立以降、生産量が激減した。2000年代前半に一時的に生産が盛り返す時期もあったものの、過去10年ほどは減産の一途を辿り、現時点では産業として消滅の危機に瀕している。それに対し、ベラルーシでも、独立後に減産に見舞われた点は同じだった。しかし、生産減には1999年に歯止めがかかり、それ以降はほぼ安定した生産動向を示している。ベラルーシではいつしか石油精製業が最大の基幹産業に成長し、輸出の稼ぎ頭になっている。以下本章では、このようなコントラストが生じていった経緯につき詳しく論じたい。

その際に、ウクライナとベラルーシの石油精製業では、単に原油供給だけでなく、ウクライナ・ベラルーシへの投資、製油所の所有権という観点でも、ロシアの石油会社の動きが重要となる。旧ソ連の企業は単なる「生産単位」にとどまり、市場経済における主体としては不適合なものであったので、私有化の過程でそれを再編する必要が生じ、ロシアの石油部門では採掘・精製・販売を網羅する垂直統合石油会社が形成された²⁹⁸。その際に、かつてのソ連邦の産業配置は、共和国の垣根にはとらわれずに進められたため、ロシア企業にとって価値のある資産をロシア以外の共和国が引き継いだケースが少なくない。ウクライナとベラルーシの製油所は、その最たるものであり、ゆえにロシア資本による国境を超えたM&Aが、ウクライナとベラルーシの石油精製産業の重要テーマとなってきたのである。

ところで、本稿の基本的な着眼点は、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの産業が市場を開拓する上で、EUおよびユーラシア市場の関税等の輸入障壁はどうなっているか、という点にある。しかし、石油精製業がこうした観点での分析に当てはまらないことは、明らかである。そもそも、石油製品を輸出する側のロシアとベラル

²⁹⁷ Васюник (2013).

²⁹⁸ 安達 (2016), 第1章・第4章。

ーシが、その輸出に輸出関税を適用している。EUは化石燃料供給の多くを域外に依存しており、原油の輸入関税をゼロに、石油製品についても低く設定している²⁹⁹、関税はほとんど障害にならず、後述のベラルーシのガソリン輸出で若干の影響が指摘される程度である。実際、EUはロシアおよびベラルーシに経済制裁を発動した際にも、原油・石油製品の輸入には一切制限を課さなかった。

ただし、自動車エンジンおよび燃料の環境基準が厳しいEUでは、「ユーロ」という排ガス規制が数次にわたり更新されつつ運用されており、2015年にはきわめて厳格なユーロ6基準が導入された³⁰⁰。ロシア政府もEUの「ユーロ」と同等の「クラス」という環境基準を設定して自国製品の品質向上に努めてはいるものの、製油所の対応は全般に遅れ気味で、EU市場への輸出はおぼつかない³⁰¹。増してや、ウクライナの低品質なガソリンおよびディーゼル燃料をEU市場に輸出することはまったく論外である。そうした意味では、EUの石油製品の非関税障壁はきわめて高いと言える。

一方、ユーラシア経済連合は、原油・石油製品に概ね5%の輸入関税を設定しているものの、ロシアおよびカザフスタンという石油大国が名を連ねるユーラシア経済連合では、そもそも域外からの輸入は一部の特殊なケースに限られる。また、後述のとおり、ロシアがベラルーシにガソリンの供給を義務付けているにもかかわらず、ベラルーシがその履行を渋るという現象が生じており、一般的な商品とはかなり異なる力学が作用していることが見て取れる。

第2節 ロシア石油精製業の課題

本節ではまず、ロシア石油精製業の概況と課題につき簡潔に整理する。ロシアにはロスネフチ、ルクオイル、ガスプロムネフチをはじめ10社近い垂直統合石油会社が存在し、それぞれが傘下に製油所を擁して石油精製業に従事している。ロシア全体で、垂直統合石油会社傘下の製油所が23、独立系の大規模製油所が8あり、そのほか小規模なものも加えると50の製油所がある。ロシアの製油所の原油処理能力を合計すると年産3億t前後となり、これは世界有数の生産キャパシティであり、稼働率も非常に高い³⁰²。ただし、全般に設備が老朽化・陳腐化し、一次装置の規模に比して、二次装置が弱体となっている³⁰³。このことは、低い製品得率および白油得率に繋がり、生産に占める低品質・低付加価値の重油の割合が過度に高いという問題を抱えている。

上述のとおり、EUではガソリンおよびディーゼル燃料（軽油）に「ユーロ」という環境・品質基準を設定しており、EU以外の諸外国にも同様の燃料品質基準がある。ロシアの各石油会社は、そもそもガソリンの輸出余力がほとんどない上に、これまでは最新のユーロに適合したガソリンを生産する設備を備えていなかった³⁰⁴ので、EUをはじめとする世界市場へのガソリン輸出実績は限りなくゼロに近く、近隣のCIS市場に少量供給するに留まっていた（ロシアはむしろ、高品質のガソリンをベラルーシから輸入して国内市場の不足を補ってきた）。その結果、図表6-3に見るとおり、ロシアの石油製品輸出の大部分は、重油と軽油から成っている。その際に、ロシアから輸出される重油および軽油は、外国でそのまま燃料として使用されるというよりは、輸出相手

²⁹⁹ http://www.europedia.moussis.eu/books/Book_2/6/19/02/04/?all=1 Europedia.moussis.eu.

³⁰⁰ EUおよび諸外国の排ガス規制については、JXエネルギー（2011）；坂口泉（2012b）；一般社団法人日本産業機械工業会「EUの自動車排ガス規制 Euro6の現状とその影響」（<http://www.jsim.or.jp/kaigai/1702/001.pdf>）等参照。

³⁰¹；坂口泉（2016b）。

³⁰² Эрнст энд Янг（2014），4。

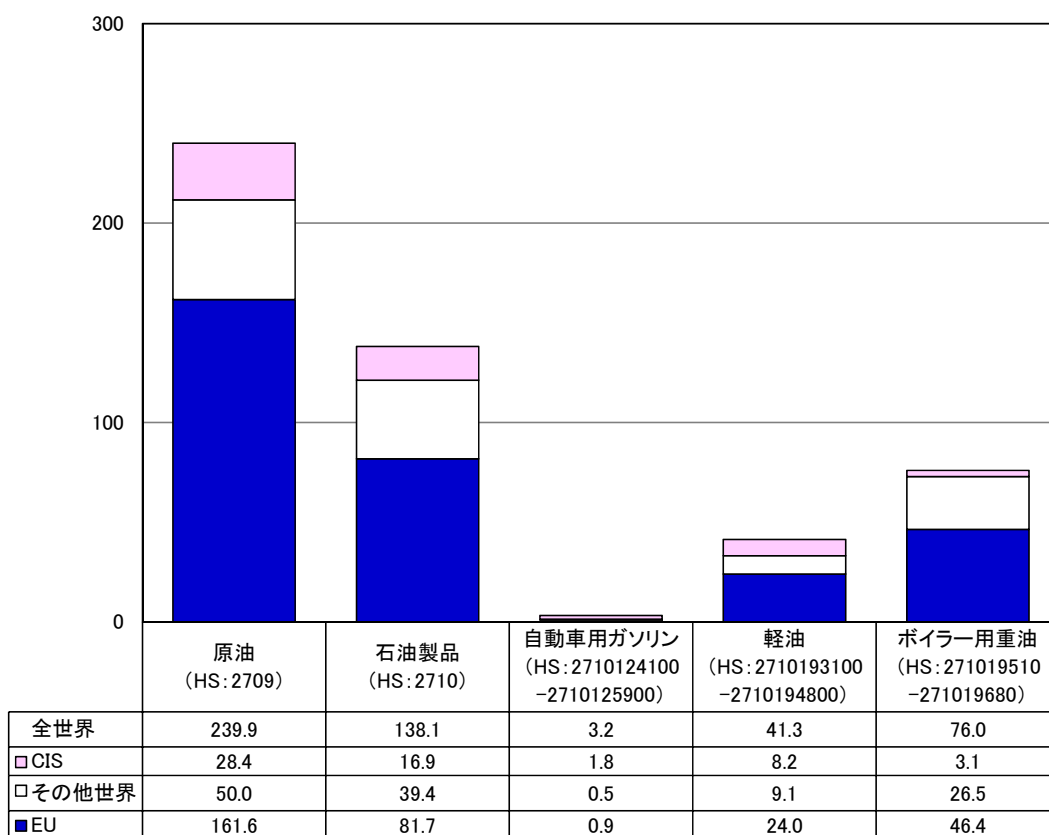
³⁰³ 富士石油のウェブサイトに掲載された解説によると、製油所では、一次装置である原油蒸留装置を用いて、原油を沸点の違いによりLPG・ナフサ、灯油、軽油などの留分に分離し、様々な石油製品を生産する。そして、一次装置の工程で残った残渣を二次装置を用いて、ガソリン、軽油などの付加価値の高い「白油」にアップグレードする。二次装置の処理能力が、製油所の競争力を大きく左右する。<http://www.foc.co.jp/ja/special/03.html>

国の製油所でさらに加工をして最終製品を得るために利用されることが多く、重油に至っては原油よりも安値で取引されている³⁰⁴。つまり、ロシアから輸出されている石油製品は、完成品というよりも、付加価値の低い原料という性格を帯びていることになる。

当然のことながら、ロシア政府も輸出の高付加価値化を志向し、原油から石油製品へのシフト、重油から白油（ガソリン、軽油）へのシフトを打ち出してはいる。ただ、それは主としてロシア国内の税制改革と各企業による設備投資を通じて推進されるものであり、本稿の主たる着眼点であるEUおよびCISの市場を軸とした通商体制の構築という観点とは、ややずれている（ただし、後述のとおり、ロシアが進めている石油精製部門の改革は、ベラルーシをはじめとするユーラシア経済連合パートナー諸国にとって財政的な痛手となり、ユーラシア統合とのかかわりは大きい）。

ロシアで重油の輸出が肥大化した背景には、税制のひずみがあった。2004年末に重油の輸出関税が軽減され、石油会社にとっては原油よりも重油を輸出した方が有利になり、国内消費の縮小と相まって、重油の輸出が拡大していった。ロシア政府は、石油会社が重油の輸出で得た利益を設備投資に回し、それによって製油所の近代化が進展すると期待していたが、実際には近代化は進まなかった。石油精製業の利益率は、旧態依然たる設備状況とは不釣り合いなほど高いものとなっていた。そこでロシア政府は2000年代の後半から、より積極的に石油業界に働きかける方針に転じ、国内で流通するガソリンおよび軽油にユーロに準じた「クラス」という環境基準を導入するタイムスケジュールを制定するとともに（ただし、何度か延期を余儀なくされた）、2011年には製油所近代化に関する協定を各石油会社と締結した³⁰⁵。

図表6-3 ロシアの原油および石油製品の輸出量（2012年、100万t）



(出所)ロシア連邦関税局。

³⁰⁴ Бобылев (2015a), 50; Бобылев (2015b), 49; 坂口 (2012b), 44.

³⁰⁵ Эрнст энд Янг (2014), 6-11; 坂口 (2016b), 5-6.

図表6-4 ロシアによる石油・ガス輸出関税免除によって生じるユーラシア経済連合諸国への移転

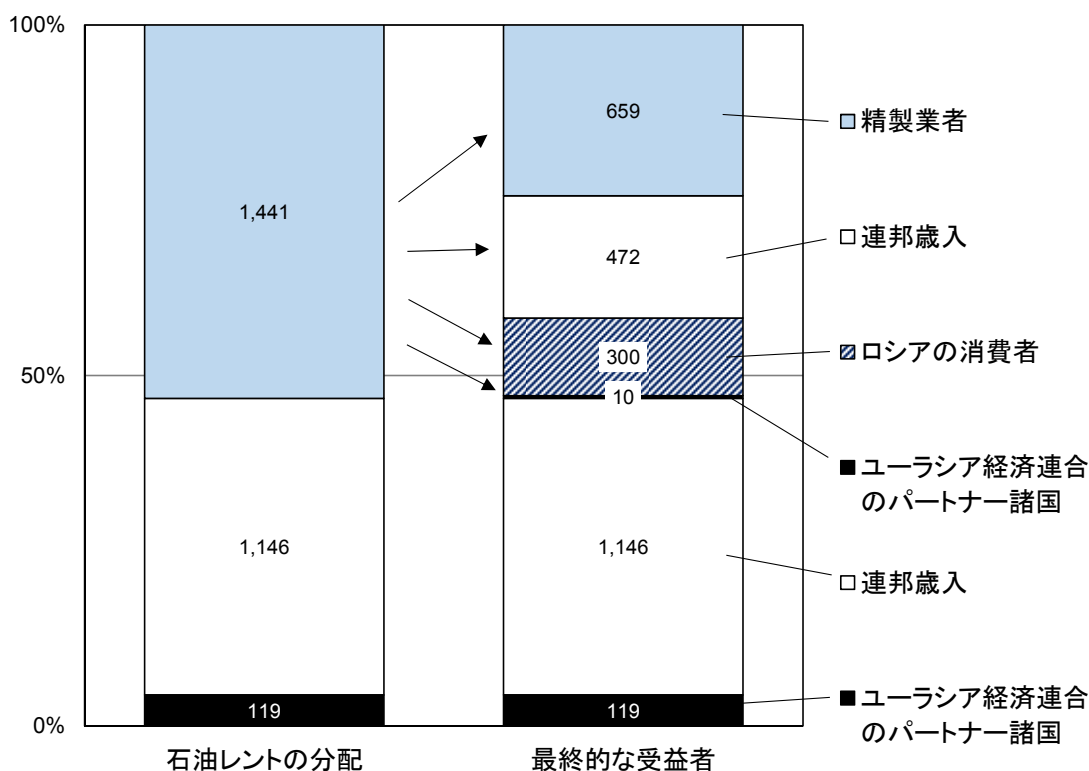
(100万ドル)

| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015* | 2016* | 2017* |
|--------------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ベラルーシへの移転額 | 5,976 | 8,917 | 5,965 | 5,928 | 4,108 | 3,955 | 3,693 |
| 石油 | 5,976 | 7,455 | 4,525 | 4,466 | 2,646 | 2,493 | 2,231 |
| ガス | 0 | 1,462 | 1,440 | 1,462 | 1,462 | 1,462 | 1,462 |
| カザフスタンへの移転額 | 3,223 | 2,891 | 3,399 | 216 | 87 | 55 | 15 |
| アルメニアへの移転額 | | | | 217 | 186 | 182 | 177 |
| ユーラシア経済連合諸国への移転総額 | 9,199 | 11,808 | 9,364 | 6,361 | 4,381 | 4,192 | 3,884 |
| 移転額のベラルーシのGDPに対する比率 | 10.00% | 14.00% | 8.30% | 7.70% | 5.00% | 4.50% | 4.00% |
| 移転額のカザフスタンのGDPに対する比率 | 1.70% | 1.40% | 1.50% | 0.10% | 0.03% | 0.02% | 0.01% |
| 移転額のアルメニアのGDPに対する比率 | | | | 2.00% | 1.60% | 1.50% | 1.40% |
| ロシアからの移転総額のユーラシア経済連合のGDPに対する比率 | 0.48% | 0.59% | 0.45% | 0.35% | 0.35% | 0.29% | 0.23% |

(注) * 予測。

(出所) Knobель (2015), 93.

図表6-5 石油・石油製品の輸出関税を通じた石油レントの分配 (10億ルーブル)



(注) 2017年の条件。Urals油価が1バレル50ドル、為替が1ドル=61.5ルーブルと想定。

(出所) Выгон и др. (2017), 30.

そして、ロシア政府は2014年に、「税制マヌーバ」と称する税制改革のパッケージを打ち出した。2014年11月24日付の法改正により、2015年から2017年にかけての石油産業に対する課税方式を制定し、これをテコに石油分野の構造改革を推進していくことになったものである。その眼目は、原油の輸出関税を引き下げ、その一方で原油の採掘税を引き上げる点にある。原油の輸出関税率を算出する際の指数は、2014年の59%から、2017年

の30%へと段階的に引き下げられる。それに対し、地下資源採掘税の基礎税率は、2014年の1 t 当たり493ルーブルから、2017年の同919ルーブルへと引き上げられる。また、重油に対する輸出関税率を2017年までに原油のその100%の水準に引き上げる一方、ガソリンおよび軽油の輸出関税率は原油のその30%の水準に引き下げられる。これらの措置によって、石油の上流部門の犠牲によって非効率な製油所を支えるという状況に終止符を打つとともに、低付加価値の重油から白油への転換を促すことが、税制マヌーバの狙いである³⁰⁶。

そして、税制マヌーバには、もう一つの明確な目的がある。ユーラシア統合の推進に伴い、ロシアは域内貿易自由化の観点から、ユーラシア域内の石油ガス輸出には輸出関税を撤廃することになった。ロシアの政策担当者は、これによってロシアからユーラシア経済連合諸国、とりわけベラルーシへの資金の移転が生じていることを次第に問題視するようになり、税制マヌーバによってこれを削減することを意図したのだ³⁰⁷。A.クノベリの試算によれば、従来生じていた移転と、税制マヌーバ後の見通しは、図表6-4のようになっている³⁰⁸。ベラルーシとの関係で言えば、ロシアは原油および石油製品については2011年から、天然ガスについては2012年から、ベラルーシに輸出する際の輸出関税を撤廃している。移転総額は、2012年からガスも対象に加わったため、この年にピークを迎えたが、その後ロシアからベラルーシへの石油製品の供給が減り、逆にベラルーシからロシアへの石油製品の供給が増えたために、減少に転じている。2015年には油価の下落に伴い移転も縮小した。そして、以降はロシアの税制マヌーバが作用し、さらに逡減していくという見通しであった。

ヴィゴン・コンサルティングが2017年1月に発表したレポートによると、2017年現在、ロシアで採掘された石油から徴収された石油レント³⁰⁹の輸出関税による分配は、図表6-5のようになっている（あくまでも輸出関税を通じた分配を見たものであり、採掘税による税収は含んでいない）。この場合の石油レントの総額は2兆7,060億ルーブル（440億ドル）であり、うち1兆1,460億ルーブルは石油輸出関税として連邦財政に入るが、1兆4,410億ルーブルは石油精製業への実質的な補助となり、1,190億ルーブルはユーラシア経済連合諸国（具体的にはほぼベラルーシ）への実質的な移転となっている。ただし、グラフに見るように、石油精製業者が獲得した1兆4,410億ルーブルのレントのうち、最終的に精製業者の手元に残るのは6,590億ルーブルに留まり、石油製品の輸出関税により4,720億ルーブルが連邦歳入に納入され、3,000億ルーブルがロシアの消費者の利得となり、100億ルーブルが石油製品の輸出先であるユーラシア経済連合諸国の利得となる、という構図である³¹⁰。

このように、2015年から税制マヌーバを実施し、油価が往時よりも低下したにもかかわらず、依然として相対的に大きなひずみが残っているわけである。こうしたことから、ロシア財務省は税制マヌーバをさらに促進し、将来的には石油の輸出税を全廃にまでもっていくことを提唱している。これに対しエネルギー省は、全廃に踏み切れれば、輸出関税面での優遇を受けている鉱床の利益率低下に繋がる恐れがある上に、ベラルーシとの関係を陰悪化させかねないとして抵抗しており、激しい政策論争が続いている³¹¹。

なお、この間、ロシアで生産される燃料の品質向上はそれなりに進んでいる。ロシアの「クラス5」という基準（EUで2009年に導入されたユーロ5と同等）を満たしているガソリンの比率は、2012年には24%だったが、2016年には93%に高まった。同様に軽油でも、25%から85%に高まった³¹²。

³⁰⁶ Бобылев (2015b), 49; Выгон и др. (2015), 28.

³⁰⁷ Бобылев (2015b), 49-50; Выгон и др. (2015), 21-25.

³⁰⁸ Кнобель (2015), 93.

³⁰⁹ 石油・ガスのレントに関しては、田畑編 (2008) 全般、特に272-273参照。

³¹⁰ Выгон и др. (2017), 30.

³¹¹ エネルギー省は、輸出関税を全廃すると、油価40ドルで為替が1ドル=64.6ルーブルという仮定で、ベラルーシの損失が年間960億ルーブルに上ると試算している。https://www.kommersant.ru/doc/3189164 Коммерсантъ, 13 января 2017.

³¹² https://www.vedomosti.ru/business/articles/2017/03/21/681963-profitsit-benzina Ведомости, 21 марта 2017.

第3節 ウクライナ石油精製業の軌跡

6つの製油所 1991年暮れに独立したウクライナは、旧ソ連から6箇所の製油所を引き継いだ。リシチャンシク、クレメンチューク、オデッサ、ヘルソン、ドロホフイチ、ナドヴィルナの各製油所である（図表6-6参照）。また、シェベリンカ・ガス精製工場でも石油精製が可能である。

6つの製油所のキャパシティを合計すると、5,000万t強の石油精製能力があり、ソ連時代にはこれらがほぼフル稼働していた。しかし、ウクライナ自身の原油産出量は小規模であり、製油所の稼働を支えていたのは主にロシアから供給される原油であった。そして、ソ連邦が解体すると、ロシア産原油の価格が国際価格に合わせて引き上げられ、ウクライナはその支払に窮するようになり、ロシアからの原油輸入が急減、ウクライナの石油精製業は危機に陥った。

その際に、ロシアからの原油輸入は、単に原燃料の調達という次元には留まらない、地政学的な色彩を最初から帯びていた。ロシアからウクライナ領には、ドルージバ・パイプライン（その南支線）、沿ドニプロ・パイプラインという2つのルートを通して、原油が供給される。カザフスタン産原油も一部含まれているとはいえ、あくまでもロシア領のパイプラインを経由してウクライナに原油がもたらされる。当初、原油の輸入主体はウクライナ国家であったため、対ロシア・エネルギー債務はウクライナ国家債務となった。ロシア政府は債務をテコに、ウクライナの戦略企業の株式譲渡や黒海艦隊分割といった問題での譲歩をウクライナ側に迫った。こうしたことから、原油供給源および輸入ルートの多元化を推進し、ロシアへの依存度を軽減することが、独立後のウクライナにとっての焦眉の課題として浮上した。ウクライナのこの問題意識は、オデッサ～ブロードイ原油パイプラインの自力での建設へと繋がっていく³¹³。

図表6-6 ウクライナの原油パイプラインと製油所の配置図



(出所) <https://refdb.ru/look/2431617-pall.html> 掲載の図を加工して筆者作成。

³¹³ 藤森 (2006), 51-53.

図表6-7 ウクライナの製油所別の石油一次精製量(原油処理量)

(1,000t)

| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| リシチャンシク製油所 | 6,203 | 6,612 | 6,012 | 4,930 | 5,650 | 4,060 | 4,950 | 4,819 | 4,940 | 795 | 0 | 0 | ... | ... |
| クレメンチューク製油所 | 6,629 | 6,605 | 5,995 | 6,310 | 5,620 | 2,710 | 3,190 | 3,614 | 3,120 | 3,084 | 2,447 | 2,086 | ... | ... |
| オデッサ製油所 | 2,831 | 2,450 | 1,394 | 0 | 0 | 2,030 | 2,048 | 2,050 | 0 | 0 | 346 | 213 | ... | ... |
| ナドヴィルナ製油所 | 1,485 | 1,769 | 2,067 | 1,320 | 860 | 320 | 150 | 193 | 140 | 0 | 0 | 0 | ... | ... |
| ドロホビチ製油所 | 2,066 | 2,186 | 1,060 | 820 | 660 | 570 | 420 | 376 | 160 | 0 | 0 | 0 | ... | ... |
| ヘルソン製油所 | 1,976 | 1,560 | 876 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ... | ... |
| ウクライナ合計 | 22,000 | 22,000 | 18,300 | 14,400 | 13,900 | 10,300 | 10,800 | 10,900 | 8,800 | 4,570 | 3,377 | 2,429 | 473 | 497 |

(出所)各種資料にもとづき筆者作成。一部概数。

しかし、ウクライナの石油精製業は、構造的なジレンマを抱えていた。ソ連時代に、ロシア産の重質高硫黄原油の加工に特化する形で設計されたため、これが原料の供給源を多角化する上での障害となった。ロシアからの原油の受入が途絶えると、操業の停止に直結しやすい脆弱性があった（クレメンチューク製油所は主にウクライナ産原油を使用しているため、その面では有利）。また、ソ連時代の石油精製業は重油の生産に重点を置いており、それゆえに品質や生産性の課題は十分に顧みられていなかった³¹⁴。

ウクライナでは腐敗がはびこり、1990年代の終盤になると、グレーインポートによって輸入される石油製品が増大した。付加価値税の支払を回避するペーパーカンパニーや、物品税・輸入関税を免除された業者による輸入が横行した。氾濫する輸入品に押され、この時期、ほぼすべての製油所が巨額の債務を抱え込み、頻繁な操業停止を余儀なくされた。独立当初、ウクライナの製油所はすべて国営だったが、こうした危機的状況により、新たな事業主体を誘致しなければ、産業として立ち行かない状況となった³¹⁵。

民営化とロシア資本 その際に、上述のようにウクライナ側には輸送ルートおよび供給面でロシアへの全面的な依存から脱したいという願望があったものの、現実には、ウクライナ石油精製部門の新たな担い手としては、ロシア資本以外の選択肢は乏しかった。ロシアの石油会社には、すでにパイプラインというインフラで接続されているウクライナ市場において、加工基地を確保し、ウクライナ国内での石油製品販売の足がかりをしたいという思惑があった。さらに、ウクライナはロシアと欧州の間に位置するので、欧州向けの石油製品輸出を強化する上でも、ウクライナの製油所は有望な拠点と考えられた³¹⁶。

ウクライナの製油所で最初に民営化されたのは、1994年のクレメンチューク製油所であった。その結果、同製油所を基盤に、ウクライナとロシア・タタルスタン共和国の合弁企業「ウクルタトナフタ」が設立された。次に、西ウクライナの2つの製油所、ドロゴビチとナドヴィルナが民営化された。最終的にこれらの製油所を傘下に収めたのは、ウクライナの新興財閥「プライベート」であった。さらに、1999年から2000年にかけての時期に、ウクライナの大規模民営化がようやく軌道に乗ったことを受け、ウクライナの石油精製部門にロシア資本が本格的に到来する。民営化オークションの結果、1999年にロシアのルクオイルがオデッサ製油所を、2000年にチュメニ石油会社（その後のTNK-BP）がリシチャンシク製油所を取得する。2000年には、カザフスタンのカザフオイルが、ロシアのNKアリアンスと共同で、ヘルソン製油所を傘下に収めた³¹⁷。

ロシア資本が参入した結果、ロシアからの原油の供給が安定化した。また、これらの新規参入者たちの働き

³¹⁴ Центр Разумкова (2015), 35.

³¹⁵ Гавриш (2008).

³¹⁶ Гавриш (2008).

³¹⁷ 服部 (2010), 19.

かけにより、市場のルールが正常化した。ウクライナ政府は特典的な輸入スキームを禁止し、グレーインポートおよび密輸の撲滅に乗り出した。石油製品の輸入に対して、1 t 当たり15~25ユーロの輸入関税が導入された。石油精製各社も、ガソリンスタンド網の拡充や石油製品の品質向上を競い合うようになった。その結果、ウクライナの石油精製量は2000年の910万 t を底に、その後目に見えて回復していった(図表6-2参照)。この時期には、ウクライナ国内市場の9割以上が、自国の製油所で生産された石油製品で満たされていた。石油製品の価格も、基本的に原油の相場にもとづいて決まる適正なものとなった³¹⁸。

一方、上述のような原油の輸送ルートおよび供給源の多角化の目的で、ウクライナ政府は黒海に面したオデッサ州ユジヌイ港でのピウデン石油ターミナルの建設を1995年5月に、そして同ターミナルを起点に西ウクライナのブロディまで延びる原油パイプラインの建設を1996年9月に、それぞれ開始した。想定される原油供給源とルートは二転三転したものの、最終的にはアゼルバイジャンのカスピ海原油をタンカーでピウデン・ターミナルまで運び、オデッサ~ブロディ・パイプラインを経て、ブロディからさらにポーランドまで延伸されるパイプラインを通じて、欧州市場に販路を広げるという案が最有力となった。しかし、2001年にオデッサ~ブロディ・パイプラインが完成した頃には、すでに内外情勢が変化しており、当初予定していたカスピ海原油を欧州方面に輸送することは困難になっていた。そこで、ウクライナに進出したロシアの石油大手が同パイプラインの逆方向での利用をウクライナ当局に持ち掛け、2004年7月にウクライナ政府とロシア系のTNK-BP社がリバース輸送(パイプラインで内陸から運ばれてきた原油をピウデン・ターミナルでタンカーに積み替えて外国市場向けに発送するスキーム)を開始した³¹⁹。

オレンジ革命後の情勢変化 ところが、2004年暮れの「オレンジ革命」を受けて、Yu.ティモシェンコ首相が率いる内閣が成立すると、政策転換が生じた。ティモシェンコ内閣は、国内の製油所の稼働は二の次にして、石油製品の輸入の増大により価格を引き下げること重点を置いた。そのために、輸入関税を廃止しただけでなく、グレーインポートの増大も黙認したとされる。これにより、一時は9割を超えていた国内製油所の市場シェアは、急激に落ち込んでいった。ウクライナ市場への熱意を失った石油精製会社の間では、持ち株の売却を検討したり、自ら石油製品の輸入を手がけたり、設備投資計画を停止したりといった動きが出始めた³²⁰。

ティモシェンコ内閣が、輸入の無秩序な拡大に繋がり、国内の製油所を窮地に陥れかねない政策を打ち出した経緯は、不可解である。ただ、オレンジ革命直後の反ロシア的な精神が経済政策を歪曲してしまったことを示唆する状況証拠は多い。石油精製業は、アルミニウム産業や携帯電話事業などと並んで、ウクライナでロシア資本のプレゼンスが最も高い産業部門だったので、ウクライナ側の反感を買いやすかった³²¹。実際、2005年の春頃、国営企業「ナフトガス・ウクライヌイ」のO.イウチェンコ会長が、TNK-BPが保有しているリシチャンシク製油所の株式70%は「国から盗まれたものだから、国の所有に戻さなければならない」と、不穏当な発言をしている³²²。同じ頃、ウクライナ国有資産基金のV.セメニューク=サムソネンコ議長は、ウクライナの一連の製油所がロシア企業の傘下に入ってしまったことを「真に遺憾に思う」と述べた上で、ロシア系の製油所がウクライナにおける自分たちの独占的地位を利用して価格カルテルを結んでいるとまで批判した³²³。

折しも、L.クチマ前政権下で実施された不明朗な民営化をティモシェンコ内閣が盛んに糾弾していた時期で

³¹⁸ Гавриш (2008).

³¹⁹ 藤森 (2006); 南野 (2004).

³²⁰ Гавриш (2008).

³²¹ 服部 (2010).

³²² Молина (2005).

³²³ Либман и Хейфец (2006), 163.

あり、ロシア資本が獲得した一連の資産もウクライナ新政権により没収されるのではないかという観測が強まった。同内閣は実際に、石油精製各社を締め付ける動きに出た。2005年4月、上述の価格カルテルの疑いに鑑み、ウクライナ経済省が製油所の生産する石油製品に上限価格を設ける文書を発令した。内閣は、付加価値税課税方式を見直し、物品税の引き上げも打ち出した。これらの措置に、石油精製各社は反発し、ウクライナ・ロシア両国政府を巻き込んだ激しい対立に発展した。企業側が製油所の操業を「改修のため」と称して停止する動きに出たため、市場から石油製品がなくなる危機に直面したウクライナ政府は、カザフスタン、モルドバ、アゼルバイジャン、バルト諸国から製品を買い付け、ポーランドにも支援を求めた。内閣は石油製品輸入業者を優遇する内容の法案を議会で通過させた。ウクライナの公安当局が石油精製各社を調査することも検討された。ティモシェンコ首相のあまりの暴走振りに、V.ユーシチェンコ大統領が、「内閣の行為は市場経済の原則に反している」と批判する大統領令を出す一幕もあった³²⁴。

結果的には、オレンジ政権による民営化の見直しで、石油精製業も含め、ロシア資本が実際に大きな権益を失った事例はなかったと言われている。急先鋒のティモシェンコが2005年9月に首相の座を追われたことにより、民営化見直し政策自体が沙汰済みとなった。また、ウクライナ反独占委員会がロシア系石油精製会社による独禁法違反の調査に乗り出しはしたものの、違反を裏付ける証拠は見付からず、本件調査は2005年7月に打ち切られている³²⁵。

ティモシェンコの後任となったYu.エハヌロフ首相を首班とするウクライナ内閣は、2006年3月に「2030年までのウクライナのエネルギー戦略」を策定している³²⁶。これを見ると、国内の石油精製部門の近代化を通じて石油製品の国産化比率を高めるといふ、きわめて穏当な内容となっている。少なくとも、国内生産をいたずらに圧迫したり、ロシア資本を差別したりするような方向性は、打ち出されていなかった。

混沌とする石油精製業界 しかし、ティモシェンコ首相が君臨した2005年は結局、ウクライナの石油精製業にとって大きな転換点となった。図表6-2に見るように、石油精製量は2005年に減少に転じて以降、縮小基調が続いていくことになる。2005年に政府が原油輸入の際の付加価値税優遇措置を廃止すると、設備が旧式で競争力の弱いヘルソン製油所、オデッサ製油所は、わずか2～3ヵ月で操業を停止した。やはり旧式のナドヴィルナ製油所、ドロホブィチ製油所も、生産が大幅に低下した(図表6-7参照)。そして、それによって生じた空白を、ベラルーシ、リトアニア、ロシア、ルーマニア、ポーランドなどから輸入される石油製品が埋めた³²⁷。

その後に顕在化したのは、いったん定着したかに思われたロシア資本との決別の動きである。クレメンチューク製油所では、2007年からウクライナ側による乗っ取りが生じ、結局2009年までにロシア・タタルスタン共和国は権益を失い、ウクライナのプライベート財閥が支配権を確立した³²⁸。ヘルソン製油所は2005年8月から長期改修工事に入り完全に操業を停止していたが、ロシア資本のNKアリヤンス社は2007年に同工場の権益を手放し、ウクライナの財閥「コンチニウム」がこれを買収した³²⁹。また、これは2010年にV.ヤヌコーヴィチ率いる地域党政権が発足した後の動きになるが、ロシアのルクオイル社は2013年にオデッサ製油所の権益を、悪名高いオリガルヒのS.クルチェンコ氏が率いるVETEKグループに売却している³³⁰。ロシア資本がウクライナの製

³²⁴ Либман и Хейфец (2006), 167-168.

³²⁵ Либман и Хейфец (2006), 166-167.

³²⁶ Кабінет Міністрів України (2006).

³²⁷ Капітал (2013), 19.

³²⁸ 「タトネフチとウクライナの係争」(2017年4月17日)。http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/49878709.html

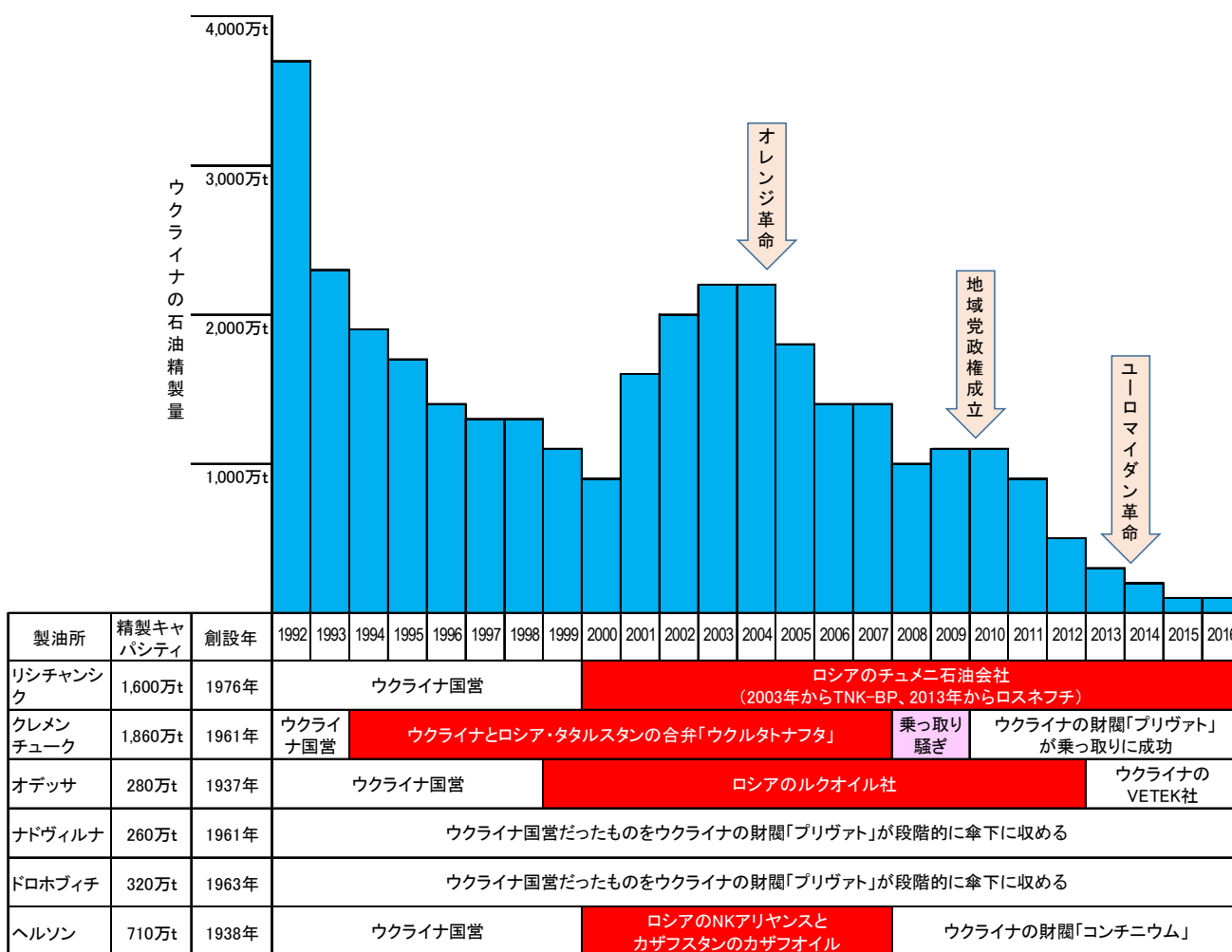
³²⁹ http://delo.ua/business/kogda-i-s-kem-eremeev-perezapustit-hersonskij-npz-217137/ Дело, 11 октября 2013.

³³⁰ Зелинский (2015).

油所から手を引いたことに伴い、ロシアの石油会社はウクライナ向けの原油供給を打ち切り、これが製油所の生産停止・縮小に繋がった（図表6－8参照）。

そうした中、ロシア資本が権益を保持し続けたのが、リシチャンシク製油所である。2000年代後半に、ウクライナ国内生産の利益を擁護して盛んに発言していたのが、TNK-BP現地法人社長のS.リズノフ氏であった。ただ、そのTNK-BPにしても、シチャンシク製油所でユーロ4基準のガソリンを生産できるようにする設備投資を計画していたが、現状ではウクライナで生産するよりも輸入の方が有利と判断して、計画を凍結した。リズノフ氏の2008年時点の発言によると、粗悪品の輸入に歯止めをかける法的メカニズムが存在しないため、ウクライナの石油製品市場では密輸入品の割合が約15%にも上っている。石油精製の利益率をせめて7～8%にする制度であるべきだが、現状では4%以下とのことだった³³¹。

図表6－8 ウクライナ製油所の所有権の変遷とウクライナの石油精製量



(注) **企業名** で示した箇所がロシア資本。

(出所) 筆者作成。製油所のキャパシティと創設年は<http://www.cdu.ru/articles/detail.php?ID=300386>、石油精製量は図表6－2より。

³³¹ Лизунов (2008).

一方、前述のオデッサ～ブロディ・パイプラインでは、2010年半ばにリバース輸送（本来の方向とは逆に内陸から港にロシア原油を輸送すること）が停止された。2010年からベネズエラおよびアゼルバイジャン産原油をベラルーシに順方向で輸送する試みが始まったが、諸事情から2011年には計画された400万tではなく100万tが輸送されるに留まり、このプロジェクトでの輸送も2011年末に停止された。2011年にウクルトランスナフタはアゼルバイジャンの原油をチェコの製油所向けに供給する試験的な輸送を試みたものの、スロバキアの反対などで頓挫した。かくして、ウクライナの原油の供給源および輸送ルートの多角化を図る目的で建設されたオデッサ～ブロディ・パイプラインは、その目的に資さないばかりか、まったく稼働しない状態が続いていくことになる（後述のとおり、2016年にベラルーシ向け輸送で復活の動きが生じる）。

ヤヌコーヴィチ／地域党時代 2010年2月に成立したヤヌコーヴィチ大統領率いる地域党政権の時代には、政策の力点が若干、国内生産重視にシフトした印象がある。2013年7月には、内閣が「2030年までのウクライナのエネルギー戦略」（2006年3月に採択されていたもの）を改定するという動きがあった³³²。この文書を読むと、石油製品の国内市場に占める輸入品比率の増大への危機感が示されており、国内製油所の近代化の必要性が叫ばれ、それを達成する方策の1つとして輸入関税政策を適用するという方向性が示唆されている。

実際、地域党政権下では、2011年1月にエネルギー省がガソリン輸入に1t当たり130ユーロ、軽油には同80ユーロの関税を導入すべきだと主張し、2012年頃にはそれが発動目前かと思われた時期もあった³³³。また、特にウクライナ市場で幅を利かすベラルーシ産の石油製品に関しては、補助金によるダンピング輸出だとして、より重いAD関税を課そうとする動きがあった³³⁴。

地域党時代の石油精製業をめぐる水面下の動きとして、次のようなことが伝えられている。すなわち、この時期、ウクライナを代表する有力オリガルヒのD.フィルタシが、国内の石油精製業を支配することを目論んだ。上述のように、AD措置に訴え、強力なライバルであるベラルーシ産品を締め出そうとしたのも、フィルタシだった。フィルタシの企業グループは、ロシアのTNK-BPからリシチャンシク製油所を、同じくロシアのルクオイルからオデッサ製油所を買収するつもりだった。当時、ウクライナ政府でフィルタシのクライアントとして動いていたのがYu.ボイコ・エネルギー相であり、ボイコは各製油所をけしかけて、彼らの賛同を得た上でベラルーシの石油製品に対するAD調査を開始した。フィルタシの財閥はガスプロムおよびクレムリンにコネクションがあり、ロシアからウクライナへの原油供給再開もすぐに解決できると考えていた。そうした中、2013年3月に状況が一変する。ヤヌコーヴィチ大統領一家出入りの政商であるクルチェンコ（VETEKグループ）が、オデッサ製油所買収に名乗りを上げたのである。ベラルーシ産品に対する反ダンピング措置を、今度はVETEK系のE.スタヴィツィキー・エネルギー相が主導し始めた。ところが、ロシア国営のロスネフチがTNK-BPを買収したことに伴い、リシチャンシク製油所もロスネフチの所有に移り、ロスネフチはリシチャンシク製油所の売却を中止した。また、ロスネフチはベラルーシのモズィリ製油所の株主であり、ウクライナがベラルーシの石油製品の輸入をブロックすることは望まなかった。2013年4月にすべての関係者が一堂に会し、妥協案がまとまった。ベラルーシに対するAD調査は、取り下げられた。リシチャンシク製油所についてはロスネフチの所有と認める一方、オデッサ製油所はVETEKが買収し、同製油所はガソリン輸入業を取り仕切る、という合意

³³² Кабінет Міністрів України (2013).

³³³ <https://daily.rbc.ua/rus/show/o-vvedenii-poshlin-na-import-nefteproduktov-v-ukrainu-govorit-27112012113200> РБК-Украина, 27 ноября 2012.

³³⁴ <https://www.ictsd.org/bridges-news/мосты/news/украина-может-ввести-пошлины-на-ввоз-нефтепродуктов-из-беларуси> ICTSD, 25 февраля 2013.

だったということである³³⁵。

地域党政権は、一般的に「親ロシア」というレッテルが貼られることが多い。しかし、こと石油精製業に関して言えば、この時期にロシア資本に便宜が図られた事実はなく、むしろロシア資本の後退と自国のオリガルヒ支配が進んだと言える³³⁶。その最悪の事例として、クルチェンコが率いるVETEKグループによる違法取引を挙げなければならない。ユーロマイダン革命後に明るみに出たところによると、VETEKは再輸出すると称して関税・税金なしで輸入した石油製品を、実際にはウクライナ国内市場で販売し、2012～2013年に70億グリブナの脱税を行ったという³³⁷。そもそもVETEKがオデッサ製油所を買収した目的も、この脱税行為の隠れ蓑として使うためだったという見方がもっぱらである³³⁸。

地域党政権は、上述のように公式政策の上では国内の石油精製業の振興を標榜はしていたものの、現実にはこのように政権に近いオリガルヒによる脱法行為がまかり通っていたわけで、これでは通商・産業政策が正常に機能すると期待することは困難であろう。結局、関税導入による石油精製業保護に関する議論の決着も見ないまま、2014年2月のユーロマイダン革命により、地域党政権は崩壊した。

ユーロマイダン革命後 2014年2月のユーロマイダン革命で地域党政権が崩壊した後、石油精製業の不振はさらに深まっている。原油確保がままならず、多くがユーロ4、5といった新基準に適應できないウクライナの製油所は、近いライバルのベラルーシのモズィリ製油所に完全に市場を掘り崩されている³³⁹。それに加えて、パイプラインからの原油の違法抜き取り、ガソリンの密造と密売など、闇経済化が深刻化している。ウクライナの一連の製油所のうち、ドンバス紛争の戦闘地域に位置しているのがルハンシク州のリシチャンシク製油所であり、TNK-BPを買収して同製油所のオーナーとなったロシア国営のロスネフチ社は2014年末の再稼働を目指して製油所の近代化に取り組んでいたが、ウクライナ軍の砲撃により製油所の一部施設が破壊を被り、操業再開は遠のいた。図表6-7で見たとおり、2015～2016年の製油所別の生産量は不明となっているが、現時点で生産の大部分はクレメンチュク製油所によるものと推察され、ロシア産でなくウクライナ産の原油を原料としていたことから生産の継続が可能になっているものと思われる。

このような苦境の中、ウクライナ内閣は新たに「2035年までのウクライナのエネルギー戦略」を起草し、2017年8月18日に最終的に採択した³⁴⁰。残念ながら、採択された正式なテキストがまだ発表されていないので、2017年5月の最終草案でその中身を確認してみる³⁴¹。これを見ると、石油製品に関しては、ロシアへの依存を克服すること、自国の精製能力を拡大・活用することを通じて輸入依存度低下の条件を創出し、供給源および輸送路を多角化すること（単一の供給国からの供給を30%未満に抑えること）といった課題が掲げられている。ただ、2015年6月版の草案では、2025年までにいずれかの産油国から投資家を誘致して、ウクライナでの現代的な製油所（単数）の建設に当たらせ、ウクライナ国内および欧州市場向けのガソリン・軽油生産を立ち上げるという目標が示されていた。こうした新規建設と、既存の製油所の近代化を通じて、2025年までには市場の30%以上が、2035年までには50%以上が、ウクライナ国産の石油製品によって満たされるようになるという青写真

³³⁵ Богуцкий (2013), 113-114.

³³⁶ 地域党政権時代のウクライナのオリガルヒ、フィルタシおよびクルチェンコといったオリガルヒの政財界における位置付けについては、服部 (2015f) 参照。

³³⁷ <http://argumentua.com/novosti/mvd-raskrylo-skhemy-kontrabandy-i-realizatsii-nefteproduktov-kompaniyami-kurchenko-na-25-mlr> АРГУМЕНТ, 6 марта 2014.

³³⁸ Зелинский (2015).

³³⁹ Салашенко і Феденко (2014), 144-148.

³⁴⁰ http://www.kmu.gov.ua/control/uk/publish/article?art_id=250208232 Урядовий портал, 18 серпня 2017.

³⁴¹ Кабінет Міністрів України (2017).

を描いていた³⁴²。2017年5月版の草案にはそうした記述は見当たらないので、ウクライナ政府が石油精製業の発展に寄せる熱意は明らかに後退していると判断せざるをえない。

第4節 石油レントをめぐるベラルーシとロシアの攻防

石油産業の概況 ベラルーシは総じて化石燃料資源に乏しい国である。石油に関しては、ベラルーシ南東部のゴメリ州の鉱床で一定量が生産されるが³⁴³、ベラルーシの製油所の稼動に必要な原油はほぼ全量がロシアからの輸入によって賄われている³⁴⁴。

他方、見逃せないのは、エネルギー大国のロシアが欧州市場に石油を輸出する際に、ベラルーシが重要なトランジット・ルートとなっていることである。ロシアにとって、ウクライナが天然ガス・トランジット国としての重要性が高かったのに対し、ベラルーシは天然ガスもさることながら、原油の輸送路としての役割が大きかった。2000年頃までは、ロシアのCIS域外向け原油輸出の約半分が、ベラルーシ領を経由したものだ。その大動脈となっているのが、前掲の図表6-6にも示されているドルーヅバ原油パイプラインである³⁴⁵。

ベラルーシには、ゴメリ州モズィリ市のモズィリ製油所、ヴィテプスク州ノヴォポロツク市のナフタン製油所という2箇所の製油所がある。ソ連から引き継いだ工場であるものの、前者が1975年創設、後者が1963年創設と、戦前に遡る工場もあるウクライナ（図表6-8参照）に比べれば比較的恵まれている。モズィリ製油所がガソリンの生産を主力としているのに対し、ナフタン製油所は軽油（ディーゼル燃料）の生産に強みがある。両製油所は組織的には、ベラルーシの石油・化学産業を束ねる国営コンツェルン「ベルネフチェヒム」の枠内で活動している³⁴⁶。

図表6-9 ベラルーシの製油所別の石油一次精製量（原油処理量）

(1,000t)

| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2015 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| モズィリ製油所 | 7,600 | 9,600 | 10,100 | 10,600 | 10,700 | 10,900 | 11,000 | 8,300 | 10,400 | 11,100 | 11,100 | 12,000 | 12,290 | 9,800 |
| ナフタン製油所 | 8,200 | 8,900 | 9,700 | 10,600 | 10,700 | 10,400 | 10,700 | 8,200 | 10,000 | 10,600 | 10,000 | 10,300 | 10,710 | 8,700 |
| ベラルーシ合計 | 15,774 | 18,451 | 19,802 | 21,253 | 21,349 | 21,304 | 21,634 | 16,455 | 20,474 | 21,667 | 21,156 | 22,289 | 23,003 | 18,600 |

（出所）ベラルーシ統計局、ЮНИТЕР（2016a）など。

³⁴² Кабінет Міністрів України (2015).

³⁴³ ベラルーシで産出する年間165万 t 前後の石油は、実はロシア産のそれよりも良質な軽質低硫黄原油であり、全量が輸出に供されている。ЮНИТЕР (2016a), 2. 輸出先は、ほぼ一貫してEU圏で、なかんずくドイツである。

³⁴⁴ ただし、注目されるのは、ベラルーシが近年、国外での石油採掘業に積極的に参入していることである。国営のベラルーシネフチ社は、国外ではロシア、ベネズエラ、エクアドルで石油開発に従事している。うち、ロシアでは2013年からヤングブル石油会社を設立して事業に当たっており、ヤマロ・ネネツ自治管区の4つの鉱区を開発している。ベネズエラとの合弁であるペトロレラ・ペロベネソラナ社は、7つの石油鉱区と6つのガス鉱区を開発しており、2006年以来、650万 t の石油、42億 m³ のガスが採掘されている。エクアドルでは、2015年3月にペトロアマズナス社と契約を結び、技術サービスを提供することになっている。ベラルーシネフチ社の原油生産に占める国内・国外の比率は当面、60 : 40程度になると見られる。http://news.tut.by/economics/470181.html TUT.BY, 26 октября 2015.

³⁴⁵ Balmaceda (2015), Chapter 3.

³⁴⁶ 服部 (1999); ЮНИТЕР (2015e); Белнефтехим (2015), 38.

2つの製油所で生産された石油製品は、国内の需要を賄うだけでなく、輸出に回されて重要な外貨収入源にもなっている。その際に、ベラルーシ側が原油を購入して製油所で精製するだけでなく、ロシアの石油会社がベラルーシの両製油所に加工だけを委ねる委託加工生産も広範に行われており、時期により異なるものの、それがベラルーシにおける石油製品生産の半分近くを占めてきた³⁴⁷。委託加工では、原料となる原油も、生産された石油製品も、所有権はロシアの石油会社側にあり、製品はロシアに逆輸入されたり、欧州方面に輸出されたりする。

2つの製油所のうち、モズィリ製油所はベラルーシの対ロシア経済協力の象徴的な存在と言える。そして、その大株主であるスラヴネフチというロシアの石油会社の存在を理解する必要がある。実は、スラヴネフチは元々、ロシアとベラルーシの政治的接近を受け、両国の統合を経済的実態によって裏打ちすることを眼目に、1994年に両国の合弁企業として設立された（会社名自体が、東スラヴ系民族のロシアとベラルーシの友好を象徴している）。スラヴネフチ設立当初の株主構成は、ロシア国有資産省45%、ロシア連邦資産基金30%、ベラルーシ国有資産省10.8%等となっていた。そして、1994年にモズィリ製油所が株式会社化された際に、ベラルーシ政府と並んで、このスラヴネフチが大株主（42.58%）になったのである。以降、スラヴネフチは原油供給やガソリンスタンド網の展開といった形で、ベラルーシの石油市場に深くかかわっていった³⁴⁸。

ところが、スラヴネフチの経営の方向性をめぐってロシアとベラルーシの溝が広がり、2002年に同社の株はロシアの石油会社のシブネフチ（現ガスプロムネフチ）とチュメニ石油会社（その後TNK-BPを経てロスネフチが買収）に売却された。今日でもモズィリ製油所におけるスラヴネフチの持ち株比率は42.58%で変わらないものの、かつてのようなロシア・ベラルーシ統合の前衛としての性格は薄れた³⁴⁹。

一方、ナフタン製油所は長らく「共和国一体企業」という組織形態をとり、ベラルーシ政府による強固な管理体制が維持されていた。ようやく、2002年にナフタン製油所は株式会社化され、さらに2008年には隣接する化学メーカーのポリミール社を吸収合併し、外国の戦略的パートナーによる投資の受入を模索した。しかし、ルクオイル、ロスネフチ、スルグトネフチェガスといったロシアの石油大手との交渉が累次試みられているものの、2017年現在までに出資受入が実現するには至っておらず、依然として株式の99.8%をベラルーシ国家が保有している。ベラルーシ政府は、外資側に過半数の株を譲ることは慎重で、それでいながら株の売却価格を過大に設定したり、工場の近代化のための巨額投資を求めたり、雇用の維持を義務付けたりしており、それが障害になっている。同じことは、モズィリ製油所へのロシア資本の出資拡大に関する交渉についても言え、ロスネフチなどが交渉に応じているものの、条件が折り合っていない。

石油レントの分配問題 前節で見たウクライナの石油産業をめぐる政策過程では、多様な主体が様々な思惑で、しかもしばしば水面下でうごめいており、政権交代に伴う情勢変化もある。こうしたことから、ウクライナでは石油精製業界があまりにも混沌としており、それにかかわる政策がどのようなベクトルを示しているのかを見極めること自体が、非常に困難である。

それに対し、1994年にA.ルカシェンコ大統領の体制が発足してから政権交代が一度もなく、政治・経済体制が一元的なベラルーシでは、石油精製業にかかわる政権当局の戦略は明確かつ不変である。具体的には、ロシ

³⁴⁷ 近年の条件下では、ベラルーシ側の独自生産と、ロシアの石油会社の発注による委託生産の比率が、60：40程度となることが最適だという。2014年の実績はそれに近い58：42だった。しかし、2015年には直近の条件変化を受け76：24程度の比率へとシフトしそうだと伝えられていた。http://news.tut.by/economics/450393.html TUT.BY, 2 июня 2015.

³⁴⁸ 服部 (1999).

³⁴⁹ 今日でもスラヴネフチは統計などでは独立した石油会社として扱われているが、現実には親会社であるロスネフチとガスプロムネフチの完全な支配下に置かれている。坂口 (2015c), 39.

ア産の原油をベラルーシの製油所で安定的に加工し、それによって発生する石油レントをベラルーシ側がしかるべく確保して、それを原資にルカシェンコ現体制を維持するというに他ならない。ただ、国際的な環境変化の影響を受けたり、ロシアの政権および石油企業と駆け引きを繰り返したりする中で、ルカシェンコ政権は機敏に立ち回り、それに伴って同産業をめぐるベラルーシ・ロシア間のゲームのルールも目まぐるしく変遷してきたということである。

その際に、ベラルーシ・ロシア間で常に核心的な争点となってきたのが、原油および石油製品に賦課する輸出関税の取扱である。ソ連解体後の新生ロシアは、石油・ガスや金属などの輸出に輸出関税を導入し、これが重要財源となった。ロシアは国際通貨基金（IMF）の要求を受けて、いったんは輸出関税を1996年までに全廃したものの、それが招いた歳入減も一因となり、1998年8月に通貨・金融危機に見舞われた。その反省に立ち、ロシア政府は1999年に原油・石油製品・天然ガスの輸出関税を相次いで復活させた（ただ、その際に、以前とは異なり、CIS諸国向けの輸出には輸出関税が課せられないことになった）。輸出関税の再導入は、その後のロシア財政の再建に大いに貢献することになる³⁵⁰。

しかし、これはロシアの石油会社にとっては負担増を意味し、彼らはベラルーシの製油所をその負担を軽減するためのオフショア拠点として活用し始める。この輸出関税という形をとった石油レントをめぐるベラルーシ・ロシア間の攻防に関しては優れた先行研究がいくつかあるので、以下では主にそれらにもとづいてクロニクルを整理する³⁵¹。なお、税制以外にも、ロシアからベラルーシへの原油輸出価格の優遇という要因も考慮する必要があるが、その経緯はきわめて複雑なので、本稿では詳述は避ける³⁵²。

- 1999～2006年：1999年1月にロシアは原油および石油製品の輸出に対する輸出関税を導入したが、CIS加盟国であるベラルーシ向けの原油輸出は無税。自国の製油所の稼働率を上げたいベラルーシ当局は、石油製品の輸出に、ロシアよりも低い税率の輸出関税を設定。これにより、ロシアの石油会社のベラルーシ製油所向け原油供給、ベラルーシ製油所での委託加工が増大。ベラルーシの国庫には大量の石油製品輸出関税収入が入るようになった。
- 2007～2009年：2006年12月8日付の政府決定で、ロシアはベラルーシ向けの原油輸出に輸出関税導入を決定（ベラルーシ国内市場向けの石油製品を生産する分を除く）。反発したベラルーシ側が2007年初頭にパイプラインの原油を違法に抜き取ったりしたため、ロシアのトランスネフチが送油を停止、ソ連時代を含めて初めて、ロシアのEU向け原油輸出が停止する事態となった。両国はほどなく妥協し、2007年1月12日付の政府間協定で、ベラルーシ向けの原油輸出関税は第三国向けの原油輸出関税よりも低く設定することになった（2007年には第三国向け税率の29.3%、2008年は同33.5%、2009年は同35.6%）。ベラルーシが徴収した石油製品の輸出関税は、ロシア国庫に納入されることになった³⁵³。
- 2010年：ロシアはベラルーシ向けの原油輸出に適用していた輸出関税の税率引き下げを取り止め、第三国向け輸出と同じ税率を導入（ベラルーシ国内市場向けの石油製品を生産する分を除く）。ベラルーシの製油所での委託加工の利益率が低下する。

³⁵⁰ 田畑 (2008), 89-92; 金野 (2008a), 207-208.

³⁵¹ 利用したのは、Balmaceda (2015); BISS (各年); Карбалевич (2010). なお、この事実関係を整理するに当たって、みずほ総合研究所の金野雄五氏からも重要なお教示をいただいた。

³⁵² ある報告によれば、2004年のロシアの世界向け輸出価格が1 t当たり275ドルだったのに対し、ベラルーシ向け輸出価格は180ドル、2009年にはそれぞれ441ドルと248ドルだったという。Ракова (2010), 10.

³⁵³ なお、他の情報源では確認できなかったものの、この問題に関するエキスパートのバルマセダは、両国の妥協の結果として、ベラルーシが徴収した石油製品の輸出関税のうち、ロシア国庫に納入される比率は、2007年：70%、2008年：80%、2009年：85%、2010年以降：100%とすることになったとしている。Balmaceda (2015).

- 2011年：ロシアはベラルーシ向けの原油輸出の輸出関税を撤廃。その代わりに、ベラルーシが徴収した石油製品の輸出関税は、全面的にロシア国庫に納入することになった。
- 2012～2014年：ロシア・ベラルーシ・カザフスタンによる関税同盟／共通経済空間の取決めで、域内貿易においては輸出関税その他の課税は一切行わないことを申し合わせる。ベラルーシの石油製品の輸出関税収入は引き続きロシアの国庫に納入。
- 2015年：2014年10月のベラルーシ・ロシア政府間の合意で、2015年に関しては石油製品輸出関税を100%ベラルーシの国庫に納入することが認められた³⁵⁴。ロシアが唐突に善意を見せたようにも思えるが、実は前述のとおりロシアは2015年から「税制マヌーバ」と称して、石油の輸出関税を引き下げ、その分、鉱物資源採掘税を引き上げていく税制改革を実施している。これに伴い、ベラルーシの輸入する原油は鉱物資源採掘税の引き上げに応じて値上がりし、ロシアの税率に合わせている石油製品輸出関税の収入は低下することになるので、恩恵は乏しいと指摘されている³⁵⁵。

このように、1999年からしばらくは、ベラルーシによる石油レントの独占が黙認されていたものの、2000年代半ばからロシア側が締め付けを強化し、その後もしばしば国際的なスキャンダルを巻き起こしながら、両国の攻防が続いているというのが、大まかな構図である。そして、石油分野の闘争が、天然ガス分野のそれと同時並行的に進行してきたというのが、ベラルーシ・ロシア関係の特徴である（ウクライナ・ロシア関係では、「天然ガス戦争」こそ起きたものの、両国首脳が石油問題に直接関与するような場面は稀であった）。

ベラルーシの政治学者のV.カルバレヴィチによれば、ルカシェンコ政権による石油レントの不正な取得に歯止めをかけなければならないという問題意識は、少なくとも2004年頃には、プーチン大統領率いるロシア指導部に芽生えていた。しかし、2004年終盤のウクライナのオレンジ革命や、2006年3月のベラルーシ大統領などを考慮し、ロシアはすぐには対応をとらなかった。2006年4月、ロシアは満を持して、2007年からのベラルーシ向け原油輸出への課税と、天然ガスの大幅引き上げを表明する。同年暮れの12月8日付のロシア政府決定で、ロシア側は原油輸出関税を正式に導入した³⁵⁶。

そして、上述のとおり、ロシアが2015年から進めている税制マヌーバには、ユーラシア経済連合のパートナー諸国への石油ガス移転を縮小するというロシア政府の狙いが込められている。むしろベラルーシにとって石油精製業の利益は輸出関税に起因するものだけではないが、いずれにしても同国が輸出関税制度の間隙を突いて潤沢な石油レントを吸い上げることでできた時代は、確実に過去のものとなりつつある。

供給源・輸送路多角化の試み ベラルーシもウクライナと同じく、ソ連解体後の初期条件として、原油の供給源と輸送ルートを中心にロシアに依存していた。石油・ガスをめぐるロシアとの対立が深まる中で、2000年代半ば以降、ルカシェンコ政権も独自に原油を確保する可能性を探るようになった。それが実ったのが2010年

³⁵⁴ <http://www.interfax.by/news/belarus/1168549> Interfax.by, 8 октября 2014. なお、ベラルーシ財務省の報告書で、共和国財政の歳入実績における石油製品輸出関税の項目を見ると、以下のように推移している。途中デノミがあったので、新通貨で統一して示す。ドル換算値は年平均レートをもとに筆者が算出した。

2014年：7,867万ベラルーシ・ルーブル（7,667万ドル、歳入に占める構成比0.4%）

2015年：20億250万ベラルーシ・ルーブル（12億3,200万ドル、歳入に占める構成比7.5%）

2016年：11億230万ベラルーシ・ルーブル（5億5,121ドル、歳入に占める構成比3.9%）

<http://www.minfin.gov.by/upload/bp/doklad/2015/ym2015.pdf>; <http://www.minfin.gov.by/upload/bp/doklad/2016/ym2016.pdf>

³⁵⁵ http://udf.by/news/main_news/116241-neftyanoe-proklyatie.html UDF.BY, 16 января 2015. 実際、折からの石油価格の下落に、この税制変更が加わり、ベラルーシの製油所の収益は急激に悪化しているようである。税制マヌーバにより、ベラルーシの製油所が生み出せる利益は石油1 t当たり15ドルも低下し、2015年には0.6ドルにすぎなくなった。特に重油の生産比率の高いナフタン製油所が圧迫されているという。 <http://www.gorod214.by/news/1106970> gorod214.by, 1 февраля 2016.

³⁵⁶ Карбалевиц (2010), 556-563.

であり、この年ベラルーシはベネズエラから180万 tの原油を輸入した。その輸送ルートとして、タンカーで運ばれてきた原油を黒海に面したウクライナのピウデン・ターミナルに揚げ、そこからオデッサ～ブロディ・パイプライン、ドルージバ・パイプラインを経由して、ベラルーシのモズィリ製油所まで運ぶことになり、2010年7月にその旨の政府間協定がベラルーシ・ウクライナ間で結ばれた。また、バルト海に面したエストニアのムーガ港でもベネズエラ原油が受け入れられ、そこからベラルーシのナフタン製油所に運ばれた。しかし、ベネズエラからの輸入は2011年130万 t、2012年30万 tと減少していき、2013年以降はロシアがベラルーシ向けの原油輸出を100%独占する状態に戻った。ロシアは2011年から、ベラルーシ向けの原油供給量を拡大し、また供給量実績に応じて価格を設定する措置を打ち出しており、これによってベラルーシが第三国から原油を受け入れる余地は限定されることになった³⁵⁷。

2011年のベネズエラ原油はエストニア・ムーガ港で陸揚げしたものであり、ベラルーシは同年オデッサ～ブロディ・パイプライン経由ではアゼルバイジャン原油を100万 t輸入したのみだった。ウクライナとの協定では、オデッサ～ブロディ・パイプラインの使用料として、実際の使用状況にかかわらず年間400万 t分を支払うことが取り決められており、この結果ベラルーシは2011年に3,000万ドルあまりの過払いを迫られた³⁵⁸。そもそも、遠隔のベネズエラ原油をベラルーシまで運んで精製するビジネスは、明らかにコスト高であった。既述のとおり、ベラルーシ国営のベラルースネフチ社がベネズエラでの原油採掘に従事している事実はあるものの、ルカシェンコ大統領の盟友であったチャヴェス・ベネズエラ大統領が2013年3月に死去したこともあり、現状ではベネズエラ・シフトはすっかりトーンダウンしている。

ところが、2016年秋になって、ベラルーシが再びアゼルバイジャン原油を購入するという新たな動きがあった。アゼルバイジャンのSOCAR系トレーダーの販売した原油8.5万 tが、ジョージアのスプサ港～ウクライナのおデッサ港と海上輸送され、そこから鉄道でベラルーシ南部のモズィリ製油所に運ばれたものである。2016年にベラルーシとロシアは、ベラルーシ側のガス代金未払い問題を発端として、ロシア側が原油供給を削減するなど、石油ガスをめぐって新たな対立に突入しており、今回のアゼルバイジャン原油の調達にはロシアに代わる代替資源の確保に向けた姿勢を誇示する狙いがあると見られる。ただし、その後アゼルバイジャン産の原油の入荷は続かず、2017年に入ってベラルーシはイラン原油の調達に踏み切った。イラン産原油の初荷は、やはり黒海およびオデッサ～ブロディ・パイプライン経由で、2017年3月にベラルーシに到達した³⁵⁹。

輸送ルートをめぐるロシアとの駆け引きは、ベラルーシからの石油製品の輸出に関しても発生している。近年ベラルーシの製油所で生産された石油製品のうち、海上輸送される分は、ほとんどがEU圏のバルト3国の港から輸出向けに発送されていた³⁶⁰。ところが、2017年8月になって、ロシアのプーチン大統領が唐突にこれを問題視する立場を示した。北西連邦管区の運輸インフラの発展に関する会議に出席したプーチン大統領が、ロシアのバルト海諸港の稼働率の低さに懸念を表明した上で、ベラルーシの製油所で精製されているのは我が国の石油であり、それ以外のものが入荷することはありそうもないので、ベラルーシへの原油供給と絡める形で、積み出しにロシア港湾を使うことを義務付けるべきだと発言したものである³⁶¹。

市場の確保は必ずしも喫緊でない 本稿では主として、ユーラシア市場、EU市場を軸に、ロシア・ウクライ

³⁵⁷ BISS (2011), 273.

³⁵⁸ BISS (2011), 274.

³⁵⁹ <https://sputnik.by/economy/20170327/1028026915/belarus-poluchila-pervuyu-partiyu-iranskoj-nefti-skolko-ehto-stoit.html> Sputnik, 27 марта 2017.

³⁶⁰ 「ベラルーシの石油製品輸出ルート」(2015年9月29日)。 <http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/45542932.html>

³⁶¹ <http://tass.ru/ekonomika/4484882> TACC, 16 августа 2017.

ナ・ベラルーシが自国の主要産業にとっての市場をいかに確保するかという点に着眼している。しかし、ベラルーシ石油精製業の焦点は、それとはやや異なったところにある。

その最たる事例は、ベラルーシがロシアに石油製品を売り渋っていることであろう。ロシア・ベラルーシ両国の政府間合意により、ベラルーシはロシアからの原油供給の見返りとして、ガソリンをロシア市場に一定量供給する義務を負っているのだが（四半期ごとの供給予定量が決まっており、実際の供給量がそれを10%以上下回ると、ロシア側は原油供給を未達成分の5倍削減できる）、ベラルーシ側はその義務を履行していない。たとえば、2015年にベラルーシはロシアに180万tのガソリンを供給する義務を負っていたにもかかわらず、実際には80.8万tに留まった³⁶²。

一方、後掲の図表6-12に見るように、ベラルーシにとって石油製品の最大の輸出相手地域は、EUである。上述のとおりEUは石油製品に対しては低い関税障壁しか設定しておらず、実際にも関税がベラルーシの輸出にとって大きなハンディキャップとなっている様子は見受けられない。特に、現時点で軽油はEU市場で不足がちなのでEUの関税率はゼロであり、ベラルーシの輸出には障害がない。ただ、EUが2007年6月からベラルーシ向けの一般特惠関税（GSP）を停止したことが、ベラルーシのガソリン輸出条件をやや不利にしたことは事実であろう。EUのガソリンの関税率は4.7%で、これがGSPでゼロになれば、ベラルーシからの輸出を促す効果は小さくないと指摘されていた³⁶³。第4章で述べたとおり、2013年末をもってベラルーシはEUのGSPを卒業したので、ガソリン無税輸出復活の望みはすでに絶たれている。いずれにしても、更新されていくEUの環境基準への対応を怠ることさえなければ、ベラルーシのEU向け石油製品輸出に今後も本質的な障害は生じないであろう。ただし、現在一部のEU諸国で見られる将来的なガソリン車、ディーゼル車の販売禁止といった方向性が現実のものとなれば、事情は一変する。

第5節 貿易データと3国の利益に関する考察

3国の石油製品（2710）の数量ベースの輸出動向と、その相手地域を整理したのが、図表6-10～6-12である。ウクライナについては近年、純輸入国に転じていることに鑑み、輸入動向を示した図表6-13も作成した。2011年以前のロシアの貿易統計には関税同盟パートナーのベラルーシおよびカザフスタンとの取引データが欠落しているという問題があるので、同国のみ2012年以降の期間を対象としている。

当然、3国の中で、輸出の規模は図表6-10に見るロシアが圧倒的に大きい。輸出先はEUが主流となっている。2012年時点の輸出の主な内訳は前掲の図表6-3に示したとおりで、付加価値が実質的に原油と変わらない重油が主流という問題があった。ロシアは税制マヌーバを通じてそうした重油輸出を抑制しようとしているので、図表6-10に見るように2016年に石油製品輸出が低下したことは、むしろポジティブな現象である。

図表6-11に見るとおり、ロシアに比べれば規模が1桁劣るとはいえ、ベラルーシも年間1,300万～1,500万t程度の石油製品輸出を維持している。図表にはないものの、ここ数年、輸出している石油製品の内訳は、重油・軽油（271019）がざっと8割、ガソリン（271012）が2割といった比率になっている。そして、ベラルーシの石油精製業の主たる輸出先がEUであり、これは本稿で呼ぶところのベラルーシの「東西架橋型加工貿易」の中でも最大の取引である。図表6-11で「その他CIS」が拡大基調にあるのは、自国の石油精製業が壊滅したウクライナがベラルーシ産の石油製品を盛んに輸入しているからである。一方、2013～2015年にはベラルー

³⁶² <http://news.tut.by/economics/483191.html> TUT.BY, 2 февраля 2016.

³⁶³ Филиппина (2014), 173-174.

シからロシアへの石油製品輸出が増えているものの、上述のとおりこれはベラルーシにとってはむしろ回避したい供給である。

そして、「じり貧」としか表現のしようがないのが、図表6-12のウクライナの輸出である。なお、図表にはないものの、ウクライナの石油製品輸出は大部分がHSコード271019であり、具体的には重油と思われる。輸出は年ごとに相手地域の変動が激しく、それだけウクライナの石油精製業自体が不安定であることに加えて、重油の散発的な輸出が中心になっていたことが示唆される。ウクライナは黒海港湾から外洋にアクセスできる国なので、販売先は近隣諸国だけでなく、かなり遠い外国も含まれていた。また、英領バージン諸島やキプロスといったタックスヘイブンを輸出先として登場しており、脱法的な取引が横行していたことを伺わせる。一方、図表6-13に見るウクライナの輸入では、ロシア、その他CIS、EUと相手地域が分散されているものの、目立つのはその他CISの拡大であろう。これは上述のとおり、ウクライナがベラルーシからの石油製品輸入を拡大しているからに他ならず、ベラルーシは完全にウクライナ市場における最大供給国としての地位を確立しつつある。

ウクライナ・ベラルーシ両国の近年の原油および石油製品の輸出入数量・金額を跡付けたのが、図表6-14、6-15である。また、原油輸出(A)－原油輸入(B)＋石油製品輸出(C)－石油製品輸入(D)によって得られる収支を「石油収支」と捉え、それを両図表に記すとともに、両国の石油収支額を抜き出して図表6-16に図示した。

ここでも、明(ベラルーシ)と暗(ウクライナ)が、あまりにも明瞭に分かれている。ウクライナは石油輸入国であり、石油収支は元来赤字であった。ただ、独立後しばらくは、石油製品輸入額(D)よりも、石油製品輸出額(C)の方が大きい状態が続き、加工国としては一定の地位を占めていた。ところが、やはりティモシェンコ内閣がラディカルな措置を打ち出した2000年代半ばが転換点になり、2006年以降ウクライナは金額ベースで石油製品の純輸入国に転じている。2012年以降はその傾向がさらに鮮明になり、ウクライナの製油所に輸入される原油が激減、当然ながら石油製品の輸出も大幅減となり、国内市場の大部分が輸入された石油製品で賄われるようになっていく。

それに対し、同じく石油輸入国であるベラルーシでは、石油製品輸出拡大の賜物で、2004年から石油収支が黒字に転じている(ただし、油価低迷時期の2009～2010年、2016年は赤字となっている)。至極単純に考えれば、ベラルーシの石油産業は、原油の大部分を輸入しているにもかかわらず、石油製品の内需を満たした上でおお輸出も行い、十分な利益を生み出しているということになる。

一般的に、政府や産業界は自国の産業を守ろうとする姿勢を示すことが多いだろう。ところが、独立後から今日に至るまでのウクライナ政府の石油精製業にかかわる政策展開、政策論争を振り返ってみると、必ずしも国内生産が強くサポートされてはこなかった。むしろ、石油製品の輸入拡大を志向し、国内生産をあたかも敵視するような立場すら散見され、奇妙な印象を覚える。政策担当者では、前出のティモシェンコ氏にその傾向が顕著であり、実際に同内閣の政策変更により、2000年代半ばから輸入品優位の構図が強まっていった。

市場開放派の急先鋒として論陣を張っていたのが、コンサルティング会社「A-95」を主宰するS.クン氏であった。同氏が2012年に主張していたところによると、石油製品への輸入関税導入は、ロシア原油への依存を復活させる。それは深甚な否定的影響を及ぼすだけで、石油精製部門の問題を何一つ解決しない。ウクライナの石油製品市場は、10ヵ国以上の供給国の製品で成り立っており、石油製品の関税を引き上げればその多様性が失われ、ロシアという一国に依存することになる。石油製品の輸入を停止したら、国際収支も悪影響を受ける。なぜなら、ウクライナの需要を満たすためには年間1,000万tのガソリン・軽油の供給が必要だが、完成し

た製品を輸入する場合に（2012年の価格で）100億ドルを要するのに対し、同様の石油製品を国内生産するのに必要な原油輸入資金は127億ドルに上る。その原因は、ウクライナの製油所の製品得率が65%ときわめて低く、欧州平均の85%と比べて大きく劣っていることである。しかも、ウクライナの製油所で生産される製品の品質は、近隣諸国国の近代的な製油所のそれよりずっと低い、との主張であった³⁶⁴。

確かに、製油所が老朽化・陳腐化したままで国内生産を保護するのは、経済合理性のある政策とは言えないだろう。しかし、ウクライナの製油所の製品得率が低いのであれば、製油所を近代化するという選択肢もあったはずである。実際、ベラルーシの政治経済体制を理想視するわけにはいかないものの、ベラルーシの場合は製油所を稼働させ収益を生み出して、それを設備導入に積極的に投じたからこそ、今日のようなCISで最も近代的な石油精製業に成長していったと言える。実際に図表6-16に見るようにベラルーシの収支の方が優れている以上、ベラルーシよりもウクライナの方が石油精製業につき賢明な政策を採ったとは、評価しがたいのではないだろうか。

ウクライナとベラルーシで、石油精製業が対極の道を歩むようになった原因を考えるに、やはりウクライナの政策エリートがロシアに対して抱いている抜きがい警戒感と敵対心が根底にあったと見なさざるをえない。ウクライナの民族・民主派のシンクタンクが2009年に発表したレポートでは、ウクライナの石油精製業が苦境に陥り、稼働率が低下していることを指摘した上で、次のように主張している。「このような状況に陥った主要原因の一つは、まさに原油の供給源と供給路が多角化されていないことである。……ウクライナの製油所がロシア企業によって民営化された否定的な経験、ロシアのウクライナに対する全般的なエネルギー政策を考えると、状況の根本的な改善はまったく望めない。ウクライナには、自国の製油所と輸送能力を満たしてくれる新たな原油の供給源が、何としても必要である」³⁶⁵。ウクライナの石油精製業は、このようにロシアを過度に警戒するあまり自縄自縛となり、自ら発展の可能性を放棄してしまった印象が強い。

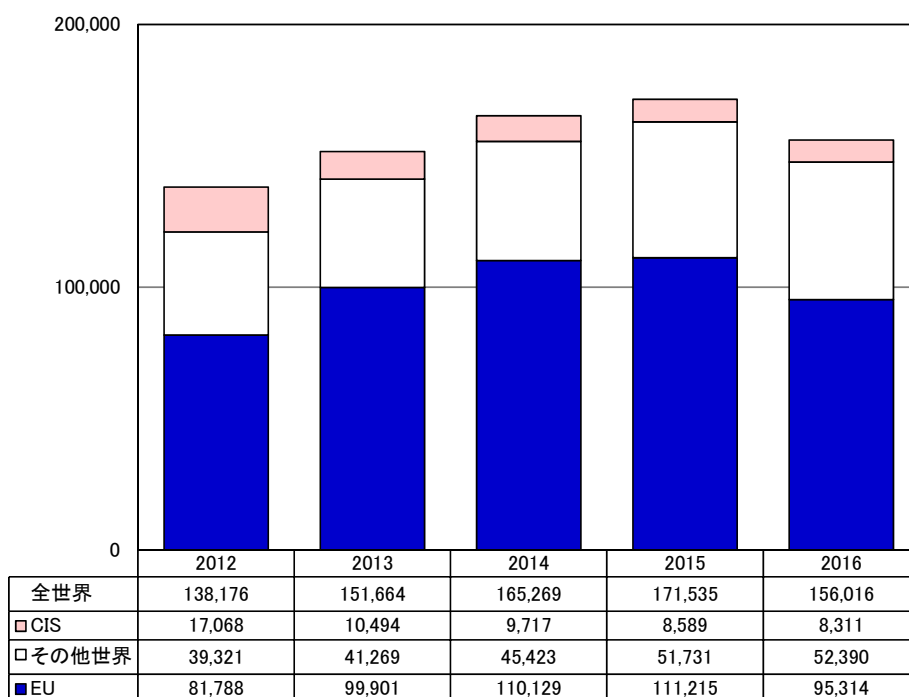
ベラルーシの石油製品の輸出の過半は、EU向けである。ベラルーシはEUと連合協定/DCFTAを結んでおらず、通商面で有利な取り計らいがなされているわけではないが、それでもEU側の需要に支えられ、ベラルーシの石油製品のEU向け輸出は発展してきた。ロシアが原油を供給し、ベラルーシがその加工を担うという分業関係は、EUという市場があってこそ成り立っており、「ロシアか、EUか」という二者択一の選択には収まり切らない。それに対し、ウクライナにおいては、ロシアと一線を画して欧州に参入するという理念ばかりが先走った結果、2014年にEUと連合協定を結んだ時点ですでに、石油精製業という潜在的に有望なEU向け輸出産業が事実上失われていたという逆説がある。

³⁶⁴ <http://www.rbc.ua/rus/news/poshliny-na-import-nefteproduktov-privedut-ukrainu-k-zavisimosti-12072012124700> РБК-Украина, 12 июля 2012.

³⁶⁵ Центр Разумкова (2009), 26.

図表6-10 ロシアの石油製品(2710)の輸出相手地域

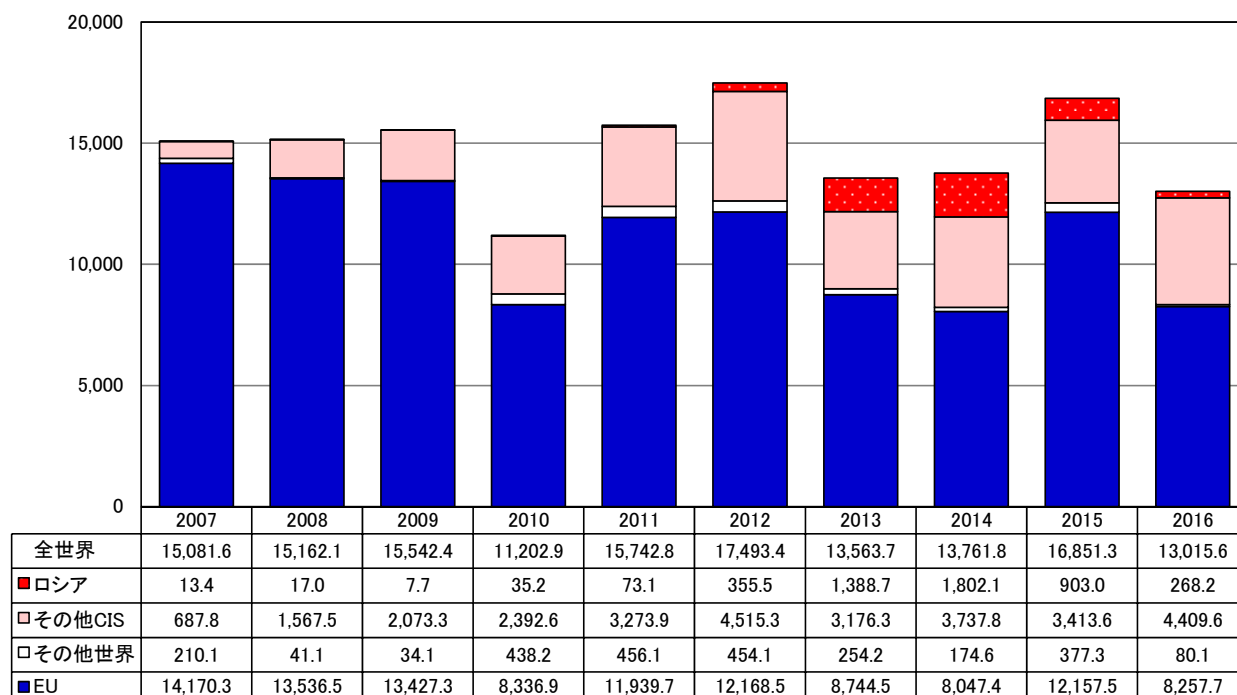
(1,000t)



(出所)ITCデータベース。なお、図表6-3とは微妙な齟齬がある。

図表6-11 ベラルーシの石油製品(2710)の輸出相手地域

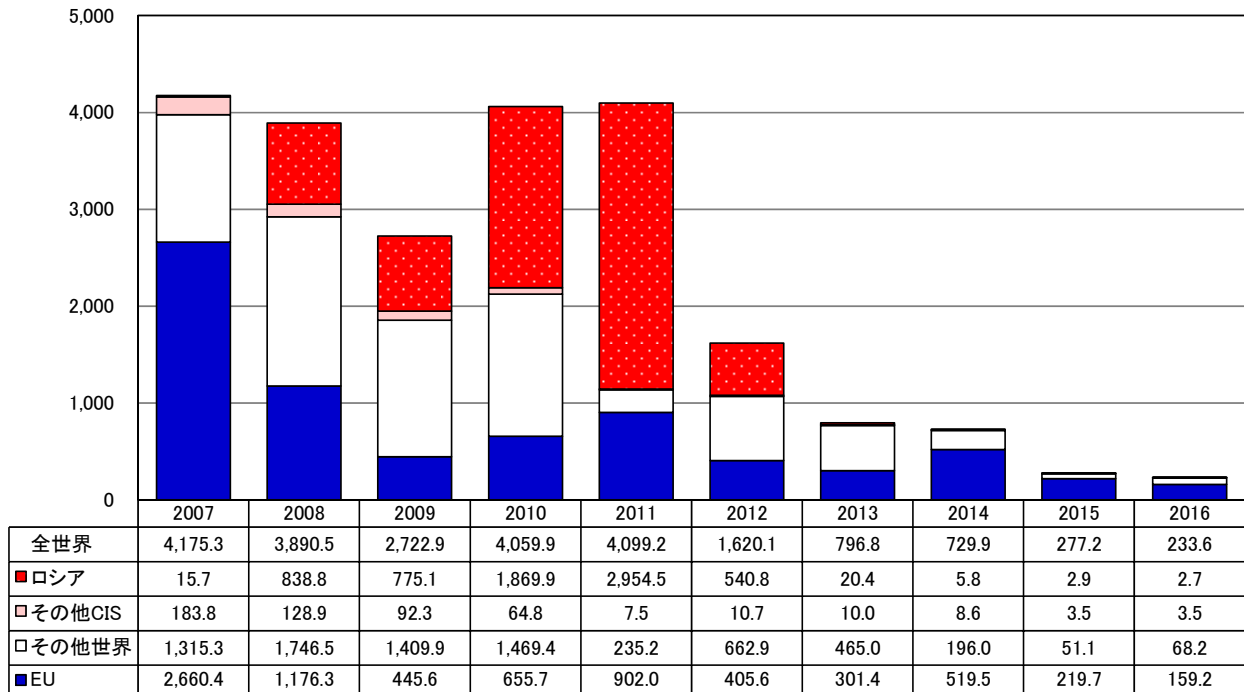
(1,000t)



(出所)ベラルーシ統計局。

図表6-12 ウクライナの石油製品(2710)の輸出相手地域

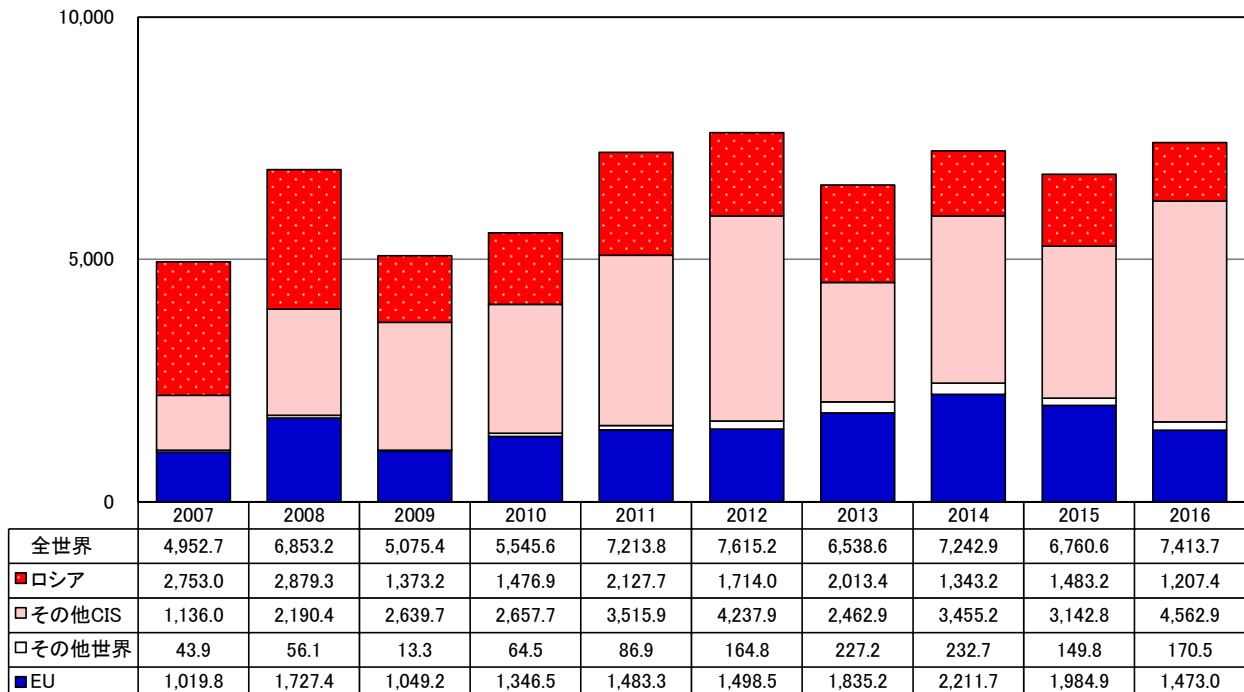
(1,000t)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表6-13 ウクライナの石油製品(2710)の輸入相手地域

(1,000t)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表6-14 ウクライナの原油および石油製品の輸出入

| | 原油輸出(A) | | 原油輸入(B) | | 石油製品輸出(C) | | 石油製品輸入(D) | | 石油収支(A-B+C-D) | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル |
| 2002 | 419 | 61 | 18,867 | 2,431 | 8,690 | 1,128 | 1,594 | 380 | ▲ 11,352 | ▲ 1,621 |
| 2003 | 1,444 | 263 | 22,456 | 3,678 | 9,633 | 1,489 | 1,193 | 359 | ▲ 12,572 | ▲ 2,286 |
| 2004 | 434 | 99 | 21,694 | 4,837 | 9,349 | 1,685 | 1,341 | 513 | ▲ 13,252 | ▲ 3,567 |
| 2005 | 90 | 25 | 14,579 | 4,601 | 7,450 | 2,038 | 2,122 | 1,132 | ▲ 9,161 | ▲ 3,670 |
| 2006 | 160 | 62 | 10,650 | 4,404 | 4,674 | 1,667 | 4,198 | 2,440 | ▲ 10,014 | ▲ 5,115 |
| 2007 | 4 | 2 | 9,810 | 4,554 | 4,175 | 1,560 | 4,953 | 3,027 | ▲ 10,583 | ▲ 6,018 |
| 2008 | 9 | 8 | 6,583 | 4,514 | 3,890 | 2,462 | 6,853 | 5,952 | ▲ 9,537 | ▲ 7,996 |
| 2009 | 8 | 2 | 7,182 | 2,990 | 2,723 | 1,202 | 5,075 | 2,688 | ▲ 9,527 | ▲ 4,473 |
| 2010 | 0 | 0 | 7,788 | 4,171 | 4,060 | 2,196 | 5,546 | 3,905 | ▲ 9,274 | ▲ 5,880 |
| 2011 | 0 | 0 | 5,679 | 4,272 | 4,099 | 3,339 | 7,214 | 6,955 | ▲ 8,794 | ▲ 7,889 |
| 2012 | 0 | 0 | 1,547 | 1,236 | 1,620 | 1,387 | 7,615 | 7,607 | ▲ 7,543 | ▲ 7,456 |
| 2013 | 0 | 0 | 761 | 630 | 1,068 | 811 | 6,539 | 6,418 | ▲ 6,231 | ▲ 6,238 |
| 2014 | 41 | 27 | 179 | 147 | 730 | 510 | 7,242 | 6,685 | ▲ 6,650 | ▲ 6,294 |
| 2015 | 8 | 3 | 228 | 82 | 277 | 116 | 6,761 | 3,808 | ▲ 6,703 | ▲ 3,771 |
| 2016 | 0 | 0 | 516 | 174 | 234 | 87 | 7,414 | 3,254 | ▲ 7,696 | ▲ 3,341 |

(出所)ウクライナ統計局、CIS統計委員会、ITCデータベース。

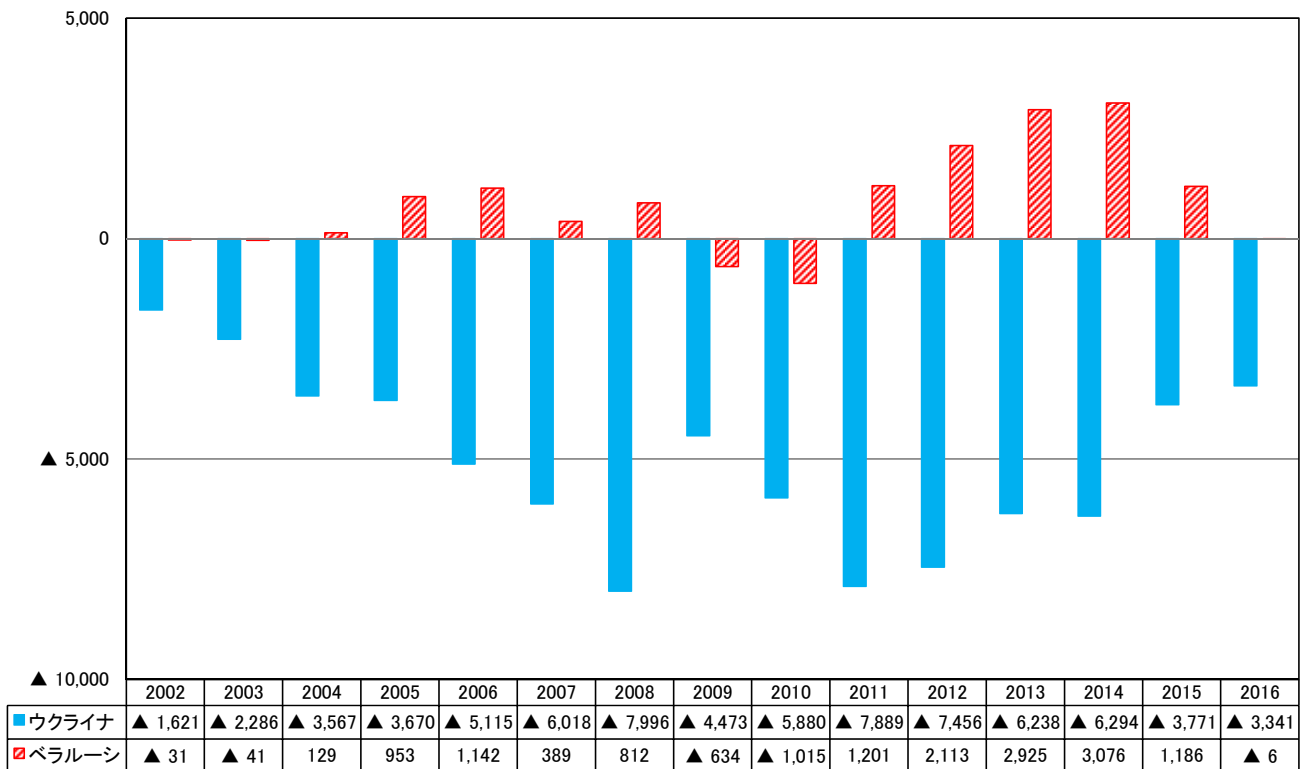
図表6-15 ベラルーシの原油および石油製品の輸出入

| | 原油輸出(A) | | 原油輸入(B) | | 石油製品輸出(C) | | 石油製品輸入(D) | | 石油収支(A-B+C-D) | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル | 数量 1,000t | 金額 100万ドル |
| 2002 | 601 | 94 | 14,024 | 1,505 | 9,875 | 1,479 | 501 | 98 | ▲ 4,048 | ▲ 31 |
| 2003 | 801 | 144 | 14,900 | 1,983 | 10,563 | 1,961 | 1,005 | 162 | ▲ 4,541 | ▲ 41 |
| 2004 | 1,051 | 243 | 17,814 | 3,232 | 13,000 | 3,296 | 1,143 | 178 | ▲ 4,906 | 129 |
| 2005 | 1,346 | 478 | 19,318 | 4,222 | 13,500 | 4,851 | 573 | 154 | ▲ 5,045 | 953 |
| 2006 | 1,138 | 504 | 20,906 | 5,608 | 14,800 | 6,731 | 1,234 | 485 | ▲ 6,202 | 1,142 |
| 2007 | 851 | 484 | 20,036 | 7,234 | 15,100 | 7,626 | 909 | 487 | ▲ 4,994 | 389 |
| 2008 | 1,453 | 988 | 21,461 | 9,492 | 15,200 | 10,859 | 2,517 | 1,543 | ▲ 7,325 | 812 |
| 2009 | 1,716 | 738 | 21,509 | 7,065 | 15,542 | 7,012 | 3,796 | 1,319 | ▲ 8,046 | ▲ 634 |
| 2010 | 0 | 0 | 14,739 | 6,779 | 11,203 | 6,670 | 1,578 | 905 | ▲ 5,114 | ▲ 1,015 |
| 2011 | 1,676 | 1,320 | 20,436 | 9,377 | 15,743 | 12,733 | 5,732 | 3,474 | ▲ 8,750 | 1,201 |
| 2012 | 1,645 | 1,288 | 21,669 | 8,684 | 17,493 | 14,505 | 8,474 | 4,996 | ▲ 11,004 | 2,113 |
| 2013 | 1,619 | 1,241 | 21,261 | 8,319 | 13,564 | 10,155 | 125 | 153 | ▲ 6,203 | 2,925 |
| 2014 | 1,617 | 1,124 | 22,508 | 7,622 | 13,762 | 9,853 | 421 | 280 | ▲ 7,541 | 3,076 |
| 2015 | 1,615 | 579 | 22,919 | 5,668 | 16,851 | 6,786 | 1,653 | 512 | ▲ 6,105 | 1,186 |
| 2016 | 1,617 | 472 | 18,157 | 3,971 | 13,016 | 4,059 | 1,718 | 566 | ▲ 5,243 | ▲ 6 |

(出所)ベラルーシ統計局、CIS統計委員会、ITCデータベース。

図表6-16 ウクライナとベラルーシの石油収支

(100万ドル)



(出所) 図表6-13、6-14からグラフ化。

第6節 石油精製業の小括

石油精製業の条件は、世界に冠たる石油大国で原油を輸出する側のロシアと、原油供給の大部分をそのロシアに頼ってきたウクライナおよびベラルーシとで、大きく異なる。

垂直統合石油会社が石油の採掘から加工・販売までを手掛けているロシアでは、豊富な資源を活かして、付加価値の高い石油製品の生産と輸出を拡大していくことが戦略となろう。従来もロシアは膨大な量の石油製品を輸出してきたが、税制のひずみなどにより、原油よりも安い重油の輸出が肥大化するという弊害があった。ロシア政府はその反省に立ち、EUの「ユーロ」に対応する「クラス」という環境基準の導入、重油から白油へのシフトを推進している。とりわけ、2015～2017年を対象とした税制マヌーバが、石油部門の構造改革の柱となっている。ロシアは現時点ではEU市場にガソリンを本格的に供給する能力を有していないものの、これらの改革措置が奏功すれば、製油所が抜本的に近代化され、自国およびユーラシア市場を満たすのはもちろん、自ずとEUへの輸出の道も開けるかもしれない。

他方でロシアの税制マヌーバは、ユーラシア経済連合のパートナー諸国、とりわけベラルーシにとっては、財政的な痛手となる。ロシア主導のユーラシア経済連合に加盟しても、パートナー諸国にとっての制度的な条件は必ずしも改善されないという、見逃せない事例である。ただ、ベラルーシが獲得できる石油レントは縮小しつつあるものの、それでもこの産業がベラルーシの最重要な外貨獲得源として機能していることは間違いなく、今後もそれに変わりはないであろう。

一般的に、地域経済統合を論じる場合に、関税に代表される輸入障壁の撤廃が焦点になりやすい。ウクライナやベラルーシが、ロシア（ユーラシア経済連合）、EUのどちらの経済圏に帰属するのかという問題を考える

時にも、ユーラシア統合に加わったら、あるいはEU圏に加わったら、これだけの関税メリットがあるという点が注目されることが多い。しかし、旧ソ連のロシア、ウクライナ、ベラルーシの場合には、原燃料や加工度の低い素材等が主産業で、製造業であっても「原料ありき」の生産が主流である。こうした産業の場合、完成した商品に対して課せられる関税率よりも、まず原燃料の確保が死活的である。原油の供給国たるロシアとの関係が悪化した結果、壊滅状態に陥ったウクライナ石油精製業は、その現実を改めて突き付けているように思われる。

図表6-17 「第6章 石油精製業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|--|---|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 19.7% | 60.7% | 10.9% |
| | ウクライナ | 2.0% | 22.1% | 36.8% |
| | ベラルーシ | 31.5% | 64.1% | 31.9% |
| 輸入障壁 | EU | 関税率は低く、重油・軽油が3.5～3.7%、ガソリンが4.7%。しかし、環境基準が厳しく、ロシアもこれまでは自動車ガソリンをほとんど輸出できなかった。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 関税率は概ね5%。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | ロシアの場合は、輸出市場の開拓というよりも、自国の税制改革と、製油所の近代化が鍵。ロシアとベラルーシはこれまでも石油レントをめぐる争ってきた。現下のロシアの税制改革もベラルーシの財政的な痛手に。ウクライナ・ベラルーシの精製業はともにロシアの原油に依存、ロシアとの関係のありようで明暗分かれる。ロシアとベラルーシは石油供給・委託加工・輸送で相互依存関係にあるが、ベラルーシは原油供給源・ルート多角化を模索し、輸出ルートでEU圏のバルト3国港湾を活用するなど、軌轢も。 | | | |

(注)この場合の「当該品目」は石油製品(2710)。

第7章 肥料産業³⁶⁶

第1節 肥料産業の特徴と3国の地位

ロシアの化学工業のあるポータルサイトでは、現代の世界における無機肥料産業の特徴が、次のように整理されている³⁶⁷。

- 生産が、原料の確保およびその供給の安定性に直接的に依存している。
- 生産が、資源の供給地か（特にカリ肥料で顕著）、または消費地に隣接した場所に集中する。
- 資本集約的な産業である。
- 単位当たりの生産原価を引き下げるために、大規模な生産キャパシティを有する企業を創設する傾向がある。
- 資源の賦存地と肥料の消費地にずれがあるため、全世界の生産に占める輸出比率が高くなっている。

無機肥料の3大品目であるカリ肥料、リン酸肥料、窒素肥料のそれぞれの商品・業界特性は、図表5-1のとおりである。

図表7-1 カリ肥料、リン酸肥料、窒素肥料の商品・業界特性（2013～2014年の状況）

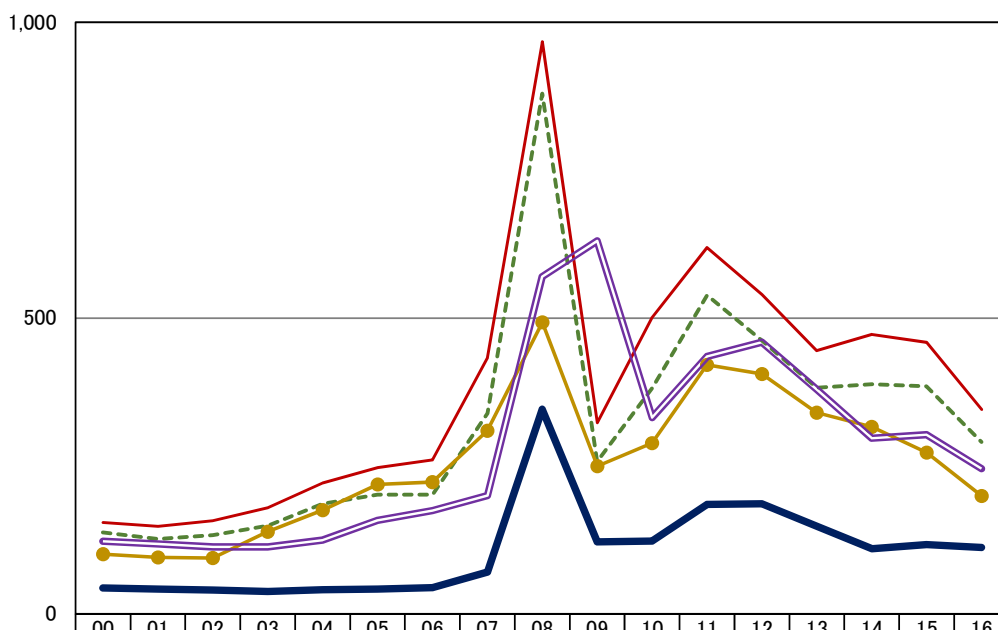
| | カリ肥料 | リン酸肥料 | 窒素肥料 |
|----------------|---|--|--|
| 効用 | 主に根に効果 | 主に開花結実に効果 | 主に葉に効果 |
| 原料 | 塩化カリウム鉱石 | リン鉱石 | アンモニアNH ₃ 。そのアンモニアは、空気中の窒素N ₂ と、主に天然ガスから取り出す水素H ₂ から合成する。 |
| 原料へのアクセスの地理的制約 | 非常に制約される | 制約される | 天然ガスの輸送によりアクセスが可能に |
| 新規生産立ち上げのコスト | 塩化カリウム100万t当たり5億ドル | リン酸100万t当たり4,500万ドル | アンモニア100万t当たり7,000万ドル |
| 主な生産国 | 1. カナダ 2. ロシア 3. ベラルーシ 4. 中国 | 1. 中国 2. 米国 3. モロッコ 4. ロシア | 1. 中国 2. ロシア 3. インド 4. 米国 |
| 主な輸入国 | (塩化カリウム) 1. ブラジル 2. 米国 3. 中国 4. インド | (リン酸二アンモニウム) 1. インド 2. ブラジル 3. パキスタン 4. アルゼンチン | (アンモニア) 1. 米国 2. インド 3. 韓国 4. フランス |
| 生産に占める輸出向けの比率 | 塩化カリウム:76% | リン酸二アンモニウム:46% | アンモニア:11% 尿素:27% |
| 市場の特徴 | グローバル 一握りのプレーヤー | リージョナル 数十のプレーヤー | リージョナル 数百のプレーヤー |

(出所)主に、Волкова (2015), http://www.newchemistry.ru/letter.php?n_id=2247 にもとづいて筆者作成。

³⁶⁶ 筆者は2015年8月8日、幕張で開催された国際中欧・東欧研究協議会の第9回世界大会において、'The Political Economy of Belarus under Lukashenko's Rule — A Case Study of Fertilizer Industry' と題する報告を行い、その報告内容を膨らめる形で服部 (2016f) を執筆した。本章は、その服部 (2016f) をベースに、加筆・修正して構成している。

³⁶⁷ http://www.newchemistry.ru/letter.php?n_id=2247 Newchemistry.ru.

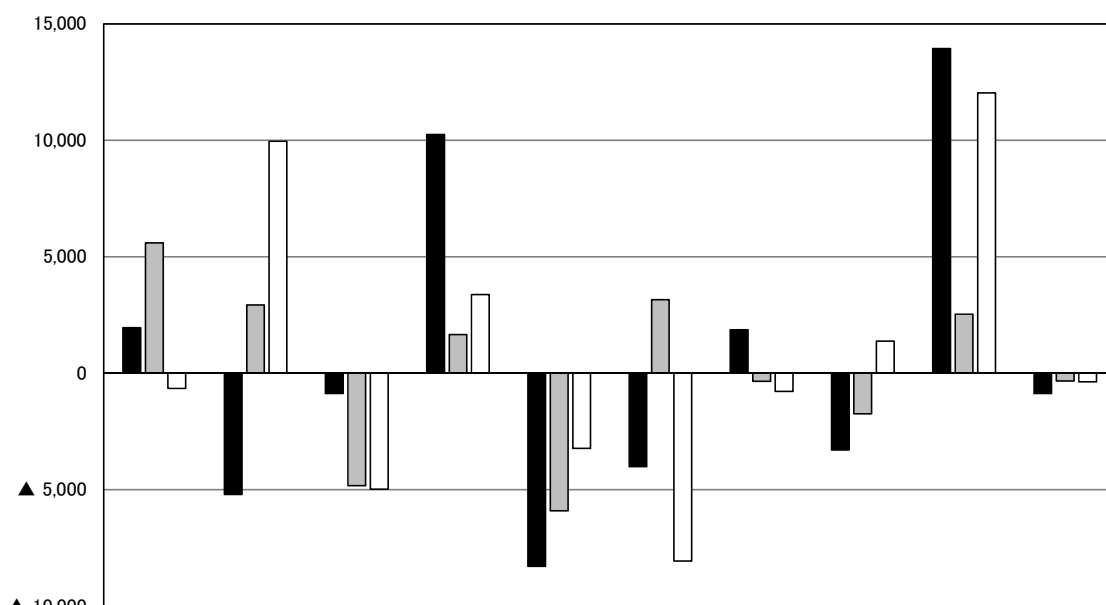
図表7-2 肥料の国際価格の推移 (1t当たりドル)



| | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| リン鉱石 | 44 | 42 | 40 | 38 | 41 | 42 | 44 | 71 | 346 | 122 | 123 | 185 | 186 | 148 | 110 | 117 | 112 |
| リン酸二アンモニウム (DAP) | 154 | 148 | 158 | 179 | 221 | 247 | 260 | 433 | 967 | 323 | 501 | 619 | 540 | 445 | 472 | 459 | 345 |
| 重過リン酸石灰 (TSP) | 138 | 127 | 133 | 149 | 186 | 201 | 202 | 339 | 879 | 257 | 382 | 538 | 462 | 382 | 388 | 385 | 291 |
| 尿素 | 101 | 95 | 94 | 139 | 175 | 219 | 223 | 309 | 493 | 250 | 289 | 421 | 405 | 340 | 316 | 273 | 199 |
| 塩化カリウム | 123 | 118 | 113 | 113 | 125 | 158 | 175 | 200 | 570 | 630 | 332 | 435 | 459 | 379 | 297 | 303 | 246 |

(出所)世界銀行のデータベースにもとづき筆者作成。http://www.worldbank.org/en/research/commodity-markets

図表7-3 世界の地域別の肥料需給 (2014年、1,000t)



| | アフリカ | 北米 | 中南米 | 西アジア | 南アジア | 東アジア | 中欧 | 西欧 | 旧ソ連 | オセアニア |
|--------------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|---------|--------|-------|
| 窒素肥料(窒素) | 1,957 | ▲ 5,203 | ▲ 870 | 10,255 | ▲ 8,287 | ▲ 4,010 | 1,864 | ▲ 3,301 | 13,942 | ▲ 870 |
| リン酸肥料(五酸化リン) | 5,598 | 2,936 | ▲ 4,832 | 1,666 | ▲ 5,911 | 3,157 | ▲ 341 | ▲ 1,741 | 2,534 | ▲ 333 |
| カリ肥料(酸化カリウム) | ▲ 656 | 9,963 | ▲ 4,977 | 3,378 | ▲ 3,227 | ▲ 8,059 | ▲ 774 | 1,381 | 12,034 | ▲ 364 |

(出所)FAO (2015).

図表7-4 旧ソ連諸国による肥料の各品目の生産(2013年)

(1,000t)

| | 窒素肥料系 | | | リン肥料系 | カリ肥料系 |
|----------|--------|--------|----------|----------------|--------|
| | アンモニア | 尿素 | 硝酸アンモニウム | リン酸-およびニアンモニウム | 塩化カリウム |
| ロシア | 14,441 | 6,706 | 7,693 | 3,523 | 10,000 |
| ウクライナ | 4,437 | 2,879 | 2,144 | 23 | 0 |
| ベラルーシ | 1,026 | 1,219 | 0 | 106 | 7,072 |
| ウズベキスタン | 1,465 | 565 | 2,094 | 48 | 141 |
| リトアニア | 900 | 438 | 588 | 781 | 0 |
| トルクメニスタン | 315 | 340 | 272 | 0 | 0 |
| ジョージア | 210 | 0 | 486 | 0 | 0 |
| カザフスタン | 140 | 0 | 275 | 152 | 0 |
| エストニア | 95 | 150 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 23,029 | 12,297 | 13,553 | 4,632 | 17,213 |

(出所) Simonova (2014).

図表7-5 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの肥料生産動向

(有効成分1,000t)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ロシア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カリ | 4,016 | 4,745 | 5,080 | 5,465 | 6,405 | 7,131 | 6,610 | 7,277 | 6,738 | 4,666 | 7,192 | 7,671 | 6,682 | 7,150 | 8,441 | 8,056 | 7,750 |
| 窒素 | 5,818 | 5,890 | 5,968 | 5,995 | 6,591 | 6,725 | 6,830 | 7,203 | 6,890 | 7,402 | 7,564 | 7,919 | 8,017 | 8,238 | 8,217 | 8,648 | 9,380 |
| リン酸 | 2,379 | 2,391 | 2,513 | 2,593 | 2,802 | 2,766 | 2,766 | 2,807 | 2,571 | 2,575 | 3,134 | 3,238 | 3,134 | 3,053 | 3,066 | 3,219 | 3,535 |
| ウクライナ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窒素 | 2,202 | 2,153 | 2,311 | 2,470 | 2,407 | 2,633 | 2,566 | 2,840 | 2,689 | 2,166 | 2,285 | 2,940 | 2,846 | 2,317 | 1,723 | 1,493 | ... |
| リン酸 | 82 | 61 | 28 | 38 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ベラルーシ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カリ | 3,372 | 3,687 | 3,791 | 4,230 | 4,611 | 4,844 | 4,605 | 4,972 | 7,967 | 2,485 | 8,223 | 5,306 | 4,831 | 4,243 | 6,340 | 6,468 | 6,180 |
| 窒素 | 597 | 608 | 626 | 631 | 671 | 684 | 711 | 751 | 728 | 728 | 761 | 798 | 814 | 833 | 842 | 861 | 843 |
| リン酸 | 87 | 84 | 78 | 92 | 121 | 141 | 153 | 157 | 175 | 177 | 192 | 185 | 214 | 204 | 186 | 179 | 175 |

(出所) 各国統計局。

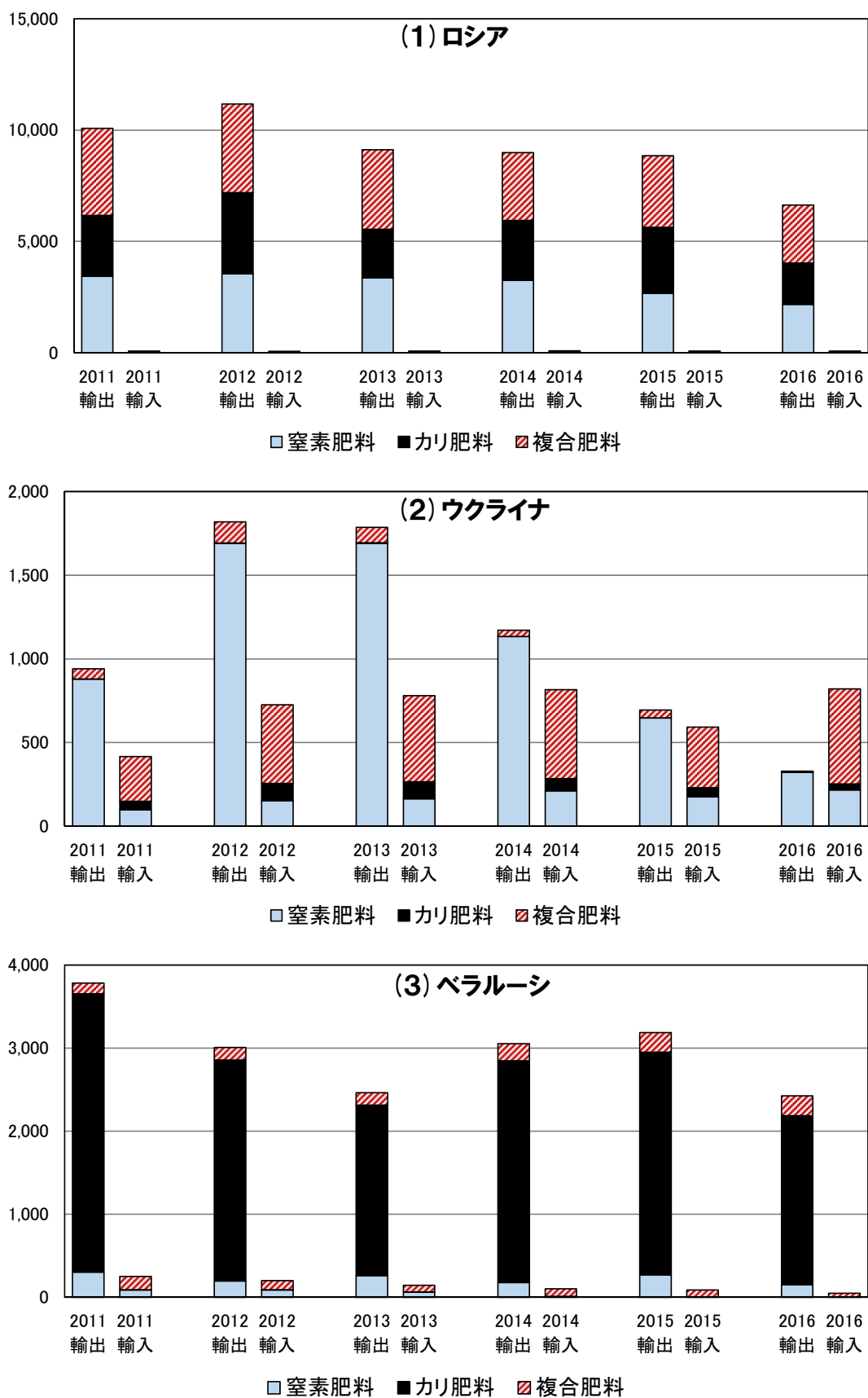
図表7-6 ロシア・ウクライナ・ベラルーシによる肥料(第30類)の輸出

(100万ドル)

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ロシア輸出総額 | 397,068 | 516,718 | 524,735 | 527,266 | 497,359 | 343,512 | 285,674 |
| ロシア肥料輸出額 | 7,585 | 10,354 | 11,180 | 9,121 | 8,989 | 8,853 | 6,638 |
| 輸出に占める肥料の比率 | 1.9% | 2.0% | 2.1% | 1.7% | 1.8% | 2.6% | 2.3% |
| ウクライナ輸出総額 | 51,431 | 68,394 | 68,810 | 63,312 | 53,902 | 38,127 | 36,362 |
| ウクライナ肥料輸出額 | 941 | 1,820 | 1,791 | 1,171 | 694 | 534 | 328 |
| 輸出に占める肥料の比率 | 1.8% | 2.7% | 2.6% | 1.8% | 1.3% | 1.4% | 0.9% |
| ベラルーシ輸出総額 | 25,284 | 41,419 | 46,060 | 37,203 | 36,081 | 26,660 | 23,414 |
| ベラルーシ肥料輸出額 | 2,446 | 3,782 | 3,007 | 2,464 | 3,054 | 3,183 | 2,428 |
| 輸出に占める肥料の比率 | 9.7% | 9.1% | 6.5% | 6.6% | 8.5% | 11.9% | 10.4% |

(出所) 各国統計局および関税局。

図表7-7 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの肥料輸出入構造 (金額:100万ドル)



(出所) 各国統計局・関税局およびITCデータベースにもとづき筆者作成。

資本集約的で、集中が生じやすいという産業の特質は、価格動向にも反映される。肥料の国際価格の推移を見ると（図表7-2）、2007～2008年頃に激しく高騰していたことが分かる。当時は資源のバブル期で、あらゆるコモディティの価格が値上がりしていたことは事実だが、肥料の価格上昇率は石油や農産物のそれをも上回っていた³⁶⁸。ただし、最近5年ほどは下落基調で推移している。

旧ソ連は無機肥料産業の世界的な集積地であり、その中でもロシア・ウクライナ・ベラルーシが伝統的な生産・供給地域となってきた。図表7-3には、旧ソ連の肥料産業のグローバルな重要性が端的に示されている。グラフで、棒が上を向いていればその分だけ需給がプラス、すなわち域内需要を上回る供給力があり、輸出余力があることを意味する。逆に下向きであれば、その分だけ輸入に依存しているということである。これを見ると、窒素肥料、リン酸肥料、カリ肥料のいずれにおいても、旧ソ連の需給は大幅なプラスであり、大きな供給力を有していることが分かる。このように、3種類の肥料すべてにおいて世界的な供給地域となっているのは、旧ソ連の他には西アジアくらいしかない。

図表7-4で、旧ソ連の国別に見ると、ロシアは窒素・リン酸・カリという3大肥料のいずれにおいても、域内で最大の生産国となっている。近年では、年ごとの肥料の輸出総額で、ロシアと中国が世界1位の座を競い合っている。窒素肥料はウクライナの実産規模も大きく（ただし、直近で急激に衰退している）、ベラルーシやウズベキスタン等でも一定規模の実産が見られる。カリ肥料ではロシアとベラルーシがともに世界有数の生産国となっている。

上述のように、世界の肥料産業はそもそも輸出比率が全般に高いという傾向があるが、旧ソ連においては特にそれが当てはまる。たとえば、2015年にロシアで生産された肥料のうち、国内市場に供給されたものは26%だけで、残りの74%が輸出された³⁶⁹。ベラルーシのカリ肥料も80%以上が輸出されている³⁷⁰。ウクライナの窒素肥料も、元々は輸出比率が高かったが、ここに来て生産が低迷し、むしろ輸入で国内需要を賄う現象が生じている。

図表7-6は、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの商品輸出総額に占める肥料（第31類）の比率をまとめたものである。ロシア・ウクライナでは輸出に占める肥料の比率が1～2%前後であるのに対し、ベラルーシでは10%前後に上っており、とりわけ同国にとっての重要性が高いことが確認できる。

貿易データについては第5節で詳細に検討することとして、ここでは図表7-7で各国の肥料貿易の大まかな全体像を示しておく。その際に、一般的に肥料で貿易取引量が圧倒的に多いのは、窒素肥料（3102）、カリ肥料（3104）、複合肥料（3105）である。なお、複合肥料とは、窒素、リン酸、カリの3要素のうち2種以上を含む肥料のことである。リン酸肥料は、複合肥料の一種であるリン酸二アンモニウムなどとして流通することが多く、単体では貿易統計にほとんど出てこない。そこで、図表7-7では、ロシア・ウクライナ・ベラルーシのそれぞれにつき、窒素肥料・カリ肥料・複合肥料の過去6年間の輸出入額を跡付けている。やはり、(1)ロシアの肥料輸出大国としての姿が印象的であり、3種類の肥料とも圧倒的な輸出量を誇り、輸入の必要はほとんどない。なお、ロシアの輸出額が右肩下がりになっているのは、図表7-2で見た国際価格の下落傾向が原因である。ウクライナは、かつては有力な窒素肥料生産国であったが、国内の実産が壊滅しつつあり、ついに2016年には肥料の純輸入国に転落した。ベラルーシはカリ肥料の輸出に圧倒的な強みを発揮しつつ、窒素肥料、複合肥料の輸出でも一定の実績を築き、輸入代替も進展している模様である。

³⁶⁸ Hernandez and Torero (2013).

³⁶⁹ Ашипина, (2016).

³⁷⁰ 2014年の場合は、生産された約900万tの塩化カリウムのうち、約750万tが輸出向け、約150万tが国内市場向けだったので、輸出比率は約83%ということになる。

図表7-8 2014年現在のロシア肥料産業の業界地図

| エヴロヒム МХК «ЕвроХим» http://www.eurochemgroup.com | フォスアグロ «ФосАгро» https://www.phosagro.ru | アクロン «Акрон» http://www.acron.ru | ウラルヒム «УРАЛХИМ» http://www.uralchem.ru |
|---|---|---|--|
| アゾト (トウーラ州ノヴォモスコフ市) Азот (Новомосковск) | フォスアグロ・チェレボヴェツ (ヴォログダ州チェレボヴェツ市) ФосАгро-Череповец | アクロン (ノヴゴロド州ノヴゴロド市) Акрон | キーロヴォチェベツク化学コンビナート (キーロフ州キーロヴォチェベツク市) Кирово-Чепецкий химкомбинат |
| ネヴィンノムィスク・アゾト (スタヴロポリ地方) Невинномысский Азот | アグロ・チェレボヴェツ (ヴォログダ州チェレボヴェツ市) Агро-Череповец | ドロゴブジ(スモレンスク州) ヴェルフネドニエプロフスキー町) Дорогобуж | アゾト (ベルミ地方ベレズニキ市) Азот (Березники) |
| フォスフォリト (レニングラード州キングセツプ市) Фосфорит | バラコヴォ肥料 (サラトフ州バラコヴォ市) Балаковские минудобрения | 北西リン会社 (ムルマンスク州キロフスク市) Северо-Западная Фосфорная | ミンウドブレニヤ (ベルミ地方ベルミ市) Минудобрения (Пермь) |
| ユーロヒムBMU (クラスノダル地方ペロレチェンスク市) ЕвроХим-БМУ | アパチト (サラトフ州バラコヴォ市) Апатит | カマ上流カリ会社 (ベルミ地方ベレズニキ市) Верхнекамская Калийная К. | ヴォスクレセンスク肥料 (モスクワ州ヴォスクレセンスク市) Воскресенские минудобрения |
| コヴドル採鉱・選鉱コンビナート (ムルマンスク州コヴドル市) Ковдорский ГОК | メタヒム (レニングラード州ヴォルホフ市) Металим | | |
| ユーロヒム・ヴォルガカリ (ヴォルゴグラード州) ЕвроХим-ВолгаКалий | | | |
| ウソリエ・カリ・コンビナート (ベルミ地方ウソリエ市) ЕвроХим-УКК | | | |
| ガスプロム系 | SDS (シベリア実業同盟) «Сибирский Деловой Союз» http://hcsds.ru | ウラルカリ «Уралкалий» http://www.uralkali.com | 独立系の生産者 |
| ガスプロムネフチェヒム・サラヴァト (バシコルトスタン共和国サラヴァト市) Газпром нефтехим Салават | アゾト (ケメロヴォ州ケメロヴォ市) Азот (Кемерово) | 旧ウラルカリとシリヴィニトが合併。 ベルミ地方ソリカムスク市、ベレズニ キ市に複数の塩化カリウム鉱山を保 有。カリ肥料工場も両市に所在。 | トリアッチアゾト (サマラ州トリアッチ市) Тольяттиазот http://www.toaz.ru |
| ミンウドブレニヤ (バシコルトスタン共和国メレуз市) Минудобрения (Мелеуз) | アンガルスク窒素肥料工場 (イルクーツク州アンガルスク市) Ангарский азотно-туковый завод | | クイビシエフアゾト (サマラ州トリアッチ市) КуйбышевАзот http://www.kuazot.ru |
| 窒素肥料 | | | メンделеエフスクアゾト(タタルスタン 共和国メンделеエフスク市) Менделеевскаязот http://mendeleevskazot.ru |
| リン酸肥料 | | | シチヨキノアゾト (トウーラ州ベルヴォマイスキー町) Щёкиноазот http://n-azot.ru |
| カリ肥料 | | | ミンウドブレニヤ (ヴォロネジ州ロツンシ市) Минудобрения (Россошь) http://www.minudo.ru |
| | | | 湿式冶金工場 (スタヴロポリ地方レールモントフ市) Гидрометаллургический завод http://www.gmz-kmv.ru |

(出所) ロシア肥料生産者協会の資料にもとづき筆者作成。 <http://www.rusagrohimforum.ru/assets/files/2014/00.pdf>

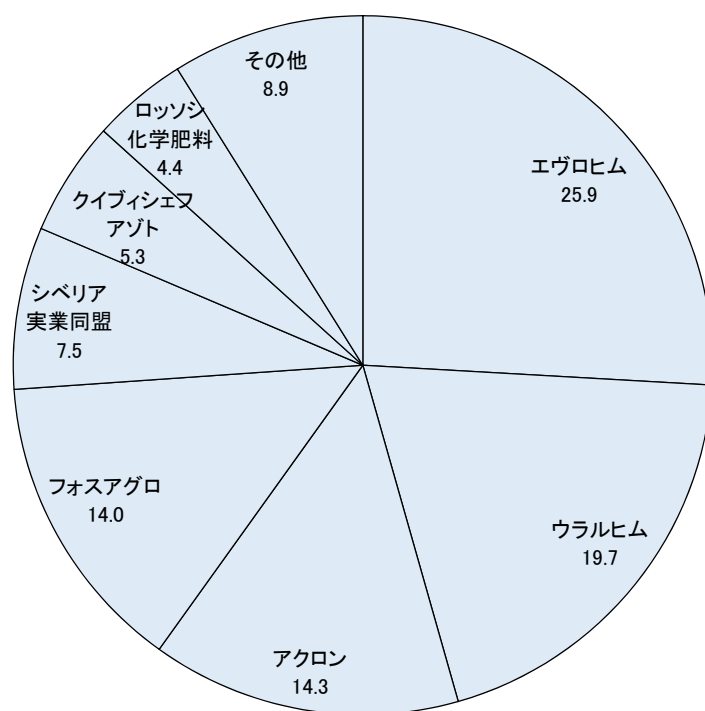
第2節 再編と投資が進むロシアの肥料業界

ロシアの無機肥料産業界では、十数年前までは、中規模の企業が乱立していた。それが、2000年代から2010年代の初頭にかけて資本の集中が進み、いくつかの大手グループに整理された。特に、2011年にウラルカリがシリヴィニトを吸収合併したことにより、カリ肥料分野の巨人が誕生した。最新の状況を一覧にまとめたのが、図表7-8である³⁷¹。窒素肥料は企業数が比較的多いので、2014年のメーカー別の生産シェアを図表7-9に示す。

その後、窒素肥料を主力としたウラルヒムと、カリ肥料のウラルカリとの間で、統合を模索する動きが表面化した。ウラルヒムはすでにウラルカリの株式の約20%を保有しているが、これに加えて、オネクシム・グループが保有する別の20%もウラルヒムが買い上げる案が浮上、ウラルヒムのD.マゼピン会長が統合会社の経営の主導権を握ることに意欲を示していた。しかし、2016年7月上旬に、D.ロブヤクという無名の実業家が保有するベラルーシのユラス・オイル社が当該の20%を購入することが明らかになった³⁷²。

ロシア経済が2014年から、ウクライナ危機を背景とした国際的孤立、景気の後退に全体として苦しむ中で、肥料産業はルーブル安によって恩恵を受ける部門の一つと考えられた。各企業は、しばらく前から大規模な投資プロジェクトを推進していたが、それをさらに加速する動きも見せた。エヴロヒム、フォスアグロ、アクロン、ウラルヒム、ウラルカリなどの大手グループは、2015年にいずれも大幅な増収増益を計上している。しかし、ウラルカリに関しては債務に圧迫されているという情報もある。

図表7-9 ロシアの会社別の窒素肥料生産シェア (2014年、%)



(出所)ウラルヒム社資料。

³⁷¹ ロシア肥料産業の業界地図に関しては、JSN (2015) も参照。

³⁷² <http://www.interfax.ru/business/517644> Интерфакс, 8 июля 2016.

第3節 混沌とするウクライナの肥料産業

ウクライナの工場別の肥料生産動向を示すと、図表7-10のようになる。窒素肥料では、6つの主要工場があり、そのほかアウジウカ・コークス化学工場（ドネツィク州アウジウカ市）でも副産物として窒素肥料が産出されるようである。主要工場のうち4社が、オリガルヒのD.フィルタシ氏のOstchem Holding（DFグループ）に属す。具体的には、ドネツィク州ホルリウカ市（スチロール・コンツェルン）、ルハンシク州セヴェロドネツィク市、チェルカッスィ市、リウネ市の4工場である。2017年8月現在、セヴェロドネツィクはウクライナ政府支配地域だが、ホルリウカは分離主義武装勢力に占領されている。残り2つの窒素肥料工場は、イーホル・コロモイシキー氏のプライベート財閥に属すドニプロアゾト（ドニプロペトロウシク州カミャンシケ市）と、国営のオデッサ臨港工場（オデッサ州ユジネ市）である。Ostchem系の4工場は硝酸アンモニウムと尿素・アンモニア混合物を生産しているのに対し、オデッサ臨港工場とドニプロアゾトはアンモニアと尿素を生産しており、その大部分を輸出している。スミヒムプロム（スミィ市）とドニプロ無機肥料工場（ドニプロペトロウシク州カミャンシケ市）では、小規模なリン酸肥料生産が行われている。

無機肥料産業は原料ありきの産業であり、それは天然ガスを主原料とする窒素肥料産業にも当てはまる。ただし、天然ガスはパイプライン等による輸送が比較的容易なので、窒素肥料工場がガス田に隣接している必要はなく、消費地に近い市場指向型の立地や、輸出に有利な臨海指向型の立地が可能となる。実際、社会主義時代に天然ガスパイプライン網が張り巡らされた旧ソ連では、ウクライナやベラルーシという天然ガス移入地域にも窒素肥料工場が建設され、基幹産業の1つという地位を占めた。

近年、ロシアのガスプロムは、ウクライナ向けの基本的なガス輸出を同国のガス輸送・卸売会社であるナフトガス社に対して行う一方、前出のOstchem社に別枠のガス供給を行っていた。しかも、Ostchemのガス輸入価格はウクルナフタのそれよりも低かったとされ、たとえば2013年10月にロシア側がOstchemに提示した価格はウクルナフタ向けの3分の2の水準だったと伝えられる³⁷³。アンモニア、窒素肥料の生産原価に占める天然ガス・コストの割合はきわめて大きく、70%とも80%とも言われるので、本件は死活的な意味を持っている。そもそも、Ostchem社のオーナーであるフィルタシ氏は、ロシアのガスプロムバンクの資金的な援助で一連の肥料工場を買収したとされる。フィルタシはウクライナのオリガルヒの中では最もクレムリン寄りの存在であったと位置付けられ、ロシアにはフィルタシを利用して窒素肥料の世界市場でのプレゼンスを強化する狙いがあったと指摘されている³⁷⁴。

ユーロマイダン革命を経て、ウクライナの窒素肥料産業を取り巻く状況は一変した。ロスウクルエネルゴ社による悪名高い仲介ビジネスをはじめ、ロシア・ウクライナ間の不明朗な天然ガス取引で巨万の富を築いてきたフィルタシは、2014年3月に米連邦捜査局（FBI）の要請にもとづきオーストリアで逮捕され（後日保釈）、Ostchemの事業環境は一気に悪化した。ドンバス紛争が発生し、分離主義武装勢力の支配下に入ったホルリウカ工場では、操業がストップした。ロシアのガスプロムがOstchem向けの優遇的な天然ガス供給を停止したため、同社はナフトガスからのガス調達を余儀なくされた。2014年9月29日付のウクライナ政府決定で、2014年10月1日から2014/15年の暖房シーズンが終わるまで、または政府が決定を下さない限りは、肥料生産企業が生産用途で天然ガスを消費することが禁じられた（実際には一部の工場は生産を続けた）。2015年に入ると、ウクライナ政府は、Ostchem傘下のチェルカッスィ工場、リウネ工場がナフトガスに対し60億グリブナのガス代金

³⁷³ <http://vlasti.net/news/176097> ВЛАСТИ.НЕТ, 9 октября 2013.

³⁷⁴ Топ-25 (2014).

を支払っていないことを指摘し、債務を解消しなければ工場を国有に戻すと通告した。それに対抗し、フィルタシは両工場の操業を停止し、国内市場で肥料不足を発生させて、政府に揺さぶりをかけた。9月にOstchemはナフトガスとの合意書に調印し、ガス債務を繰り延べた上で支払うことに同意、工場を再稼働させ、ようやく泥仕合に終止符が打たれた。

そうした中、2015年12月8日に成立した法律により、ウクライナでは農業・食品分野の規制緩和が図られた。その眼目の一つが、外国からウクライナに窒素肥料（硝酸アンモニウム、尿素）を輸入する際の登録手続きの簡素化である。自助党をはじめとする農業ロビー勢力が法案を主導したのに対し、フィルタシが「野党ブロック」などの化学工業ロビーを操って抵抗するという構図だったが、前者に軍配が上がり法律が成立した。これを受け、窒素肥料の国内生産の落ち込みが続いていることもあり、2016年に入り肥料の輸入が拡大した。過去2年間、農業セクターの施肥量が不足気味だったので、それを埋め合わせるべく、現在は国内需要が高まっている状態である。元々市場シェアの高かったロシア産に加え、ベラルーシ、カザフスタン、トルクメニスタンなどから肥料が流入するようになっている。

一方、ウクライナはロシア産の窒素肥料にAD関税を適用する措置に出る。ただし、ウクライナの省庁間国際貿易委員会が2016年12月にその決定を下したものの、国内の肥料不足を不安視する農業省の意見を受け入れ、2017年2月13日にその導入を当面延期した経緯がある。省庁間国際貿易委員会は2017年5月18日に改めて、延期していたロシア産肥料に対するAD関税の導入を決定した。ロシア産のすべての尿素および尿素・アンモニア混合物（310210、3102800000）に対し、31.84%のAD関税が課せられる。それと同時にウクライナ政府は、ロシア以外のすべての国からの窒素肥料輸入に対する関税を全廃する方針を固めた³⁷⁵。

図表7-10 ウクライナの工場別の肥料生産量

(グロス 1,000t)

| 工場 | 2014 | 2015 |
|------------------------------|---------|---------|
| <u>Ostchemの窒素肥料工場</u> | | |
| チェルカスイ工場 | 1,625.1 | 1,307.5 |
| リウネ工場 | 821.9 | 764.2 |
| セヴェロドネツィク工場 | 313.2 | 61.1 |
| スチロール・コンツェルン | ... | ... |
| <u>その他の窒素肥料工場</u> | | |
| オデッサ臨港工場 | 604.2 | 950.6 |
| ドニプロアゾト | 730.2 | 713.7 |
| アウジウカ・コークス化学工場 | 52.3 | 35.0 |
| <u>リン酸肥料工場</u> | | |
| スミィヒムプロム | 280.2 | 212.3 |
| ドニプロ無機肥料工場 | 28.1 | 31.5 |

(出所) <http://www.apk-inform.com/ru/exclusive/topic/1063801>

АПК-Информ, 9 февраля 2016.

³⁷⁵ <https://www.epravda.com.ua/rus/news/2017/05/18/624983/> Экономика правда, 18 мая 2017.

第4節 ベラルーシの肥料産業とロシアとのカルテル

全体像 ベラルーシのドル箱産業となっているカリ肥料分野では、国営のベラルーシカリ社が独占的な事業体となっている。同社は、塩化カリウムの鉱山に隣接する形で、ミンスク州ソリゴルスク市に所在している。窒素肥料ではグロドノ市のグロドノアゾト社、リン酸肥料ではゴメリ市のゴメリ化学工場の存在が知られているが、前者は中規模、後者は小規模なメーカーである。

カリ肥料部門の攻防 さて、ベラルーシのカリ肥料産業は、ロシアとの価格カルテルという問題を抜きに語れない。ベラルーシカリ社と、ロシアのウラルカリ社は、2005年に合弁で共同販売会社「ベラルーシ・カリ会社（BKK）」を設立し、両社の生産するカリ肥料を輸出販売する機能を同社に一本化した。BKKの本社はベラルーシのミンスクに置かれ、出資比率はウラルカリ：50%、ベラルーシカリ：45%、ベラルーシ鉄道：5%であった。なお、ロシア国内では2011年にウラルカリがシリヴィニトを吸収合併したため、これによりロシア・ベラルーシのカリ肥料産業が一元化された形となり、BKKは40%以上の世界シェアを誇る巨大カリ肥料トレーダーに躍り出た。

世界のカリ肥料市場では、2000年代の後半に価格が高騰する場面があった（図表7-2）。需要増などいくつかの原因があったが、やはり重要だったのは、大手生産者による集中と高価格維持である。2010年までに、BKK：31%、Canpotex（PotashCorp、モザイク、アグリウム）：28%という、2つの大規模なコンソーシアムによる二極体制が成立した。BKKのシェアは、上述のとおりシリヴィニトの吸収に伴い40%以上へとさらに肥大化する。

しかし、BKKによるベラルーシ・ロシアのカリ肥料の共同販売体制は、10年足らずで崩壊することになった。2013年に入ってベラルーシカリのV.キリエンコ社長は、現在ウラルカリは契約に違反して自社製品の20%しかBKK経由で販売しておらず、残りの80%は自社独自の販売会社「ウラルカリ・トレーディング」を通じて売っているとして、ロシア側を批判し始めた。これに対しウラルカリも、ベラルーシ側は商品を独自に出荷して長年にわたる協力関係を破壊しているとして、これを批判した。ルカシェンコ大統領は2012年12月にBKKの独占輸出業者指定を外す大統領令に署名しており、それを根拠としてベラルーシは独自輸出を始めたとして、ロシア側は批判した。これに対しベラルーシ側は、独自輸出はごくわずかである（2013年1～5月には全輸出の1.7%にすぎない）と反論していた。こうした相互の非難応酬を経て、ウラルカリの取締役会は2013年7月、ついにベラルーシ側との提携解消を決定し、発表した。一時は、ウラルカリのV.バウムゲルトネル社長が職権乱用の容疑でベラルーシ当局に逮捕され、両国間の外交問題にまで発展した。提携を解消したベラルーシカリとウラルカリは、一転して、熾烈なライバル関係に転じた。2014年にロシアで発生した鉱山事故の後遺症でウラルカリが低迷している間に、ベラルーシカリは中国市場などで攻勢をかけ、販売増のためには値崩れも辞さない構えを見せた。

カリ肥料をめぐるベラルーシとロシアの関係が、このように蜜月から対立に急変していったことを、どのように理解したらいいのだろうか？ ロシアの政治評論家のA.マカルキンは、その背景につき次のように解説する。元々は、当時ウラルカリのオーナーだったD.リュボロヴレフが、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領に対し、これは双方に利益があると主張して、BKKの創設を説得した。この頃、ロシア側はベラルーシ産業を支配下に収めることまでは興味がなかったため、ロシア資本の進出を毛嫌いすることで有名なルカシェンコも安心して提携に応じた。状況が変わったのは、2010年にリュボロヴレフがS.ケリモフ氏の率いる投資家グループに株を売却してからである。ケリモフは大胆な拡張路線に乗り出し、2011年にロシア国内のシリヴィニト社を買収し

ただだけでなく、マスコミではベラルーシカリの買収も狙っているとの情報が流れた。こうしたことからBKKは、単に価格を調整するためのものではなく、ロシア側がベラルーシカリを買収するための足掛かりになりかねないという懸念が生じた。ロシア現政権との友好関係で知られるケリモフをあからさまに拒絶することは、ベラルーシ側としても不可能だった。そこでルカシェンコは、ベラルーシカリの企業価値を300億ドルと過大に評価して、予防線を張った³⁷⁶。

一方、ベラルーシの民間シンクタンクによるレポートは、本件提携崩壊について、次のように分析している。カルテルには、常に抜け駆けの誘惑があるが、それがベラルーシカリとウラルカリの間にも生じた。ウラルカリには提携解消の2つの動機があった。第1にベラルーシ側が合意よりも多くの製品を売っていると疑ったこと。第2にロシア側の一連の優位点により、将来的には自分たちがベラルーシ側より競争力が高くなるという見通しがあったこと。ウラルカリ側に独自の販売会社があることが、問題をこじらせた。両国は質的に異なる戦略を追求した。ベラルーシ側は、国家的課題の解決、すなわちベラルーシが経済危機に見舞われる中で、外貨の獲得という使命を帯びていた。それに対し、私企業であるウラルカリ側は中長期的な利益の最大化を目指した。ベラルーシ側は、低い価格でも輸出を増やして外貨収入を確保しようとするのに対し、ウラルカリの株主側は翌年の価格低下を懸念して輸出拡大に反対するという対立構図があった³⁷⁷。

以上がベラルーシのシンクタンクの分析だが、ベラルーシカリは国営企業であるがゆえに短期的な収入増を志向し、ウラルカリは私企業であるがゆえに中長期的な利益の最大化を目指すと説明している点が目を引く。一般的には、民間企業（特にロシアのそれ）こそ、は短期収益志向に陥りがちではないかと思われるからだ。筆者は本稿を通じて、ルカシェンコ政権のベラルーシは体制・政権の目先の安定を優先する短期利益志向の戦略を採っているという仮説に立っているが、このカリ肥料の事例もそれと相通ずるところがあるのかもしれない。

なお、最近になってウラルカリはベラルーシカリとの再提携を模索している模様であり、ベラルーシ側も条件次第では可能性はあるとの姿勢を示している。カリ肥料の価格低迷は続いており、ベラルーシ当局はベラルーシカリの経営に配慮して2017年6月にカリ肥料の輸出関税を引き下げる措置を採っている³⁷⁸。ロシア側と足並みを揃えて価格を維持する必要性は、かつてなく高まっていると言えよう。

カリ肥料部門の重要な動きとして、ベラルーシでは最近、スタロビン・カリ塩鉱床を基盤とする新たな採鉱・選鉱コンプレックスの建設が始まった。現在カリ塩の採掘が主に行われているミンスク州ソリゴルスク市に隣接したリュバニ市がその舞台である。注目すべきは、このコンビナートの建設に、M.グツェリエフ氏が17億ドルを出資したとされている点である。グツェリエフはロシアの富豪で、ルスネフチ社などを保有し、長年にわたりルカシェンコ大統領と友好関係にある³⁷⁹。

窒素部門でもロシアとの駆け引き ベラルーシにおいても、ウクライナと同様にロシアへの天然ガス代金の支払で恒常的に債務が発生してきた経緯がある。債務が問題化するたびに、ベラルーシの大企業をロシアの大手資本に身売りすることが取り沙汰され、窒素肥料のグロドノアゾト社も売却リストに挙げられていた。天然ガスの供給者であるガスプロムがグロドノアゾトの買収を試みたこともあったし、スラヴネフチ、ルクオイル、

³⁷⁶ <http://www.politcom.ru/16200.html> Политком.RU, 12 августа 2013.

³⁷⁷ БИСС, (2015).

³⁷⁸ 1 t 当たり55ユーロとされていた税率を、2017年4月1日から12月31日までの期間、20ユーロに引き下げる。「カリ肥料低迷受けベラルーシが輸出関税引き下げ」(2017年6月18日)。 <http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/50222733.html>

³⁷⁹ 「カリ肥料のベラルーシ・ロシア関係に新たな動き」(2015年9月15日)。
<http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/45410850.html>

ロスネフチ、エヴロヒムなども買い手の候補に挙がった。しかしながら、ベラルーシ現政権は、自国の基幹企業の外資への（増してやロシアへの）身売りにはきわめて慎重であり、本件は進展していない。

2016年4月に伝えられた報道によると、ベラルーシ側としては、自前の天然ガス資源と、販売のための資金力を有する投資家を誘致したいという意向を有しており、当初一部の投資家は興味を示した。第1段階では株式の25%+1株を、第2段階では50%+1株を放出する予定だった。しかし、ベラルーシ側が「適正」と見なす売却価格を示したところ、潜在的な投資家たちは皆、撤退してしまったという³⁸⁰。

グロドノアゾトは、戦略的な投資家が決まらない中で、独力での設備投資に乗り出した。同社では、2016年初頭から硝酸生産設備の据付作業が始まった。これは、コストの削減、生産増、環境汚染の低下をめざした投資である。設備は、ドイツ、チェコ、フィンランドで調達された。プロジェクトの総額は2億ドルで、2018年末までに全作業を完了する。これにより、液体窒素肥料の生産が、年間72万tから119万tに増大することが期待されている。新しい生産プラントが完成したあかつきには、1963年から稼動している既存の硝酸塩および液体窒素肥料の生産プラントは、解体・撤去される予定³⁸¹。

こうした状況を受け、ベラルーシの投資会社「ユニテル」のA.デレフ会長は、ベラルーシはより柔軟に交渉に臨み、グロドノアゾトのロシア資本への身売りを進めるべきだと提言している。同氏によれば、現下の危機的な状況下では、ベラルーシ政権は、投資家に最大限の誠意を示し、柔軟な交渉姿勢をとらなければならない。目先の売却収入などではなく、長期的な利益を評価すべきだ。支配株の維持にこだわることに意味はない。ベラルーシにはロシアの投資家に代わる者はいないのである。投資家選定に当たっての最優先事項は、原料資源、つまり天然ガスに直接のアクセスを持つことである。グロドノアゾトはベラルーシ最大の天然ガスの産業需要家であり、年間50億m³を消費しており、これはベラルーシがロシアから輸入しているガスの約4分の1に相当する。グロドノアゾトが独力で新設備を導入しても、経営効率は上がらない。ベラルーシ政権とロシア投資家の双方に、歩み寄りが必要である。デレフ会長はこのように指摘した³⁸²。

第5節 肥料貿易の諸問題

貿易データの検証 図表7-11～7-13は、3国の肥料輸出の動向、その相手地域を、金額ベースで示したものである。ウクライナとベラルーシについては、輸入データも取り上げた。窒素肥料の前段となるアンモニア(2814)も重要な貿易品目なので、ロシアとウクライナはアンモニア輸出も加えてある。

図表7-11～7-13から全般的に言えるのは、3国の肥料輸出は、CISやEUというよりも、その他の世界向けが圧倒的に多いという事実である(ただし、ロシアのアンモニア輸出や、ベラルーシの窒素肥料輸出などは、近隣諸国向けが多い)。CIS向けの輸出が総じて小規模なのは主に、域内諸国で生産が重複しており(図表7-4参照、ただしカリ肥料は例外)、補完関係というよりは競合関係にある点に起因していよう。また、3国からEU向けの輸出が一定規模に留まっているのには、後述のEUの輸入障壁の問題にも起因していると考えられる。そして、前掲の図表7-1を再び参照すると、世界で肥料を旺盛に輸入している国は、ブラジル、米国、中国、インドといった人口・農業・経済大国である。肥料産業はグローバルな傾向が強いセクターなので、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの3国も統合パートナーや近隣諸国というよりも、そうした遠い大国への肥料輸出に注力しているわけである。

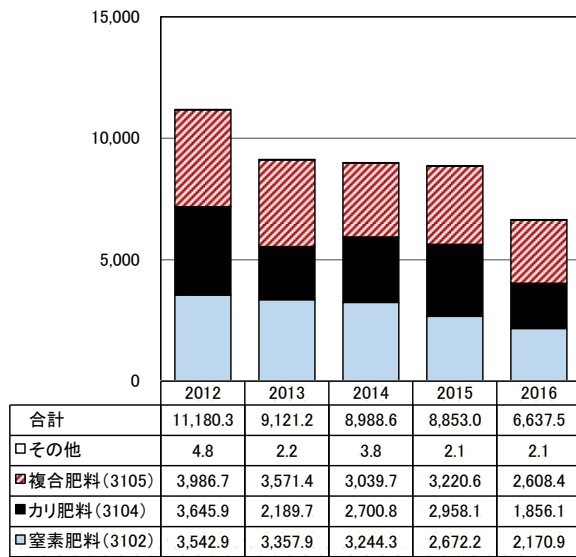
³⁸⁰ <http://news.tut.by/economics/490901.html> TUT.BY, 1 апреля 2016.

³⁸¹ <http://news.tut.by/economics/481630.html> TUT.BY, 21 января 2016.

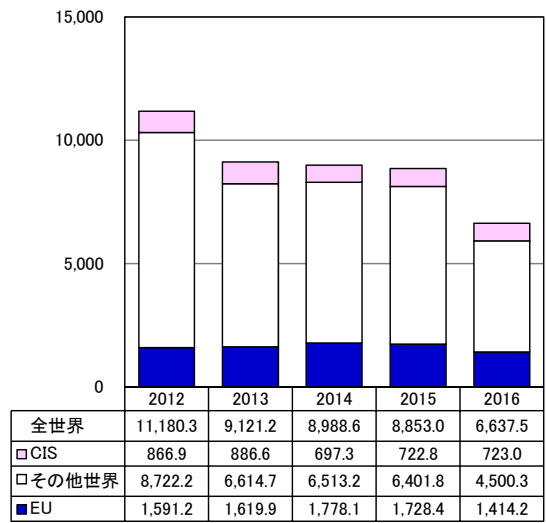
³⁸² <http://sputnik.by/opinion/20160621/1023464571.html> Sputnik 21 июня 2016.

図表7-11 ロシアの肥料および関連品目の輸出(100万ドル)

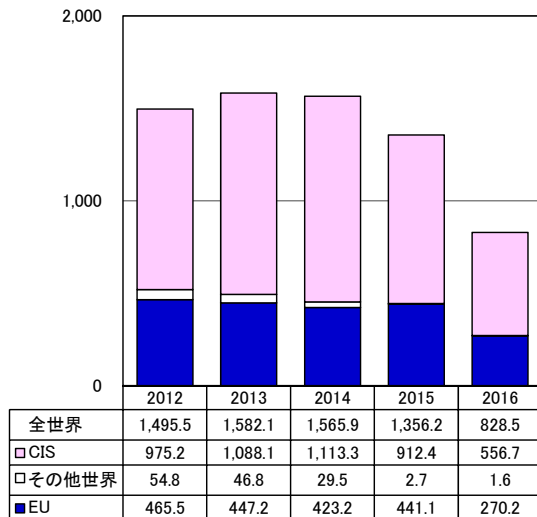
(1)ロシアの肥料輸出の品目構造



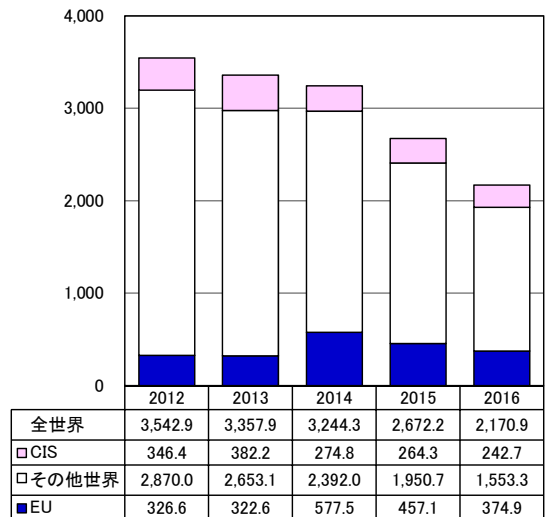
(2)ロシアの肥料の輸出相手地域



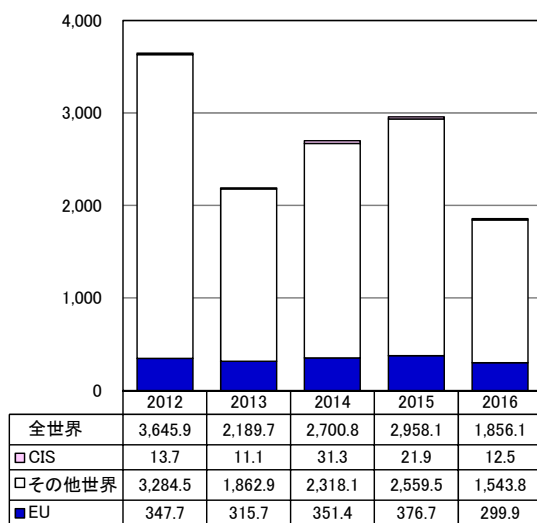
(3)ロシアのアンモニアの輸出相手地域



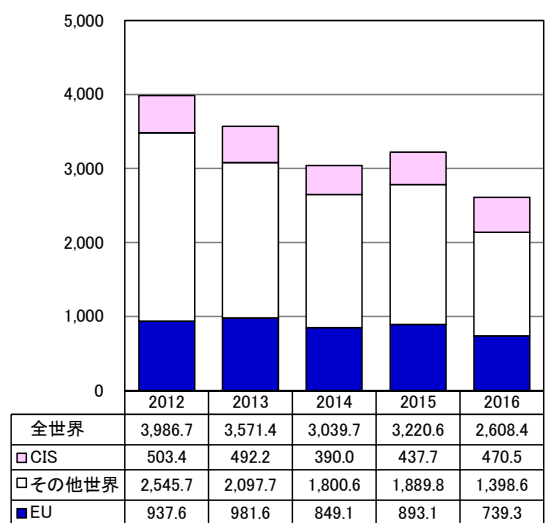
(4)ロシアの窒素肥料の輸出相手地域



(5)ロシアのカリ肥料の輸出相手地域



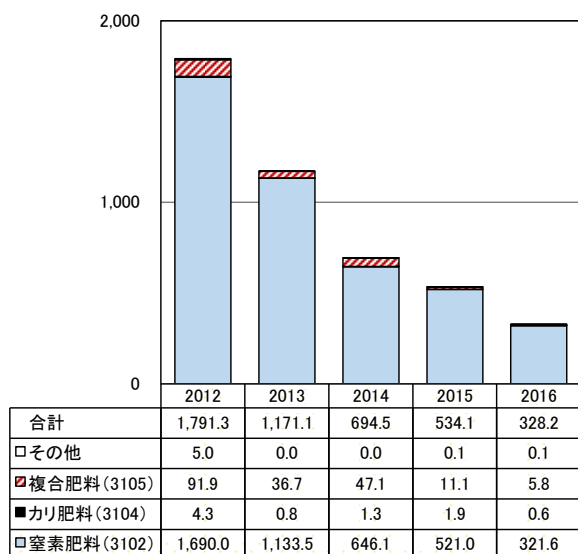
(6)ロシアの複合肥料の輸出相手地域



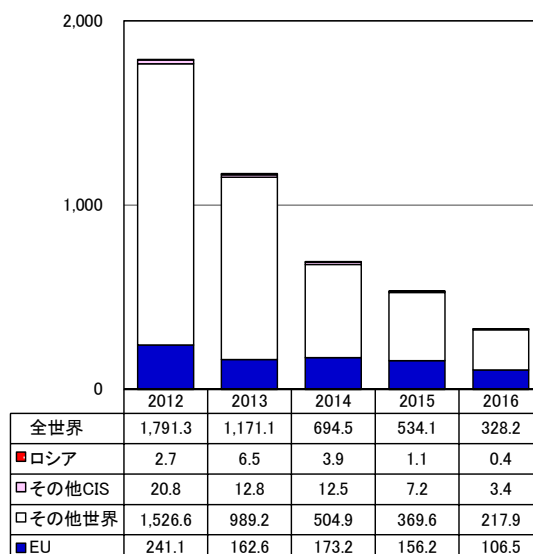
(出所)ロシア関税局およびITCデータベース。

図表7-12 ウクライナの肥料および関連品目の輸出入(100万ドル)

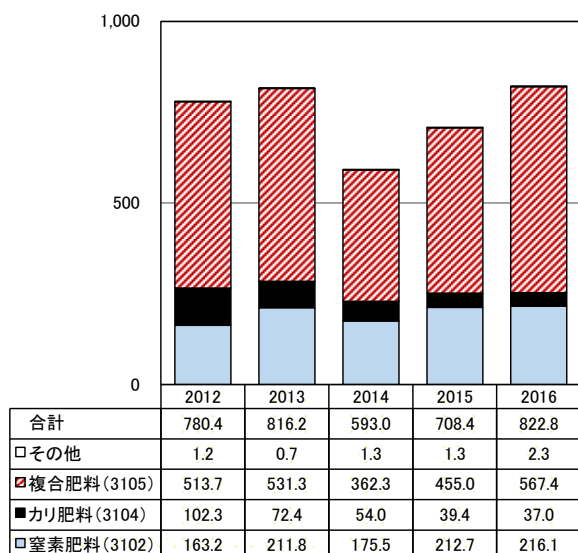
(1)ウクライナの肥料輸出の品目構造



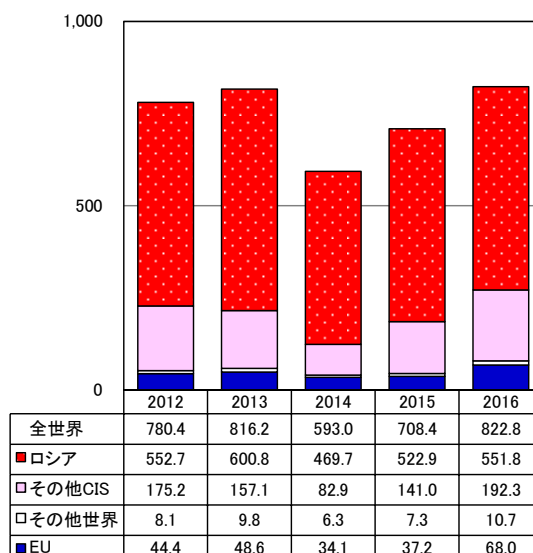
(2)ウクライナの肥料の輸出相手地域



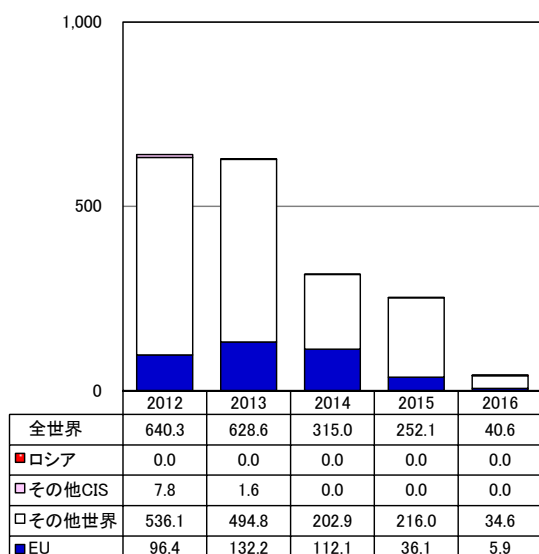
(3)ウクライナの肥料輸入の品目構造



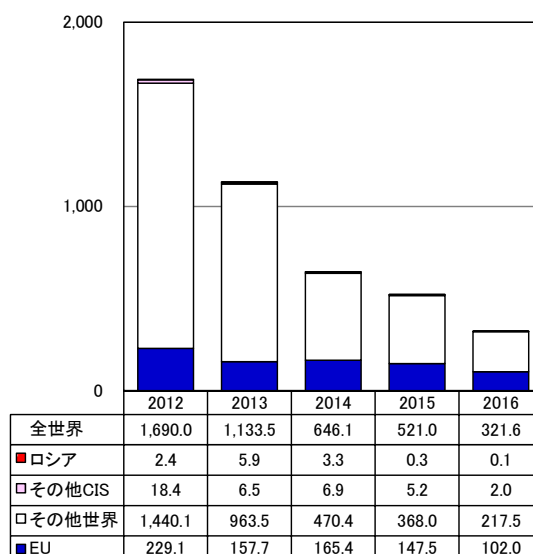
(4)ウクライナの肥料の輸入相手地域



(5)ウクライナのアンモニアの輸出相手地域



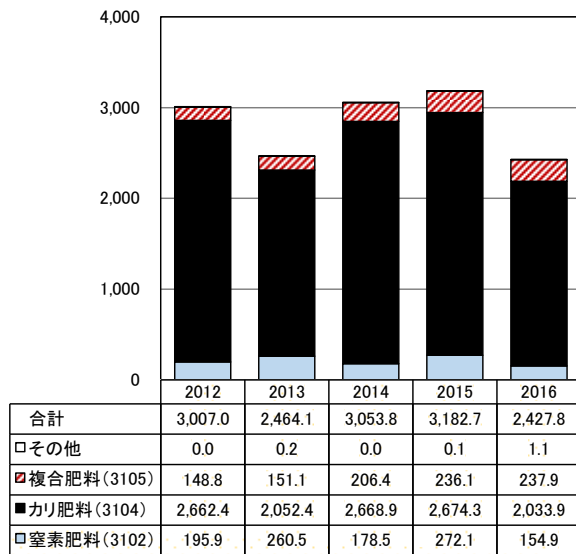
(6)ウクライナの窒素肥料の輸出相手地域



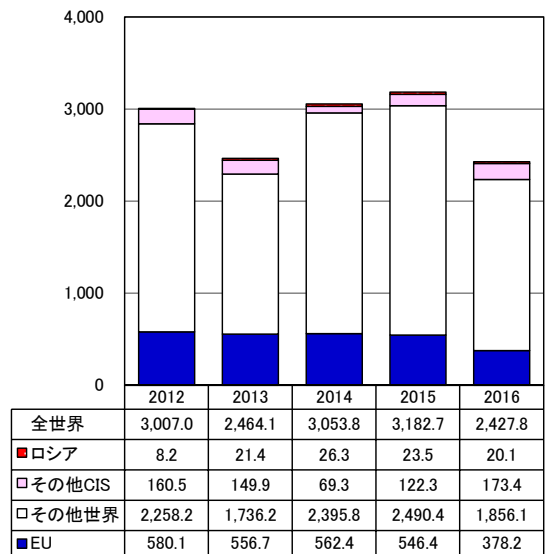
(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表7-13 ベラルーシの肥料の輸出入(100万ドル)

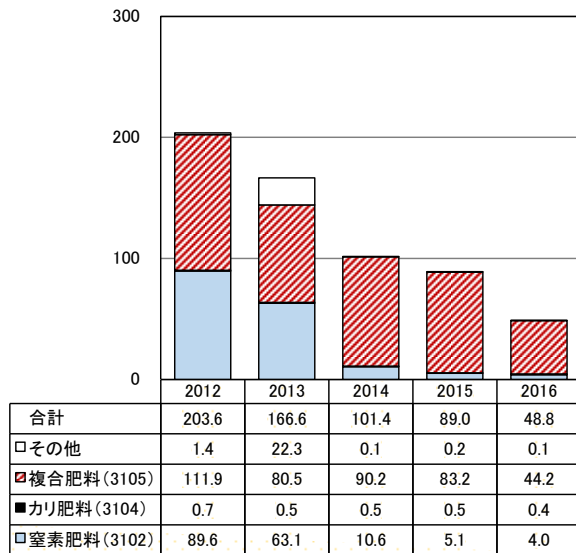
(1)ベラルーシの肥料輸出の品目構造



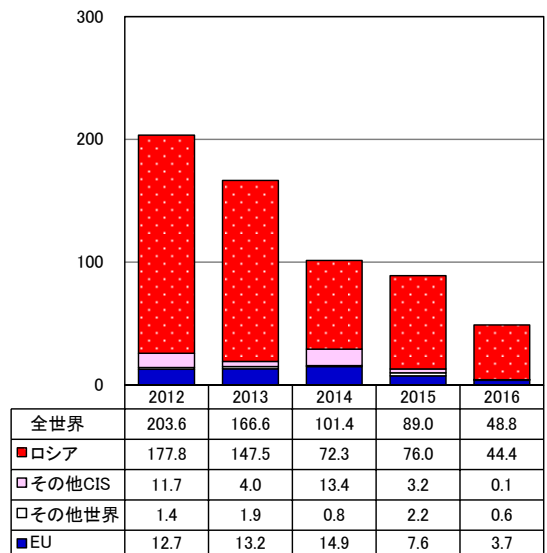
(2)ベラルーシの肥料の輸出相手地域



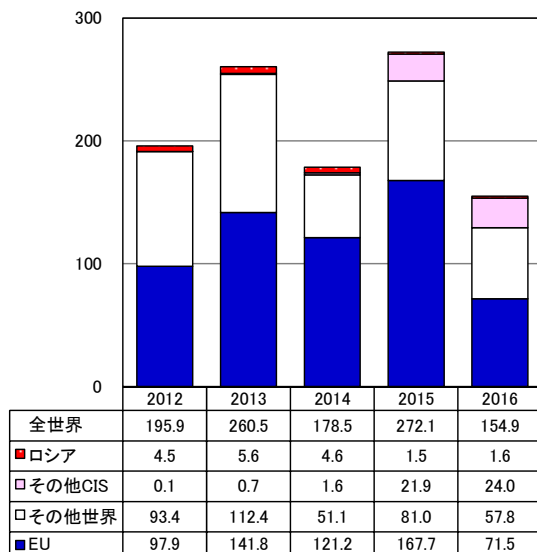
(3)ベラルーシの肥料輸入の品目構造



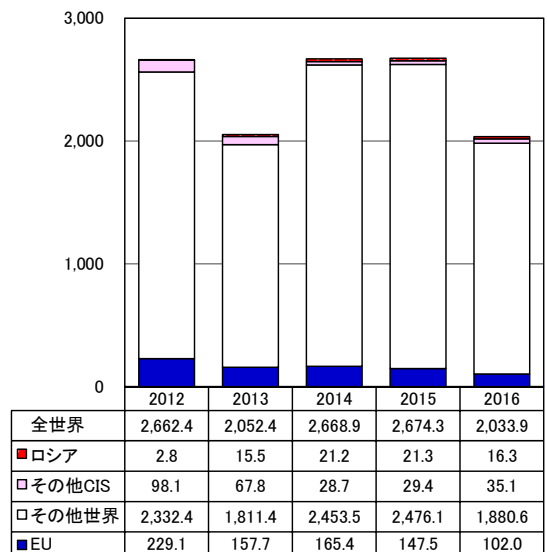
(4)ベラルーシの肥料の輸入相手地域



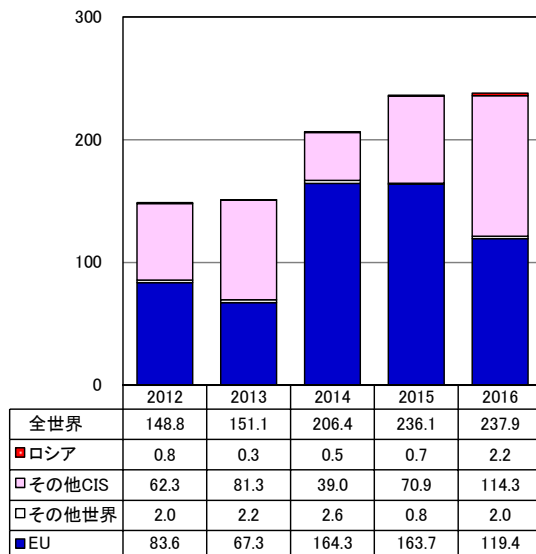
(5)ベラルーシの窒素肥料の輸出相手地域



(6)ベラルーシのカリ肥料の輸出相手地域



(7)ベラルーシの複合肥料の輸出相手地域



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

興味深いのは、ウクライナ危機を経てもなお、ウクライナのロシアからの肥料輸入がそれほど減っていないという事実である（図表7-12(4)）。ただし、前述のとおり、ウクライナはロシア産の窒素肥料にAD関税を導入したので、今後影響が生じる可能性がある。

また、図表7-11(3)のロシアのアンモニア輸出も、実は大部分がウクライナ向けであり、ロシア産天然ガスへの依存から脱却したはずのウクライナが、ガスを原料に生産されたアンモニアをロシアから輸入し続けているという現実がある。その背景として、ロシア・サマラ州トリヤッチ市のトリヤッチアゾト社から、ウクライナ・オデッサ州ユジネ市のオデッサ臨港工場まで伸びるトリヤッチ～オデッサ・アンモニアパイプラインの存在が挙げられる。トリヤッチアゾトの工場も、オデッサまで伸びるパイプラインも、米ソ・デタント時代に米国の富豪アーマンド・ハマーの協力により建設されたものである。全長2,500kmのパイプラインは世界最長の化学品パイプラインとして知られ、運ばれたアンモニアはウクライナ各工場に供給されるとともに、オデッサ臨港工場から輸出向けに船積みされてきた。おそらくはこのパイプラインによって、現在もロシアからウクライナの化学工場にアンモニアが供給されているものと思われる。ロシアとウクライナの産業インフラが分かちがたく結び付いていることの端的な例であろう。しかし、このアンモニアパイプラインについてもウクライナ領のトランジットが保証されなくなっており、トリヤッチアゾト側はロシア領のタマニ港における自社ターミナルの建設に乗り出すとともに、タマニ港に至る新パイプラインの建設を検討している³⁸³。

輸入障壁 上述のように、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの肥料産業にとって、CISおよびEUは必ずしも主力の輸出市場というわけではない。それでも、本稿の課題設定に沿って、ユーラシア経済連合とEUの肥料の輸入障壁を確認しておくことにする。

図表7-14にまとめたとおり、ユーラシア経済連合の現状の共通輸入関税率を見ると、肥料原料で5.0%、肥料で6.5%となっている。ロシアという大市場に無税で商品を輸出できることは、CIS諸国にとってユーラシア統合に加入する最大のメリットだが、CIS諸国はロシアに肥料を輸出するというよりもロシアから輸入する立場にあり、肥料輸出がユーラシア加入のインセンティブになることはありえないだろう。

³⁸³ <https://www.kommersant.ru/doc/3182145> Коммерсантъ, 27 декабря 2016.

図表7-14 ユーラシア経済連合とEUの肥料関税率比較

| 関税コード | 商品名 | ユーラシア経済連合の共通関税率 | EUの関税政策 | | | | | |
|----------|---|-----------------|---------|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| | | | 最恵国待遇 | 一般特惠関税 | アンチダンピング関税の適用期間* | | | DCFTAに伴うウクライナ向け関税撤廃移行期間 |
| | | | | | 対ロシア | 対ウクライナ | 対ベラルーシ | |
| 2814 | アンモニア | 5.0% | 5.5% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 即時 |
| 283421 | 硝酸塩、カリウムのもの | 5.0% | 5.5% | 無税 | | | | 即時 |
| 28342980 | 硝酸塩、その他のもの | 5.0% | 3.0% | 無税 | | | | 即時 |
| 283526 | カルシウムのその他のりん酸塩 | 5.0% | 5.5% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 即時 |
| 310210 | 尿素 | 6.5% | 6.5% | — | | | | 7年 |
| 310221 | 硫酸アンモニウム | 6.5% | 6.5% | — | | | | 7年 |
| 310229 | 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物 | 6.5% | 6.5% | — | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310230 | 硝酸アンモニウム | 6.5% | 6.5% | — | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 31024010 | 硝酸アンモニウムカルシウム | 6.5% | 6.5% | 無税 | | | | 7年 |
| 31024090 | 硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物 | 6.5% | 6.5% | 無税 | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310260 | 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物 | 5.0% | 6.5% | 無税 | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310280 | 尿素と硝酸アンモニウムとの混合物(水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る) | 6.5% | 6.5% | — | 2006.12.22～2011.12.22 | 2006.12.22～2011.12.22 | 2006.12.22～2011.12.22 | 7年 |
| 310290 | その他のもの(混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く) | 6.5% | 6.5% | — | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310310 | リン酸肥料 | 6.5% | 4.8% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 5年 |
| 3104 | カリ肥料 | 6.5% | 無税 | — | 2006.7.13～2011.7.13 | | 2006.7.13～2011.7.13 | 即時 |
| 310510 | NPK肥料 | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310520 | NPK肥料 | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310530 | リン酸第二アンモン(DAP) | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 7年 |
| 310540 | リン酸第一アンモン(MAP) | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 7年 |
| 310551 | その他の肥料(窒素及びりんを含有するものに限る)、硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 7年 |
| 310559 | その他の肥料(窒素及びりんを含有するものに限る)、その他のもの | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | | | | 7年 |
| 310560 | 鉱物性肥料及び化学肥料(りん及びカリウムを含有するものに限る) | 6.5% | 3.2% | 無税 | 2008.7.13～2014.9.24 | 2010.6.17～2012.6.17 | | 即時 |
| 31059091 | その他の複合肥料のうち、窒素含有量が10%を超えるもの | 6.5% | 6.5% | 3.5%ポイント引き下げ | 2006.7.13～2011.7.13 | | 2006.7.13～2011.7.13 | 7年 |

(注) * 多くの場合、AD関税の適用対象は特定の企業に限定される。

(出所) ユーラシア経済連合とEUの関税率ウェブサイト等にもとづき筆者作成。

ウクライナとベラルーシの窒素肥料産業にとっては、輸出先というよりは、むしろ原料たる天然ガスをロシアから安価かつ安定的に調達することの方が死活的だろう。また、ベラルーシのカリ肥料産業にとっては、ロシアとの販売・価格調整の成否が収益に直結する。両国がユーラシア経済連合に加入することが、これらの課

題の解決を制度的に担保してくれるわけではないが、解決を期待しやすくなることは確かであろう。

次に、EUの輸入障壁を見ると、より複雑になっている。EUは域外の一般の国からの輸入に対しては、図表7-14にあるような最恵国待遇の基本税率を適用する。肥料に関しては、6.5%という品目が大半だが、カリ肥料だけは例外的に無税である。その際に、EUがGSPの対象国としている国からの輸入には、優遇的な関税率が適用される。ロシア・ウクライナ・ベラルーシはいずれも、1990年代の前半からEUのGSPの対象国だった。しかし、ロシアは2013年末をもってEUのGSPを卒業したので、これに伴い、たとえばEU市場での競争が激しいリン酸複合肥料をEUに輸出する際の関税率が3.0%から6.5%に上昇し、不利益を被ったと指摘されている³⁸⁴。また、EUは2007年にベラルーシを一般特惠関税の対象から一時的に除外しており、これによりベラルーシはEUの窒素およびリン酸肥料市場で不利な競争を余儀なくされていたが、ロシアと同じく2013年末をもってEUのGSPを卒業したので、優遇復活の目はなくなった。

より深刻な障壁となるのがAD関税であり、EUはロシア・ウクライナ・ベラルーシの特定種類の肥料に対して、図表7-14に記したような期間でAD関税を適用していた。企業名を名指しして、その会社の製品に対して従量税方式で追加関税を課すものだが、煩雑になるので図表7-14では適用期間だけを示した。現時点ではEUはこの3国の肥料に対するAD関税を適用していない。

大きな情勢変化は、2014年6月27日にウクライナがEUと連合協定を結んだことによって生じた。これに伴い、両者間のDCFTAが成立し、EUは大多数の品目でウクライナ産品に対する輸入関税を即時撤廃した。しかし、実は肥料は例外的に障壁が残る部門であり、図表7-14にまとめたように、多くの品目で関税が即時に撤廃されるのではなく、概ね7年をかけて段階的に引き下げられていく。硝酸アンモニウムカルシウム(31024010)などに至っては、従来はGSPで無税であったのに、DCFTAでは7年をかけた段階的な関税撤廃に変わり、ウクライナにとってかえって不利になっている。

2014年6月にウクライナOstchem社の幹部は、EU市場への輸出増の可能性について、次のような厳しい見通しを示した。すなわち、仮にEUが関税を全廃しても、それによって市場が完全に開放されるわけではない。なぜなら、化学産業ではEU内のロビイストの影響力が強く、彼らは常に、関税だけでなく、その他の障壁にも訴え、自らの市場を守ろうとするからだ。たとえば、農業補助金を通じたやり方があり、一部の国ではEUのメーカーから肥料を買うことが義務付けられている。また、EU市場では、中近東およびアフリカの肥料生産者との競争もある。ウクライナの肥料メーカーが、原料となる天然ガスに高い価格を支払うことになると、それらライバルと原価の差が生じ、競争力を失う。今後、補助金、税制、その他の手段によるEUの各種の保護主義は、さらに高まると予想され、EUの域内生産者保護に対抗するのはきわめて困難である、と³⁸⁵。

一般論として言えば、DCFTAによってEUがウクライナ産肥料への関税を段階的にでも撤廃することは、ウクライナの肥料産業にとってメリットとなる。また、連合協定を結んだからといって、今後ウクライナ産肥料がEUのAD関税の対象にならないという保証はないが、EUはその発動により慎重になると期待される。このように、ウクライナ肥料産業は理論的にはDCFTAの恩恵を受ける。しかし、現実の政治力学では、EUと連合協定を結んだ代償として、ウクライナはロシアから安価な天然ガスの供給を打ち切られており、EU市場に窒素肥料を輸出しようにもままならない状況にある。

³⁸⁴ Шумаев и др. (2016), 141.

³⁸⁵ <http://himprom.ua/zamestitel-generalnogo-direktora-ostchem-oleg-kikta-za-rynok-es-nuzhno-ecshe-poborotsya-new7168>
ХИМПРОМ, 16 июня 2014.

輸出の際の輸送ルート 肥料はかさばる商品であり、その輸送および輸出ルートは肥料産業にとって重要なテーマである。その点、黒海およびアゾフ海に面し、貿易港の発達したウクライナは、輸出にとって有利な条件を抱えており、ウクライナ肥料産業の優位点の一つであったと言える。

ウクライナの港からは、ウクライナ産の肥料だけでなく、ロシア産の肥料も海外市場向けに積み出されている。ロシア南部では、港湾キャパシティの不足により、一部の品目の海外向け発送をウクライナの港に依存してきたのである。しかし、ロシアは自国の港湾キャパシティを拡充してウクライナをはじめとする外国の港への依存から脱却することを明確に国家戦略として掲げており、2014年のウクライナ政変以降、その路線を加速させている。ウクライナ港湾管理局発表の統計によれば、同国の港湾で処理されている肥料のトランジット貨物（ほぼ全面的にロシア産肥料の輸出と理解していい）は、2012年：197万t、2013年：171万t、2014年：149万t、2015年93万t、2016年41万tと低下の一途を辿っている。

一方、ベラルーシは内陸国につき、自前の海港を有していない。現在のところ、ベラルーシカリのカリ肥料、グロドノアゾトの窒素肥料ともに、海上輸送分はほぼ全面的にリトニアのクライペーダ港から輸出されている³⁸⁶。かつてウラルカリのオーナーだったケリモフは、業務提携をめぐってベラルーシと駆け引きする中で、ベラルーシカリの製品を、ウラルカリ傘下のサンクトペテルブルグ港の肥料専用ターミナルから輸出することを求めた。ベラルーシ側は、自国にとって有利な輸出割当の配分と引き換えに、輸出港をクライペーダからサンクトペテルブルグに移すことに、いったんは同意したようである。しかし、2013年4月にはベラルーシカリがクライペーダ港のターミナル会社であるビル・クロヴェニウ・テルミナラス（BKT）の株30%を3,000万ドルで買ったことが判明し、ロシアの港にシフトするつもりはないことが浮き彫りとなった³⁸⁷。

さらに、2016年3月には、前出のカリ肥料トレーダーBKKが、リトニアの乙仲「フェルティマラ」社の株式を取得し、同社の筆頭株主となったことが明らかになった。取引が行われたのはその1年前であり、BKKの出資比率は40%となっている。BKKの広報部では、フェルティマラ社を傘下に収めることで、カリ肥料の輸出向け出荷にかかわるあらゆる業務に直接関与できるようになると、その効果を強調している。なお、在リトニア・ベラルーシ大使館によれば、クライペーダ港の貨物の3分の1はベラルーシ貨物であり、ベラルーシ貨物のうち71.7%は化学品および肥料だという³⁸⁸。

一般に、ベラルーシは対ロシア経済統合の急先鋒で、EUとは没交渉であると考えられているが、こと肥料の輸出ルートに関しては統合パートナーのロシアの港ではなく、EUの港を選択しているという点がきわめて興味深い³⁸⁹。

第6節 肥料産業の小括

肥料産業のうち、窒素肥料産業をめぐる状況は、第6章の石油精製業のそれと似通っている。すなわち、ウクライナ・ベラルーシの窒素肥料産業にとっては、原料となる天然ガスをロシアから安価かつ安定的に調達することが、存立の条件である。石油精製業と同様に、窒素肥料産業でも、ウクライナとベラルーシの明暗は分かれている。天然ガスをめぐってロシアと再三対立を繰り返してきたウクライナでは（政商フィルタシの暗躍

³⁸⁶ Argus (2014), 17.

³⁸⁷ БИСС (2015), 11.

³⁸⁸ <http://news.tut.by/economics/489339.html> TUT.BY, 21 марта 2016.

³⁸⁹ むろん、単純にクライペーダ港の方が地理的に近いという要因もあるだろう。ベラルーシカリが所在するソリゴルクからクライペーダまでの直線距離が528kmであるのに対し、サンクトペテルブルグまでの直線距離は807kmであり、鉄道輸送距離ではさらに差が開くと推察される。

などはあったにせよ)、窒素肥料の生産量が激減した。現時点では、ウクライナは肥料の純輸入国に転じ、窒素肥料を無関税にして国内農業向け肥料の確保を図りながら、ロシアにはAD関税を課すという、ちぐはぐな政策を採っている。それに対し、曲折を経ながらも、基本的にはロシアから「安いガス」を取り付けてきたベラルーシでは、生産は堅調である。こと窒素肥料産業のメリットだけから考えれば、ロシアを中心とした経済圏に属す方が有利であり、それを実践したのがベラルーシだったという結論になる。ただし、ロシア圏に属したとしても、天然ガスの優遇的な価格を適用されるかどうかは、ロシア側の政治的な裁量にかかっており、中長期的に安定したメリットと言えるかどうかは不透明な面がある。

一方、カリ肥料の分野では、ロシアとベラルーシの生産者による価格カルテルが焦点となった。ロシアとウクライナ、ロシアとベラルーシの間では、産業によっては相互補完関係もあるが、産業が重複していて競合関係になるケースも多い。その場合、より強力なロシア資本がウクライナやベラルーシの企業を傘下に収めて事業拡大を目指すという水平統合シナリオも考えられる。ただし、ベラルーシのルカシェンコ政権は、それには激しく抵抗する。そこで浮上するもう一つの有力なシナリオが価格カルテルの結成であり、ロシアとベラルーシのカリ肥料部門で生じたのがまさにそれであった。とりわけ、カリ肥料のようなプレーヤーの数が少ない産業では、その方向に進む蓋然性が高い。実際、両国間ではBKKという強力な共同販売体制が成立し、それが価格の維持に貢献したと考えられる。しかし、ほどなくしてその体制は崩壊しており、ロシアとベラルーシという異なる体制の国または企業同士が経済的に連携する難しさを露呈した。ベラルーシがロシアとの統合を推進していることは、一時期両国のカリ肥料産業が足並みを揃えることを一定程度促しはしただろうが、それを永続させる保証にはならなかった。他方、ベラルーシが肥料輸出にロシアの港を使わず、政治的に疎遠なEUの港から積み出しているという注目すべき現象がある。

図表7-15 「第7章 肥料産業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|---|---|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 2.1% | 14.2% | 7.8% |
| | ウクライナ | 2.6% | 13.5% | 1.3% |
| | ベラルーシ | 6.5% | 19.3% | 5.6% |
| 輸入障壁 | EU | 肥料の関税率は6.5%で、カリ肥料は無税。しかし、実態面で域内生産者を保護との指摘も。 一時期3国を対象にAD関税を多用した。 DCFTAの関税撤廃は即時ではなく、7年をかけて段階的に。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 関税率は概ね6.5%。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | ウクライナ・ベラルーシの窒素肥料産業はともに原料である天然ガスを供給するロシアに依存、ロシアとの関係のありようで明暗分かれる。 ロシアとベラルーシのカリ肥料産業では価格カルテルが成立したが、2013年に瓦解。 ベラルーシはロシアの意に反し肥料の輸出向け船積みにはEU圏のクライペダ港を利用。 | | | |

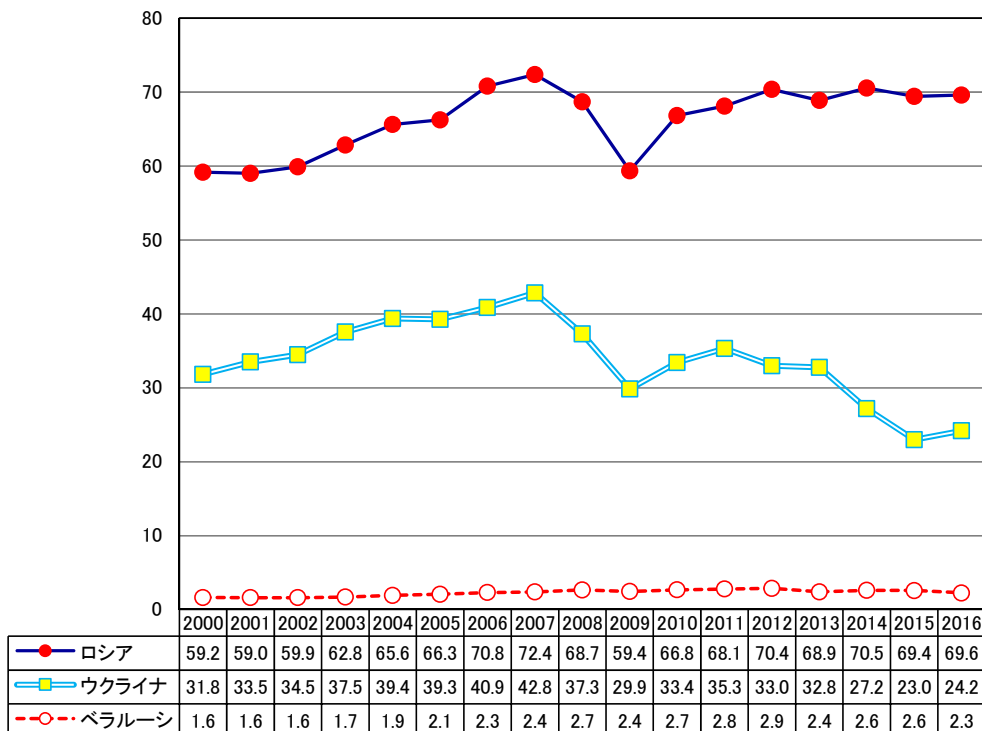
(注)この場合の「当該品目」は肥料(第31類)。

第8章 鉄鋼業³⁹⁰

第1節 3国の鉄鋼業の概観

勢力図 鉄鋼業の世界的な勢力図を見ると、近年は中国が世界の生産・消費の約半分を占めるようになってきている。特にリーマンショック後、中国で生産能力が過剰となり、余剰を輸出に回し始めたため、安価な鋼材が出回って世界的な市況の低迷に繋がった。ついに2015年には中国が34年振りに粗鋼の減産を記録した。諸外国からの働きかけもあり、中国は過剰生産能力の廃棄に着手したものの、地方の中小メーカーには中央政府の影響が及びにくいとの指摘もあり、どこまで構造改革が貫徹されるか不透明となっている。中国以外で、右肩上がり生産量が伸びているのは、旺盛な内需に支えられたインドくらいであり、その他の既存生産国の鉄鋼生産は現状維持がやっとという状況となっている。特に先進諸国のメーカーは、量的な拡大には見切りをつけ、高付加価値生産に注力するとともに、生産の一層の効率化や域内市場の保護などで生き残りを図っている。2016年の世界全体の生産量はわずかながら拡大し、焦点の中国でも生産が若干回復したものの、今後も中国の過剰生産能力が世界の鉄鋼産業を圧迫する状態が続くと見られる。1980～2007年には世界の製鋼設備の平均稼働率は86%だったとされるが³⁹¹、直近では70%程度の低調な稼働率で推移している。

図表8-1 3国の粗鋼生産量(100万t)



(出所) 各国統計局、CIS統計委員会、World Steel Associationの資料にもとづき作成。

³⁹⁰ 筆者は、比較経済体制学会2014年度第13回秋期大会において「ロシア・ウクライナの鉄鋼業の比較」と題する共通論題報告を行い、その報告内容を『比較経済研究』に投稿した(服部(2015g))。本章は、その服部(2015g)を中心に、服部(2011a; 2015a; 2017d)などその他一連の拙稿ともあわせて再編し、加筆・修正して構成している。

³⁹¹ Кудияров(2014)。

そうした中、社会主義時代以来の伝統を引き継ぐ旧ソ連地域は、今日でも世界の鉄鋼業の集積地の1つに留まっている。特にロシアとウクライナが、世界的に見ても有力な鉄鋼生産・輸出国であることは、良く知られている。両国の鉄鋼業は、典型的な資源立地産業であり、国内で産出する鉄鉱石および石炭の資源を基盤に存立している。ただ、見逃してならないのは、国内で鉄鉱石および石炭が採掘されていないベラルーシにおいても、鉄鋼業が重要産業の1つとなっており、特に輸出への貢献度は意外に小さくないという点である。近年、鉄鋼（第72類）および鉄鋼製品（第73類）は、ベラルーシの商品輸出の5%程度をコンスタントに占めている。

図表8-1に示したとおり、ロシアの粗鋼生産量は、リーマンショック直後の大きな落ち込みを除けば、近年はほぼ横這いであり、成熟産業という位置付けが可能であろう。ウクライナは過去10年ほど、趨勢的な減産に直面しており、衰退産業の様相を呈している。その2国と比べると、ベラルーシの生産量は1桁少ないものの、同国においては鉄鋼業はむしろ成長途上の産業と位置付けられる。なお、2016年の粗鋼生産量で見ると、ロシアは世界で第5位、ウクライナは第10位、ベラルーシは第41位の生産国となっている。3国の鉄鋼業は輸出志向であり、2016年の鉄鋼輸出力では、ロシアは世界第3位、ウクライナは第6位の地位を占めている³⁹²。もともと、経済および国土の規模が大きく、パイプラインを含め国家主導のインフラプロジェクトも盛んなロシアでは、内需もそれなりに大きく、2015年現在で鉄鋼の見かけ消費量は世界第6位となっている³⁹³。

ロシアでは2014年5月5日付の産業・商業省指令第839号により「2014～2020年と2030年までを視野に入れたロシア鉄鋼業の発展戦略」が採択された。戦略は様々な数値目標を掲げており、その中でも特に重要と思われる鋼材の生産・輸出入の長期的見通しを図表8-2にまとめた（ここで言う「鋼材」とは、図表8-1にあるような粗鋼のことではなく、完成鋼材+輸出用半製品の数字とされている）。なお、見通しは①保守シナリオ、②楽観的なシナリオ、③急進シナリオという3つのシナリオに沿って3パターンが示されており、図表8-2は②の中間的なシナリオである。中国発の鉄余りの現実を直視して、輸出は減退していくという見方が示され、外延的な成長路線は採られていない。内需拡大、輸入代替、生産の質的向上といった内包的な発展に軸足が置かれている³⁹⁴。その結果、ロシアの鋼材消費に占める輸入品への依存度は、2030年までには4.8%に低下するという青写真である。なお、鉄鋼業戦略は、2016年末までに改定作業を行うという情報が伝えられていたが、2017年8月現在、その作業が完了したという情報は確認できない。

図表8-2 ロシアの鉄鋼業発展戦略（2014年採択）に見る鋼材の生産・輸出入見通し（中間シナリオ）
(1,000t)

| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実績 | | | 予測 | | | | |
| 生産 | 57,378 | 58,933 | 57,908 | 58,800 | 59,500 | 67,000 | 73,000 | 75,000 |
| 輸出 | 24,475 | 26,558 | 24,344 | 24,000 | 23,300 | 20,100 | 18,500 | 16,000 |
| 輸入 | 4,840 | 4,175 | 4,463 | 4,100 | 4,200 | 3,500 | 3,300 | 3,000 |
| 見かけ消費 | 37,743 | 36,551 | 38,027 | 38,900 | 40,400 | 50,400 | 57,800 | 62,000 |
| 生産に占める輸出の比率(%) | 42.7 | 45.1 | 42.0 | 40.8 | 39.2 | 30.0 | 25.3 | 21.3 |
| 消費に占める輸入の比率(%) | 12.8 | 11.4 | 11.7 | 10.5 | 10.4 | 6.9 | 5.7 | 4.8 |

(出所) Минпромторг РФ (2014).

³⁹² World Steel Association (2017), 9, 27.

³⁹³ World Steel Association (2016), 79-81.

³⁹⁴ 実際に、生産の質的向上は、一定程度進捗しているようである。2014年時点の報告によれば、ロシアでは過去3年間に生産数量全体に占める高付加価値製品の割合が拡大しており、セヴェルスターリでは44%から49%へ、マグニトゴルスクでは36%から49%へ（冷間圧延工程を導入）、ノヴォリペツクでは36%から39%になったという。Кудияров (2014).

業界地図 ロシアおよびウクライナの鉄鋼業界は、ソ連解体後の民営化、M&A、業界再編を経て、現在いくつかの民間大手鉄鋼企業グループに整理されている。ロシアでは一般に、エヴラズ、セヴェルスターリ、ノヴォリペツク冶金コンビナート、マグニトゴルスク冶金コンビナート、メチェル、メタロインヴェスト、工業冶金ホールディング、鋼管冶金会社、合同冶金会社、チェリャビンスク管圧延会社の10社が、「10大鉄鋼グループ」と呼ばれ、これら10社でロシアの鉄鋼生産の90%以上を占める。ロシアでは同じような規模の鉄鋼グループが複数並び立つ構図であるのに対し、ウクライナではメトインヴェスト社による一強体制が明確になりつつある。メトインヴェストは、大富豪として知られるR.アフメトフ氏の財閥「システム・キャピタル・マネジメント (SCM)」と、ロシア出身のV.ノヴィンシキー氏の財閥「スマート・ホールディング」が、共同で保有している³⁹⁵。

一般に独占・寡占は国内市場に弊害をもたらすが、鉄鋼業のようにグローバル化した産業で問われるのは国際競争力であり、規模の追求が国民経済にとっての弊害をもたらすとは限らない。実際、2016年のロシアおよびウクライナ系大手鉄鋼グループの世界における順位を見ると（国外生産も含めた粗鋼生産量にもとづく）、ノヴォリペツクが16位、エヴラズが28位、マグニトゴルスクが29位、セヴェルスターリが31位、メトインヴェストが37位と、中堅的な存在にすぎない³⁹⁶。ロシア・ウクライナの鉄鋼業では、企業の集中そのものよりも、むしろ再編の際の透明性や法令順守が問題となることが多い。そして、次項で見ると、この問題がロシアとウクライナの二国間の紛争に発展することもあった。

一方、ベラルーシの鉄鋼業では、零細メーカーもいくつかあるものの、有力な企業はベラルーシ冶金工場1社にほぼ限られる。鉄鉱石の産出のないベラルーシだけに、同社は高炉を備えておらず、電炉による製鋼圧延企業となっている。その際に、電炉による粗鋼生産の主要原料となっているのが、ロシアから調達されるスクラップ（鉄くず）であり、これについては以下で論じる。電炉工場の技術的な特性上、生産品目は建設・土木用の条鋼が中心であり³⁹⁷、またタイヤコードのメーカーとしても有力である。ベラルーシ冶金工場の生産に占める輸出向けの比率は70～80%にも達する³⁹⁸。

ロシア資本のウクライナ進出 一頃、ロシア資本がウクライナ鉄鋼業界に進出する動きが生じたことがあった。代表的な事例は、2007年にI.コロモイシキー氏の財閥「プライベート」が、ウクライナ国内に保有していた鉄鋼業関連資産の大半を、ロシアのエヴラズ・グループに売却したことである。これによりエヴラズはウクライナで、ペトロウシキー記念冶金工場、スハ・バルカ鉄鉱石鉱山、南採鉱・選鉱コンビナート（株式の一部）、コークス化学工場といったアセットを得ることになった³⁹⁹。コロモイシキーはそれと引き換えに、エヴラズの株式9.72%と現金10億ドルを獲得している⁴⁰⁰。

³⁹⁵ 以上、ロシアとウクライナの鉄鋼業界地図に関しては、坂口（2015a）、14-22；服部（2011a）、9-13；Минпромторг（2014）；ЕЭК（2015k）等参照。

³⁹⁶ World Steel Association（2017）、8。

³⁹⁷ 一貫製鉄所と比べると、電炉の製鋼圧延企業は小さな市場規模でも存立でき、創業と工場建設も比較的容易というメリットがある。しかし、原料のスクラップに不純物が含まれているので、鋼板用の清浄な溶鋼の生産には不向きで、自ずと製品は条鋼が中心となる。川端（2005）、28-29。

³⁹⁸ Юнитер（2015b）。

³⁹⁹ ただし、ウクライナ危機を経て、2017年5月にエヴラズはスハ・バルカ鉄鉱石鉱山をウクライナ人オリガルヒのO.ヤロスラウシキー氏に売却した。<https://delo.ua/business/evraz-prodaet-gok-suha-balka-investkompanii-aleksandra-jaroslav-331312/ДЕЛО, 26 мая 2017>。

⁴⁰⁰ ただし、その後エヴラズにおけるコロモイシキーの持ち株比率は低下に向かい、2013年現在で2.3%になったと伝えられ、その後の詳細は不明である。<http://www.forbes.ru/kompanii/resursy/251675-chelovek-kinuvshii-abramovicha-pochemu-putin-nazval-dnepropetrovskogo-gubern> Forbes, 4 марта 2014。

ロシアの鉄鋼業にとって、ウクライナの鉄鉱石や合金鉄（フェロアロイ）の生産拠点を獲得することは、垂直統合的な意義を有する。むしろ、ロシアは鉄鉱石の一大生産国であり純輸出国ではあるが、鉄鉱石は産地によって性質が異なり、製鉄所では様々な産地の鉄鉱石をブレンドして使うことが普通なので、ウクライナの鉄山を傘下に収めることは、資源多角化の観点から意味があると考えられる。また、合金鉄も国によって得意分野が異なり、ウクライナが主力とするマンガン系の合金鉄をロシアはかなりの部分輸入に依存しているの、やはりロシア企業にとって価値があると言える。2007年のエヴラズによるプライベート資産の買収は、ペトロウスキー記念冶金工場を取得したことは水平統合と位置付けられるものの、スハ・バルカ、南コンビナートという鉄鉱石産山の取得は垂直統合的な意味合いの投資であった。ただし、合金鉄事業は利益が大きいので、2007年のエヴラズとの取引に際して、プライベート財閥は3つの合金鉄工場を手放さなかった。

2008年の世界経済危機で、ウクライナ・メーカーの体力が低下すると、ロシア資本の動きがさらに活発になった。まず、2つの高炉工場を抱えるドンバス工業連合（ISD）がその対象となった。2010年1月に、ISD株のうち共同オーナーの一人が保有していた50%+2株が、ロシア資本によって買収されたことが明らかになった。買収したのはロシア人のA.カトゥーニン氏（スイスのトレーダー「Carbofer」オーナーで、元エヴラズ共同オーナー）の率いる投資家グループで、ロシアの国家コーポレーション「対外経済銀行」がファイナンスに絡んでいた。

また、やはり2010年になって、ウクライナ南部ザポリージャの高炉メーカー「ザポリジスターリ」でも、動きがあった。Midlandというオフショア企業が保有していた同社の株を、正体不明のロシア人投資家複数が17億ドルで買収し、ここでもロシア対外経済銀行が融資に絡んでいたのである。SCMのアフメトフがMidlandから株を買い取る予約をしていたものの、ロシア投資家の方が高い金額を提示して奪った形となり、アフメトフには違約金が支払われた。しかし、2011年になって、アフメトフのSCM傘下のメトインヴェストがザポリジスターリの株の過半数を買い上げ、結局同社はメトインヴェストに編入された。

さらに、イリチ記念マリウポリ冶金コンビナートをめぐっても、混乱が生じた。2010年5月になってあるキプロス法人が突然、我々は2009年にコンビナートの親会社の株100%を取得しており、それをロシア企業複数が取得することになる、と発表した。イリチ側のV.ボイコ社長はこれを否定し、またウクライナのM.アザロフ首相も「典型的な乗っ取りである」として、自国企業を保護する構えを見せた。ここで、イリチに救いの手を差し伸べたのが、SCMのアフメトフだった。最終的に、イリチの増資を行って株式の75%をSCM傘下のメトインヴェストが引き受けることになり、イリチはSCMグループに加わった。

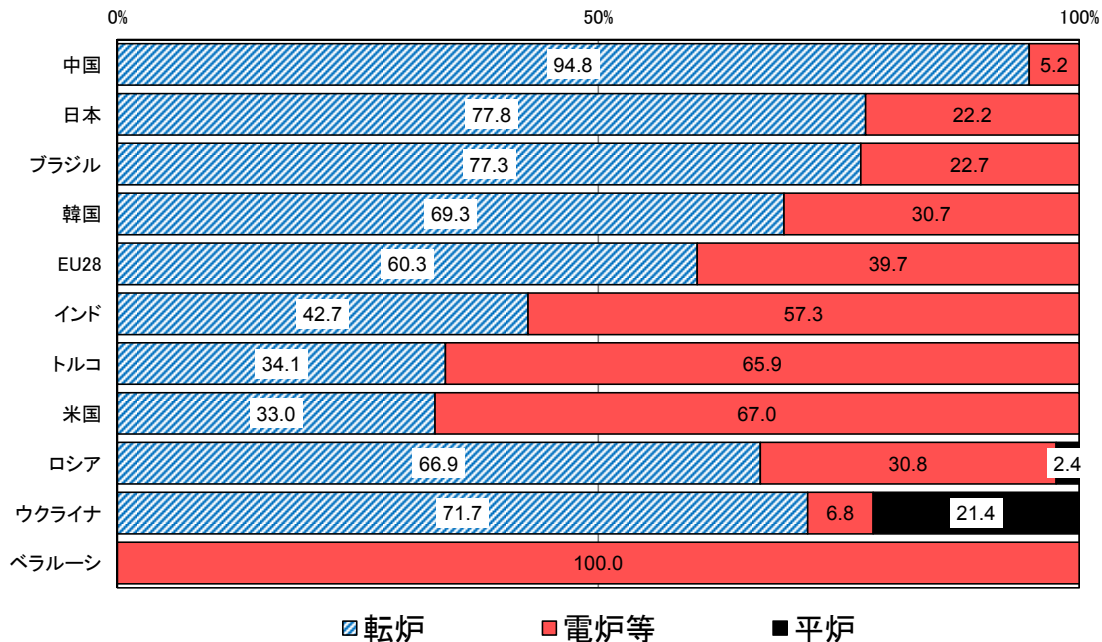
V.ヴァルシャフスキー氏が経営するロシアの鉄鋼メーカー「エスタル」は、2008年にウクライナのドネツィク電気冶金工場を買収した。しかし、経営が悪化したため、電気冶金工場は2009年にロシアの大手グループ「メチェル」に5.4億ドルで転売された。その後、経営難に陥ったメチェルは、電気冶金工場の売却を模索したが、ドンバス紛争もあり、買い手がつかなかった。

ロシアの大手鉄鋼グループによる本格的なウクライナへの進出は、2007年のエヴラズが最後の事例であり、後は失敗事業に終わった2009年のメチェルの取引が挙げられる程度である。2010年に生じた一連の投資事案は、いずれも鉄鋼業を本業としないと思われる正体不明の投資家による乗っ取りまがいの不明朗なスキームであった。そこにロシア政府系の対外経済銀行が絡んでいたことから、V.プーチン首相（当時）の意向を反映したロシアの国家戦略的な動きとして解釈する向きもあった⁴⁰¹。ただ、ロシア資本の脅威に直面し、アフメトフの

⁴⁰¹ <http://www.kyivpost.ua/business/article/ahmetov-boresya-s-rossiej-za-ukrainskie-metallurgicheskie-kombinatyi.html> Kyiv Post, 2 августа 2010. ただし現在は閲覧不能。

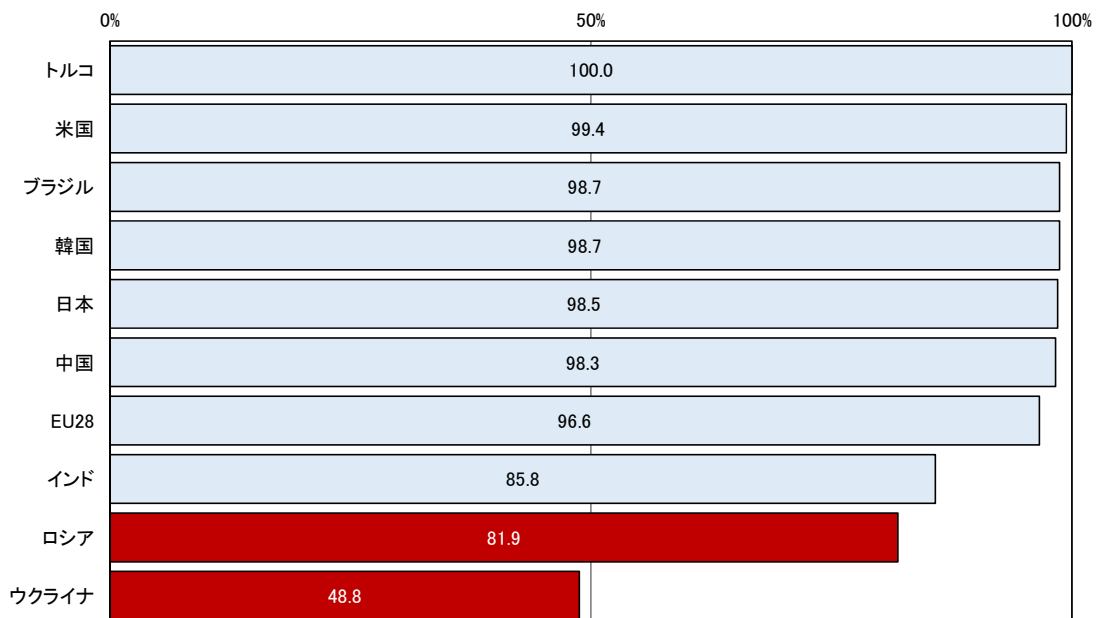
SCM/メトインヴェストがあたかもウクライナ国民資本の希望の星のような役回りを演じ、結果的にはウクライナ鉄鋼業界におけるSCM/メトインヴェストの一極支配が強まった。その後、既述のような世界的過剰生産が顕著となり、ロシアの各鉄鋼グループは国外資産の整理に転換したため、老朽化・陳腐化したウクライナの製鉄所に触手を伸ばすようなことはなくなった。

図表8-3 主要国の粗鋼生産の製法別内訳 (2016年、%)



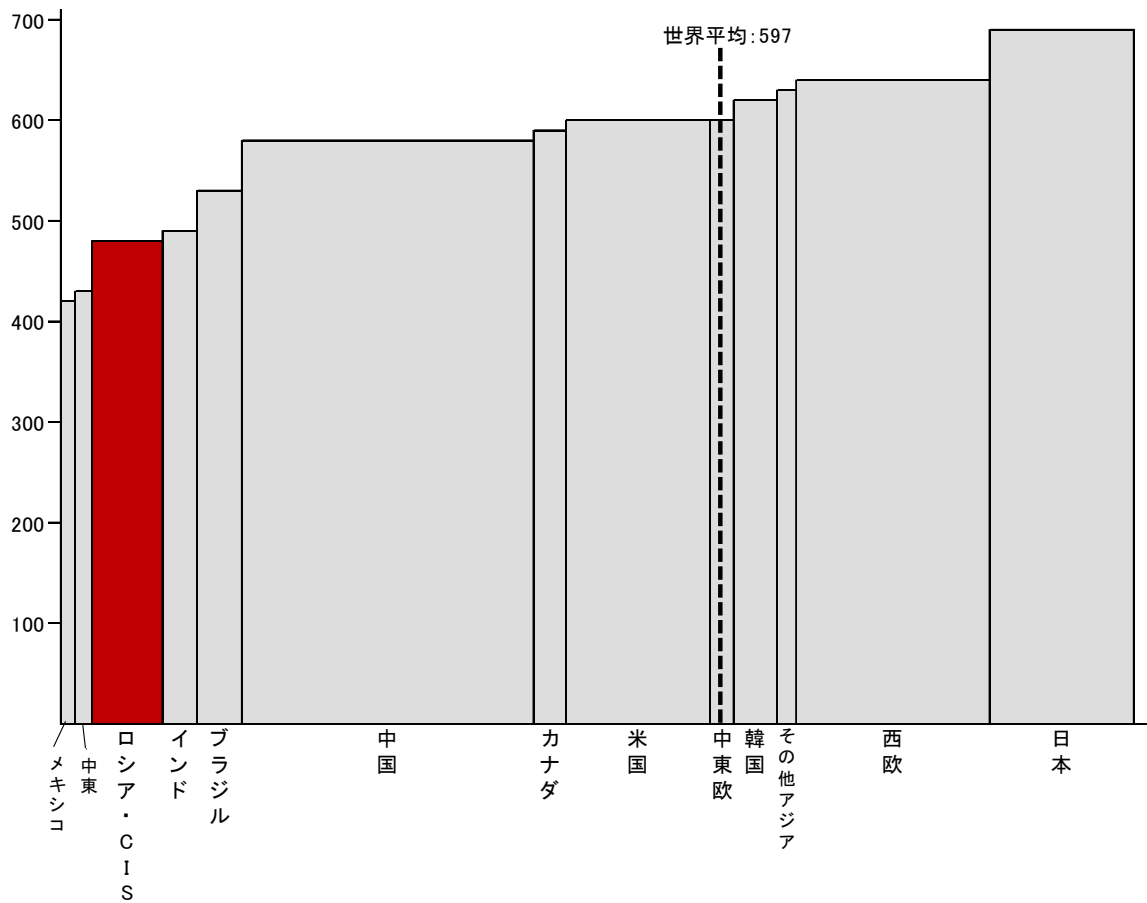
(出所) World Steel Association (2017), 10.

図表8-4 主要国の連続鋳造比率 (2016年、%)



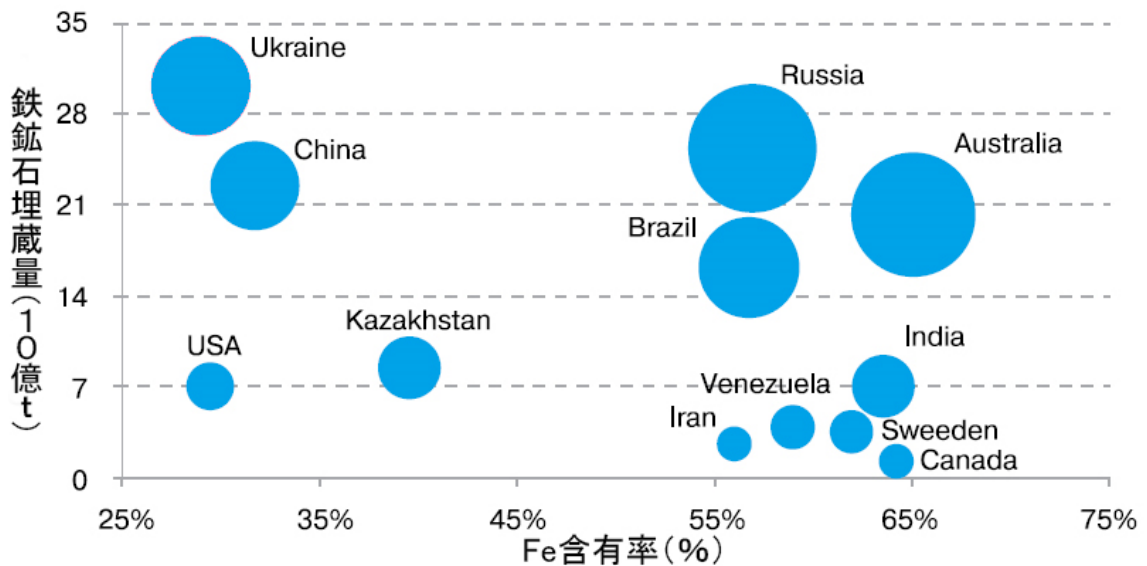
(出所) World Steel Association (2017), 11.

図表8-5 スラブ1t当たりの生産コストの比較 (2011年、ドル)



(出所) Roland Berger Strategy Consultants (2012).

図表8-6 世界の鉄鉱石埋蔵量 (2009年現在)



(出所) InvestUkraine (2012).

技術的後進性と原料の優位性 ロシア・ウクライナの鉄鋼業について指摘すべきは、その技術的後進性である。図表8-3は、2016年の主要国の粗鋼生産の製法別内訳を見たものである。主要国の中で、前時代の遺物と言うべき平炉による生産が残っている国は、ロシアとウクライナくらいである。平炉は完全に旧式の技術で、生産性が低く、歩留まりが悪く、コスト高・エネルギー多消費であり、環境負荷も大きい。平炉は、日本では1977年に消滅しているし、欧米や中国などでもなくなって久しい。ところが、ウクライナでは平炉による生産がいまだに20%を超えており、これは世界の常識では考えられない数字である。

もう一つ、両国、とりわけウクライナの技術水準の低さを物語るのが、粗鋼生産における連続鋳造比率の低さである。よく知られているように、生産性向上と省エネを可能とする連続鋳造の技術を実用化したのはかつてのソ連であり、日本のメーカーはソ連からライセンスを購入して連続鋳造を導入した。その後、日本メーカーが100%近い連続比を達成したのに対し、元祖であるはずのソ連ではその比率が40~50%に低迷した⁴⁰²。ソ連解体から四半世紀を経過して、図8-4に見るように、ロシアの連続比はどうか80%を超えるまでになったが、ウクライナでは過半を下回っており、近代化の立ち遅れは歴然である。

両国のうち、とりわけウクライナ鉄鋼業の後進性を示すデータを挙げれば、枚挙に暇がない。粗鋼生産100万t当たりの労働者数を比較すると、世界では1,000人程度が普通であるのに、ウクライナでは6,000人に上る⁴⁰³。ウクライナの鉄鋼業では完全に老朽化・陳腐化した設備の比率が高く、コークス炉バッテリーで54%、高炉で89%、平炉で87%、転炉で26%、圧延機で90%に及び、さらに高炉、製鋼、圧延とどの工程をとってもエネルギー消費効率が世界の主要生産国に比べて顕著に劣る⁴⁰⁴。ウクライナの鉄鋼業では、高炉にコークスではなく天然ガスを投入する特殊な工法が広く用いられ、2012年の時点で冶金産業だけでウクライナの天然ガス消費量の9.1%を占めていた⁴⁰⁵。ウクライナでは粗鋼1tを生産するごとに約700kgのCO₂を排出していたが、これは世界平均の2倍以上であり、主要生産国の中で最悪であった⁴⁰⁶。ただ、最後の点は、環境対策コストをほとんど要さないという意味で、ウクライナ鉄鋼業の価格競争力に繋がっていたと言える。

では、技術的にはこれだけ後進的でありながら、ロシア・ウクライナの鉄鋼業は何ゆえに存立が可能になっているのであろうか。図表8-5には、代表的な鉄鋼半製品であるスラブの生産コストを国際比較した図が示されている（グラフの横軸の幅は生産量に対応している）。2011年の時点で、1tのスラブを生産するコストの世界平均が597ドルだったのに対し、ロシア・CISは480ドルほどであり（実数が示されていないので目分量で判読）、世界の主力生産地の中で最もコスト安になっている。図表8-5では割愛したが、原典には、それが何に起因するのか示されている。これによれば、ロシアでは「原材料」の要因が150~200ドルのコスト安、「労働」の要因が30ドルのコスト安、「エネルギー」の要因が2~10ドルのコスト高、「その他」の要因が15~20のコスト高をもたらしており、差し引きすると世界平均と比べて150~213ドルのコスト安になっている⁴⁰⁷。つまり、国内に鉄鉱石と石炭（コークス加工用の原料炭）が賦存し、しかも各鉄鋼グループがかなりの程度垂直統合されていて、自前の資源基盤を保有していることこそ、ロシアおよびウクライナのメーカーの強みなの

⁴⁰² 遠藤 (2008), 19.

⁴⁰³ Булеев (2012), 80-81.

⁴⁰⁴ Шагоха и Рогоза (2015), 144-145.

⁴⁰⁵ 服部 (2014d), 31-32. ただし、2012年末の情報では、天然ガスが高騰し、内外市場での競争が激化する中で、ウクライナの各メーカーは高炉の近代化に取り組み、微粉炭 (PC) 吹込み設備の導入を急いでいた。

<http://interfax.com.ua/news/economic/134135.html> Interfax-Ukraine, 29 декабря 2012.

⁴⁰⁶ Шагоха и Рогоза (2015), 146.

⁴⁰⁷ CIS諸国で一定規模の鉄鋼生産を行っている国は、ロシア・ウクライナの他には、カザフスタンとベラルーシくらいである。なお、図8-5がロシア・CIS全体であるのに対し、文中で紹介したコスト要因分析はロシア1国なので、両者の世界平均と比べたコスト安幅は完全には一致しないということのようだ。

である⁴⁰⁸。

鉄鉱石資源の埋蔵量については、いくつかの異なる推計が存在するが、そのうちの1つを図示したのが図表8-6である。グラフの縦軸は鉄鉱石の埋蔵量を示しており、上に位置する国ほど埋蔵量が多いということになる。しかし、鉄鉱石は品位のばらつきが大きく、鉄を豊富に含有しているものもあれば、わずかしかな含んでいないものもある。品位の低い鉄鉱石は、選鉱作業を行って精鉱を得る必要があるため、それだけ商品価値も低いことになる。グラフでは、鉄鉱石の鉄含有割合を横軸にとり、右に寄るほど含有量の多く品位の高い鉄鉱石を有していることを表している。この資料によれば、ウクライナが世界で一番大量の鉄鉱石資源を抱えているが、その品位は主要国の中で最も低い部類である。それに比べると、ロシアは、埋蔵量がウクライナに次いで多いことに加えて、品位も一定水準を満たしている。円の大きさが、埋蔵量×鉄含有割合によって導き出した、Fe資源の純保有量を表している。

ところで、現時点ではベラルーシで鉄鉱石の採掘は行われていないが、実はベラルーシにはソ連時代に発見された鉄鉱石鉱床が2箇所存在し、それを開発することは国民経済の利益に資するので推進すべきだと唱える学者たちがいる。それによると、これらのベラルーシの鉄鉱石資源は、きわめて豊かというわけではないものの、独自の資源基盤を築く上では有望である。ベラルーシの鉄鉱石資源には、選鉱およびペレット化が容易という特徴がある。埋蔵量は鉄分換算で5億tであり、ベラルーシ国民経済の粗鋼需要は最盛期でも400万t程度だったので、ベラルーシは少なくとも向こう100年の鉄を確保できたに等しい。鉄鉱石は、Midrexという製法を用いればベラルーシ冶金工場およびその他の電炉メーカーでも利用でき、その場合は投資費用を節約でき、環境負荷が低く、鉄の品質は高くなる。Corexという製法を用いる場合には、高炉を建設しなければならないが、石炭を利用することで天然ガス消費を縮小できるメリットがある。想定では、ベラルーシでペレット1tを生産するコストは50ドルで、ロシアや米国でそれを購入したら100~120ドルを要するので、その差額によりベラルーシ金属加工産業の赤字を削減できる、ということである⁴⁰⁹。将来的に、ロシアからスクラップの輸入が難しくなったりした場合には、ベラルーシが国内の埋蔵資源に目を向ける可能性はありそうだし、ベラルーシの経済体制からして、より野心的に高炉工場の建設に動く可能性もないとはいえない。ただし、高炉工場建設には、数十億ドル単位の投資が必要になる。

立地と輸送の問題に目を転じると、日本では鉄鋼業の原料の大半を外国から輸入し、製品の出荷も海運が主流なので、製鉄所の立地は臨海地域と決まっている。それに対し、ロシアおよびウクライナでは、帝政ロシア〜ソ連期を通じて、国内の鉄鉱石および石炭の資源の賦存に寄り添う形で鉄鋼業が立地してきた。ソ連時代の産業立地政策においても、アウタルキー的な価値観が根強く、輸出に有利な沿岸部に製鉄所を建てるといった発想は乏しかった。その結果、現時点でロシアの製鉄所は、すべて内陸の奥深くに位置している。このことは、生産に占める外国市場向け輸出の割合が大きくなった今日では、輸送コストとして、メーカーに重くのしかかる。その点、製鉄所が黒海・アゾフ海の港に近いウクライナはロシアよりも恵まれており、ウクライナ鉄鋼業の数少ない優位性の1つと言える。ウクライナの鉄鋼の輸出相手国を見ると、黒海、地中海、インド洋諸国など、同国から海上輸送するのに便利な仕向け地が大半である。付加価値の低い商品を大量輸出するビジネスであるだけに、安く運べないと採算が取れず、それだけウクライナにとって「海への出口」は死活的ということになる。

さて、欧州委員会およびEUの鉄鋼業界は、EU圏の鉄鋼業が新興国との競争で劣勢に立たされていることに

⁴⁰⁸ ただし、ウクライナはコークス生産用の原料炭を完全には自給できず、2014年の政変前までは、3分の1ほどをロシア等から輸入して賄ってきた。服部 (2011d), 40-41.

⁴⁰⁹ Пешенко и Мычко (2009).

危機感を抱き、2013年に鉄鋼業に関する行動計画を採択している⁴¹⁰。その中で、たとえば鉄鋼業によるCO₂の排出に関する基準がEUでは厳格であるのに対しEU域外では緩いのは公正でないとして、EU基準を域外にも普及させていくべきとの立場が示されている。また、EU鉄鋼業が鉄鉱石をはじめとする原料の不足に直面していることが、問題視されている。EUのこうした利害は、当然のことながら、2014年に結ばれたウクライナとの連合協定にも反映されており、今後ウクライナ鉄鋼業に構造的な変化を迫る可能性を秘めている。協定本文の中では、第381、382条が直接的に鉱業・冶金産業に関する条項であるものの、ここでは相互の情報交換などを取り決めているだけで、本質的な影響はなさそうである。影響が大きいのは、環境問題を扱った協定第6章の付属文書により、ウクライナが2～10年以内に、鉄鋼業にも関係する多くのEU規則・指令を自国の法体系に導入する義務を負うことである。新たなルールの下で、ウクライナの鉄鋼メーカーがEUスタンダードの品質・省エネ・環境基準に適応することは、長期的に見れば自らの利益に繋がるだろう。しかし、問題はそうしたコストを背負い込んだ場合にウクライナ鉄鋼業が存続できるかであり、うがった見方をすればEUの思惑通りに、ウクライナはEUの鉄鉱石供給基地という役割に甘んじることになるかもしれない⁴¹¹。

第2節 ドンバス紛争で加速するウクライナ鉄鋼業の斜陽化

前節で見たとおり、ウクライナ鉄鋼業の技術水準は、世界の最低レベルにあると言わざるをえない。それでも、2000年代には中国特需も手伝い鉄鋼価格が上昇し、ウクライナ産鉄鋼にも旺盛な世界的需要があった。ところが、2008年に世界経済危機が起きると、鉄鋼価格が下落し、同年暮れにはウクライナの高炉の半数近くが停止する事態となった。この当時、ウクライナ鉄鋼業には、生産に占める輸出向けの比率が7～8割と極端に高く、輸出はスポット契約が主流で、製品は低付加価値の半製品が中心といった難点があった。スポットで半製品を大量輸出するビジネスは、景気の良い時には収益を確保できるが、いったん市況が悪化すると脆弱性を露呈する。図表8-1に見るとおり、ウクライナ鉄鋼業は2010～2011年こそある程度生産が持ち直したものの、全体として斜陽化の様相を呈していた。

2014年2月にヤヌコーヴィチ／地域党体制が崩壊し、その後ウクライナ危機の焦点は、ロシアによるクリミア併合、そして東ウクライナ・ドンバス地方の分離主義運動へと移っていった。ドンバスは、鉄鋼業を中心にSCM／メトインヴェストの事業基盤が集中している地域なので、その領袖であるアフメトフ氏の言動に注目が集まった。2014年4～5月頃には、アフメトフがドンバスの分離主義運動に物質的支援を提供しているのではないかという疑惑がマスコミで取り沙汰された。ただ、アフメトフがウクライナ政府との駆け引きの一環として分離主義カードをちらつかせようとした程度のことにはせよ、真剣にドンバス分離主義やロシアへの編入に肩入れする意図があったとは考えにくい。前項で見たように、後進的なウクライナの鉄鋼業にとって、最大の強みは、国内に安価な鉄鉱石の資源が賦存していることである。アフメトフのSCM／メトインヴェストは、複数の鉄鉱石コンビナートを保有しているが、その所在地はすべてドニプロペトロウシク州クリヴィーリフである（ドニプロペトロウシク州の位置は前掲の図3-5の23）。一方、メトインヴェストの製鉄所は、多くがドネツィク州に位置する（4箇所がドネツィク州、1箇所だけザポリージャ州）。ドネツィク州とルハンシク州だけがウクライナから分離した場合、ドニプロペトロウシク州からの鉄鉱石供給が途絶える危険性がある。また、ウクライナの鉄鋼業の特徴は、輸出比率が7～8割と極端に高いことであり、もしもアフメトフが

⁴¹⁰ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013DC0407&from=EN> EUR-Lex, 11 June 2013.

⁴¹¹ 以上の問題提起は、Нікіфорова (2013) による。

積極的に関与する形でドンバスが非承認国家になったり、ロシアに編入されたりしたら、欧米からの経済制裁等で販路を失い、窮地に陥りかねない⁴¹²。

2014年春以降のドンバス紛争では、2014年4月7日に分離主義勢力によって「ドネツィク人民共和国」、「ルハンシク人民共和国」の樹立がそれぞれ宣言され、その平定に乗り出したウクライナ政府軍との間の戦闘で多数の犠牲者が出た。2015年2月にメルケル・ドイツ首相らの尽力によりドンバス和平のミンスク2合意が成立し、それ以降は基本的に停戦が保たれ、分離主義勢力がドンバス地方の一部を支配下に置く状態が続いている。ドネツィク州では州の南東部が自称ドネツィク人民共和国の支配地域となっており、そこには州都ドネツィクをはじめ、エナキエヴェ、マキイウカ、ハルツィシクなど、鉄鋼業の重要拠点が含まれている。ルハンシク州でも、州の南部一帯が自称ルハンシク人民共和国の支配地域となっており、州都ルハンシクに加え、鉄鋼の街アルチェウシク、原料炭の産地クラスノドンなども分離主義勢力の支配下に入っている（図表8-7の略図参照）。この結果、筆者の概算によれば、ウクライナの粗鋼生産のうち、ウクライナ政府の支配地域に残されたものが70~80%程度、2つの人民共和国の支配地域に置かれたものが20~30%程度だと見られる。

ウクライナにはいくつかの鉄鋼企業グループが存在する。図表8-8では、各グループの鉄鋼業関連の事業所が、分離主義勢力（ドネツィクおよびルハンシクの人民共和国）の支配地域にあるのか（右側）、それともウクライナ政府の実効支配下にあるのか（左側）を図示している。なお、マリウポリやアウジイウカは、ウクライナ政府の支配地域であるが、ボーダーラインに近く不安定なので、そうしたところに所在するものは図でも中間に配した。

ウクライナ最大の鉄鋼グループは、アフメトフ氏のSCM財閥系のメトインヴェストである。このメトインヴェストが、ドンバス内戦の最大の被害企業と言える。同社は地域党およびヤヌコーヴィチ前大統領のメインスポンサーとなってきた企業であり、2000年代のヤヌコーヴィチ首相在任時代に民営化で一連の鉄鉱石鉱山を手に入れた。それらはすべてドンバスから遠く離れたドニプロペトロウシク州クリヴィーリフ市に所在するので、これに関しては特に紛争の影響を受けていない。また、事実上傘下に収めている製鉄所のザポリジスターリも、所在地はザポリージャ州ザポリージャ市なので、これも分離派の占領を免れている。しかし、それ以外のミルでは、エナキエヴェ、マキイウカの両製鉄所が占領地に所在している。主力のアゾフスターリ、イリチ記念コンビナートがあるマリウポリ市も、占領地との境界線から近く、不安定である。もう1社、ドンバス紛争に翻弄されているのが、「ドンバス工業同盟（ISD）」だろう。同社の主たる事業拠点は、分離派の占領地域であるルハンシク州アルチェウシク市である。「ドネツィクスターリ」もまた、傘下企業がすべてドネツィク州に所在し、紛争の直撃を受けた鉄鋼グループである。

図表8-7 ドンバス紛争地図



⁴¹² この点については、服部 (2015a) で論じた。

図表8-8 ドンバス紛争で各鉄鋼グループが置かれた状況



（出所）筆者作成。

これに対し、ユーロマイダン～ドンバス紛争の結果かえってウクライナ政財界におけるプレゼンスを強化した感があったのが、前出のコロモイシキーであり、そのプライベート財閥である。ロシア・エヴラズ社への主要資産売却後に残された同グループの鉄鋼業関連資産は、ルハンシク州のスタハーノフ合金鉄工場の例外はあるにせよ、他はすべてドニプロペトロウシク州、ザポリージャ州という、今のところ安泰な地域にある。また、V.ピンチューク氏の「インテルパイプ」も、工場はドニプロペトロウシク州に集中しており、紛争の直接の打撃はない。単独のミルとしてはウクライナ最大の製鉄所であるアルセロールミタル・クリヴィーリフも、所在地がドニプロペトロウシク州なので、脅威は受けていない。K.ジェヴァホ氏のFerrexpoの鉄鉱石鉱山も、安全圏のポルタヴァ州に所在している。

戦闘によるインフラの破壊などで、ドンバス占領地とその周辺の生産活動は大きなダメージを受けた。それでも、停戦成立後は、ドンバス占領地の生産活動も徐々に復活し、実は占領地とウクライナ本土との取引関係および物流も維持されていた。ドネツィク人民共和国の発表によれば、2016年の同共和国内の粗鋼生産は210万t（前年比19.5%増）で、冶金産業が同共和国の鉱工業生産の46.4%を占めていたという⁴¹³。

しかし、2016年12月末から新たな問題が発生した。一部のウクライナの急進派（自衛党など）が、ウクライナ本土とドンバス占領地を結ぶ鉄道輸送を遮断する動きに出た。このいわゆる「ドンバス封鎖」には、ロシアと共謀しているドンバス占領地を経済的に追い詰めるという意味合いがあるだけに、ロシアへの毅然とした姿勢を誇示したいポロシェンコ政権もそれを追認せざるをえなかった。2017年に入ってからドンバス封鎖による経済的打撃が広がり、まずドンバスから一般炭が入荷しなくなり、ウクライナ本土の火力発電所が燃料不足に陥った。また、ウクライナ政府の支配地域ながら、紛争地から近いドネツィク州アウジイウカには、SCM/メトインヴェスト傘下のコークス化学工場が所在し、実は欧州最大のコークス工場である。しかし、鉄道封鎖により、占領地のクラスノドンの原料炭が確保できなくなり、コークス工場の操業継続が困難となった。これにより、コークス生産が年間100万t低下する恐れがあり、本土と占領地の双方の製鉄所でコークス不足から操業が止まる事態が生じた⁴¹⁴。回復基調にあったと思われたウクライナ本土の粗鋼生産も、2017年1～7月には前年比18%減を記録している⁴¹⁵。

ドンバス占領地では、2016年6月にドネツィク電気冶金工場（上述のとおりロシアのメチェル社が保有していた）がドネツィク人民共和国によって国有化され「ユーゾフカ冶金工場」に社名変更されるという動きこそあったものの、その他の多くの大企業はウクライナ企業として登記されたままであった⁴¹⁶。しかし、ウクライナ側からの圧迫に直面したドネツィク、ルハンシクの両人民共和国は、2017年2月27日までに鉄道封鎖が解除されなければ、両人民共和国に所在するウクライナ企業に対する「外部統治」を導入すると宣告した。一部では「国有化」と報じられたが、正確には所有権ではなく経営権を人民共和国側が掌握して、地域の経済活動を維持しようという試みであった。結局封鎖が解かれなかったため、2月27日、ドネツィク人民共和国は43社に対する、ルハンシク人民共和国は3社に対する、外部統治の導入を発表、その多くはアフメトフ氏のSCM財閥に属するものであった⁴¹⁷。

さて、本項で見てきたドンバス紛争の動向は、ウクライナ鉄鋼業、ひいては同国の産業および貿易全般に、どのような構造的変化をもたらすだろうか。まず、ウクライナ鉄鋼業の斜陽化に拍車がかかることは、確実に

⁴¹³ Гармаш (2017).

⁴¹⁴ 服部 (2017f).

⁴¹⁵ <https://economics.unian.net/industry/2060044-ukraina-s-nachala-goda-sokratila-proizvodstvo-stali-na-18.html> УНИАН, 1 августа 2017.

⁴¹⁶ Гармаш (2017).

⁴¹⁷ 服部 (2017f).

あろう。技術・設備水準が前近代的なウクライナの鉄鋼メーカーも、2014年の政変前までは遅ればせながら設備更新に乗り出そうとしていたが、ドンバス紛争により、その占領地だけでなく、ウクライナ本土の生産拠点もサプライチェーンの途絶等できわめて不安定な操業条件に置かれており、近代化が遠のくであろうことは間違いない。従来からの惰性で、半製品を輸出し目先の売上を確保する程度のことは可能であるにしても、懸案であった製品の高付加価値化の課題は、予見しうる将来は解消されそうもない。その一方で、ウクライナ国内の鉄鋼生産が縮小する結果として、鉄鉱石輸出が拡大する可能性がある。実際、ウクライナの鉄鉱石の輸出量は、2012年の3,514万 t から、2015年には4,571万 t に増大した（2016年にはウクライナ国内の鉄鋼生産が持ち直したので、鉄鉱石輸出は3,920万 t とやや縮小に転じた）。また、冶金工業による天然ガス消費は、2012年の63億m³から、2015年の26億m³へと大幅に縮小している（前掲の図表3-12参照）。第3章で述べたとおり、ウクライナ対ロシア天然ガス輸入は急激に低下し、2016年にはついに対ロ輸入ゼロを実現したが、鉄鋼業が健在であったらそれが可能であったかは微妙である。

第3節 3国の鉄鋼貿易の諸問題

輸入障壁の問題 それでは、鉄鋼を、ロシアを中心としたユーラシア市場に輸出する際には、またEU市場に輸出する際には、それぞれどのような障壁が存在するだろうか。

まず、ユーラシア経済連合の共通関税率（最恵国待遇）では、大部分の種類の鉄鋼（第72類）の輸入関税率が5.0%になっており、鉄鋼製品（第73類）は概ね10.0%前後となっている。当然のことながら、ユーラシア経済連合の域内取引は無関税なので、たとえばウクライナが同連合に加入すれば、ウクライナ鉄鋼業はその恩恵に浴することになる。むしろ、CIS自由貿易条約加盟国からユーラシア市場への輸出でも関税が免除されるが、第3章で見たとおり、ロシアは2016年1月1日からウクライナをCIS自由貿易条約の適用除外とし、関税を導入したので、現時点でウクライナからロシアに鉄鋼を輸出すれば上記の関税が課せられることになる。

一方、EUの輸入関税率（最恵国待遇）は、鉄鋼（第72類）では0%、鉄鋼製品（第73類）では0～3%程度の品目が多い。この関税率だけを見れば、一見すると、EUの市場開放度は高く、たとえばウクライナがEUと連合協定/DCFTAを結んでも、鉄鋼輸出の新たなメリットは生じないようにも思える。しかし、現実には、必ずしもそうではない。EUの鉄鋼輸入においては、AD関税などの非関税障壁の果たす役割が大きいからである。

鉄鋼貿易をめぐるこれまでの経緯をまとめると、第2章、第3章で見たとおり、1990年代にロシアとウクライナはEUとパートナーシップ・協力協定を結び、両国からEUへの輸出には原則として数量制限が課せられないこととなった。ただし、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約にかかわる品目の石炭および鉄鋼は例外とされ、ロシアおよびウクライナはそれぞれEUと鉄鋼協定を結び、EUによる輸入数量制限を受け入れてきた。2000年代の半ばに、ロシアの鉄鋼大手が欧米の単圧メーカー（銑鋼一貫製鉄所から半製品を購入し、圧延によって最終製品を生産するメーカー）を買収する動きが盛んになったことがあり⁴¹⁸、ウクライナの手も同様の動きを見せたが、その大きな狙いの一つも、輸入規制の緩い半製品をEUの自社工場に供給し、そこで最終製品を生産してEUの需要家に販売する点にあったと考えられる。2008年5月にウクライナが、2012年8月にロシアがWTOに加盟したことに伴い、EUと両国の鉄鋼協定は破棄され、EUは両国産の鉄鋼に対する輸入数量制限を撤廃した。

⁴¹⁸ Четверикова (2015); Fortescue and Hanson (2015). なお、Fortescue and Hanson が論じているように、現実には欧州での現地生産は所期の収益を挙げず、ロシアの各鉄鋼グループは2010年代に入って欧州工場の一部を売却している。

しかし、そこで数量制限に代わってロシア・ウクライナ産鉄鋼からEU市場を保護する役割を担うようになったのが、AD関税であった。世界的に、自国の生産者および圧力団体を納得させる目的もあり、輸入関税の削減を埋め合わせるような形でAD関税が多用される傾向があり、鉄鋼はその典型的な産業分野であるが⁴¹⁹、EUによるロシア・ウクライナ・ベラルーシ産鉄鋼への対応もまさにそのようなケースであろう。EUは、2011～2015年に新たにEUによる反ダンピング・反補助金調査の対象になった事案をまとめたレポートを発表しているが、産業部門ではやはり鉄鋼が最多となっている。この間に、ロシアが4件、ウクライナが1件、ベラルーシが1件、新たな調査の対象となった⁴²⁰。

現時点でEUがロシア・ウクライナ・ベラルーシ産の鉄鋼・鉄鋼製品に適用している、または調査中のAD関税のすべての事例をまとめたのが、図表8-9である。興味深いことに、EUの3国に対するAD関税は、大部分が鉄鋼・鉄鋼製品を対象としており、これ以外にはロシア産の硝酸アンモニウムおよびアルミ箔への適用事例が知られているのみである。それだけEUにとって鉄鋼がセンシティブな分野であり、EUと3国の通商関係において焦点となっていることがうかがえる。なお、EUによる冷間圧延フラットロール製品に対するAD関税導入を不服として、2017年1月にロシアはWTOに提訴している⁴²¹。

問題は、ウクライナがEUと連合協定を結んだことによって、どのような変化がもたらされるかである。結論から言えば、連合協定/DCFTAを結んだからと言って、ウクライナ産品がEUのAD関税の適用を免れるわけではない。連合協定の第46～50条では、双方は相手側に対するAD措置の適用に際して国際的な合意を遵守し透明性を確保すること、事前に協議を尽くすことなどを取り決めているものの、連合協定のパートナーだからといって制度的に何らかの優遇を受けられるわけではない。

ただし、ウクライナ危機後のEUのAD関税の運用姿勢を見ると、明らかに連合協定パートナーであるウクライナを裁量的に優遇している様子がうかがえる。たとえば、図表8-9に見るように、ロシアとベラルーシの溶接管を対象としたEUのAD関税がある（中国も対象）。実は、2008年にこれが導入された時には、ウクライナもその対象に入っていた。ところが、EUは2015年1月に、ロシア・ベラルーシおよび中国に対してはその措置を継続する一方、ウクライナのみ同措置から外す決定を下した。欧州委員会では、ロシアと異なりウクライナはダンピング輸出できるような遊休設備が限られているので、もはやダンピングの恐れはなく、したがってこれはロシア差別・ウクライナ優遇ではない、（ウクライナの支配的な鋼管メーカーである）インテルパイプ社が仮に60%輸出を増やしてもEUでのシェアは0.5%程度にすぎない、などと決定理由を説明しているが⁴²²、それならばそもそも2008年のAD関税適用自体が根拠薄弱だったことになってしまうだろう。また、図表8-9に見るように、EUはロシアおよびウクライナからの熱間圧延フラットロール製品の輸入に関するAD調査を実施中であり、同調査ではセルビア、ブラジル、イランも対象になっているが、欧州委員会は2017年1月に、輸入増はもっぱらロシアおよびブラジルからのそれが原因であるとの見解を示しており⁴²³、順当に行けばウクライナはダンピングの指定を受けないものと見られる⁴²⁴。もう一つ、EUが2017年2月、ウクライナのスタリカナト・シルル社製のワイヤーロープに課していたAD関税を撤廃した事例も挙げる事ができる⁴²⁵。

⁴¹⁹ 柴山 (2012), 137-140.

⁴²⁰ European Commission (2016b), 68-69.

⁴²¹ <http://tass.ru/ekonomika/3981809> ТАСС, 30 января 2017.

⁴²² <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0110&from=en> EUR-Lex, 26 January 2015.

⁴²³ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0005&from=EN> EUR-Lex, 5 January 2017.

⁴²⁴ ただし、2017年7月になって、やはりウクライナ製の熱間圧延フラットロール製品も対象になるかもしれないという観測も浮上している。<http://rian.com.ua/analytics/20170721/1026026600.html> РІА Новости Украина, 21 июля 2017.

⁴²⁵ 「EUがウクライナ製ワイヤーロープへのAD関税撤廃」(2017年2月12日)。
<http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/49461117.html>

図表8-9 EUによる3国の鉄鋼・鉄鋼製品に対するアンチダンピング関税適用状況(2017年8月現在)

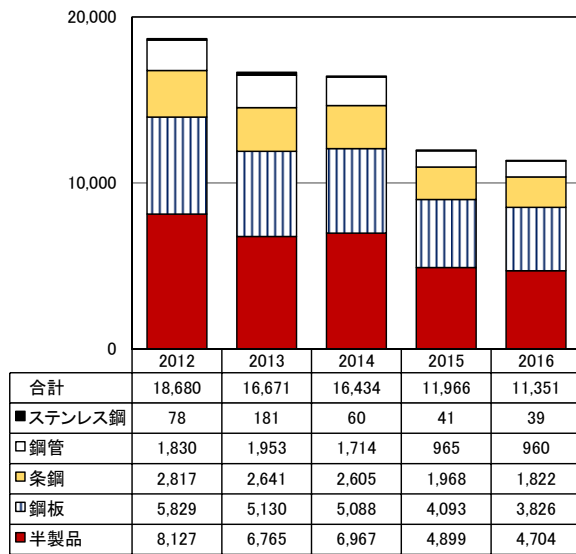
| 対象国 | 品目とHSコード | 適用措置 |
|-------|---|---|
| ロシア | フェロシリコン Ferro-silicon 7202210000, 7202291000, 7202299000 | 17.8~22.7%のAD関税 2019年まで |
| | 熱間圧延フラットロール製品 Hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel 72081000, 72082500, 72082600, 72082700, 72083600, 72083700, 72083800, 72083900, 72084000, 72085210, 72085299, 72085310, 72085390, 72085400, 72111300, 72111400, 72111900, ex72251910, 72253010, 72253030, 72253090, ex72254012, ex72254015, ex72254060, 72254090, ex72261910, ex72262000, 72269120, 72269191, 72269199 | 調査中 (5.3~33.0%のAD関税の 可能性) |
| | 冷間圧延フラットロール製品 Cold-rolled flat steel products 7209150090, 7209169000, 7209179000, 7209189100, 7209189990, 7209250090, 7209269000, 7209279000, 7209289000, 7211233000, 7211238019, 7211238095, 7211238099, 7211290099, 7225508000, 7226920000 | 18.7~36.1%のAD関税 2021年まで |
| | 方向性電磁鋼板 Grain-oriented flatrolled products of silicon-electrical steel 7225110010, 7226110011, 7226110091 | 21.6%のAD関税 2020年まで |
| | 継目無鋼管 Seamless pipes and tubes of iron or steel ex73041100, ex73041910, ex73041930, ex73042200, ex73042300, ex73042400, ex73042910, ex73042930, ex73043180, ex73043958, ex73043992, ex73043993, ex73045189, ex73045992, ex73045993 | 24.1~27.2%のAD関税 2017年まで(継続の是非 につき調査中) |
| | 溶接管 Welded tubes and pipes, of iron or non-alloy steel 7306304120, 7306304920, 7306307280, 7306307780 | 10.1~20.5%のAD関税 2020年まで |
| | 鉄鋼製の管用継手 Tube and pipe fittings, of iron or steel 7307931191, 7307931193, 7307931194, 7307931195, 7307931199, 7307931991, 7307931993, 7307931994, 7307931995, 7307931999, 7307998092, 7307998093, 7307998094, 7307998095, 7307998098 | 23.8%のAD関税 2018年まで |
| ウクライナ | 熱間圧延フラットロール製品 Hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel 72081000, 72082500, 72082600, 72082700, 72083600, 72083700, 72083800, 72083900, 72084000, 72085210, 72085299, 72085310, 72085390, 72085400, 72111300, 72111400, 72111900, ex72251910, 72253010, 72253030, 72253090, ex72254012, ex72254015, ex72254060, 72254090, ex72261910, ex72262000, 72269120, 72269191, 72269199 | 調査中 (メインヴェスト社の製品 に19.4%のAD関税の可能 性) |
| | 継目無鋼管 Seamless pipes and tubes of iron or steel ex73041100, ex73041910, ex73041930, ex73042200, ex73042300, ex73042400, ex73042910, ex73042930, ex73043180, ex73043958, ex73043992, ex73043993, ex73045189, ex73045992, ex73045993 | 12.3~35.8%のAD関税 2017年まで(継続の是非 につき調査中) |
| ベラルーシ | 鉄筋用の棒 Rebars (certain concrete reinforcement bars and rods) 7214100000, 7214200000, 7214300000, 7214911000, 7214919000, 7214991000, 7214997100, 7214997900, 7214999500 | 12.5%のAD関税 2022年まで |
| | 溶接管 Welded tubes and pipes, of iron or non-alloy steel 7306304120, 7306304920, 7306307280, 7306307780 | 38.1%のAD関税 2020年まで |

(注)HSコードに添えられた「ex」は、当該コードの一部の品目だけが該当することを意味する。

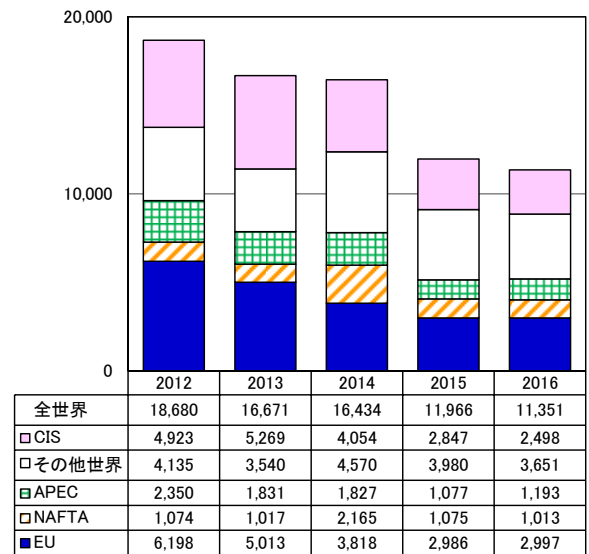
(出所)欧州委員会のサイト(<http://trade.ec.europa.eu/tdi/index.cfm>)にもとづき筆者作成。

図表8-10 ロシアの鉄鋼および関連品目の輸出(100万ドル)

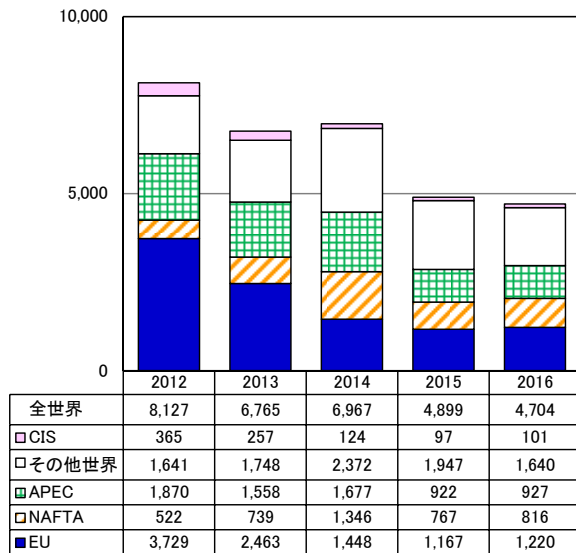
(1)ロシアの鉄鋼輸出の品目構造



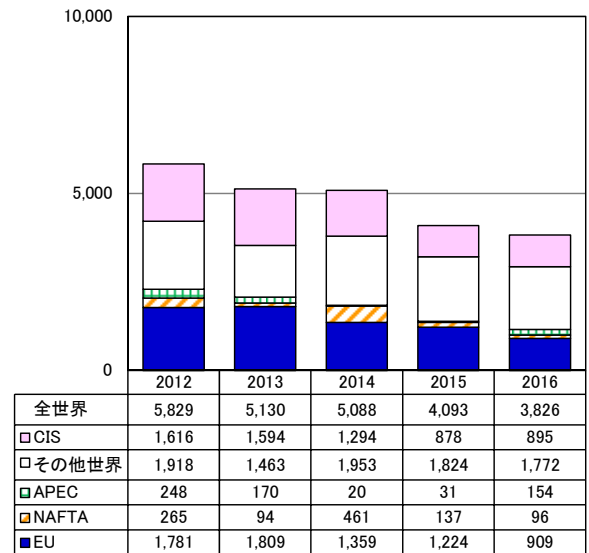
(2)ロシアの鉄鋼の輸出相手地域



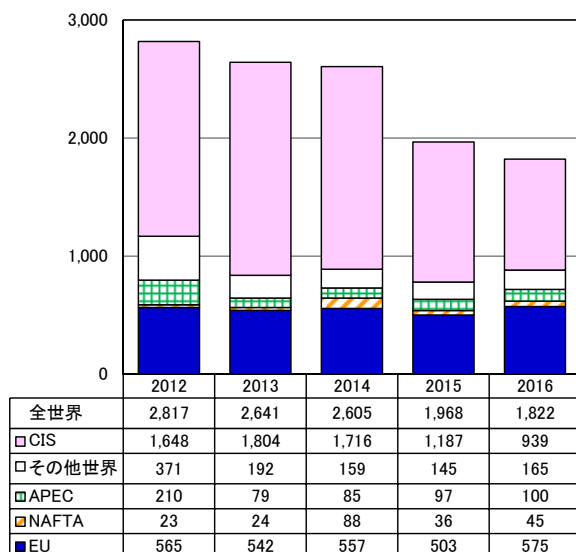
(3)ロシアの鉄鋼半製品の輸出相手地域



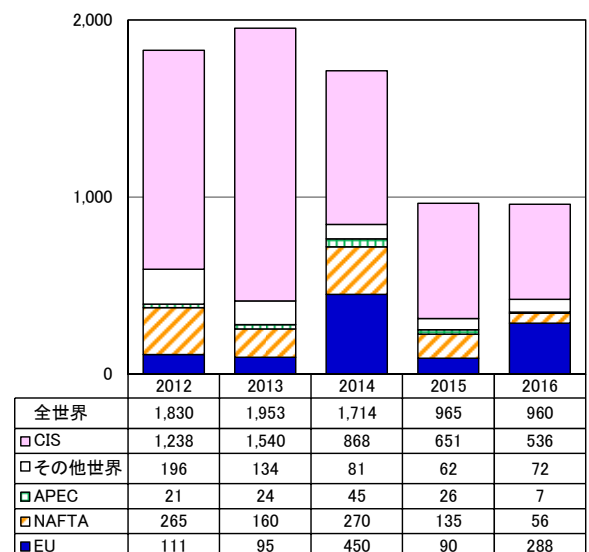
(4)ロシアの鋼板の輸出相手地域



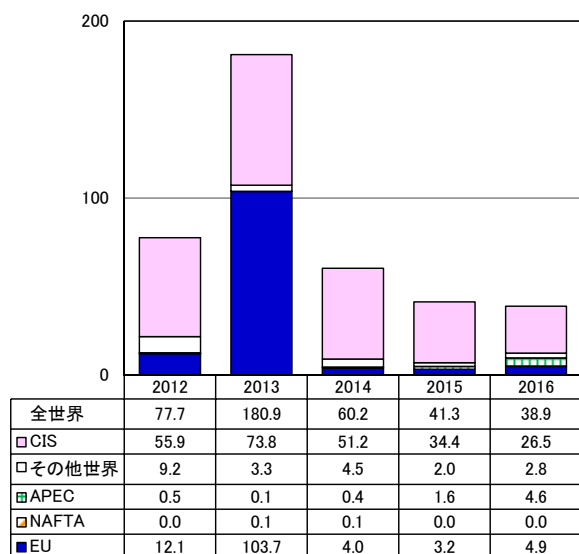
(5)ロシアの条鋼の輸出相手地域



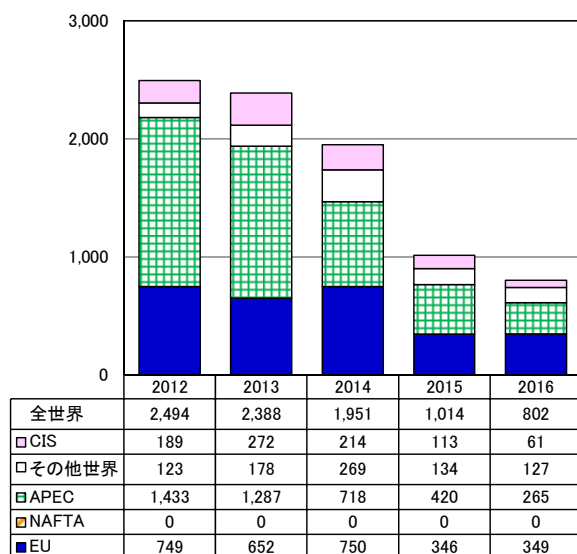
(6)ロシアの鋼管の輸出相手地域



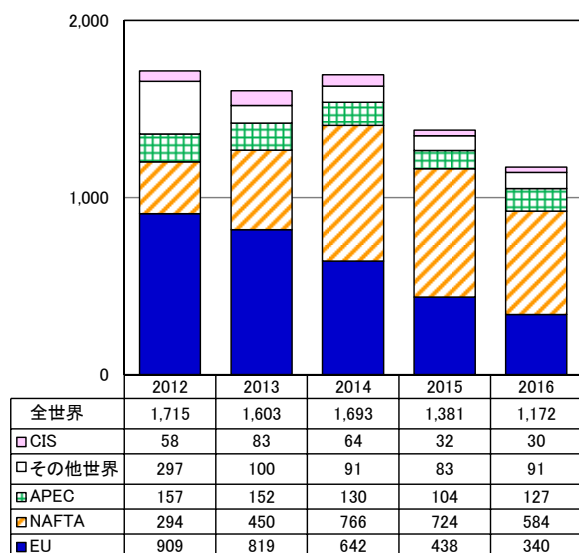
(7) ロシアのステンレス鋼の輸出相手地域



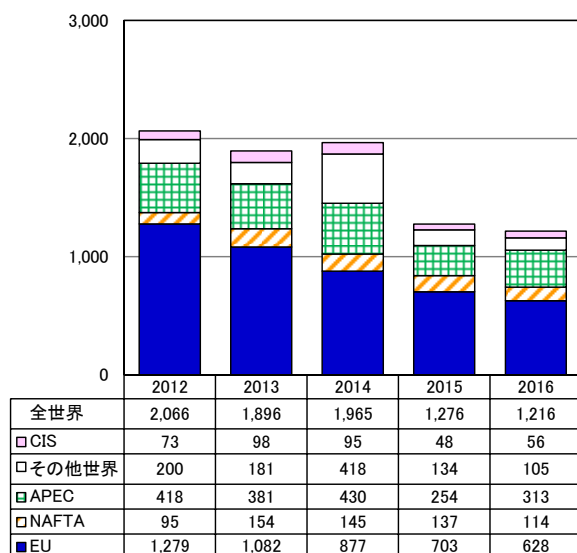
(8) ロシアの鉄鉱石の輸出相手地域



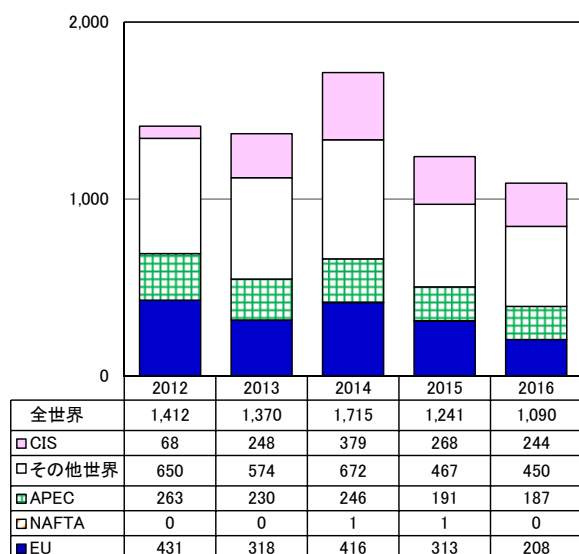
(9) ロシアの銑鉄の輸出相手地域



(10) ロシアのフェロアロイの輸出相手地域



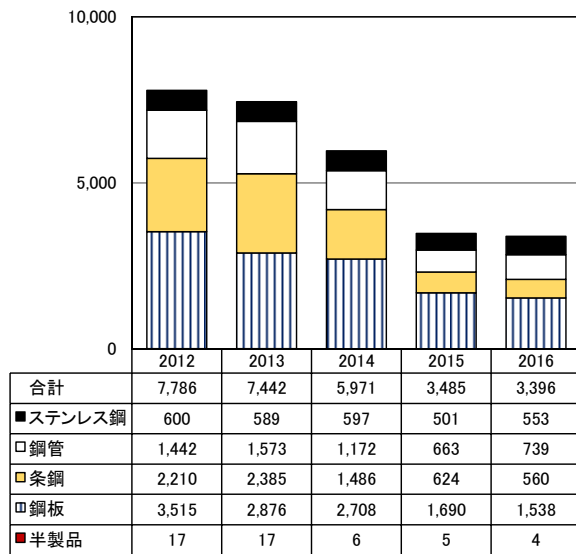
(11) ロシアの鉄スクラップの輸出相手地域



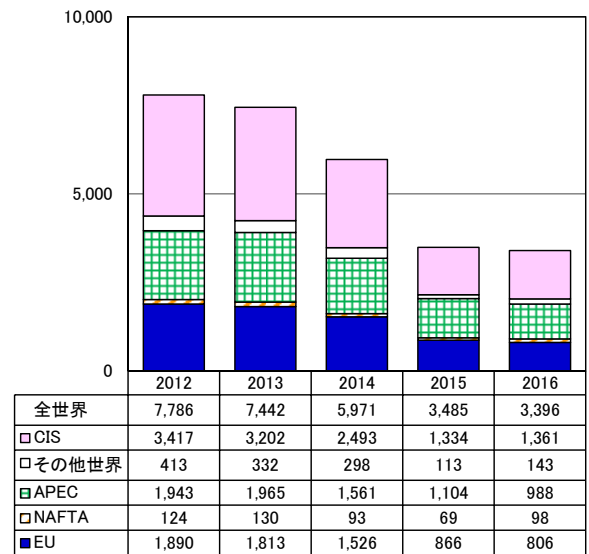
(注)重複を避けるため、APECからはNAFTAの数字を除外している。
 (出所)ロシア関税局およびITCデータベースにもとづき作成。

図表8-11 ロシアの鉄鋼および関連品目の輸入(100万ドル)

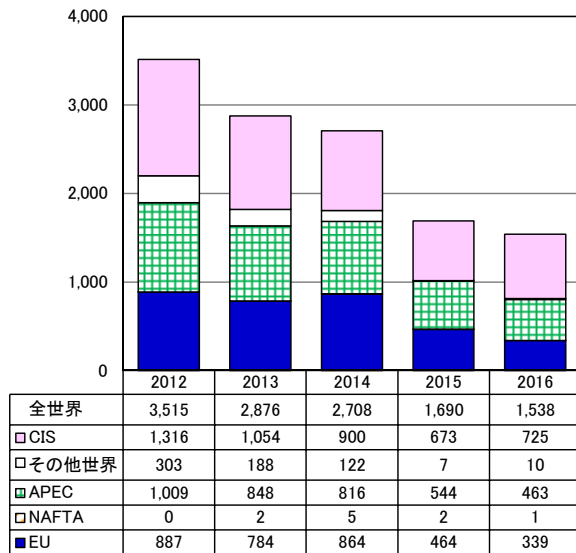
(1)ロシアの鉄鋼輸入の品目構造



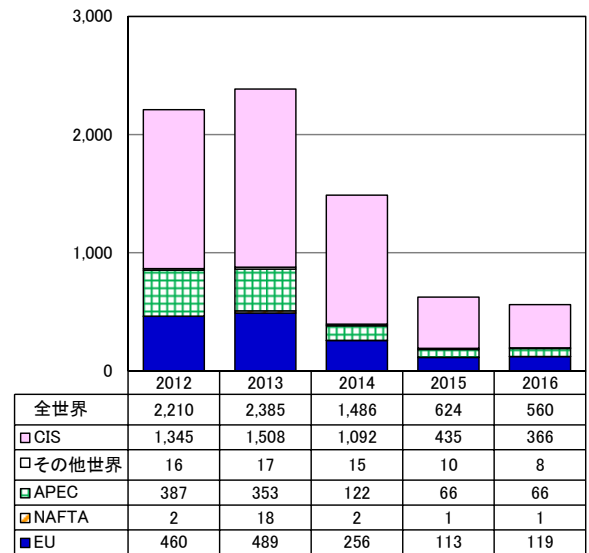
(2)ロシアの鉄鋼の輸入相手地域



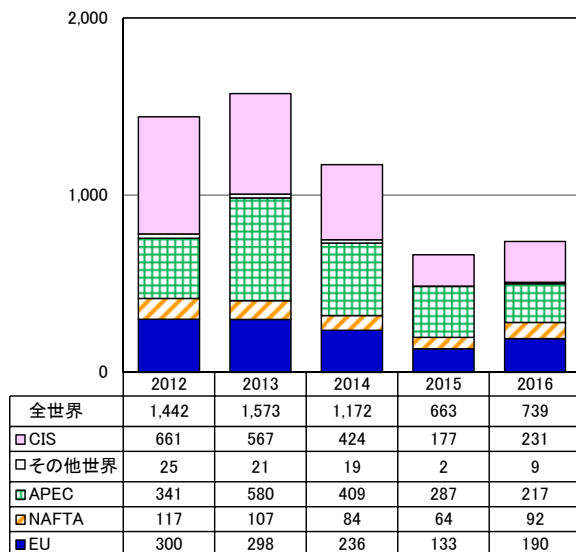
(3)ロシアの鋼板の輸入相手地域



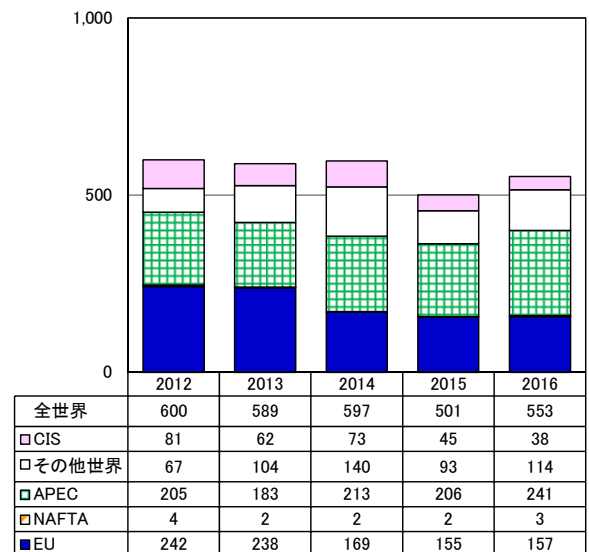
(4)ロシアの条鋼の輸入相手地域



(5)ロシアの鋼管の輸入相手地域



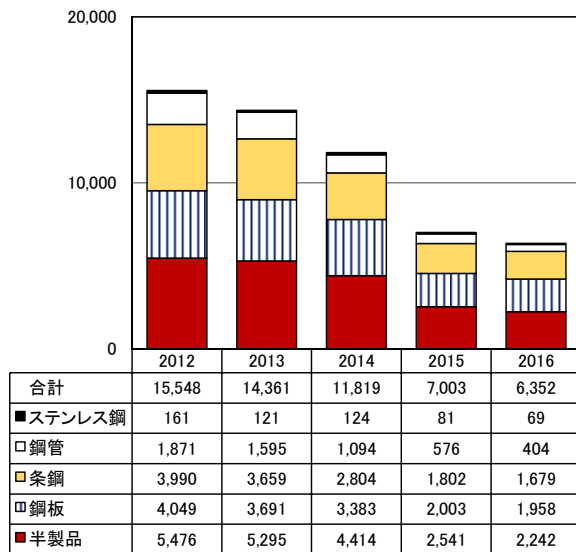
(6)ロシアのステンレス鋼の輸入相手地域



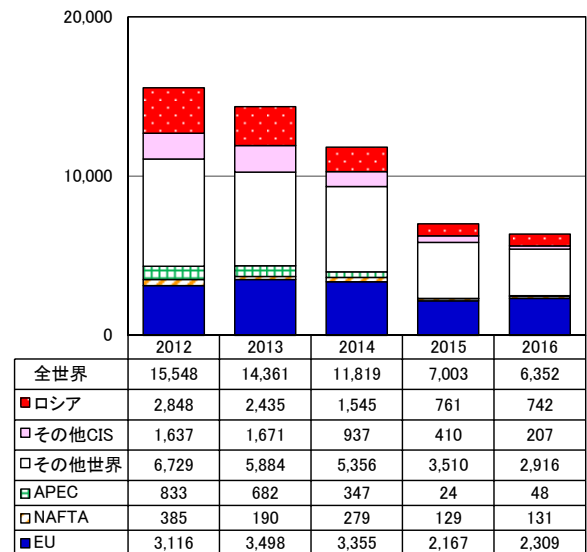
(注)重複を避けるため、APECからはNAFTAの数字を除外している。
 (出所)ロシア関税局およびITCデータベースにもとづき作成。

図表8-12 ウクライナの鉄鋼および関連品目の輸出(100万ドル)

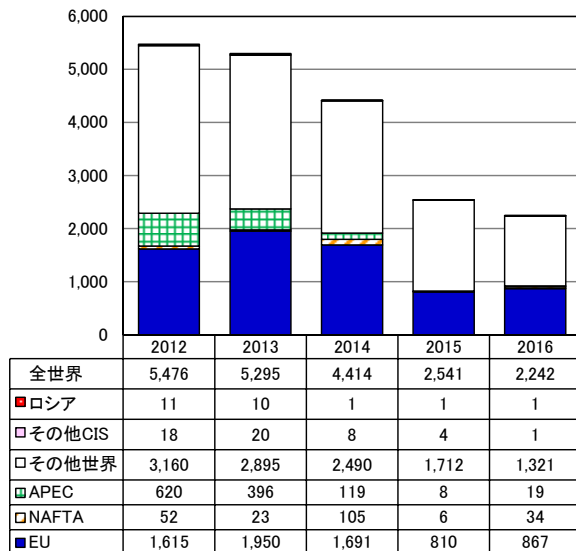
(1) ウクライナの鉄鋼輸出の品目構造



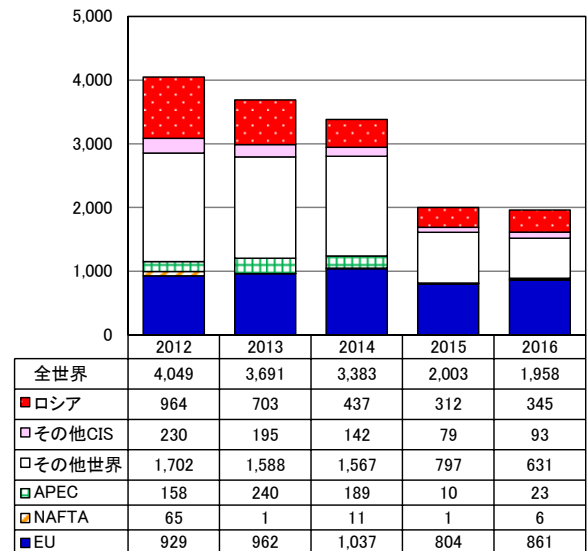
(2) ウクライナの鉄鋼の輸出相手地域



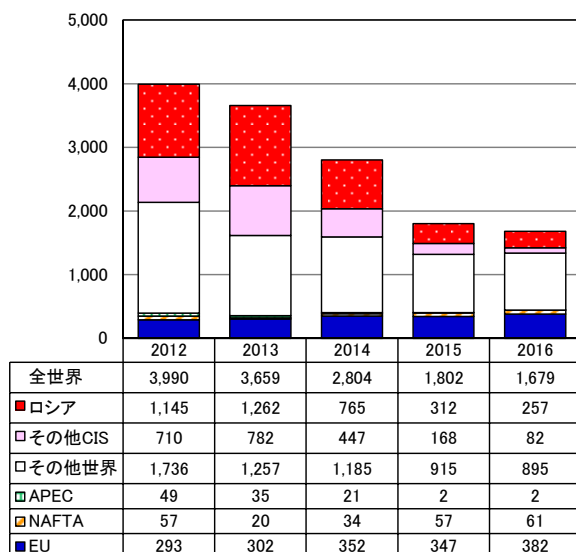
(3) ウクライナの鉄鋼半製品の輸出相手地域



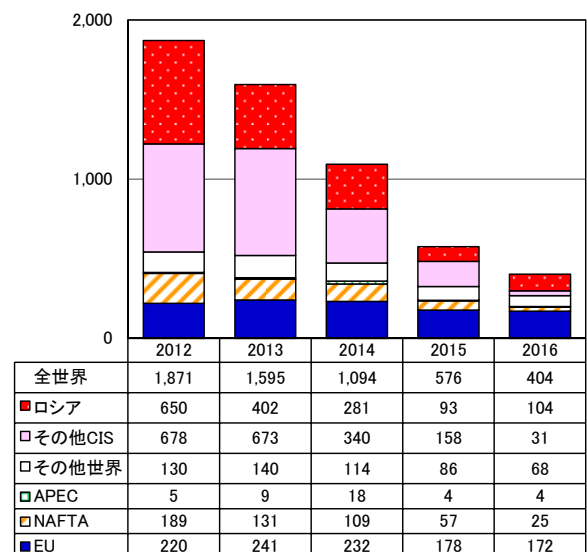
(4) ウクライナの鋼板の輸出相手地域



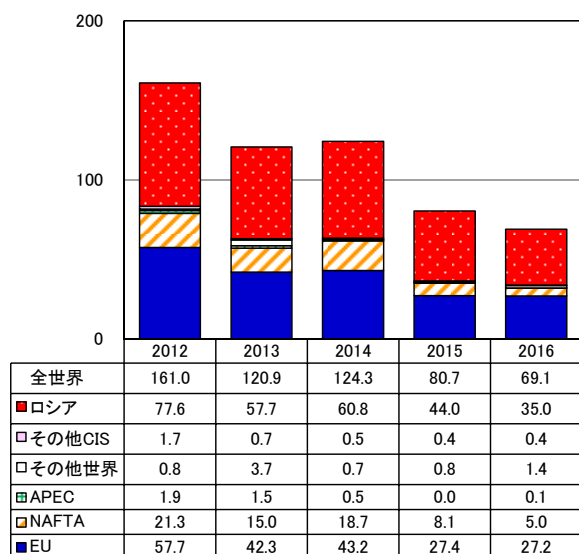
(5) ウクライナの条鋼の輸出相手地域



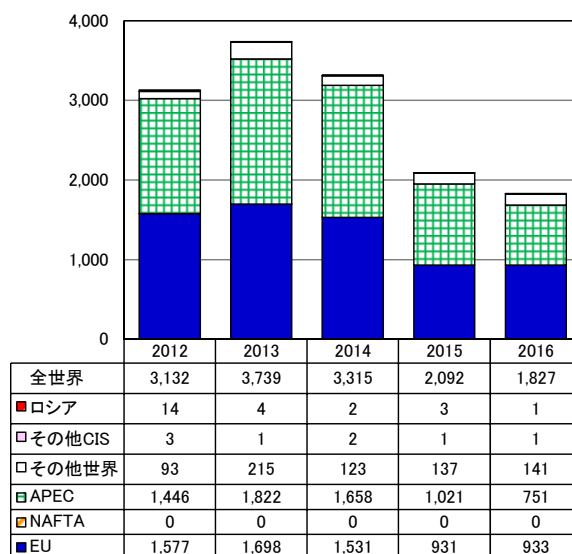
(6) ウクライナの鋼管の輸出相手地域



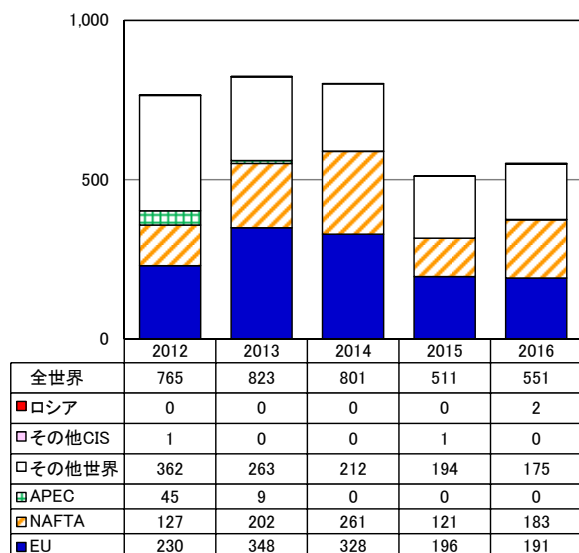
(7) ウクライナのステンレス鋼の輸出相手地域



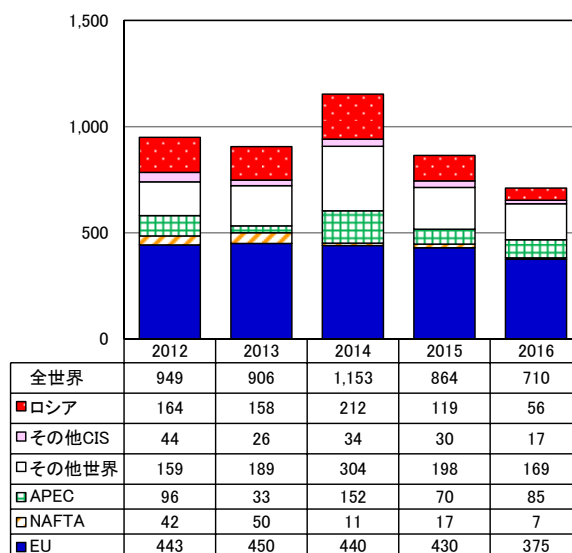
(8) ウクライナの鉄鉱石の輸出相手地域



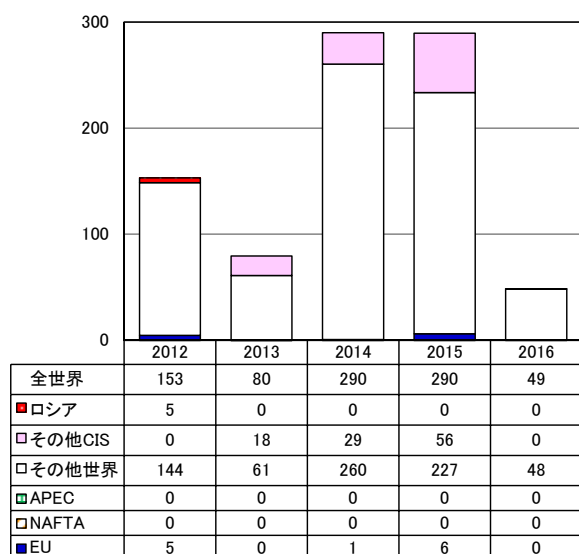
(9) ウクライナの銑鉄の輸出相手地域



(10) ウクライナのフェロアロイの輸出相手地域



(11) ウクライナの鉄スクラップの輸出相手地域

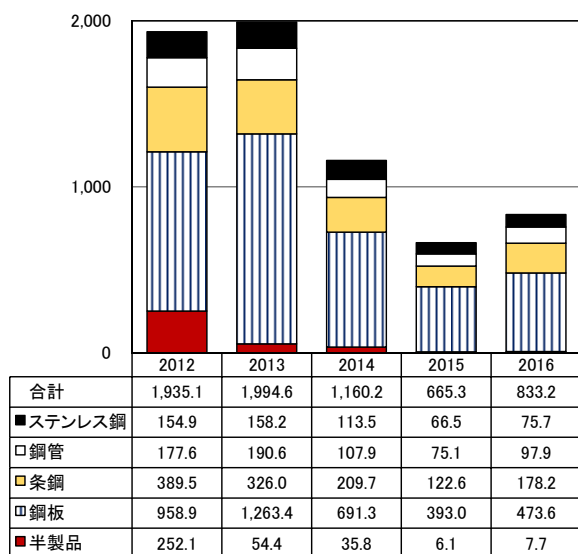


(注) 重複を避けるため、APECからはロシアおよびNAFTAの数字を除外している。

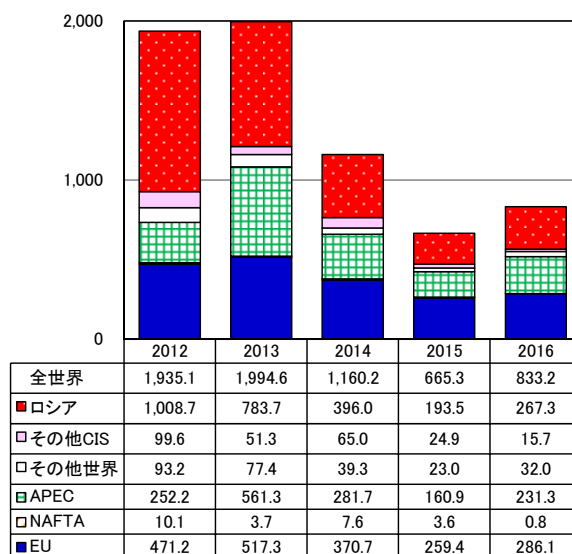
(出所) ウクライナ統計局およびITCデータベースにもとづき作成。

図表8-13 ウクライナの鉄鋼および関連品目の輸入（100万ドル）

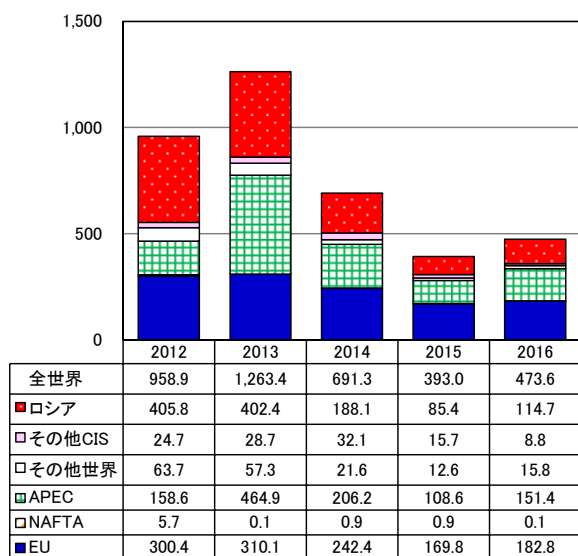
(1) ウクライナの鉄鋼輸入の品目構造



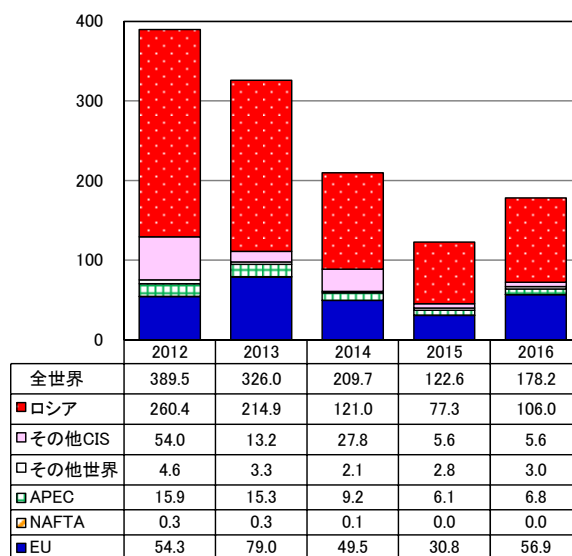
(2) ウクライナの鉄鋼の輸入相手地域



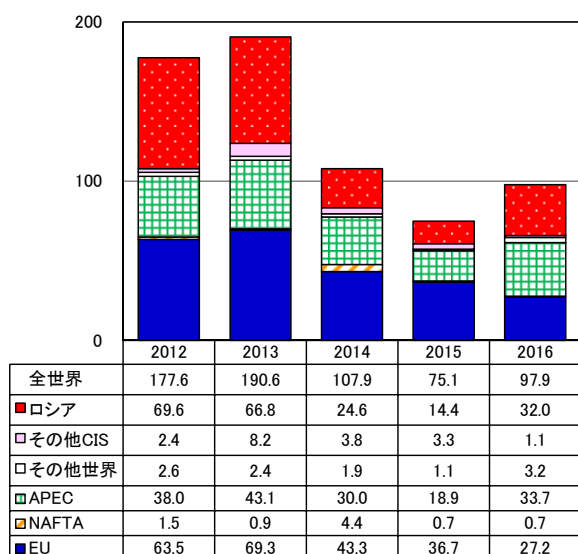
(3) ウクライナの鋼板の輸入相手地域



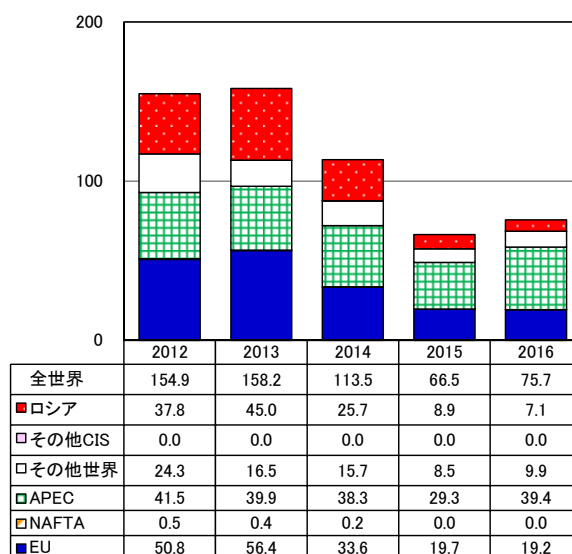
(4) ウクライナの条鋼の輸入相手地域



(5) ウクライナの鋼管の輸入相手地域



(6) ウクライナのステンレス鋼の輸入相手地域

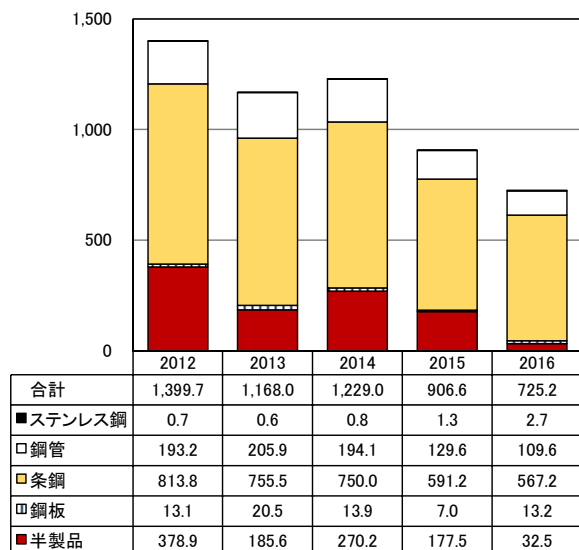


(注) 重複を避けるため、APECからはロシアおよびNAFTAの数字を除外している。

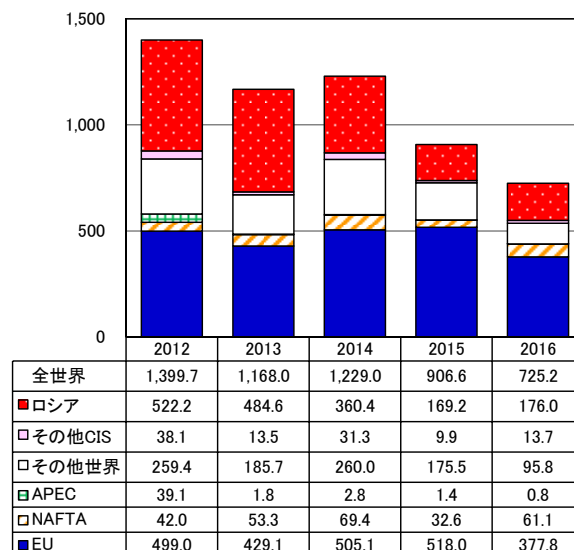
(出所) ウクライナ統計局およびITCデータベースにもとづき作成。

図表8-14 ベラルーシの鉄鋼および関連品目の輸出(100万ドル)

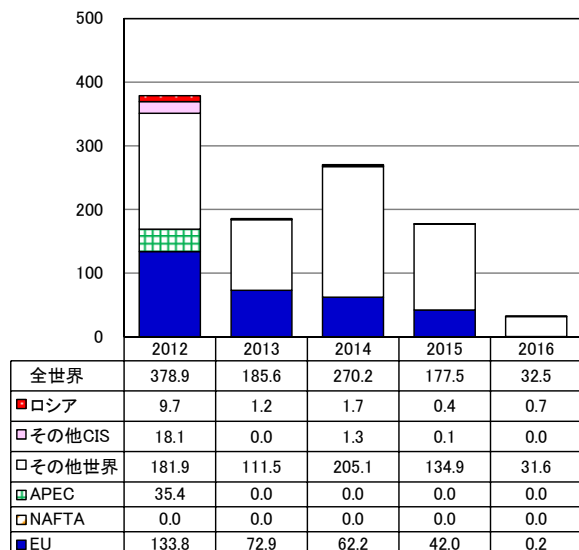
(1)ベラルーシの鉄鋼輸出の品目構造



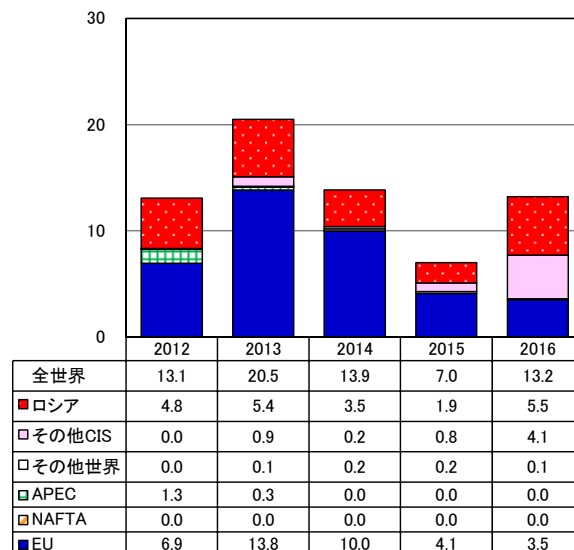
(2)ベラルーシの鉄鋼の輸出相手地域



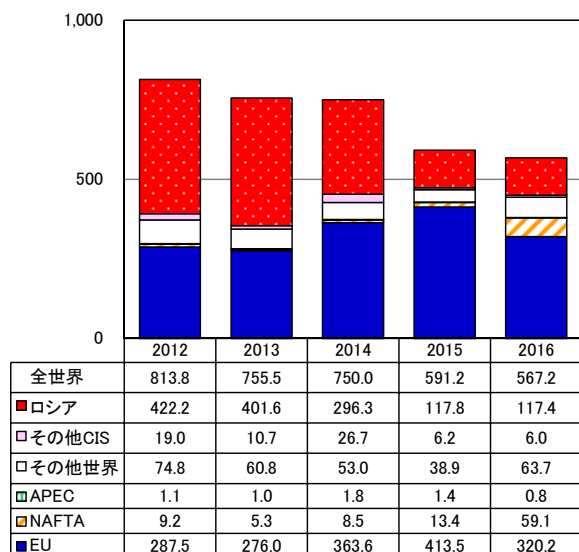
(3)ベラルーシの鉄鋼半製品の輸出相手地域



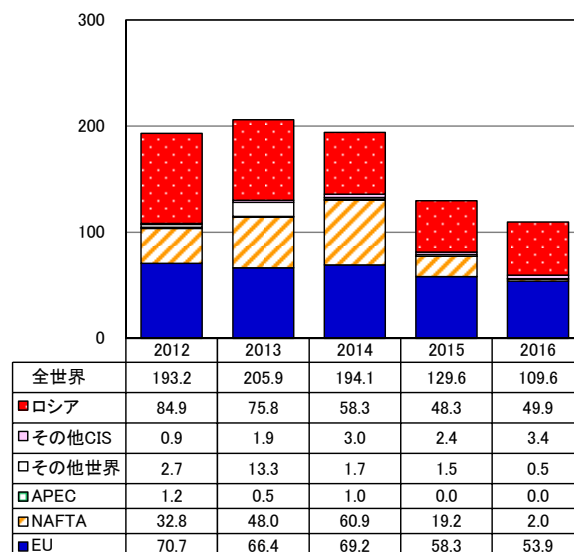
(4)ベラルーシの鋼板の輸出相手地域



(5)ベラルーシの条鋼の輸出相手地域



(6)ベラルーシの鋼管の輸出相手地域

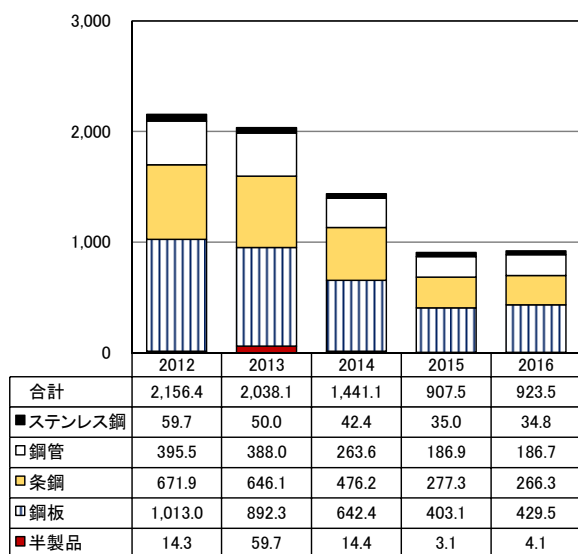


(注)重複を避けるため、APECからはロシアおよびNAFTAの数字を除外している。

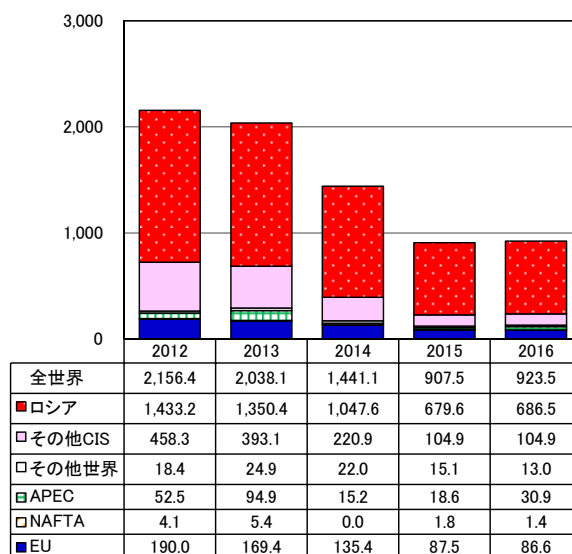
(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベースにもとづき作成。

図表8-15 ベラルーシの鉄鋼および関連品目の輸入(100万ドル)

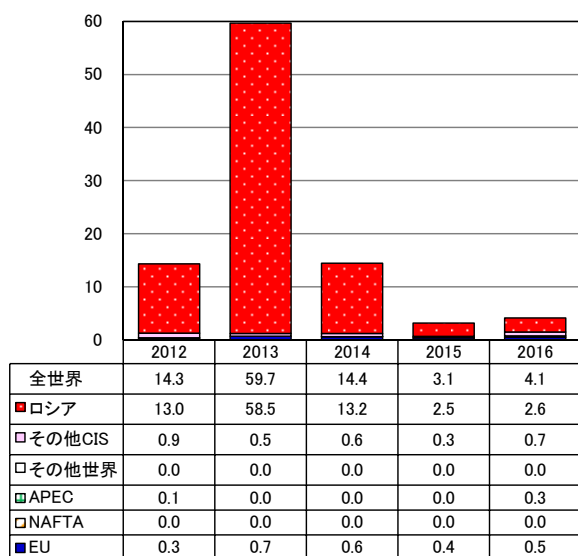
(1)ベラルーシの鉄鋼輸入の品目構造



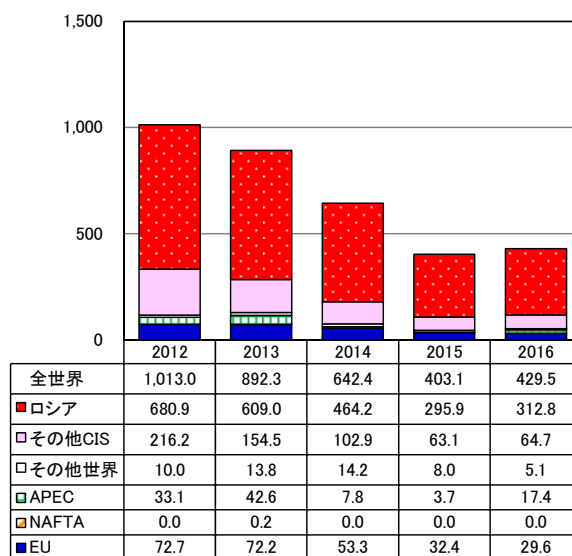
(2)ベラルーシの鉄鋼の輸入相手地域



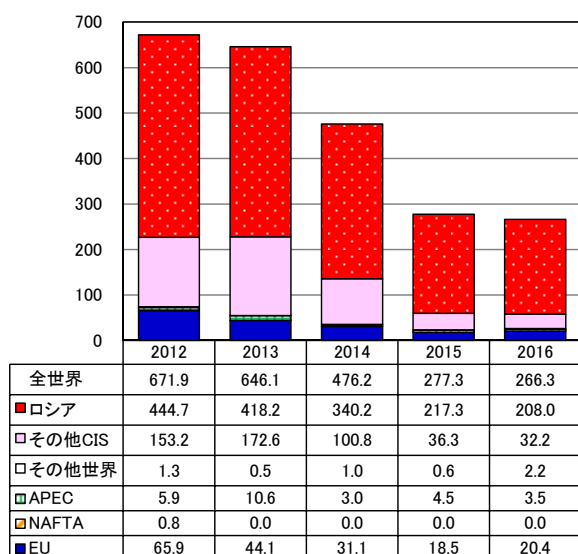
(3)ベラルーシの鉄鋼半製品の輸入相手地域



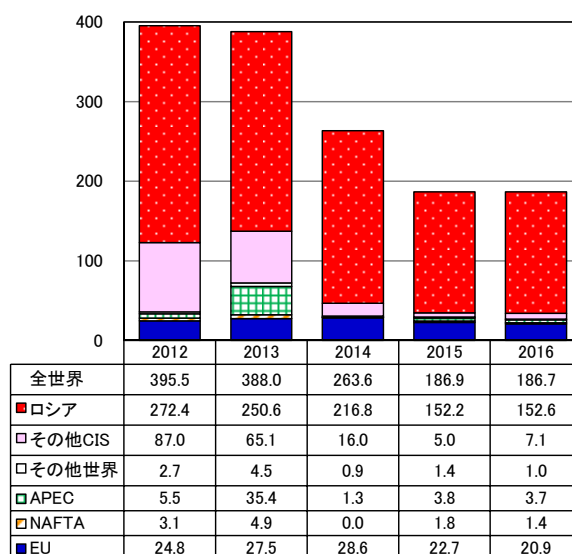
(4)ベラルーシの鋼板の輸入相手地域



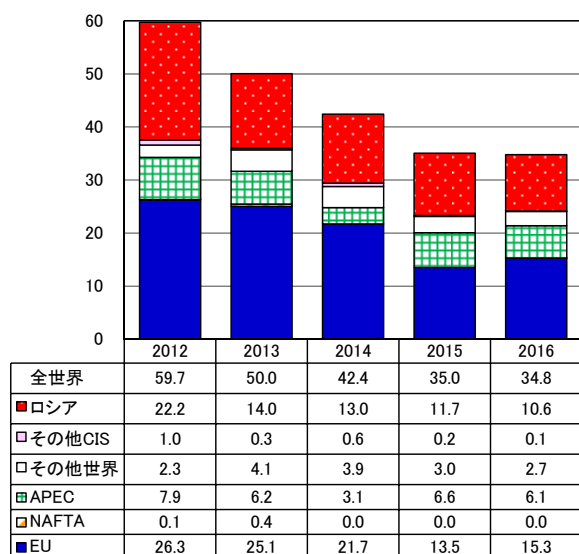
(5)ベラルーシの条鋼の輸入相手地域



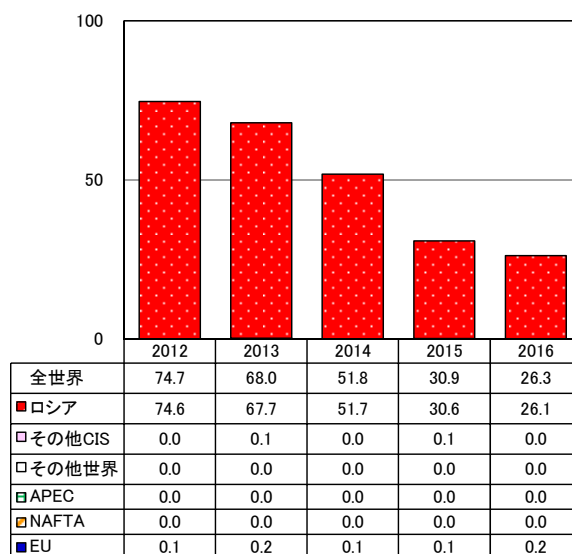
(6)ベラルーシの鋼管の輸入相手地域



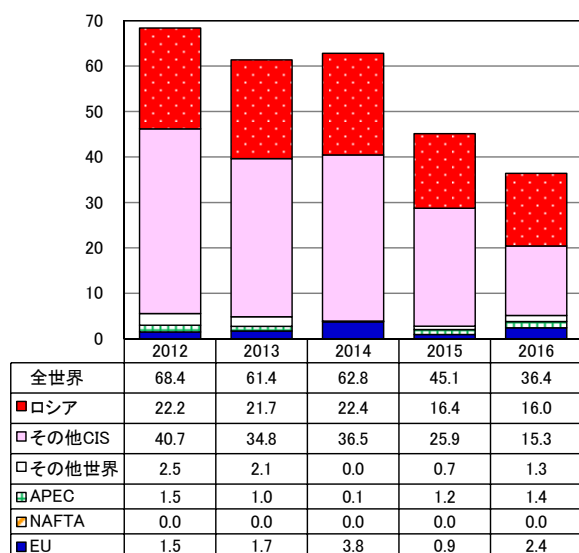
(7)ベラルーシのステンレス鋼の輸入相手地域



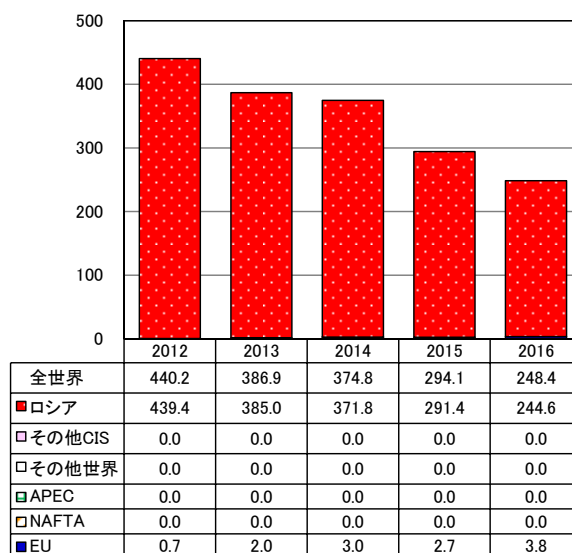
(8)ベラルーシの銑鉄の輸入相手地域



(9)ベラルーシのフェオアロイの輸入相手地域



(10)ベラルーシの鉄スクラップの輸入相手地域



(注)重複を避けるため、APECからはロシアおよびNAFTAの数字を除外している。
 (出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベースにもとづき作成。

他方、第3章で言及したように、ロシア主導のユーラシア経済連合は一連のウクライナ産品にAD関税を課しており、これはEUとの提携を選択したウクライナに対する報復的な意味合いが強い。鉄鋼関連では、ステンレス管(7304)、条鋼(7213、7214、7227、7228)、ある種の鋼管(7304、7305、7306の一部)、フェロシリマンガ(7202)にAD関税を適用している⁴²⁶。

世界的に鉄鋼の貿易においては一般の輸入関税よりもAD関税の方が大きな障壁となる傾向があるが、本項で見たとおり、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの鉄鋼貿易をめぐってはとりわけAD関税の要因が大きくなっている。

⁴²⁶ http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/podm/mery/Pages/measures_list_applied.aspx Евразийская экономическая комиссия.

3国の鉄鋼貿易の構造 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの鉄鋼輸出の品目および相手地域の構造を整理したのが、図表8-10～図表8-15である。品目の分類は、国際的に一般に用いられる方式に倣っており、HSコードとは以下のような対応関係になる⁴²⁷。

半製品（セミ）：7206、7207、7224

鋼板（フラット）：7208、7209、7210、7211、7212、7225、7226

条鋼（ロング）：7213、7214、7215、7216、7217、7227、7228、7229、7301、7302

鋼管（パイプ）：7304、7305、7306

ステンレス鋼：7218、7219、7220、7221、7222、7223

図表8-10～図表8-15では、これら半製品、鋼板、条鋼、鋼管、ステンレス鋼を合計したものを「鉄鋼」と総称し、各図表の(1)でその品目構造を、(2)で相手地域構造を示している。また、国および輸出と輸入でアイテムは多少異なるが、鉄鉱石（2601）、銑鉄（7201）、フェロアロイ（7202）、鉄スクラップ（7204）の輸出入状況も補足的に取り上げている。なお、図表8-10～図表8-15の輸出入相手地域のデータでは、重複を避けるため、APECの数字はNAFTAおよびロシアのそれを除いたものとなっている。

3国の輸出入の基礎的な構造を比較すると、まず、鉄鉱石・原料炭資源に恵まれ、一貫製鉄所を多く擁するロシアとウクライナとでは、共通点が多い。それに対し、本格的な鉄鋼メーカーとしては、電炉の製鋼圧延企業が1社あるのみのベラルーシは、かなり構造が異なる。また、ロシアとウクライナが海港を有し遠隔地への輸出に有利であるのに対し（上述のとおり、ロシアの製鉄所が港から距離的に遠いのはハンディキャップであるが）、内陸国のベラルーシは近隣諸国への輸出が主流になりやすいという違いも見逃せない。

図表8-10～図表8-15は、すべて金額ベースのデータであり、この間、鉄鋼価格は下落基調にあったので、いずれのグラフも右肩下がりとなっている。ロシアおよびベラルーシの場合には、輸出数量は概ね横這いであるのに対し、ウクライナは図表8-1に見るように生産そのものが落ち込んでいるので、3国の中でもひときわ輸出額の落ち込みが激しい。ドンバス紛争後は、占領地から鉄鋼が輸出されたとしても、ウクライナの統計には記録されないという要因もあるだろう。

ロシアは地理的に広大で、バルト海、黒海、太平洋のいずれへの出口も有するので、APEC向け、NAFTA向けを含め、鉄鋼輸出の販路が地理的に多様である（図表8-10(2)）。一方、ウクライナの鋼材輸出に関しては、EUが主力市場であるかのようなステレオタイプが語られることが多いものの、統計を紐解くと必ずしもそうではなく（図表8-12(2)）、むしろウクライナが自国の黒海港湾から輸出しやすい仕向け地が主流という傾向が読み取れる。筆者が過去10年間のウクライナの鉄鋼輸出先（金額ベース）を集計したところ、8割近くがウクライナと直接国境を接しているか、または黒海、地中海、インド洋のいずれかに面した国であった。ただし、トルコ・北アフリカ・中近東などは、まさに中国勢、ロシア勢が激しい販売競争を繰り広げている市場であり、ウクライナが今後そこで生き残るのは容易でない。ロシアの輸出先（図表8-10(2)）、ウクライナの輸出先（図表8-12(2)）、ベラルーシの輸出先（図表8-14(2)）を比べると、EU市場への依存度が最も高いのは実はベラルーシであり、内陸国で外洋への出口を持たない同国ゆえにEUおよびロシアという地続きの市場への供給にほぼ特化していることがうかがえる。それだけに、EUによるAD関税適用の動きには、強い困惑を示している⁴²⁸。

⁴²⁷ 商品分類とHSコードの対応関係は、米商務省のウェブサイト参照した。<http://www.trade.gov/steel/pdfs/product-definitions.pdf>

⁴²⁸ 「EUがベラルーシ冶金工場の鉄筋に反ダンピング関税」（2017年1月2日）。
<http://hattorimichitaka.blog.jp/archives/49189317.html>

品目の観点から、ロシアとウクライナに共通する際立った特徴は、付加価値の低い半製品（スラブ、ビレット、ブルーム）の輸出比率が高いことである。図表8-10(1)、図表8-12(1)は金額ベースだが、重量ベースで見れば半製品の比率はさらに高まる。日本の鉄鋼メーカーであれば海外進出した日系機械メーカー向けに鋼板を長期契約で供給するというパターンがあるが、ロシアの鉄鋼メーカーはそうした機械産業の国際的なサプライチェーンに組み込まれている度合いが弱いために、いきおい半製品輸出に依存することになる⁴²⁹。また、ロシア・ウクライナの鉄鋼メーカーは、一部は手放したものの、引き続き欧米に下工程の単圧子会社を有しているところもあり、そうした自社工場向けの半製品供給もある。ウクライナ産半製品の輸出先はEU、その他世界が主流であり（図表8-12(3)）、ロシアの場合にはそれにNAFTA、APECが加わる（図表8-10(3)）。それぞれの輸出先の圧延工場、母材として使用されることになる。ロシアは世界最大の、ウクライナもそれに次ぐ、鉄鋼半製品輸出国となっている⁴³⁰。一方、ロシアおよびウクライナの完成鋼材の輸出（図表8-10(4)～(7)、図表8-12(4)～(7)）では、EU向けの供給もあるものの、CIS域内市場が重要性を増す。

図表8-11、図表8-13に見るように、鉄鋼輸出大国のロシアとウクライナは、一定規模の輸入も行っている。輸入相手地域は、CIS域内に加え、EUおよびAPECが目立つ（APEC諸国の中では中国が圧倒的に多く、韓国、台湾などがそれに続く形）。もっとも、ロシアとウクライナの場合、半製品、鋼板、条鋼、鋼管に関しては出超である。しかし、図表には示されていないものの、鋼板の中でも高級品に位置付けられる亜鉛めっき鋼板等の被覆鋼板（7210、7212）では、両国とも大幅な入超を余儀なくされている。また、やはり付加価値の高いステンレス鋼は、ウクライナは輸出入が拮抗しているのに対し、ロシアは大幅な入超となっている。総じて言えば、ロシアとウクライナは、付加価値の低い製品を大量輸出するかたわら、付加価値の高い製品はEUやAPECからの輸入に依存する傾向があると言える。

ベラルーシの鉄鋼業は、一部のセグメントしか備えていないので、出超なのは半製品と条鋼だけであり、その他の鋼板・鋼管・ステンレス鋼などはすべて入超になっている。その際に、図表8-15に見るように、ベラルーシの場合はロシアからの輸入の比率が圧倒的に大きい（ウクライナが健在だった時期には同国からも）。ただし、これは決してネガティブな現象ではないだろう。機械産業をはじめとする製造業の発達したベラルーシでは、ロシアからの中間財の輸入が必須であり、鉄鋼はその代表的な品目だからである。むしろ他国製品による代替の可能性はあるものの、ロシア産の鉄鋼は安価であり、ベラルーシの製造業者にとって取引コストが低く、伝統的な取引関係もある。競合する生産を国内に持たないベラルーシにとって、ユーラシア統合のパートナーであるロシアから鉄鋼を安定的に調達できることは、肯定的な要因である⁴³¹。

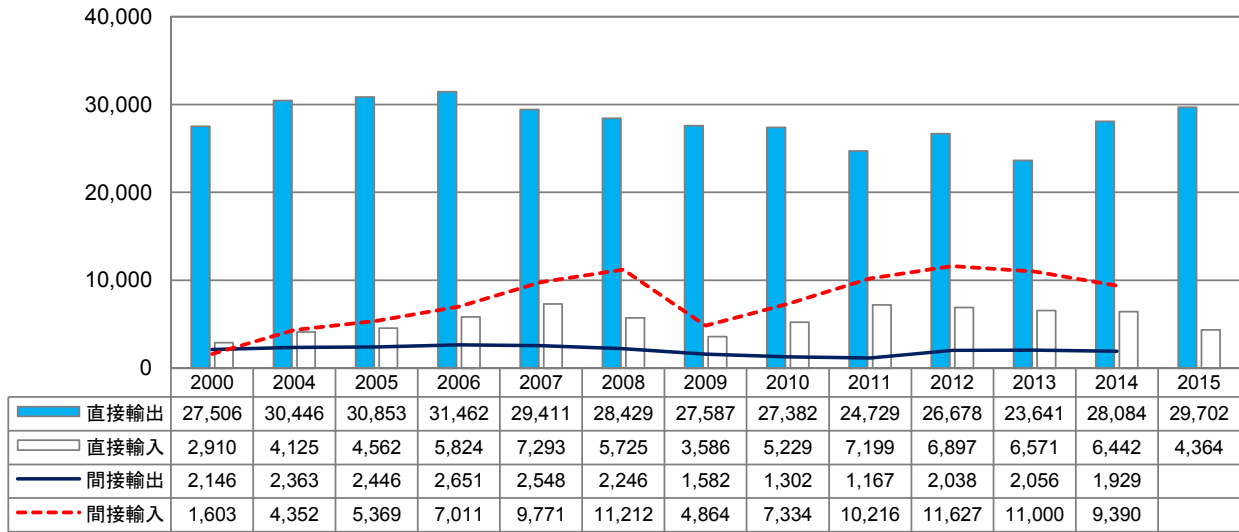
⁴²⁹ Спартка и др. (2015), 88.

⁴³⁰ World Steel Association (2016), 59-60.

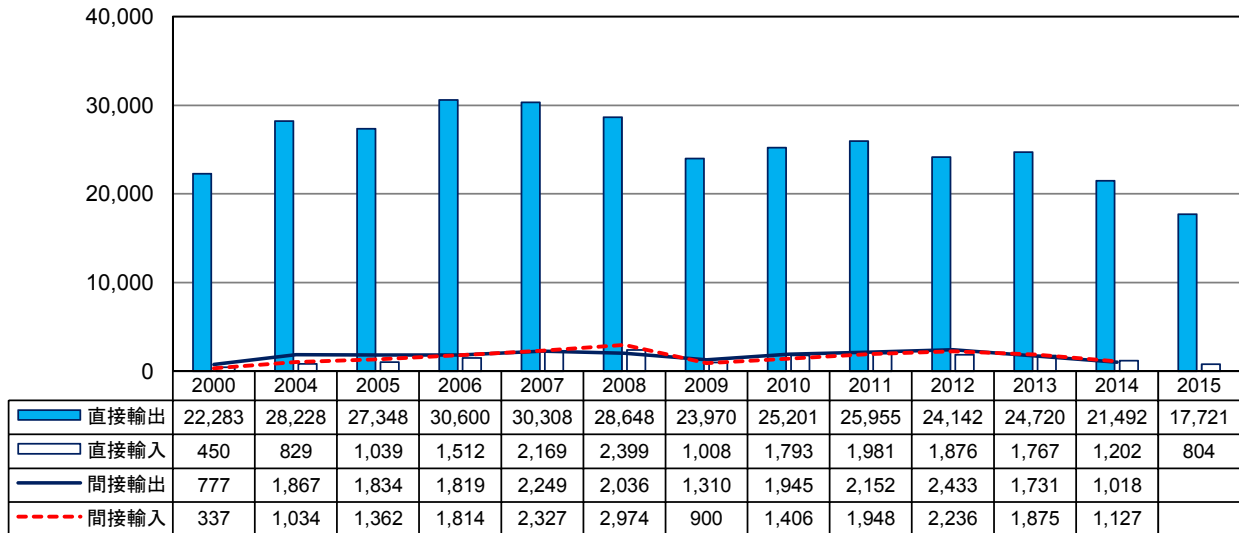
⁴³¹ このポイントに関しては、Юнитер (2015b), 4; ЕЭК (2015k) 22-23 に指摘がある。

図表8-16 3国による鉄鋼の直接および間接の輸出入(1,000t)

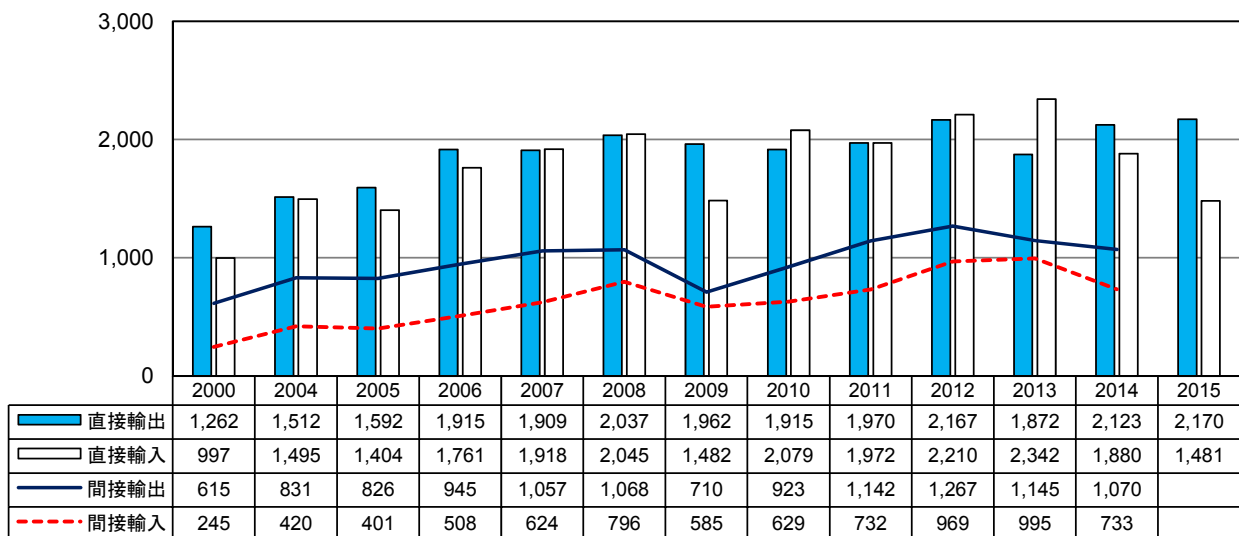
(1) ロシア



(2) ウクライナ



(3) ベラルーシ



(出所) World Steel Association (2016), 53, 56, 111, 113.

さて、ベラルーシにとってもう一つロシアからの輸入が死活的に重要なのが、鉄スクラップである。前述のとおり、ベラルーシの鉄鋼業は電炉による製鋼圧延メーカーのベラルーシ冶金工場ほぼ1社によって成り立っており、その原料である鉄スクラップの輸入相手国はほぼロシアに限られる（図表8-15(10)）⁴³²。スクラップは貴重な資源であり、ロシア、ウクライナ、カザフスタンなどCISの鉄鋼生産国はいずれも輸出関税を設定している⁴³³。2014年に採択されたロシア鉄鋼業発展戦略では鉄スクラップの輸出を大幅に削減していくことを見込んでいるし⁴³⁴、ロシアの関連業界にも国内でのスクラップ不足や高付加価値化の要請を理由にスクラップ輸出の禁止を求める動きがある⁴³⁵。その点、ロシアはユーラシア経済連合域内輸出には輸出関税を課さないことになっているので、ベラルーシはその恩恵に浴しており、万が一ロシアがスクラップの輸出を禁止する事態になっても、統合パートナーのベラルーシは例外扱いを期待できるだろう。

鉄鋼の間接貿易 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの鉄鋼の輸出入に加えて、「間接輸出」、「間接輸入」のデータも加えて図示したのが、図表8-16である（金額ベースの図表8-10～図表8-15と異なり、図表8-16は数量ベース）。間接輸出入とは、鉄が機械などに加工され、その機械が輸出入されることによって、結果的に材料の鉄も国境を越えて移動することを意味している。一般的に、素材の鉄のまま輸出するよりも、それをさらに機械等の製品に加工して輸出する方が、その国がより多くの付加価値を生み出していることになり、高度な産業構造を有していると思なすことができる。

日本のように製造業および産業連関が高度に発展した国では、鉄の直接輸出だけでなく、間接輸出も相当な規模に上る。それに対し、図表8-16の(1)、(2)に見るように、ロシア・ウクライナでは鉄の間接輸出はごくわずかであり、鉄を鉄のまま輸出するプリミティブな産業構造が見取れる。上述のとおり、両国は鉄鋼の直接輸出国としては世界の十傑に入っているが、間接輸出になると地位が下がり、2014年時点でロシアは27位、ウクライナは37位にすぎなかった⁴³⁶。逆に、図表8-16の(1)に見るとおり、ロシアではむしろ2000年代に入ってからの間接輸入の急増が目立ち、これは主に輸入乗用車ブームを反映したものだだろう。

そして、ここでもやはり異なる構造を示しているのが、ベラルーシである。図表8-16に見るように、ベラルーシの鉄鋼間接輸出量は、人口・経済規模がより大きなロシア・ウクライナのそれにほぼ比肩しており、最新の2014年にはウクライナよりも上の世界35位に位置している。鉄鋼自体の生産・輸出も手掛けながら、それを上回る規模で鉄を加工し（自国産だけでなく輸入した鉄鋼も材料として使用）、付加価値を付けて輸出しているのが、ベラルーシという国である。

図表8-16からは、2010～2012年にロシアよりもウクライナの鉄鋼間接輸出の方が大きかったことが確認できる。この現象は、ウクライナからロシアへの鉄道機関車・車両等（第86類）の輸出に起因するところが大きかったと、筆者は分析している⁴³⁷。ところが、両国関係の変質を受け、ウクライナからロシアへの第86類の輸出は、2012年の26億ドルから、2016年の1億ドルあまりへと激減している。これに伴い、ウクライナの鉄鋼間接輸出も、大幅な縮小を余儀なくされていると見られ、産業構造の高度化という課題とは逆行する動きが進行

⁴³² むろん、ベラルーシ国内で回収されるスクラップも利用されている。ベラルーシ冶金工場のA.サヴェノク社長によれば、ベラルーシ鉄鋼業で利用されているスクラップのうち、輸入が約55%、国内調達約45%の比率だという。<https://belsteel.com/press/novosti.php?id=1021> «БМЗ — управляющая компания холдинга «БМК», 12 декабря 2016.

⁴³³ 2015年8月4日付のロシア政府決定により、鉄スクラップに対するロシアの輸出関税率は7.5%（ただし1,000kg当たり7.5ユーロを下回らない）に設定されている。<http://government.ru/docs/19186/> Правительство РФ, 7 августа 2015.

⁴³⁴ Минпромторг РФ (2014).

⁴³⁵ <https://rg.ru/2016/11/07/rossijskie-metallurgi-poprosili-zapretit-eksport-chernogo-loma.html> Российская газета, 7 ноября 2016.

⁴³⁶ World Steel Association (2016), 111-112 にもとづく。

⁴³⁷ そのデータの裏付け、論拠は別のところで示した。<http://www.hattorimichitaka.com/noteru2015a.html#No.0965>

していることになる。

図表8-17 2015年にロシア政府が取りまとめた鉄鋼業の輸入代替に関する計画

| 製品分類コード | 品目名 | プロジェクト実施期間 | 2014年現在の輸入浸透度(%) | 2020年時点で許容される最大の輸入浸透度(%) |
|--|------------------------------------|------------|------------------|--------------------------|
| 24.10.63 | ステンレスの棒鋼・線材 | 2015～2019 | 33 | 18 |
| 24.10.73 | ステンレスの鋼板 | 2015～2020 | 86 | 49 |
| 24.20.1 | ステンレスの継ぎ目なし鋼管 | 2015～2019 | 100 | 10 |
| 24.20.56 | ステンレスの電縫鋼管 | 2015～2019 | 47 | 13 |
| 24.20.22 | ポリウレタンで絶縁した直径426～762mmのケーシングパイプ | 2015～2019 | 100 | 15 |
| 24.20.22 | 油井コンダクター用の直径508～914mmのケーシングパイプ | 2015～2019 | 100 | 10 |
| 24.20.22 | プレミアムなスレッドを有する石油ガス採掘用の鋼管 | 2015～2020 | 30 | 5 |
| 24.10.12.320 24.10.12.310 | マンガンおよびマンガン合金 | 2015～2019 | 35 | 25 |
| 24.10.12.320 24.10.12.310 24.10.12.141 | フェロマンガン フェロシリコンマンガン 電解金属マンガン | 2015～2019 | 35 | 25 |
| 23.20.12.110 23.20.12.190 23.20.14.110 23.20.14.190 | 高品質なペリクレーズにもとづいた耐火物の生産 | 2015～2019 | 53 | 29 |
| 08.99.29.110 | 天然黒鉛の耐火物 | 2015～2018 | 60 | 50 |
| 20.59.56.120 | セラミックス融剤 | 2015～2016 | 57 | 30 |
| 25.93.11.120 | 耐食線材 | 2015～2019 | 91 | 15 |
| 25.94 | ネジ類 | 2015～2019 | 46 | 14 |
| 24.10.51 24.10.52 | 被覆鋼材 | 2015～2020 | 30 | 21 |

(出所)2015年3月31日付ロシア連邦産業・商業省指令。

<http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/652.pdf>

ロシアの鉄鋼関連の輸入代替 第2章第3節で取り上げたように、ロシア産業・商業省は2015年3月に20本に上る産業部門別の輸入代替プランを採択しており、そのうち鉄鋼業の輸入代替に関する計画の内容は図表8-17に見るようなものであった。なお、この図表にある製品分類コードは「全ロシア経済活動種類別製品分類第2版(OKPD2)」にもとづくものであり、HSコードではない。

ロシアは基礎的な鋼材についてはすでに高い自給率を達成しているため、この輸入代替プランはかなりピンポイント的なものとなっている。まず、上述のとおり、ロシアは鋼板全般の輸出入については出超となっているものの、付加価値の高い亜鉛めっき鋼板などの被覆鋼材(24.10.51、24.10.52)は輸入に依存している部分が小さくないので、その依存度低下が打ち出されている。同様に、やはり付加価値の高いステンレス鋼(24.10.63、24.10.73、24.20.1、24.20.56)も、大幅な輸入依存度低下が目標に掲げられている。一方、マンガン系の合金

(24.10.12) は、従来ウクライナからの供給で賄っていた部分が小さくなかったので、その輸入を根絶するという含みがあると考えられる（既述のとおり、ユーラシア経済連合はウクライナ産のフェロシリコンマンガンにAD関税を導入している）。さらに、ケーシングパイプおよび石油ガス採掘用の鋼管（24.20.22）は、第2章第3節で論じたとおり、欧米の経済制裁により石油ガス開発関連機器・資材の輸入代替が急務となっているので、その課題に対応しようとするものであると推察される。

第4節 鉄鋼業の小括

中国の鉄鋼業が肥大化し、同国が世界の鉄鋼生産および消費の約半分を占める時代となり、世界的に商品の過剰、価格の低迷、低い設備稼働率が鉄鋼業の基調をなしている。そうした中で、3国鉄鋼業のそれぞれの経済にとっての位置付けを考えると、ベラルーシではニッチ的ながらも成長産業、ロシアでは成熟産業、ウクライナでは衰退産業と言えるのではないかと推察される。

むろん、鉄鉱石・石炭が採掘されていないベラルーシでは、高炉による銑鉄の生産は行われておらず、鉄鋼業の有力企業はベラルーシ冶金工場1社に限られ、限定的な規模と種類の製鋼・圧延生産が行われているにすぎない。それでも、政府の後押しも受けながら積極的に設備を導入し、輸出先の景気変動等に伴う多少の波はあるものの、近隣のロシアおよびEU市場で一定のニッチを獲得してきた。

一方、自前の鉄鉱石・石炭資源を武器に、世界的な鉄鋼輸出国となってきたロシアは、ここ数年は中国に押されて輸出が伸びず、生産は頭打ちになっている。ロシア政府および業界もその現実を直視し、今後は輸出増ではなく内需拡大、輸入代替、生産の高度化に重点を置こうとしている。欧米およびウクライナとの対立関係が輸入代替を加速させ、ロシア鉄鋼業が量から質へと転換していくことになるのか、その行方が注目される。

同じく鉄鉱石・石炭資源に加えて、「港に近い」という利点も有していたウクライナの鉄鋼業は、長年にわたり工場の近代化を怠ってきた結果、世界の技術進歩から完全に取り残された。2008年のリーマンショック後は衰退傾向が顕著となり、一時はウクライナの製鉄所の買収に動いていたロシア資本も、次第に距離を置くようになった。ドンバス紛争後は、戦闘による工場やインフラの物理的破壊に加え、ウクライナ本土とドンバス占領地の鉄道輸送の遮断、分離主義勢力による在ドンバス企業の経営権剥奪と続き、ウクライナ鉄鋼業の衰退に拍車がかかっている。

そうした渦中で結ばれたウクライナとEUの連合協定／DCFTAが、ウクライナの鉄鋼業に及ぼす影響は、一様でない。EUの鉄鋼の輸入関税率は元々大部分がゼロなので、DCFTAによって関税障壁が従来よりも低くなることはない。ただ、現実にはEUの障壁でより影響が大きいのはAD関税であり、EUはその運用において明らかにウクライナに温情的な対応をとるようになったので、EUの戦略的パートナーになった意味はそれなりにあったと言える（ただし、その代償としてウクライナはロシアに関税を導入され、ロシア主導のユーラシア経済連合によって一連の鉄鋼関連品目にAD関税を適用されている）。他方で連合協定によりウクライナは環境スタンダードをEUに合わせることを迫られ、ウクライナの鉄鋼メーカーは環境対策コストを負うことになる。ウクライナ鉄鋼メーカーがその試練を乗り越えられなかった場合、同国はEUにとっての鉄鉱石供給基地に変容するかもしれない。

ベラルーシの場合には鉄鋼業は一部のセグメントしか備えておらず、ユーラシア統合によってロシアから安価かつ安定的に鋼材を調達することは、ベラルーシが得意とする機械産業等の製造業のための中間財を確保するという意味で、欠くことのできない取引である。鉄鋼の間接輸出のデータも、製造業立国としてのベラルー

シの姿を浮き彫りとしていた。他方、別の意味でロシアとの取引が死活的なのが、電炉で原料になる鉄スクラップの輸入であり、もしも今後このスクラップ輸入の条件が悪化したり、数量が制限されるようなことがあれば、ベラルーシ冶金工場の経営に重大な影響が及ぶことになる。その場合には、ベラルーシが自国の鉄鉱石資源の開発に着手する可能性も考えられ、仮にそのシナリオが現実のものとなれば、ベラルーシ鉄鋼業は大きく変貌することになる。

図表8-18 「第8章 鉄鋼業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|--|---|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 3.6% | 33.2% | 26.4% |
| | ウクライナ | 22.6% | 20.0% | 28.8% |
| | ベラルーシ | 3.0% | 35.7% | 40.0% |
| 輸入障壁 | EU | 鉄鋼(第72類)の関税率は概ね0%、鉄鋼製品(第73類)では0~3%程度。ただし、AD関税を多用。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 大部分の種類鉄鋼(第72類)の関税率は5.0%。鉄鋼製品(第73類)は概ね10.0%前後。 ウクライナ政変後、同国に報復的なAD関税を適用。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | ロシア、ウクライナはEU圏に圧延子会社を保有し、半製品輸出には子会社向けの供給も含まれる。ウクライナはEUとの連合協定に伴い環境対策義務を負う。ベラルーシは電炉で原料となる鉄スクラップをロシアに依存。 | | | |

(注)この場合の「当該品目」は、半製品、鋼板、条鋼、鋼管、ステンレス鋼に限り、HSコードとの対応関係は本文参照。これに銑鉄(7201)、フェロアロイ(7202)、直接還元鉄(7203)、鉄スクラップ(7204)、さらに多様な鉄鋼製品を加え、鉄鋼(第72類)および鉄鋼製品(第73類)全体を対象とすると、各国商品輸出総額に占める比率は、ロシア4.9%、ウクライナ26.4%、ベラルーシ4.7%に高まる。

第9章 自動車産業⁴³⁸

第1節 輸入障壁

まず、自動車に対するユーラシア経済連合と欧州連合（EU）の輸入障壁を確認しておく。

ユーラシア経済連合の共通関税率は、基本的にロシアの関税率に合わせて設定されている。そして、ロシアは2012年8月に世界貿易機関（WTO）に加盟しているため、ロシアのWTO加盟条件がそのままユーラシア経済連合の関税率になっている。加盟後の自動車（乗用車、商用車）の関税削減スケジュールの概略をまとめたのが、図表9-1である。新車の乗用車に関しては、2008年のリーマンショック後に国内産業保護のため関税率が25%から30%に引き上げられていた経緯があったが、WTO加盟に伴い元の25.0%に戻る事となった。そして、しばらく据え置かれたあと、段階的に削減され、2019年以降15.0%で固定されるという予定になっている。

乗用車と比べて、商用車、特に大型トラックの関税削減は、よりラディカルなものとなっている。ユーラシア統合の枠内でロシアにトラックを無関税で輸出しているベラルーシにとっては、ユーラシア市場の域外関税障壁が高いほど有利なわけだが、ロシアのWTO加盟によってその条件が失われつつあることを、以下本章で論じることになる。

一方、EUの乗用車輸入関税率は概ね、最恵国待遇が10.0%、一般特惠関税（GSP）が6.5%（センシティブな品目との位置付けなので3.5%ポイントの関税優遇）となっている。一方、商用車に対しては、種類によって10.0%または22.0%の関税率が設定されており（GSPでは3.5%ポイント優遇）、商用車の方が高関税の傾向が見取れる。ただし、厳しい排ガス規制（現行のそれはユーロ6）をクリアしなければ、自動車をEU市場に輸出できないため、それが非関税障壁として機能しており、特にCIS圏の後進的な地場自動車メーカーにとっては超えがたい壁となっている。

図表9-1 WTO加盟に伴うロシアの自動車関税スケジュール

| 種類 | | 2011 (WTO加盟前) | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 以降 |
|---------------|----------|--------------------|------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 乗用車 | 新車 | 30.0% | 25.0% | | | | 22.5% | 20.0% | 17.5% | 15.0% |
| | 5年未満の中古車 | 35.0% | 25.0% | | | | | | 22.5% | 20.0% |
| | 5～7年の中古車 | 35.0% | 25.0% | | | | | | 22.5% | 20.0% |
| | 7年以上の中古車 | 1cc当たり2.5～5.8ユーロ | 1cc当たり1.4～3.2ユーロ | | | | | | | |
| 5～20tの 商用車 | 新車 | 25.0% | 15.0% | | | | | | | |
| | 5年未満の中古車 | 30.0%+1cc当たり2.2ユーロ | 10.0% | | | | | | | |
| | 5～7年の中古車 | 1cc当たり4.4ユーロ | 10.0% | | | | | | | |
| | 7年以上の中古車 | 1cc当たり4.5ユーロ | 1cc当たり1.0ユーロ | | | | | | | |
| 20t以上の 商用車 | 新車 | 25.0% | 10.0% | | | 5.0% | | | | |
| | 5年未満の中古車 | 30.0%+1cc当たり2.2ユーロ | 15.0% | | | 10.0% | | | | |
| | 5～7年の中古車 | 1cc当たり4.4ユーロ | 15.0% | | | 10.0% | | | | |
| | 7年以上の中古車 | 1cc当たり4.5ユーロ | 1cc当たり1.0ユーロ | | | | | | | |

(出所)Ernst & Young (2013) にもとづき作成。

⁴³⁸ 本章の第2節は服部 (2016h; 2017b) をベースに、第3節は服部 (2016h) をベースに、第4節は服部 (2016i) をベースに、加筆・修正して構成している

第2節 ユーラシア統合を機に輸出に転じるロシアの自動車産業

第2章で論じたとおり、2000年代の後半から2010年代の前半にかけて、ロシアで経済近代化が焦点となり、経済の多角化・高度化・イノベーション化に向けた様々な経済政策ツールが打ち出されたものの、全般的にその成果は捗々しくなかった。ただ、その間にロシアでは工業団地の造成ブームが起き、これが折からの外資メーカーの進出ラッシュと重なり、自動車、建設機械、タイヤ、家電などの外資系工場の建設が進展した。こうしたことから、外資系企業による現地生産が質・量ともにどれだけ広がりを見せるかが、ロシアの経済近代化の成否を実質的に握る状況となったわけである。

その際に、ロシアの政権当局が産業政策の要に据えていたのが、自動車産業だった。2012年12月27日採択の国家プログラム「鉱工業の発展とその競争力向上」と、そのサブプログラム1「自動車産業」でも、自動車産業はロシア経済のイノベーション的発展の国内的源泉を形成するものであると位置付けられている⁴³⁹。

ここで第2章の論点を改めて想起すれば、2012年に新たな政権をスタートするに当たって、V.プーチン氏は次のような立場を示していた。すなわち、ロシアの近代化のためには経済イノベーション化や新たな工業化が必要で、そのためには外資を含む民間の投資を拡大しなければならない。翻って、投資拡大のためにはロシアの投資環境・魅力を向上させる必要があり、ユーラシア統合による市場の拡大はそうした投資環境・魅力向上に向けた取り組みの一環である、というものであった。

その観点からすると、産業政策の要に位置付けられ、外資系メーカーの進出も進みつつある自動車産業は、重要な試金石となろう。もし仮に、自動車メーカーがユーラシア統合による市場拡大の恩恵を享受できたり、さらにはそれを期待して投資を拡大するようなことがあれば、確かにユーラシア統合がロシアの経済近代化を促す方向で機能しているという評価が可能になるだろう。では、現実にはどのような動きが生じているのだろうか。本節ではその観点からロシアの乗用車生産と輸出の動向を整理する。

さて、ロシアではソ連崩壊後、独自の乗用車生産は斜陽化した。2000年代に入り、ロシア国民の購買力向上に伴い、外国ブランド乗用車のブームが到来すると、品質等で劣るロシアの地場メーカーは一層市場を掘り崩された。外国メーカーは急拡大するロシア市場への進出を急ぎ、2002年にフォードがロシアでの自社工場を稼働させ、2005年にはルノーも合弁工場での生産を開始、2000年代の後半になると日系のトヨタ、日産、韓国のヒュンダイなどのアジア勢もロシアでの現地生産に乗り出した。その一方で、地場メーカーの生き残り組であるAvtoVAZは、2012年にルノー＝日産アライアンスの傘下に入り、独自のブランドであるラーダ車に加えて、ルノーおよび日産ブランド車の生産も請け負うようになった⁴⁴⁰。

ここで確認しておくべきは、2000年代まではロシアから外国への乗用車輸出は、AvtoVAZ社のラーダなどのロシア地場ブランドに限られていたという点である。ロシアでの現地生産に乗り出した外国自動車メーカーは、ロシア国内市場への供給に特化していた。当時は右肩上がりで拡大していたロシア国内市場の需要を満たすことこそ外資にとっての優先課題であり、またロシアでの生産コスト高ゆえに外国に輸出するビジネスは成り立たないというのが常識だった⁴⁴¹。当時、外国に輸出されていたロシア製の外国ブランド車は、GM-AvtoVAZ（米系のGMとロシアのAvtoVAZの合弁）のChevrolet Nivaのみだった。

⁴³⁹ ROTOBO (2013), 174-186.

⁴⁴⁰ 以上、ロシア自動車産業への外資の進出状況については、「ロシア自動車産業への外資進出状況」（2016年10月7日）。<http://hatorimichitaka.blog.jp/archives/48600609.html>

⁴⁴¹ 今井 (2011), 26-29 も、外国企業のロシア市場への参入動機を、「ソーシング」（外国への輸出のための供給基地）、「マーケティング」（ロシア市場での販売）、「国内生産・マーケティング」、「リサーチ」と分類した上で、ロシアはエネルギー・資源のソーシング国ではあっても、製造業のソーシング国（輸出加工基地）とは位置付けられない旨解説していた。

しかし、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンによるユーラシア関税同盟が発足したことで、状況が変わる。2011年半ばまでは、ベラルーシとカザフスタンの市場の9割以上が輸入中古車に席卷されており、外国自動車メーカーは両国の市場にあまり関心を寄せなかった。それが、関税同盟の発足に伴い、両国の自動車輸入関税率はロシアの水準に合わせて引き上げられ、中古車市場の縮小と新車販売ブームがもたらされた。その結果、外国メーカーもベラルーシ・カザフスタン市場重視の姿勢に転じ、関税なしで輸出できるロシア工場の製品がその一翼を担うようになった。2014年の時点でロシアから輸出される乗用車の約半分が外国ブランド車（残りの約半分がラーダ）という状況になった⁴⁴²。

図表9-2に見るように、2012～2014年にロシアの乗用車輸出を牽引していたのは、間違いなくユーラシア関税同盟の市場だった。こうして、AvtoVAZ等のロシア地場メーカーであると、現地生産に乗り出した外資系メーカーであるとかかわりなく、ユーラシア統合は在ロシア・メーカーに一定の市場拡大効果を及ぼした。

なお、ロシアにとって、ユーラシア経済連合に加盟していないCIS諸国で、自動車の輸出相手国として重要なのは、市場規模や購買力などの点から、ウクライナとアゼルバイジャンにほぼ限られる。このうち、ウクライナはCIS自由貿易協定の加盟国なので、ロシアはウクライナに無関税で自動車を輸出できた。しかし、後述のとおり、中古車の輸入障壁が低いウクライナでは、ここ数年の景気の悪化に伴って、乗用車販売市場が輸入中古車に席卷される度合いが年々強まっている。2014年からはロシアとウクライナの政治対立も重なり、図9-2に見るように、ロシアから「その他CIS」向けの乗用車輸出は急減していった。こうした観点から見ても、ロシアがカザフスタンおよびベラルーシと、自由貿易圏からさらに進んで、域外向けの関税率を共通化する関税同盟を結成したことは、それによって輸入中古車の流入に歯止めをかけたという意味で、ロシアで生産を行っている自動車メーカーのメリットとなったことが見て取れる。

このように、ユーラシア統合の恩恵を受ける形で、ロシアからユーラシア市場への乗用車輸出が急増したものの、2014年頃まではまだ、ロシアでの生産は諸外国に比べコスト競争力がなく、CIS域外への輸出は非現実的と考えられていた⁴⁴³。しかし、2014年暮れにロシア通貨ルーブルが暴落し、2015年以降もルーブル安傾向が定着したことで、状況が一変した。つい数年前までロシアでの自動車組立生産のコストは、欧州のそれよりも5%高く、中国や韓国のそれよりも15～20%高いと言われていたが、ルーブル安で形勢がすっかり逆転した⁴⁴⁴。他方、この間の経済危機でロシア国内市場は完全に冷え込み、ロシアの自動車産業が獲得したばかりのカザフスタンやベラルーシの市場もロシアと連動して落ち込んだ。こうしたことからロシアの各工場は2015年以降、CIS域外の新市場を開拓することを迫られた。多くの自動車メーカーが利用しているロシアの工業アセンブリ措置では、一定の生産台数と現地調達比率を達成することが税制優遇を受ける条件とされているので、その意味でも新たな輸出市場を開拓して工場の稼働率を上げることが急務となった⁴⁴⁵。

しかも、2016年にはロシアの工場からカザフスタンおよびベラルーシの市場に供給する際の税制が不利な方向に変わり、CIS域外市場開拓の必要性は一層高まった。具体的に言えば、カザフスタンがWTOに加盟したことに伴い、同国が乗用車に課す輸入関税率は、従来はユーラシア経済連合の共通関税率（図表9-1参照）だったものが、2016年1月からはカザフスタン独自の19%へと引き下げられた。むろんロシア生産車に対する関税率は無税であるが、相対的に優位性が薄れた。さらに、この税率をそのまま適用するとカザフスタン国内の自動車産業に打撃が及ぶため、カザフスタン政府は輸入車の新規登録手数料の引き上げとリサイクル税の導入

⁴⁴² Чупров (2015).

⁴⁴³ Чупров (2015).

⁴⁴⁴ Сделано в России (2015).

⁴⁴⁵ Кудияров (2015). なお、2005年に導入された旧工業アセンブリ措置では、年産2万5,000台、現地調達率30%が、2011年に導入された新工業アセンブリ措置では年産30万台、現地調達率60%が求められている。坂口 (2012a).

を決定し、ロシアから輸入される車もその対象になった。一方、2014年3月からリサイクル税を導入していたベラルーシでは、2016年2月にその税率が引き上げられた⁴⁴⁶。

改めて図9-2で過去数年の乗用車輸出動向を跡付けると、2014年までは、乗用車輸出はほぼ全面的にCIS市場向けであり、中でもユーラシア関税同盟諸国向けは2014年まで急激な拡大が続いた。CIS域外向けの輸出は、2014年まではほとんど無視していいレベルだった。ところが、ウクライナ危機を背景に、油価下落や現地通貨安などが重なり、2015年にはユーラシア経済連合の乗用車販売市場が急激に収縮した。それに代わって、従来ほとんど実績がなかったEUやその他世界向けの輸出増が目立つようになった。むしろ、CIS域外への乗用車輸出はまだ主力と呼べるほどではないが、2016年には輸出全体の34.1%を占めるに至っている。一方、図9-3に見る貨物自動車も、CIS圏中心の輸出相手地域構造は、乗用車と概ね似通っている。ただし、貨物自動車の場合は、以前から「その他世界」（主に第三世界）への輸出実績があった（相手国によっては輸出単価が異常に高い例もあり、軍用車両が含まれている可能性がある）。

ただし、図表9-4に示した企業別の動きからも総じて言えるのは、AvtoVAZに代表されるロシア地場メーカーも、ロシアに進出した外資系メーカーも、まずユーラシア経済連合を中心としたCIS市場を足掛かりに、輸出に乗り出しているということである。同市場は、関税障壁の低さ、地理的な近さ、消費者の嗜好の類似性、規格や技術規制の共通性などから、開拓の難易度が低い。そのような後背市場が控えていることは、企業にとってのインセンティブになるし、生産を維持し現地調達比率の向上などの課題に取り組む上でもプラスである。

ただし、自動車産業の事例から、ユーラシア経済連合の限界もまた浮き彫りとなる。統合パートナーであるカザフスタンやベラルーシは決して大市場ではなく、ロシアで景気が後退する局面には両国市場も連動して落ち込むという弊害がある。また、第2章で論じたように、ユーラシア経済連合の市場統合には例外措置や後退現象が見られるが、自動車の分野でも上述のとおり統合に逆行する動きが部分的に生じている。

こうしたことから、ユーラシア経済連合およびその他のCIS諸国への輸出だけに留まっていたら市場拡大効果は限定的であり、自動車メーカーがより本格的な生産規模を確保するためには、販路をさらにCISの域外まで広げることが不可避となろう。とはいえ、元々はロシア国内市場に特化していたメーカーが、輸出にも乗り出していく際に、ユーラシア経済連合が帯びている媒介的な役割には、決して無視できないものがあると考えられる。

ユーラシア経済連合は、ロシアからの輸出にとって副次的な効果も及ぼし始めている。たとえば、AvtoVAZではカザフスタンを経由地として活用することで、その他の中央アジア諸国やコーカサス諸国への輸出を拡大しようとしている⁴⁴⁷。また、2016年に入ってルノーがロシア工場からベトナムへの出荷を開始したのは、ユーラシア経済連合とベトナムとの自由貿易圏（FTA）合意を受けたものであり、同社ではベトナムを足掛かりにその他のアジア市場も開拓していきたいとしている⁴⁴⁸。

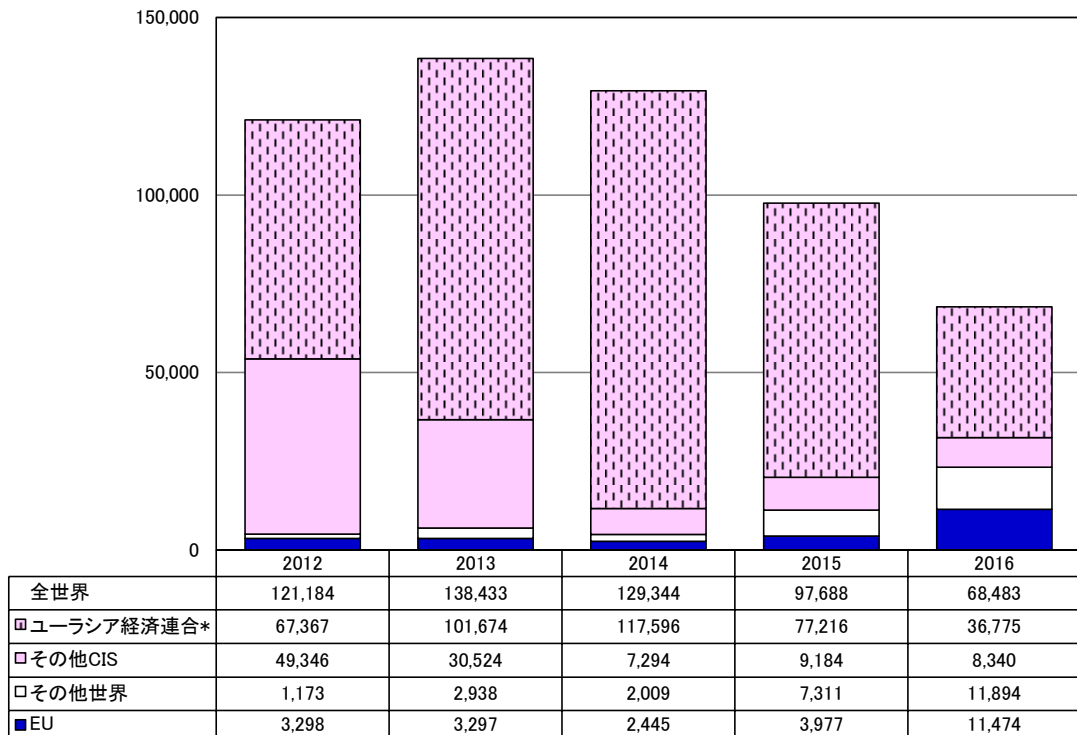
他方、ロシアの乗用車および貨物自動車の相手地域別輸入動向を示すと、図表9-4、9-5のようになる。ロシアは主に、EUおよび「その他世界」（日・韓・中をはじめとするアジア諸国が中心）から自動車を輸入しており、ユーラシア経済連合およびその他のCIS諸国のシェアは微々たるものである。しかし、CIS諸国の側にとっては、ロシア市場が死活的というパターンがあり、次節以降でその問題を検討する。

⁴⁴⁶ Демидов (2016); 坂口 (2016c).

⁴⁴⁷ <https://www.autostat.ru/news/26696/> Автостат, 19 июля, 2016.

⁴⁴⁸ Распопова (2016).

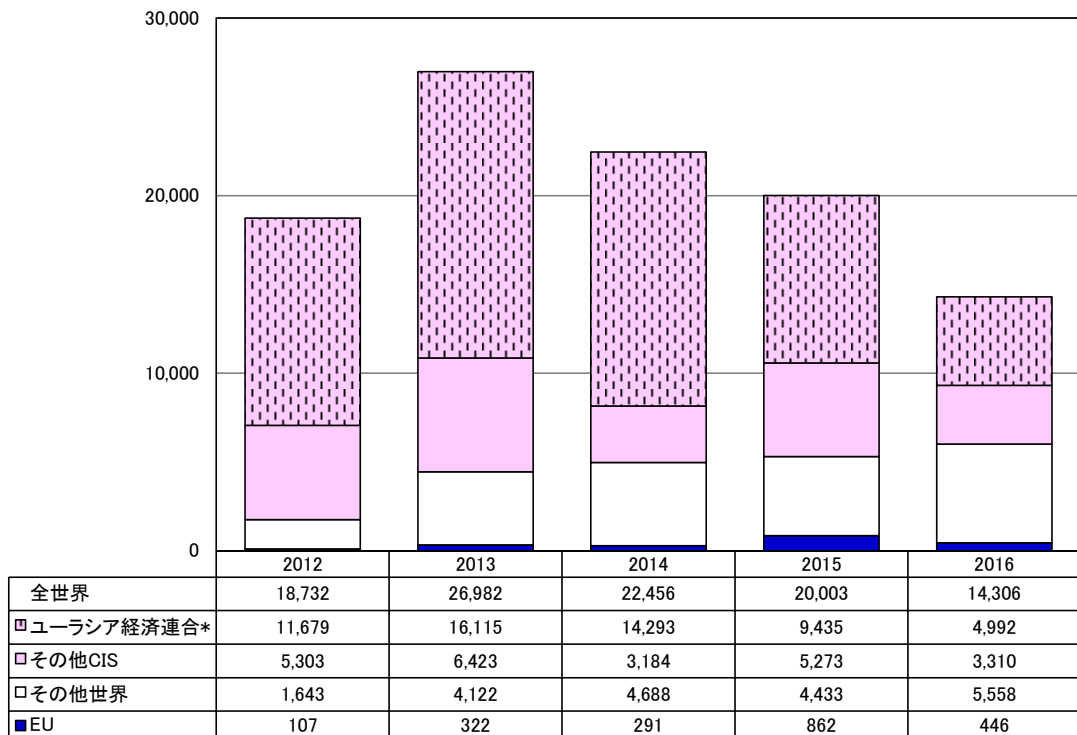
図表9-2 ロシアの乗用車(8703)の輸出相手地域(台)



(注) * ユーラシア経済連合が成立したのは2015年だが、ここでは便宜的にベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアとの取引量の合計を過去にも遡って示している。以下、図表9-5まで同様。

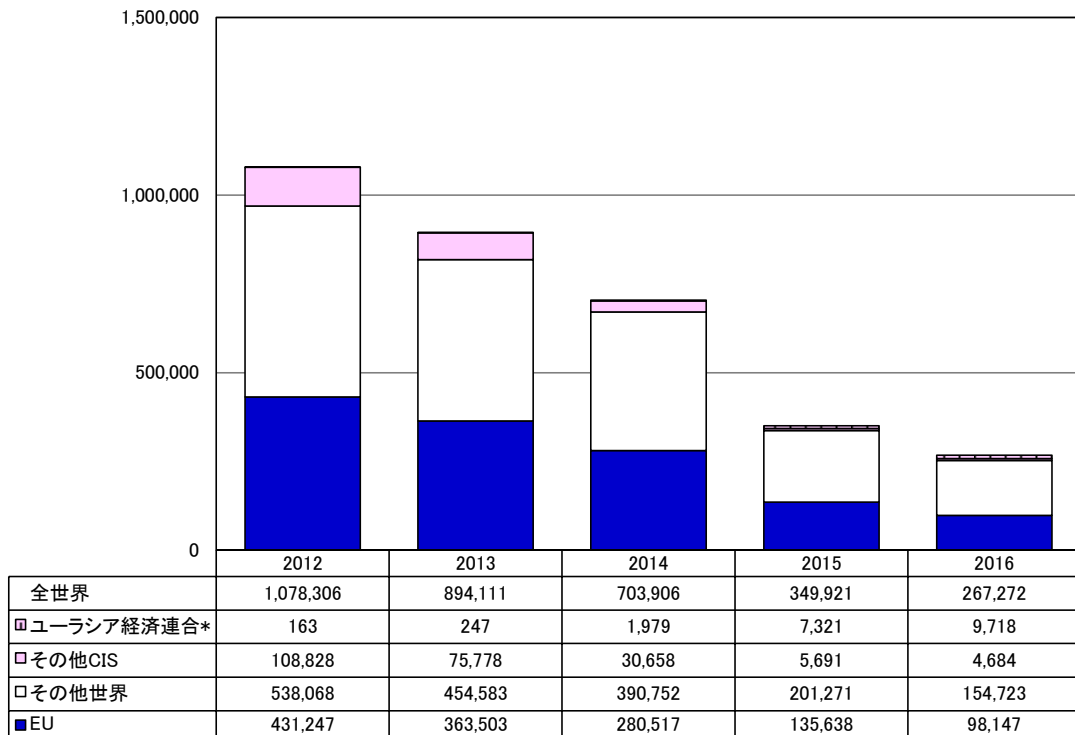
(出所)ロシア関税局。

図表9-3 ロシアの貨物自動車(8704)の輸出相手地域(台)



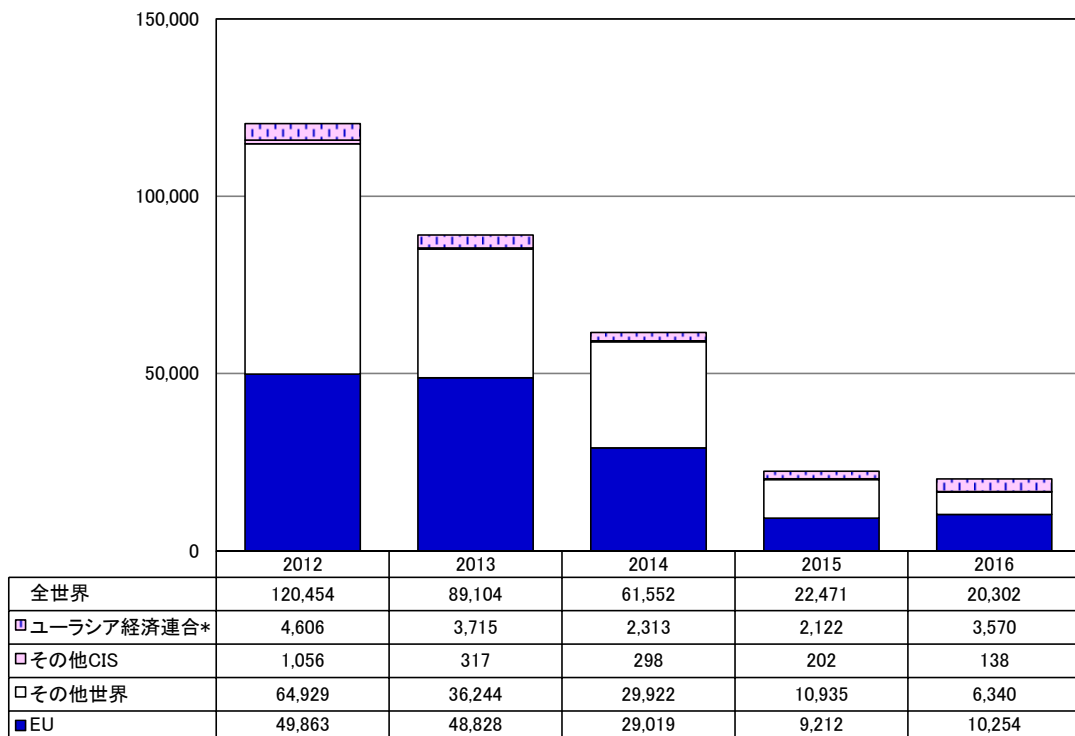
(出所)ロシア関税局。

図表9-4 ロシアの乗用車(8703)の輸入相手地域(台)



(出所)ロシア関税局。

図表9-5 ロシアの貨物自動車(8704)の輸入相手地域(台)



(出所)ロシア関税局。

図表9-6 ロシアの自動車工場からの輸出の動向

| メーカー／ブランド | 輸出モデル | 主な輸出相手国 | 概況 | 備考 |
|------------------|---|---|---|-----------------|
| KamAZ | | カザフスタン等のCIS諸国、ベトナム、キューバ、インド | 2015年の輸出台数は5,800台（CIS4,200台、CIS外1,600台）。2014年現在で18%の輸出比率を、2020年までに20～30%にまで高める意向。幹部は「1ドル＝36ルーブル以上のルーブル安になると輸出が黒字になる」と発言。主要市場では現地での組立生産も。 | ロシア トラック・商用車 |
| Ural | | CIS諸国、エジプト | 2015年の輸出台数は2,300台で、輸出比率は高いとされる。CIS域外の輸出は大部分がエジプト。 | |
| GAZ | GAZelle Next GAZelle Business Sadko | CIS諸国、旧ユーゴスラビア諸国、バルト3国、キューバ、南米 | ロシア工場から輸出するだけでなく、トルコにある合弁工場からも欧州仕様車を輸出している。 | |
| UAZ | Patriot Hunter | カザフスタン、ベラルーシ、アルメニアなどCIS諸国、中国、イランなど中近東、ハンガリー、シリア、キューバ、エジプト | 20カ国以上にオフロード車を輸出。2015年の輸出は4,500台で、生産に占める比率は9%だった。ウクライナ向け輸出はほぼ断絶。 | ロシア 地場資本系 |
| AvtoVAZ (ラーダ) | Granta Kalina 4x4 | カザフスタンおよびアゼルバイジャンなどCIS諸国、中南米、チュニジア、エジプトなど中近東、ドイツ、ハンガリー | 年間3万台程度を30カ国以上に輸出しているが（2015年は28,461台だった）、8割はカザフスタン向け。エジプト向け輸出を増強し、2016年6,000台、将来的には1万台を目指す。すでにドイツではGranta、Kalina、4x4のオフロードモデルが販売されているが、現在Lada VestaをEUの認証に合致するよう仕様変更の作業中。EUではルノー＝日産のルートで販売。2015年現在9.5%のLadaの輸出比率を20%に高めることが目指されている。 | |
| ルノー | Kaptur Duster Logan Sandero Stepway | カザフスタン、ベラルーシ、ベトナム | 現在生産に占める輸出向けの比率は12%。Dusterはモスクワ工場から、Logan、Sandero Stepwayはトリヤッチ工場から。カザフスタン、ベラルーシ向けには2010年から供給している。ユーラシア経済連合とベトナムのFTA合意を受け、2016年2月にベトナム向け開始。2016年8月にキルギス向け開始。本年中にKapturもユーラシア市場向けに輸出。 | |
| ダットサン | on-Do mi-Do | カザフスタン、ベラルーシ、レバノン | トリヤッチ工場の製品を輸出。レバノン向けは当初インド製を予定していたが、ハンドル変更の必要がないなど、ロシア製の方が現地に向くと判断。 | 日系 ブランド |
| 日産 | X-Trail Pathfinder Qashqai Almera Sentra Tiida | ベラルーシ、カザフスタン | 生産の一部をベラルーシとカザフスタンに供給している。中東欧などに販路を拡大する意向とされる。また、2016年9月からバンパーを欧州に輸出（従来日本から供給していたものをロシア製に切り替え）。 | |

(続く)

(続き)

| メーカー／ブランド | 輸出モデル | 主な輸出相手国 | 概況 | 備考 |
|-------------|---|---|---|---|
| トヨタ | Camry | カザフスタン、ベラルーシ | 2015年は年産3.3万台のうち7%程度を輸出。2016年上半期は生産1.6万台のうち1,539台をカザフスタンへ、125台をベラルーシへ輸出。8月に生産開始するRAV4もその両国に輸出の予定。 | 日 系 ブ ラ ン ド I P R S U M A |
| 三菱 | | | カザフスタン、ベラルーシへの輸出を計画。 | |
| プジョー | Peugeot 408 | ベラルーシ、カザフスタン | 2014年には650台を輸出、ウクライナ市場を喪失したことで同年の輸出は縮小。 | |
| シトロエン | Citroen C4 | ベラルーシ、モルドバ | 今後はコンポーネントの輸出も視野。 | |
| フォルクスワーゲン | Polo | カザフスタン、ベラルーシ、メキシコ | カルーガ工場からPolo車を年間1万台程度輸出している。従来はインドから供給を受けていたメキシコでも、最近ロシア・カルーガ工場からの供給に切り替わった(現地ではVentoと呼ばれている)。 | |
| フォード | Fiesta Focus Mondeo Kuga EcoSport | カザフスタン、ベラルーシ | カザフスタン向けは2014年から輸出開始し、2015年は約400台。以前は欧州工場からだったベラルーシ向けも2016年夏にロシアから輸出開始し、年末までに500台を目指す。ロシアのフォードのサプライヤーから欧州工場にコンポーネントを輸出する動きも。 | |
| ヒュンダイ 起亜 | Hyundai Solaris Kia Rio | カザフスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャンなどCIS諸国、ベトナム、エジプト、チュニジア、レバノン | 外資系としては先駆的に輸出に取り組んでおり、輸出比率は10～11%。CIS諸国向けには2011年5月から、CIS域外には2015年8月から輸出開始。2015年には1.8万台を輸出。しかし、輸出の7割強を占めるカザフスタン市場の低迷で2015年は輸出減、2016年も大幅減が見込まれる。2016年8月に生産開始したクロスオーバーSUVのCretaも輸出の方向。かつて最大の輸出先だったウクライナ向け供給は一時期途切れていたが、2016年8月に再開。 | |
| GM-AvtoVAZ | Chevrolet Niva | カザフスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャン | 2014年には生産の8.8%に相当する約4,000台を輸出、内訳はカザフスタン78%、ベラルーシ11%、アゼルバイジャン6%だった。しかし2015年には2,400台に縮小。かつての最大市場ウクライナも失った。 | |
| ランドローバー | Range Rover Ranger Rover Sport | ユーラシア経済連合諸国に加え、中国、ドイツ、米国、フィンランド | 2015年の輸出台数は1,720台(ユーラシア経済連合諸国向けを除く)で前年から15倍増。 | |

(出所)Ананьев (2016) 等にもとづいて筆者作成。

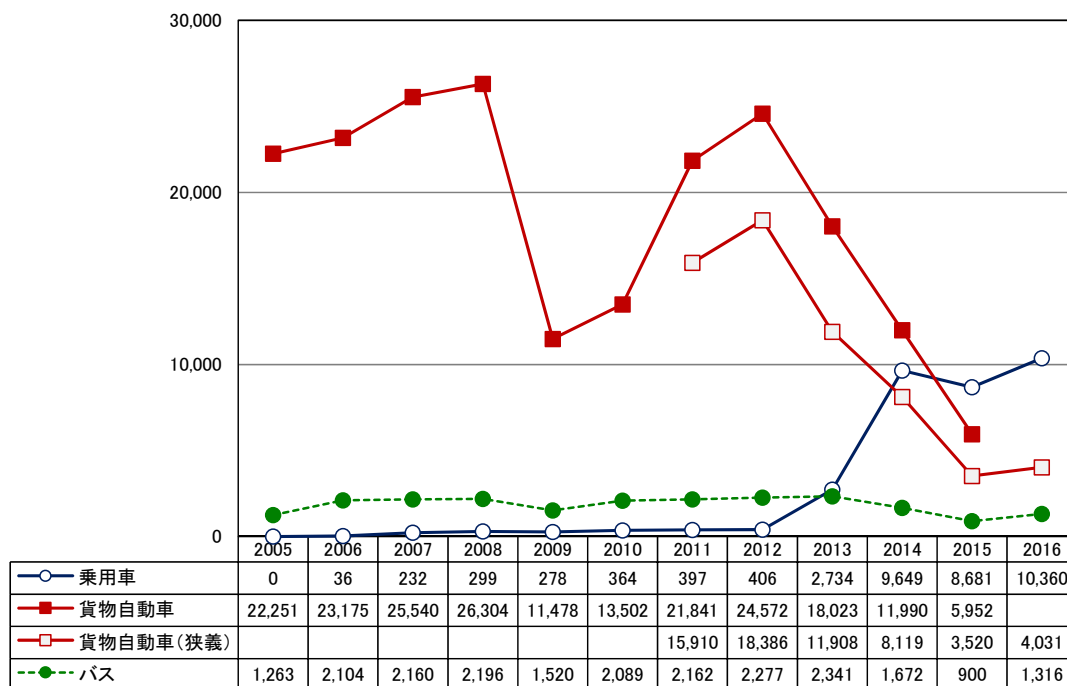
第3節 ロシア市場に依存するベラルーシの自動車産業

中古車からロシア製新車へ ベラルーシの自動車の生産動向を図示したのが、図表9-7である。ベラルーシはソ連時代の分業体制で、乗用車ではなく商用車を生産する役割を割り当てられた。第二次大戦後の復興を担うべく設立されたミンスク自動車工場（MAZ）は大型トラックの生産に特化し、ソ連解体後の1992年にはバスも同社の生産品目に加わった。また、ベラルーシ自動車工場（BelAZ）は鉱山開発などに用いられる大型ダンプカーのメーカーである。ミンスク・トラクター工場（MTZ）と合わせ、これらの商用車・農機メーカーは長年ベラルーシ産業の代名詞となってきた。

ベラルーシの近年の乗用車輸入台数を示したのが図表9-9であり、ここには新車だけでなく中古車も含まれている（残念ながらベラルーシの統計から新車・中古車の内訳を知ることはできない）。元々自国に乗用車メーカーが立地していなかったため、独立後のベラルーシは乗用車に低い輸入障壁しか設定してこなかった。他方で国民の購買力の低さゆえに新車市場は育たず、ベラルーシの乗用車市場は欧州からもたらされる中古車の独壇場となった。その際に、業者による中古車の輸入販売業もさることながら、税制上のメリットゆえ、個人が自ら近隣国に出向き、そこで購入した中古車に乗って帰国することが盛んになった。図表9-9で、一頃まで「その他世界」からの輸入が圧倒的に多かったのは、このように個人による非公式な中古車輸入が横行していたからだと考えられる。

しかし、前節で見たとおり、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンによる関税同盟が発足したことで、状況が一変する。2011年7月をもって、ベラルーシの自動車輸入関税率もロシアの水準に合わせて引き上げられ、個人による欧州からの中古車持ち込みはまったく割に合わなくなった⁴⁴⁹。2011年前半の中古車駆け込み輸入の反動で、2012～2013年こそ乗用車輸入は沈滞したが、2014年からはロシア製新車が完全に市場を主導するようになった（図表9-9）。

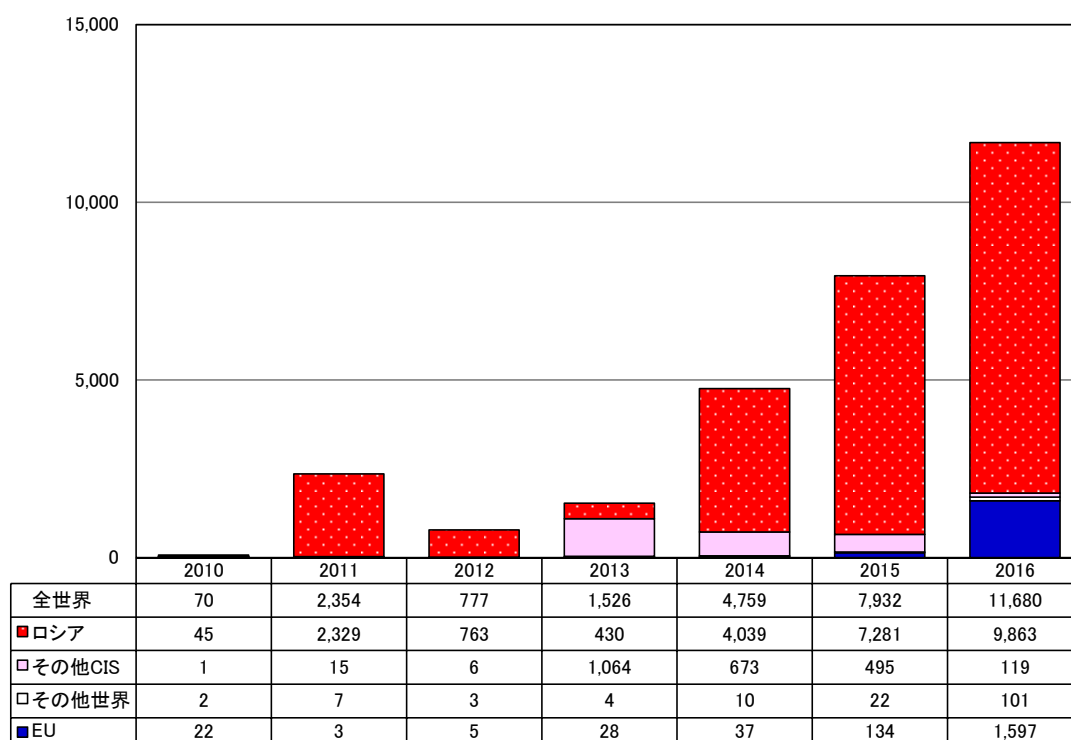
図表9-7 ベラルーシの自動車生産動向(台)



(出所)ベラルーシ統計局。

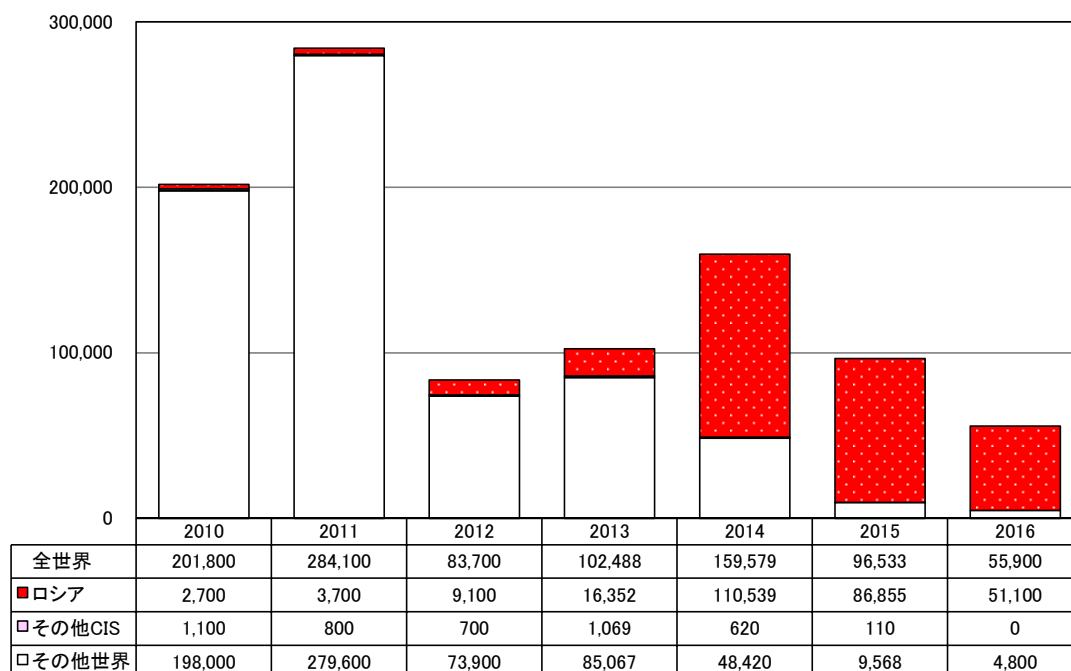
⁴⁴⁹ Кожемякин (2011).

図表9-8 ベラルーシの乗用車(8703)の輸出相手地域(台)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表9-9 ベラルーシの乗用車(8703)の輸入相手地域(台)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。一部概数。

ただ、中古車の輸入関税率が引き上げられたとはいえ、ロシアからの中古車輸入には関税がかからないので、ロシアからの輸入には現在も少なからぬ中古車が含まれている。また、ロシアからの輸入新車は、ベラルーシのディーラーで正規に販売されるものと、ベラルーシ市民がロシアの近隣地域のディーラーに出向いて買って帰るグレーな並行輸入とがある。後者は為替レート等の影響でメリットが生じた時に生じる現象であり、付加価値税がベラルーシではなくロシアの国庫に納税されることから、ベラルーシ政府が問題視している。ベラルーシ政府が2016年2月に、個人が外国から持ち込む並行輸入車に課すリサイクル税を従来の8.25倍に引き上げたのは、そうした事態を阻止するためだった。2015年頃のロシアからの乗用車輸入状況を大まかに言うと、中古車輸入が総台数の2分の1、新車の正規輸入販売が4分の1、新車の並行輸入が4分の1といった構図だったようだ⁴⁵⁰。

乗用車国産化の試み 1990年代以降、ベラルーシにおいても乗用車および小型商用車の生産を組織しようとする試みがいくつか見られた。それがひとまず結実したのが1996年であり、米フォードとベラルーシ政府が投資契約に調印してフォード・ユニオン社を設立、首都ミンスク市郊外に工場を開設した。工場では、フォード・ブランドの乗用車とバンが生産されたものの、税制の変更で事業継続が不可能になり、1997～1999年にわずか3,660台が生産されただけで、事業は頓挫した。2000年に英国のJ&Wサンダーソンという会社がフォードから工場を買い取り、ユニゾン社と社名を変更した上で乗用車組立事業を継承することになった。その後ユニゾン工場ではイラン・ホロド社のサマンド車、また中国の浙江衆泰控股集团のZotye Z300というモデルの組立が行われているほか、救急車などの特殊車両も生産されている。しかし、生産はごく小規模に留まっており、公共需要を除いては、市場に浸透しているとはいえない⁴⁵¹。

より本格的な乗用車生産プロジェクトは、中国資本の到来とともに始まった。中国の吉利汽車 (Geely) が2012年3月にベラルーシ政府と投資契約を結び、合弁企業「ベルギー (BELGEE)」を設立、ベラルーシでのGeelyブランド車の現地生産に乗り出したものである。まずはミンスク州ボリソフ市に所在する工場を間借りして、2013年からGeely SC7というセダン、Geely Emgrand X7というクロスオーバーSUVのセミノックダウン (SKD) 生産が開始された。工場の生産キャパシティは年産1万台であり、2013年には2,420台、2014年には約8,000台、2015年には5,094台が工場から出荷された。概ね2割程度がタクシー向けや公共需要を中心にベラルーシ国内で販売され、残り8割程度がロシア・カザフスタン市場に輸出されている。現在のところアセンブリ用のコンポーネントは中国から海路で輸送され、バルト海に面したリトアニアのクライペダ港で陸揚げ、そこからボリソフの工場に運んでいる。現状ではベラルーシで現地調達されているのは、ベルシナ社のタイヤに限られる。そして、ベルギー社は2015年3月から新工場の建設に着手している。ベルギー社はすでにミンスク自由経済区の入居企業となっているが、新工場もルカシェンコ大統領の発令した大統領令により118haの土地が破格の好条件で提供された上で、同特区内に建設されている。新工場は溶接および塗装ラインを備えたコンプリートノックダウン (CKD) 工場であり、2016年末までに建設が完了する第1段階では年産6万台および現地調達率30%以上、2018年6月末までに建設が完了する第2段階では年産12万台および現地調達率50%以上を達成し、そのあかつきには工場の雇用も1,900人にまで拡大するとされている⁴⁵²。

ルカシェンコ大統領は2015年11月のベルギー社のプロジェクトに関する政権幹部会合で、貨物自動車やトラ

⁴⁵⁰ Кутынка (2016); Лихута (2016); Михневич (2016); Пономарева (2016).

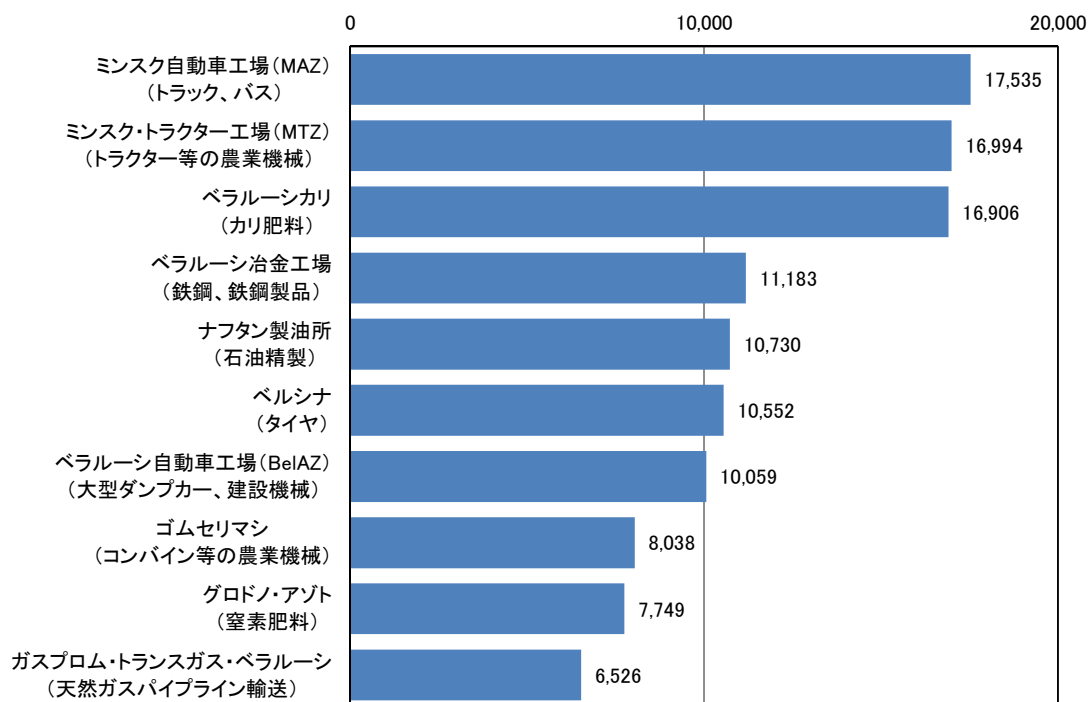
⁴⁵¹ Лычавко (2016); Петренко (2015).

⁴⁵² Алесин (2015c); Алесин (2016b); Дмитриев (2016); Петренко (2015).

クターだけでなく、国民に身近な乗用車の生産も実現することが自分の「夢」であると直裁に語っている⁴⁵³。この発言に象徴されるように、今日のベラルーシではベルギー社の乗用車生産が国民車プロジェクトとして位置付けられている。ただ、国民に分かりやすい経済発展の成果を誇示したいという為政者の願望が先走るばかりで、現実的な需要予測などはなおざりにされている感が強い。当然のことながら、ベラルーシのような小国の国内市場だけでは本格的な乗用車産業は維持できず、輸出市場の確保が必須となる。ベルギーも、製品の大部分をロシアおよびカザフスタンを中心とするユーラシア市場に輸出することを計画している。

そこで問題となるのが、ユーラシア経済連合域内の輸出条件である。従来、ユーラシア経済連合加盟国の経済特区での自動車アセンブリに従事するメーカーは、現地調達比率にかかわらず、他の加盟国に関税なしで自動車を輸出できた。しかし、ベラルーシからのGeely車流入を問題視したロシアとカザフスタンがルール改正を主導し、特区入居企業であっても、特区外の工業アセンブリ適用企業と同様に、現地調達比率30%（2018年7月からは50%）を達成しなければ、域内製品と認められないこととなった。現地調達率はその水準を達成していない場合には、関税なし輸出できる数量割当が設定される。つまり、ベルギーが現地調達比率を引き上げられないと、ロシアおよびカザフスタン市場への輸出を前提とした事業計画が狂うことになる。第4章で触れたとおり、ルカシェンコ政権がユーラシア経済連合の新たな関税法典への調印に抵抗を示したのは、この問題に関連していたと考えられている⁴⁵⁴。

図表9-10 ベラルーシの公開型株式会社の従業員数ベスト10
(2015年現在、人)

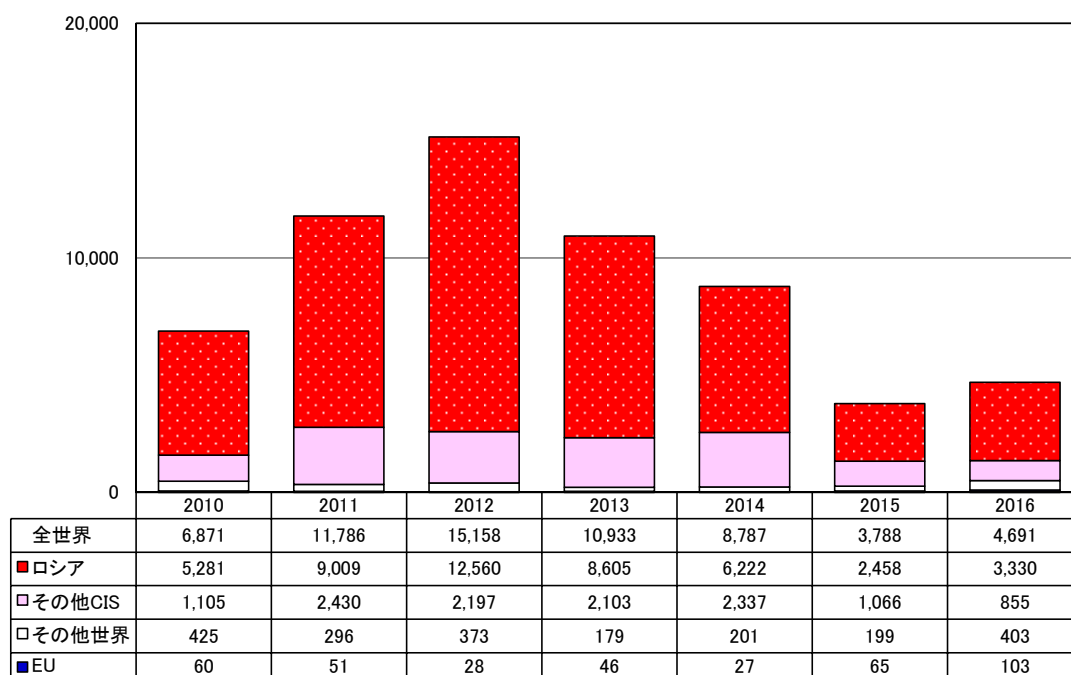


(出所) Минфин РБ (2016).

⁴⁵³ Алесин (2015c).

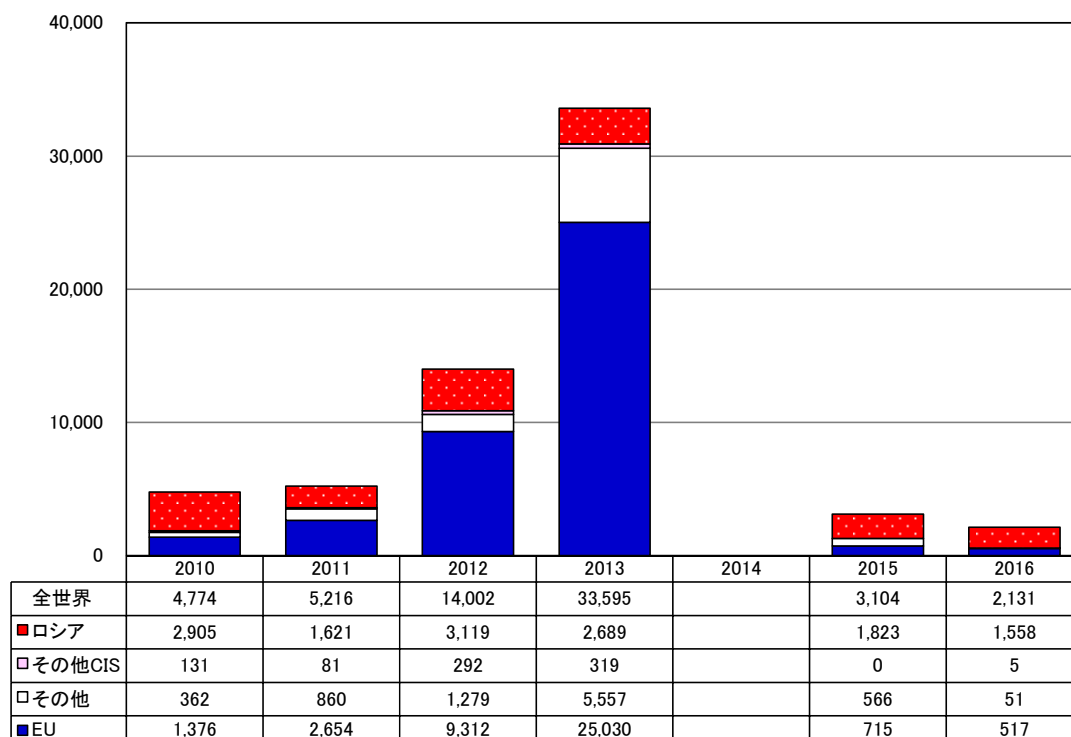
⁴⁵⁴ Алесин (2015c); Сагаанороев (2016); Циноева (2015).

図表9-11 ベラルーシの貨物自動車(8704)の輸出相手地域(台)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

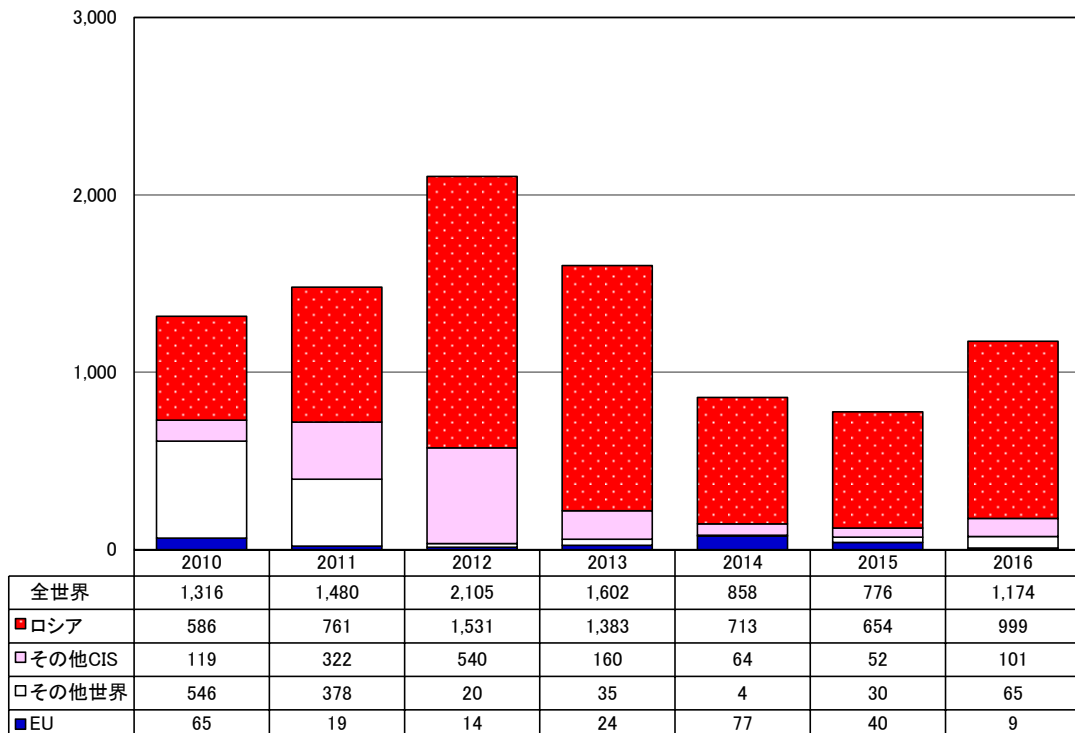
図表9-12 ベラルーシの貨物自動車(8704)の輸入相手地域(台)



(注)2014年はデータ欠落。

(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

図表9-13 ベラルーシのバス(8702)の輸出相手地域(台)



(出所)ベラルーシ統計局およびITCデータベース。

ユーラシア統合で苦境に立つベラルーシ産トラック 大統領の「夢」である乗用車生産の成否はさておき、ベラルーシにとってより死活的に重要なのが、商用車生産部門である。図表9-10に見るとおり、主な商用車および農機メーカーは、軒並みベラルーシ企業雇用者数ランキングの十傑に入っており、それだけこの部門の浮沈が国民の福祉に直結する構図になっている。これらの大工場がベラルーシ製造業サプライチェーンの頂点に立っており⁴⁵⁵、その業績が国内経済に及ぼす効果は絶大である。

前掲の図表4-7で確認したとおり、ベラルーシの商用車・農機の生産規模は、小国ベラルーシの国内需要を優に上回るものであり、外国市場に輸出をしなければ経営は成り立たない。そして、図表9-11、9-13に見るように、貨物自動車およびバスの輸出先は圧倒的にロシアおよびその他のCIS諸国に偏重しており、EUおよび「その他世界」への輸出実績は微々たるものである⁴⁵⁶。

ルカシェンコ大統領の経済補佐官を務めていたK.ルディが率直に認めているように、MAZやMTZといったベラルーシを代表する機械メーカーは後進的であり、研究開発費の支出比率や労働生産性といった指標で欧米メーカーに比べ桁違いに劣っている⁴⁵⁷。これまでロシアのKamAZ（カマ自動車工場）、GAZ（ゴリキー自動車工場）等とロシア市場を分け合ってきたMAZも、図表9-1で見たようなロシアのWTO加盟に伴う市場開放で、主戦場での苦戦を余儀なくされるようになってきている。あるシミュレーションは、ユーラシア関税同盟の共

⁴⁵⁵ サプライヤーも含めれば、MAZが支えているベラルーシの雇用は10万人を下らないと指摘されている。Лавникович (2016b)。

⁴⁵⁶ 2010～2011年に「その他世界」向けのバス輸出が盛んだったのは、ベネズエラ向けの輸出が一時的に増えたことに起因している。当時ベラルーシは原油の供給源を多角化してロシア以外からも調達する努力を重ねていたところであり（第6章参照）、ルカシェンコ大統領が2010年3月にベネズエラを訪問して盟友チャヴェス大統領と原油供給につき合意、同時にMAZやMTZをはじめとするベラルーシ製機械製品のベネズエラへの輸出が決まったという経緯である。Андреевский (2013), 11, 19. 政治主導の取引であり、石油と機械のパートナーというニュアンスもあるので、この輸出実績が直ちにMAZ製バスの「その他世界」市場での競争力を意味しているわけではない。

⁴⁵⁷ Рудый (2016), 52-53, 55, 57.

通関税率が、ロシアのWTO加盟条件に沿って設定されていることにより、ベラルーシの諸外国からのトラック輸入は拡大し、またベラルーシからロシアへのトラック輸出は縮小するという予測を示していた⁴⁵⁸。実際、ユーラシア関税同盟成立後の2012～2013年頃のベラルーシのトラック貿易データを観ると、当国にとって不都合な輸入増・輸出減がトラック貿易で生じていることが確認できる（図表9-11、9-12参照）⁴⁵⁹。なお、図表9-12で、2013年にEUからのトラック輸入台数が急増していることが目を引くが、同年のEUからのトラック輸入の平均価格を算出するとわずか13,818ドルなので、大部分が中古トラックであろう。また、すべてがベラルーシ国内需要向けであったかは疑問で、多くがロシアに転売された可能性もありそうだ。その後、2014年のデータが不明であったり、2015～2016年には急減したりと、不明朗な部分が多い。

いずれにしても、中古車を含めて、ユーラシア関税同盟で商用車の輸入関税が大幅に引き下げられたこと（図表9-1参照）の影響は大きかったと見られる。ベラルーシの商用車産業にとってみれば、市場確保の観点からベラルーシのユーラシア経済連合加盟は必須の選択だが、そのユーラシア経済連合の関税取決めにより、自らの域内での競争条件が不利になっていくというジレンマがあるわけだ。MTZが以前からCIS域外の市場を開拓し、途上国向けのトラクター輸出で一定の実績を挙げてきたのに対し、MAZはロシア・CISの市場にほぼ特化してトラックを販売してきただけに、同市場での不振が経営悪化に直結する構造があると指摘される⁴⁶⁰。

こうして、ユーラシア関税同盟／経済連合が成立したまさにその時期に、皮肉にもベラルーシのロシア向け商用車輸出は大幅に落ち込み、2014年以降はロシアによるリサイクル税の導入や同国の深刻な景気後退がそれに追い討ちをかけている。ロシア政府は不況下でトラック生産を奨励するため、政府調達や国営企業による購入に際して国産品を優先する方針をとっており、表向きは他のユーラシア経済連合加盟国産もその対象としているが、実際にはKamAZ等のロシア国産品だけが選ばれている⁴⁶¹。2014年以降、MAZは巨額の純損失を計上しており、2016年上半期にはベラルーシ最大の赤字企業に転落した。こうした状況でも、ベラルーシ産業省はMAZの人員削減を認めておらず、もはや同社は産業的というよりも社会的な役割を果たしているとも指摘される⁴⁶²。

MAZにとって、生き残り策の1つは、ロシア企業との提携である。2011年にベラルーシ政府は、ベラルーシのMAZとロシアのKamAZとの経営統合に向けた交渉を進めていく方針を発表した。MAZは100%国有、KamAZも国家コーポレーション「ロステク」の傘下なので、本件は企業間というよりも国家間の案件であり、2012年に本件はベラルーシとロシアによる5件の「統合プロジェクト」の1つと正式に位置付けられた。しかし、国際的な会計事務所がMAZの時価総額をKamAZのそれよりも大幅に低く見積もり、その比率にもとづいた合併方式が提案されたところ、ベラルーシのルカシェンコ大統領が反発、結局2015年9月に両国政府間で交渉を中断する旨が合意された⁴⁶³。

販売の8割前後をロシア市場に依存してきたMAZだが、最近になってようやくそれを軽減する試みに着手している。EUの新たな環境基準であるユーロ6に適合したエンジンを備えた「スーパーMAZ」と称するトラックを開発中であり、2020年までに量産にこぎ着けたいとしている⁴⁶⁴。また、MAZ203という都市交通向けの

⁴⁵⁸ Точицкая (2012), 34-36.

⁴⁵⁹ それを先駆的に指摘したのは、A.ダネイコである。Дайнеко (2014), 38-41.

⁴⁶⁰ Алексеев (2016).

⁴⁶¹ Алесин (2015a); Алесин (2015b).

⁴⁶² Лавникович (2016b).

⁴⁶³ Алесин (2016a); Лавникович (2016b). なお、MAZはKamAZとの交渉を開始する前に、ロシアのもう一方の雄であるGAZとの提携を模索していた経緯があり、KamAZはMAZと製品ラインナップが重複するので、MAZにとってはGAZとの提携の方が相互補完効果が大きいという指摘もあり、実際以前からそれに向けた交渉も行われていた。Алесин (2016a).

⁴⁶⁴ Алексеев (2016).

バスにユーロ6に適合したメルセデスベンツ製エンジンを搭載したモデルを2016年2月に発表し、欧州市場向けに販売していく構えを示している⁴⁶⁵。

第4節 自動車産業も対EU関係にシフトするウクライナ

壊滅する生産と販売不振 ウクライナの代表的な乗用車メーカーは、帝政ロシア時代に遡る伝統を誇るザポリージャ自動車工場（ZAZ）であり、今日ではウクルアフト社が経営に当たっている。このほか、ポロシェンコ現大統領が一時期保有していたボグダン社や、対EU国境に近いザカルパッチャ州に工場のあるユーロカー社等が、乗用車の生産に従事している。2000年代にウクライナでは経済成長に伴い乗用車販売が爆発的に伸び、最盛期の2008年には61.0万台の新車が販売された。この時期、外国車の輸入に加えて、国内生産も順調に増大した。しかし、リーマンショック後の2009年には販売台数が17.5万台に急落、その後も本格的な回復を見ないまま、2014年のユーロマイダン革命を迎えた。政治・経済難の中、2015年には乗用車販売台数は4.7万台まで落ち込んだ。国内生産台数も、2008年の40.6万台から、2015年にはわずか5,654台へと落ち込んだ⁴⁶⁶。

通貨グリブナの下落で国民の購買力が低下し、現在のウクライナ乗用車市場は欧州から流入する中古車に席卷されている。ZAZの代表的なモデルであるラノスの新車は、たとえばフォルクスワーゲン・ゴルフの輸入中古車と同程度の値段になってしまい、装備や燃費などの点で後者の方が圧倒的に優れているので、ZAZにはまったく勝ち目がない。2016年にZAZの乗用車生産台数はわずか403台に留まった。2016年8月からは中古車に課せられる物品税が引き下げられ、輸入中古車の優位はより一層強まると予想されている。乗用車販売市場の大部分が中古車によって占められている現実から、当のウクルアフト社も中古車販売ビジネスに参入することを表明した。かくして、2016年現在、ウクライナで実質的に存続している乗用車生産は、ユーロカー社によるシュコダ車のアSEMBリのみにとまっている⁴⁶⁷。

これまでウクライナでは、自動車の国内生産を保護しようとする税制措置が目立っていた。WTO加盟を受け2008年5月に乗用車の輸入関税率が一気に25%から10%に引き下げられたものの、リーマンショックで販売市場が落ち込むと、国内メーカーの要望を容れる形で、2009年3月から半年間、23%の暫定輸入関税率が適用された。2013年4月からは「特別関税」と称するものが導入され、1,000～1,500ccのガソリン車に対しては6.46%が、1,500～2,200ccのガソリン車に対しては12.95%が、基礎税率の10%に上乘せされた。ただし、特別関税は当初、3年間の期間で導入されたものの、2014年4月から税率がそれぞれ4.31%と8.63%に、2015年4月からは2.15%と4.32%に軽減され、2015年9月には予定より前倒しで撤廃された⁴⁶⁸。

ウクライナが統合を遂げようとしているパートナーであるEUとの関係に目を転じると、EUの乗用車の輸入関税率は基本的に10%であるが、ウクライナは以前からGSPの枠組みで6.5%の優遇関税率を活用する資格があった。それが、2014年に成立したEUとのDCFTAにより、ウクライナは2014年4月からEUに無税で乗用車を輸出できるようになった。しかし、図表9-14に見るように、ウクライナのEU向け乗用車輸出の実績は皆無に等しく、これまでのところ関税免除の実質的な恩恵はない。一方、ウクライナ側のEU産乗用車に対する市場開放は、図表9-16に見るように10年の時間をかけて段階的に進めていくことになっている。これは、DCFTAでウクライナ産業に与えられている最も長期の移行期間の事例であり、センシティブな産業への寛大な配慮と喧伝

⁴⁶⁵ <https://auto.onliner.by/2016/02/18/maz-37> onliner, 18 февраля 2016.

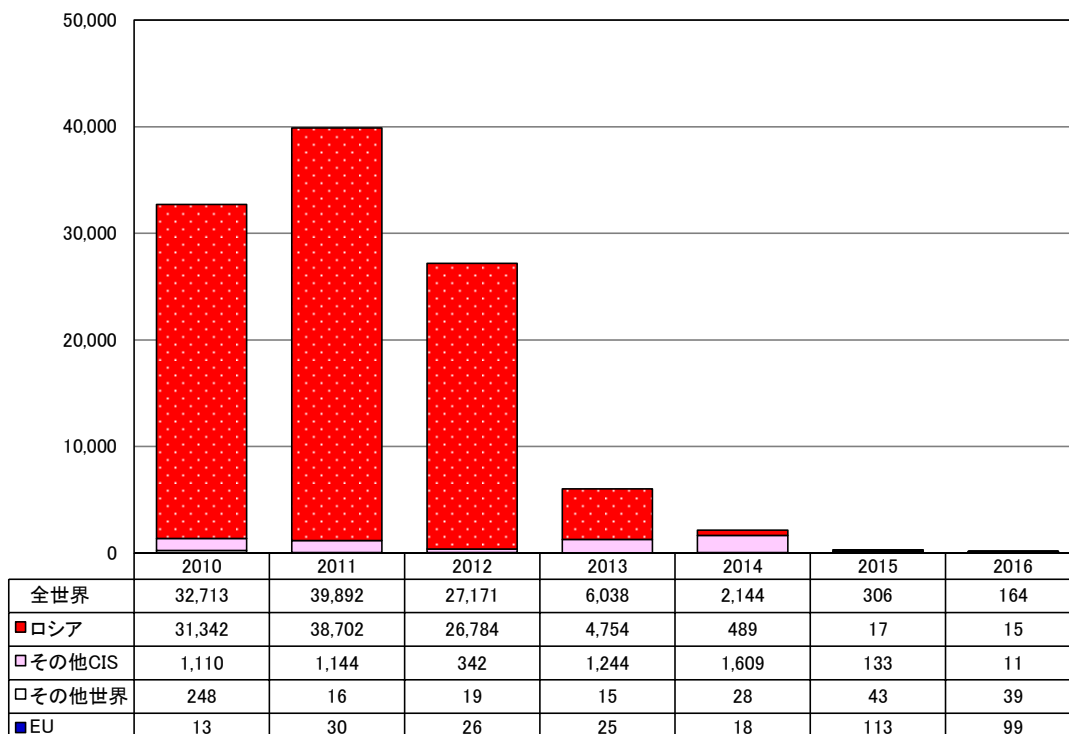
⁴⁶⁶ 坂口 (2016c).

⁴⁶⁷ Ермаков (2016b).

⁴⁶⁸ 坂口(2016c).

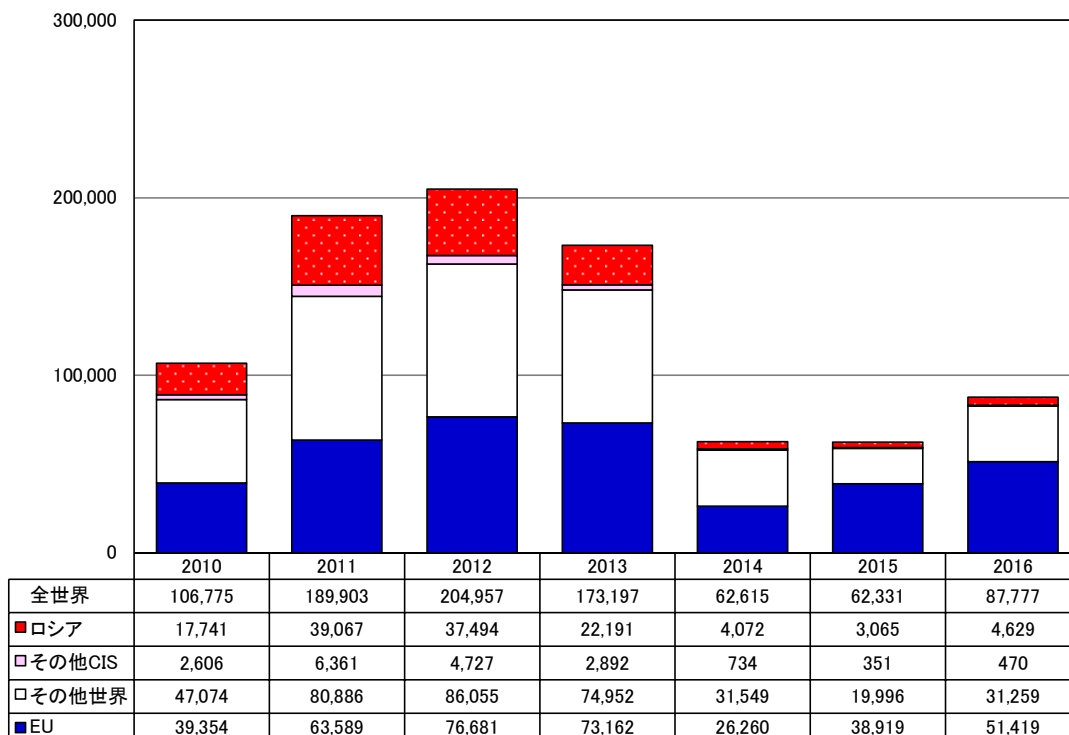
されていた。しかし、現状でウクライナには守るべき自動車産業がほぼ存続しておらず、輸入中古車が市場を席巻している状況では、10年をかけて段階的に関税を引き下げることの意味はほとんど失われている。

図表9-14 ウクライナの乗用車(8703)の輸出相手地域(台)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表9-15 ウクライナの乗用車(8703)の輸入相手地域(台)



(出所)ウクライナ統計局およびITCデータベース。

図表9-16 ウクライナのEUからの乗用車輸入の関税率削減スケジュール(%)

| | 当初の 税率 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|-------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 新車のガソリン車 | | | | | | | | | | | | |
| ～1,000 | 10.0 | 8.8 | 7.5 | 6.3 | 5.0 | 3.8 | 2.5 | 1.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,000～1,500 | 10.0 | 9.1 | 8.2 | 7.3 | 6.4 | 5.5 | 4.5 | 3.6 | 2.7 | 1.8 | 0.9 | 0 |
| 1,500～2,200 | 10.0 | 8.8 | 7.5 | 6.3 | 5.0 | 3.8 | 2.5 | 1.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2,200～3,000 | 10.0 | 8.8 | 7.5 | 6.3 | 5.0 | 3.8 | 2.5 | 1.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3,000～ | 10.0 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 4.5 | 3.4 | 2.3 | 1.1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新車のディーゼル車 | | | | | | | | | | | | |
| ～1,500 | 10.0 | 9.1 | 8.2 | 7.3 | 6.4 | 5.5 | 4.5 | 3.6 | 2.7 | 1.8 | 0.9 | 0 |
| 1,500～2,500 | 10.0 | 9.1 | 8.2 | 7.3 | 6.4 | 5.5 | 4.5 | 3.6 | 2.7 | 1.8 | 0.9 | 0 |
| 2500～ | 10.0 | 8.8 | 7.5 | 6.3 | 5.0 | 3.8 | 2.5 | 1.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 車齢5年以内の中古車 | | | | | | | | | | | | |
| — | 10.0 | 9.1 | 8.2 | 7.3 | 6.4 | 5.5 | 4.5 | 3.6 | 2.7 | 1.8 | 0.9 | 0 |

(出所) <https://auto.ria.com/news/autolaw/224884/khoroshie-novosti-rastamozhka-avto-iz-es-stanet-nulevoj.html>

ウクライナがDCFTAを活用して自動車産業を立て直すためには、外資を誘致して新規の生産を組織することが必須であろう。実際、2016年5月になって、ZAZが中国のChery（奇瑞汽車）と共同でZAZ Slavuta Novaというハッチバックの新型車を開発し、ウクライナ国内での販売だけでなくEUへの輸出を目指していくことが明らかになった。年産5万台を想定しており、ユーロ6環境基準への適応、1万ドルを切る低価格などでEU向け輸出を実現するという計画である。ウクライナでの現地調達比率50%を達成することでウクライナ製品と認定され、DCFTAにより無税でEU市場に輸出するという点に眼目があり、本件はZAZおよびCheryの双方にとって欧州市場を開拓する初の試みであるとされていた⁴⁶⁹。だが、その後ZAZの親会社であるウクルアフトは、ユーザーの反応や需要予測、事業計画をより慎重に見極めたいという消極姿勢に転じており、当初2017年半ばと伝えられていた新モデルの投入時期は大幅にずれ込むことが確実視されている⁴⁷⁰。

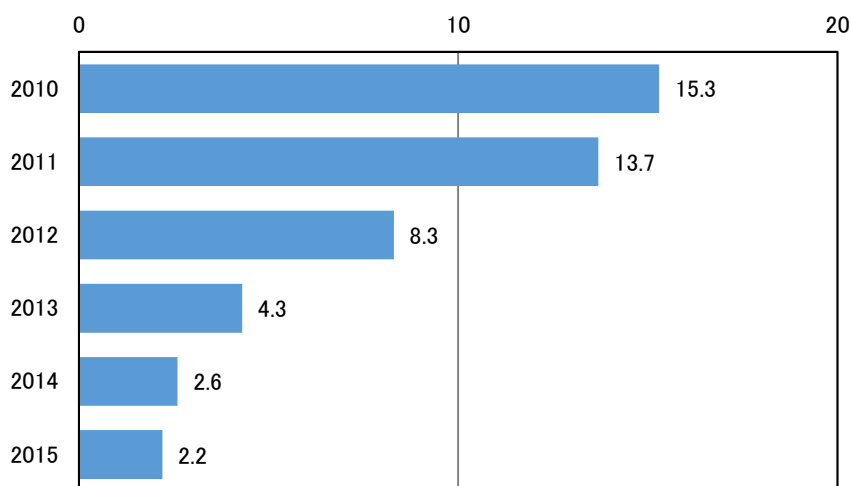
それに対し、図表9-14に見るように、かつてウクライナの乗用車輸出の大部分を受け入れていたのが、ロシアであった。しかし、2011年をピークにその後ロシア向けの輸出台数は激減している。両国の対立関係が激化し、2016年からはロシアが乗用車を含むウクライナのすべての商品に輸入関税を課すようになった（第3章参照）。ウクライナの生産自体が壊滅状態にあり、近い将来に対ロシア輸出が復活することはきわめて考えにくい。一方、図表9-15に見るように、ロシアの自動車産業の側もウクライナ市場を急激に喪失しつつある。ウクライナ製のZAZ車と同様に、ロシア製のラーダ等の低価格車も中古車と競合するので、純粋に商品として競争力を失っている。それに加えて、税制面でもロシア製の乗用車は不利に立たされている。ウクライナもロシアに対抗して2016年1月2日からロシア製品に輸入関税を課し始めた。さらに、ウクライナ政府は、ロシア政府が自国の自動車産業に不当な補助を行っていると呼び、2016年1月3日から同国製の乗用車に特別関税を上乗せしている。5年間にわたって、AvtoVAZ製品に対しては14.75%が、ソラーズ極東社の製品に対しては17.66%が、その他のロシア・メーカーの製品に対しては10.41%が、基礎税率の10%に加算される。2011年まで

⁴⁶⁹ <https://www.autocentre.ua/news/s-novoj-slavutoj-zaz-pojdet-v-evrosoyuz-294989.html> АВТОЦЕНТР, 30мая 2016.

⁴⁷⁰ <https://www.autocentre.ua/news/novinka/kogda-nachnetsya-proizvodstvo-novoj-zaz-slavuta-319306.html> АВТОЦЕНТР, 6 октября 2016.

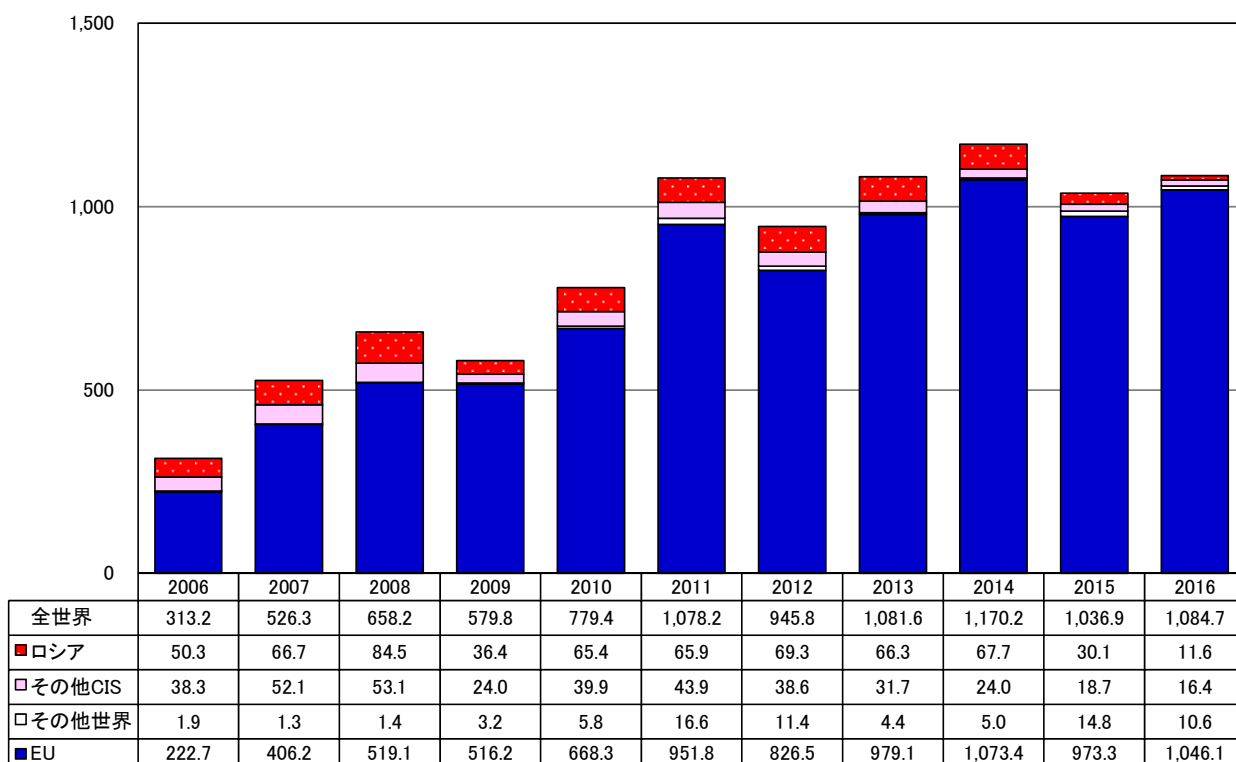
はウクライナの乗用車市場でトップに立っていたAvtoVAZのリーダー車だったが、図表9-17に見るように、過去数年間でそのシェアを大幅に低下させている⁴⁷¹。

図表9-17 ウクライナの乗用車(新車)販売市場におけるAvtoVAZのシェア(%)



(出所) Ермаков (2016a).

図表9-18 ウクライナの電装品(8544)の輸出(100万ドル)



(出所)ウクライナ統計局。

⁴⁷¹ Ермаков (2016a).

EU向けの電装品輸出 このように、今日のウクライナは乗用車の生産拠点、新車の販売市場としては、壊滅状態にある。ウクライナが最重要視しているEUとの連合協定／DCFTAも、現在までのところこの分野に肯定的な効果を及ぼしておらず、対EU輸出を想定するZAZと中国のCheryの共同プロジェクトも先行き不透明である。しかし、視野を自動車産業の裾野にまで広げると、見逃せない動きが進行している。すでに西ウクライナにワイヤーハーネス（自動車用の電装品）を生産する外資系工場が複数立地しており、EU市場向けの輸出で実績を挙げているのである。

その輸出動向を示したのが図表9-18であり、製造業が全般に危機的状況にあるウクライナにあって、電装品（8544）輸出はEU市場を軸に堅調に推移していることが見て取れる。なお、電装品輸出の大部分は自動車用のワイヤーハーネス（854430）であり、主な輸出先はドイツ、ポーランド、ハンガリー、チェコといった中欧の自動車生産国となっている。電装品のEUへの輸出は、ロシアやベラルーシではわずかしき見られない現象であり、ウクライナが部分的ではあれ両国とは異なる経済発展の道を歩み出したことを示唆している。

この分野での西ウクライナへの投資に特に熱心なのがドイツ勢である。2016年3月にウクライナを訪問したドイツ系自動車サプライヤーの代表団は、西ウクライナのドイツ系工場ではすでに2万5,000人ほどのウクライナ人労働者が働いており、西ウクライナでの工場建設をさらに推進したい旨表明した⁴⁷²。ウクライナのA・メリ尼克駐ドイツ大使は2016年8月、「今日すでにウクライナは、ドイツ自動車産業の不可分の一部になっている」とまで発言している⁴⁷³。なお、最近実現したドイツ系企業によるワイヤーハーネス分野の投資例としては、レオニ社によるリヴィウ州での工場建設の決定（すでに同州に工場があり2箇所目の工場）、クロンベルク&シューベルト社によるジトーミル州での工場開設（すでにヴォルィニ州に工場があり2箇所目の工場）が挙げられる。フランス系のネクサンス社、日系のフジクラ社もリヴィウ州での工場建設に踏み切った⁴⁷⁴。

ただし、このメリ尼克大使をはじめ、ウクライナの関係者が、DCFTAの効果で西ウクライナへの投資が進んでいるかのような見解を示しがちであることに関しては、より客観的に見極める必要があるだろう。図表9-18を見れば一目瞭然のように、ウクライナからEUへの電装品の輸出は、DCFTAが成立するはるか以前から盛んであった。日本の矢崎総業がザカルパッチャ州に進出したのが2002年、ドイツのレオニ社がリヴィウ州に進出したのが2003年であり、2004年の「オレンジ革命」でウクライナがEUに接近するよりもさらに前の時期だったのである。

その際に、EU側のワイヤーハーネスの輸入関税率は3.7%で、ウクライナからはGSPで制度上0%での輸出が可能であったが、いずれにしてもこの程度の税率では関税の要因が外資の投資実施の決め手になるとは考えにくい。矢崎総業の現地法人の社長は、ザカルパッチャ州が東方拡大後のEUと国境を接すること、当時同州では経済特区が機能していたことが、当地に進出した主たる動機だったと証言している⁴⁷⁵。また、昨今はウクライナの人件費が欧州の中ではモルドバと並んで圧倒的に低いことがクローズアップされるようになっており、この点が労働集約産業であるワイヤーハーネス工場誘致の決定的要因になっている⁴⁷⁶。たとえば2015年10月にリヴィウ州でのワイヤーハーネス工場建設を決めた日本のフジクラ社も、検討を始めたのは2013年であり（当時まだDCFTAは本決まりにはなっていなかった）、人件費こそ最大の要因であったと説明している⁴⁷⁷。

むしろ、DCFTAにより、EUからウクライナに無税で材料を持ち込み、それをウクライナの工場加工して

⁴⁷² <http://www.epravda.com.ua/rus/news/2016/03/26/586880/> Экономика правда, 26 марта 2016.

⁴⁷³ http://lb.ua/world/2016/08/30/343966_ukraina_stala_neotemlemoy_chastyu.html LB.ua, 30 августа 2016.

⁴⁷⁴ Аналитическая редакция EADaily (2016); Крамер (2016).

⁴⁷⁵ 服部 (2015c).

⁴⁷⁶ Аналитическая редакция EADaily (2016).

⁴⁷⁷ РОТОВО (2016), 84.

製品をEUに再び無税で出荷するようなスキームが可能になる。税関手続きの簡素化で輸送に要する時間も短縮されるはずなので、DCFTAが国境を超えたサプライチェーンの構築にプラスに左右することは間違いない。DCFTAが主たる進出動機ではないにしても、欧州系をはじめとする外国メーカーがそれを好感しているであろうことは疑いない。

中東欧の旧社会主義諸国においては、EUとの連合協定および加盟を追い風に、安価な労働力や地理的条件を活かしながら、外国直接投資を導入して先進国メーカーの工場を誘致、自動車や家電などの分野で「欧州の工場」としての役割を果たし経済発展を遂げるというパターンが見られた⁴⁷⁸。ワイヤーハーネスの事例は、ウクライナがそうした中東欧型の発展コースを歩むことができるかどうかの試金石となるように思われる。

ただし、国土がある程度大きく、地域格差の大きいウクライナでは、国全体がそのパターンの経済発展の恩恵に与れるとは想像しにくい。EU向けの加工基地に成長しうるのは、ウクライナ西部と、せいぜい中部くらいまでではないだろうか。事実、一連のワイヤーハーネス工場の所在地のうち、東限はジトミル州であり、前掲の図3-5で10番の地域である。ウクライナ西部には、EUと隣接していることに加えて、全般に低賃金なウクライナの中でもひときわ賃金水準が低いという投資家にとってのメリットがある。

第5節 自動車産業の小括

全体として自動車産業は、3国の東西選択、それによる関税面での条件の設定が、それぞれの生産および市場のありように明確な影響を及ぼしている分野と言えそうである。その結果として、三者三様の状況と課題に直面している。

ロシアでは、自動車産業は産業政策の要の位置を占めており、本稿で着目している「ユーラシア統合による市場拡大効果で投資を促しロシアの経済近代化に繋げる」というプーチン政権が描く図式に、最も合致する可能性がありそうな分野である。実際、ユーラシア関税同盟が発足して共通関税率が導入された直後、ロシアからベラルーシ、カザフスタン向けの自動車輸出は急増し、即効的な効果が表れた。その一方で、①ユーラシア統合のパートナーであるベラルーシとカザフスタンの市場規模は大きくなく、②ユーラシア市場はロシア市場の低迷と連動して落ち込み、③ベラルーシやカザフスタン側も国内市場保護措置を採っている、といった要因が重なり、ロシアにとってのユーラシア統合の効果には限界があることもまた浮き彫りとなった。元々はロシア国内市場に特化していたメーカーが、ユーラシア市場での成功を機に、CIS域外への輸出にも乗り出していくというプロセスが、自動車産業では見られた。しかし、それは直近のルーブル安によって可能になっている面が大きく、果たしてロシアの自動車産業が真に競争力を獲得し輸出志向の産業に育っていくのか、ひいてはロシアの経済近代化に貢献できるのかについては、今後の動向を注視していく必要がある。

一方、ベラルーシにとっては、ユーラシア経済連合に加入しないという選択肢は事実上ありえないが、同連合の諸条件は、ベラルーシの商用車生産および乗用車生産の双方に難題を突き付けている。ロシアのWTO加盟条件に合わせたユーラシアの共通関税では、トラックの関税率が大幅に下がったため、ベラルーシはロシア向けのトラック輸出で苦戦するようになっただけでなく、ベラルーシそのものにもEUから中古と思われるトラックが大量に流入した。ちなみに、かつてロシアのトラック販売市場で3位のシェアを占めていたMAZは、この間に一連の西側メーカーに抜かれ、2017年1～7月期には8位に後退したという⁴⁷⁹。

⁴⁷⁸ 小山・富山 (2007) 等参照。

⁴⁷⁹ <https://news.tut.by/economics/556793.html> TUT.BY, 21 августа 2017.

第1章などで論じたとおり、ベラルーシは国家の主導による投資志向が強い国である。小国であるにもかかわらず、フルセット側の産業構造を構築したいという願望が、ルカシェンコ政権には強いように思われる。国民車構想を、大統領が「私の夢」と呼んで熱心に推進しているのは、その最たるものであろう。しかし、ロシアとカザフスタンの働きかけにより、経済特区から乗用車を輸出する際の条件が厳格化されるなど、プロジェクトの行方は不透明なものとなっている。

ウクライナはDCFTAにより、EUに無関税で自動車を輸出できるようになったものの、同国の自動車産業は壊滅状態であり、国内向けのノックダウン生産がごくわずかに行われているだけである。増してや、EUの厳しい排ガス規制等をクリアできるような自動車を、ウクライナが自力で開発できるはずはない。そこに登場したのが中国のCheryであり、ZAZとの協業でウクライナ国内向けおよびEU市場向けの乗用車生産を計画している。中国のCheryがウクライナを拠点としてEUへの輸出を目指し、もう1つの中国勢であるGeelyがベラルーシを拠点としてロシアへの輸出を目指すという構図が興味深く、どちらも後発組による「裏技」的な事業計画というニュアンスが感じられる。しかし、いずれのプロジェクトも、現地調達比率50%の達成に苦勞することになりそう。特に、製造業が荒廃しきったウクライナでは、調達できる部材やコンポーネントはごく限られるだろう。筆者が思い当たるのは、ウクライナの製造業としては比較的堅調に推移しており、EUへの輸出実績もあるタイヤくらいである⁴⁸⁰。ZAZとCheryの協業計画の発表後、続報がまったく聞こえてこないのは、そのあたりに原因があるのかもしれない。

その一方で、自動車産業の裾野部分に着目すれば、西ウクライナのワイヤーハーネス生産とEU向け輸出は、もはや明確なトレンドとなっている。その際に、外国企業の進出の決め手となっているのは、DCFTAというよりも、EUと隣接する地理的条件と、欧州でも最低水準の安い労働力であると考えられる。本件は、地域的にはほぼ西ウクライナに限定されそうだが、当国がEUのサプライチェーンに組み込まれて新たな経済発展の道を辿ることができるかどうかの重要なテストケースとなるだろう。

⁴⁸⁰ 服部 (2016e).

図表9-19 「第9章 自動車産業」の小括表

| 2012年の輸出状況 | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|--|--|--------------------|---------------------|
| | ロシア | | 0.9% | 2.4% |
| ウクライナ | | 0.9% | 4.3% | 87.9% |
| ベラルーシ | | 10.3% | 2.6% | 89.3% |
| 輸入障壁 | EU | 乗用車の輸入関税率は10.0%、商用車は10.0%または22.0%。 DCFTAでは、輸入関税は即時撤廃。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | ロシアのWTO加盟条件に合わせ、乗用車の輸入関税は25.0%から15.0%へと段階的に引き下げ。 商用車の関税率引き下げはよりラディカル。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | EU市場は排ガス規制が厳しいため、ロシア・CISの地場メーカーの輸出例はこれまでは皆無に近い。最近のロシア自動車産業のCIS域外への輸出増は、関税面での条件ゆえというよりは、ルーブル安に促された。 ベラルーシの商用車は、ロシアのWTO加盟条件に合わせたユーラシア市場の開放化で、窮地に。 ウクライナは自動車産業が実質崩壊、DCFTAの優遇的条件を活かせないでいる。 西ウクライナでEU向けワイヤーハーネス生産が盛んになるも、決め手は関税というよりは、地理的要因や低賃金。 | | | |

(注)この場合の「当該品目」は車両およびその部分品・付属品(第87類)。

第10章 家電産業⁴⁸¹

第1節 全般的状況

この章では、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの家電産業とその貿易動向を概観する。その際に、品目を絞り、オーディオビジュアル機器の主要品目であるテレビ受像機と、大型白物家電を代表する冷蔵庫を取り上げる。

最初に、本稿の差し当たりの着眼点である東西両市場の関税障壁につき整理しておく。まず、一般的な液晶テレビ（85287240）の輸入関税率は、EUでは14.0%である。EUの一般特惠関税（GSP）では、10.5%となる（センシティブな品目という位置付けなので、3.5%ポイントの優遇）。一方、ユーラシア経済連合の液晶テレビの輸入関税率は、8.0%である。次に、家庭用冷蔵・冷凍庫（8418102001、8418108001）の輸入関税率は、EUでは1.9%である（GSPによる優遇はない）。一方、ユーラシア経済連合では、340リットル以上のもの（8418102001）が13.6%、340リットル以下のもの（8418108001）が12.0%である。EUではテレビに対して、ユーラシア経済連合では冷蔵庫に対して、それぞれ高目の輸入障壁を設定していることになる。

図表10-1 2014～2015年のロシアのブランド別テレビ販売実績

| | 2014 | | 2015 | |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 台数 (1,000台) | 金額 (100万ドル) | 台数 (1,000台) | 金額 (100万ドル) |
| Samsung | 3,375 | 1,895 | 1,546 | 728 |
| LG | 2,865 | 1,602 | 1,610 | 709 |
| Sony | 673 | 500 | 410 | 242 |
| Philips | 554 | 283 | 305 | 119 |
| Supra | 472 | 90 | 312 | 63 |
| Dexp | 50 | 12 | 210 | 48 |
| Mystery | 401 | 88 | 156 | 34 |
| Telefunken | 148 | 30 | 131 | 26 |
| その他 | 1,826 | 505 | 811 | 192 |
| 市場全体 | 10,363 | 5,004 | 5,491 | 2,159 |

(出所) Новый (2016).

⁴⁸¹ 本章は、服部 (2016c) をベースに、加筆・修正して構成している。

さて、近年ロシアの家電・エレクトロニクス市場では韓国勢の攻勢が強まり、特に韓国メーカーがロシアに現地工場を開設してから、その優位が一層明確になった⁴⁸²。すなわち、2006年9月にLGの自社工場がモスクワ州ルザ地区で稼働し、サムスン（Samsung）も2008年9月にカルーガ州のヴォルシノ工業団地で自社工場を稼働させた。現地生産の威力もあり、ロシアのテレビ販売市場は、サムスン・LGという韓国系2強に支配されている。2014～2015年のロシアにおけるブランド別テレビ販売状況を示したのが図表10-1であり、2015年にはこの2社で市場の66.6%（金額ベース）を占めるに至っている。

サムスン・LGの韓国系2強は、ロシア国内市場だけでなく、ユーラシア関税同盟およびCIS自由貿易条約の枠組みに乗って、ウクライナとベラルーシを含むCIS全体のテレビ販売市場を席巻している。筆者は、2016年2月にウクライナとベラルーシで家電販売店の店頭調査を行った際に、両国のテレビ売り場までもがメイドインロシアのサムスン・LGに埋め尽くされている様子を目の当たりにし、衝撃を受けた。

図表10-2に見るテレビの生産動向は、2000年代半ばからの薄型化・デジタル化、ビジネスモデルの変化、そして景気の浮き沈みなどを受け、変動が激しい。ロシアでは、2010年代に入って生産が着実に拡大しており（景気が悪化した2015～2016年は例外）、やはりサムスン・LGの現地生産が軌道に乗ったことが大きいと見られる。

一方、ベラルーシにはゴリズント社（ミンスク市）、ヴィチャジ社（ヴィテプスク市）と2社のテレビメーカーが存在する。個人的な体験ながら、筆者自身、2000年代にゴリズント社を訪問した時に、社長自らが「デジタルテレビ研究所」というR&D部門を案内してくれたり、「しゃべるテレビ」「冷蔵庫付きのテレビ」といったアイデア商品を紹介してくれたりした際には、ロシアでは失われて久しいモノづくりの矜持を見た思いがして、強い印象を受けたものである⁴⁸³。

ところが、ベラルーシのテレビメーカーはその後、グローバル企業との競争で劣勢に立たされた。かつてロシアに次ぐ規模を誇ったテレビ生産も、2000年代の後半に縮小に転じた。2010年代の初頭に一時的に生産が盛り返したが、これは独自ブランドというよりも、日系をはじめとする外国ブランド製品の委託生産によるものであったと考えられる。そして、ここ数年はサムスン・LGのロシア工場に圧倒され、ロシア市場だけでなく、上述のとおりベラルーシ国内市場までもが掘り崩されていた。2015年10月までにはヴィチャジ、ゴリズント両社のテレビ生産が完全に停止し、伝統を誇るベラルーシ・テレビ産業の火がいったん消えかけた。しかし、図表10-2に見るとおり、2016年には回復に転じている。実は、2016年の9月に、日系のパナソニックがベラルーシにテレビ生産を委託してユーラシア経済連合の市場で販売するという話題が伝えられているので⁴⁸⁴、おそらくはパナソニックを含めた外資の委託を受けた生産回復ではないだろうか。ただし、家電の委託生産では、当事者から情報が正式に発表されることは稀なので、本件も詳しいことは不明である。

ところで、管見によれば、テレビの生産をめぐるロシアとベラルーシのこうした顛末は、重大な教訓を突き付けているように思われる。ロシアとベラルーシはともにユーラシア経済連合加盟国なので、理論的には、いずれの国に工場を建設しても、同じ市場規模を享受できるはずである。しかも、労働力はベラルーシの方が安価で優秀というのが一般的な評価であり、投資家が工場建設地としてベラルーシを選択してもいいように思える。ところが、現実にはロシア／ユーラシア市場全体を射程としたグリーンフィールド投資で、外資がベラルーシを工場建設地に選んだような事例はこれまでのところ皆無に近く、第9章で見たGeely社のケースが初めてと言っていいくらいである。外資によるベラルーシでの現地生産は、これまではせいぜい委託生産や限定的

⁴⁸² サムスン、LGのロシアへの進出の概要については、金（2012）参照。

⁴⁸³ 服部（2009）参照。

⁴⁸⁴ <http://hitech.vesti.ru/article/626968/> Hi-tech ВЕСТИ, 9 сентября 2016.

な合弁生産が行われてきたにすぎない。その原因を考えるに、ユーラシア統合はEUのような安定した枠組みではなく、ロシアとベラルーシが統合を中止したり、あるいは両国の対立で二国間国境で貨物が通過できないような事態が起きたりする危険性が否定できないので、投資家は安全策として大国ロシアの側を選び、小国ベラルーシに本格的な規模の投資を行うのを躊躇するからであろう。このような構造を考えれば、グローバル企業がロシアでの現地生産に乗り出して、そのロシア工場の製品によってベラルーシ製品が駆逐されるという現象は、今後テレビ以外の産業でも生じる可能性がある。

さて、図表10-2に見るとおり、意外にもウクライナでは一定量のテレビの生産が続いており、しかも2010年代に入って拡大基調にあった。情報を総合すると、これはシンガポール系の委託生産メーカーであるFlex（旧Flextronics）社が対EU国境から近い西ウクライナのザカルパッチャ州ムカチェヴェ市に工場を開設し、日系を含む外国ブランド製品の生産を請け負っていることを反映していると考えられる。テレビ受像機に加え、テレビチューナーなども生産していたようで、各種の製品は、ウクライナ国内、CIS市場、EU市場に供給されてきた模様である⁴⁸⁵。

これに対し、一般論として言えば、冷蔵庫のような白物の大型家電は、市場に近い場所で生産するのに適した品目である。また、図表10-3を見ても分かるとおり、生産量にテレビのような激しい波はなく、安定しやすい傾向がある。

ロシアでは、十数社の外資系および地場資本のメーカーが冷蔵庫の生産に従事していると言われている。外資系では、Indesit、LG、Vestel、Bekoなどが大手である。なお、サムスンのカルーガ工場では、現在のところ冷蔵庫は生産されておらず、将来的な計画に留まっている。地場メーカーとしては、クラスノヤルスクのピリュサ社などが有力である。

ベラルーシ唯一の冷蔵庫メーカーは、ミンスク市に所在するアトラント社であり、かつて日本のサンヨーがコンプレッサー製造設備を供給したことで知られている。ゴリゾントやヴィチャジのテレビ生産とは異なり、アトラントの冷蔵庫生産は年間100万台前後で推移しており、比較的安定している。

図表10-2 3国のテレビの生産量

(1,000台)

| | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ロシア | 3,278 | 4,601 | 6,823 | 7,028 | 4,878 | 11,876 | 14,714 | 16,170 | 14,714 | 16,255 | 9,000 | 8,300 |
| ウクライナ | 651 | 431 | 507 | 558 | 238 | 69 | 165 | 391 | 319 | 438 | ... | ... |
| ベラルーシ | 1,308 | 1,067 | 702 | 717 | 352 | 446 | 404 | 594 | 269 | 112 | 22 | 170 |

(出所) CIS統計委員会および各国統計局。

図表10-3 3国の冷蔵庫・冷凍庫の生産量

(1,000台)

| | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ロシア | 2,778 | 2,995 | 3,539 | 3,728 | 2,750 | 3,557 | 4,100 | 4,302 | 4,128 | 3,693 | 3,118 | 3,300 |
| ウクライナ | 953 | 1,068 | 1,134 | 779 | 482 | 576 | 378 | ... | ... | ... | ... | ... |
| ベラルーシ | 995 | 1,050 | 1,072 | 1,106 | 1,007 | 1,106 | 1,197 | 1,263 | 1,200 | 979 | 899 | 988 |

(出所) CIS統計委員会および各国統計局。

⁴⁸⁵ たとえば、以下のニュースを参照。 <https://delo.ua/tech/duh-zakarpatja-v-mirovoj-elektronike-305779/> Дело, 21 октября 2015.

問題はウクライナであり、同国では東部のドネツィク市にあるノルド社が唯一の冷蔵庫メーカーとなってきた。EBRDの融資による設備更新が奏功し、2000年代の半ばにはベラルーシのアトラントに比肩する生産量を記録していた。ところが、近年生産量が落ち込んでいたところに、2014年以降のドンバス紛争で、工場のあるドネツィク市は分離主義武装勢力の手に落ちてしまった。ノルド社の生産のかかなりの部分が従来はロシア・CIS市場向けであっただけに、ウクライナ・ロシア関係の悪化が逆風となった。断片的な情報によれば、2014年の末頃まではどうにか冷蔵庫の生産は続けられていたようだが、さすがにその後は操業が不可能となり、ドネツィク州の中でも占領を免れている北部のクラマトルシク市にノルド社の新工場を建設する計画が浮上しているという。なお、2016年には、この開店休業状態のノルド社を、ロシアの実業家が買収するという不可解な動きがあった⁴⁸⁶。

第2節 貿易動向

テレビのうち、今日最も一般的と思われる液晶カラーテレビ（85287240）の3国による輸出入動向を、図表10-4に示した。また、冷蔵庫のうち、最も一般的と思われる家庭用冷蔵・冷凍庫（841810）の輸出入動向を、図表10-5に示した。

過去3年ほどの景気後退による落ち込みをひとまず除くと、3国のテレビおよび冷蔵庫輸出のうち、強力なパフォーマンスを示しているのが、図表10-4(1)のロシアのテレビ輸出と、図表10-5(5)のベラルーシの冷蔵庫輸出であろう。より具体的に言えば、サムスン・LGのロシア工場のテレビと、ベラルーシ・アトラント社の冷蔵庫が強いということになる。その結果、ロシアのテレビ貿易、ベラルーシの冷蔵庫貿易は、大幅な輸出超過となっている。それ以外、すなわちロシアの冷蔵庫貿易、ウクライナのテレビおよび冷蔵庫貿易、ベラルーシのテレビ貿易は現時点で輸入超過である。ロシアがテレビの純輸出国として定着する一方、ベラルーシは純輸入国に転落しており、ユーラシア統合がベラルーシ製造業にとって市場を創出するというよりも剥奪する効果を及ぼしたという、見逃せない事例である。

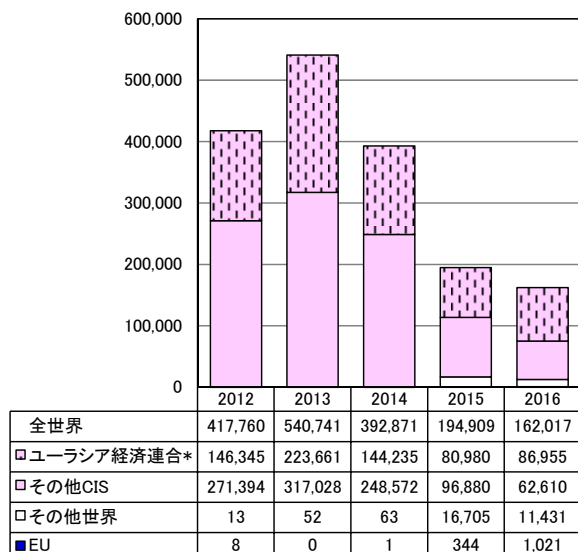
3国のテレビおよび冷蔵庫輸出は、大部分がCIS域内輸出であり、第9章で取り上げた自動車と状況が似通っている。単純に考えても、旧ソ連圏は電圧やコンセントの形状も同じであり、規格等も共通点が多いので、ある国で生産された家電をほぼそのまま他のCIS諸国に輸出することが可能なはずである。激しい国家間対立を経てもなお、依然としてロシアからウクライナへのテレビ輸出が続いていることは（図表10-4(4)）、いかにロシア製テレビがウクライナ市場にフィットしているかを物語っていよう。対照的に、図表10-5(3)のウクライナの冷蔵庫輸出を除き、従来は3国からEU向けのテレビおよび冷蔵庫輸出の実績は皆無に近かった。EUに電化製品を輸出するには、安全・環境基準に適合していることを示す「CEマーク」を取得して表示する必要がある⁴⁸⁷、その他様々な非関税障壁がロシア・CISメーカーの対EU輸出の障害になってきたと考えられる。しかし、これも自動車分野と同様に、過去3年ほどのCIS市場の景気低迷と各国通貨の下落などを受け、図表10-5(1)(3)に見るように、ロシアおよびベラルーシのメーカーはEU向けの冷蔵庫輸出にも少しずつ取り組み始めた模様である。冷蔵庫に比べると、図表10-4(1)のロシアのテレビではEUへの輸出の動きは緩慢である。14.0%というEUの高関税の影響も大きいだろうし、サムスン・LGにはEU市場での供給体制が別途あるはずなので、ロシア工場はCIS域内に特化するという方針が決まっているということなのかもしれない。

⁴⁸⁶ 「ドネツィクの冷蔵庫工場の近況」（2016年9月18日）。<http://hatorimichitaka.blog.jp/archives/48465990.html>

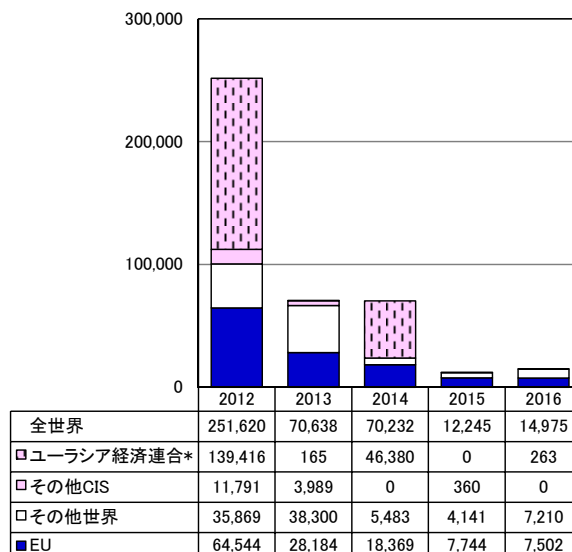
⁴⁸⁷ 駐日欧州連合代表部による解説参照。「電気機器などで見かける『CEマーク』とは？」（2014年11月26日）。<http://eumag.jp/question/f1114/>

図表10-4 3国の液晶テレビ(85287240)の輸出入(1,000ドル)

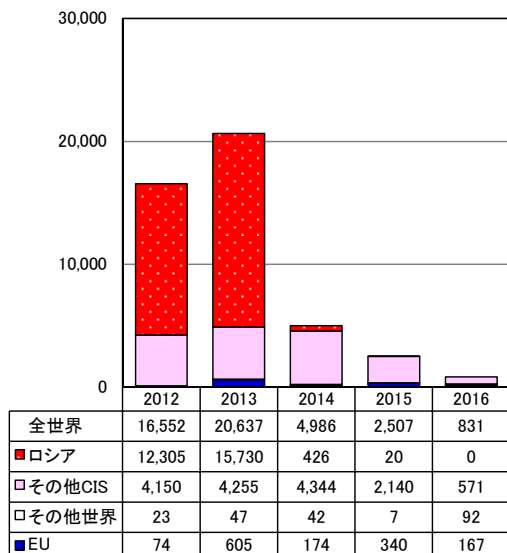
(1) ロシアの輸出



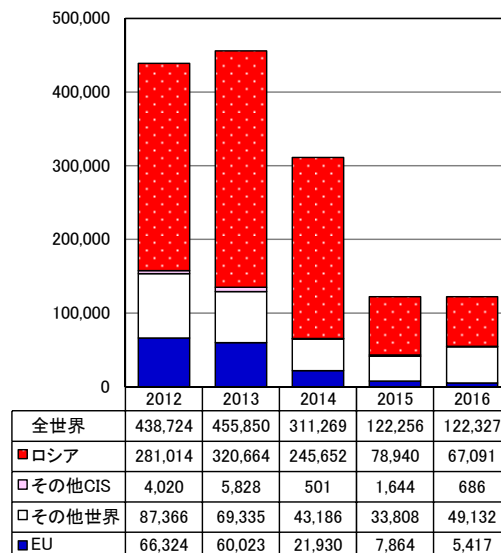
(2) ロシアの輸入



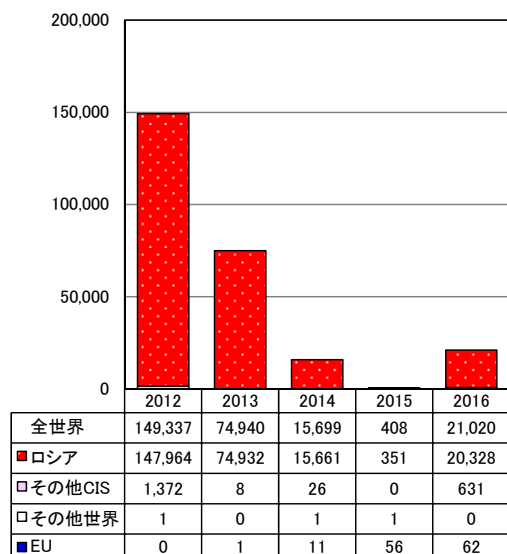
(3) ウクライナの輸出



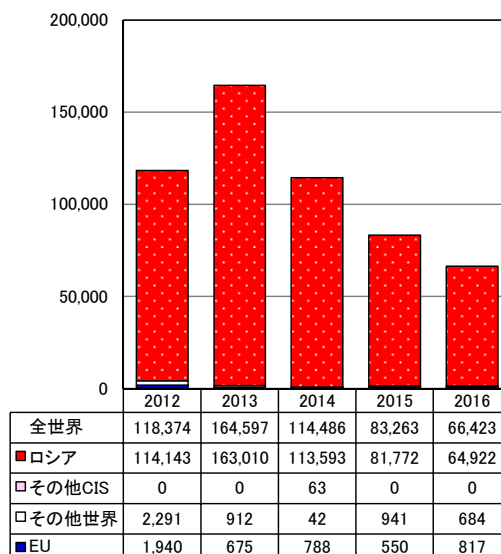
(4) ウクライナの輸入



(5) ベラルーシの輸出



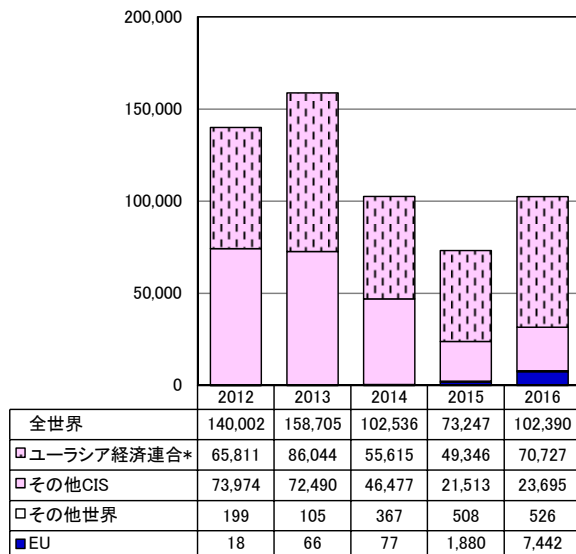
(6) ベラルーシの輸入



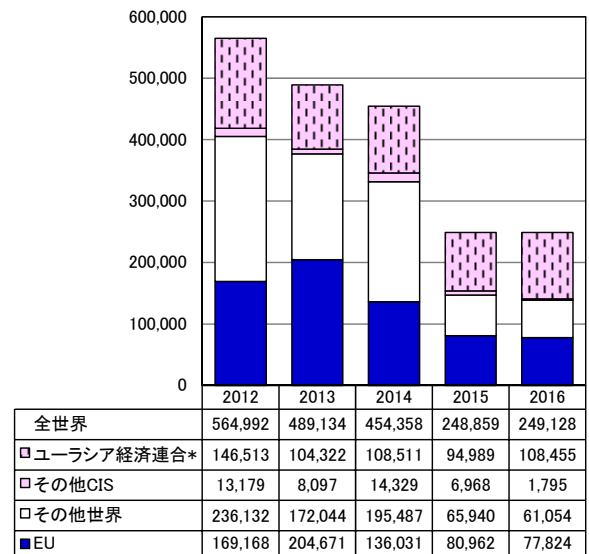
(注) *ここでは便宜的に、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアとの取引額の合計を過去にも遡って示している。
(出所)ITCデータベース。

図表10-5 3国の家庭用冷蔵・冷凍庫(841810)の輸出入(1,000ドル)

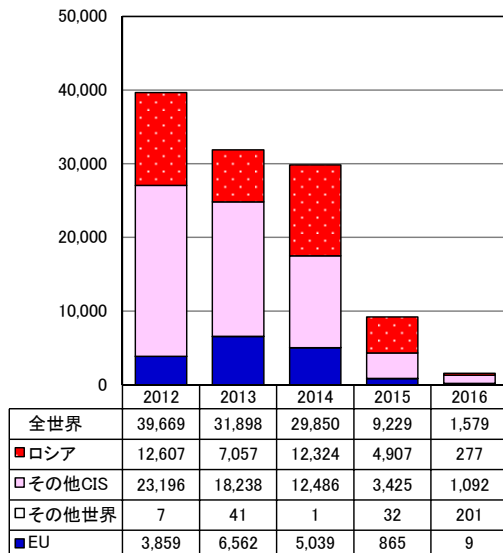
(1) ロシアの輸出



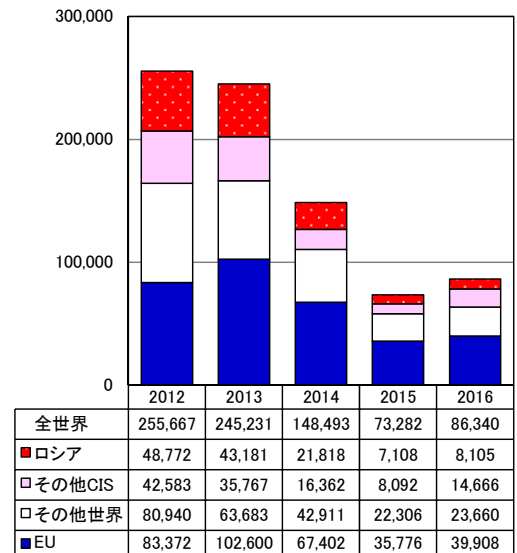
(2) ロシアの輸入



(3) ウクライナの輸出



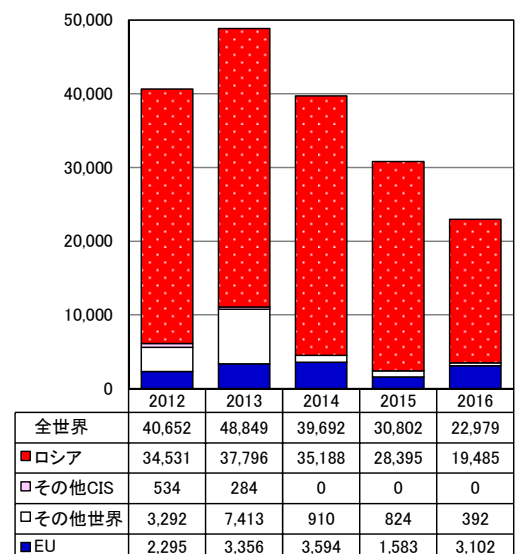
(4) ウクライナの輸入



(5) ベラルーシの輸出

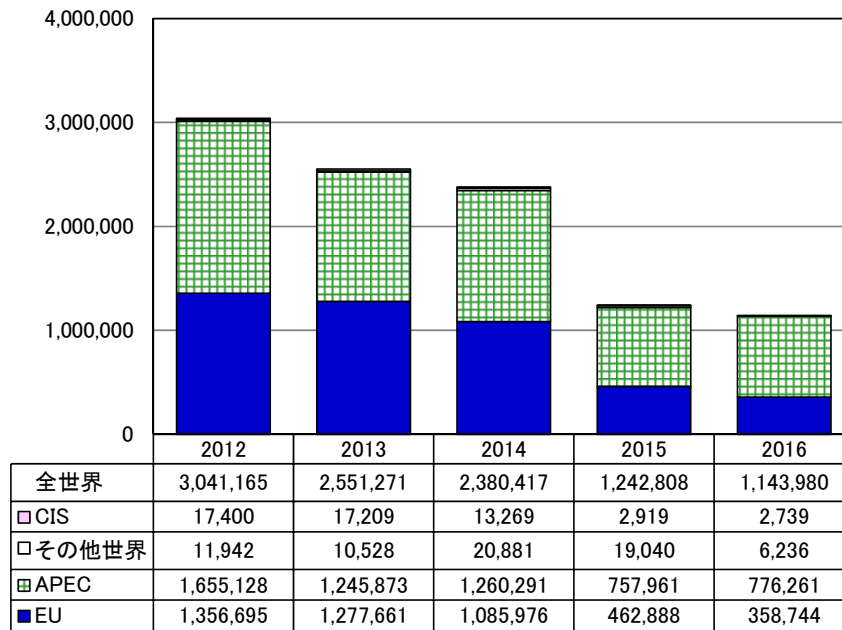


(6) ベラルーシの輸入



(注) * ここでは便宜的に、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアとの取引額の合計を過去にも遡って示している。
(出所)ITCデータベース。

図表10-6 ロシアのディスプレイモジュール等(8529)の輸入動向(1,000ドル)



(出所)ITCデータベース。

このように、韓国勢の工場建設の賜物で、ロシアはCISのテレビ市場で独り勝ちの様相となっているものの、ロシア国内でどれだけの付加価値が生み出されているかは、また別の問題である。家電産業はデジタルの時代に突入して以来、モジュール化が進み、下流のアセンブリで大きな収益を上げることは困難になっている⁴⁸⁸。一例として、ロシアのディスプレイモジュール等(液晶パネル等)の輸入動向を示したのが図表10-6である。ロシアが液晶テレビの純輸出国になったといっても、部材の主要部分は依然としてAPEC諸国やEU諸国からの輸入に依存していることは、理解しておく必要がある。

ウクライナに目を転じると、図表10-4(3)、図表10-5(3)に見るとおり、EUがDCFTAでウクライナ産のテレビおよび冷蔵庫に関税を即時撤廃したにもかかわらず、ウクライナはそれを活かせる状況にはない。しかし、これに関しては若干の注釈が必要である。ウクライナはHSコード8528の中で、液晶テレビ(85287240)というよりも、むしろスクリーンのないテレビチューナー(852871)の輸出に注力してきた。前出のFlex社工場のあるムカチェヴェ市はハンガリーと国境を接し、そのハンガリーをはじめとするEU諸国に安価なテレビチューナーが以前から大量輸出されており、同ビジネスは現在も継続中である。EUの同品目の関税率は14.0%であり、ウクライナは従来もGSPでの優遇関税率11.5%で輸出できたはずだが、それがDCFTAで無税になることの意味は大きいだろう。第9章で見た自動車用電装品のケースと同様に、エレクトロニクス産業の中でも労働集約的な部分を西ウクライナが担ってEU市場に供給するというパターンが、ここでも見られる。図表10-7の小括表において、ウクライナの家電輸出でEU向けの比率が高くなっているのも、この点に起因している。

第3節 家電産業の小括

家電産業の分野では、何と言っても、2000年代の後半に韓国系のサムスン、LGがロシアに自社工場を開設

⁴⁸⁸ 液晶テレビの製造コストの中では圧倒的に液晶モジュールの比率が大きく、(やや数字が古いが)コスト全体の64%に上るとのデータがある。中川・宋・勝又(2011), 20.

し、ロシアのみならずCIS全体のテレビ販売市場を席卷していることが、最大のトピックである。そのあおりを受け、ベラルーシの老舗メーカーが、一時はテレビ生産を停止する事態に追い込まれた。ユーラシア統合が帯びているゼロサム的な側面が、露呈した形である。ただし、ベラルーシの冷蔵庫生産は今のところ競争力を保っているし、テレビメーカーとしては凋落したゴリゾン社も中国企業と提携して電子レンジなどに注力していく方向であるという。

自国の市場規模が小さいロシア以外のCIS諸国にとって、相対的に規模の大きいロシア市場に輸出しやすくなるという利点は、ロシア主導のユーラシア経済連合に加入する大きなインセンティブになる。しかし、今回見たベラルーシのテレビメーカーのように、より強力なロシアの生産者（特に外資系）との競争に直にさらされて、衰退する危険性もある。今日のテレビ生産事業のように、ごく少数のグローバルなプレーヤーだけが生き残れる分野では、特にそうである。他方、外資側にとっても、ユーラシア圏での現地生産に乗り出す際に、進出先としてロシアを選ぶのが正攻法であろう。現時点で制度上ロシアとの障壁がないとされているとはいえ、あえてベラルーシを選ぶという選択肢は一般的ではなく、せいぜい委託生産止まりなのではないだろうか。

図表10-4(3)を見ると、ウクライナのエレクトロニクス産業はまったくEU市場に食い込めていない印象を抱いてしまうが、上述のとおり、現実には国際的な委託生産メーカーであるFlex社が西ウクライナに進出しており、EUに廉価品のテレビチューナー等を大量輸出している模様である。ウクライナの場合は、今後はこうしたビジネスモデルが主流となっていく可能性があるだろう。

図表10-7 「第10章 家電産業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|--|--|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 0.2% | 3.7% | 95.1% |
| | ウクライナ | 0.8% | 45.7% | 53.2% |
| | ベラルーシ | 1.0% | 0.8% | 98.9% |
| 輸入障壁 | EU | 輸入関税率は、液晶テレビ14.0%、冷蔵・冷凍庫は1.9%。DCFTAでは、輸入関税は即時撤廃。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 輸入関税率は、液晶テレビ8.0%、冷蔵・冷凍庫は12.0%または13.6%。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | 家電製品は、電圧やコンセントをはじめ、旧ソ連市場の一体性が強い。EU向け輸出では、「CEマーク」取得義務などが非関税障壁に。CISのテレビ市場は、韓国2強のロシア工場が席卷。ただし、液晶モジュールは輸入に依存。ベラルーシの老舗テレビメーカーも韓国2強に市場を奪われ、外国ブランドの委託生産で糊口を凌ぐ。国際的な委託加工メーカーが西ウクライナに進出し、EU向け含めた生産を手掛ける。 | | | |

(注)この場合の「当該品目」は、テレビ受像機等(8528)および冷蔵庫(8418)。

第11章 医薬品産業⁴⁸⁹

第1節 概観

輸入障壁 医薬品は高度な産業分野で製品の種類も多く、貿易統計分析は容易でない。本稿ではごく単純化して、HSコード第30類の「医療用品」が医薬品とほぼイコールだと考え、議論を進める。ただ、第30類は医薬品の完成製品に限られる。医薬品の原薬（有効成分）は、第28類の無機化学品、第29類有機化学品の中に含まれており、本来であればそれらも分析対象に加えることが望ましいが、技術的にきわめて困難なので、断念する。

最初に、東西両市場の輸入障壁を確認しておく、まずEUの医療用品（第30類）の輸入関税率は、全面的に無税である。一方、ユーラシア経済連合では医療用品（第30類）に対して、品目ごとに概ね0.0～6.5%の範囲内で関税率を設定しているものの、それほど高関税というわけではない。ただし、問題は医薬品産業こそまさに非関税障壁が横行する分野だということであろう。たとえば、日本とEUの経済連携協定の過程で明らかになったところによれば、EU側の医薬品に対する非関税障壁は、関税率換算で18%相当の追加コストを伴っているという⁴⁹⁰。

ユーラシアの共同市場 ロシアをはじめとするCIS諸国では、ソ連解体後に医薬品産業が麻痺状態に陥り、需要を満たすために外国製品が流入、市場が外国勢に席卷される状態が長く続いてきた。地場企業はジェネリック医薬品の生産でかろうじて生き残っている状況で、各国とも医薬品貿易の収支は大幅な赤字となった。近年になり、医薬品を国内で輸入代替生産することが、CIS主要国共通の産業政策上の課題とされるようになった。また、医薬品産業は各国で、経済イノベーション化の取り組みにおける象徴的な位置付けを与えられている。そして、ユーラシア連合では、医薬品の共同市場を形成することが、外資を含む投資を促して域内での生産を拡大していく上で、効果を発揮しうると期待されている⁴⁹¹。

ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3国首脳は、2014年12月23日に「ユーラシア経済連合の枠内での医薬品流通の単一原則・規則に関する協定」に調印し⁴⁹²、同協定は2016年2月12日に発効した。この協定が、「ユーラシア共同医薬品市場」の基本文書となる。協定を紐解いてみると、医薬品流通に共通のルールを適用することがうたわれているが、その執行に当たるのは各国それぞれの指定行政機関であり、超国家機構たるユーラシア経済委員会は各国の活動を調整するに留まる（第4条）。医薬品の認可手続きに際して、別の加盟国で実施された医薬品の治験結果を相互承認するとの規定（第7条）は、重要性が高いだろう。また、ユーラシア経済連合域内で販売される医薬品は、所定の手続きで認可を受けた上で、ユーラシア経済連合の「共通認可医薬品リスト」に掲載されなければならないとされている（第14条）。

⁴⁸⁹ 本章の第3、4節は、服部（2016a）をベースに、加筆・修正して構成している。

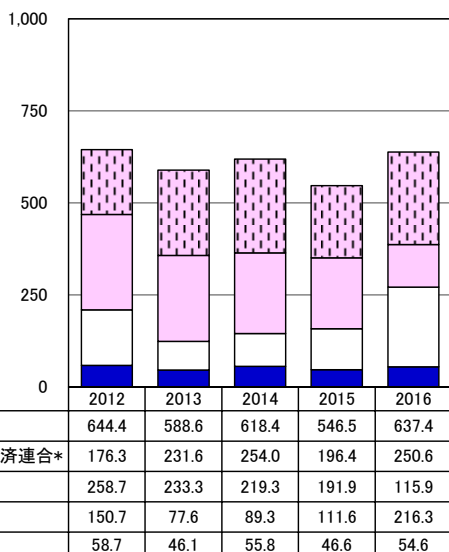
⁴⁹⁰ ハイブリッジ（2016）。

⁴⁹¹ Ташенов и Чередниченко（2013）。

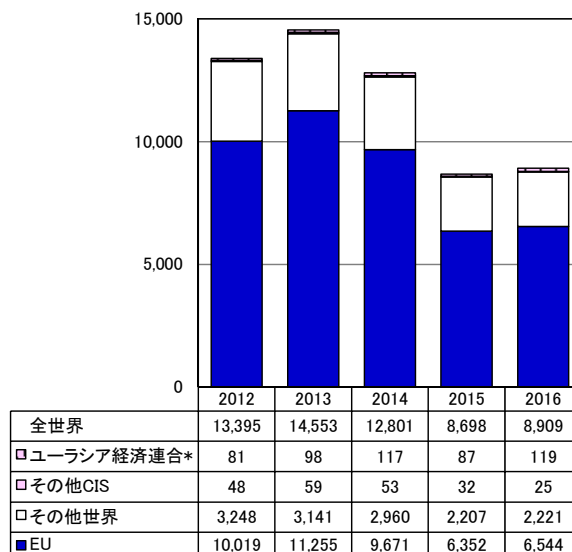
⁴⁹² ЕЭК（2014）。

図表11-1 3国の医療用品(第30類)の輸出入(100万ドル)

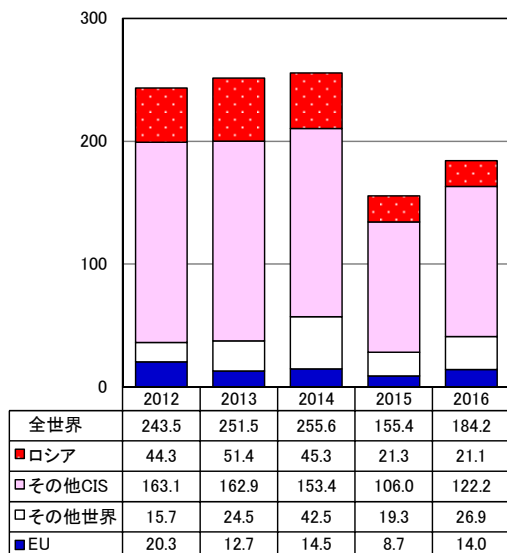
(1) ロシアの輸出



(2) ロシアの輸入



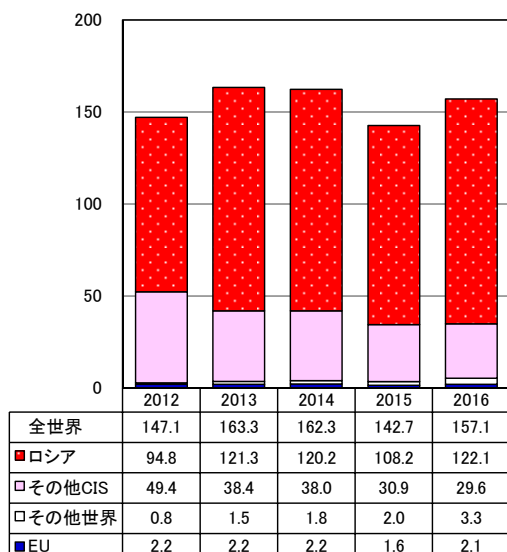
(3) ウクライナの輸出



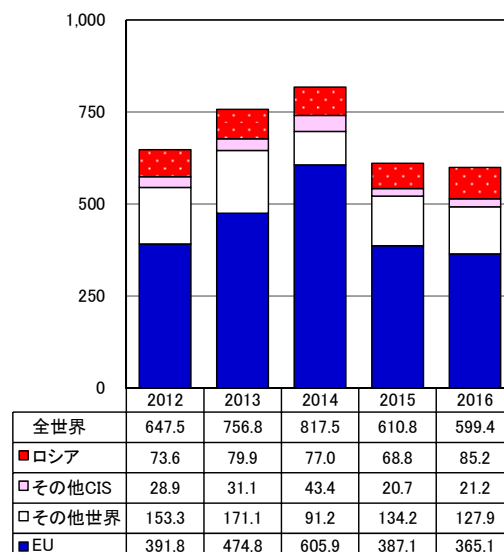
(4) ウクライナの輸入



(5) ベラルーシの輸出



(6) ベラルーシの輸入



(注) * ここでは便宜的に、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアとの取引額の合計を過去にも遡って示している。
(出所) ITCデータベース。

全体として、行政機能は超国家レベルに移管されるのではなく各国レベルに留まるものの、協定がしかるべく機能すれば、域内市場の一体性が強まるであろうことは間違いない。むしろ、ユーラシア経済連合では商品・サービス・金融・労働力の自由市場がすでに成立しているが、医薬品のような規制の強い分野で域内のルールを共通化することは新たな挑戦であり、ゆえに本件はユーラシア統合の今後を占うパイロット・プロジェクトとも評されている⁴⁹³。また、医薬品は公共部門の占める比率の大きいセクターなので、ユーラシア加盟国の企業が他の加盟国の政府調達に当該国企業と同等の条件で参加できるとされている点も、期待を集めている⁴⁹⁴。ただし、ロシアによる上記協定の批准が遅れた弊寄せで、多数の細則の整備も遅れることとなり、そのためユーラシア共同医薬品市場の始動は2017年5月6日にずれ込んだ⁴⁹⁵。

第2節 外資の現地生産が進むロシア

ロシアの医療用品（第30類）の輸出入動向を示した図表11-1(1)(2)を見ると、まず顕著なのは、収支が圧倒的にロシア側の入超であることである。取引相手地域を見ると、輸入はEUからが圧倒的に多く、（米国やインドなどから成る）「その他世界」が続ぎ、CIS諸国はごく微量となっている。逆に輸出はCIS向けが大半だが、第9章で見た自動車などとは異なり、ユーラシア経済連合と「その他CIS」がほぼ拮抗している。「その他CIS」は主にウクライナとウズベキスタンで、これは両国の人口が多く、医薬品の市場規模が人口数にある程度比例することに起因していよう。

2012年11月にロシア政府が採択した国家プログラム「医薬品・医療産業の発展」では、ロシアの医薬品市場で輸入品が金額ベースで76%もの比率を占めている一方で、世界の医薬品輸出に占めるロシアのシェアがわずか0.04%にすぎないことが指摘され、輸入代替の推進と輸出の増強、革新的な医薬品の開発強化、外国の資本・技術の導入という目標が掲げられている⁴⁹⁶。ロシアは医療技術・医薬品を2010年に立ち上げたイノベーションセンター「スコルコヴォ」での5つの推進分野の1つと位置付け、ナノテク分野でも医薬品関連プロジェクトを数多く抱え、2012年に始動したイノベーション地域クラスター政策でも医療・医薬品分野のクラスター構想が目立った⁴⁹⁷。

ロシア政府のこうした意気込みにもかかわらず、現実のロシア製薬業界の動きを見ると、ロシア独自でイノベーションが進むというよりも、外国資本の進出によって再編と刷新が進展しているという度合いの方が明らかに強い。世界の医薬品業界では、欧米の巨大多国籍企業による寡占が進行しており、ロシアもその波に飲み込まれつつある。2014年のロシア医薬品小売市場の上位20社のうち、12社までが外資系という構図となっている。そして、2000年代の後半から、そうした大手を中心に、外国の製薬会社がロシアでの現地生産に乗り出す事例が増大している⁴⁹⁸。

そうした中で注目すべきは、自動車産業と同様に、ロシアに進出した外資系の製薬会社が、2014年以降のルーブル安の波に乗るような形で、ロシア工場から外国市場への輸出を手掛けるようになってきていることである。現在のところ、主たる輸出先となっているのは、やはりユーラシア経済連合を中心としたCIS諸国である。現

⁴⁹³ Чеховская (2016).

⁴⁹⁴ ЮНИТЕР (2016b), 25. とりわけ、市場規模の大きなロシアの政府調達が焦点となるが、ロシア政府の入札では、ユーラシア経済連合の加盟国の国産メーカーが2社以上応札した場合、輸入医薬品を擁する外国メーカーは入札の対象から除外されるという規則が設けられている。坂口 (2016a), 17.

⁴⁹⁵ <http://www.eurasiancommission.org/ru/nae/news/Pages/5-05-2017.aspx> Евразийская экономическая комиссия, 5 мая 2017.

⁴⁹⁶ РОТОВО (2013), 236-261.

⁴⁹⁷ 服部(2013a).

⁴⁹⁸ ДСМ (2016); 坂口 (2016a).

時点で輸出額が最も大きいのが、独スタダ社が買収したニジェゴロド州のニジファルム社であり、同社はロシア商工会議所から「2015年の消費財部門最優秀輸出企業」という表彰を受けている。2015年には生産量の18%に当たる47億ルーブルのジェネリック医薬品を輸出した。主な輸出先はCIS諸国であるが、バルト三国、ドイツ、ベルギー等のEU諸国への輸出も伸びつつある。ニジファルムの社長は、ジェネリックメーカーが多数ひしめく中で、ロシアのメーカーが輸出を伸ばすのは簡単ではないが、我々のサクセスストーリーは、ロシア企業でも品質のための投資さえすれば成功を掴めることの証明である旨コメントしている⁴⁹⁹。オリョール州のインスリン生産工場を買収して現地生産を手掛けている仏サノフィ社は、2016年からロシア初のインスリン輸出を開始することになった。CIS諸国に加え、EU向け輸出に必要なGMP（Good Manufacturing Practice、適正製造基準）認証を取得し、ドイツ等にも供給する計画である⁵⁰⁰。このほか、モスクワ州の工場で現地生産を行っているハンガリー系のゲデオン・リヒター社は、すでに守備範囲に入っているカザフスタンおよびベラルーシ市場に加えて今後は他のCIS諸国やEUにも販路を広げていく計画であり⁵⁰¹、ヤロスラヴリ州に工場を構える日系のタケダ・ロシア社も、将来的にロシア市場だけでなくユーラシア経済連合の市場にも供給していきたい旨表明している⁵⁰²。

このように、医薬品の分野でも自動車と同様、ロシアに進出した外資系企業がロシアの現地工場から輸出を試みる際に、まずターゲットとなるのはカザフスタン、ベラルーシを中心としたユーラシア諸国である。上述のユーラシア経済連合の共同医薬品市場の成立により、域内の医薬品貿易がさらに円滑化することが期待されている。しかし、コンサルタント会社のデロイトも指摘しているように、ユーラシア経済連合の統合メリットにもかかわらず、同市場は規模の面でロシアにとっての輸出促進効果が限定的であることも否定できない⁵⁰³。そうした観点から注目されるのが、米アボット社のロシア事業である。同社は2014年にロシアのヴェロファルム社を買収し、ロシア国内の3工場に主にジェネリック抗がん剤を生産している。同社では、抗がん剤の分野がスケールメリットの大きな産業であることに鑑み、最初からロシアをグローバル供給拠点の一つと位置付けて大量生産を想定している。ヴェロファルムの幹部は、我々にとって興味があるのは有効需要のないCIS市場ではなく、欧州であると明言している⁵⁰⁴。

上述のとおり、医薬品の輸入関税は、EUでは基本無税で、ユーラシア経済連合でも0.0~6.5%程度と決して高くない。医薬品の分野では非関税障壁の重要性の方がはるかに高く、とりわけロシア企業がEUをはじめとする先進国の医薬品市場に参入しようとするれば、GMP認証の取得が最大のボトルネックとなる。その点、経験値の高い多国籍企業の傘下にあるロシア工場にとっては、それをクリアする難易度は低まるはずだ。ロシアで活動している外資系製薬会社、とりわけアボット社の事例は、ロシア市場も多国籍企業のグローバル戦略に組み込まれており、その事業のスケールはユーラシア経済連合という地域経済圏の枠には収まり切らないことを物語っているように思われる。

⁴⁹⁹ <http://www.stada.ru/press/news/kompaniya-stada-cis-podtverzhdaet-svoi-pozitsii-na-eksportnykh-rynkakh.html> STADA CIS, 15 июня 2016. ただし、同社長は別のインタビューでは、輸出に関し慎重な発言振りに終始している。すなわち、輸出は長らく我が社の戦略的な路線の一つとなっているが、STADA本部ではロシアを輸出向け生産拠点とは見なしておらず、ベトナムに生産性の高い工場があるのでそこを主たるグローバル輸出拠点と位置付けていて、確かに現状はルーブル安だが、状況を見極めるためには一定の時間が必要だ、などと語っている。<http://gmpnews.ru/2016/06/za-poslednie-desyat-let-stada-vlozhila-v-rossijskuyu-farmotrasl-okolo-500-mln-evro/> Новости GMP, 21 июня 2016.

⁵⁰⁰ <http://kommersant.ru/doc/2769174> Коммерсантъ, 16 июля 2015.

⁵⁰¹ <http://gmpnews.ru/2016/04/ge-deon-rixter-budet-i-dalshe-obespechivat-rossiyan-dostupnymi-innovacionnymi-preparatami/> Новости GMP, 26 апреля 2016.

⁵⁰² <http://www.takeda.com.ru/media/news-releases/2015/30062015/> Такеда Россия-СНГ, 30 июня 2015.

⁵⁰³ Делойт (2015), 13.

⁵⁰⁴ <http://www.rbc.ru/newspaper/2015/08/05/56bc229a7947299f72bd1c> РБК, 5 августа 2015.

ただし、第2章でも取り上げたように、ロシアの医薬品産業は、主な産業部門の中で最もルーブル高の為替レートを希望しているという現実があり⁵⁰⁵、いかにこの分野が輸入原料・有効成分に依存しているかをうかがわせる。さらに、世界の製薬業界全体を見渡してみれば、その中核的な収益源は、やはり新薬開発にある。開発の初期段階を担うベンチャー企業と、独占的な販売権を有する巨大多国籍製薬会社が莫大な利益を挙げ一方で、従属的な地位のジェネリックメーカーは低い利益率しか確保できない⁵⁰⁶。ロシアにとって医薬品の輸入代替生産は一步前進ではあるものの、もしもロシア工場が単に多国籍製薬会社の生産支部に留まり、また輸入原料・原薬を加工するだけの存在から脱皮できなければ、その経済効果は限定的なものとなるだろう。

第3節 ユーラシア市場に注力するベラルーシ

ベラルーシも、医薬品の輸出入の基本構造は、ロシアおよびウクライナと似通っている。図表11-1(5)(6)に見るように、輸出入の収支は入超であり、輸入はEUからが圧倒的に多く、輸出はロシアを中心としたCIS市場にほぼ限られる。ただし、この3国の中では、医薬品貿易の輸出・輸入のバランスがまだしも良好な方である。

他方でベラルーシの医薬品産業は、国家の関与度合いが大きいという特有の事情を抱えている。医薬品の生産に従事している企業は30社ほどあるが、100%国有企業が2社、国の出資比率が50%を超える企業が3社存在し、これらが国内生産の70~75%を占める。とりわけ、共和国一体生産企業「ベルメドプレパラティ」(100%国有)と、公開型株式会社「ポリソフ医薬品工場」(99.97%国有)が、2大メーカーとなっている。ただし、中高価格帯の商品を中心に、2010年現在で輸入品が国内市場(金額ベース)の76%を占めていたことから、ベラルーシ政府は国家プログラムを採択して輸入代替を推進してきた。その際に、ベラルーシ政府は経済的手段というよりも行政的な介入によって輸入の抑制と国産品消費の増大を図ろうとするきらいがあった⁵⁰⁷。

また、ベラルーシの製薬産業では、国内市場の規模が限られることもあって、輸出への依存度が大きい。輸出の90%程度を一連の国営メーカーが担っており、生産に占める輸出の比率がベルメドプレパラティ社では48%に、ポリソフ医薬品工場では53%に上っている。ベルメドプレパラティ社のいくつかの生産ラインを除いて、ほとんどのメーカーがEUや米国といった先進国の市場に輸出するのに必要なGMP認証を取得しておらず、販路は自ずとCIS市場に限られる⁵⁰⁸。

こうしたことから、上述のユーラシア共同医薬品市場への期待感を最も明確に示しているのが、ベラルーシである。ベラルーシ保健省医薬品局のL.レウツカヤ局長は、人口1,000万人弱の我が国の製薬産業にとっては、国内市場だけで収益を挙げることは困難であり、輸出に重点を置くことが正しい選択であるとの見解を示した上で、我々はユーラシア共同医薬品市場成立に向け協力を惜しまないと、強い意欲を表明している⁵⁰⁹。

現在のところ大手の外資系製薬メーカーはベラルーシに商品を輸出するだけで、ベラルーシでの現地生産には乗り出しておらず、今後もそれには変わりはないだろう。国家主導の経済発展を志向するルカシェンコ体制を所与とする限り、国営製薬メーカーによるロシア市場への輸出こそがベラルーシ製薬産業の生命線であり、その意味でベラルーシがユーラシア共同医薬品市場に寄せる期待は切実である。

⁵⁰⁵ Цухло (2017).

⁵⁰⁶ 関下 (2014); Kaplan (2005).

⁵⁰⁷ ЮНИТЕР (2016b), 20-21.

⁵⁰⁸ ЮНИТЕР (2016b), 24.

⁵⁰⁹ Букаго (2016).

第4節 ウクライナ製薬産業とDCFTAの効用

図表11-1(3)(4)に見るとおり、ウクライナも医薬品貿易の基本パターンはロシアおよびベラルーシのそれと似通っている。すなわち、輸出に比べ輸入が1桁ほど多く、大幅な入超となっている。輸入はEUからが圧倒的に多く、「その他世界」がこれに続き、ロシア・CIS諸国からの輸入はごくわずかである。一方、それほど規模の大きくない輸出は、ウズベキスタン、カザフスタン等を中心とする「その他CIS」が主な販路となっている。ただしウクライナの場合は、連合協定に伴うDCFTAが成立したことから、製薬業界にもEU市場への期待感が強い点が、ロシアやベラルーシと異なる点である。

2016年現在の金額ベースで、ウクライナの医薬品市場の勢力図は、国産品と外国製品の比率が概ね4：6程度となっている（直近では通貨グリブナの下落により国産品の比率が若干高まる方向）。販売高の上位には著名な多国籍製薬会社が名を連ねているが、現在のところ外資による現地生産はハンガリー系ゲデオン・リヒター社、ロシア系ファルムスタンダルト社によるものが知られている程度である。ウクライナの地場メーカーとしてはファルマク社、アルテリウム社、ダルニツァ社といったところが大手であり、このうちダルニツァはウクライナ企業としては先駆的に国際的なGMP認証を取得している⁵¹⁰。

EUは日米をはじめとする先進諸国と、それぞれのGMPを相互に承認する協定を結んでいる⁵¹¹。EUと連合協定を結んだウクライナの製薬業界には、その延長上でGMPの相互承認に関する協定がEUと成立することへの期待があった。それが実現すれば、ウクライナ製薬会社の欧州市場への参入障壁は格段に低まるからだ⁵¹²。しかし、ウクライナの法規制をEUスタンダードに合わせる改革が進捗していないので、EUとのGMP相互承認協定は実現の目途が立っておらず、結果的にウクライナだけがEUのGMPを承認して一方的に欧州製薬会社に市場を開放する形となっている⁵¹³。このままの状況が続けば、皮肉にも、EUとの統合に国運を賭けるウクライナではなく、むしろ政治的にはEUと距離を置いているロシアの方が、ロシアでの現地生産に乗り出している多国籍企業の力を借りて、EU向け医薬品輸出で成果を挙げていくことになるかもしれない。

他方でウクライナでは、医薬品価格がEU市場と比べて割高で、特に有名ブランドの製品が近隣のEU諸国と比べて顕著に高く販売されているという問題が指摘されている。DCFTAの全面施行で2016年からEU産の医薬品が関税なしでウクライナ市場に流入するようになったにもかかわらず、ウクライナの一般市民はその恩恵に浴していない。原因は、ウクライナの過度の国家規制と、それに付け込んだ役人の汚職であるという⁵¹⁴。

第5節 医薬品産業の小括

医薬品分野は、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの3国とも輸入依存度がきわめて高く、その貿易は大幅な輸入超過である。各国の輸出総額に占める医薬品の比率は微々たるものであり、しかも同じような条件のCIS諸国への輸出がほとんどである。しかしながら、医薬品産業は、輸入代替および経済イノベーション化政策においては中心的な位置を占めており、ユーラシア統合でも焦点になるなど、産業政策上のプライオリティには非常に高いものがある。

⁵¹⁰ Дмитрик (2016); Скавронский (2016).

⁵¹¹

http://www.ema.europa.eu/ema/index.jsp?curl=pages/regulation/general/mutual_recognition_agreements.jsp&mid=WC0b01ac058006e013 European Medicines Agency.

⁵¹² Прохоренко (2014).

⁵¹³ Загорий (2016).

⁵¹⁴ Кузьмин (2016).

医薬品産業は、非関税障壁の役割が圧倒的に大きな分野であり、特にEU向け輸出にはそのGMP基準を満たすことが必須となる。DCFTAにもかかわらず、ウクライナとEUがGMPを相互承認することは、今のところ実現していない。

ロシアの経済近代化全般がそうであるように、医薬品分野の輸入代替も、外国企業の現地生産によって進展している度合いが強い。また、そうした外資の傘下に入った工場から、外国への輸出も始まろうとしている。多国籍企業主導のビジネスであるだけに、あるいはウクライナよりも早くGMPの障壁をクリアし、EUへの輸出が拡大していくかもしれない。ただし、外資系企業によるロシアでの現地生産が拡大しても、輸入原薬を用いてジェネリック医薬品を生産するだけに留まれば、収益には限界があることも事実である。

旧態依然たるベラルーシの医薬品業界は、ロシア市場に依存しており、ユーラシア経済連合の共同医薬品市場への期待が大きい。ロシア政府が自国の政府調達でユーラシア統合のパートナー諸国を優遇していることは、ベラルーシにとって大きな恩恵だろう。

図表11-2 「第11章 医薬品産業」の小括表

| | | 当該品目が商品輸出総額に占める比率 | 当該品目の輸出に占めるEU向けの比率 | 当該品目の輸出に占めるCIS向けの比率 |
|---------------|---|-------------------------------|--------------------|---------------------|
| 2012年の輸出状況 | ロシア | 0.1% | 9.1% | 67.5% |
| | ウクライナ | 0.4% | 8.3% | 85.2% |
| | ベラルーシ | 0.3% | 1.5% | 98.0% |
| 輸入障壁 | EU | 輸入関税は無税だが、GMPをはじめとする非関税障壁が高い。 | | |
| | ユーラシア経済連合 | 輸入関税率は品目ごとに0.0~6.5%。 | | |
| 考慮すべきその他の重要要因 | 非関税障壁の役割が圧倒的に大きな分野であり、特にEU向け輸出にはそのGMP基準を満たすことが必須。DCFTAにもかかわらず、ウクライナとEUのGMP相互承認は実現せず。多国籍企業がロシアでの現地生産に乗り出し、輸出も手掛けようとしている。ユーラシア経済連合の医薬品共同市場は難航しながらも発足、ベラルーシはその恩恵に期待。 | | | |

(注)この場合の「当該品目」は医療用品(第30類)。

第12章 総括

第1節 本研究の要約

本研究では、ロシア主導のユーラシア統合と、EUによる東方パートナーシップがせめぎ合い、ウクライナ危機に至るといふ国際関係の流れの中で、その渦中に置かれることになるロシア・ウクライナ・ベラルーシという3カ国が、経済面でどのような利害を有していたかに関する分析を行った。第1部においては国ごとに通商・産業の動向と政策を概観し、第2部においては産業部門別に3国を横断した分析を行った。基本的な分析アプローチは、実際の貿易フローを整理すること、主たる輸出相手地域と想定されるユーラシア市場とEU市場の輸入障壁を把握すること、そしてそれ以外に留意すべき要因を抽出することであった。

国ごとの対外経済戦略 第1部の要旨をまとめれば、まずロシアは、現状では石油・ガスを中心とするエネルギーおよび低付加価値の資源・素材の輸出を主力としており、EUがその最大の市場となっているものの、それは言わば「打破すべき現状」であり、輸出商品の多角化・高度化、輸出先の地理的多様化を目指している。ロシアとEUは1990年代から、大ヨーロッパの共通経済空間を形成するという理念を表明し合い、現在でもその理念が取り下げられたわけではないが、ロシアはプーチン政権下で、まずはユーラシア統合を遂げて産業競争力を高めた上で、より質的に高く規模的に大きな経済を備えた後にEUとの共通経済空間形成に臨むべきだという路線に傾いている。2014年以降のウクライナ危機を受け、ロシアのそのような方向性はより一層明確化し、また同じく内向的な方向性の輸入代替政策が台頭した。ただし、ユーラシア統合がいくつかの問題点を抱えていることは否定できない。ロシアの近代化のためには経済イノベーションや新たな工業化が必要で、そのためには外資を含む民間の投資を拡大しなければならず、ユーラシア統合による市場拡大はそのための投資環境・魅力向上に向けた取り組みの一環であるというプーチン政権の立場は括目に値し、自動車産業のようにその萌芽と見なしうる現象も見られないわけではない。しかし、現実にはロシアは、ウクライナ問題をめぐって欧米と制裁を応酬する事態となり、その結果ロシアの投資環境・魅力が大きく損なわれている。

次に、ウクライナの歴代政権は、基本的には欧州統合への参入の方向性を選好し、それはヤヌコーヴィチ政権にしても同じであったが、ロシアからの経済的圧迫に耐えかね2013年11月にEUとの連合協定を棚上げし、それが発端となり反政府デモが激化して、2014年2月にヤヌコーヴィチ政権は崩壊した。ポロシェンコ新政権の下で、ウクライナはEUとの連合協定に正式に調印した。ウクライナの東西選択が焦点となっていた2010年代初頭の時点で、ウクライナの対EU貿易と対ロシア貿易の規模はほぼ拮抗しており、どちらも死活的な貿易パートナーであった。ロシア市場への輸出に深く依存している産業・商品が存在し、地域的にもウクライナ東部ではロシアとの貿易比率が高かった。ウクライナがユーラシア統合ではなくEUとの連合協定を選択したとしても、本来はロシアへの輸出自体は可能であり、しかもCIS自由貿易条約があるので、制度上はウクライナは引き続き無関税でロシアに商品を輸出できるはずだったが、ロシアは実質的な報復措置として2016年からウクライナ商品に関税を課しており、その他にもウクライナ産食品の禁輸や鉄鋼等に対するAD関税を適用している（AD関税はユーラシア経済連合としての措置）。ウクライナ側もそれに応戦し、もはや両国の相互の通商措置は経済政策の枠を逸脱して、二国間対立における武器へと変質している。ウクライナの東西選択が及ぼす影響に関しては、短期的には東（ロシア）との提携が、長期的には西（EU）との提携が利益になるといふ図式で語られ

ることが多いが、ウクライナが選択したのは後者だった。実際のところ、DCFTAによる関税減免の即効的な効果は慎重に見積もるべきであり、短期的にはロシア市場の喪失やロシアによる報復的な措置で痛手を被ることが不可避である。その一方で、ウクライナの経済・産業がEUスタンダードに適応し、生産が近代化されれば、長い目で見てウクライナの戦略的利益に適うであろうことは間違いない。

ベラルーシでは、国の指導下で投資主導の経済発展路線、積極的な輸出促進策が採られている。ベラルーシは、ロシアとの経済関係がきわめて深く、原燃料および中間財の輸入相手国、機械製品等の輸出相手国であるロシアは死活的な経済パートナーである。ベラルーシはユーラシア統合の最大の受益者であるとの見方が一般的であり、実際にもロシアを中心としたユーラシア統合への参画を対外経済政策の基軸としている。ルカシェンコ政権のベラルーシは、ロシアに依存することによって、痛みを伴う改革を回避しながら体制を維持していると言える。他方で、ベラルーシの貿易では実はEUとの取引比率も高く、その際にEUとロシア／ユーラシア市場を媒介するような「東西架橋型加工貿易」に従事している。政権幹部や政策エリートは、理想的にはEUとユーラシアを結ぶ結節点としてのベラルーシの役割を自任し、さらにはEUやユーラシア以外の新規市場開拓にも意欲を示している。

低付加価値商品の貿易 ロシア・ウクライナ・ベラルーシの輸出に共通する特徴は、エネルギー・資源・素材などの付加価値の低いコモディティー（いわゆる市況商品）の占める比率が非常に大きいということである。典型的なのは、本稿では必ずしもすべての品目を詳細に分析できたわけではないが、鉱物性燃料（第27類）であり、ロシアの石油・石油製品・天然ガス・石炭、ウクライナの石油製品・石炭、ベラルーシの石油製品がその主たる品目である。このほか、第5章で取り上げた農産物のうち穀物および植物油（ロシア・ウクライナ）、第7章で取り上げた肥料（ロシア・ウクライナ・ベラルーシ）、第8章で取り上げた鉄鉱石（ロシア・ウクライナ）、同じく第8章で取り上げた鉄鋼のうち半製品（ロシア・ウクライナ・ベラルーシ）などが、こうしたコモディティーに該当する。ここに挙げた品目だけで、2012年のロシアの輸出総額の76%、ウクライナの輸出総額の37%、ベラルーシの輸出総額の43%に及ぶ。本稿では割愛したが、これにアルミニウムなどの非鉄金属、木材なども加えれば、さらにその比率は高まる。

そして、これらの品目は概して、輸出先市場の輸入障壁が元々低いため（EUの穀物輸入などは例外）、地域経済統合による域内関税撤廃の恩恵はあまり大きくない傾向がある。また、それらの品目ではグローバル市場が形成されており、ロシア／ユーラシア市場、EU市場といった特定の市場に依存する度合いは低く、したがって「ロシアかEUか」という東西選択によって貿易フローがそれほど大きな影響は受けることもない（第5章で見たひまわり油のようなケースは例外的である）。ただし、第3次エネルギー・パッケージで焦点となったように、ロシアやウクライナがEUの共通政策のインサイダーになるか、アウトサイダーになるかは重要な分かれ目である。それに対し、ユーラシア経済連合の共同石油・ガス市場は今のところ方向性が定まっておらず、規範的な機能ははるかに弱い。

低付加価値商品では、商品を大量に輸送する必要上から、むしろ輸送ルートが死活的な要因となる場合がある。ロシアの石油・ガス輸出でEU市場への依存度が構造的に高いのも、パイプラインという固定的なインフラで産地と消費地が結び付いているからであろう（とりわけ天然ガスではその要因が顕著）。ロシアの穀物輸出、ウクライナの穀物・植物油および鉄鋼輸出では、EUなどの特定の経済圏というよりも、黒海の港湾から海運で運びやすい国が主たる輸出相手国になっている。そうした中で、ベラルーシは、経済圏としてはロシアを中心としたユーラシア経済連合に属しながら、ベラルーシにとっては例外的なグローバル商品であるカリ肥料や石

油製品を、ロシアの意に反して、主としてEU圏のバルト海港湾から積み出しているという「ねじれ」が見られる。

また、ウクライナとベラルーシの産業では、輸出相手国の輸入障壁という以前に、ロシアからの安く安定した原料輸入が産業存立の前提となっているケースが存在する。第6章で取り上げた石油精製業（ロシアの原油に依存）、第7章で取り上げた肥料産業のうち窒素肥料産業（ロシアの天然ガスに依存）、第8章で取り上げたベラルーシの鉄鋼業（ロシアの鉄スクラップに依存）がそれに該当する。実際、この面ではベラルーシがロシアと同盟関係にあることのメリットが大きいし（ロシアによる輸出関税の免除、有利な価格設定等）、逆にロシアと関係を悪化させたウクライナでは石油精製業、窒素肥料産業が衰退している。

もう一つ、付加価値の低いコモディティで生じやすい志向が価格カルテルであり、これも輸出相手国の輸入障壁などよりも、はるかに大きく産業の収益に直結する。ただし、本稿の対象地域でそれが実際に実を結んだケースは数少なく、第7章で見たとおり、ロシアとベラルーシのカリ肥料カルテルが一時期成功を収めたのみである。カリ肥料業界特有の集中と、両国産カリ肥料の高い世界シェアがそれを可能にしたと考えられるが、その体制も2013年に崩壊した。それ以外では、ロシア・カザフスタン・ウクライナによる穀物カルテル結成の動きが挙げられ、第3章で触れたとおり2013年11月にウクライナのヤヌコーヴィチ政権がロシアと接近した際に実現に向け一歩前進したが、両国関係の悪化で立ち消えとなった。

高付加価値商品の貿易 地域経済統合の効果が大きいのは、上述のエネルギー・資源・素材等よりも、やはり付加価値の高い商品、加工製品である。本稿で扱った品目の中では、第5章の畜産品および加工食品、第8章の鉄鋼業のうち完成鋼材、第9章の自動車産業、第10章の家電産業、第11章の医薬品産業がそれに該当しよう。また、それらの分野は、ロシアの輸入代替（外資によるロシア現地生産も含む）の焦点でもある。

農業・食品産業に関する第5章で見たとおり、ロシアは付加価値の低い穀物およびひまわり油を主にCIS域外に輸出する一方、付加価値の高い酪農品、加工食品、青果物はむしろ輸入に依存する立場である。それゆえに、輸入代替によって自国市場を満たそうという方向性が強まっている。特にウクライナ危機後は、欧米およびウクライナからの主要食品の輸入を禁止するという非常手段も加わり、一部ではすでに代替生産の効果も表れている。ウクライナも、付加価値の低い穀物およびひまわり油をEUを含むCIS域外市場に輸出している。付加価値の高い畜産品および加工食品の輸出実績も多少はあり、ロシア・CIS市場を主たる販路としていたが、2014年のウクライナ政変後はウクライナからロシアへの食品輸出は激減、EU向けもそれを埋め合わせるほどは伸びていないため、ウクライナの食品輸出では一層の低付加価値化が進行している。EUはウクライナとの連合協定で、センシティブな食品の輸入に対しては関税割当制度をとっており、その上限が過小であったり、あるいはウクライナの事業者が必要な認証を取得できずに無税枠が活用されないといった問題が生じている。ベラルーシの食品輸出の商品構成はロシアやウクライナとは対照的で、付加価値が比較的高い畜産品、加工食品の輸出が主流となっている。その輸出先は極端にロシアに偏重しており、ベラルーシはユーラシア経済連合の共同農産物市場における最大の受益者だと言える。全体として、農業・食品産業は地域経済統合の持つ意味が比較的大きい分野と言えるが、現時点では関税というオーソドックスな政策措置よりも経済制裁のインパクトの方が大きくなっており、またウクライナの生産者はEUによる関税割当および衛生植物検疫措置の壁に苦しんでいる。

第8章の考察から明らかになったのは、鉄鋼の完成鋼材の貿易に果たしているAD関税の重要性である。ロシア・ウクライナ・ベラルーシとも、EUを完成鋼材の重要な輸出先としており、その際にEU側の輸入関税は

ほとんどの品目でゼロであるものの、EUはAD関税を多用してEU圏の生産者を保護している。ウクライナがEUと連合協定を結んでも、制度上はEUのAD関税の対象から外れるわけではないものの、EUは明らかにウクライナには温情的な対応をとっており、その意味でウクライナにとりEUのパートナーとなった意味はあったと言える。

第9章で論じたように、乗用車産業はロシアにとってユーラシア統合の効果が即効的に表れた分野であり、従来ロシア国内市場に特化していた外資系ロシア工場からユーラシア市場への輸出が盛んになり、そこからさらに進んでCIS域外への輸出に踏み出すメーカーも増えている。ベラルーシは従来本格的な乗用車メーカーを擁さず、トラックなどの商用車をロシアを中心に輸出してきた。ユーラシア市場はベラルーシの商用車メーカーにとってなくてはならないものであるものの、ユーラシア経済連合の共通関税によりベラルーシにデメリットが生じている。ルカシェンコ大統領肝いりの乗用車生産プロジェクトも、ユーラシア市場を輸出先と想定したものであり、その見通しは微妙と言わざるをえない。一方のウクライナは、自国の乗用車産業が陳腐化した上に、ロシアとの対立で輸出市場も失い、国内市場は輸入中古車によって席卷されている。連合協定では、ウクライナ自動車産業に配慮して、ウクライナの自動車関税撤廃に10年という最長の移行期間が設けられたが、現状ではウクライナには守るべき産業はほぼ残っていない。ただ、中国資本によるウクライナでの乗用車生産およびEU向け輸出プロジェクトの行方は不透明であるものの、労賃の安い西ウクライナに自動車用電装品の外資系工場が多数進出していることは、ウクライナがEUのサプライチェーンに組み込まれ始めた萌芽的な現象として注目すべきである。

第10章の家電産業は、ともに耐久消費財を生産する機械産業であり、外資の役割が重要性を増しているなど、第9章の自動車産業との共通点が多い。ただし、テレビ生産分野では、ロシアに工場を開設した韓国系のサムスンおよびLGが、ロシア市場のみならず、ユーラシア関税同盟やCIS自由貿易条約の枠組みに乗ってCIS市場全体を席卷し、ベラルーシの伝統あるテレビメーカーが窮地に陥る現象が生じている。一方、ウクライナではEU市場も射程に入れたエレクトロニクス分野の委託生産のトレンドが見られ、この面でもロシア・ベラルーシとは異なる道を歩み始めている。

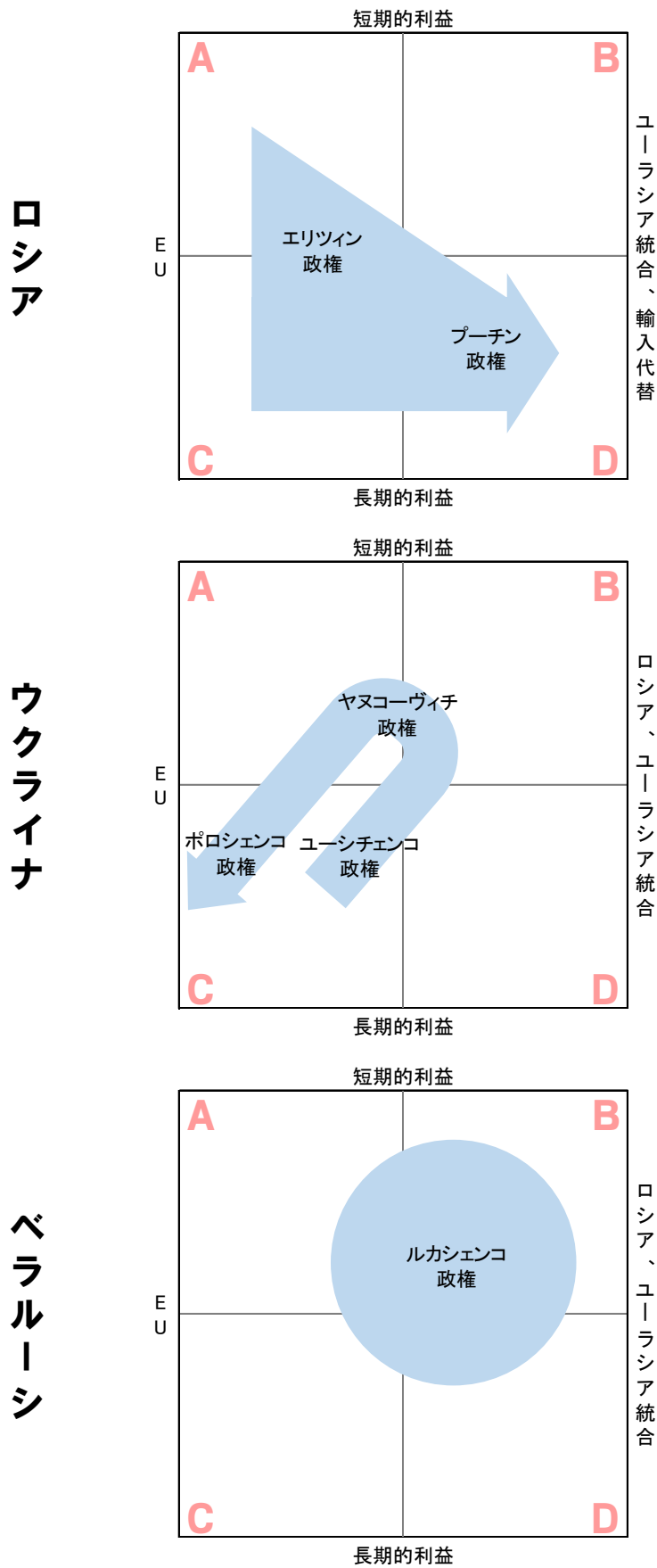
第11章の医薬品分野では、ロシア・ウクライナ・ベラルーシとも輸入が輸出を大幅に超過しており、輸入の大部分がEUからのそれである。ただ、輸入代替や経済イノベーション化の観点から、医薬品産業は3国いずれにおいても重視されている。また、国家規制や政府調達役割が大きい医薬品分野で域内のルールを共通化することは、ユーラシア経済連合にとって新たな挑戦となっており、ユーラシア統合の試金石的な位置付けをされている。

第2節 図式化の試みとそこから得られる示唆

締め括りに、本研究のエッセンスを図示することで、ロシア・ウクライナ・ベラルーシが直面している状況をより端的に表し、それをもとに本研究の考察から得られるインプリケーションを探ることを試みたい。

図表12—1は、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの政権が、東・西のどちらの対外戦略を追求してきたか、また経済的に短期的・長期的のどちらの利益を追求してきたかを、マトリックス状に図示したものである。ロシアとウクライナは、時代および政権交代に連れて戦略も変遷してきたと考えられるので、矢印状に示してある。一方、ベラルーシでは1994年以降、政権交代がなく、対外戦略も根本的な変化はなかったので、移動なしの円で描いている。

図表12-1 3国の東西選択と利益



(出所)筆者作成。

ロシアは、ソ連崩壊直後のエリツィン政権時代には、欧米主導の国際秩序を受け入れ、EUとも提携した。これには、短期的利益・長期的利益の両面があったと考えられる。エリツィン政権の初期に実権を握った改革派は、欧米をモデルにその支援を仰ぎながらロシアの構造改革を進めることは、長期的利益に適うものと認識していたであろう。しかし、ロシアには当時から、「我が国は国際場裏における自立的な主体であるべきで、また自らにとっての死活的な利益圏である旧ソ連諸国の再統合を主導することが当然であり、また経済も既存の産業基盤や独自の科学技術力を活かしながら再建・発展を図るべきだ」という潮流があり、そうした勢力にとってはEUとの提携もロシアの一時的困難を乗り切るための短期的な方便にすぎなかったはずである。そして、エリツィン政権下で生じつつあった前者から後者へのシフトが、プーチン政権下でより一層明確になった⁵¹⁵。さらに、2012年にプーチンが大統領に返り咲き、ほどなくしてウクライナ危機が起きたことで、その流れは決定的となった。かくして今日ロシアはEUと対立し、ユーラシア統合および輸入代替という内向的な政策を主軸としているが、一般的にはそれらは即効的というよりも長期の取り組みを要するので（ただし、本稿で見たとおり、ユーラシア統合では自動車産業、輸入代替では農業・食品産業など、一定の即効性も認められる）、今日のプーチン政権は自らが認識するところの長期的な利益に主眼を置いた対外経済戦略をとっていると位置付けられよう。エリツィン政権の初期と、今日のプーチン政権下では、長期的利益の意味するところが転換しているわけである。

次に、独立後のウクライナでは、歴代政権はロシアとの緊密な統合とは一線を画し、欧州統合への参入を目指すことをほぼ一貫して基本路線としていたように思われる。ただ、ウクライナでは4回にわたる政権交代があり、それに連れて変化があったので、すべて図示することは困難である。したがって、図では省略したが、1994年に成立したクチャマ政権は、BゾーンからAゾーンにシフトしたと考えられる。選挙時にはロシアとの経済統合を選挙公約に掲げながら、当選を果たすとEUに舵を切り、どちらも有権者の支持を得たい、EUからの支援を取り付けたいという短期的な思惑が優勢だったのではないかと思われる。しかし、同じEU志向でも、自国の構造改革に強い意欲を示していたユーシチェンコ政権に交代したことに伴い、AゾーンからCゾーンにシフトした。そして、EUを基軸としていたことは、とかく「親ロシア」のレッテルを貼られがちなヤヌコーヴィチ政権にしても同じだったが、ロシアからの経済的圧迫を受けて、2013年11月にEUとの連合協定を棚上げし、ロシアの経済支援で一時的な苦境を乗り切ろうとした（ただし、ユーラシア経済連合加入を表明することもなく、図表12-1のAゾーンとBゾーンの中間くらいで踏み止まった）。しかし、それをきっかけに発生した反政府デモでヤヌコーヴィチ政権は倒れ、その後の暫定政権、ポロシェンコ政権は完全にロシアと決別して欧州統合への参入に自国の長期的な発展を託そうとしている⁵¹⁶。もっとも、昨今のウクライナのエリートの言動では、欧州路線と、それとセットの反ロシア主義が、国民の不満を逸らすために大衆迎合的に利用される度合いがますます強まっており、自国の長期的な国益を沈着に見据えるような風潮とは程遠くなっていることも事実である。

ルカシェンコ政権のベラルーシは、対ロシア統合を対外経済戦略の基軸としており、それによって構造改革の遅れている自国経済を維持している度合いが強い⁵¹⁷。目先の安定を優先して長期的な課題を先送りしていることから、基本的に図のBゾーンに位置している。「短期志向」の戦略を二十余年も続けてきたというのは矛盾しているようにも思えるが、その点こそルカシェンコ体制の本質なのだろう。しかし、本稿で分析したとおり、

⁵¹⁵ ソ連解体後のロシアの潮流変化と外交の転換については、下斗米（1997, 220-223; 2006, 342-348）; 松井（2003）; 袴田（2011）等を参考にした。

⁵¹⁶ ウクライナの対外路線の転換については、藤森（2006a; 2011; 2013）等を参考にした。

⁵¹⁷ この点は、周知の構図ではあるが、最も端的に論じた論考として、Селиванова（1998）を挙げたい。

実はベラルーシはロシア一辺倒の対外経済戦略というよりは、ロシアとEUを仲立ちするような形での加工貿易に従事しているため、図のAゾーンにもかかっていると考えられる。また、第6章などで見たように、ベラルーシでは国家の主導によりCISで最も活発に設備投資を行っている国であり、むしろ「政府の失敗」の事例も生じると考えられるものの、ベラルーシ経済の中長期的な高度化に資する投資事例も含まれていると思われるので、図のCゾーンおよびDゾーンにもかかっていると判断した。

ここで肝心なのは、短期的利益は確実であるのに対し、長期的利益は不確実であるという点である。ベラルーシはロシアと経済統合することによって、現時点で実際にその恩恵に浴している。一方、ロシアはユーラシア統合によって自らを中心とした市場拡大を成し遂げ、それを自国経済の高度化に繋げたいという意向を有している。ただ、第9章で見た自動車産業の肯定的な事例はあるものの、ユーラシア統合のロシアにとっての市場拡大効果は過大視すべきではなく、それを契機とする欧米との対立でロシアの投資環境はかえって悪化している。輸入代替にしても、ロシア政府が目論むとおり、輸入に依存していた高付加価値商品、高度製品を国産品で置き換えることに成功すれば自国の利益に適うが、国内の需要家が品質の悪い商品を割高で購入せざるをえなくなったり、結局は自力での開発・生産に失敗したりするリスクは否定できず、そうなればかえってロシア経済の持続的成長や近代化に支障が生じる恐れもある。ウクライナの場合も、EU統合路線は短期というよりも長期的な利益を期待したものと位置付けられるが、その成果はウクライナ国家および経済主体がEUスタンダードに沿って自己変革を遂げてこそ得られるものであり、成功は保証されていない。

問題は、今日の状況でウクライナとベラルーシに短期的な利益を提供できるのは、実質的にロシアに限られるという点である。具体的には、安価で安定的な石油・ガス供給、ロシアのソブリン・ウェルス・ファンド等を通じた資金提供⁵¹⁸、そしてロシアの輸入市場の開放などであろう⁵¹⁹。他方、本稿で検証したとおりDCFTAの即効的な効果には多くを望まず、また2016年12月にEU首脳が申し合わせたように新たな金融支援にもコミットしないとすると、EUが連合協定パートナーのウクライナに提供できるのは、長期的・構造的な利益が中心となる。具体的には、ウクライナにEUスタンダードという構造改革のモデルを示し、ウクライナ企業がその課題を克服する結果としてEUのみならず全世界に市場を得ることが期待される。また、ウクライナ情勢が安定に向かい、連合協定も遺漏なく履行されていけば、EU企業がウクライナに直接投資や技術移転を行ったり、あるいは第三国の企業がウクライナをEU向けの輸出加工基地と位置付けて本格的な投資を行うことも、中長期的には考えられる。第9章で見たとおり、すでに自動車電装品の分野ではそうした投資が盛んになっており、その意味では短期的な効果も見られるものの、今のところ投資対象地域と業種がごく限られている。

必然的に、ウクライナとベラルーシにとっての選択肢は、ロシアと提携して短期的な利益の確保を図るか(図12-1のBゾーン)、EUと提携して長期的な利益を目指すか(Cゾーン)のいずれかということになり、AゾーンおよびDゾーンは均衡点にはなりにくい。突き詰めて言えば、ロシアとEUが地政学的に対立する状況下で、ウクライナおよびベラルーシがその二者択一を迫られると、ロシアを選択した場合には短期的には安定するが

⁵¹⁸ 第3章で取り上げたとおり、EUとの連合協定を棚上げしたことに対する褒章として、2013年11月にロシアは国民福祉基金を原資にウクライナの政府債150億ドル分を引き受ける方針を表明し、うち30億ドルを実行した。また、2017年8月現在、ベラルーシはロシアが大部分を出資している「ユーラシア安定化・発展基金」から計45億6,000万ドルの融資を受けている。<https://efsd.eabr.org/projects/> Евразийский фонд стабилизации и развития。それに対し、蓮見(2014), 44-46.によれば、EUとの連合協定を最終的に選択したウクライナに対して、EUが新たに真水の金融支援を提供するようなことはなかった。EUは多国間の主体であり、ガバナンスも厳格であるため、ロシアのように機動的に金融支援を発動するようなことはできないという違いがある。

⁵¹⁹ ウクライナ企業は、ロシア市場に適合した商品を元々有しており、取引実績もあるので、ロシアによる輸入障壁の撤廃は即効性を発揮すると考えられる。それに対し、ウクライナ企業がEU市場に新規に輸出するためには、新たな商品開発、認証の取得、営業活動などが必要になるはずで、コストを要することに加え、効果が生じるにしても中長期的なものになると予想される。

長期的な発展の展望が描けず（ベラルーシがその例）、EUを選択した場合には長期的な発展は期待できても短期的には窮状に陥ることが必定となる（ウクライナがその例）。

理論上は、ウクライナとベラルーシに対して、ロシアは短期、EUは長期と、相互補完的な貢献を果たすことが可能であろう。しかし、ポロシェンコ・ウクライナ大統領が欧州選択を「文明の選択」と公言する中で、否定された側のロシア文明が、ウクライナの選択の痛みを緩和する協力をするとはいえにくいし、現実にもその痛みを増幅する政策を採っている。これは非常に危うい状況である。ウクライナの欧州統合という方向性自体が賢明なものであったとしても、それに伴う犠牲があまりに大きく、長期化すれば、政治的反動が生じる恐れがある。また、欧州選択によって特定の産業・企業・地域が打撃を受けることは不可避であり、今日のウクライナにとって喫緊の課題であるはずの国民統合が一層脅かされることにもなりかねない。

ここで改めて想起するならば、EU、ロシア、ウクライナ、ベラルーシと、本稿で取り上げているすべての当事者が、大西洋から太平洋に至る共通経済空間の構築に、総論としては賛成していた。EUが提唱したEUとロシアによる汎欧州経済空間の構想にロシアも呼応し、2003年のEU・ロシア首脳会議において経済、自由・安全・司法、対外安全保障、研究・教育・文化の4分野で共通空間を目指すことが合意された。EUとロシアが制裁を応酬している今日でも、双方とも公式的にはその理想を撤回していない。ウクライナも、元々はEUと連合協定を結びつつ、CIS自由貿易条約に留まり、ユーラシア経済連合にもオブザーバー的な資格で参加することを希望していた。ベラルーシもまた、EUとユーラシア経済連合の一体化を主張し、自らがその結節点となるという意欲まで示している。

ただし、各国にはそれぞれ固有の利害や状況もあることも事実である。プーチン政権下のロシアでは、特にウクライナ危機以降、まずは自国の経済を鍛え上げ、またユーラシア統合を推進した上で、しかるのちにより強い立場でEUと対等の統合を遂げるという方向にシフトしたため、「大ヨーロッパ」へのハードルはより高くなった。ウクライナはユーロマイダン革命後、ほぼEU一辺倒の姿勢に転じており、ロシアおよびユーラシア経済連合との経済連携などは、現状ではとても現実的とは思われない。ベラルーシの場合は、実はEUとユーラシア圏の間に壁があってこそ両者を媒介・仲介することで経済的利得を得られる面もあり、もし仮に域内の障壁のない大ヨーロッパ経済圏が成立したら、かえってベラルーシの存在意義が低下してしまう側面もなきにしもあらずだろう。

このように、いくつかの重要な但し書きは付くものの、リスボンからウラジオストクに至る大ヨーロッパ経済圏を構築するという究極の目標においては、各当事者の利益は基本的に一致しているはずである。にもかかわらず、EUとロシアの間でその条件、主導権、手順を巡って思惑のずれが生じ、むしろウクライナ危機という未曾有の地政学的危機を招来してしまった。これは、ゲーム理論で言うところの「囚人のジレンマ」に通じる現象であろう。ウクライナ危機以降は、ロシア・EU間、ロシア・ウクライナ間の相互の通商措置は、完全に地政学的な対立関係に従属しており、そこに経済的な合理性を見出すのははや困難である。第3章で引用したとおり、ロシア科学アカデミー・ヨーロッパ研究所のA.バジャンも、ロシアの対ウクライナ通商政策を決定付けている根源的な要因は、NATOの影響圏拡大に対する警戒心であると指摘している。本稿の問題意識は、「ロシア・ウクライナ・ベラルーシという3カ国が、経済面でどのような利害を有していたか」というものであったが、そこには当然、各国は自らが見なすところの自国の経済的利益を最大化するような経済政策を採るはずだという前提がある。ウクライナ危機以降は、その大前提自体が崩れてしまっていることになる。

第3節 本研究の独自性と今後の研究課題

筆者はロシア・ウクライナ・ベラルーシを中心とした旧ソ連諸国の経済事情研究に従事しているものの、計量分析的な経済学には不案内であり、むしろ経済を争点とする地域研究・国際関係研究というスタンスで研究に取り組んでいる。本研究においてもその点は変わらないので、経済学のフィールドからは、定量的な分析が不十分で、主観的な要素が多いというご批判をいただくかもしれない、その点は真摯に受け止めたい。

ただ、本研究の対象地域であるロシア・ウクライナ・ベラルーシにおいては、本来は経済発展を図るための地域経済統合のイニシアティブ同士がぶつかり合って、内包されていた地政学的対立が前面に出ることとなり、そして激化した地政学対立が地域の経済を激しく揺さぶるというダイナミックで複雑な過程が生じた。こうした現実に鑑みれば、経済問題を政治問題から切り離すのではなく、むしろ両者の相互作用に着目しながら分析したことには意味があったと考える。特に、ロシアによるユーラシア統合のイニシアティブを、2012年の新ブーチン体制の成立過程、同時期にロシアが直面していた経済近代化の課題と関連付けて論じた点は、本稿のユニークな視点であったと自負している。

本稿の第1部で論じた諸点は、1つ1つの事実は既知であるにしても、それらを俯瞰的に整理し、またロシア・ウクライナ・ベラルーシを並列的に考察することによって、3国の産業・通商上の全般的な利害関係を浮き彫りにできたと考える。ロシアに関する第2章では、対外経済活動に関する国家プログラムを紐解いて同国の目指す通商関係の方向性を指摘したこと、「国内市場というフロンティア」という観点で輸入代替政策も詳しく取り上げた点が、本稿の特徴である。ウクライナに関する第3章では、東西選択に伴う同国の利害を地域や製品レベルにまで掘り下げることを試み、先行研究にはない深みを出せたと考えている。ベラルーシに関する第4章では、一般にはロシア一辺倒と思われがちなベラルーシが、実はロシアとEUを媒介する「東西架橋型の加工貿易」に従事していることを、地域貿易データも利用しながら明らかにした点に、独自性がある。

本稿の最大の新規性は、主要産業を3国を横断する形で比較分析した第2部にある。そもそも旧ソ連諸国の経済に関するアカデミックな研究において、エネルギー以外の諸産業を分析対象とすること自体それほど盛んではないが、本稿のように7つもの産業分野を取り上げ、しかも3国の状況を比較しつつ、さらに対EU関係・ユーラシア統合・輸入代替といった文脈に当てはめながら分析する試みは、ほぼ前例がないのではないかと筆者がリサーチした範囲内では、そのような先行研究は見当たらなかった。日々刻々と揺れ動く3国の情勢を追いながら、産業分野7×国3=21という分析作業を行うことは、個人には荷が重いものであり、本稿がどこまで核心に迫れているかは心許ないが、研究手法自体が洗練されていない分、なるべく多くの産業分野を、できるだけ深く個別に掘り下げるという意識で研究に取り組んだ結果である。その中でも、第5章で試みたウクライナ・EUのDCFTAがウクライナの食品輸出に及ぼす影響に関する分析は、制度や統計データの整理に偏重してしまったとはいえ、先駆的な研究であると考えている。

その第2部では、いくつかの重要な結論を引き出すことができた。付加価値の低いコモディティが主流の3国の輸出構造では「ロシアかEUか」という東西選択によって貿易フローが影響を受けにくいこと、ウクライナおよびベラルーシの産業では輸出市場の確保以前にロシアからの原料供給がなければ生産が成り立たないケースがあること、輸送や価格カルテルなどの要因も考慮すべきであること、ユーラシア統合の受益者とされるベラルーシの機械産業が実際には統合により圧迫されている面もあることなどが、その主なものである。これらの結論は、個々は必ずしも新しい発見というわけではないが、3国を比較しながら幅広い産業を網羅的に論じたことにより、3国の産業・通商にかかわる利害を全体像として提示することができたと考えている。

これらの分析を踏まえ、前節の図表12-1で示した、東西選択と短期・長期利益のマトリックス図にもとづく考察は、筆者オリジナルのものである。正鵠を射ているかどうかは、批判を仰ぐほかはないが、東西という地理的な選択に短期・長期という時間軸がどう絡むかという視点は斬新なものではないかと考える。

上述のとおり、ウクライナ危機以降は、ロシア・EU間、ロシア・ウクライナ間の相互の通商措置は地政学的な対立関係に従属しており、経済政策論として語ることも自体もはや困難である。ただし、国家安全保障の当事者が主として国家およびその同盟であるのに対し、経済の場合は国家は基本的にルールを設定するのが役割であり、そのルールの下で企業がどう行動するかはまた別の問題である。ロシア政府がいかに輸入代替政策を推進しても、ロシア国内での生産に適さない品目の代替は進まないだろうし、逆にロシア・ウクライナの政治関係がこれだけ険悪化しても、2016年の時点でいまだにウクライナにとってはロシアが国単位では最大の貿易相手国であるという現実もある。ベラルーシの経済主体などは、ロシアとEUおよびウクライナ間の対立で生じた隙間を埋めるようなビジネスを見付けている。出口なしの様相を呈しているウクライナ危機にも、いつかそうした経済の実態が風穴を開けるかもしれない。

したがって、筆者としては引き続き、この地域の動向に関する情報を日々アップデートし、本稿で取り上げた問題群の帰趨を見極めていきたい。とりわけ、上述のとおり、現在ロシアが推進しているユーラシア統合および輸入代替、ウクライナが国是としているEU統合への参入は長期的な戦略と考えられ、その成否を評価するのも長期的な研究の取り組みが必要とされるはずなので、その作業に継続的に取り組んでいきたいと思う。むろん、筆者が短期利益志向と位置付けているベラルーシのルカシェンコ政権が、今後もロシアから利益を引き出しながらさらに長期的に存続していけるのかという問題についても、然りである。その際に、冒頭で述べたように、筆者の研究者としての個性が（優位であるかは分からないが）、①現地語の能力を活かした情報収集力、②通商および産業についての一定のリアルな感覚を備えていること、③経済現象を、純粋に経済学的な観点というよりも、政治過程や国際関係のダイナミズムの中で捉えようとする志向を有していること、である点は今後も変わらないはずなので、その立ち位置にこだわりながら研究を深めていきたい。

【引用文献】

1. 英語文献

- Adarov, Amat, Vasily Astrov, Peter Havlik, Gábor Hunya, Michael Landesmann and Leon Podkaminer (2015) *How to Stabilise the Economy of Ukraine*, The Vienna Institute for International Economic Studies.
[<https://wiiw.ac.at/how-to-stabilise-the-economy-of-ukraine-dlp-3562.pdf>]
- AEGIC (2016) *Ukraine: An emerging Challenge for Australian Wheat Exports*.
[http://newsite.aegic.org.au/media/67471/aegic_ukraine_report_web.pdf]
- Argus (2014) *Argus FMB Sea Terminals Overview. Russia and Neighbouring Countries. Mineral Fertilizers*, Argus.
- Åslund, A. (2014) 'Oligarchs, Corruption, and European Integration,' *Journal of Democracy*, Vol.25, No.3, 64-73.
- Balmaceda, Margarita M. (2013) *Politics of Energy Dependency: Ukraine, Belarus, and Lithuania between Domestic Oligarchs and Russian Pressure (Studies in Comparative Political Economy and Public Policy)*, University of Toronto Press; 3rd Revised edition.
- Balmaceda, Margarita M. (2014) 'Energy Policy in Belarus: Authoritarian Resilience, Social Contracts, and Patronage in a Post-Soviet Environment,' *Eurasian Geography and Economics*, Vol.55, No.5, 514-536.
- Balmaceda, Margarita M. (2015) *Living the High Life in Minsk: Russian Energy Rents, Domestic Populism and Belarus' Impending Crisis (English Edition)*, Central European University Press.
- BISS (各年) *Белорусский ежегодник*.
- Blyakha, Nataliya (2009) 'Russian foreign direct investment in Ukraine,' Electronic Publications of Pan-European Institute. No.7. [<https://www.utu.fi/fi/yksikot/tse/yksikot/PEI/raportit-jatietopaketit/Documents/Blyakha%200709%20web.pdf>]
- Carneiro, Francisco G. (2013) 'What Promises Does the Eurasian Customs Union Hold for the Future?' *Economic Premise*, February, No.108. [<http://siteresources.worldbank.org/EXTPREMNET/Resources/EP108.pdf>]
- CBI (2015) 'Product Factsheet Sunflower Oil in Europe.'
[https://www.cbi.eu/sites/default/files/market_information/researches/product-factsheet-europe-sunflower-oil-2015.pdf]
- Daly, John C. K. (2014) 'Kazakhstan and Belarus: Experience from the Eurasian Customs Union,' in Starr, S. Frederick and Svante E. Cornell (eds.) *Putin's Grand Strategy: The Eurasian Union and Its Discontents*. Central Asia-Caucasus Institute & Silk Road Studies Program.
- Dumasy, Teresa (2003) 'Belarus's Relations with the European Union: A Western Perspective,' Korosteleva, Elena, Colin W. Lawson and Rosalind J. Marsh (eds) (2003) *Contemporary Belarus: Between Democracy and Dictatorship*, Routledge.
- EBRD (2012) *Transition Report 2012: Integration across Borders*, European Bank for Reconstruction and Development.
[<http://www.ebrd.com/downloads/research/transition/tr12.pdf>]
- EBRD (2014) *Transition Report 2014: Innovation in Transition*, European Bank for Reconstruction and Development.
[<http://www.ebrd.com/downloads/research/transition/tr14.pdf>]
- EESC (2012) *Eurasian Union: a Challenge for the European Union and Eastern Partnership Countries*, Eastern Europe Studies Centre [<http://www.eesc.lt/uploads/news/id459/Eurasian%20Union-a%20Challenge%20for%20the%20European%20Union%20and%20Eastern%20Partnership%20Countries.pdf>]
- Ernst & Young (2013) *An Overview of the Russian and CIS Automotive Industry: March 2013*.
[[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/Automotive-survey-2013-ENG/\\$FILE/Automotive-survey-2013-ENG.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/Automotive-survey-2013-ENG/$FILE/Automotive-survey-2013-ENG.pdf)]
- European Commission (2013) 'Practical guide to the new GSP trade regimes for developing countries.'

- [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/december/tradoc_152012.pdf]
- European Commission (2014) ‘Myths about the EU-Ukraine Association Agreement: Setting the Facts Straight.’ [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/january/tradoc_152074.pdf]
- European Commission (2016a) *Report on the Generalised Scheme of Preferences Covering the Period 2014-2015*. [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/january/tradoc_154180.pdf]
- European Commission (2016b) *34th Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU's Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities (2015)*. [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/december/tradoc_155199.pdf]
- FAO (2015), *World Fertilizer Trends and Outlook to 2018*, Food and Agriculture Organization of the United Nations. [<http://www.fao.org/3/a-i4324e.pdf>]
- Fortescue, Stephen and Philip Hanson (2015) ‘What drives Russian outward foreign direct investment? Some observations on the steel industry,’ *Post-Communist Economies*, Vol.27, No.3, 283-305.
- Grigoryan, Armen (2014) ‘Armenia: Joining under the Gun,’ in Starr and Cornell (eds.) (2014).
- Hartwell, Christopher A. (2016) ‘Improving Competitiveness in the Member States of the Eurasian Economic Union: A Blueprint for the Next Decade,’ *Post-Communist Economies*, Vol.28, No.1, 49-71.
- Hattori, Michitaka (2015) ‘The Political Economy of Belarus under Lukashenko’s Rule —A Case Study of Fertilizer Industry (A paper presented to The International Council for Central and East European Studies IX World Congress 2015).’ [<http://www.hattorimichitaka.com/20150806.pdf>]
- Hernandez, Manuel A. and Maximo Torero (2013) ‘Market concentration and pricing behavior in the fertilizer industry: a global approach,’ *Agricultural Economics*, 44, 723–734.
- InvestUkraine (2012) *Metals and Mining in Ukraine*. [http://ccipu.org/it/argomenti/metals_mining/]
- IPM Research Center (2015) *Agri-Food Sector of Belarus: Trends, Policies and Development Perspectives*. [<http://eng.research.by/webroot/delivery/files/english/sr/sr2015e01.pdf>]
- Isakova, Asel, Zsoka Koczan and Alexander Plekhanov (2013) ‘How Much Do Tariffs Matter? Evidence from the Customs Union of Belarus, Kazakhstan and Russia,’ European Bank for Reconstruction and Development. [<http://www.ebrd.com/downloads/research/economics/workingpapers/wp0154.pdf>]
- Kaplan, Warren and Richard Laing (2005) *Local Production of Pharmaceuticals: Industrial Policy and Access to Medicines*. [http://www.who.int/medicines/technical_briefing/tbs/KaplanLocalProductionFinal5b15d.pdf?ua=1]
- Karpenko, Sergii (2016) ‘Current state of the poultry industry in Ukraine.’ [<http://minagro.gov.ua/system/files/Poultry%20Union%20of%20Ukraine.pdf>]
- Kirkham, Ksenia (2016) ‘The Formation of the Eurasian Economic Union: How Successful is the Russian Regional Hegemony?’ *Journal of Eurasian Studies*, No.7, 111-128.
- Korosteleva, Elena, Colin W. Lawson and Rosalind J. Marsh (eds) (2003) *Contemporary Belarus: Between Democracy and Dictatorship*, Routledge.
- Kostitsin, Roman (2015) ‘Belarus’s Lobbying Capabilities within the Eurasian Economic Commission,’ *Eurasian Review*, No.6. Belarusian Institute for Strategic Studies.’ [http://belinstitute.eu/sites/biss.newmediahost.info/files/attached-files/BISS_ER_06_2015en.pdf]
- Liang, Neng (1992) ‘Beyond Import Substitution and Export Promotion: A New Typology of Trade Strategies,’ *Journal of Development Studies*, Vol.28, No.3, 447-472.
- Liefert, William, Olga Liefert and Mathew Shane (2009) ‘Russia’s Growing Agricultural Imports: Causes and Outlook,’ USDA. [https://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/40471/9481_wrs0904_1_.pdf?v=41057]
- Mau, Vladimir (2016) ‘Anti-crisis measures or structural reforms: Russian economic policy in 2015,’ *Russian Journal of Economics*, No.2, 1–22.

- Movchan, Veronika (2015) *Improving Market Access for Food: Main Provisions of the EU's Deep and Comprehensive Free Trade Agreements with Ukraine, Moldova and Georgia*.
[http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/reu/europe/documents/PS2015/Movchan_en.pdf]
- Movchan, Veronika, Iryna Kosse and Ricardo Giucci (2015) 'EU Tariff Rate Quotas on Imports from Ukraine.'
[http://www.beratergruppe-ukraine.de/wordpress/wp-content/uploads/2014/06/PB_06_2015_en.pdf]
- Möllmann, Tanja (2015) 'The Costs of Growing Wheat Around the World: A Look at Agri Benchmark Typical Farms.'
[https://www.agritechnica.com/fileadmin/downloads/2015/Programm/Forum_3/F3-13-11-1200_Moellmann.pdf]
- Nekhay, Olexandr (2015) 'A Free Trade Agreement between Ukraine and the European Union: Possible Outcomes for Agricultural Producers,' *Вісник дніпропетровського державного аграрно-економічного університету*, №1.
- Promfret, Richard (2014) 'The Economics of the Customs Union and Eurasian Union,' in S. Frederick and Svante E. Cornell (eds.) *Putin's Grand Strategy: The Eurasian Union and Its Discontents*. Central Asia-Caucasus Institute & Silk Road Studies Program.
- Puglisi Rosaria (2003) 'Clashing Agendas? Economic Interests, Elite Coalitions and Prospects for Co-operation between Russia and Ukraine,' *Europe-Asia Studies*, Vol.55, No.6, pp.827-845.
- Razumkov Center (2013) *National Security & Defence*, No.4-5 (141-142).
[<http://www.razumkov.org.ua/eng/journal.php?y=2013&cat=179>]
- Roland Berger Strategy Consultants (2012) *Overview of Russian Steel*.
[http://www.hattorimichitaka.com/Roland_Berger.pdf]
- Portela, Clara and Jan Orbie (2014) 'Sanctions under the EU Generalised System of Preferences and Foreign Policy: Coherence by Accident?' *Contemporary Politics*, Vol. 20, No. 1, 63–76.
[<http://dx.doi.org/10.1080/13569775.2014.881605>]
- Ryzhenkov, Mykola, Svitlana Galko, Veronika Movchan and Jörg Radeke (2013) *The impact of the EU-Ukraine DCFTA on agricultural trade*. [http://www.ier.com.ua/files/publications/News/2013/PolPap_01-2013_DCFTA_eng.pdf]
- Simachev, Yury, Mikhail Kuzyk and Nikolay Zudin (2016) 'Import Dependence and Import Substitution in Russian Manufacturing: A Business Viewpoint,' *Foresight and STI Governance*, Vol. 10, No.4, 25-45. [<https://foresight-journal.hse.ru/data/2016/12/28/1114815989/2-Simachev-25-45.pdf>]
- Simonova, M. (2014) 'Fertilizer Situation in the Former Soviet Union.'
[<http://firt.org/sites/default/files/TFI%20FIRT%20Outlook%20-%20Fertilizer%20Situation%20in%20FSU%20-%20Fertecon.pdf>]
- Starr, S. Frederick and Svante E. Cornell (eds.) (2014) *Putin's Grand Strategy: The Eurasian Union and Its Discontents*, Central Asia-Caucasus Institute & Silk Road Studies Program.
[<https://www.silkroadstudies.org/resources/1409GrandStrategy.pdf>]
- Starr, S. Frederick and Svante E. Cornell (2014) 'Tactics and Instruments in Putin's Grand Strategy,' in Starr and Cornell (eds.) (2014).
- Tarr, David G. (2016) 'The Eurasian Economic Union of Russia, Belarus, Kazakhstan, Armenia, and the Kyrgyz Republic: Can It Succeed Where Its Predecessor Failed?' *Eastern European Economics*, Vol.54, No.1, 1-22.
- USDA (2016) 'Ukraine: Oilseeds and Products Annual: Production Growth Continues (GAIN Report – UP1607).'
- [http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Oilseeds%20and%20Products%20Annual_Kiev_Ukraine_3-22-2016.pdf]
- US Department of State (2017) *Measuring Smartness: Understanding the Economic Impact of Targeted Sanctions*.
[<https://www.state.gov/documents/organization/267590.pdf>]
- Wegren, Stephen K. (2012) 'The Impact of WTO Accession on Russia's Agriculture,' *Post-Soviet Affairs*, No.3, 296-318.
- Wiśniewska, Iwona (2012) 'The Customs Union of Belarus, Kazakhstan and Russia: A Way to Strengthen Moscow's

Position in the Region,' *ISPI Analysis*, No.146, November, 1-6
[http://www.ispionline.it/it/documents/Analysis_146_2012.pdf]

World Steel Association (2016), *Steel Statistical Yearbook 2016*. [<https://www.worldsteel.org/en/dam/jcr:37ad1117-fefc-4df3-b84f-6295478ae460/Steel+Statistical+Yearbook+2016.pdf>]

WTO (2016) 'Trade Policy Review: Report by the Secretariat: Ukraine.'
[https://www.wto.org/english/tratop_e/tp_r_e/g334_e.pdf]

Yeliseyeu, Andrei (2013) 'Belarus Risks Becoming Only State Stripped of EU Trade Preferences.'
[<http://belarusdigest.com/story/belarus-risks-become-only-state-stripped-eu-trade-preferences-12979>]

2. ロシア語・ウクライナ語文献

АВТОСТАТ (2016) 'Повышение утильсбора в Беларуси приведет к росту цен на иномарки,' 5 февраля.
[<https://www.autostat.ru/news/24826/>]

АгроВэб (2016) 'Названы главные поставщики "санкционки" в Россию: Недобросовестные соседи продолжают нивелировать весь эффект от введения Россией продуктовых санкций.'
[<http://agro2b.ru/ru/news/26733-Nazvany-glavnye-postavshniki-sankcionki-Rossiyu.html>]

Акульшина, А. (2013) 'Исторические и политические аспекты модернизации в диалоге Россия–ЕС,' Громыко, А. и Е. Ананьева (ред.) *Выстраивая добрососедство: Россия на пространствах Европы*, Весь Мир.
[<http://www.instituteofeurope.ru/images/monografii/vd.pdf>]

Алексеев С (2003) 'Специальные режимы торговли отдельными видами товаров в отношениях России и ЕС,' *Право: Теория и Практика*, №8. [<http://www.yurclub.ru/docs/pravo/0803/3.html>]

Алексеев, В. (2016) 'Экспортный МАЗ буксует. Зависимость от российского рынка тормозит сбыт,' *Белорусы и рынок*, 19 августа. [<http://www.belmarket.by/ru/384/60/30289/Экспортный-МАЗ-буксует-Зависимость-от-российского-рынка-тормозит-сбыт>]

Алесин, А. (2015a) 'Свои и чужие,' *Белрынок*, 10 сентября. [<http://www.belrynok.by/ru/page/industry/1045/>]

Алесин, А. (2015b) 'Экспорт: дальше ехать некуда,' *Белрынок*, 20 ноября.
[<http://www.belrynok.by/ru/page/industry/1837/>]

Алесин, А. (2015c) 'Сбудется ли мечта президента,' *Белрынок*, 3 декабря.
[<http://www.belrynok.by/ru/page/industry/1959/>]

Алесин, А. (2016a) 'Никогда говори «никогда», или с кем из российских автопроизводителей может создать альянс белорусский МАЗ?,' *Белрынок*, 21 марта. [<http://www.belrynok.by/ru/page/economics/2801/>]

Алесин, А. (2016b) 'Белорусский автопром: надеяться не вредно,' *Белрынок*, 28 июля.
[<http://www.belrynok.by/ru/page/economics/3568/>]

Амоша, А., В. Зубанов и В. Марченко (2007) 'Антидемпинговые расследования против Украины на рынке труб большого диаметра СНГ,' *Економічний вісник Донбасу*, № 2, 4-18.
[<http://dspace.nbu.gov.ua/bitstream/handle/123456789/15949/01-Amosha.pdf?sequence=1>]

Аналитическая редакция EADaily (2016) 'Мародеры вместо инвесторов: к открытию германо-украинской ТПП в Киеве,' EADaily, 12 октября. [<https://eadaily.com/ru/news/2016/10/12/marodyory-vmesto-investorov-k-otkrytiyu-germano-ukrainskoy-tpp-v-kieve>]

Аналитический центр при Правительстве РФ (2016) *Проблемы импортозамещения в отраслях ТЭК и смежных сферах*. [<http://ac.gov.ru/files/publication/a/10298.pdf>]

Аналитический центр при Правительстве РФ (2016) *Продовольственное эмбарго: итоги 2015 года*. [<http://ac.gov.ru/files/publication/a/8972.pdf>]

- Ананьев, И. (2016) 'Сделано в Тольятти: существует ли экспорт российских автомобилей,' AUTONEWS, 2 августа. [<http://www.autonews.ru/autobusiness/news/1834462/>]
- Андриевский, К. (2013) *Отношения Республики Беларусь с Боливарианской Республикой Венесуэла в 1992–2010 гг.*, Белорусский государственный университет. [http://elib.bsu.by/bitstream/123456789/46551/1/Андриевский_Отношения%20РБ%20с%20БВР%20в%201992-2010%20гг%20.pdf]
- Арбатова, Н. (2013) 'Россия и ЕС: возможности партнерства,' РСМД (2013) *Россия – Европейский Союз: Возможности партнерства*, Российский совет по международным делам.
- АСМ Холдинг (2016) *Аналитический обзор: Производство и продажа автомобильной техники производителями России и других стран СНГ (Ежемесячный обзор)*, Январь – июнь.
- Ашипина, О. (2016) 'Минеральный баланс,' *The Chemical Journal*, Январь–февраль. [http://tcj.ru/wp-content/uploads/2016/03/TCJ_jan_feb_2016_042-048_Gosregulirovanie.pdf]
- Бажан, А. (2014) 'Украинский кризис: экспертная оценка,' *Современная Европа*, No.3, 17–19. [<http://www.sov-europe.ru/2014/3/Ukk.pdf>]
- Бажан, А. (ред.) (2015) *Евроинтеграция Украины: перспективы, последствия и политика России*, Институт Европы РАН. [<http://en.instituteofeurope.ru/images/uploads/doklad/317.pdf>]
- Бажан, А. (2015) 'Пределы евроинтеграции Украины,' Бажан, А. (ред.) (2015), 9-18.
- Белнефтехим (2015) 'На стройплощадках не прекращается работа,' *Вестник Белнефтехима.*, №4, 37-39. [<http://belchemoil.by/wp-content/files/37-39.pdf>]
- Белов, В. и О. Потемкина (2014) 'Россия и Евросоюз — динамика взаимоотношений,' Громько и Федоров (ред.) (2014), 463-487.
- Белогорьев, А. (2016) 'Гладко только на бумаге: сформировать Евразийский рынок газа будет непросто,' *Нефтегазовая Вертикаль*, №13-14, 38-40. [http://www.ngv.ru/pdf_files/24151.pdf]
- Березинская, О., Ведев, А. (2015) 'Производственная зависимость российской промышленности от импорта и механизм стратегического импортозамещения,' *Вопросы экономики*, № 1, 103-115.
- Березинская, О., Ведев, А., Ларионова, Д. (2015) *Производственная зависимость от импорта российской промышленности и механизм стратегического импортозамещения*, Российская академия народного хозяйства и государственной службы при Президенте Российской Федерации. [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2590270]
- БИСС (2015) *Калийная отрасль Беларуси: причины и последствия развода с «Уралкалием»*. [http://belinstitute.eu/sites/biss.newmediahost.info/files/attached-files/BISS_SA01_2015ru.pdf]
- Бобылев, Ю. (2015a) 'Развитие нефтяного сектора в России,' *Вопросы экономики*, № 6, 45-62.
- Бобылев, Ю. (2015b) 'Налоговый маневр в нефтяной отрасли,' *Экономическое развитие России*, №8, 49-52. [<http://www.iep.ru/files/RePEc/gai/ruserr/420Bobylev.pdf>]
- Богущий, О. (2013) 'Беларусь – Украина: потепление без существенного прогресса,' *Белорусский ежегодник 2013*, БИСС.
- Борко, Ю. (2015) 'Отношения России с Украиной и ЕС в контексте соглашения об ассоциации,' Бажан, А. (ред.) (2015).
- Букато, Н. (2016) 'Процедура единой регистрации лекарственных средств в рамках ЕАЭС заработает в 2017 году,' Информационно-аналитический портал Союзного государства, 14 октября. [<http://www.soyuz.by/news/finance/29755.html>]
- Булеев, И. (2012) 'Горно-металлургический комплекс Украины: состояние и перспективы развития,' *Економічний вісник Донбасу*, № 3, 79-86.

- Бусыгина, И. (2013) 'Отношения России и Европейского союза: современное состояние и перспективы развития,' РСМД (2013), 47-92.
- Васюник, И. (2013) 'Почему в Украине уничтожается нефтепереработка.' [<http://news.finance.ua/ru/news/-/296584/pochemu-v-ukraine-unichtozhaetsya-neftepererabotka>]
- Велес Капитал (2014) 'Рынок удобрений: Возвращение (Отраслевой обзор).' [http://www.veles-capital.ru/Content/Documents/Analytics/VC_FERTILIZERS_MAR_2014.pdf]
- Верховна Рада України (2013) 'Постанова Верховної Ради України 'Про Основні напрями зовнішньої політики України,' 2 липня [<http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/3360-12?test=4/UMfPEGznhh6qp.ZiA7zJTqHI4gYs80msh8Ie6>]
- ВЕЭС (2015) 'Концепция формирования общего электроэнергетического рынка Евразийского экономического союза,' Высший Евразийский экономический совет, 8 мая. [<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/energetikaiinfr/energ/Documents/Концепция%20ОЭР%20Союза.pdf>]
- ВЕЭС (2016a) 'Концепция формирования общего рынка газа Евразийского экономического союза,' Высший Евразийский экономический совет, 31 мая. [https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01410326/scd_01062016_7]
- ВЕЭС (2016b) 'Концепция формирования общего рынка нефти и нефтепродуктов Евразийского экономического союза. Высший Евразийский экономический совет,' 31 мая. [<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/energetikaiinfr/energ/Documents/решение%20ВЕЭС%20от%2031%20марта%202016%20г.%20№%208.pdf>]
- Внешэкономбанк (2012) *Современное состояние и перспективы развития российской фармацевтической промышленности.* [<http://www.veb.ru/common/upload/files/veb/analytics/fld/20120816pharma.pdf>]
- Волкова, А. (2015) *Рынок минеральных удобрений: IV квартал 2015.* [<https://dcenter.hse.ru/data/2015/12/22/1132768850/IV%20%D0%BA%D0%B2%202015.pdf>]
- Выгон, Г., А. Рубцов и С. Ежев (2015), *Нефтяные налоговые маневры: что дальше?*, VYGON Consulting. [http://vygon.consulting/upload/iblock/2af/vygon_consulting_taxmaneuvers.pdf]
- Выгон, Г., А. Рубцов и С. Ежев (2017), *Основные направления налоговой реформы нефтяной отрасли*, VYGON Consulting. [https://vygon.consulting/upload/iblock/fc5/vygon_consulting_tax_reform_2017.pdf]
- Гавриш О., Черновалов А. (2008) 'Кому принадлежит Украина — Рынок нефтепродуктов,' Коммерсантъ Украина, 8 декабря. [<http://www.hattorimichitaka.com/2008uaoil.pdf>]
- Гармаш С. (2017) 'Донецкое "экономическое чудо". Что такое "экономика ДНР" и почему она "растет,"' ОстроВ, 18 января. [<https://www.ostro.org/general/economics/articles/517246/>]
- Громько, А. (2013) 'Россия и Евросоюз: динамика отношений,' РСМД (2013).
- Громько, А. и В. Федоров (ред.) (2014) *Большая Европа: идеи, реальность, перспективы*, Весь мир.
- Гурова, И. и М. Ефремова (2012) 'Региональная торговля на пространстве СНГ: предпосылки для производственной кооперации,' *Вопросы экономики*, №6, 110-126.
- Гурова, И. (2016) 'О многомерной модели евразийской экономической интеграции,' *Пространственная экономика*, №1, 14-29.
- Дайнеко, А. (ред.) (2013) *Внешняя торговля Республики Беларусь в условиях вступления в ВТО и евразийской интеграции*, Минск: Беларуская навука.
- Дайнеко, А. (ред.) (2014) *Внешнеторговая политика и конкурентоспособность Республики Беларусь*, Минск: Беларуская навука.
- Данилов-Данильян, А. (2015) 'Организация импортозамещения в смежных сферах энергетики.' [<http://www.fsk->

ees.ru/about/import_substitution/round_table/docs/material/Danilov.pdf]

Данилов-Данильян, А. и Никитин, Г. (2016) '10 мифов об импортозамещении,' *Коммерсантъ Деньги*, No.8, 29 февраля.

Девятков, А. (2017) 'ЕАЭС между Европой и Китаем,' *Expert Online*, 27 июня.
[<http://expert.ru/2017/06/27/perspektivy-eaes/>]

Делойт (2015) *Результаты исследования: Тенденции и практические аспекты развития российского фармацевтического рынка — 2015*. [<http://www2.deloitte.com/ru/ru/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/russian-pharmaceutical-industry-2015.html>]

Демидов, Н. (2016) 'Что рынок прописал,' *Эксперт Северо-Запад*, №12-13.
[<http://expert.ru/northwest/2016/13/что-рынок-прописал/>]

Дмитриев, М. (2016) "'БелДжи" рассчитывает отыграть потерянные позиции,' 15 февраля.
[<http://avto.ej.by/autobusiness/2016/02/15/beldzhi-rasschityvaet-otygrat-poteryannye-pozitsii.html>]

Дмитрик, Е. (2016) 'Аптечный рынок Украины по итогам 9 мес 2016 г.: Helicopter View,' 24 октября.
[<http://www.apteka.ua/article/388848>]

Дракохруст (1998) 'Перипетии интеграции (Развитие процесса белорусско-российского объединения),' *Фурман (ред.)* (1998), 339-375.

ДСМ (2016) *Фармацевтический рынок России: итоги 2015 года*, DSM Group.
[http://www.dsm.ru/docs/analytics/Annual_report_2015_DSM_web.pdf]

Дынкин, А. и И. Кобринская (ред.) (2014) *Ассоциация Украины с Европейским Союзом: последствия для России*, ИМЭМО РАН. [http://www.imemo.ru/files/File/ru/publ/2014/2014_026.pdf]

Евразийский банк развития (2012) *Комплексная оценка макроэкономического эффекта различных форм глубокого экономического сотрудничества Украины со странами Таможенного союза и Единого экономического пространства в рамках ЕвразЭС*, Институт экономики и прогнозирования Национальной академии наук Украины, Институт народнохозяйственного прогнозирования РАН, Центр интеграционных исследований.
[<https://eabr.org/analytics/integration-research/cii-reports/kompleksnaya-otsenka-makroekonomicheskogo-effekta/>]

Евменов, Л. (ред.) (2013) *Беспублика Беларусь - Европейский союз: проблемы и перспективы партнерства*, Беларуская навука.

Елисеев, А. (2014) 'История таможенных разногласий между Беларусью и Россией,' *Наше мнение: Экспертное сообщество Беларуси*, 27 декабря. [<http://nmnby.eu/news/analytics/5675.html>]

Ермаков, В. (2016а) 'Приехали! Импорт российских автомобилей в Украину остановлен,' *ГЛАВКОМ*, 26 января.
[<http://glavcom.ua/publications/133762-priehali-import-rossijskih-avtomobilej-v-ukrainu-ostanovlen.html>]

Ермаков, В. (2016б) '«ЗАЗ» и «Богдан» проиграли «секонд-хенду»,' *АРГУМЕНТ*, 11 августа.
[<http://argumentua.com/stati/zaz-i-bogdan-proigrali-sekond-khendu>]

ЕЭК (2014) 'Соглашение о единых принципах и правилах обращения лекарственных средств в рамках Евразийского экономического союза,' Евразийская экономическая комиссия, 23 декабря.
[<http://www.eurasiancommission.org/ru/Lists/EECDocs/635550382658395383.pdf>]

ЕЭК (2015а) *Анализ ситуации на рынке молока государств-членов Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/МОЛОКО.pdf]

ЕЭК (2015б) *Анализ ситуации на рынке сахара государств-членов Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Аналитич]

еский%20обзор%20Сахара.pdf]

ЕЭК (2015с) *Государства – члены Евразийского экономического союза в цифрах: статистический ежегодник*. Евразийская экономическая комиссия
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/integr_i_makroec/dep_stat/econstat/Documents/Stat_Yearbook_2015.pdf]

ЕЭК (2015d) *Обзор рынка говядины государств - членов Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Обзор%20рынка%20говядины%20ЕАЭС.pdf]

ЕЭК (2015е) *Обзор рынка зерна в государствах - членах Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Обзор%20рынка%20зерна%20ЕАЭС.pdf]

ЕЭК (2015f) *Обзор рынка картофеля и овощей в государствах - членах Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Картофель%20+%20овощи%20ЕАЭС%20.pdf]

ЕЭК (2015g) *Обзор рынка растительного масла Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Обзор%20рынка%20растительного%20масла%20ЕАЭС%20за%202010-2014%20годы.pdf]

ЕЭК (2015h) *Обзор рынка свинины в государствах - членах Евразийского экономического союза за 2010-2014 годы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Свинина%20.pdf]

ЕЭК (2015i) *Отраслевой обзор рынка мяса птицы*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_agroprom/monitoring/Documents/Обзор%20рынка%20мяса%20птицы.pdf]

ЕЭК (2015j) *Энергетика*. Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/Documents/_eec_energy_all_150623.pdf]

ЕЭК (2015k) *Информация о результатах анализа состояния и развития отрасли черной металлургии государств – членов Евразийского экономического союза*, Евразийская экономическая комиссия.
[http://www.eurasiancommission.org/ru/act/prom_i_agroprom/dep_prom/SiteAssets/Материалы%20в%20разделе%20Аналитика/Отраслевые%20обзоры/Информация%20о%20результатах%20анализа%20состояния%20отрасли%20черной%20металлургии%20государств-членов%20ЕАЭС.pdf]

ЕЭК (2016) *Отчет Евразийской экономической комиссии 2012-2015*. Евразийская экономическая комиссия
[http://www.eurasiancommission.org/ru/Documents/ЕЕА_ар2015_preview.pdf]

Загорий, Г. (2016) 'Игра в одни ворота: европейские риски для украинского фармрынка,' *Forbes Украина*, 11 февраля. [<http://forbes.net.ua/opinions/1410596-igra-v-odni-vorota-evropejskie-riski-dlya-ukrainskogo-farmrynka>]

Зелинский Павел (2015) 'Путь Одесского НПЗ: от бюджетобразующего предприятия до потенциального очага экологической катастрофы.' [<http://www.rbc.ua/rus/analytics/put-odesskogo-npz-byudzhetobrazuyushchego-1427185345.html>]

Ивантер, В., В. Геец, В. Ясинский, А. Широ и А. Анисимов (2012) 'Экономические последствия создания ЕЭП и присоединения к нему Украины,' *Евразийская экономическая интеграция*, №1, 4-26.
[https://eabr.org/upload/iblock/50f/n1_2012_full.pdf]

- ІЕД (2014) *Економічна складова Угоди про асоціацію між Україною та ЄС: наслідки для бізнесу, населення та державного управління*, Інститут економічних досліджень і політичних консультацій.
[http://www.ier.com.ua/files/publications/Books/Economic_red.pdf]
- Ильин, Е. (2015) 'Концепция «Большой Европы» от Лиссабона до Владивостока: проблемы и перспективы,' *Вестник МГИМО-Университета*, №2, 77-85.
[http://www.vestnik.mgimo.ru/sites/default/files/pdf/007_mezhdunarodnye_otnosheniya_ilineyu.pdf]
- Институт экономики НАН РБ (2012) *Экономика Республики Беларусь в интеграционных процессах : тенденции, проблемы и перспективы: Сборник материалов Международной научно-практической конференции (19-20 апреля 2012 г. г. Минск)*, «Право и экономика». [<http://economics.basnet.by/files/konferenciya2012.pdf>]
- Информационный центр "Ъ" (2013) '10 торговых войн России,' *Огонек* (№33, 26 августа).
[<http://kommersant.ru/doc/2249208>]
- Исполком СНГ (2015) *Современное состояние нефтеперерабатывающей промышленности и рынка нефтепродуктов в государствах – участниках СНГ (информационно-аналитический обзор)*.
[<http://www.e-cis.info/foto/pages/24611.pdf>]
- Исполком СНГ (2016) *Итоги реализации в 2015–2016 годах положений Договора о зоне свободной торговли от 18 октября 2011 года*. [<http://www.e-cis.info/foto/pages/25747.doc>]
- Исследовательский центр ИПМ (2016) 'Меры по совершенствованию процесса разработки и реализации государственных программ в Беларуси.' [<http://www.research.by/webroot/delivery/files/pp2014r04.pdf>]
- Кабинет Міністрів України (2006) 'Енергетична стратегія України на період до 2030 року.'
[<http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/145-2006-%D1%80>]
- Кабинет Міністрів України (2013) 'Енергетична стратегія України на період до 2030 року.'
[<http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/n0002120-13/para3#n3>]
- Кабинет Міністрів України (2015) 'Енергетична стратегія України на період до 2035 року (проект).'
- [<http://mpe.kmu.gov.ua/minugol/doccatalog/document?id=244979237>]
- Кабинет Міністрів України (2017) 'Енергетична стратегія України на період до 2035 року (проект).'
- [http://mpe.kmu.gov.ua/minugol/control/uk/publish/article?art_id=245213057&cat_id=35109]
- Капитал (2013) 'Капитал: нефтепродукты: Моторное топливо' (Приложение к *Капитал*. №041 (041), 17 июня).
- Карбалевиц, В. (2010) *Александр Лукашенко: Политический портрет*, Партизан: Москва.
- Кнобель, А. (2015) 'Евразийский экономический союз: перспективы развития и возможные препятствия,' *Вопросы экономики*, №3, 87-108.
- Кобута, И., В. Жигadlo и А. Сикачина (2015) *Аграрный сектор Украины после вступления в ВТО*.
[http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/reu/europe/documents/PS2015/WTO_ru.pdf]
- Кобылянская, Л. (2008) 'Экономические отношения России и Украины,' *Экономист*, №11, с.60-68.
- Кожемякин, А. (2011) 'Новые пошлины на авто. Кто не успел, тот опоздал: С сегодняшнего дня установлена таможенная блокада на импорт иномарок из третьих стран,' *NAVINY.BY*, 1 июля.
[http://naviny.by/rubrics/auto/2011/07/01/ic_articles_120_174224]
- Кондратьева, Н. (2016) 'Евразийский экономический союз: достижения и перспективы,' *Мировая экономика и международные отношения*, том 60, №6, 15-23.
- Косикова, Л. (2008) 'Активизация экономического взаимодействия России и Украины в противоречивой политической ситуации,' *Российский экономический журнал*. №12, с.10-24.
- Косинская, С. (2004) 'Торговые отношения Республики Беларусь и Евросоюза: проблемы, выгоды, перспективы,' *Белорусский журнал международного права и международных отношений*. №4.
[http://elib.bs.u.by/bitstream/123456789/29001/1/2004_3_JLIR_kosinskaya_r.pdf]

- Крамер, Э. (2016) 'Сомнительный прогресс Украины после Ассоциации с Европой,' 12 мая. [<http://inosmi.ru/economic/20160512/236498010.html>]
- Крушинська, Т. (2008) 'Украинско-российские экономические отношения, евроинтеграция Украины: проблемы, роль, перспективы,' Electronic Publications of Pan-European Institute. No.5. [<https://www.utu.fi/fi/yksikot/tse/yksikot/PEI/raportit-jatietopaketit/Documents/Krushynska%200508%20web.pdf>]
- Кудияров, С. (2014), 'Слишком много стали,' *Эксперт*, №17, 21 апреля.
- Кудияров, С. (2015) 'Выезжаем на экспортные рынки,' *Эксперт*, №49, 30 ноябрь – 7 декабря.
- Кузьмин, М. (2016) 'Почему лекарства в ЕС дешевле, чем в Украине,' 19 января. [<http://www.eurointegration.com.ua/rus/articles/2016/01/19/7043410/>]
- Кулик, С. и И. Юргенс (2011) «Партнерство для модернизации» Россия–ЕС: к проблеме реализации, Институт современного развития. [http://www.insor-russia.ru/files/Russia-ES_partnership.pdf]
- Кутынка, А. (2016) 'Обзор автомобильного рынка: «бэушки» не продаются, выбор в пользу дешевых новых авто,' *Витебские вести*, 19 мая. [<http://vitvesti.by/obshestvo/obzor-avtomobilnogo-rynka.html>]
- Куюн, С. (2013) 'Глядя с вышки,' *Капитал 500: Лучшие компании Украины*, №1 (декабрь, 2013г. - март, 2014г.) [<http://www.capital.ua/ru/capital500/216/read>]
- Лабькин, А. (2015) 'Долгий путь к своим,' *Эксперт*, №12.
- Лавникевич, Д. (2015) 'Санкции в пользу белорусов: Надежды Белоруссии заработать на продуктовых санкциях не оправдались,' газета.ru, 8 августа [<http://www.gazeta.ru/business/food/2015/08/03/7667817.shtml>]
- Лавникевич, Д. (2016а) 'Лукашенко победил Россию дотациями: Как белорусские сельхозпроизводители завоевали российский рынок,' газета.ru, 27 августа [<https://www.gazeta.ru/business/2016/08/21/10145273.shtml>]
- Лавникевич, Д. (2016b) 'МАЗ умирает в одиночестве: Минский автозавод стал самым убыточным предприятием Белоруссии,' газета.ru, 17 октября. [https://www.gazeta.ru/auto/2016/10/17_a_10254839.shtml]
- Либман, А. и Б. Хейфец (2006) *Экспансия российского капитала в страны СНГ*. М., Экономика.
- Лизунов, С. (2008) 'Украинская нефтяная отрасль требует миллиардных инвестиций,' *Топ-100 Рейтинг лучших компаний Украины*. №3-4, июль-август, с.72-73.
- Лихачев, В. (2016) 'Международный договор в практике Евразийского экономического союза,' *Международная жизнь*, Апрель, 45-52.
- Лихута, Ю. (2016) 'Снова поскребли по сусекам, или Как белорусы покупали новые автомобили в 2015 году,' АВВ.ВУ, 17 февраля. [<https://www.abw.by/news/187918/>]
- Лычавко, А. (2016) 'Белорусский автомобиль - реальные проекты и иллюзорные прожекты,' TUT.ВУ, 28 февраля. [<http://auto.tut.by/news/exclusive/485833.html>]
- Мальцев, А. и Д. Азаров (2014) 'Перспективы развития военно-промышленного комплекса Российской Федерации в условиях санкций,' *Известия УрГЭУ*, №5, 58-66. [<http://izvestia.usue.ru/download/55/8.pdf>]
- Манаев, О. (ред.) (2007) *Беларусь и «большая Европа»: в поисках геополитического самоопределения*, Независимый институт социально-экономических и политических исследований.
- Маненок, Т. и А. Паньковский (2013) 'Белорусско-российские отношения: евразийская воронка,' *Белорусский ежегодник 2012*.
- Маненок, Т. (2016) 'Почему Беларуси сегодня сложнее торговаться с «Газпромом»?,' Белрынок, 15 января. [<https://www.belrynok.by/2016/01/15/pochemu-belarusi-segodnya-slozhnee-torgovatsya-s-gazpromom/>]
- Мантуров, А., Никитин, Г. и Осьмаков, В. (2016) 'Планирование импортозамещения в российской

- промышленности: практика российского государственного управления,' *Вопросы экономики*, No.9, 40–49.
- Медведев, Д. (2016) 'Социально-экономическое развитие России: обретение новой динамики,' *Вопросы экономики*, No.10, 5–30.
- Мендкович, Н. (2015). *На пути к евразийскому экономическому чуду: Россия и интеграция на постсоветском пространстве*, Алгоритм.
- Минпромторг РФ (2014) 'Стратегия развития черной металлургии России на 2014 - 2020 годы и на перспективу до 2030 года.' [<http://www.garant.ru/products/ipo/prime/doc/70595824/>]
- Минсельхоз РФ (2017) Национальный доклад 'О ходе и результатах реализации в 2016 году Государственной программы развития сельского хозяйства и регулирования рынков сельскохозяйственной продукции, сырья и продовольствия на 2013 - 2020 годы.' [<http://mcs.ru/upload/iblock/fcb/fcb7d16c5c74770d1d2df9ef81e00ce7.doc>]
- Минфин РБ (2016) 'Отчет о деятельности ОАО (за исключением банков) за 2015 год,' Министерство финансов Республики Беларусь. [http://www.minfin.gov.by/ru/securities_department/results/results_oao/]
- Мироненко, В. (2015) 'Украина, ЕС, Россия: история и перспективы отношений,' Бажан, А. (ред.) (2015), 54-68.
- Михневич, С. (2016) 'Доли ввоза и продаж поддержанных и новых автомобилей в 2015 году сравнялись,' AutoBild.by, 18 января. [<http://autobild.by/index.php?id=8591>]
- Молина, М. (2005) 'Украина создаст России инвестиционный климат.' *Деньги*. №17, 2 мая. [<http://www.kommersant.ru/doc.aspx?DocsID=574963>]
- Нефтегазовая Вертикаль.*
- Нікіфорова, В. (2013), 'Про деякі наслідки підписання Угоди про асоціацію з ЄС для металургії України,' *Економіка промисловості*, № 3, 137-147.
- Новичков, Н. и Д. Федюшко (2015) 'Проекция силы,' Спец новости, 6 июня. [<https://1big.ru/opinions/11980-proekciya-sily.html>]
- Новости НИСЭПИ*, Независимый институт социально-экономических и политических исследований.
- Новый, В. (2016) 'Японские телевизоры не выдержали помех: Девальвация выдавливает их с российского рынка,' Коммерсантъ, 24 февраля. [<https://www.kommersant.ru/doc/2922829>]
- Пелипась, И., Г. Шиманович и, Р. Кирхнер (2016) *Международные связи и внешние шоки: опыт использования различных спецификаций глобальной VAR для Беларуси*, Исследовательский центр ИПМ. [http://www.get-belarus.de/wordpress/wp-content/uploads/2017/01/PS_02_2016_ru.pdf]
- Петренко, И. (2015) "'Тутэйшыя": какие авто собирали и собирают в Беларуси?' TUT.BY 6 декабря. [<http://auto.tut.by/news/exclusive/475661.html>]
- Пешенко, А. и Д. Мычко (2009) 'Железорудные ресурсы Беларуси и перспективы их использования для устойчивого развития экономики страны,' *Хімія: праблемы выкладання*, № 10, 3-14. [<http://www.bsu.by/Cache/pdf/365743.pdf>]
- Пономарева, С. (2016) 'Почему в Беларуси снижается серый ввоз автомобилей?' Бизнес лидер, 18 февраля. [<http://www.profi-forex.by/news/entry5000031413.html>]
- Посткризисная (2014) 'Посткризисная металлургия Украины: новые реалии и новые стратегии.' [<http://www.hattorimichitaka.com/postkrizisnaya.pdf>]
- Правительство РФ (2009) 'Энергетическая стратегия России на период до 2030 года.' [<http://federalbook.ru/files/ТЕК/Soderzhanie/Tom%2015/V/Energeticheskaya%20strategiya.pdf>]
- Правительство РФ (2013) 'Государственная программа Российской Федерации "Развитие внешнеэкономической деятельности" (редакция 2013 года).' [<http://www.rotobo.or.jp/info/documents/gp27.pdf>]

- Правительство РФ (2014) 'Государственная программа Российской Федерации "Развитие внешнеэкономической деятельности" (редакция 2014 года).' [<http://government.ru/media/files/PQcAFwcyKA.pdf>]
- Правительство РФ (2017) 'Государственная программа Российской Федерации "Развитие внешнеэкономической деятельности" (редакция 2017 года).' [<http://government.ru/media/acts/files/0001201704050022.pdf>]
- Представництво ЄС в Україні (2013) *ЄС-Україна: поглиблена та всеохоплююча зона вільної торгівлі.*
- Президент РБ (2015) 'Обращение с Посланием к белорусскому народу и Национальному собранию,' 29 апреля 2015. [http://president.gov.by/ru/news_ru/view/obraschenie-s-poslaniem-k-beloruskomu-narodu-i-natsionalnomu-sobraniju-11301/]
- Президент РФ (2008) 'Концепция внешней политики Российской Федерации (утверждена Президентом Российской Федерации Д.А.Медведевым 15 июля 2008 г.)' [<http://kremlin.ru/acts/news/785>]
- Президент РФ (2013) 'Концепция внешней политики Российской Федерации (утверждена Президентом Российской Федерации В.В.Путиным 12 февраля 2013 г.)' [http://www.mid.ru/foreign_policy/official_documents/-/asset_publisher/CptICkVB6BZ29/content/id/122186]
- Президент РФ (2016) 'Концепция внешней политики Российской Федерации (утверждена Президентом Российской Федерации В.В.Путиным 30 ноября 2016 г.)' [<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201612010045>]
- Президент України (2015) 'Стратегія сталого розвитку "Україна - 2020".' [<http://zakon1.rada.gov.ua/laws/show/5/2015/print1500858165256228>]
- Прохоренко, Е. (2014) 'Соглашение об ассоциации с ЕС: чего ожидать фармсектору Украины?' Аптека.ua, 30 сентября. [<http://www.apteka.ua/article/308764>]
- Путин, В. (2011a) 'Новый интеграционный проект для Евразии — будущее, которое рождается сегодня,' *Известия*, 3 октября. [<http://izvestia.ru/news/502761>]
- Путин, В. (2011b) 'Выступление В.В.Путина на съезде Общероссийской общественной организации «Деловая Россия».' [<http://archive.government.ru/docs/17451/>]
- Путин, В. (2012a) 'О наших экономических задачах,' *Ведомости*, 30 января. [http://www.vedomosti.ru/politics/articles/2012/01/30/o_nashih_ekonomicheskikh_zadachah]
- Путин, В. (2012b) 'Россия и меняющийся мир,' *Московские новости*, 27 февраля. [<http://www.mn.ru/politics/78738>]
- Путин, В. (2015a) 'Выступление на пленарном заседании 70-й сессии Генеральной Ассамблеи ООН, Кремль, 28 сентября.' [<http://kremlin.ru/events/president/news/50385>]
- Путин, В. (2015b) 'АТЭС: к открытому, равноправному сотрудничеству в интересах развития,' *Российская Газета*, 17 ноября [<https://rg.ru/2015/11/17/statiya-site.html>]
- Равский, М. (2016) "'Газовый гешефт" - всё: исчезает одна из опор современной белорусской экономики,' БДГ Деловая Газета, 12 апреля. [<http://bdg.by/news/authors/gazovyy-gesheft-vsyo-ischezaet-odna-iz-opor-sovremennoy-beloruskoy-ekonomiki>]
- Ракова, Е. (2010) 'Энергетический сектор Беларуси: повышая эффективность (Рабочий материал Исследовательского центра ИПМ WP/10/04).' [<http://www.research.by/webroot/delivery/files/wp2010r04.pdf>]
- Распопова, А. (2016) 'Lada хочет вся Европа: Экспорт автомобилей из России хотят увеличить до 25%,' Газета.Ру, 18 марта. [https://www.gazeta.ru/auto/2016/03/18_a_8130347.shtml]
- РИА РЕЙТИНГ (2014) *Аналитический бюллетень / Металлургия: Тенденции и прогнозы: выпуск №13: итоги 2013 года.*
- РСМД (2013) *Россия – Европейский Союз: Возможности партнерства*, Российский совет по международным

делаем.

- Рудый, К. (2016) *Финансовая диета: реформы государственных финансов Беларуси*, Звезда.
- Сагаанороев, Д. (2016) 'СЭЗ — не панацея. Почему Россия отказалась от СЭЗ?' ЧЕСНОК, 17 июня. [http://4esnok.by/analitika/sez-ne-panaceya-pochemu-rossiya-otkazalas-ot-sez/]
- Салашенко, Т. і Г. Феденко (2014) 'Енергетична безпека України у сфері нафтопереробки,' *Проблеми економіки* № 4, pp.141-152. [http://www.problecon.com/pdf/2014/4_0/141_152.pdf]
- Сальников, В., А. Гнидченко и Д. Галимов (2016) 'Оценка отраслевых эффектов интеграции России, Белоруссии и Казахстана за счет производственной кооперации,' *Проблеми прогнозування*, №1, 134-148.
- Сапронов, Ю. і Д. Костенко (2012) 'Аналіз ринку нафти в Україні,' *Проблеми економіки* № 4, pp.56-67. [http://www.problecon.com/pdf/2012/4_0/56_67.pdf]
- Сделано в России (2015) 'Экспорт автомобилей из России становится выгодным предприятием.' [http://madeinrussia.ru/ru/news/300]
- Селиванова (1998) 'Экономическая интеграция России и Белоруссии и ее влияние на развитие народного хозяйства,' Фурман (ред.) (1998), 316-338.
- Сехович, В. (2015) 'Как управление делами Лукашенко стало крупнейшим в СНГ производителем молока,' *Ежедневник*, 18 сентября [http://ej.by/news/companies/2015/09/18/kak-upravlenie-delami-lukashenko-stalo-krupneyshim-v-sng.html]
- Сехович, В. (2016) 'Реальный сектор: период потерь и ожиданий,' *Белорусский ежегодник 2016*.
- Симановский, С. (2014) 'Пояс добрососедства – важнейшее направление внешней политики Республики Беларусь,' *Весці БДПУ*, Серья 2. № 3, 12-14. [http://elib.bspu.by/bitstream/doc/8662/1/31422.pdf]
- Скавронский, И. (2016) 'Как национальные производители отвоевывают украинский фармрынок,' *Дело*, 26 июля. [http://delo.ua/business/kak-nacionalnye-proizvoditeli-otvovuyvajut-ukrainskij-farmrynok-320460/]
- Совет Министров РБ (2011) 'Программа социально-экономического развития Республики Беларусь на 2011-2015 годы.' [http://brrb.by/assets/upload/documents/Soc%20razvitie%202011-2015-11%2004%202011%20№136.pdf]
- Совет Министров РБ (2016) 'Программа социально-экономического развития Республики Беларусь на 2016-2020 годы.' [http://www.government.by/upload/docs/program_ek2016-2020.pdf]
- Содиков, Ш., К. Сафронов и Э. Мехдиев (2016) 'Постмайданные перспективы евразийской интеграции,' *Международная жизнь*, апрель, 53-72.
- Спартак, А., В. Французов и А. Хохлов (2015) *Мировой и российский экспорт. Тенденции и перспективы развития, системы поддержки*, ВАВТ Минэкономразвития России.
- Статкомитет СНГ (2006) *15 лет Содружество Независимых Государств 1991-2005 (Статистический сборник)*.
- Статкомитет СНГ (2014) *Национальные счета стран Содружества Независимых Государств 2009-2013*.
- Стрежнева, М. (2013) 'Евразийская интеграция в контексте партнерства Россия - ЕС,' РСМД (2013), 39-46.
- Стрелков, А. (2011) 'Киев и Минск между Москвой и Брюсселем: Уравнение с четырьмя неизвестными,' *Актуальные проблемы Европы*, №2, 25-50.
- Ступин, И. (2012) 'Дайте дорогу экономике,' *Эксперт*, №25, 25 июня -.1 июля.
- Ташенов, А. и Н. Чередниченко (2013) *Перспективы развития фармацевтического рынка Единого экономического пространства (Отраслевой обзор №18)* Евразийский банк развития. [http://www.eabr.org/general/upload/docs/AU/AU%20-%20Издания%20-%202013/OBZOR_18_rus.pdf]
- Ткачук, С. (2015а) 'Основы и принципы формирования согласованной политики развития Евразийского союза,'

Экономист, №4, 52-63.

- Ткачук, С. (2015b) 'От ТС - ЕЭП к собственно ЕАЭС: по поводу согласования промышленной политики стран-участниц (концептуальные соображения),' *Российский экономический журнал*, №6, 36-44.
- Ткачук, С. (2016) 'От ТС - ЕЭП к собственно ЕАЭС: по поводу согласования промышленной политики стран-участниц (концептуальные соображения),' *Российский экономический журнал*, №1, 54-65.
- Топ-25 (2014) 'Топ-25 олигархов: есть ли среди них патриоты,' *Власть денег (специальный выпуск)*, №10-17.
- Точицкая, И. (2012) 'Последствия вступления России в ВТО для торговли Беларуси,' *Банкаўскі веснік*, Лістапад, 30-38. [<https://www.nbrb.by/bv/articles/9463.pdf>]
- Точицкая, И. (2016) 'Вступление Казахстана в ВТО: обзор и последствия для Евразийского экономического союза.' [<http://www.research.by/webroot/delivery/files/pp2016r01.pdf>]
- Улахович, В. (2013) 'Беларусь и Европейская политика соседства,' Евменов (ред.) (2013), 292-321.
- Ушачев, И., Серков, А., Папцов, А., Тарасов, В. и В. Чекалин (2014) 'Проблемы обеспечения национальной и коллективной продовольственной безопасности в ЕАЭС,' *АПК: экономика, управление*. №10, 3-15.
- Фальцман (2015) 'Импортозамещение в ТЭК и ОПК,' *Вопросы экономики*, №1, 116-124.
- ФАО (2012) *Оценка развития сельского хозяйства и сельских территорий в странах Восточного Партнерства: Республика Беларусь* [<http://www.fao.org/3/a-aq672r.pdf>]
- ФАО (2016) *Обзор агропродовольственной торговой политики в постсоветских странах 2014-15* [<http://www.fao.org/3/a-i5433r.pdf>]
- Феденко, Г. (2014) 'Стратегические аспекты укрепления энергетической безопасности Украины в сфере нефтепереработки: интерактивная модернизация отрасли,' *Бизнесинформ*, № 12, pp.276-282. [http://www.business-inform.net/pdf/2014/12_0/276_282.pdf]
- Филипишина, А. (2014) 'Нефтепродукты как центральное звено взаимодействия Республики Беларусь и Европейского Союза,' *Международная конференция «Европейский Союз и Республика Беларусь: перспективы сотрудничества»: сб. материалов.* — Минск: Изд. центр БГУ [http://elib.bsu.by/bitstream/123456789/104183/1/filipishina_2014_EU_and_%20Republic_of_Belarus.pdf]
- Фролов, А. (2016) 'Свой вместо чужих: Импортозамещение в ОПК России: опыт 2014-2016 годов,' *Россия в глобальной политике*, № 6. [<http://www.globalaffairs.ru/number/Svoi-vmesto-chuzhikh-18493>]
- Фурман, Д. (ред.) (1998) *Белоруссия и Россия: общества и государства*, Права человека.
- Хейліер, Маркга et al. (2013) *Торгівля з ЄС в рамках поглибленої та всеосяжної угоди про вільну торгівлю.* [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/249201/Selling2theEU_ukr.pdf]
- Центр Разумкова (2009) *Національна безпека і оборона*, No.6.
- Центр Разумкова (2015) *Національна безпека і оборона*, No.1.
- Циноева, Я. (2015) 'Отверточная сборка не прокатит: Свободные экономические зоны лишают прав на автоэкспорт,' *Коммерсантъ*, 24 ноября. [<http://kommersant.ru/doc/2861044>]
- Цухло, С. (2015) '«Импортосохранение» вместо импортозамещения,' *Оперативный мониторинг экономической ситуации в России*, №17, 15-19. [<http://www.ranepa.ru/images/docs/monitoring/2015-17-december.pdf>]
- Цухло, С. (2016) 'Импортозамещение: мифы и реальность,' *Россия 2016. Ежегодный доклад франко-российского центра Обсерво*, 92-103. [https://www.iep.ru/files/text/nauchnie_jurnali/tsukhlo_Yearbook-2016_RU.pdf]
- Цухло, С. (2017) 'Какой курс рубля нужен российской промышленности,' *Мониторинг экономической ситуации в России*, №10, 11-15. [<http://iep.ru/files/RePEc/gai/monreo/monreo-2017-10-837.pdf>]

- Четверикова, А. (2015) 'Взаимные прямые инвестиции России и ЕС в металлургии,' *Мировая экономика и международные отношения*, №4, 49-57.
- Чеховская, И. (2016) 'Фармрынок ЕАЭС. Открытие лекарственных границ — лишь первый шаг,' *Лекарственное обозрение*, №12, 30 декабря.
[http://www.aif.ru/society/healthcare/farmrynok_eaes_otkrytie_lekarstvennyh_granic_lich_pervyy_shag]
- Чупров, А. (2015) 'Заграница нам поможет: куда отправляются иномарки из России,' *За рулем.РФ*, 29 января
[<http://www.zr.ru/content/articles/755741-zagranica-nam-pomozhet-kuda-otpravlyayutsya-inomarki-iz-rossii/>]
- Шатоха, В. и М. Рогоза (2015) 'Сценарии развития черной металлургии: мировые тенденции и вызов Украины,' *Management for Sustainable Development in Transitional Economies*, National Mining University of Ukraine, Brandenburg Higher Educational Institution. [http://hetes.com.ua/wp-content/uploads/2016/03/article_V_Shatokha_2015.pdf]
- Широв, А., А. Янговский и В. Потапенко (2015) 'Оценка потенциального влияния санкций на экономическое развитие России и ЕС,' *Проблемы прогнозирования*, №4, 3-16.
- Шпак, А. и Н. Киреенко (2014) 'Государственная поддержка сельского хозяйства в странах Таможенного Союза и Единого Экономического Пространства.' [http://irbis-nbuv.gov.ua/cgi-bin/irbis_nbuv/cgiirbis_64.exe?C21COM=2&I21DBN=UJRN&P21DBN=UJRN&IMAGE_FILE_DOWNLOAD=1&Image_file_name=PDF/Vkhdtusg_2014_150_9.pdf]
- Шпак, А. (2015) 'Селу нужно согласие,' *Звезда*, 7 июля, [<http://zviazda.by/be/news/20150707/1436220038-selunuzhno-soglasie>]
- Шумаев, В., А. Галушкин и др. (2016) *Современные проблемы региональной экономической интеграции (на примере Европейского союза и Евразийского экономического союза)*, ЮСТИЦИЯ.
- Эрнст энд Янг (2014) *Нефтепереработка в России: курс на модернизацию*.
[[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-downstream-in-russia-course-to-modernization/\\$File/EY-downstream-in-russia-course-to-modernization.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-downstream-in-russia-course-to-modernization/$File/EY-downstream-in-russia-course-to-modernization.pdf)]
- ЮНИТЕР (2015a) *Машиностроение*. [<http://www.uniter.by/upload/Machinebuilding.pdf>]
- ЮНИТЕР (2015b) *Металлообработка*.
[<http://www.uniter.by/upload/iblock/c0f/c0f8747d2a2f0ee6bd8213419ceeb3db.pdf>]
- ЮНИТЕР (2015c) *Молочная отрасль*. [http://www.uniter.by/upload/Dairy_industry.pdf]
- ЮНИТЕР (2015d) *Мясная отрасль*. [<http://www.uniter.by/upload/Meat-processing.pdf>]
- ЮНИТЕР (2015e) *Нефтепереработка*. [<http://www.uniter.by/upload/oil-refinery.pdf>]
- ЮНИТЕР (2015f) *Рынок табачной продукции*. [<http://investinbelarus.by/docs/Tabak.pdf>]
- ЮНИТЕР (2015g) *Химия и нефтехимия*.
[<http://www.uniter.by/upload/iblock/76d/76de7f561bc34c56530746516f382100.pdf>]
- ЮНИТЕР (2016a) *Нефтехимический комплекс Республики Беларусь: перспективы развития и инвестиций*.
[<http://www.uniter.by/upload/iblock/362/3625c803f578573390c975ba1c0d06b0.pdf>]
- ЮНИТЕР (2016b) *Фармацевтика Беларуси 2015*.
[<http://www.uniter.by/upload/iblock/f93/f937964897b48d5558cb33d0a13fda77.pdf>]
- Яковлева-Устинова, Т. (2016) 'Миллиарды на независимость: Государство продолжит выделять деньги на отечественное производство,' *Oil & Gas Journal Russia*, Июнь, 40-45.
[<http://ogjruussia.com/uploads/images/Articles/June%202016/40-45.pdf>]

3. 日本語文献

- 安達祐子 (2016) 『現代ロシア経済 —資源・国家・企業統治』 名古屋大学出版会。
- 今井雅和 (2011) 『新興大国ロシアの国際ビジネス —ビジネス立地と企業活動の進化』 中央経済社。
- 上垣彰 (2005) 『経済グローバリゼーション下のロシア』 日本評論社。
- 植田隆子 (2014) 「欧州連合の対外関係」 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編 (2014) 『新EU論』 信山社, 157-195。
- 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編 (2014) 『新EU論』 信山社。
- 馬田啓一・木村福成 (編著) (2012) 『国際経済の論点』 文眞堂。
- エスカット、ユーベル・猪俣哲史編著 (2011) 『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖 —モノの貿易から「価値」の貿易へ』 アジア経済研究所。[<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Sonota/11.html>]
- 遠藤寿一 (2008) 「日露経済交流の拡大と今後の課題」 『季刊 国際貿易と投資』 Spring, No.71, 16-25頁。
- 大橋巖 (2015) 「ロシア工業団地協会の組織と活動 —工場立地環境の改善に取り組む若手たち」 『ロシアNIS調査月報』 第60巻第4号、1-4頁。
- 川端望 (2005) 『東アジア鉄鋼業の構造とダイナミズム』 ミネルヴァ書房。
- 金美德 (2012) 「韓国企業のグローバル戦略とロシア市場での展開」 『ロシアNIS調査月報』 第57巻第7号、1-8頁。
- 久保庭真彰 (2011) 『ロシア経済の成長と構造 —資源依存経済の新局面 (一橋大学経済研究叢書58)』 岩波書店。
- 小山洋司・富山栄子 (2007) 『東欧の経済とビジネス』 創成社。
- 金野雄五 (2008) 「ロシアにおける対外経済関係の自由化の一考察 —多角的貿易自由化と地域経済統合の展開を中心として」 (北海道大学博士学位論文)。
- 金野雄五 (2008a) 「ロシアのWTO加盟問題」 田畑編著 (2008)、199-218頁。
- 金野雄五 (2012b) 「ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟の現状と展望 —統合の現段階と『共通経済空間』が目指すもの」 『ロシアNIS調査月報』 第57巻第4号、1-8頁。
- 齋藤大輔 (2016) 「ロシア極東政策の新展開」 『ロシアNIS調査月報』 第61巻第11号、26-55頁。
- 坂口泉 (2012a) 「WTO加盟でロシア自動車産業はどう動くか」 『ロシアNIS調査月報』 第57巻第2号、10-25頁。
- 坂口泉 (2012b) 「ロシアの石油ガス輸出の高付加価値化」 『ロシアNIS調査月報』 第57巻第9-10号、42-57頁。
- 坂口泉 (2015a) 「苦境に立ち向かうロシア鉄鋼業」 『ロシアNIS調査月報』 第60巻第1号、1-27頁。
- 坂口泉 (2015b) 「負の連鎖に陥ったロシアの石油ガス産業」 『ロシアNIS調査月報』 第60巻第5号、26-44頁。
- 坂口泉 (2015c) 「石油・ガスを軸に読み解くロシア経済の軌跡」 『ロシアNIS調査月報』 第60巻第7号、28-39頁。
- 坂口泉 (2016a) 「ロシアの医薬品および医療機器市場 —輸入代替とルーブル安を背景に」 『ロシアNIS調査月報』 第61巻第2号、1-27頁。
- 坂口泉 (2016b) 「ロシア製油部門の変容とその背景」 『ロシアNIS調査月報』 第61巻第3号、1-30頁。
- 坂口泉 (2016c) 「2015年のNIS諸国の乗用車市場」 『ロシアNIS調査月報』 第61巻第6号、14-32頁。

- 佐藤親賢 (2012) 『プーチンの思考 — 「強いロシア」 への選択』 岩波書店。
- 佐藤千景・島俊夫・中津孝司編著 『エネルギー国際経済』 晃洋書房。
- JSN (2015) 「ロシアの無機肥料産業」 『月刊ロシア通信』 May、Vol.181、2-5頁。
- JXエネルギー (2011) 「第2節 環境規制と燃料品質動向」 『石油便覧』。 [<http://www.noe.jx-group.co.jp/binran/part01/chapter06/section02.html>]
- 塩原俊彦 (2007) 『パイプラインの政治経済学 — ネットワーク型インフラとエネルギー外交』 法政大学出版局。
- 塩原俊彦 (2011) 「ウクライナとベラルーシの軍需産業」 『ロシアNIS調査月報』 第56巻第3月号、15-33頁。
- 柴山千里 (2012) 「アンチダンピングと保護主義」 馬田啓一・木村福成 (編著) (2012)、137-152頁。
- 下斗米伸夫 (1997) 『ロシア現代政治』 東京大学出版会。
- 下斗米伸夫 (2006) 「EUの東方拡大とロシア」 羽場・小森田・田中編 (2006)、341-358頁。
- 下斗米伸夫 (2016) 『プーチンはアジアをめざす — 激変する国際政治』 NHK出版新書。
- 末澤恵美 (2004) 「ウクライナ」 田畑・末澤編 (2004)、162-168頁。
- 杉本侃編著 (2016) 『北東アジアのエネルギー安全保障 — 東を目指すロシアと日本の将来』 日本評論社。
- 関下稔 (2014) 「多国籍製薬産業とグローバルスタンダード — アメリカにおけるブロックバスターモデルの確立と知財支配」 『立命館国際地域研究』 第39号、3-26頁。
- 田中素香・小森田秋夫・羽場久美子編 (2006) 『ヨーロッパの東方拡大』 岩波書店。
- 田畑伸一郎・末澤恵美編 (2004) 『CIS：旧ソ連空間の再構成』 国際書院。
- 田畑伸一郎 (2004) 「経済統合 — 旧ソ連経済空間の解体との対照」 田畑・末澤編 (2004)、51-71頁。
- 田畑伸一郎 (2008) 「経済の石油・ガスへの依存」 田畑編著 (2008)、77-100頁。
- 田畑伸一郎編著 (2008) 『石油・ガスとロシア経済 (北海道大学スラブ研究センター スラブ・ユーラシア叢書3)』 北海道大学出版会。
- 田畑伸一郎 (2012) 「CISの枠組みにおける自由貿易地域創設の歩み」 『ロシアNIS調査月報』 第57巻第4号、10-17頁。
- 中居孝文 (2016) 「AEB：ロシア最強の圧力団体」 『ロシアNIS調査月報』 第61巻第2号、86-87頁。
- 中川功一・宋元旭・勝又壮太郎 (2011) 「液晶パネル産業におけるメーカーとサプライヤとの関係 — 信頼の不足するカスタマイズ品取引」 MMRC DISCUSSION PAPER SERIES. [http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC339_2011.pdf]
- 長友謙治 (2017) 「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」 (北海道大学博士学位論文)。
- 農林水産政策研究所 (2012) 『世界食料プロジェクト研究資料 第3号 平成22年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書』。
[http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/sekai_syokuryo3.html]
- 野部公一 (2012) 「2000年代のロシア農業 — 生産回復と穀物輸出」 農林水産政策研究所 (2012)、103-114頁。
- ハイブリッジ (2016) 「医薬品セクターにおける最新規制動向」 『ハイブリッジ社 欧州規制レポート』 第3号。 [<http://highbridge.fr/jp/newsletter/201604>]

- 袴田茂樹「ロシアの政治社会変容」羽場・溝端編（2011）、47-62頁。
- 蓮見雄（2005）「欧州近隣諸国政策とは何か」『慶應法学』第2号、141-187頁。
- 蓮見雄（2012）「ロシアのWTO加盟と対EU関係」『ロシアNIS調査月報』第57巻第4号、18-33頁。
- 蓮見雄（2014）「EU・ウクライナ連合協定の神話 一事実を示す」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』10月号、No.986、44-49頁。
- 服部倫卓（1999）「ベラルーシの対ロシア経済関係の実相(2)」『ロシア東欧貿易調査月報』第44巻第3号、10-53頁。
- 服部倫卓（2004a）『不思議の国ベラルーシ ーナショナリズムから遠く離れて』岩波書店。
- 服部倫卓（2004b）「ロシア・ベラルーシ連合はCIS統合の牽引車か」田畑・末澤編（2004）、115-132頁。
- 服部倫卓（2009）「ベラルーシの対ロシア家電輸出」『ロシアNIS調査月報』第54巻第9-10号、70-73頁。
- 服部倫卓（2010）「ロシアの対ウクライナ投資の国際政治経済学」『ロシアNIS調査月報』第55巻第1号、1-26頁。
- 服部倫卓（2011a）「ヤヌコーヴィチ政権下のウクライナ政財界地図」『ロシアNIS調査月報』第56巻第3号、1-14頁。
- 服部倫卓（2011b）「ベラルーシの民営化・外資政策の急転換」『ロシアNIS経済速報』5月25日号、No.1529、1-12頁。
- 服部倫卓（2011c）「ロシアの経済特区の特質」『比較経済研究』第48巻第2号、29-40頁。
- 服部倫卓（2011d）「ウクライナ石炭産業の概況と課題」『ロシアNIS調査月報』第56巻第8号、38-47頁。
- 服部倫卓（2011e）『ウクライナ・ベラルーシ・モルドバ経済図説（ユーラシア・ブックレットNo.170）』東洋書店。
- 服部倫卓（2011f）「プーチンのユーラシア連合構想」『ロシアNIS調査月報』第56巻第12号、108-112頁。
- 服部倫卓（2012a）「ベラルーシの民営化と対ロシア関係」ROTOBO編（2012）、55-66頁。
- 服部倫卓（2012b）「2012年ロシア大統領選の小括」『ロシアNIS調査月報』第57巻第4号、95-99頁。
- 服部倫卓（2012c）「ロシア大統領選と新プーチン体制 一せめぎ合う再工業化と脱工業化」『ロシアNIS調査月報』第57巻第5号、2-23頁。
- 服部倫卓（2012d）「袋小路に陥ったルカシェンコ体制のベラルーシ」『ユーラシア研究』第46号、65-67頁。
- 服部倫卓（2013a）「ロシアの経済・産業イノベーション化政策」ROTOBO編（2013）、1-32頁。
- 服部倫卓（2013b）「国家プログラムの採択が相次ぐロシア」『ロシアNIS経済速報』4月5日号、No.1591、1-5頁。
- 服部倫卓（2013c）「ロシアの消費市場保護とオニシチェンコ長官退任」『ロシアNIS調査月報』第58巻第12号、92-95頁。
- 服部倫卓（2014a）「ウクライナの東西選択と経済的利害」『ロシアNIS調査月報』第59巻第1号、10-25頁。
- 服部倫卓（2014b）「ウクライナのユーロマイダン革命」『ロシアNIS調査月報』第59巻第4号、86-94頁。
- 服部倫卓（2014c）「ウクライナ大統領選とポロシェンコ」『ロシアNIS調査月報』第59巻第7号、58-69頁。
- 服部倫卓（2014d）「ウクライナ経済の再生・転換は可能か 一天然ガス消費問題を中心に」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』10月号、No.986、21-35頁。

- 服部倫卓 (2015a) 「ドンバス紛争とウクライナ鉄鋼業の行く末」『ロシアNIS調査月報』第60巻第4号、54-64頁。
- 服部倫卓 (2015b) 「ロシアの工業団地と経済特区の概観」『ロシアNIS調査月報』第60巻第4号、6-17頁。
- 服部倫卓 (2015c) 「EU向け輸出加工基地めざすザカルパッチャ州」『ロシアNIS調査月報』第60巻第4号、42-44頁。
- 服部倫卓 (2015d) 「輸入代替に賭けるロシア」『ロシアNIS調査月報』第60巻第5号、88-91頁。
- 服部倫卓 (2015e) 「ウクライナ経済の実相と対EU関係」『日本EU学会年報』第35号、137-163頁。
- 服部倫卓 (2015f) 「ウクライナ政変とオリガルヒの動き」『ロシア・東欧研究』第43号、2-20頁。
- 服部倫卓 (2015g) 「ロシア・ウクライナの鉄鋼業の比較」『比較経済研究』第52巻第2号、21-32頁。
- 服部倫卓 (2015h) 「ウクライナ危機は克服できるか」『ロシアNIS調査月報』第60巻第7号、40-55頁。
- 服部倫卓 (2015i) 「ルカシェンコ五選とベラルーシの政治経済体制」『ロシアNIS経済速報』10月15日号、No.1674、1-9頁。
- 服部倫卓 (2016a) 「ウクライナとベラルーシの医薬品産業・市場」『ロシアNIS調査月報』第61巻第2号、60-65頁。
- 服部倫卓 (2016b) 「対照的なウクライナとベラルーシの石油精製業」『ロシアNIS調査月報』第61巻第3号、32-47頁。
- 服部倫卓 (2016c) 「ロシア・NISの家電市場で生じる地殻変動 —テレビと冷蔵庫のデータを検証」『ロシアNIS調査月報』第61巻第4号、27-41頁。
- 服部倫卓 (2016d) 「ウクライナとロシアのトラック戦争」『ロシアNIS調査月報』第61巻第4号、52頁。
- 服部倫卓 (2016e) 「ウクライナのタイヤ生産と輸出入」『ロシアNIS調査月報』第61巻第6号、109-111頁。
- 服部倫卓 (2016f) 「ロシア・ウクライナ・ベラルーシの肥料産業と輸出」『ロシアNIS調査月報』第61巻第8号、26-53頁。
- 服部倫卓 (2016g) 「ロシアの食品禁輸と輸入代替の動向」『ロシアNIS経済速報』10月5日号、No.1706、1-10頁。
- 服部倫卓 (2016h) 「経済統合と通貨安が促すロシアの自動車輸出」『ロシアNIS調査月報』第61巻第12号、42-51頁。
- 服部倫卓 (2016i) 「東西の狭間のウクライナ自動車市場」『ロシアNIS調査月報』第61巻第12号、62-66頁。
- 服部倫卓 (2017a) 「輸送・商品・エネルギーの経済関係 —ロシアとウクライナの角逐を中心に」六鹿編 (2017)、318-345頁。
- 服部倫卓 (2017b) 「ロシアの通商・産業政策におけるユーラシア経済連合の意義」『ロシア・東欧研究』第45号、135-155頁。
- 服部倫卓 (2017c) 「農業・食品産業から読み解くベラルーシ」『ロシアNIS調査月報』第62巻第1号、25-33頁。
- 服部倫卓 (2017d) 「データで見るロシア・ウクライナの鉄鋼業 —世界的な供給過剰の中で」『ロシアNIS調査月報』第62巻第3号、52-65頁。
- 服部倫卓 (2017e) 「ロシアの『輸出志向輸入代替』は奏功するか」『ロシアNIS調査月報』第62巻第5号、48-59頁。

- 服部倫卓 (2017f) 「ドンバス危機の新たな局面」『ロシアNIS調査月報』第62巻第5号、107頁。
- 服部倫卓 (2017g) 「ウクライナの農産物・食品輸出とEU市場」『ロシアNIS調査月報』第62巻第7号、52-72頁。
- 服部倫卓 (2017h) 「ロシアの国家プログラム策定状況と対外経済政策」『ロシアNIS調査月報』第62巻第8号、40-43頁。
- 服部倫卓 (2017i) 「ウクライナ・ロシア『通商戦争』の再考」『ロシアNIS調査月報』第62巻第9-10号、58-65頁。
- 服部倫卓 (2017j) 「ベラルーシ経済の軌跡 —表面的な安定と成長の陰で」服部・越野編 (2017予定)、235-239頁。
- 服部倫卓・越野剛編 (2017予定) 『ベラルーシを知るための50章』明石書店。
- 羽場久美子・小森田秋夫・田中素香編 (2006) 『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店。
- 羽場久美子・溝端佐登史編 (2011) 『ロシア・拡大EU (世界政治叢書4)』ミネルヴァ書房。
- 羽場久美子編 (2013) 『EU (欧州連合)を知るための63章』明石書店。
- バラッサ、B・中島正信訳 (1963) 『経済統合の理論』ダイヤモンド社。
- 藤森信吉 (2006a) 「欧州拡大とウクライナ —ヨーロッパとロシアの狭間で」羽場・小森田・田中編 (2006)、329-340頁。
- 藤森信吉 (2006b) 「ウクライナとロシア原油：供給源・ルート多元化をめぐる戦い」『比較経済研究』Vol.43、No.2、51-92頁。
- 藤森信吉 (2011) 「EU・NATOとウクライナ政治」羽場・溝端編 (2011)、285-301頁。
- 藤森信吉 (2013) 「ウクライナとEU —真の『ヨーロッパ』国を目指して」羽場編 (2013)、277-280頁。
- 藤森信吉 (2015) 「2014年度のウクライナ・ガス市場と今後の展開」『ロシアNIS調査月報』第60巻第6号、42-50頁。
- 藤森信吉 (2017a) 「天然ガスから見るウクライナ独立25年」『ロシアNIS調査月報』第62巻第1号、18-24頁。
- 藤森信吉 (2017b) 「マイダン後のウクライナ・エネルギー事情」『ロシアNIS調査月報』第62巻第6号、38-47頁。
- 堀内賢志 (2017) 「ロシアの東方シフトと極東情勢」『ロシアNIS調査月報』第62巻第4号、14-23頁。
- 松井弘明 (2003) 「ロシア外交の理念と展開 —9.11テロ事件以降を中心として」松井編 (2003a)、1-26頁。
- 松井弘明編 (2003) 『9.11事件以後のロシア外交の新展開〈ロシア研究35〉』日本国際問題研究所。
- 溝端佐登史編著 (2013) 『ロシア近代化の政治経済学』文理閣。
- 百濟勇 (2003) 『EU・ロシア経済関係の新展開 —ドイツを軸として欧州・CIS関係を探る』日本評論社。
- 南野大介 (2004) 「エネルギー・トランジット国としてのウクライナ —オデッサ・ブロディ石油パイプラインとその展望」佐藤・島・中津編著 (2004)、67-83頁。
- 六鹿茂夫 (2005) 「欧州近隣諸国政策と西部新独立国家」『国際政治』第142号、95-112頁。
- 六鹿茂夫 (2013) 「近隣諸国政策、黒海沿岸地域協力」羽場編 (2013)、281-285頁。
- 六鹿茂夫編 (2017) 『黒海地域の国際関係』名古屋大学出版会。

山村理人（2012）「ウクライナ ー スラブ・ユーラシア地域における農業構造変動と国際市場への影響」農林水産政策研究所（2012）、115-165頁。

ROTOBO編（2012）『ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関する調査』ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所。

ROTOBO編（2013）『ロシアのイノベーション促進政策とビジネスチャンス』ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所。

ROTOBO（2016）「逆境下でも光ケーブル・ワイヤハーネス事業を拡大（増谷州欧フジクラ・モスクワ事務所長インタビュー）」『ロシアNIS調査月報』第61巻第3号、80-84頁。